

商標審査便覧

目次

凡例

13. 代理人

13. 71 国際商標登録出願に国内代理人がない場合の起案について

15. 優先権

15. 01 優先権主張を伴う商標登録出願に関する優先権の有無の審査について

15. 02 優先権主張を伴う商標登録出願に関する立体商標、動き商標、ホログラム商標、色彩のみからなる商標、音商標又は位置商標の「商標の一致」の判断について

15. 03 優先権主張を伴う商標登録出願に関する標準文字の「商標の一致」の判断について

16. 出願時の特例

16. 01 出願時の特例の主張に係る取扱い

16. 04 特許庁長官の定める博覧会の基準についての説明

17. 分割、出願変更、補正却下の新出願

17. 03 出願の変更があったときのもとの出願についての取扱い

18. セントラルアタック後の再出願

18. 01 セントラルアタック後の再出願に係る取扱い

19. 標準文字等に関する手続き

- 19. 01 商標法第5条第3項に規定する標準文字の指定について
- 19. 71 国際商標登録出願について「standard characters」である旨の宣言があった場合の取扱い

20. 審査

- 20. 01 面接等の実施に関する取扱い
- 20. 02 早期審査制度
- 20. 03 上申書等により応答期間の延長の求めがあった場合の取扱い
- 20. 04 審査の手続の中止について

25. 商標登録を受けようとする商標

- 25. 01 商標法第5条第6項ただし書の規定の適用を受けようとする際の手続について
- 25. 71 国際商標登録出願において「標章音訳」、「標章の翻訳」又は「標章の記述」の記載があった場合の取扱い
- 25. 72 国際商標登録出願における色彩についての取扱い

26. 防護標章

- 26. 01 防護標章登録出願及び防護標章更新登録出願の審査について
 - 26. 02 防護標章更新登録出願の願書と登録原簿との照合の結果、出願人が防護標章登録に基づく権利を有する者と相違する場合の取扱い
 - (26. 03) 出願人の同一認定に関する取扱い
- 42. 111. 01

27. 団体商標、地域団体商標

27. 01 団体商標の取扱いについて

27. 02 地域団体商標の取扱いについて

27. 71 国際商標登録出願において「Collective mark, certification mark, or guarantee mark」の記載がある場合の取扱い

28. 小売等役務商標

28. 01 商標法施行規則別表の表示に従っていない役務表示についての取扱い

31. 要旨変更

31. 71 国際事務局より通報された「商品等に関する限定 (limitation)」が要旨の変更となる場合の取扱い

40. 拒絶の理由の通知

40. 01 先願未登録商標に基づく拒絶理由の通知

40. 02 商標法第4条第1項第11号に係る拒絶理由の開示

40. 03 政令で定める期間内における拒絶理由の通知

40. 04 商標権の存続期間が満了した商標を引用する拒絶理由の通知

40. 05 セントラルアタックにより取り消された国際登録に基づく商標権に係る商標を引用する拒絶理由の通知

41. 第3条

41. 01 商標法第3条の趣旨に反する場合の審査運用について

41. 100 第3条第1項柱書

41.100.01 出願人の名義変更があった場合の商標法第3条第1項柱書の取扱い

(41.100.02) 立体商標の願書への記載について
→ 49.01

41.100.03 商標の使用又は商標の使用の意思を確認するための審査に関する運用について

41.100.04 「自己の業務に係る商品又は役務について使用をする」ことができない蓋然性が高い商標登録出願について

41.100.05 出願人の支配下にあると実質的に認められる者の業務に係る商品又は役務を指定商品又は指定役務とする商標登録出願の取扱い

41.101 第3条第1項第1号

(41.101.51) 外国の地名等に関する商標について
→ 41.103.01

41.103 第3条第1項第3号

41.103.01 外国の地名等に関する商標について

41.103.02 建造物の名称等からなる商標登録出願の取扱い

41.103.03 国内外の地理的名称からなる商標登録出願の取扱い

(41.103.04) 立体商標の識別力に関する審査の具体的な取扱いについて
→ 49.02

(41.103.52) 外国政府等との取決めについて
→ 88.01

41.105 第3条第1項第5号

(41.105.51) 立体商標の識別力に関する審査の具体的な取扱いについて
→ 49.02

4 1. 1 0 6 第 3 条 第 1 項 第 6 号

(4 1. 1 0 6. 5 1) 立体商標の識別力に関する審査の具体的な取扱いについて
→ 4 9. 0 2

(4 1. 1 0 6. 5 2) 「国内外の地理的名称からなる商標登録出願の取扱い」についての説明
→ 4 1. 1 0 3. 0 3

4 1. 2 0 0 第 3 条 第 2 項

(4 1. 2 0 0. 5 1) 立体商標の識別力に関する審査の具体的な取扱いについて
→ 4 9. 0 2

4 2. 第 4 条

4 2. 1 0 1 第 4 条 第 1 項 第 1 号

4 2. 1 0 1. 0 1 外国の国旗の取扱い

4 2. 1 0 3 第 4 条 第 1 項 第 3 号

4 2. 1 0 3. 0 1 商標法第 4 条 第 1 項 第 3 号及び同第 5 号の解釈について

4 2. 1 0 4 第 4 条 第 1 項 第 4 号

4 2. 1 0 4. 0 1 商標法第 4 条 第 1 項 第 4 号に規定する赤十字等の標章について

4 2. 1 0 5 第 4 条 第 1 項 第 5 号

(4 2. 1 0 5. 5 1) 商標法第 4 条 第 1 項 第 3 号及び同第 5 号の解釈について
→ 4 2. 1 0 3. 0 1

4 2. 1 0 7 第 4 条 第 1 項 第 7 号

4 2. 1 0 7. 0 2 国家資格等を表す又は国家資格等と誤認を生ずるおそれのある商標（「××士」「××博士」等）の取扱い

- 4 2 . 1 0 7 . 0 3 暴力団に係る標章（代紋等）の取扱い
- 4 2 . 1 0 7 . 0 4 歴史上の人物名（周知・著名な故人の人物名）からなる商標登録出願の取扱いについて
- 4 2 . 1 0 7 . 0 5 歴史的・文化的・伝統的価値のある標章からなる商標登録出願の取扱い
- 4 2 . 1 0 7 . 0 6 家紋からなる商標登録出願の取扱い
- 4 2 . 1 0 7 . 0 7 著名な絵画等からなる商標登録出願の取扱い
- 4 2 . 1 0 7 . 3 5 国又は地方公共団体と関連する組織又は団体であると誤認を生ずるおそれがある商標（「〇〇審議会」「〇〇公団」「〇〇協会」等）の取扱い
- 4 2 . 1 0 7 . 3 6 「会社」等の文字を有する商標の取扱い
 - （4 2 . 1 0 7 . 5 1） 外国の地名等に関する商標について
→ 4 1 . 1 0 3 . 0 1
 - （4 2 . 1 0 7 . 5 2） 外国標章等の保護に関する取扱い
→ 4 2 . 1 1 9 . 0 2

4 2 . 1 0 8 第4条第1項第8号

- 4 2 . 1 0 8 . 0 1 第4条第1項第8号に関する承諾書の取扱い
 - （4 2 . 1 0 8 . 5 1） 外国の地名等に関する商標について
→ 4 1 . 1 0 3 . 0 1
- 4 2 . 1 0 8 . 0 2 商標法第4条第1項第8号における「商標の使用をする商品又は役務の分野において需要者の間に広く認識されている氏名」の審査に関する具体的な取扱い
- 4 2 . 1 0 8 . 0 3 商標法第4条第1項第8号における「政令で定める要件」の審査に関する具体的な取扱い

4 2 . 1 1 0 第4条第1項第10号

42.110.01 地域団体商標を包含する通常商標の出願に関する商標法第4条第1項第10号等の適用について

(42.110.51) 外国の地名等に関する商標について
→ 41.103.01

(42.110.52) 「需要者の間に広く認識されている商標」に関連する資料の取扱い
→ 42.119.01

(42.110.53) 外国標章等の保護に関する取扱い
→ 42.119.02

(42.110.54) 他人の周知商標と同一又は類似の商標について（地域団体商標）
→ 47.101.08

42.111 第4条第1項第11号

42.111.01 出願人の同一認定に関する取扱い

42.111.03 出願人と引用商標権者に支配関係がある場合の取扱い

(42.111.51) 「需要者の間に広く認識されている商標」に関連する資料の取扱い
→ 42.119.01

(42.111.52) 外国標章等の保護に関する取扱い
→ 42.119.02

(42.111.53) 他人の商標との類否判断について（地域団体商標）
→ 47.101.06

42.114 第4条第1項第14号

42.114.01 種苗の登録品種の名称に関する取扱い

42.115 第4条第1項第15号

(42.115.51) 外国の地名等に関する商標について
→ 41.103.01

(42. 115. 52) 建造物の名称等に関する商標について
→ 41. 103. 02

(42. 115. 53) 「需要者の間に広く認識されている商標」に関連する資料の取扱い
→ 42. 119. 01

(42. 115. 54) 外国標章等の保護に関する取扱い
→ 42. 119. 02

(42. 115. 55) 他人の業務と出所の混同を生ずるおそれがあるかどうかの判断について（地域団体商標）
→ 47. 101. 09

(42. 115. 56) 地域団体商標を包含する通常商標の出願に関する商標法第4条第1項第10号等の適用について
→ 42. 110. 01

42. 116 第4条第1項第16号

(42. 116. 51) 外国の地名等に関する商標について
→ 41. 103. 01

(42. 116. 52) 建造物の名称等を表す商標について
→ 41. 103. 02

(42. 116. 53) 「地域の名称」との関係における指定商品（指定役務）の記載について
→ 47. 101. 07

(42. 116. 54) 外国政府等との取決めについて
→ 88. 01

42. 117 第4条第1項第17号

42. 117. 01 TRIPS協定を踏まえた商標法第4条第1項第17号の解釈について

42. 117. 02 商標法第4条第1項第17号の規定による産地の指定について

42. 117. 03 世界貿易機関（WTO）の加盟国のぶどう酒又は蒸留酒の産地を表示する
標章について

（42. 117. 51） 外国政府等との取決めについて
→ 88. 01

42. 118 第4条第1項第18号

42. 118. 01 商品又は商品の包装の機能を確保するために不可欠な立体的形状(商標法第
4条第1項第18号)に関する取扱い

42. 119 第4条第1項第19号

42. 119. 01 「需要者の間に広く認識されている商標」に関連する資料の取扱い

42. 119. 02 外国標章等の保護に関する取扱い

42. 119. 03 商標法第4条第1項第19号に関する審査について

42. 400 第4条第4項

42. 400. 01 先願に係る他人の登録商標の例外に関する審査の具体的な取扱い

42. 400. 02 商標法第4条第4項の主張に係る資料の取扱い

44. 同日出願

44. 01 商標法第8条第5項に規定するくじの取扱い

44. 02 複雑な競合関係にある商標法第8条第5項に係る「くじ」の実施方法について（審
査事例）

45. 重複出願

45. 71 商標法第68条の10で規定する国際商標登録出願の出願時の特例についての取扱
い

46. 第6条

46.01 不明確な指定商品又は指定役務の審査に関する運用について

46.02 仮想空間及び非代替性トークン（NFT）に関する指定商品・指定役務について

47. 第7条の2

47.101.01 地域団体商標登録出願に係る主体要件について

47.101.03 外国の地名に係る地域団体商標の周知性について

47.101.04 商標が地域の名称及び商品（役務）の名称等の文字のみからなること

47.101.05 商標中の地域の名称が商品（役務）と密接な関連性を有することについて

47.101.06 他人の商標との類否判断について

47.101.07 「地域の名称」との関係における指定商品（指定役務）の記載について

47.101.08 他人の周知商標と同一又は類似の商標について

47.101.09 他人の業務と出所の混同を生ずるおそれがあるかどうかの判断について

47.101.10 地域団体商標に係る団体の構成員について

(47.101.51) 地域団体商標を包含する通常商標の出願に関する商標法第4条第1項第10号等の適用について

→ 42.110.01

47.101.11 地域未来投資促進法の適用による地域団体商標の商標登録出願に係る主体要件について

49. 立体商標

49.01 立体商標の願書への記載について

49.02 立体商標の識別力に関する審査の具体的な取扱いについて

49.03 店舗等の外観又は内装の立体的形状に係る立体商標の類否判断について

52. 動き商標

52.01 動き商標の願書への記載について

54. 色彩のみからなる商標

54.01 色彩のみからなる商標の願書への記載（商標の記載）について

54.02 色彩のみからなる商標の願書への記載（商標の詳細な説明）について

54.03 色彩のみからなる商標の出願における「金色」等の色彩に関する取扱い

54.04 色彩のみからなる商標の出願において願書に記載した商標が複数の図又は写真により記載されている場合の取扱い

54.05 色彩のみからなる商標の出願における色見本帳についての取扱い

54.06 色彩のみからなる商標における使用による識別力の獲得の証明に関する取扱い

54.07 色彩のみからなる商標の出願における使用による識別力の立証方法（色彩の同一性の判断）について

54.08 色彩のみからなる商標に関する第4条第1項第11号の審査における取引の実情の考慮について

55. 音商標

55.01 音商標の願書への記載及び物件について

55.02 音商標の願書への記載（五線譜にて商標を表す場合）について

55.03 音商標の願書への記載（文字にて商標を表す場合）について

55.04 音商標の願書への記載（五線譜及び文字の組み合わせにて商標を表す場合）について

て

56. 位置商標

56.01 位置商標の願書への記載について

56.02 位置商標の出願において願書に記載した商標が複数の図又は写真により記載されている場合の取扱い

56.03 位置商標における識別力の考え方について

85. 出願公開

85.01 出願公開に伴う、「公序良俗を害するおそれのある商標」及び「公序良俗を害するおそれのある指定商品又は指定役務」について

85.71 国際商標登録出願に係る指定商品又は指定役務の翻訳の作成と公報等への掲載に関する取扱い

88. 外国政府等との取決め

88.01 外国政府等との取決めについて

89. 情報の提供

89.01 商標登録出願に関する情報提供について

89.02 国若しくは地方公共団体等又は公益的事業等を表示する標章に関する情報提供について

89.03 博覧会の賞に関する情報提供について

A1. 基礎登録又は基礎出願

A1.01 2以上の基礎となる商標登録又は商標登録出願に関する取扱い

A 2. 国際登録出願に係る商標

- A 2. 0 1 国際登録出願に係る商標と基礎登録又は基礎出願に係る商標との同一に関する取扱い
- A 2. 0 2 基礎登録又は基礎出願が立体商標である場合の商標の同一に関する取扱い
- A 2. 0 3 基礎登録又は基礎出願に係る商標が標準文字による場合の国際登録出願における標準文字の宣言と商標の同一に関する取扱い
- A 2. 0 4 色彩を構成要素としている商標の同一に関する取扱い
- A 2. 0 5 国際登録出願に係る商標（ラテン文字、アラビア数字、ローマ数字以外の表記）の音訳についての取扱い
- A 2. 0 6 国際登録出願に係る商標の翻訳についての取扱い
- A 2. 0 7 国際登録出願に係る商標の記述についての取扱い（商標法第5条第4項で規定する商標の詳細な説明を除く）
- A 2. 0 8 国際登録出願に係る商標の記述及び色彩に係る主張についての取扱い（商標法第5条第4項で規定する商標の詳細な説明について）

A 3. 国際登録出願に係る商品又は役務

- A 3. 0 1 国際登録出願に係る商品又は役務の同一に関する取扱い
- A 3. 0 2 国際登録出願に係る類の記載に関する取扱い
- A 3. 0 3 国際登録出願に係る商品及び役務の記載に関して国際事務局から欠陥の通報があった場合の取扱い

A 8. 国際事務局への通報

- A 8. 0 1 基礎登録又は基礎出願に係る指定商品又は指定役務の全部若しくは一部が消滅した場合における国際事務局への通報について
- A 8. 0 2 基礎登録又は基礎出願の分割があった場合の国際事務局への通報について

資 料

巻末資料 1－1 平成 28 年 9 月 23 日に指定された標準文字一覧

巻末資料 1－2 平成 9 年 2 月 24 日に指定（平成 15 年及び平成 16 年に文字追加）された標準文字一覧
(→19. 01)

巻末資料 2－1 商標法第 4 条第 1 項第 17 号に規定する世界貿易機関（WTO）加盟国のぶどう酒又は蒸留酒の産地を表示する標章について
(→42. 117. 03)

巻末資料 2－2 WTO 加盟国によって保護されているぶどう酒又は蒸留酒の産地の表示リスト

商標審査便覧分類表

00 一般	10 出願手続	20 審査	30 補正	40 拒絶の理由の通知
01	11	21	31 要旨変更	41 第3条
02	12	22	32	42 第4条
03	13 代理人	23	33	43
04	14	24	34	44 同日出願
05	15 優先権	25 商標登録を受けようとする商標	35	45 重複出願
06	16 出願時の特例	26 防護標章	36	46 第6条
07	17 分割、出願変更、補正却下の新出願	27 団体商標、地域団体商標	37	47 第7条の2
08	18 セントラルアタック後の再出願	28 小売等役務商標	38	
09	19 標準文字等に関する手続き	29	39	49 立体商標

50 動き商標、ホ ログラム商標、色 彩のみからなる 商標、音商標又 は位置商標	60	70 査 定	80 審査資料	90 その他
51	61	71	81	91
52 動き商標	62	72	82	92
53	63	73	83	93
54 色彩のみから なる商標	64	74	84	94
55 音商標	65	75	85 出願公開	95
56 位置商標	66	76	86	96
57	67	77	87	97
58	68	78	88 外国政府等と の取決め	98
59	69	79	89 情報の提供	99

A0 本国官庁				
A1 基礎登録又は 基礎出願				
A2 国際登録出願 に係る商標				
A3 国際登録出願 に係る商品又は 役務				
A4				
A5				
A6				
A7				
A8 国際事務局 への通報				
A9				

凡例

1. この商標審査便覧は、その使用を容易にし、かつ今後の改訂、補充等を容易にするため、商標審査便覧分類表に示す分類を用いています。

なお、この分類は、特許・実用新案審査便覧に準じた分類分けがなされています。

すなわち、分類表に示すように、商標審査における実務上の手続の順序に即して分割した11個のグループを基本の骨格とし、そのグループをさらに10個に分割して、関係の深い事項をその事項の重要度、実務上の使用頻度などによって適宜配列分類することにより、合計110個の分類を構成しました。

なお、上記の分類によらないものは適宜配列してあります。

また、分類表中の表題のない欄は、将来の補充に備えたものですが、補充する事項を予想して空欄を設けたものではありません。

2. 分類標数について

00 から A9 に至る 110 個の 2 桁の数字を分類の基本標数とし、この基本標数は、それぞれ一つのまとまった事項を表示することとしました。

この基本標数に続く 2 桁の数字は、説明事項の掲載順序を示す標数であり、前後それぞれ 2 桁の数字の間に「.」を記して一個の分類標数を構成することとしました。

ただし、第 3 条、第 4 条及び第 7 条の 2 については、条文順の掲載とし、基本標数に続く 3 桁の数字のうち 1 桁目が項を、2 桁及び 3 桁目が号数を表し、これに続く「.」2 桁の数字が説明事項の掲載順序を示す標数で構成されています。

3. 適用される出願の種類について

(1) 国際登録出願のみに適用する取扱い等は、例えば、A1.01 のように基本標数 A1 から A9 で始まる分類標数を付与してあります。

(2) 国際商標登録出願のみに適用する取扱い等は、例えば、13.71 のように 70 番台で始まる分類標数を付与してあります。

(3) 商標登録出願のみに適用し、国際商標登録出願には適用しない取扱い等の最終行には、「【備考】本取扱いは、国際商標登録出願には適用しない。」旨、記載してあります。

4. 目次において分類標数に括弧を付したものは、他に分類されている事項を

援用するもの又は改訂等によって削除された項についてのもの若しくは訂正前の内容が他に移項されたものです。

内容を援用するものについてはその援用元を、また、内容が他に移項されたものについては、その移項先を「→分類標数」で示しています。

5. 目次及び本文中の「(→分類標数)」は、その箇所を参照せよとの表示であり、その事項に関する主な記載箇所であることを示しています。

なお、前述の括弧内の標数が基本標数の2桁のみで示されているものは、その基本標数の項全体を参照せよとの表示であることを表します。

6. 方式審査便覧等の他の便覧を参考文献として掲げる場合には、その該当箇所において括弧を用いて便覧名称及びその分類標数を表示してあります。

7. 法令等の略記表示について主なものは次の通りです。(例示)

商第○条	商標法第○条
商施法第○条	商標法施行法第○条
商施令(政令)第○条	商標法施行令第○条
商施規(省令)第○条	商標法施行規則第○条
商登令	商標登録令
商登施	商標登録令施行規則
特(実・意)第○条	特許(実用新案・意匠)法第○条 (この他の関連法令は商標関係の場合に準ずる)
特例法	工業所有権に関する手続等の特例に関する法律 (同 上)
民訴第○条	民事訴訟法第○条
不競法第○条	不正競争防止法第○条
パリ条約	1900年12月14日にブラッセルで、1911年6月2日にワシントンで、1925年11月6日にヘーグで、1934年6月2日にロンドンで、1925年11月6日にヘーグで、1934年6月2日にロンドンで、1958年10月31日にリスボンで及び1967年7月14日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する1883年3月20日のパリ条約
TRIPS 協定	知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書1C)

ニース協定	1967年7月14日にストックホルムで及び1977年5月13日にジュネーヴで改正され並びに1979年10月2日に修正された標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関する1957年6月15日のニース協定
議定書	標章の国際登録に関するマドリッド協定の1989年6月27日にマドリッドで採択された議定書
共通規則	標章の国際登録に関するマドリッド協定及び同協定の議定書に基づく共通規則
基準	商標審査基準

法令名の略記がなく、単に条文数のみで記載されている場合は、原則として商標法の条文数を指しています。

13. 71

国際商標登録出願に国内代理人がない場合の起案について

国際商標登録出願の出願人に、国内の代理人がない場合は、当庁からの手続は出願人本人に対して行う。

〔説明〕

商標登録出願において、出願人が在外者（日本国内に住所又は居所（法人にあっては営業所）を有しない者）である場合には、商標法第77条第2項において準用する特許法第8条の規定により、日本国特許庁に直接手続を行うことはできず、国内に在住する代理人（商標管理人）を選任して手続を行わなければならないこととされているが、マドリッド協定議定書による国際登録制度を利用した国際商標登録出願は、出願人が在外者であっても日本国特許庁に直接出願手続を行った場合と同等の効果を生ずることとなり、国際商標登録出願人に国内に在住する代理人（商標管理人）がない場合がある。

このような場合には、査定の謄本の送達等といった当庁からの手続は、直接国際商標登録出願人本人に対して行うこととする（商標法第77条第5項で準用する特許法第192条第2項参照）。

ただし、在外者である国際商標登録出願人が、商標法の規定に基づく国内手続（意見書・手続補正書の提出等）を行う場合については、商標法第77条第2項において準用する特許法第8条の規定により日本国特許庁に直接手続を行うことはできず、国内に在住する代理人（商標管理人）を選任して手続を行わなければならない。

15. 01

**優先権主張を伴う商標登録出願に関する
優先権主張の効果の審査について**

1. 優先権主張の効果の審査

(1) 優先権主張の効果についての判断が必要な場合

審査官は、①第一国（優先権主張の基礎出願がなされた国）における出願の日（以下「優先日」という。）と優先権主張を伴う商標登録出願の出願日との間に商第4条第1項第11号に該当し得る引用商標を発見した場合、②優先日に商第8条第2項又は第5項の根拠となり得る商標を発見した場合及び③商第4条第3項の規定に挙げられた拒絶理由に該当する場合（商標審査基準 第18 その他3. (2) に挙げられたもの、すなわち商第4条第1項第8号、同第10号、同第15号、同第17号及び同第19号）のみ、優先権主張の効果が認められるか否かについて判断すれば足りる。

(説明)

パリ条約による優先権（パリ条約第4条A(1)）の効果が認められるか否かにより審査結果が変わるのは、優先日から優先権主張を伴う商標登録出願の出願日の間にこれらの拒絶理由の根拠となる事実が発見された場合に限られるからである。なお、パリ条約の例による優先権（商第9の2、商第9の3、商第13条第1項で準用する特第43条の3第2項）についても同様である。

(2) 優先権主張の効果を認める要件

優先権主張の効果が認められるためには、以下①から③の要件を満たす必要がある。

要件を満たさない場合には、優先権主張の効果が認められない商標登録出願として処理する。

- ①優先権主張を伴う商標登録出願の出願人が、商第13条第1項で準用する特第43条第2項の規定により提出された証明書類等（以下「優先権証明書類等」という。）に示された出願人と同一人又はその承継人であること（パリ条約第4条A(1)）
- ②優先権主張を伴う商標登録出願の願書に記載された商標と、優先権証明書類等に記載された商標が一致すること
- ③優先権主張を伴う商標登録出願に係る指定商品又は指定役務の全部又は一部が優先権証明書類等に示された指定商品又は指定役務に含まれていること

2. 優先権主張を伴う商標登録出願の出願人と優先権証明書類等に示された出願人の同一性について（要件①）

優先権主張を伴う商標登録出願の願書に記載された出願人と優先権証明書類等等に示された出願人について、氏名若しくは名称が一致しない場合又は不明な場合には、出願人又は代理人に対し、優先権証明書類等等に示された出願人と同一人であること、又はその承継人であることを証明する書類について提出を求める通知を行う。

この通知は、必ずしも単独で行う必要はなく、最初に発する拒絶理由通知書等の通知をするときにこれに書き添えて行ってもよいものとする。

相当の期間が経過しても、同一人又はその承継人であることを証明する書類が提出されない場合には、優先権主張の効果を認めず、出願人又は代理人にその旨を通知する。この通知は、登録査定又は拒絶査定をするときにこれに書き添えて行うこととする。

(説明)

優先権主張を伴う商標登録出願の出願人が、優先権証明書類等等に示された出願人と同一人又はその承継人であることは、優先権主張の効果が認められるための要件の一つであるが、住所又は居所が記載されていない優先権証明書類等等を発行する国があり、住所又は居所の一致を優先権証明書類等等のみでは確認できない場合があること、また、同一国内で住所又は居所のみ変更されることはよくあり、氏名又は名称が一致しているにもかかわらず、住所又は居所が一致しない根拠を示す資料の提出を求める合理的な理由がないことから、優先権主張の効果における審査においては、氏名又は名称が一致していれば同一人であると判断する。

3. 優先権主張を伴う商標登録出願の願書に記載された商標と、優先権証明書類等等に示された商標の一致について (要件②)

優先権主張を伴う商標登録出願の願書に記載された商標と優先権証明書類等等に示された商標とが明らかに異なる場合、例えば、英語の大文字と小文字が相違する場合等には、商標が一致しているとは認めることができない。

商標が一致しない場合には、出願人又は代理人に優先権主張の効果を認めない旨及びその理由を通知する。この通知は、必ずしも単独で行う必要はなく、最初に発する拒絶理由通知等等の通知（登録査定を含む。）をするときにこれに書き添えて行ってもよいものとする。

他方、優先権証明書類等等全体の記載内容を総合的に検討し、両者の差異が第一国における制度・運用上の相違又はシステム運用上の相違から生じたものであると出願人又は代理人の説明等により認められるときは、商標が厳密には一致しない場合でも、実質的に同一のものとして取り扱い、商標の一致を認める。

例えば次に該当する場合には、実質的に同一の商標として取り扱う。

(1) 制度・運用上の相違に係る場合

①英国等の「シリーズ商標」出願

第一国における出願がシリーズ商標出願である場合で、優先権証明書類等に複数の商標が示されており、願書に記載された商標が当該複数の商標の一つと一致すると認められるときは、両者は実質的に同一の商標として取り扱う。

(説明)

シリーズ商標とは英国等において採用される特有の制度である。同制度においては、複数の商標を一つの手続によって出願することが可能であり、願書に示された複数の商標は、全体として一つの商標としてではなく、それぞれが独立した商標として、出願されたものと考えられる。

したがって、優先権証明書類等の記載から第一国における出願がシリーズ商標であることを確認することができれば、当該第一国における出願のシリーズ商標のうちの一つの商標と本願商標とを対比して商標の一致についての判断を行う。

なお、優先権証明書類等に示された複数の商標を一つの商標として我が国に商標登録出願した場合には、実質的に同一の商標とする取扱いは適用しない。

(実質的に同一の商標であると認めた事例)

○優先権主張を伴う商標登録出願の願書に記載された商標（商願2000-2024）



○優先権証明書類等に示された商標、及びシリーズ商標である旨を把握できる記述



Date Filed:	16.07.1999
Date Progress Stopped:	
(Earliest) Priority Date:	
Priority Country Code:	
Number in Series:	002

②米国の立体商標出願

優先権証明書類等に示された立体商標には、陰影を表すための細線又は濃淡（シェーディング）が施されているのに対して、願書に記載された立体商標には、陰影を表すための細線又は濃淡が施されていない場合で、両者の差異が当該細線又は濃淡の有無のみであるときは、両者を実質的に同一の商標として取り扱う。

(説明)

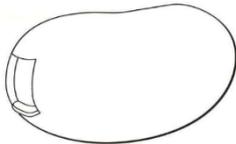
米国においては、商標見本に点線、陰影を表すための細線や濃淡を施すことが認められているが¹、我が国の商標法施行規則様式2の備考には「商標記載欄には別段の定めがある場合を除き、陰影を表すための細線又は濃淡、内容を説明するための指示線、符号、又は文字、その他商標を構成しない線、符号、図形又は文字を記載してはならない。」旨規定されている。

この場合、優先権証明書類等に示された立体商標に陰影が施されているにもかかわらず、商標登録出願人は、出願にかかる立体商標の商標見本から当該陰影を削除することが必要となるが、その場合には商標が厳密には一致しないものとなる。

しかしながら、当該陰影の有無の差異は、米国と日本との商標の記載方法の相違から生じた結果であり、当該陰影の有無の差異のみによって商標の一致を否定することは商標登録出願人にとって酷であることから、特別な事情がない限り、両者を実質的に同一の商標として取り扱う。

(実質的に同一の商標であると想定される例)

○優先権主張を伴う商標登録出願の願書に記載された商標 (立体商標)



○優先権証明書類等に示された商標及び商標に関する説明



【商標に関する記述】²

The mark consists of the product packaging for candy, namely a three dimensional configuration of a unique container in the shape of a jelly bean. The lining shown in the drawing is used to indicate the 3 dimensional roundness of the mark and is not a feature of the mark, and does not indicate color.

(2) システム運用上の相違に係る場合

①標準文字又は一般的に使用されている書体と認められる書体で表された文字からなる商標の出願

優先権証明書類等に示された商標が電子機器で一般的に使用されている書体

¹ USPTO Examination Guide 1-05 <http://www.uspto.gov/trademarks/resources/exam/examguide1-05.jsp>

² (仮訳) 標章はキャンディの商品包装、すなわちジェリービーンの形状をした容器の立体的形状からなる。線模様は標章の立体的な丸味を示すもので、標章の特徴でも色彩を示すものでもない。

と認められる書体で表された文字からなり、願書に記載された商標が標準文字又は電子機器で一般的に使用されている書体と認められる書体で表された文字からなる場合には、特別な事情がない限り、実質的に同一の商標として取り扱う。

(説明)

優先権証明書類等の発行に際し、近年の多種多様な電子機器の開発・普及により、様々な書体の文字が印刷可能となっているところ、各国官庁のシステム上、同じ文字であっても様々な書体で表示される可能性がある。

以上の実情を踏まえると、優先権証明書類等に示された商標の文字の書体と願書に記載された商標の文字の書体とが相違する場合、厳密には同一のものとはいえないが、いずれもが商標の識別性に影響を及ぼす程の特徴を有するものとは認められず、一般的な書体であると認められるときは、上記のとおりシステムに起因する書体の相違であると考えられるから、特別な事情がない限り、両者を実質的に同一の商標として取り扱う。

②標準文字からなる商標の出願における全角文字と半角文字の相違について

優先権証明書類等に示された商標が電子機器で一般的に使用されている書体と認められる書体で表された半角文字からなり、願書に記載された商標が標準文字（全角文字）からなる場合には、特別な事情がない限り、実質的に同一の商標として取り扱う。

(説明)

商標法第5条第3項に規定する標準文字で使用できる文字は全角文字のみであり、半角文字からなる商標は、我が国において標準文字として出願できない。

(https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/trademark/binran/document/index/s_hiryuu_1_1.pdf)

そのため、優先権証明書類等に示された商標と願書に記載された商標（標準文字）に半角文字と全角文字の相違がある場合、厳密には同一のものとはいえないが、システムに起因する相違であると考えられるから、特別な事情がない限り、両者を実質的に同一の商標として取り扱う。

(実質的に同一の商標であると認めた事例)

○優先権主張を伴う商標登録出願の願書に記載された商標（商願2008-12191）

M a r y L o u ' s W e i g h （標準文字）

○優先権証明書類等に示された商標

Mary Lou's Weigh

4. 優先権主張を伴う商標登録出願の願書に記載された指定商品又は指定役務が、優先権証明書類等に示された指定商品又は指定役務に含まれているかの判断について（要件③）

優先権主張の効果は、優先権主張を伴う商標登録出願の願書に記載された指定商品又は指定役務が優先権証明書類等に示された指定商品又は指定役務に含まれている場合、その含まれている指定商品又は指定役務ごとに生じるものである。

つまり、願書に記載されている全ての指定商品又は指定役務について優先権主張の効果が生じる場合と、願書に記載されている指定商品又は指定役務の一部のみに優先権主張の効果が生じる場合がある。

その判断に当たっては、願書に記載されている指定商品又は指定役務と同一の表示が優先権証明書類等に示されている必要はなく、その指定商品又は指定役務が含まれる包括的な表示（当該表示が不明確である場合もある。）が優先権証明書類等に示されていれば、優先権証明書類等に示された指定商品又は指定役務に含まれているものと認める。

明らかに優先権証明書類等に示された指定商品又は指定役務に含まれているとは認められない場合には、出願人又は代理人に優先権主張の効果を認めない旨及びその理由を通知する。この通知は、必ずしも単独で行う必要はなく、最初に発する拒絶理由通知等の通知（登録査定を含む。）をするときこれに書き添えて行ってもよいものとする。

15. 02

**優先権主張を伴う商標登録出願に関する
立体商標、動き商標、ホログラム商標、
色彩のみからなる商標、音商標又は位置商標の
「商標の一致」の判断について**

優先権の基礎となる第一国出願又は優先権主張を伴う我が国への出願が立体商標、動き商標、ホログラム商標、色彩のみからなる商標、音商標又は位置商標である場合の「商標の一致」に関する判断は、優先権証明書類等に表示された下記1. から特定される商標と願書に記載された下記2. から特定される商標登録を受けようとする商標が一致するかにより判断する。

ただし、各国の制度の相違は、考慮することとする。

1. 優先権証明書類等に表示された項目等（例）

- ・ 商標
- ・ 立体商標、動き商標、ホログラム商標、色彩のみからなる商標、音商標又は位置商標のいずれであるかの記載
- ・ 商標に関する説明
- ・ 優先権証明書類等に添付された音声ファイル

2. 願書に記載された項目等

- ・ 願書に記載した商標
- ・ 立体商標、動き商標、ホログラム商標、色彩のみからなる商標、音商標又は位置商標のいずれであるかの記載
- ・ 商標の詳細な説明
- ・ 商第5条第4項の「経済産業省令で定める物件」（音声ファイル）
- ・ 商第5条第1項の「必要な書面」（願書に記載した立体商標を説明した書面）

1

¹ 本取扱いのうち、「商第5条第1項の『必要な書面』（願書に記載した立体商標を説明した書面）」に関するものについては、令和2年3月31日以前の出願に適用される（商標法施行規則の一部を改正する省令（令和2年2月14日経済産業省令第8号）参照）。

15. 03

**優先権主張を伴う商標登録出願に関する
標準文字の「商標の一致」の判断について**

優先権の基礎となる第一国出願又は優先権主張を伴う我が国への出願が標準文字によるものである場合の「商標の一致」に関する判断は、第一国出願が標準文字によるものであるか否かにかかわらず、優先権証明書類等に表示された商標と我が国への出願の願書に記載された商標（我が国への出願が標準文字による場合は標準文字に置換して現された商標）を対比して行うものとする。

(説明)

優先権を主張して我が国へ商標登録出願するものの中には、優先権の基礎となる第一国出願が標準文字によるものである場合もあり得る。しかし、当該第一国の標準文字と我が国の標準文字とでは、標準文字として認める文字の範囲や態様が異なることから、我が国への商標登録出願が標準文字によるものである場合にも、第一国出願が標準文字によるものであることを「商標の一致」の条件とすることはできない。

一方、我が国への商標登録出願が標準文字によるものである場合には、商標登録出願に係る商標は、願書に記載されたものでなく、標準文字に置き換えて現されたもの（[基準第4\(第5条\)](#)の3.)である（商第12条の2第2項第3号、商第18条第3項第3号、商第27条第1項参照）。

したがって、優先権主張に関する「商標の一致」の判断は、優先権の基礎となる第一国出願が標準文字によるものであるか否かにかかわらず、優先権証明書類等に表示された商標をもとに行うことを前提に、我が国への商標登録出願が標準文字によらない場合は願書に記載された商標と対比して、また、我が国への商標登録出願が標準文字による場合は標準文字に置き換えて現された商標と対比して、それぞれ判断することとしたものである。

(注) 以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

○ [「第5条（商標登録出願）」の審査基準](#)

16. 01

出願時の特例の主張に係る取扱い

1. 商第9条第1項の規定の対象となる博覧会は、以下のとおりである。
 - (1) 政府若しくは地方公共団体（以下「政府等」という。）が開設する博覧会
 - (2) 政府等以外の者が開設する博覧会であって、特許庁長官の定める基準に適合するもの
 - (3) パリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国で開催される国際的な博覧会（政府等若しくはその許可を受けた者が開設するもの）
 - (4) 上記(3)に該当しない国で開催される国際的な博覧会であって、特許庁長官の定める基準（以下「本基準」という。）に適合するもの（政府等若しくはその許可を受けた者が開催するもの）

2. 商第9条第1項に基づく出願時の特例の主張に当たっては、出願人は、出願人が博覧会に出品又は出展した日、及び出品した商品又は出展した役務等についての博覧会への出品又は出展の事実を証明しなければならない（商第9条第2項、商施規第6条の2）。

出品又は出展した事実の証明は、例えば、次のような証拠方法によるものとする。

 - (1) 博覧会開設者による出願人の出品（出展）証明書
 - (2) 博覧会への出品又は出展を示すパンフレット

3. 博覧会が上記1. (2)及び(4)に該当するものである場合は、上記2. の博覧会への出品又は出展の事実の証明に加えて、出願人は、出品又は出展した博覧会が商第9条第1項に基づく「特許庁長官の定める基準」に適合するものであることを証明しなければならない。

本基準に適合するか否かの証明は、例えば、①博覧会名、②主催者名、③政府等による後援の有無等が明確に記載された、一般に頒布するための博覧会のパンフレット、プログラム等の証拠方法によるものとする。

(説明)

1. 商第9条の規定は、出願時の特例を定めたものであり、政府等が開設する博覧会等に出品又は出展した者が、その出品した商品又は出展した役務について使用した商標を、その出品日又は出展日から6月以内に商標登録出願をしたときは、その商標登録出願は、その出品又は出展の時にしたものとみなす旨を規定している。

2. 本条の趣旨は、博覧会に出品又は出展した者がその出品した商品又は出展した役務に使用した商標を他人が先に商標登録出願をした場合に正当な商標登録出願者であるべき出品(出展)者を保護しようとするものである。

また、本条は、パリ条約第11条の義務を担保する規定でもある。

3. 本基準に適合せず、出願日が遡及しないために、商第4条第1項第11号等の拒絶理由に該当するとされた場合、出願人は、その拒絶理由通知書に対する意見書や拒絶査定不服審判請求を通じて、出願時の特例主張に係る博覧会が本基準に適合しない旨の判断に対して反論をすることができる。

一方、本基準に適合し、出願日が遡及したことにより、商第4条第1項第11号等の拒絶理由に該当しないと判断されて商標登録された場合、第三者は、登録異議の申立てや無効審判請求を通じて、出願時の特例主張に係る博覧会が本基準に適合する旨の判断に対して反論をすることができる。

(参考)

1. 平成23年一部改正前の商標法においては、政府等以外の者が開設する博覧会等については、特許庁長官が指定する博覧会に限り、博覧会への出品又は出展時を出願時とみなす特例(第9条第1項)を規定していた。

改正法においては、出願人の利便性向上及び博覧会開設者の負担軽減といった趣旨から、特許庁長官による博覧会指定がなくとも、一定の基準に適合する博覧会については、出願時の特例の主張が可能な制度とされた。

2. 改正後の商第9条第1項に基づく「特許庁長官の定める基準」は、改正前の商第9条第1項に基づく博覧会の指定基準と実質的には同等である。

「特許庁長官の定める基準」については、商標審査便覧16.04参照。

(注) 以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

- [「第4条第1項第9号\(博覧会の賞\)」の審査基準](#)
- [「第4条第1項第11号\(先願に係る他人の登録商標\)」の審査基準](#)
- [「第9条\(出願時の特例\)」の審査基準](#)

16. 04

特許庁長官の定める博覧会の基準についての説明

1. 商第4条第1項第9号及び同法第9条第1項に基づき定められた特許庁長官の定める基準（以下「本基準」という。）は、次のとおりである。

特許庁告示第六号

商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第四条第一項第九号及び同法第九条第一項の規定に基づき、特許庁長官の定める博覧会の基準を次のように定め、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十四年三月十三日

特許庁長官 岩井 良行

- 1 商標法第四条第一項第九号に規定する特許庁長官の定める基準に適合する政府又は地方公共団体（以下「政府等」という。）以外の者が開設する博覧会については、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。
 - 一 産業の発展に寄与することを目的とし、「博覧会」「見本市」等の名称の如何にかかわらず、産業に関する物品等の公開及び展示を行うものであること。
 - 二 開設地、開設期間、出品者及び入場者の資格、出品者数並びに出品物の種類及び数量等が、同号の趣旨に照らして相当であると判断されるものであること。
 - 三 政府等が協賛し、又は後援する博覧会その他これらに準ずるものであること。
- 2 商標法第九条第一項に規定する特許庁長官の定める基準に適合する政府等以外の者が開設する博覧会及びパリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国のいずれにも該当しない国の領域内でその政府等又はその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会については、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。
 - 一 産業の発展に寄与することを目的とし、「博覧会」「見本市」等の名称の如何にかかわらず、産業に関する物品等の公開及び展示を行うものであること。
 - 二 開設地、開設期間、出品者及び入場者の資格、出品者数並びに出品物の種類及び数量等が、同項の趣旨に照らして相当であると判断されるものであること。
 - 三 日本国において開設される博覧会については、原則として、政府等が協賛し、又は後援する博覧会その他これらに準ずるものであること。

2. 本基準についての説明は、次のとおりである。

(1) 商第4条第1項第9号の趣旨は、博覧会の賞の權威の維持とともに商品の品質又は役務の質の誤認を防止することであり、また、商第9条第1項の趣旨は、パリ条約第11条を受けて、博覧会へ出品又は出展した者がその出品した商品又は出展した役務に使用した商標を他人が先に商標登録出願をした場合に、正当な商標登録出願者であるべき出品者又は出展者を保護することであるから、それぞれの趣旨は相違するものである。

本基準の「1」は、商第4条第1項第9号に規定する博覧会についての要件を規定し、本基準の「2」は、商第9条第1項に規定する博覧会についての要件を規定している。

本基準は、「1 三」及び「2 三」の要件以外は、同様の規定ぶりとなっているが、審査においては、それぞれの趣旨に照らして博覧会が各要件を満たすか否かについて判断するものとする。

(2) 本基準の「1 一」及び「2 一」は、博覧会の目的及び名称について規定したものである。

本規定でいう「博覧会」とは、「種々の産物を収集展示して公衆の観覧及び購買に供し、産業・文化の振興を期するために開催する会。」（「株式会社岩波書店 広辞苑第六版」）であって、本基準に規定する「産業の発展に寄与すること」を目的とするものである。

(3) 本基準の「1 二」及び「2 二」は、博覧会の開設地、開設期間、出品者及び入場者の資格、出品者数並びに出品物の種類及び数量等、博覧会の開設概要における考慮点を例示している。

(4) 本基準の「1 三」は、商第4条第1項第9号に規定する政府等以外の者が開設する博覧会の要件として、「政府等が協賛し、又は後援する博覧会その他これらに準ずるものであること」を規定している。

本基準の「2 三」は、商第9条第1項に規定する政府等以外の者が開設する博覧会の要件として、「日本国において開設される博覧会については、原則として、政府等が協賛し、又は後援する博覧会その他これらに準ずるものであること」を規定している。

① 博覧会が営利を目的とするもの又は特定の企業等の一部の者の利益のみを目的とするものは、本規定でいう博覧会には該当しない。

博覧会の開設に際して政府等の協賛又は後援を受けるためには、博覧会の開設が営利目的でないこと、及び特定の企業等の一部の者の利益のみを目的とするものでないことが要件とされることが一般的であり、本基準においては、その実情を踏まえて、政府等による協賛又は後援の事実を本規定の対象となる博覧会の要件とした。

ただし、商第4条第1項第9号については、「博覧会の賞の權威の維持と商品の品質又は役務の質の誤認防止」という趣旨に照らし、たとえ地方公共団体の協賛又は後援を受けた博覧会であっても、出品者及び入場者がその地方公共団体内の者のみに限定される場合等、博覧会の開設概要や知名度等も考慮した結果、本号を適用すべきではないと判断される場合もあることに留意する必要がある。

②「その他これに準ずる博覧会」には、独立行政法人、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第四十二条第一項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）その他公益に関する団体であって営利を目的としない者が開設する博覧会が含まれる。独立行政法人等が開催する博覧会は、それらの法人の性格上、営利を目的として又は特定の企業等の一部の者の利益のみを目的として博覧会を開催することはないことを考慮して、政府等が協賛し又は後援する博覧会に準ずるものとして取り扱うこととした。

③ なお、商第9条第1項の本基準には、「原則として」の文言が記載されている。その趣旨は、政府等の協賛又は後援等がない場合でも、本項に規定する政府等以外の者が開設する博覧会として認められることを明確にするものであり、その例外としては、例えば、政府等の後援のない著名な博覧会等が考えられる。

(注) 以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

- [「第4条第1項第9号（博覧会の賞）」の審査基準](#)
- [「第4条第1項第11号（先願に係る他人の登録商標）」の審査基準](#)
- [「第9条（出願時の特例）」の審査基準](#)

17. 03

**出願の変更があったときの
もとの出願についての取扱い**

出願の変更があったときのもとの出願は取り下げたものとみなされる（商標法第11条第5項、同法第12条第3項、同法第65条第3項）、これは変更に係る新たな出願について、その出願日の遡及が認められない場合においても同様とする。

〔説明〕

出願の変更があったときにもとの出願が取り下げたものとみなされるのは、変更に係る新たな出願の出願日が遡及するからではなく、出願人がもとの出願をあきらめ新たな出願に換える意思表示をしたことの効果であると解し、上記のとおり取り扱うものとする。

（参考 昭和51年（行ウ）第93号 東京地方裁判所判決52. 9. 21
判例工業所有権法（現行法編16）実用新案法2513の6）

【備考】 本取扱いは、国際商標登録出願には適用しない。

18. 01

セントラルアタック後の再出願に係る取扱い

1. セントラルアタック後の再出願の審査

議定書第6条(4)の規定(セントラルアタック)により「日本国を指定する国際登録」の対象であった商標が国際登録において指定されていた商品又は役務の全部又は一部について国際登録が取り消されたときは、その国際登録の名義人であった者は、国際登録が取り消された日から3月以内に、当該商品又は役務の全部又は一部について商標登録出願をすることができる(商第68条の32第1項。以下「再出願」という。)

再出願については、商第68条の34において拒絶理由の特例が規定されており、商第15条の各号のいずれかに該当するか、商第68条の32第1項又は第2項各号に規定する要件を満たしていないときは、拒絶することとなる。

ただし、商第15条に関しては、セントラルアタックにより取り消された国際登録について、我が国で国際登録に基づく商標権として実体審査を経て保護が確定していたときは、再度実体的な拒絶理由(商第5条第5項及び第6条以外の拒絶理由)の審査を行わないこととなっている。

具体的には、次のとおり審査を行う。

- (1) 国際登録に係る商標権であったものに関する再出願については、次の①～④の審査と、商第5条第5項、第6条第1項及び第2項の審査のみを行う(商第68条の34第2項)。
- (2) 国際商標登録出願であったものに関する再出願については、次の①～④の審査と、通常の審査(商第3条、第4条、第6条等)を行う(商第68条の34第1項)。

- ①再出願の出願人がセントラルアタックにより取り消された国際登録の名義人であった者と同一人であること
- ②再出願がセントラルアタックにより国際登録が取り消された日から3月以内にされたものであること
- ③再出願の願書に記載された商標とセントラルアタックにより取り消された国際登録に係る商標が同一であること
- ④再出願に係る指定商品又は指定役務がセントラルアタックにより取り消された国際登録に係る商品又は役務の範囲に含まれていること

2. セントラルアタック後の再出願の出願人とセントラルアタックにより取り消された国際登録の名義人であった者との同一性について（要件①）

再出願の願書に記載された出願人とセントラルアタックにより取り消された国際登録の名義人であった者について、氏名又は名称及び住所又は居所が一致しない場合又は不明な場合には、拒絶理由を通知し、セントラルアタックにより取り消された国際登録の名義人だった者と同一人であることを証明する書面について提出を求めることとする。

提出された書面により、両者が同一人であることが確認できたときは、再出願の願書に記載された出願人は、セントラルアタックにより取り消された国際登録の名義人であった者と判断する。

なお、出願時に要件を満たしていれば、審査係属中に名義変更があっても要件を満たしていることとなる。

3. 再出願がセントラルアタックにより国際登録が取り消された日から3月以内にされたものであること（要件②）

セントラルアタックにより国際登録が一部又は全部取り消された日については、国際事務局から送付された「Cancellations」により確認する。

再出願が国際登録の取り消された日から3月以内にされていない場合は、出願人の責めに帰することができない理由がなくなった日から14日（在外者にあつては、2月）以内でその期間の経過後6月以内に再出願されているかを確認する（商第68条の32第6項）。

これらの期間内に出願されていない場合には、拒絶理由を通知する。

4. 再出願の願書に記載された商標とセントラルアタックにより取り消された国際登録に係る商標の同一について（要件③）

商標が同一であるか否かの判断については、厳格に解し、両商標の構成・態様が同一（縮尺のみ異なるものを含む。）でなければならぬものとする。

両商標が同一とは認定できないときは、拒絶理由を通知する。

なお、再出願は、我が国における国際登録に基づく商標権又は国際商標登録出願が取り消されたときの救済手段であるから、その趣旨からすると、商標の同一性に形式的な疑義が生じる場合であっても、セントラルアタックにより取り消された国際登録に係る商標と同一の商標を出願しようとしている商標¹についてまで拒絶理由が存在すると判断するのは、出願人に酷といえる。そこで、

¹ 例えば、セントラルアタックにより取り消された国際登録に係る商標が「standard characters」（標準文字）である旨の宣言があつた場合、再出願の願書に「標準文字」である旨の記載をしたのは、商標を同一にするためであつたとの意思が明らかであるといえる。

我が国の制度と国際商標登録制度との相違及び願書上の記載から看取することのできる出願人の合理的意思を考慮して、再出願の願書に記載された商標の補正（国際登録に係る商標に差し替える補正に限る。）が要旨の変更に当たるかを判断することとする。

5. 再出願に係る指定商品又は指定役務がセントラルアタックにより取り消された国際登録に係る商品又は役務の範囲に含まれていること（要件④）

再出願に係る指定商品又は指定役務については、セントラルアタックにより取り消された国際登録に係る商品又は役務と実質的に同一又はその商品若しくは役務に実質的に含まれるものと認められるときは、その商品又は役務の範囲に含まれていることとする。再出願に係る指定商品又は指定役務がセントラルアタックにより取り消された国際登録に係る商品又は役務の範囲に含まれていることが認定できないときは、拒絶理由を通知する。

なお、再出願については、国際登録の国際登録日（事後指定日）がその出願日とみなされることから、当該国際登録日（事後指定日）に対応する版の国際分類が適用される。

具体的には、再出願に係る指定商品又は指定役務については、以下の指定商品又は指定役務と比較する。

- (1) 国際登録に係る商標権であったものに関する再出願については、当該商標権に係る商標原簿に登録されている、セントラルアタックにより取り消された指定商品又は指定役務
- (2) 国際商標登録出願であったものに関する再出願については、当該出願の願書に記載されている指定商品又は指定役務（セントラルアタックにより取り消されたときに補正又は限定されていた場合は補正後又は限定後の指定商品又は指定役務）

要件④が認められずに拒絶理由が通知された場合において、再出願に係る指定商品又は指定役務を補正した結果、セントラルアタックにより取り消された国際登録に係る商品又は役務の範囲に含まれるようになったときは、当該拒絶理由は解消する。

6. セントラルアタック後の再出願の遡及日

再出願が要件を満たすときは、その再出願は国際登録の日（事後指定のときは事後指定の日）にされたものとみなされる。

また、再出願に係る国際商標登録出願についてパリ条約第4条の規定による優先権が認められていたときは、同項の規定による商標登録出願に当該優先権が認められる（商第68条の32第3項）。

7. 議定書の廃棄後の商標登録出願の審査

商第68条の33（議定書の廃棄後の商標登録出願の特例）に基づく商標登録出願については、再出願と同様に審査を行う。

19. 01

**商標法第5条第3項に規定する
標準文字の指定について**

商標法第5条第3項に規定する標準文字は、平成9年2月24日、平成15年7月1日及び平成16年12月24日に指定されていたが（巻末資料1-2参照）、平成28年9月23日発行の特許庁公報（公示号9）において、全て改められ、新しい標準文字が指定された（巻末資料1-1参照）。

【備考】 本取扱いは、国際商標登録出願には適用しない。

19. 71

**国際商標登録出願について
「standard characters」である旨の
宣言があった場合の取扱い**

国際商標登録出願に係る商標について「standard characters」である旨の宣言があっても、以下の理由から、我が国の商標法上で規定する標準文字としては取り扱わないこととする。

- ① 国際登録簿上の標章の構成と、特許庁長官が指定する文字により表示される我が国の標準文字制度に基づく登録商標との具体的構成とは相違する。
- ② 諸外国における標準文字（standard characters）制度についてみると、当該国の法律等でその意義や効果を明示している国は見当たらず、「standard characters」である旨の宣言が記載されている公報から判断するに、その運用に関しては、我が国のものとは制度の内容を大きく異にする。
- ③ 我が国の標準文字制度は、文字商標における構成文字については特許庁長官が指定する文字によりその態様の標準化を図り、商標見本の作成・添付を不要とすることによって主として商標登録出願に係る手続の簡便化を図る目的から導入されたものであるが、「standard characters」である旨の宣言をしている国際登録出願においてはこのような利便性の効果は期待し得ない。
- ④ 我が国においては標準文字として登録されるか否かにかかわらず、その商標権の及ぶ範囲が広くなったり狭くなったりすることはないので出願人に何等不利益を与えるものではない。

20. 01

面接等の実施に関する取扱い

[「面接ガイドライン【商標審査編】」](#)参照。

20. 02

早期審査制度

[「商標早期審査・早期審理ガイドライン」](#)参照。

20. 03

上申書等により応答期間の延長の求めがあった場合の取扱い

「特許法等の一部を改正する法律（平成27年法律第55号）」が平成28年4月1日から施行されることにより、拒絶理由通知、物件提出指示書又は協議指示書への応答期間の延長については、期間延長請求書により行う旨の改正がされた。

これにより、同年4月1日以降に期間延長請求書によらず、上申書等(※1)により拒絶理由通知、物件提出指示書又は協議指示書への応答期間の延長の求めがあった場合には、以下のとおり取り扱う。

(※1) 上申書等とは、上申書、意見書、面接、電話による上申等、期間延長請求書以外の方法によるもの。

なお、例えば、拒絶理由通知で引用した商標が拒絶査定不服審判・取消審判等に係属している等、引用商標等との関係で査定を猶予する合理的な理由がある場合については、本取扱いの対象とせず、査定の猶予を認める。

1. 出願人から、指定期間内及び指定期間経過後に上申書等のうち何らかの書面により応答があり、その内容が明らかに応答期間の延長を求めていると判断される場合は、審査官は、速やかに、通知書により、期間延長請求書（参考参照）を提出するよう促す。

また、出願人から面接や電話等口頭での応答期間の延長の求めがあった場合には、審査官は、口頭で期間延長請求書の提出を促し、面接記録又は応対記録にその旨を記載する。

2. 1の通知書を送付又は口頭での提出指示をしてから1月経過しても、期間延長請求書の提出がないときは、審査官は、上申書等の内容を考慮の上、速やかに2回目の通知書を通知する。

2回目の通知書では、例えば、譲渡交渉に関する事実を証明する資料（例、メールでのやり取り、作成中の譲渡契約書等（機密事項はマスクング可））、商第3条第1項柱書に関する使用又は使用意思を証明のため準備資料、商第3条第2項に関する証明書類の準備等を示す資料、その他それらの具体的な進捗状況を説明する意見書等、応答期間の延長に係る事情を裏付ける資料の提出を求める。

3. 期間延長請求書及び2回目の通知書に対応する資料の提出がない場合には、拒絶理由応答期間経過後2月を経た後に審査を進める。

2回目の通知書において、資料の提出がなされたが、その内容が不十分な場合やさらに応答期間の延長を求めている場合は、提出された資料の内容を慎重に考慮の上、一定期間（拒絶理由応答期間経過後6月程度）を目途に審査を進める。

ただし、拒絶理由応答期間経過後6月を超える場合であっても、資料や状況説明等から合理的な理由が認められる場合は、この限りでない。

〈参考〉

（1）応答期間内に行う期間延長請求

出願人が国内居住者又は在外者のいずれの場合も、期間延長請求書を提出することにより、1月の応答期間の延長が可能になる。当該期間延長請求を行う際には、2,100円の手数料が必要となる。

（2）応答期間経過後に行う期間延長請求

出願人が国内居住者又は在外者のいずれの場合も、応答期間経過後でも、経過後2月以内に限り、期間延長請求書を提出することにより、2月の応答期間の延長が可能になる。当該期間延長請求を行う際には、4,200円の手数料が必要となる。

20. 04

審査の手続の中止について**1. 商標法における規定**

商標の審査において、他の審判又は訴訟により審査の手続を中止する場合は、以下のとおり規定されている。

- (1) 審査において必要があると認めるときは、異議決定若しくは審決が確定し、又は訴訟手続が完結するまで、その手続を中止することができる（商第17条で準用する特第54条第1項）。
- (2) 審査官は、出願人が補正却下不服審判を請求したときは、その審判の審決が確定するまで、その審査を中止しなければならない（商第16条の2第4項）。

2. 審査において必要があると認めるときの手続の中止**(1) 対象とする商標登録出願**

異議の申立て、審判又は裁判（以下「審判等」という。）に係属している他人又は本人（出願人）の商標登録又は商標登録出願について、当該審判等の結果により拒絶の理由に影響があると判断される商標登録出願を対象とする。

(2) 中止の手続**①中止の通知**

審査官は、上記1（1）の商第17条に基づき審査の手続を中止する必要があると判断した商標登録出願について、出願人に手続の中止の根拠となる商標登録の番号又は商標登録出願の番号等の対象となる審判等が特定できる情報とともに、当該商標登録出願が手続の中止となる旨を通知する。

②中止の解除の通知

審査官は、手続の中止の根拠となる商標登録又は商標登録出願に係る異議決定若しくは審決が確定し又は訴訟手続が完結したときは、出願人に手続の中止が解消した旨を通知する。

3. 補正却下不服審判の請求に伴う手続の中止**(1) 対象となる商標登録出願**

補正却下の決定後、当該決定に対する不服審判が請求された商標登録出願が対象となる。

(2) 中止の手続**①中止の通知**

手続の中止の通知は行わない。これは補正却下の決定がなされた当該商標登録出願について、出願人が補正却下決定不服審判を請求したときは、その審判の審決が確定するまで、その商標登録出願の審査を中止しなければならないと法律上

規定されているため、当然に手続が中止されるので、通知をする必要はないと考えられる。

②中止の解除の通知

手続の中止の解除の通知も行わない。その審判の審決が確定するまで、その商標登録出願の審査を中止しなければならないと法律上規定されており、その審判の審決が確定すれば、当然に手続の中止が解消されるので、通知をする必要はないと考えられる。

4. 中止の効力

(1) 期間進行の停止、開始

手続の中止があったときは、期間はその進行を停止する。中止の解消により手続が再び進行したときには、その続行のときから改めて全期間が進行する¹（商第77条第2項で準用する特第24条で準用する民訴第132条第2項）。

(2) 中止中に行われた手続

手続の中止中に行われた審査官からの審査の実体的判断に関わる手続は、その効力が認められない。

5. その他

国際商標登録出願については、この取扱いは適用しない。

¹ 商標法第16条の政令で定める期間は、新たな期間（18月）が進行することとなる。

25. 01

商標法第5条第6項ただし書の規定の適用を受けようとする際の手続について

＜商標法施行規則 様式第2 備考19＞

19 商標法第5条第6項ただし書の規定の適用を受けようとするときは、説明書に「商標法第5条第6項ただし書の適用」と記載し、その次に商標登録を受けようとする商標を記載し、引出線、文字その他のものにより、色彩を付すべき範囲を明らかにして商標記載欄の色彩と同一の色彩を付すべき旨を記載する。この場合において、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて「商標法第5条第6項ただし書説明書」と記載する。ただし、「【商標の詳細な説明】」の欄に、色彩を付すべき範囲を明らかにして商標記載欄の色彩と同一の色彩を付すべき旨を記載した場合には、説明書に記載するには及ばない。

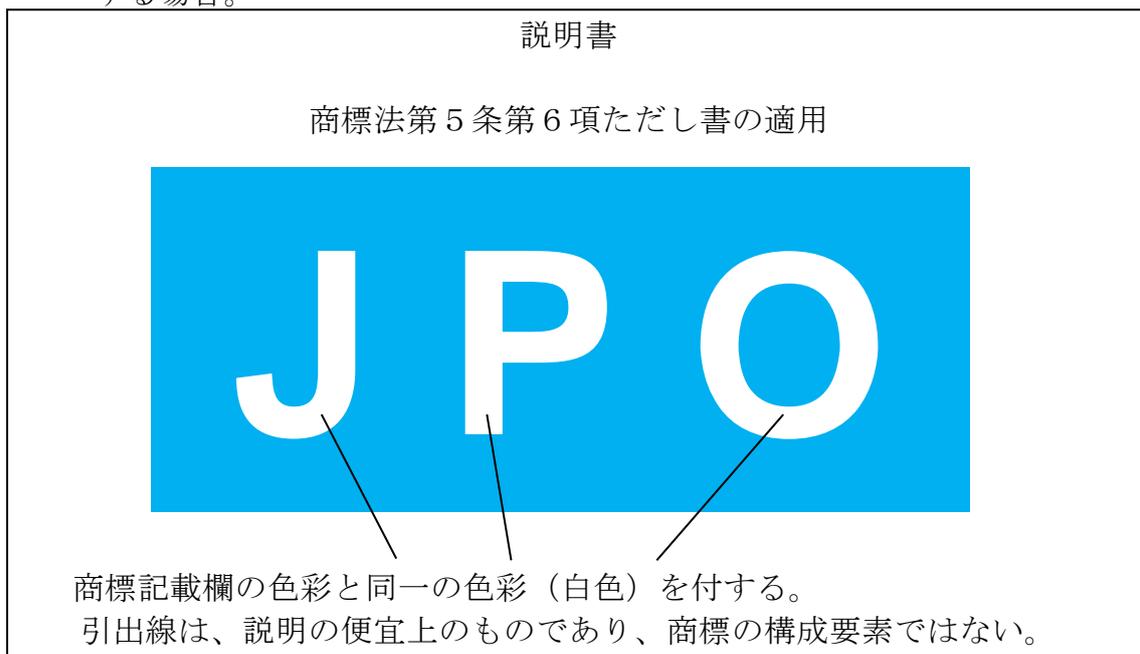
※下線、太字は、説明のための便宜上のものである。

商第5条第6項ただし書の規定の適用を受けようとする際の商施規 様式第2 備考19に基づく手続は、以下のとおりとする。

1. 「説明書」の記載について

商第5条第6項ただし書の規定の適用を受けようとする旨を記載した説明書の例は、以下のとおり。

(1) 商標記載欄の色彩と同一の色彩を付する範囲を「引出線」により記載する場合。



- (2) 商標記載欄の色彩と同一の色彩を付する範囲を「文字」により記載する場合。

説明書

商標法第5条第6項ただし書の適用

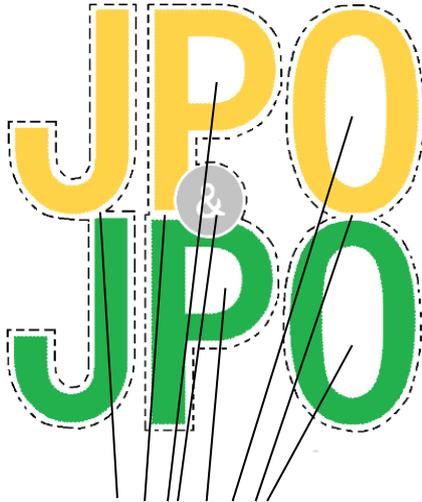


「JPO」、「ジェイピーオー」及び「じえいぴいおう」の文字は、
商標記載欄の色彩と同一の色彩（白色）を付する。

- (3) 商標記載欄の色彩と同一の色彩を付する範囲を「破線及び引出線」により記載する場合。

説明書

商標法第5条第6項ただし書の適用



商標記載欄の色彩と同一の色彩（白色）を付する。
破線及び引出線は、説明の便宜上のものであり、商標の構成要素ではない。

2. 「商標の詳細な説明」の記載について

(1) 動き商標、ホログラム商標及び位置商標について

動き商標、ホログラム商標及び位置商標については、「商標の詳細な説明」に商標記載欄の色彩と同一の色彩を付する範囲を文字により記載した場合には、説明書を提出することなく、商第5条第6項ただし書の規定の適用を受けることができる。

(2) 色彩のみからなる商標について

色彩のみからなる商標については、「商標の詳細な説明」に、商標記載欄の色彩と同一の色彩についての色彩名、三原色(RGB)の配合率、色見本帳の番号等を記載して色彩を特定するものとする。

3. 商標記載欄の色彩と同一の色彩を付する範囲の記載が不明確な場合について

出願人が、商第5条第6項ただし書の規定の適用を受けようとする旨を記載した説明書を作成しているが、商標記載欄の色彩と同一の色彩を付する範囲が不明確である場合には、審査官は、その範囲が明確になるよう補正を指示するものとする。

(例) 範囲が不明確な記載



(解説)

引出線ア及びイにより示されている部分は、商標記載欄の色彩と同一の色彩（白色）をどの範囲まで指定しているかが不明確であり、これを明確にさせる必要がある。

(例) 範囲が明確な記載



4. 国際商標登録出願において、商第5条第6項ただし書の規定の適用を受けようとする旨の記載があった場合は、その記載と商標登録を受けようとする商標に相違がない限り、商第5条第6項ただし書の規定の適用を受けることができる。

(注) 以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

- [「第5条（商標登録出願）」の審査基準](#)
- [「第16条の2及び第17条の2（補正の却下）」の審査基準](#)

25. 71

**国際商標登録出願において
「標章音訳」、「標章の翻訳」又は「標章の記述」
の記載があった場合の取扱い**

1. 「標章音訳」又は「標章の翻訳」の記載がされている場合には、称呼又は観念の認定の参考資料の一つとして利用することがあるものとする。
なお、この場合には、我が国の需要者における認識の程度を考慮し、参考資料の一つとして利用するか否かを判断するものとする。

2. 「標章の記述」の記載がされている場合には、内容を確認し以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 「動き商標」、「ホログラム商標」、「位置商標」についての記載がされている場合は、商標審査基準第4 第5条（商標登録出願）6. (2) のとおりとする。

(2) 複数の商標を一つの出願としていることが明確に記載されている場合には、商第6条第1項の一商標一出願の要件に違反するものとする。例えば、英国商標法におけるシリーズマーク制度は、複数の商標を一つの出願とすることが可能なものであるため、シリーズマークを基礎登録又は基礎出願としている国際商標登録出願は、これに該当するものとする。

(3) 立体商標の説明¹、商標に施されている色彩の組み合わせの説明等の商標の構成及び態様についての記載がされている場合は、必要に応じて審査の参考にするものとする。

(4) 権利不要求、連合商標等の我が国の現行制度にはない記載がされている場合は、その旨のものとしては取り扱わないものとする。

(注) 権利不要求に関する記載があった場合の留意点

一般的に、権利不要求は、その商標の自他商品・役務の識別力の乏しい部分等を指示して権利不要求としていることから、その出願を審査するに当たっては、商標の当該部分が指定商品又は指定役務との関係において識別力のない部分又は品質（質）の誤認を生じさせるおそれのある部分に該当する可能性があることに留意するものとする。

その他、権利不要求の例として、商標中に国旗を含む場合にも、その国旗の部分について権利不要求である旨記載がされている場合もある。その場合には、その商標の一部に国旗又は外国の国旗の図形を顕

¹ 本取扱いのうち、2. (3) の「立体商標の説明」については、令和2年3月31日以前の出願に適用される（商標法施行規則の一部を改正する省令（令和2年2月14日経済産業省令第8号）参照）。なお、令和2年4月1日以降、立体商標についても、指定通報の「Description of the mark」の記載事項は商標の詳細な説明とされる（商標審査基準第4 第5条（商標登録出願）7. (2)参照）。

著に有するものと認められるときは、商第4条第1項第1号に該当するものとする。

3. 「標章の記述」に公序良俗を害するおそれがあるものと認められる記載がある場合

審査においては、「標章の記述」に公序良俗を害するおそれのあるものと認められる記載がされているとしても、商標自体又はその使用によって、公序良俗を害するおそれがあるかについて判断することとし、その記載のみによっては公序良俗を害するおそれのある商標とはしない。

〈参考〉 「標章の記述」の記載例

- ① 商標の説明
 - ・ 商標の構成及び態様の説明
 - ・ 商標の色彩の説明
(我が国商第5条第6項ただし書きに相当する記述を含む)
 - ・ 商標中の文字の説明 (語の文法的説明：例えば「名詞」等)
 - ・ 商標の説明 (商標の採択の理由等)
- ② 立体商標の説明
- ③ 権利不要求の記載
- ④ 標準文字である旨の記載
- ⑤ 動き商標、ホログラム商標、位置商標等についての説明

(注) 以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

- [「第3条第1項柱書」の審査基準](#)
- [「第4条第1項第1号\(国旗、菊花紋章等\)」の審査基準](#)
- [「第5条\(商標登録出願\)」の審査基準](#)
- [「第6条\(一商標一出願\)」の審査基準](#)

25. 72

国際商標登録出願における色彩についての取扱い

1. 文字や図形等に色彩が付されている標章からなる商標について
 - (1) 色彩が付されている商標について保護を求めている国際商標登録出願の場合であって、色彩が付されていない商標（黒一色で記載されている商標）とその商標に色彩が付されている商標（黒一色で記載されている商標に色彩を付してなるもの）の2種類が記載されている場合は、我が国の国際商標登録出願において商標登録を受けようとする商標は、色彩が付されている商標とする。
 - (2) 国際商標登録出願における標章の記述ⁱ（以下「標章の記述」という。）に色彩に関する記載がある場合には、審査の参考にすることができるものとする。
2. 色彩のみからなる商標について
色彩のみからなる商標については、商標審査基準第4 第5条（商標登録出願）7. (1)のとおりとする。

(注) 以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

○ [「第5条（商標登録出願）」の審査基準](#)

ⁱ 【備考1】

国際商標登録出願の商標登録を受けようとする商標における色彩と標章の記述における色彩に関する記載とが一致しないときは、国際商標登録出願の商標登録を受けようとする商標に基づき審査するものとする。

なお、上記のような場合に、著しく相違するときは、国際事務局に対し、標章の記述における色彩に関する記載について確認するものとする。

【備考2】

標章の記述に、我が国の商標法第5条第6項ただし書の規定を受けようとする旨の記載があった場合については、商標審査便覧25. 01の3. を参照のこと。

26. 01

防護標章登録出願及び防護標章更新登録出願の審査について

1. 防護標章登録出願の審査については、以下のとおりとする。
 - (1) 防護標章登録出願の審査に当たっては、不正競争の防止に重点を置くものとし、特に著名な商標については防護標章の登録をする商品又は役務の範囲を広く認めるものとする。
 - (2) 法解釈として、商第64条と商第4条第1項第15号との混同範囲は同一と考え、防護標章の登録を認める商品又は役務の範囲は当該登録商標が同号によって保護される範囲を超えないものとする。
 - (3) 商第4条第1項第15号に関する考え方及び運用については、経済の実状に相応し、弾力的に行うこととしているが、防護標章の登録についても同様に考えるものとする。

なお、いわゆる「著名商標」で十分に適格性のあるものは混同の幅を最大限に認め得ることとする（混同の蓋然性については、需要者の側に立っての見方を十分に導入する。）。
 - (4) 以上の観点に立って審査方針を次の如く定める。
 - ① 防護標章登録出願の審査に当たり、その基本となる登録商標（以下、「原登録商標」という。）の周知度と当該産業部門との関係を十分に検討する。審査の方法としては、現行45の類別を数個の産業部門（例えば化学、機械、雑貨繊維、食品、産業役務、一般役務）に整理統合し、出願に係る指定商品又は指定役務が原登録商標に係る指定商品又は指定役務と同一産業部門に属するか否かに区分して、これに周知の程度をかみ合わせて混同の可能性を判断する。
 - (ア) 原登録商標が国民の間に広く認識されている程度には至らないが、当該産業部門の需要者の間に広く認識されている場合においては、その登録商標に係る指定商品又は指定役務が属する産業部門を超えない商品又は役務について防護標章の登録を認め得るものとする。
 - (イ) 原登録商標が国民の間に広く認識されている場合においては、その登録商標に係る指定商品又は指定役務が属する産業部門を超える商品又は役務についても防護標章登録を認め得るものとする。
 - ② 相互に特別に密接な関係を有する商品又は役務間においては前項の規定にかかわらず、同一の産業部門に属するとみなすことができる。
 - (5) 防護標章の登録は、原登録商標と同一の商標について行うものであり、かつ、その前提として原登録商標が広く認識されていることが必要である。この場合、出願に係る防護標章、原登録商標及びその周知商標の三つが同一であるときもあろうが、特に後の二者の関係については

時の流れその他の事由から現実に今日使用され、その結果今日の世人に認識されている標章の態様が必ずしもその原登録商標と同一でない場合もしばしば見受けられる。このような点を含めて三者の関係につき以下のように考える。

- ① 登録しようとする防護標章は、原登録商標と同一のものでなければならない（原登録商標と同一でないものは登録し得ない。）。
- ② 原登録商標が現実に認識されている周知商標であるか否かの関係についての判断は、商標審査基準第14 第64条（防護標章登録の要件）3. で準用する商標審査基準第2 第3条第2項（使用による識別性）1. (1)のとおりとする。

2. 防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録を受けるためには、防護標章登録出願に係る原登録商標の場合と同様に、防護標章更新登録出願に係る登録防護標章が商第64条の要件を満たさなければならないから、防護標章更新登録出願についての著名性等の審査に関する取扱いは、前述した防護標章登録出願の取扱いに倣うこととし、これには原登録商標の使用状況を十分に勘案することとする。

(注) 以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

- [「第4条第1項第15号（商品又は役務の出所の混同）」の審査基準](#)
- [「第64条（防護標章登録の要件）」の審査基準](#)
- [「第65条の2、3及び4（防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録）」の審査基準](#)
- [「第68条の9、10、11、12、13、15、16、17、18、20及び28（国際商標登録出願に係る特例）」の審査基準](#)

26. 02

**防護標章更新登録出願の願書と登録原簿との
照合の結果、出願人が防護標章登録に基づく
権利を有する者と相違する場合の取扱い**

1. 防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録出願の願書と登録原簿との照合の結果、出願人が防護標章登録に基づく権利を有する者と相違する場合には、商第65条の4第1項第2号の規定に該当する旨、審査官が拒絶の理由を通知する。
2. 防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録出願の際に移転登録申請書又は登録名義人表示変更（更正）登録申請書を提出した旨の上申がある場合には、登録原簿照会の結果、出願人が防護標章登録に基づく権利を有する者と相違するときであっても、直ちに拒絶の理由は通知せず、相当の期間（移転登録等の処理期間）を待って登録原簿と照合し、次のように取り扱う。
 - (1) 移転登録等がなされたにもかかわらず、出願人が防護標章登録に基づく権利を有する者と相違するとき、又は移転登録申請書等の却下により移転登録等がなされていないときは、上記1. の拒絶の理由を通知する。
 - (2) 移転登録等により出願人が防護標章登録に基づく権利を有する者と一致していると認められるときは、上記1. の拒絶の理由は通知しない。
3. 防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録出願の後に移転登録がなされた場合には、移転登録後の防護標章登録に基づく権利を有する者を出願人として当該出願の手続を続行する旨の通知¹後、審査を続行する（上記1. の拒絶の理由は通知しない。）。
4. 防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録出願の後に登録名義人の表示変更（更正）登録がなされた場合には、出願人の住所（居所）又は氏名（名称）は表示変更（更正）登録後の表示に変更されたものとし、その後の手続を続行する（上記1. の拒絶の理由は通知しない。）。

注) 以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

- [「第65条の2, 3及び4（防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録）」の審査基準](#)
- [「第68条の9, 10, 11, 12, 13, 15, 16, 17, 18, 2](#)

0 及び 28（国際商標登録出願に係る特例）」の審査基準

ⁱ 審査官は、方式審査室へ手続を続行する旨の通知と特許庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録を依頼する。

27. 01

団体商標の取扱いについて

1. 団体商標制度の導入

団体商標とは、事業者を構成員とする団体がその構成員に使用をさせる商標であり、商品又は役務の出所が当該団体の構成員に係るものであることを明確にするものである。

団体商標の保護については、パリ条約第7条の2において義務づけられており、我が国の商標法においても大正10年法において「団体標章制度」として明文の規定が設けられていたが、昭和34年法において、新たに導入された使用許諾制度によって、実質的な保護が可能であるとして削除された経緯がある。

平成8年における改正商標法において、団体商標が通常の商標とは異なる特質（a. 個々の事業者が登録することに馴染まず、団体が登録することとなるが、その団体自体が商品の生産や役務の提供等を行うことを必要としない。b. 当初から商標権者（団体）とは異なる者（構成員）による使用が予定されており、その構成員には、構成員たる地位を有する限り商標の使用をする権利が認められるべきであること。）を有している点、さらに、諸外国の制度との国際調和の観点を踏まえ、団体商標制度を改めて明文化した。

（参考）「団体標章」ではなく「団体商標」とした理由

大正10年法においては「団体商標」ではなく「団体標章」と規定していたが、いずれにしても、業として商品の生産等を行う者がその商品等について使用をするものであることには変わりがないことに加えて、団体自身が商品の生産・販売等を統一管理するとともに商標の使用をすることも少なくないという商取引の実状をも勘案して、平成8年の改正では、団体自身による商標の使用を認めることを明記したため、「団体標章」ではなく「団体商標」と規定し、引き続き商標として保護することとした。

2. 団体商標の主体の見直し

制度導入時において、団体商標の主体となり得る者は、「民法第34条の規定により設立された社団法人若しくは事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合（法人格を有しないものを除く。）又はこれらに相当する外国の法人」と定められていた。

その後、平成18年の意匠法等の一部を改正する法律（平成18年法律第55号）において、商工会議所等の構成員を有する法人格のある社団においてもその構成員に商標を使用させている実情があること、並びに、商標法第7条第1項において引用する民法第34条の社団法人は一般社団法人へ移行することが当時から予定されており、当該一般社団法人には、公益性を有す

る従来の社団法人に加えて、公益性のない中間法人についても認められることになっていた（「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（平成18年法律第48号）による改正）ことから、主体に関し、「民法第34条の規定により設立された社団法人」のほかに、「その他の社団（法人格を有しないもの及び会社を除く。）」を加える改正が行われ、従来の主体に加えて商工会議所、商工会、特定非営利活動法人等の構成員を有する社団についても団体商標の主体となりうることとなった。

さらに、その一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行（平成20年12月1日施行）に合わせ、関係法令を整備するための「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）」により、商標法第7条第1項の「民法第34条の規定により設立された社団法人」は、「一般社団法人」に改正された。

(参考)

改正法令	施行日	主体の内容
商標法等の一部を改正する法律 (平成8年法律第68号)	H9.4.1	民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された社団法人若しくは事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合（法人格を有しないものを除く。）又はこれらに相当する外国の法人
意匠法等の一部を改正する法律 (平成18年法律第55号)	H18.9.1	民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された社団法人その他の社団（法人格を有しないもの及び会社を除く。）若しくは事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合（法人格を有しないものを除く。）又はこれらに相当する外国の法人
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (平成18年法律第50号)	H20.12.1	一般社団法人その他の社団（法人格を有しないもの及び会社を除く。）若しくは事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合（法人格を有しないものを除く。）又はこれらに相当する外国の法人

3. 団体商標の登録の要件

(1) 商標法に定められた団体商標の登録の要件

商標法第7条は、その登録の要件として

- ① 商標登録出願人が一般社団法人その他の社団（法人格を有しないもの及び会社を除く。）若しくは事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合（法人格を有しないものを除く。）又はこれらに相当する外国の法人であること。
- ② 商標登録を受けようとする商標がその構成員に使用をさせる商標であること。
- ③ 商標登録出願人が商標法第7条第1項に規定する法人であることを証明する書類を提出しなければならないこと。

を規定している。

なお、その他の登録の要件については、通常の商標と同様である。

(2) 商標法第3条第1項柱書の実務運用

団体商標における、商標法第3条第1項柱書（商標法第7条第2項により読み替えて適用）にいう、「団体商標の商標登録を受けようとする商標が「その構成員に使用をさせる」ものでないとき」とは、その団体及び構成員の双方が使用をしない場合ばかりでなく、その団体が指定商品又は指定役務について使用をするのみで、その構成員が使用をしない場合もこれに該当し、商標登録を受けることはできない。

4. 出願の変更

商標登録出願人は、団体商標の商標登録出願について、通常の商標登録出願又は地域団体商標の商標登録出願に相互に出願の変更をすることができる（商標法第11条）。

なお、商標法第11条第1項の規定により団体商標の商標登録出願を地域団体商標登録出願に変更する場合には同法第7条の2第4項に規定する「商標登録出願人が組合等であることを証明する書面」及び「商標登録出願に係る商標が第2項に規定する地域の名称を含むものであることを証明するため必要な書類」の提出、同法第11条第3項の規定により通常の商標登録出願を団体商標の商標登録出願へ変更する場合には同法第7条第3項に規定する書面（出願人が同条第1項に規定する法人であることを証明する書面）の提出が必要である。

ただし、国際商標登録出願については、出願の変更はできない（商標法第68条の13）。

5. 団体商標に係る商標権の取扱い

団体商標に係る商標権であっても、その権利の内容や範囲については基本的に通常の商標権と同じであるが、その特殊性（商標法第7条に規定されている権利主体の要件）から、権利の移転（商標法第24条の3）や、構成員

27. 01

の登録商標の使用をする権利（他人の使用を禁止する権利はない。商標法第31条の2）のように、通常の商標権とは異なる取扱いが設けられている。

また、国際登録に基づく団体商標に係る商標権については、移転の特例（商標法第68条の24）が設けられている。

(参考 団体商標の主体となり得る日本の法人(太線枠内)の概略図)

法人格無し	法人格有り		
	社 団	組 合	財 団 等
	一般社団法人 (公益社団法人を含む。)	事業協同組合 その他の特別の法律に より設立された組合 (例) 農業協同組合 商工組合等	一般財団法人 (公益財団法人を含む。)
	その他の社団 (会社を除く。) (例) 商工会議所 NPO法人等		特別の法律により設立さ れた財団等 (例) 医療法人(財団) 職業訓練法人 学校法人 宗教法人等
	株式会社、合資会社等		

(注) 学校法人等は、一般社団法人その他の社団(法人格を有しないもの及び会社を除く。)若しくは事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合(法人格を有しないものを除く。)ではないことから、商標法第7条第1項により、団体商標の登録を受けられる団体とはならない。

27. 02

地域団体商標の取扱いについて

1. 地域団体商標制度の導入

近年、地域産業の活性化や地域おこしの観点から、いわゆる地域ブランドに対する注目が高まっている。地域ブランド化の取組みは、地域の自然的条件を活かした農林水産物や食品などの特産品、地域に歴史的な関連のある伝統的工芸品、地域において提供される特色あるサービスなどを、地域の複数の事業者が地域名を付した共通のブランド名を用いて販売・提供し、他の地域の商品やサービスとの差別化を図って、その付加価値を高めていこうとするものである。

しかしながら、地域ブランドが需要者の間で知名度を有するようになり、ブランド名に対する需要者の信用が高まると、その信用に便乗しようとする他者が地域外の商品やサービス、あるいは品質の低い商品やサービスに同じブランド名を使用することによって、地域ブランドの信用が毀損される事態が生じうる。

このような他人による信用への便乗を防止し、排除するためには、ブランド名について商標登録を受けることが有効な方策であるが、商標法の下で、地域ブランドについて多く用いられる地域の名称と商品（役務）の名称を組み合わせた商標の登録を受けることは、必ずしも容易ではないとの問題があった。すなわち、地域の名称と商品（役務）の名称等からなる文字商標については、出所を識別できない、事業者が広く使用を欲する商標であり一事業者による独占に馴染まないといった理由から、商品の産地、販売地、品質又は役務の提供の場所、質等を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標等に該当するとして、原則的に登録を受けることができないとされている（商標法第3条第1項）。

このような商標の登録を受けるためには、実務上出願人の商標として全国的な知名度を獲得し、「需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができる（商標）」と認められることが必要とされているため（商標法第3条第2項）、全国的な知名度を獲得するまでの間は他人の便乗使用を排除できず、また、他人により使用されることによって、出願人の商標としての知名度の獲得がますます困難となるという問題がある。

一方、地域の名称や商品（役務）名を含む商標であっても、特徴のある図形が付加された商標については、当該図形部分において自己の商品（役務）を他人の商品（役務）から識別することができるため、商標全体として識別力を有するものとして商標法第3条第1項に該当せず、他の登録要件を満たす限り、

商標登録を受けることができる。しかしながら、このような図形入りの商標については、他人が文字部分は同一であっても図形部分が異なる商標を使用した場合には、原則としてこれらの商標が類似とは認められないことから、他人の便乗使用を有効に排除できないという問題がある。

以上のような問題により、地域ブランドについて多く用いられる地域の名称と商品（役務）の名称を組み合わせた文字商標については、商標法による保護が限定されており、発展段階にある地域ブランドの保護について関係事業者の期待に十分応えられていないのではないかと指摘があった。このため、全国的な需要者との関係では十分に出所識別機能を有しているとまでは言えない段階にあっても、商標登録を受けることができるように制度を整備することが課題となっていた。

そこで、地域の名称及び商品（役務）の名称等からなる商標について、地域との密接な関連性を有する商品（役務）に使用され、需要者の間に広く認識されている場合には、事業協同組合その他特別の法律により設立された組合による地域団体商標の登録を可能とする地域団体商標制度を導入した。

2. 地域団体商標の登録の要件

商標法第7条の2は、その登録の要件として、

- ① 地域団体商標登録出願に係る主体要件を満たしていること
- ② 団体が、その構成員に使用をさせる商標であること
- ③ 商標が周知性を有すること
- ④ 商標が地域の名称及び商品（役務）の名称等の文字のみからなること
- ⑤ 商標中の地域の名称が商品（役務）と密接な関連性を有すること

を規定している。

なお、その他の登録要件については、通常の商標と同様である（ただし、商標法第3条第1項第3号ないし第6号及び同条第2項の適用を除く。）。

3. 出願の変更

商標登録出願人は、地域団体商標の商標登録出願について、通常の商標登録出願又は団体商標の商標登録出願に相互に出願の変更をすることができる（商標法第11条）。

なお、商標法第11条第1項又は第3項の規定による通常の商標登録出願又は団体商標の商標登録出願から地域団体商標の商標登録出願への変更の際には、商標法第7条の2第4項に規定する「商標登録出願人が組合等であることを証明する書面」及び「商標登録出願に係る商標が第2項に規定する地域の名称を含むものであることを証明するため必要な書類」の提出が必要である。

ただし、国際商標登録出願については、出願の変更はできない（商標法第68条の13）。

4. 地域団体商標に係る商標権の取扱い

地域団体商標に係る商標権であっても、その権利の内容及び範囲については基本的に通常の商標権と同じである。

しかし、その制度趣旨（商標法第7条の2第1項）から、権利の移転（商標法第24条の2第4項）、専用使用権の設定の制限（商標法第30条第1項）、構成員の登録商標を使用する権利（商標法第31条の2）、先使用権の要件の緩和（使用商標が周知であるか否かを問わない：商標法第32条の2）、無効審判の除斥期間（周知性の要件に係る瑕疵の治癒：商標法第47条第2項）のように、通常の商標権とは異なる取扱いが設けられている。

27. 71

国際商標登録出願において「Collective mark, certification mark, or guarantee mark」の記載がある場合の取扱い

1. 基本的な考え方

(1) 出願の種類の特定

国際商標登録出願において、collective mark（団体商標）、certification mark（証明商標）又は guarantee mark（保証商標）のいずれかの商標に該当する場合には、「Collective mark, certification mark, or guarantee mark」の一括表示がなされ、指定国に通報される。

このため、指定国では、この表示があった場合、上記のいずれの商標について保護を求めているのかが特定できず、出願人から提出された意見書・証明書等によりその種類を確認する必要がある。

(2) 我が国の制度との関係

① 我が国商標法では、団体商標及び地域団体商標が国際登録の「Collective mark」に該当する。

② 我が国商標法では、「商標」の定義に「証明」を規定していることから、団体商標、地域団体商標又は通常の商標のいずれにも「証明」が含まれ、それぞれ国際登録の「certification mark」に該当する。

*certification mark は、それぞれの種類の登録要件に従って登録の可否が判断される。

③ 我が国商標法では、「guarantee mark（保証商標）」についての規定を有していない。

2. 具体的な取扱い

(1) 国際商標登録出願に係る商標の構成が地域団体商標の保護の対象となる場合（商標法第7条の2第1項各号の要件を具備する場合）で、かつ、商標法第7条第3項に規定する証明書（商標法第7条第1項の法人であることを証する書面）並びに商標法第7条の2第4項に規定する証明書及び必要な書面の提出がない場合

地域団体商標、団体商標及び「guarantee mark（保証商標）」のいずれかにより保護を求めているのか不明であることから、次のように拒絶理由を通知する。

① 地域団体商標として保護を求めることについては、商標法第7条の2

第1項の要件を満たさない旨の拒絶の理由を通知する。なお、その際、商標法第7条の2第4項により提出を義務づけられた証明書及び書面がないこと以外の商標法第7条の2第1項の登録要件を具備していないときは、それぞれの要件についても通知する。

- ② 団体商標として保護を求めることについては、第3条第1項柱書の拒絶理由を通知する。また、商標の構成が第3条第1項第3号等に該当することから、当該該当理由も通知する。
- ③ 「**guarantee mark** (保証商標)」として保護を求めることについては、第3条第1項柱書の拒絶理由を通知する。

- (2) 国際商標登録出願に係る商標の構成が地域団体商標の保護の対象とならない場合（商標法第7条の2第1項の要件を具備しない場合）で、かつ、商標法第7条第3項に規定する証明書（商標法第7条第1項の法人であることを証する書面）の提出がない場合

団体商標又は「**guarantee mark** (保証商標)」のいずれかにより保護を求めているのか不明であることから、第3条第1項柱書の拒絶理由を通知する。

- (3) なお、団体商標又は地域団体商標による保護に必要な証明書が提出され、団体商標又は地域団体商標のいずれかにより保護を求めていることが明らかでない場合は、当該商標として取り扱う。

一方、証明書が提出されないか又は不備の場合には、以下の①から⑤までのように取り扱うものとする。

- ① 第7条の2第4項に規定する主体要件についての証明書のみ提出された場合には、地域団体商標としての保護を求めているものとして取り扱うものとする。

また、第7条の2第4項に規定する地域の名称を含むものであることを証明するため必要な書類のみ提出された場合には、地域団体商標としての保護を求めているものとして取り扱うものとする。

- ② 第7条第3項に規定する主体要件についての証明書のみ提出された場合には、団体商標としての保護を求めているものとして取り扱うものとする。
- ③ 意見書（上申書）において、明示的に団体商標又は地域団体商標いずれかが選択されている場合には、上記①、②に関わらず、その意思表示により保護を求めたものと判断する。
- ④ 意見書（上申書）において、明示的に「**certification mark** (証明商標)」による保護を求めているが、地域団体商標（商標の構成態様が商標法第

7条の2第1項各号の要件を具備する場合に限る。)、団体商標又は通常の商標のいずれの保護を求めているか不明の場合には、いずれの保護を求めるのか出願人の意思表示を求めるとともに、地域団体商標又は団体商標としての保護を求める場合にはそれぞれ必要な証明書等の提出も求めるものとする。

- ⑤ 一定期間猶予（意見書等で提出準備中の言及がある場合）しても証明書等が完備しない場合には、再度の拒絶理由を通知せずに、拒絶の査定をするものとする。

なお、意見書（上申書）において意思表示した保護と提出している証明書等が合致しない場合にも、一定期間内にこれらが適切な状態にならなければ、拒絶の査定をするものとする。

- ⑥ 何らの応答もない場合は、いずれの保護を求めているか不明のまま、第3条第1項柱書、第3条第1項第3号（又は第6号）及び第7条の2第1項違背（他の拒絶理由があれば、当該他の拒絶理由も含めて）として拒絶の査定をするものとする。

（4）前記（1）及び（2）の場合であって、上記以外の拒絶の理由がある場合は、当該拒絶理由も同時に通知する。

（注）以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

- [「第3条第1項柱書」の審査基準](#)
- [「第3条第1項第3号（商品の産地、販売地、品質等の表示又は役務の提供の場所、質等の表示）」の審査基準](#)
- [「第3条第2項（使用による識別性）」の審査基準](#)
- [「第7条（団体商標）」の審査基準](#)
- [「第7条の2（地域団体商標）」の審査基準](#)

28. 01

商標法施行規則別表の表示に従っていない役務表示についての取扱い

(総説)

商施規則別表及び類似商品・役務審査基準に掲載されている小売等役務は例示であるため、そこに掲載されていない小売等役務も存在するところ、例えば、以下のような役務を指定した商標登録出願については、以下のとおり取り扱うこととする。

なお、その場合の類似群コードについては、同様の商品を取り扱う小売等役務の類似群コード（35K02～35K21）及びその取扱商品に相当する商品の類似群コードを付与し、相当する小売等役務がない場合には、「35K9」及びその取扱商品に相当する商品の類似群コードを付与することとする。

1. 小売等役務に含まれるサービス（便益）の一部を、指定役務として表示する場合（例えば、「〇〇〇の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する品揃え・陳列・接客サービスの提供」。なお、〇〇〇は、商品名である。以下同じ。）は、「〇〇〇の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」に補正させる。

(説明)

小売等役務は、小売及び卸売の業務において行われる総合的なサービス活動を一の役務として扱うものであり、個々の便益の提供を一の役務とするものではない。

したがって、上記の総合的なサービス活動の個々の要素を小売等役務の「便益」に代えて表示することは、小売等役務の適切な表示ということとはできない。このため、サービス活動の個々の要素を「便益」の文言に置き換え、「〇〇〇の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」の表示に補正をさせることとする。

2. 「the bringing together, for the benefit of others, of a variety of goods (excluding the transport thereof), enabling customers to conveniently view and purchase those goods.」又は「他人の便宜のために各種商品を揃え（運搬を除く）、顧客がこれらの商品を見、かつ、購入するために便宜を図ること。」は、改正後の商標法の下では、事業支援のための役務か、小売等役務かが明確ではないため、商標法第6条の拒絶理由通知をもって、その意図を確認する。

その結果、上記表示が事業支援の役務である場合は、「(other than retail services and/or wholesale services.)」「(小売又は卸売りの業務において行われる場合を除く。)」のような文言を付加した表示に補

正させ、小売等役務である場合は、「Retail services and/or wholesale services for ○○○。」又は「○○○の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」のように補正させる。

(説明)

平成19年3月31日以前においては、国際出願の英語表示「the bringing together, for the benefit of others, of a variety of goods (excluding the transport thereof), enabling customers to conveniently view and purchase those goods.」及び、これに対応した日本語表示「他人の便宜のために各種商品を揃え（運搬を除く）、顧客がこれらの商品を見、かつ、購入するために便宜を図ること。」が役務の表示として採用されてきたところ、これらは、小売等役務を商標法上の役務としていなかった平成19年3月31日以前の商標法の下では、上記の役務表示中の「others」、「他人」は、商品の販売業者を意味するものとし、これらの役務を事業支援の役務として位置づけて採用しているものである。そのため、類似群コードも「35B01」を付与して扱ってきている。

しかし、小売等役務が商標法上の役務に含まれることとなる平成19年4月1日からは、「others」、「他人」が商品の販売業者のみに限らず、商品の購入者を意味するものとも解され得ることとなる。したがって、平成19年4月1日以降の出願において、上記表示で指定された場合には、小売等役務か、事業支援の役務なのかが明確でないことから、先ずいずれの役務を意図したものであるかを確認する（商第6条第1項の適用）こととする。

その結果、小売等役務である場合は「Retail services and/or wholesale services for ○○○.」、「○○○の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」のように、商施規別表の例示に即した表示に補正させることとする。

一方、事業支援の役務である場合は、「(other than retail services and/or wholesale services.)」、「(小売又は卸売りの業務において行われる場合を除く。）」のような文言を付加した表示に補正させることとする。

3. その他

(1) 「○○○の小売」「○○○の卸売」の表示について

「○○○の小売」「○○○の卸売」の表示については、それが商品指定したものであるのか、小売等役務を指定したものであるのかが明確でないことから、商第6条の要件を満たしていないものとして、いずれを意図したものであるかを確認することとする。

その結果、上記表示が小売等役務である場合には、「○○○の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」に補正させる。また、上記表示が商品である場合には、商品として「○○○」に補正させる。

(2) 「○○○の小売等役務」「○○○のリテイルストアサービス」の表示に

ついて

「〇〇〇の小売等役務」「〇〇〇のリテイルストアサービス」については、小売等役務を意図したものであることが明らかであるが、適正な表示とは認められないため、商第6条の通知を行い、「〇〇〇の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」に補正させる。なお、上記表示を商品に補正することは要旨の変更であるから認めない。

(3) マドプロ出願における「retail store services」の表示について

「retail store services」の表示をもって小売等役務を表示することについては、その取扱商品が不明であり、小売等役務の内容が明確でないから、商第6条の通知を行い、取扱商品を明確にした小売等役務として「Retail services and/or wholesale services for 〇〇〇.」に補正させる。なお、上記表示を商品に補正することは要旨の変更であるから認めない。

(4) 「小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供に関する情報の提供」の表示について

このような表示については、その役務の内容を明確にするため商第6条の通知を行い、次の①ないし③のいずれかに補正させる。

- ① 情報の提供目的が、他者が行う小売等役務に関する情報を業としてまとめて提供するものと理解される場合には、「商品の販売に関する情報の提供(35B01)」に含まれる役務として扱われることから、当該表示に補正させる。
- ② 自己が行う小売等役務の販売促進を目的とする場合には、自己の役務に関する広告とみられるため、このような表示は認められないことから、取扱商品を明確にした「〇〇〇の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」に補正させる。
- ③ 情報提供の目的が、消費者に対して商品又はこれを取り扱う小売業者の選択に関する助言や情報の提供を行うものと理解される場合には、「消費者のための商品及び役務の選択における助言と情報の提供(35L01)」に補正させる。

(5) 総合小売等役務の表示から「衣料品」・「飲食料品」又は「生活用品」のいずれかを削除した小売等役務の表示について

例えば、「衣料品・生活用品に係る各種商品を一括して取り扱う小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」については、その内容がもはや総合小売等役務でなく、特定小売等役務であるから、商第6条の通知を行い、特定小売等役務として明確な表示(例えば、「被服・家具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」)に補正させる。

なお、上記表示に取扱商品を追加して総合小売等役務に補正することは

要旨の変更であるから認めない。

- (6) 取扱商品に代えてその業態を表示するような小売等役務の表示について
例えば、「コンビニエンスストアにおける小売又は卸売の業務において
行われる顧客に対する便益の提供、ホームセンターにおける小売又は卸売
の業務において行われる顧客に対する便益の提供」等については、商第6
条の通知を行い、取扱商品を明確にした「コンビニエンスストアにおける
〇〇〇の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」
に補正させる。

3 1 . 7 1

**国際事務局より通報された「商品等に関する限定
(limitation)」が要旨の変更となる場合の取扱い**

国際事務局より通報された「商品等に関する限定」が願書に記載した指定商品又は指定役務の要旨を変更するものと認められる場合は、共通規則（第27規則(5)）に基づき、「限定が効力を有しない旨の宣言(Declaration that a limitation has no effect)」を行うこととする。

〔説明〕

我が国商標法においては、「願書に記載した指定商品若しくは指定役務又は商標登録を受けようとする商標についてした補正がこれらの要旨を変更するものであるときは、審査官は、決定をもってその補正を却下しなければならない。」(商標法第16条の2)と規定されていることから、国際商標登録出願において、要旨を変更する内容の「限定」を容認することは、我が国商標制度の運用と衡平を欠くこととなり適当ではない。

そこで、当該「限定」が通報された場合には、「限定が効力を有しない旨の宣言」を行うこととする。

40. 01

先願未登録商標に基づく拒絶理由の通知

商標登録出願においては、社会情勢を反映して同一又は類似の商標に係る出願が一時期に集中してされる場合が少なくない。それらについては、最先願のものが最終的に処理されるまで後願のものが処理待ち状態となり、全体として処理が滞ることとなる。

また、出願人も先願未登録商標の存在を早期に知ることができれば、早期に指定商品又は指定役務を補正したり、別の商標を新たに採択し出願するなど様々な対応が可能となるが、先願未登録商標の処理が最終的に決するまでその存在が知らされないことは、事業展開上極めて不都合を生じることとなる。

このような状況にかんがみ、平成8年の商標法改正においては、これまで運用で行ってきた先願未登録商標に基づく拒絶理由の通知に関する規定を新設し、その根拠を明確化し審査処理の促進を図ることとした。

1. 拒絶理由の通知

審査官は、商標登録出願に係る商標が先願に係る他人の商標又はこれに類似する商標であって、その商標に係る指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用をするものであり、先願に係る商標が商標登録されることにより商第15条第1号に該当することとなる場合には、あらかじめその旨を通知（拒絶理由の通知）し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えることができることとしている（商第15条の3第1項）。

また、この拒絶理由の通知が既にされている場合であって、その他人の商標が商標登録されたときは、改めて拒絶理由の通知をすることを要しないこととしている（同条第2項）。

2. 拒絶理由通知書の内容

先願未登録商標に基づき拒絶理由の通知をする場合は、その拒絶理由通知書に先願未登録商標（引用商標）の出願番号（国際商標登録出願の場合は国際登録番号（事後指定の場合は「〇〇〇〇年〇〇月〇〇日に事後指定が記録された国際登録第〇〇〇〇〇〇〇号」））を記載する。

また、拒絶の理由で引用した先願未登録商標の指定商品又は指定役務について補正があった場合、また、分割等により出願番号が追加、変更された場合であっても、改めて拒絶理由の通知をすることを要しないものとする。

3. 拒絶の査定

先願未登録商標に基づき拒絶理由の通知をした場合に、商第15条第1項

によって当該拒絶の理由に基づき拒絶の査定をするときは、拒絶理由の通知で引用した先願に係る商標が登録された後に、その内容中に当該引用に係る商標の登録番号を明示して行うものとする。

(注) 以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

○ [「第15条の3（先願未登録商標）」の審査基準](#)

40.02

商標法第4条第1項第11号に係る拒絶理由の開示

商標法第4条第1項第11号に係る拒絶理由の引用商標の表示については、以下の方針によることとする。

1. 商標法第4条第1項第11号に係る拒絶理由通知において、既に、商標公報に掲載され出願公開されている商標又は登録時の商標公報に掲載されている商標を拒絶理由に引用する場合には、原則として、引用商標を特定する出願番号又は登録番号のみを表示することとし、「商標」及び「指定商品又は指定役務」は記載しないこととする。
 2. 拒絶理由通知における引用商標の具体的表示方法については以下のとおりとする。
 - (1) 平成12年1月以降に出願されたものであって、登録されておらず、かつ、商標公報（出願公開）に掲載されている商標（国際商標登録出願を含む。）を引用する場合には、出願番号（※）のみを表示する。
 - (2) 平成12年1月以降に出願されたものであって、登録された商標（国際商標登録出願に基づく登録を含む。）を引用する場合には、登録番号（※）を表示すると共に出願番号を併記する。
 - (3) 平成11年12月以前に出願されたものであって、登録されていない場合又は登録されているが商標公報の発行がされていない場合の商標を引用する場合には、出願番号又は登録番号と共に、引用する「商標」及び「指定商品又は指定役務」を表示する。
 - (4) 平成11年12月以前に出願されたものであって、既に、商標公報が発行されている商標を引用する場合には、登録番号を表示すると共に出願番号又は出願公告されたものについては出願公告番号を併記する。
- (※) 国際商標登録出願又は国際商標登録出願に基づく登録の場合にはその国際登録番号を表示する。また事後指定の場合には、国際登録番号を表示すると共に事後指定日を併記する。

【備考】 本取扱いは、国際商標登録出願には適用しない。

40.03

政令で定める期間内における拒絶理由の通知

1. 商標登録出願について、商第16条に規定する「政令で定める期間」（商施令（政令）第3条第1項又は第2項）内に拒絶理由を発見しない限り、その出願について拒絶することができないこととなるところ、審査官が「政令で定める期間」内に商標登録出願について拒絶の理由を発見したか否かは、その事実の客観性を考慮し、当該出願に係る拒絶理由通知書を特許庁が発送した日を基準とするのが適切である。

したがって、その拒絶理由通知書を発送した日が同令第3条第1項又は第2項で定める期間内であれば、その通知書で通知した拒絶の理由が解消していない限り、その理由をもって当該出願を拒絶することができることとする。

2. 国際商標登録出願について拒絶の理由を発見したときは、その拒絶の理由を記載した暫定的拒絶の通報に係る文書を作成し、国際事務局へ発送することとする。

この暫定的拒絶の通報に係る文書の国際事務局への発送は、議定書上の手続であり日本国特許庁から直接出願人へ送付されるものではないが、拒絶の理由を記載していること、国際事務局から出願人へ送付されること等から、商第15条の2又は同法第15条の3の規定に基づく拒絶理由の通知としての効果をも包含するものとして取り扱うこととし、別途、出願人への拒絶理由通知書の送付は行わないこととする。

3. 拒絶理由通知書が出願人等の名称又は住所の変更等により出願人等に届かずに返送され、再発送された場合であっても、審査官は当該出願について拒絶の理由を発見し、その拒絶理由を開示した通知書を発送したことは事実であることから、その拒絶理由通知書を最初に発送した日が上記1. でいう「政令で定める期間」内に拒絶理由を発見したときに該当するものとするのが妥当である。

4. 商第16条の規定では、政令で定める期間内に拒絶理由を発見しないときは、登録をすべき旨の査定をしなければならないこととなっており、拒絶理由を通知する期間が限定されていることから、審査の結果、拒絶理由を複数発見したときは、原則として、そのすべての拒絶理由を同時に通知することとする。

ただし、指定商品又は指定役務が不明確等であることから商第6条第1項又は第2項の拒絶理由を通知した場合であって、その拒絶理由通知に対し出願人が実質的に商品又は役務の説明のみを内容とする意見書又は物件提出書

の提出をしたときにおいて、他の拒絶理由を発見したときは、先の拒絶理由を解消する補正書の提出を指示することなく又は指示すると同時に当該他の拒絶理由を通知することとする。

商第16条で規定する「政令で定める期間」

- ① 国内出願について拒絶理由を通知できる期間は、出願日から1年6月となるが、商第6条第1項又は第2項の拒絶理由を通知した場合であつて、その拒絶理由を解消する手続補正書の提出がされたときは、その手続補正書の提出した日をもって当該出願における拒絶理由を通知できる期間（1年6月）が起算される。（商施令（政令）第3条第1項）
- ② 国際商標登録出願について暫定的拒絶の通報をすることのできる期間は、国際登録に基づき領域指定の通報の行われた日から1年6月に限られている。（商施令（政令）第3条第2項）
 なお、国際事務局への暫定的拒絶の通報は、その発送日が国際登録の領域指定に基づく通報の日から1年6月以内とする。

（注）本取扱いは、平成12年3月14日以降の出願に適用される。

（注）以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

○ [「第16条（商標登録の査定）」の審査基準](#)

※ 審査官は、国際事務局から「暫定的拒絶の通報」に欠陥がある旨の通報がなされた場合、以下のことに留意する。

国際商標登録出願に係る暫定的拒絶の通報についての欠陥には、

- ① 暫定的拒絶の通報とはみなされないものと、
 - ② 暫定的拒絶の通報を是正することのできるもの（国際事務局から欠陥の是正を求められる）とがある。
- (1) ①に該当する欠陥ある暫定的拒絶の通報である旨の通報がされたときは、すみやかに、再度、暫定的拒絶の通報を行うこととする。
 - (2) ②に該当し国際事務局から欠陥の是正を求める通報があったときは、すみやかに、暫定的拒絶の通報を是正するための手続を行う（欠陥の是正は通報日から2月以内に行う）。

40.04

商標権の存続期間が満了した商標を引用する拒絶理由の通知

1. 商第4条第1項第11号に係る拒絶理由の通知において、商標権の存続期間が満了した商標を引用する場合は、以下のとおり取り扱う。

(1) 引用商標の商標権（国際登録に基づく商標権を除く。）が存続期間の満了後6月以内のものである場合には、存続期間の更新登録の申請がされていないときであっても、当該商標を引用する商第4条第1項第11号の拒絶理由を通知する。

(2) 引用商標の商標権の登録料が分割納付がされている場合であって、存続期間満了前5年の日から6月以内のものである場合には、存続期間の満了前5年までに納付すべき登録料（以下「後期分割登録料」という。）及び割増登録料が納付されていないときであっても、当該商標を引用する商第4条第1項第11号の拒絶理由を通知する。

(3) 引用商標が国際登録に基づく商標権であって商標権の存続期間が満了している場合は、その引用商標の商標権に係る国際商標登録簿により、原簿が有効である限り、その商標を引用する商第4条第1項第11号の拒絶理由を通知する。

2. 上記1.の商標を引用して査定を行う場合には、その引用商標について、以下のとおり取り扱う。

(1) 上記1. (1) 及び (3) の商標を引用して拒絶査定を行う場合には、その引用商標の商標権の存続期間の更新手続がなされた事実を確認した後に、拒絶査定を行う。

(2) 上記1. (2) の商標を引用して拒絶査定を行う場合には、後期分割登録料及び割増登録料の納付がなされた事実を確認した後に、拒絶査定を行う。

ただし、①引用商標の商標権の存続期間の満了後6月の期間が経過した後に、商標原簿で存続期間の満了を確認したとき、②引用商標に係る後期分割登録料及び割増登録料を納付すべき期間の経過後、商標原簿で存続期間の満了を確認したとき、③引用商標の商標権に係る国際商標登録原簿で存続期間の満了を確認したときは、当該商標を引用する商第4条第1項第11号には該当しなくなったものとして取り扱う。

〈説明〉

平成28年11月に開催された第21回商標審査基準ワーキンググループにおいて、以下の観点から審議がなされ、上記のとおり運用を変更するものである。

・商第21条第1項の規定に基づく更新登録の申請がなされ、商標権の回復がされたものがほとんどないという現状にかんがみ、一律に存続期間満了後1年を待って後願の査定を行うことは、早期の権利付与の観点からして、必ずしもユーザーの利益になっていない。

・また、商第20条第4項では、存続期間の満了後6月までに更新登録の申請がなかったときは、商標権は存続期間の満了のときにさかのぼって消滅したものとみなす旨規定しており、すなわち、存続期間の満了後6月経過後は、法律上、商標権はすでに消滅したものとみなされることから、商第21条第1項の経済産業省令で定める期間の経過を待たずに後願の処理を行ったとしても、法律違反とはならないと考えられる。

・以上から、商第21条第1項の規定に基づく更新登録の申請ができる期間を待たずに、後願の処理を行うことが適当である。（ただし、査定時に当該申請がされている場合には、その処分が確定するまで、後願の査定は行わないこととする。）

（参考）

1. 商標権の存続期間の更新登録の申請について

商標権の存続期間の更新登録の申請は、存続期間の満了後6月の間においても可能であり（商第20条第3項）、存続期間の満了後6月の更新登録の申請期間内にその申請がない場合に、その商標権は存続期間の満了時にさかのぼって消滅したものとみなされる（商第20条第4項）。

さらに上記の規定によって消滅したものとみなされた商標権の原商標権者は、更新登録の申請をすることができる期間内にその申請をしなかったことが故意によるものでなかったと認められる場合は、更新登録の申請をすることができるようになった日から2月以内であって上記の更新期間の経過後6月以内に限り、商標権の存続期間の更新登録の申請をすることができる（商第21条第1項）。

2. 登録料の分割納付がされた場合の後期分割登録料の納付について

登録料の分割納付において、後期分割登録料の納付は、その期間の経過後6月以内においても追納が可能であり（商第41条の2第5項）、その期間の経過後6月以内に後期分割登録料及び割増登録料の納付がなかったときは、その商標権は存続期間の満了前5年の日にさかのぼって消滅したものとみなされる（商第41条の2第6項）。

さらに上記の規定によって消滅したものとみなされた商標権の原商標権者は、後期分割登録料を追納することができる期間内に後期分割登録料及び割増登録料を納付しなかったことが故意によるものでなかったと認められる場合は、当該登録料を納付することができるようになった日から2月以内であって上記の更新期間の経過後6月以内に限り、当該登録料を納付することができる（商第41条の3）。

3. 国際登録に基づく商標権の存続期間の更新について

国際登録に基づく商標権の存続期間は、国際登録の存続期間の更新により更新がなされる所（商第68条の21第2項）、国際登録の更新手続には、存続期間満了後6月の猶予期間が認められている（議定書第7条（4））。

そして、国際登録の存続期間の更新がなかったときは、国際登録に基づく商標権は、存続期間の満了時にさかのぼって消滅したものとみなされるが（商第68条の21第4項）、実務上は、国際商標登録原簿で更新がなされているかを確認する。（WIPO国際事務局から我が国に対して国際登録の存続期間の更新がなかった旨の通報があり（注1）、その後商標登録原簿に商標権の消滅の登録等必要な手続が行われる。）

（注1） 標章の国際登録に関するマドリッド協定及び同協定の議定書に基づく共通規則第31規則（4）を参照。

（注） 以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

○ [「第4条第1項第11号（先願に係る他人の登録商標）」の審査基準](#)

--

40.05

**セントラルアタックにより取り消された国際登録に基づく
商標権に係る商標を引用する拒絶理由の通知**

商標法第4条第1項第11号の適用において、引用商標が国際登録に基づく商標権の場合であって引用商標の商標権に係る国際登録が議定書第6条(4)の規定に基づき取り消されたものであるときは、商標法第68条の32の規定に基づく商標登録出願がなされる場合があることに留意して、その商標を引用する第4条第1項第11号の拒絶理由を通知するものとする。

(説明)

1. 議定書第6条(4)の規定(セントラルアタック)により日本国を指定する国際登録の対象であった商標が国際登録において指定されていた商品又は役務の全部又は一部について国際登録が取り消されたときは、その国際登録の名義人であった者は、国際登録が取り消された日から3月以内に、当該商品又は役務の全部又は一部について商標登録出願をすることができる。ただし、商標登録出願をする者がその責めに帰することができない理由により国際登録が取り消された日から3月以内にその出願をすることができないときは、その理由がなくなった日から14日(在外者にあつては、2月)以内でのその期間の経過後6月以内にその出願をすることができる(第68条の32)。
2. したがって、第4条第1項第11号の適用において、引用商標が国際登録に基づく商標権の場合であって引用商標の商標権に係る国際登録が議定書第6条(4)の規定に基づき取り消されたものであるときは、第68条の32の規定に基づく商標登録出願の有無を確認した上で、審査を進めるものとする。

(注) 以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

- [「第4条第1項第11号\(先願に係る他人の登録商標\)」の審査基準](#)

4 1 . 0 1

商標法第 3 条の趣旨に反する場合の審査運用について

商標審査基準 第 1 8 その他

2. 同一人が、同一の指定商品又は指定役務に係る同一の商標又は標章を申請した場合について

(1) 同一人が同一の商標（縮尺のみ異なるものを含む。）について、その指定する商品又は役務がすべて同一の商標登録出願をしたと認められるときは、第 68 条の 10 の規定に該当する場合を除き、原則として、後願について「商標法第 3 条の趣旨に反する。」との拒絶の理由を通知するものとする。

(2) 商標権者が登録商標と同一の商標（縮尺のみ異なるものを含む。）について同一の商品又は役務を指定して商標登録出願したときも、同様とする。

上記基準における、本願商標に係る指定商品又は指定役務が、引用する先願未登録商標又は既登録商標に係る指定商品又は指定役務と「同一の指定商品又は指定役務」であるかは、次のとおり判断する（アルファベットの大文字は包括表示を、小文字は個別表示（大文字で表したものに包含される表示）を表す）。

1. 「同一の指定商品又は指定役務」と判断する場合

指定商品又は指定役務の表示が同一であれば、「同一の指定商品又は指定役務」とであると推定して判断する。

(1) 本願に係る指定商品又は指定役務と引用した先願又は既登録商標に係る指定商品又は指定役務とがすべて同一である場合。

本願の指定商品・役務	引用の指定商品・役務
A, B, C	A, B, C
A, b, c	A, b, c
a, b	a, b

(2) 本願に係る指定商品又は指定役務が引用した先願又は既登録商標に係る指定商品又は指定役務に含まれている場合（概念的に含まれている場合は除く）。

本願の指定商品・役務	引用の指定商品・役務
------------	------------

A, B	A, B, C
A, b	A, b, c
c	a, b, c

(解説)

(2) は、先願又は既登録商標に係る指定商品又は指定役務の一部を指定して新たに出願したものである。このような場合には、後願のような新たな出願をしなくとも、先願又は既登録商標に係る指定商品又は指定役務から不要な指定商品又は指定役務を放棄すれば同様の結果が得られるため、「同一の指定商品又は指定役務」とであると判断する。

2. 「同一の指定商品又は指定役務」とであると判断しない場合

本願の指定商品・役務	引用の指定商品・役務
A, B	B, C
a, b	b, c
a	A
A	a
A, B, C	A, B
a, b	b

(解説)

本願に係る指定商品又は指定役務のうちの一部が引用した先願又は既登録商標に係る指定商品又は指定役務と同一である場合、引用した先願又は既登録商標に係る指定商品又は指定役務が包括表示であり、本願に係る指定商品又は指定役務がそれに含まれる個別表示の場合には、「同一の指定商品又は指定役務」とは判断しない。

3. 指定商品又は指定役務が実質的に異なると判断できる場合について

1. に該当する場合であっても、出願人から、本願の指定商品又は指定役務が、先願又は既登録商標に係る指定商品又は指定役務とは国際分類の版が異なること等により、実質的に商品・役務の内容が相違するとの主張がなされ、その事実が認められる場合には、「同一の指定商品又は指定役務」とであるとの推定が覆ったものとして判断できるため、当該拒絶理由は解消する。

41. 100. 01

**出願人の名義変更があった場合の
商標法第3条第1項柱書きの取扱い**

名義変更以前の出願人（譲渡人）の業務に関係なく、名義変更後の出願人（譲受人）の業務について、商標法第3条第1項柱書きの要件を具備するものであるか否かを判断するものとする。

〔説明〕

商標法第3条第1項柱書きに規定する「自己の業務」は、出願人の営業活動に基づいて決せられる出願人の属性であって、出願人と不離一体の関係にあるものである。

したがって、出願人の名義変更があった場合には、第3条第1項柱書きに規定する「自己の業務」も変更されることになるから、上記のとおり取り扱うものとする。

なお、商標法第3条第1項柱書きの要件を具備しないとの拒絶理由通知を受けた出願人がその要件を具備する者に商標登録出願により生じた権利を譲渡し、出願人名義を変更した場合には、上記拒絶の理由は解消することとなる。

41. 100. 03

商標の使用又は商標の使用の意思

を確認するための審査に関する運用について

願書に記載された指定商品又は指定役務について、商標の使用及び使用の意思があることに「合理的な疑義がある場合」は、商第3条第1項柱書の要件を満たさないと判断する（商標審査基準第1二、2.（3）参照）。

ただし、個別の商標をいかなる商品又は役務に使用するかを願書の記載を通じて判断することは、現実的には困難といわざるを得ない。このため具体的な商標の使用又は使用意思の確認については、商標の使用の前提となる指定商品又は指定役務に係る自己の業務の確認を通じて行うこととする（商標審査基準第1二、3.（2）参照）。

1. 商第3条第1項柱書の適用について

願書に記載された指定商品又は指定役務が次の（1）又は（2）に該当するときは、原則として、商標の使用及び使用の意思があるかについて合理的疑義があるものとして、商第3条第1項柱書により登録を受けることができる商標に該当しない旨の拒絶理由の通知を行い、出願人の業務を通じて、商標の使用又は使用の意思を確認する。

ただし、出願当初から商標の使用又は使用意思に関する証明書類等が提出された場合を除く。

(1) 小売等役務について

商標審査基準第1二、2.（3）

- (ア) 第2条第2項に規定する役務（以下「小売等役務」という。）について
- ① 「衣料品、飲食料品及び生活用品に係る各種商品を一括して取り扱う小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」（以下、「総合小売等役務」という。）に該当する役務を個人（自然人をいう。）が指定してきた場合。
 - ② 総合小売等役務に該当する役務を法人が指定した場合であって、「自己の業務に係る商品又は役務について使用」をするものであるか否かについて職権で調査を行っても、出願人が総合小売等役務を行っているとは認められない場合。
 - ③ 類似の関係にない複数の小売等役務を指定してきた場合。

【取扱い】

小売等役務については、取扱商品の類似群は考慮しない。例えば、「自動車の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供 35K04(12A05)」の場合、類似群の数は2であるが、12A05は取扱商品の類似群であるため、1の類似群として取り扱う。

(説明)

①及び②は、総合小売等役務に関するものである。総合小売等役務は、百貨店、総合スーパー、総合商社等の事業所が提供する役務であるところ、このような小売等役務について個人(自然人)が商標の使用の前提となる業務を行っているとは通常考え難い。しかも、たとえ法人の場合でも、総合小売等役務は、取扱商品が衣食住の広範囲に及ぶなど総合小売等役務以外の小売等役務(以下、「特定小売等役務」という。)と異なる特徴があるため、誰もが登録を欲してその役務を指定した出願を行うとの懸念がある。このため、総合小売等役務を指定した商標登録出願については、①又は②に該当する場合、商標の使用及び使用の意思に合理的疑義があるものとして、その指定役務に係る業務の確認を行うこととしたものである。

また、③は、主に特定小売等役務に関するものである。「類似商品・役務審査基準」は、各事業者を業態に応じて分類している日本標準産業分類に応じて類似の小売等役務の範囲を定めているところであり、複数の類似群にわたる異なる小売等役務を同一事業者が行うことが一般的とは考え難い。このため、同一の事業者によって、類似する小売等役務の分野を超えて複数の類似群に属する小売等役務を指定した場合は、商標の使用及び使用の意思に合理的疑義があるものとし、その指定役務に係る業務の確認を行うこととしたものである。指定された小売等役務が複数の類似群に属するか否かの判断は、原則として、「類似商品・役務審査基準」において例示されている小売等役務に係る類似群コード(35K01～35K99)に基づくものとする。

(2) 商品・役務の全般について

商標審査基準第12、2.(3)

(イ) (ア)を除く商品・役務の全般について

1区分内での商品又は役務の指定が広い範囲に及んでいる場合。

【取扱い】

原則として、1区分内において、23以上の類似群コード(以下「類似群」という。)にわたる商品又は役務を指定している場合には、商品又は役務の指定が広い範囲に及んでいるため、指定商品又は指定役務について商標の使用及び使用の意思があることに疑義があるものとして、商標の使用又は使用の意思の確認を行う。

ただし、類似商品・役務審査基準に掲載されている商品又は役務のうち、23以上の類似群が付与されている商品又は役務を指定している場合、その商品又は役務が属する区分において、その付与されている類似群数を超えない範囲で商品又は役務を指定しているときにはこの限りでない。¹

(参考)

商標の使用又は使用意思に関する証明書類等の提出に関しては、商標登録願と同時に提出する場合は、当該証明書類等は紙による場合が多いため、基本的には、手続補足書による手続となる。

(例) (手続補足書の様式抜粋)

【提出物件の目録】

【物件名】 商標の使用又は使用意思に関する証明書類等 1

(3) 類似群の数え方 [例：国際分類第11-2018版]

(ア) 小売等役務について

① 小売等役務の類似群(35K01～35K99)を有する指定役務が複数ある場合

この例では、類似の関係にない複数の小売等役務が指定されているので、商第3条第1項柱書の要件を満たさないと判断する（小売等役務の取扱商品の類似群はカウントしない。）。

カウント	類似群	区分	指定商品(指定役務)
1	35K04 (12A05)	35	自動車の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
2	35K05 (12A06)	35	二輪自動車の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
計2 (小売2)			

② 小売等役務の類似群(35K01～35K99)を有する指定役務が複数あり、重複する類似群がある場合

¹ 商品・サービス国際分類表に掲載されている商品又は役務についても、同様の取扱いとする。なお、平成30年4月時点においては1商品・役務当たりが付与されている最大類似群数は22個(11類「乾燥装置」)であるため、「ただし書」の規定に該当する商品・役務は存在しないが、今後の類似商品・役務審査基準の改訂により23個以上付与される商品・役務が出現した場合、この規定に該当することとなる。

41. 100. 03

同じ類似群は重複カウントしない（例外については④参照）。この場合は合計1となるため、商第3条第1項柱書の要件を満たすと判断する。

カウント	類似群	区分	指定商品(指定役務)
1	<u>35K03</u> (30A01)	35	菓子及びパンの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
—	<u>35K03</u> (29C01)	35	清涼飲料及び果実飲料の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
計1 (小売1)			

③ 「その他の小売等役務」の類似群(35K99)を有する指定役務が複数あり、相互に類似する場合

「その他の小売等役務」の類似群(35K99)が複数ある場合、相互に類似するものであるならば重複カウントしない。この例では、「治療用機械器具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」と「手術用機械器具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」は相互に類似するものであるため、合計1となり、商第3条第1項柱書の要件を満たすと判断する。

カウント	類似群	区分	指定商品(指定役務)
1	35K99 (10D01)	35	治療用機械器具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
—	35K99 (10D01)	35	手術用機械器具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
計1 (小売1)			

④ 「その他の小売等役務」の類似群(35K99)を有する役務が複数あり、相互に類似しない場合

相互に類似しない「その他の小売等役務」であれば重複カウントする。この例では、「ヨットの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」と「ライダーの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」は相互に類似しないものであるため、合計2となり、商第3条第1項柱書の要件を満たさないと判断する。

カウント	類似群	区分	指定商品(指定役務)
1	35K99 (12A01)	35	ヨットの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
2	35K99 (12A02)	35	グライダーの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
計2 (小売2)			

⑤ 小売等役務の類似群(35K01～35K99)を複数有する役務の場合

小売等役務の類似群(35K01～35K99)を複数有する場合であっても、小売等役務の取扱商品の表示が、他に適当な表示がない場合においては、商第3条第1項柱書の要件を満たすと判断する。

	類似群	区分	指定商品(指定役務)
1	35K02 35K20 21A02 21B01 21D01	35	宝飾品の小売又は卸売の業務において行なわれ顧客に対する便益の提供
計1 (小売1)			

(イ) 小売等役務及び第35類のその他の役務について

⑥ 第35類において、小売等役務の類似群(35K01～35K99)を有する役務と、第35類のその他の役務が指定されている場合

(例1)

小売等役務の類似群が一つ含まれている場合も他の類似群と同様にカウントする。ただし、小売等役務の取扱商品の類似群(この場合21C01)はカウントしない。この例では合計23となるため、商第3条第1項柱書の要件を満たさないと判断する。

カウント	類似群	区分	指定商品(指定役務)
1	35K02 (21C01)	35	かばん類及び袋物の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
2	35A01	35	広告
3	35A02	35	トレーディングスタンプの発行
4	35J02	35	の診断又はの助言
21	42G02	35	求人情報の提供
22	35E01	35	競売の運営
23	35F01	35	輸出入に関する事務の代行又は代理
計23			

(例2)

第35類において類似群が22以下であっても、その中に類似の関係のない小売等役務が複数ある場合には商第3条第1項柱書の要件を満たさないと判断する(ただし、商第3条第1項柱書の要件を満たさないと判断されるのは小売等役務についてのみ)。

カウント	類似群	区分	指定商品(指定役務)
1	35K13 (26A01)	35	印刷物の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
2	35K15 (24E01) (24E02)	35	楽器及びレコードの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
—	35A01	35	広告
—	35B01	35	市場調査
計4 (小売2)			

(例3)

類似の関係にない小売等役務が複数あり、第35類において23以上の類似群を有する場合には商第3条第1項柱書の要件を満たさないと判断する。

カウント	類似群	区分	指定商品(指定役務)
1	35K13 (26A01)	35	印刷物の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
2	35K15 (24E01) (24E02)	35	楽器及びレコードの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
3	35A01	35	広告
19	35J01	35	複写機の貸与
20	35J02	35	複写機の貸与
21	42G02	35	求人情報の提供
22	42G04	35	新聞記事情報の提供
23	42X07	35	自動販売機の貸与
計23 (小売2)			

(ウ) 商品・役務の全般について

⑦ 一区分内に、一の類似群を有する指定商品(指定役務)が23以上あり、重複する類似群がある場合

同じ類似群は重複カウントしない(例外については⑨参照)。この例では合計22となり、商第3条第1項柱書の要件を満たすと判断する。

カウント	類似群	区分	指定商品(指定役務)
1	06A01	06	鉄及び鋼
2	06A02	06	非鉄金属及びその合金
3	06A01	06	金属鉱石
4	06A04	06	金属又は合金の圧延用材料
	07A04		金属組立てセット
20	09G60	06	金属製液化ガス貯蔵槽
—	09G60	06	金属製ガス貯蔵槽
21	12A01	06	いかり
22	12A74	06	金属製輸送用コンテナ
計22			

⑧ 一区分内に、同じ「その他の類似群コード」(40H99 等)を有するものが複数あり、相互に類似する場合

同じ「その他の類似群コード」を有する商品（役務）が複数ある場合、相互に類似するものであれば重複カウントしない。この例では「鍵の切削加工」と「鍵の複製加工」は相互に類似する役務であるため、合計22となり、商第3条第1項柱書の要件を満たすと判断する。

カウント	類似群	区分	指定商品(指定役務)
1	40C01	40	金属の加工
2	40C02	40	ゴムの加工
3	40C03	40	セラミックの加工
4	40C04	40	木材の加工
5	40C05	40	紙の加工
21	40C06	40	石材の加工
22	<u>40H99</u>	40	<u>鍵の切削加工</u>
—	<u>40H99</u>	40	<u>鍵の複製加工</u>
計22			

⑨ 一区分内に、同じ「その他の類似群コード」(40H99 等)を有するものが複数あり、相互に類似しない場合

相互に類似しない「その他の類似群コード」であれば重複カウントする。この例では「鍵の加工」と「ガラスの加工」は相互に類似しない役務であるため、合計23となり、商第3条第1項柱書の要件を満たさないと判断する。

カウント	類似群	区分	指定商品(指定役務)
1	37G06	40	除染
2	40A01	40	耐火加工
3	40B01	40	裁縫
4	40C02	40	ゴムの加工
5	40C03	40	セラミックの加工
20	40C05	40	紙の加工
21	40C06	40	石材の加工
22	<u>40H99</u>	40	<u>鍵の加工</u>
23	<u>40H99</u>	40	<u>ガラスの加工</u>
計23			

2. 商標の使用又は使用の意思の確認をするための書類について

(1) 商標の使用又は使用の意思の確認について

上記1. による拒絶理由の通知をした場合、商標の使用又は使用意思に関する証明書類等は、意見書等で提出することが求められる。

商標の使用の事実等の確認において、「自己の業務に係る商品又は役務について使用」をするものであることを明らかにするために、出願人は、少なくとも、類似群ごとに（小売等役務については、当該役務に係る類似群ごと）、指定商品又は指定役務に係る業務を出願人が行っているか又は行う予定があることを明らかにする必要がある。

なお、商標の使用に関する証明書類等とともに意見書等の提出があったものの、依然として出願人の商標の使用及び使用の意思に疑義がある指定商品又は指定役務が残っている場合には、出願人に対して疑義が残る指定商品又は指定役務を通知し、証明書類の追加提出を求めることとする。

(2) 商標の使用を確認するための書類について

具体的には、次の書類によって証明される。

(商標審査基準第1二、3.)

(3) 業務を行っていることの確認について

(ア) 総合小売等役務に属する小売等役務を行っているか否かは、次の事実を考慮して総合的に判断する。

- ① 小売業又は卸売業を行っていること。
- ② その小売等役務の取扱商品の品目が、衣料品、飲食料品及び生活用品の各範疇にわたる商品を一括して1事業所で扱っていること。
- ③ 衣料品、飲食料品及び生活用品の各範疇のいずれもが総売上高の10%～70%程度の範囲内であること。

(イ) 指定商品又は指定役務に係る業務を出願人等が行っていることは、例えば、次の方法により確認する。

- ① 出願人等の取扱商品が記載されたカタログ、ちらし等の印刷物
- ② 出願人等が運営する店舗及び取扱商品が分かる店内の写真
- ③ 出願人等の取扱商品が分かる取引書類（注文伝票、納品書、請求書、領収書等）
- ④ 出願人等の業務内容、取扱商品が紹介されている新聞、雑誌、インターネット等の記事
- ⑤ （総合小売等役務の場合）小売等役務に係る商品の売上高が判る資料

上記商標審査基準抜粋中の(ア)及び(イ)は、商標の使用の前提となる指定商品

又は指定役務に係る業務を行っていることを証明する証拠方法を示したものであり、いずれも例示である。

総合小売等役務に係る業務を行っていることは、例えば、上記(イ)①から⑤の証拠方法により、(ア)①から③の事実を明らかにすることで総合的に証明される。

特定小売等役務に係る業務を行っていることは、例えば、上記(イ)①から⑤の証拠方法により総合的に証明される。

なお、(ア)③総合小売等役務における「いずれもが総売上高の10%～70%程度の範囲内であること」を証する資料については、商第3条第1項柱書の審査が商標の使用の蓋然性を確認するものであることを踏まえ、他の資料によって、衣料品、飲食料品及び生活用品の各種商品を多数取り扱っており、出願人が百貨店や総合スーパー等の事業者であることが明らかな場合は、当該資料がなくても弾力的に認定し得るものとする。ただし、他の資料によって、衣料品、飲食料品及び生活用品の各種商品の取り扱いに大きな差があるような場合においては、その比率が重要となる点に留意することとする。

(注) 「10%～70%程度の範囲内」については、経済産業省の商業統計調査における業態分類の百貨店、総合スーパーの定義に基づいたものである。同統計においては、「百貨店、総合スーパー」の条件として「衣、食、住にわたる各種商品を小売し、そのいずれも小売販売額の10%以上70%未満の範囲内にある事業所」であることをあげている。

(3) 商標の使用の意思を確認するための書類について
(商標審査基準第12、3.)

(4) 業務を行う予定があることの確認について

(ア) 出願人等が出願後3～4年以内（登録後3年に相当する時期まで）に商標の使用を開始する意思がある場合に、指定商品又は指定役務に係る業務を出願人等が行う予定があると判断する。

(イ) 指定商品又は指定役務に係る業務を出願人等が行う予定があることの確認のためには、商標の使用の意思を明記した文書及び予定している業務の準備状況を示す書類の提出を求める。

なお、商標の使用の意思が明確でない場合や当該予定している業務の準備状況に疑義がある場合には、必要に応じその事業の実施や計画を裏付ける書類の提出を求める。

商標の使用の意思を明記した文書は、例えば（別紙1、2）、また、準備状況を示す書類は、例えば（別紙3）のとおりとし、手続補足書、物件提出書等により提出する。

なお、商標の使用の意思が明確でない場合や当該事業予定に疑義がある場合には、必要に応じその事業の実施や計画を裏付ける書類の提出を求めることになっているところ、これらは商第72条第1項の規定により閲覧等が可能であることを踏まえ、準備状況が裏付けられる範囲で、その他不要な部分をマスキング等することを認める。

(4) 同一出願人による「商標の使用又は使用意思に関する証明書類等」の提出の省略について

① 証明書類等の提出の省略及びその可否について

同一出願人が先にした他の出願において、「商標の使用又は使用意思に関する証明書類等」を提出している場合、その出願番号と書類名等を意見書に記載することにより、指定商品又は指定役務に係る業務を行っていることを証明するための書類又は商標の使用の意思を明記した文書及び予定している業務の準備状況を示す書類（事業予定）の提出を省略することができる。

なお、同一の指定商品又は指定役務だけでなく、同一類似群内の他の指定商品又は指定役務について業務が証明されていたときも、援用する出願番号と書類名等を意見書に記載することにより、その提出を省略することができる。

この場合、審査官は、当該先の出願において提出された書類によって、指定商品又は指定役務に係る業務を出願人が行っているか又は行う予定があることの確認を行う。ただし、当該資料によっては、出願人が指定商品又は指定役務に係る業務を行っていること又は出願後3～4年以内（登録後3年に相当する時期）までに商標の使用及び商標の使用の意思があることに合理的な疑義がある場合は、あらためて確認を行う。また、後に出願する商標登録願において、出願当初からその旨を記載してきたときも同様とする。なお、その旨の願書への記載は、例えば、以下のとおりとする。

(例) (商標登録願の記載例)

以下のとおり、願書中に「【その他】」欄を設けて、「商標の使用又は使用意思に関する証明書類等」の文字及びそれが提出された「出願番号」と「書類名及びその提出日」を記載する。

<p>【その他】 商標の使用又は使用意思に関する証明書類等 商願2017-〇〇〇〇〇〇〇 意見書(2017年〇〇月〇〇日提出)</p>

② 指定商品又は指定役務の一部についての証明書類等の提出の省略について

1 区分内において23以上の類似群にわたる商品又は役務が指定されて

いる場合であって、一部の指定商品又は指定役務についての業務が同一出願人が先にした他の出願において証明されているときは、当該指定商品又は指定役務についての証明書類の提出を省略することができるが、業務の証明がなされていない他の指定商品又は指定役務については、それらの商品又は役務の類似群の合計が22以下であっても、類似群ごとに業務の証明を要する。

類似の関係にない複数の小売等役務を指定した場合も同様に取り扱うものとし、業務の証明がなされていない小売等役務については、類似群ごとに業務の証明を要する。

(5) 出願人以外の者の業務が「自己の業務」として認められるか否かの判断について

審査便覧41.100.05「出願人の支配下にあると実質的に認められる者等の業務に係る商品又は役務を指定商品又は指定役務とする商標登録出願の取扱い」参照。

3. 商標の使用又は使用の意思の確認をするための書類の提出に代わる手続き

商標の使用又は使用意思に関する証明書類等の提出に代えて、商標の使用に疑義があるとされた指定商品又は指定役務の一部を削除する補正により、「合理的疑義がある場合」に該当しないこととなったときは、商第3条第1項柱書の要件を満たすものとして取り扱う。(以下の例を参照。)

<例1>

1区分内において、23以上の類似群にわたる商品又は役務を指定しているため、商第3条第1項柱書の要件を満たさない旨の拒絶理由の通知を受けたときに、商品又は役務の一部を削除する手続補正書の提出により、指定商品又は指定役務に係る類似群の合計が22以下となったとき

<例2>

第35類において、複数の特定小売等役務を指定しているため、商第3条第1項柱書の要件を満たさない旨の拒絶理由の通知を受けたときに、役務の一部を削除する手続補正書の提出により、特定小売等役務を1つにしたとき

指定商品（指定役務）の一部について商標の使用を開始する意思を明記する場合

(別紙1)

商標の使用を開始する意思

現在当社は、本願指定商品（指定役務）に係る業務を行っていないが、指定商品、第〇〇類「〇〇」の生産、譲渡（指定役務、第〇〇類「〇〇」の提供）の事業予定があり、令和〇〇年〇〇月頃から商標の使用の開始をする予定である。

以上のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

(出願人)

住所

名称

事業担当責任者

指定商品（指定役務）の全部又は一区分全部について商標の使用を開始する意思を明記する場合

(別紙2)

商標の使用を開始する意思

現在当社は、本願指定商品（指定役務）に係る業務を行っていないが、第〇〇類の指定商品の生産、譲渡（第〇〇類の指定役務の提供）の事業予定があり、令和〇〇年〇〇月頃から商標の使用の開始をする予定である。

以上のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

(出願人)

住所

名称

事業担当責任者

事業予定			
〔予定〕			
令和	年	月	工場（店舗）の建設（着工・借用）等の予定
令和	年	月	生産（販売）開始予定
			令和 年 月 日
（出願人）			
住所			
名称			
事業担当責任者			

4. 出願人の過去の出願件数等から商標の使用及び使用の意思があることに合理的疑義がある場合

上記1.（1）又は（2）に該当しない場合であっても、以下の（ア）及び（イ）の要件に合致するときは、商標を自己の業務に係る商品又は役務について使用する蓋然性が極めて低く、商標の使用及び使用の意思があるかについて合理的疑義があるものとして、商第3条1項柱書に違反すると判断する。なお、当該要件に合致する場合は、商標の使用の意思に関する証明書を提出してきた場合においても、出願人の業務に係る商品・役務について使用するものでないことが明らかであるため、合理的疑義が解消しないものとして扱う。

- （ア）出願人の過去の出願件数から、一出願人が自己の業務に係る商品又は役務について使用する商標としては、到底想定し得ない多数の出願を行っている（概ね年間1000件以上）。
- （イ）ウェブサイト、報道等から商標の使用及び使用の意思があることが確認できない（例：出願人のウェブサイトによれば、出願人は、もっぱら商標の売買や使用許諾を行っている事実が認められる等）。

5. 適用開始日

本取扱いは公表の日から適用する（経過措置なし）。

本運用の導入及び改訂の経緯

(1) 小売等役務について

小売等役務制度の導入に関する法改正（平成18年改正 法律第55号）に関して、産業構造審議会知的財産政策部会の報告書「商標制度の在り方について」（平成18年2月公表）において、次のように不使用商標についての懸念が指摘された。

「商標法では出願に係る商品又は役務の区分ごとに出願手数料、商標権の登録料を納付することとなっており、国際的な商品・役務の区分を定めるニース協定において、小売業等の役務は第35類に分類されている。このため、同協定に従うと、一区分（第35類）の料金で複数の小売業等に係る役務を記載することが可能であり、出願人が使用の意思のない役務を多数指定した場合には、これらの指定役務と混同を生じるおそれのある商品について網羅的に他人の登録を排除することも可能となることが懸念される。」

そして「小売業等に係る役務商標出願については、商第3条第1項柱書の規定の運用を強化し、その使用の意思又は使用実態の確認を行うことが適切であると考えられる。」とされた。

このため、商標審査便覧において、小売等役務の商標登録出願についての商第3条第1項柱書の適用を定め、平成19年4月1日以降の出願から適用されている。

(2) 商品・役務の全般について

商品又は小売等役務以外の役務については、小売等役務のように一区分（第35類）の料金で横断的にあらゆる商品に関する小売等役務を指定し得るわけではなく、多くの商品又は役務を指定すれば、区分に応じて料金的な負担も増大することから、多数の商品又は役務を横断的に指定するとの懸念は小売等役務の場合とは異なる。また、商品又は小売等役務以外の役務については、必ずしも各事業者の業態に応じて類似群を定めているとはいえない点でも、小売等役務とは異なる。

しかし、商品又は小売等役務以外の役務についても、区分数が同じで料金が同額となる場合は、料金負担の増大がないために、1区分で指定可能な商品又は役務を広い範囲にわたり指定するおそれがあり、この点では、小売等役務の場合と同様に不使用商標の原因となり得る。

前述の産業構造審議会知的財産政策部会の報告書において、「商品や小売業以外の役務を指定する商標登録出願についても、取引の実情や出願実態等を踏まえ、商第3条第1項柱書の運用の在り方について検討を行うことが適

切であると考えられる。」とされている。

このため、商標審査基準において、1区分内での商品又は役務の指定が広い範囲に及んでいる場合に商標の使用又は使用の意思を確認することとし、審査の統一性を確保する観点から、その一応の目安として、1区分内において8以上の類似群にわたる商品又は役務を指定する場合として運用を開始した。この目安は、小売等役務における取扱商品の類似群の数とのバランスを考慮したものであった。

しかしながら、本運用については、平成19年の運用開始から10年超が経過し、ユーザーからは、類似群の数え方が煩雑でわかりにくい、商品・役務によって付与されている類似群数に差があり不公平感がある、また、ハウスマークのように広範囲の商品又は役務を指定したい場合もある等の意見が出ていたところ、本運用について以下のとおり見直しを行ったものである。

類似群の数え方については、付与されている類似群数を単純に数えることとした。例えば、従来は1個としてカウントを行っている複数類似群が付与されている商品・役務については、付与されている類似群をすべて数えることとした。

これに伴い、1区分内での商品又は役務の指定が広い範囲に及んでいると判断する場合の目安として、1区分内において23以上の類似群にわたる商品又は役務を指定する場合とした。この目安は、商品・役務によって付与されている類似群数に差があることに起因する不公平感の是正、類似商品・役務審査基準において一商品（役務）に付与される最大類似群数（22個）の考慮、及び数え方の変更により、1区分内において指定可能な商品・役務数が、従前²より少なくならないよう配慮したものである。

また、従来、提出の省略が認められていなかった、商標の使用の意思を明記した文書については、同一出願人が先にした他の出願において、当該文書を提出している場合にも、使用の蓋然性が認められるとして提出を省略することができることとした。

（注）以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

○ [「第3条第1項柱書」の審査基準](#)

² 従前の運用においては、1区分内での商品又は役務の指定が広い範囲に及んでいると判断する場合の目安として、原則として、1区分内において、8以上の類似群コードにわたる商品又は役務を指定している場合を対象としていた。ただし、①一の商品又は役務で多数の類似群が付与されている商品又は役務であって、他に適当な表示が認められない場合には、その商品又は役務の類似群が2以上であっても、1の類似群として取り扱う、②包括概念表示の商品又は役務に2以上の類似群が付与されている商品又は役務であっても、1の類似群として取り扱う、というように数え方が複雑になっていた。

41. 100. 04

**「自己の業務に係る商品又は役務について使用をする」
ことができない蓋然性が高い商標登録出願について**

商標審査基準 第1 二 2.

(2) 指定役務が、例えば、次のような場合には、商標を使用できない蓋然性が高いものとして、本項柱書により登録を受けることができる商標に該当しないと判断する旨の拒絶理由の通知を行い、出願人が指定役務を行うか確認する。

(例)

指定役務に係る業務を行うために法令に定める国家資格等を有することが義務づけられている場合であって、願書に記載された出願人の名称等から、出願人が、指定役務に係る業務を行い得る法人であること、又は、個人として当該国家資格等を有していることのいずれの確認もできない場合。

1. 「自己の業務に係る商品又は役務について使用をする」ことができない蓋然性が高い商標登録出願の審査について

例えば、以下の例のような役務については、業務を行うために法令に定める国家資格等を有することが義務づけられている。

したがって、これらの役務を指定する出願がされた場合には、国家資格を有する者の名簿や出願人の名称等から、出願人が以下(1)又は(2)のいずれかに該当するか否かを確認する。

出願人による提出書類の記載及び職権調査の結果をふまえても、出願人が(1)又は(2)のいずれかに該当すると確認できない場合は、出願人が当該役務について商標を使用できない蓋然性が高いものとして、商第3条第1項柱書により登録を受けることができる商標に該当しないと判断する旨の拒絶理由の通知を行う。

出願人による提出書類の記載等により、出願人が以下(1)又は(2)のいずれかに該当することが確認できた場合には、当該拒絶理由は通知しないものとする。

- (1) 個人として当該国家資格等を有していること
- (2) 指定役務に係る業務を行い得る法人であること

なお、以下の例のような役務を、例えば、「その役務に関する情報の提供」、「その役務に関する助言」に補正することは要旨の変更であることに留意する。(例えば、「医業」を「医業に関する情報の提供」と補正した場合。)

〈例〉

① 役務「訴訟事件その他の法律事務」（弁護士法第72条）

(ア) 弁護士であることの確認

日本弁護士連合会HP：弁護士検索
(<https://www.bengoshikai.jp/>)

(イ) 弁護士法人であることの確認

名称に「弁護士法人」の文字を使用していると認められること。

(ウ) 個別の法律の定めにより業務を行うことができる者であることの確認

・ 弁理士又は弁理士法人であることの確認（弁理士法第6条）

弁理士の確認については、③(ア)を確認。

・ その他、提出書類の記載等により、出願人が指定役務に係る業務を行い得る事実を確認¹。

弁護士法第72条

弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。ただし、この法律又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

② 役務「登記又は供託に関する手続の代理」（司法書士法第73条）

(ア) 司法書士であることの確認

日本司法書士会連合会HP：司法書士検索
(<https://www.shiho-shoshi.or.jp/other/doui/>)

(イ) 司法書士法人であることの確認

名称に「司法書士法人」の文字を使用していると認められること。

(ウ) 弁護士又は弁護士法人であることの確認

弁護士の確認については、①(ア)を確認。

司法書士法第73条

司法書士会に入会している司法書士又は司法書士法人でない者（協会を除く。）は、第三条第一項第一号から第五号までに規定する業務を行ってはならない。ただし、他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

③ 役務「工業所有権に関する手続の代理」（弁理士法第75条）

(ア) 弁理士であることの確認

日本弁理士会HP：弁理士ナビ
(<http://www.benrishi-navi.com/>)

(イ) 弁理士法人であることの確認

名称に「弁理士法人」の文字を使用していると認められること。

(ウ) 弁護士又は弁護士法人であることの確認

¹ 提出書類の記載等により、例えば、法務大臣の認定を受けて簡裁訴訟代理等関係業務を行うことができる司法書士及び当該司法書士が社員にいる司法書士法人であることが確認できた場合には、商第3条第1項柱書を適用しない。

弁護士の確認については、①(ア)を確認。

弁理士法第75条

弁理士又は弁理士法人でない者は、他人の求めに応じ報酬を得て、特許、実用新案、意匠若しくは商標若しくは国際出願、意匠に係る国際登録出願若しくは商標に係る国際登録出願に関する特許庁における手続若しくは特許、実用新案、意匠若しくは商標に関する行政不服審査法の規定による審査請求若しくは裁定に関する経済産業大臣に対する手続についての代理（特許料の納付手続についての代理、特許原簿への登録の申請手続についての代理その他の政令で定めるものを除く。）又はこれらの手続に係る事項に関する鑑定若しくは政令で定める書類若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成を業とすることができない。

④役務「財務書類の監査又は証明」（公認会計士法第47条の2）

(ア) 公認会計士であることの確認

日本公認会計士協会HP：公認会計士等検索
(https://www.jicpa.or.jp/cpa_search/)

(イ) 監査法人であることの確認

名称に「監査法人」の文字を使用していると認められること。

公認会計士法第47条の2

公認会計士又は監査法人でない者は、法律に定のある場合を除くほか、他人の求めに応じ報酬を得て第二条第一項に規定する業務を営んではならない。

⑤役務「税務相談」及び「税務代理」（税理士法第52条）

(ア) 税理士であることの確認

日本税理士連合会HP：税理士情報検索サイト
(<https://www.zeirishikensaku.jp/>)

(イ) 税理士法人であることの確認

名称に「税理士法人」の文字を使用していると認められること。

(ウ) 弁護士、弁護士法人又は公認会計士であることの確認

弁護士の確認については、①(ア)を確認。
公認会計士の確認については、④(ア)を確認。

税理士法第52条

税理士又は税理士法人でない者は、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、税理士業務を行ってはならない。

⑥役務「医業」（医師法第17条等）

(ア) 医師であることの確認

厚生労働省HP：医師等資格確認検索
(https://licenseif.mhlw.go.jp/search_isei/)

(イ) 医療法人であることの確認

名称に「医療法人」の文字を使用していると認められること²。

² 「医療法人」とは、「医療法人社団」や「財団医療法人」など、法人格を表す名称中に「医療

(ウ) 地方公共団体であることの確認

(エ) 病院等の開設の許可³を受けていることの確認

提出書類の記載等により、「病院」「診療所」等を開設している事実又は開設の許可を受けている事実が認められること⁴。

医師法第17条

医師でなければ、医業をなしてはならない。

⑦ 役務「歯科医業」（歯科医師法第17条等）

(ア) 歯科医師であることの確認

厚生労働省HP：医師等資格確認検索

(https://licenseif.mhlw.go.jp/search_isei/)

(イ) 医療法人であることの確認

名称に「医療法人」の文字を使用していると認められること。

(ウ) 地方公共団体であることの確認

(エ) 病院等の開設の許可を受けていることの確認

提出書類の記載等により、「病院」「診療所」等を開設している事実又は開設の許可を受けている事実が認められること。

歯科医師法第17条

歯科医師でなければ、歯科医業をなしてはならない。

⑧ 役務「調剤」（薬剤師法第19条等）

(ア) 薬剤師、医師又は歯科医師であることの確認

厚生労働省HP：薬剤師資格確認検索

(https://licenseif.mhlw.go.jp/search_iyaku/top.jsp)

医師又は歯科医師の確認については、⑥(ア)又は⑦(ア)を確認。

(イ) 医療法人であることの確認

名称に「医療法人」の文字を使用していると認められること。

(ウ) 地方公共団体であることの確認

(エ) 病院等の開設の許可を受けていることの確認

提出書類の記載等により、「病院」「診療所」等を開設している事実又は開設の許可を受けている事実が認められること。

(オ) 薬局の開設の許可⁵を受けていることの確認

提出書類の記載等により、薬局を開設している事実又は薬局の開設の許可を受けている事実が認められること。

薬剤師法第19条

法人」の文字を含むものを指す。以下、⑦⑧に同じ。

³ 医療法第7条第1項

⁴ 提出書類の記載等により、例えば、「公益法人」、「学校法人」、「株式会社」が病院等を開設している事実が確認できた場合には、役務「医業」、「歯科医業」又は「調剤」のいずれについても商第3条第1項柱書を適用しない。以下、⑦⑧に同じ。

⁵ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第4条第1項

薬剤師でない者は、販売又は授与の目的で調剤してはならない。ただし、医師若しくは歯科医師が次に掲げる場合において自己の処方せんにより自ら調剤するとき、又は獣医師が自己の処方せんにより自ら調剤するときは、この限りでない。（略）

2. 同一出願人による「業務を行うために法令に定める国家資格等を有することが義務づけられている役務について当該資格等を有していること等の証明書類」の提出の省略について

同一出願人が先にした他の出願において、「業務を行うために法令に定める国家資格等を有することが義務づけられている役務について当該資格等を有していること等の証明書類」を提出している場合、その出願番号と書類名等を意見書に記載することにより、当該指定役務に係る業務を行っていることを証明するための書類の提出を省略することができる。

この場合、審査官は、当該先の出願において提出された書類によって、出願人が業務を行うために法令に定める国家資格等を有することが義務づけられている役務について当該資格等を有していることの確認を行う。

また、後に出願する商標登録願において、出願当初からその旨を記載してきたときも同様とする。なお、その旨の願書への記載は、例えば、以下のとおりとする。

（例）（商標登録願の記載例）

以下のとおり、願書中に「【その他】」欄を設けて、「業務を行うために法令に定める国家資格等を有することの証明書類」の文字及びそれが提出された「出願番号」と「書類名及びその提出日」を記載する。

【その他】業務を行うために法令に定める国家資格等を有することの証明書類
 商願2020-〇〇〇〇〇〇〇
 意見書（2020年〇〇月〇〇日提出）

41. 100. 05

**出願人の支配下にあると実質的に認められる者の業務
に係る商品又は役務を指定商品又は指定役務
とする商標登録出願の取扱い**

商標審査基準 第一 二、第3条第1項柱書

1. 「自己の業務」について

「自己の業務」には、出願人本人の業務に加え、出願人の支配下にあると実質的に認められる者の業務を含む。

(例)

- ① 出願人がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社の業務
- ② ①の要件を満たさないが資本提携の関係があり、かつ、その会社の事業活動が事実上出願人の支配下にある場合の当該会社の業務
- ③ 出願人がフランチャイズ契約におけるフランチャイザーである場合の加盟店(フランチャイジー)の業務

出願人以外の者の業務が、上記審査基準の「自己の業務」として認められるか否かは、次の基準により判断する。

(1) 出願人との関係が、出願人がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社である場合には、その会社は出願人の支配下にあると実質的に認められる者に該当する。

この場合には、出願人は、すでに公になっている株主構成がわかるもの(例えば、会社四季報の写し)等を提出する。

(2) 出願人との関係が、(1)の要件を満たさないが(ア)資本提携の関係があり、かつ、(イ)その会社の事業活動が事実上出願人の支配下にある場合には、その会社は出願人の支配下にあると実質的に認められる者に該当する。

上記(ア)については、出願人がその会社の発行済株式の10%以上50%以下を保有していることを確認する。

上記(イ)については、例えば、出願人がその会社に役員を派遣し又はその会社の経営を恒常的に指導していること等を証明する書類を提出する(会社案内、カタログ、定款、パンフレット又は(別紙)「自己の業務に関する事情説明書」等)。

(3) 出願人がフランチャイズ契約におけるフランチャイザーである場合の加盟店(フランチャイジー)は、出願人の支配下にあると実質的に認められる者に該当する。

フランチャイズ契約に基づき加盟店であるフランチャイジーが行う業務をフランチャイザーが指定役務として出願した場合には、当該加盟店の業務について使用する商標を出願人の「自己の業務」について使用をする商標とみることができる。

この場合には、出願人は、証拠としてフランチャイズにあることを証明できる書類（例えば、フランチャイズ加盟証）等の写しを提出する。

（４）その他の事情により出願人の支配下にあると実質的に認められる者の業務と認められる場合も含まれるが、提出された書類の記載から個別具体的に判断し、（１）～（３）と同等の支配関係が認められる場合に限られる。

（注）以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

○ [「第3条第1項柱書」の審査基準](#)

(別紙) 自己の業務に関する事情説明書のひな形

自己の業務に関する事情説明書

1. 商標の使用に関する証明書類等における商標の使用者は乙社であるが、出願人甲社と乙社は、

- ①甲社は、乙社に対する発行済株式保有率〇〇%の資本提携がある。
- ②甲社は、人事・資金・技術・取引等の関係を通じて、乙社の財務・営業の方針に対して重要な影響を与えている。

.....

の事情にあり、乙社の事業活動が事実上甲社の影響下にあつて、実質的には親子会社と同等の関係にある。

2. したがって、出願人甲社は、商標登録出願に係る商標を自己の業務に係る商品又は役務に使用する商標として出願するものである。

3. 以上のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

(甲社) 住所
名称
本件に関する責任者名
(乙社) 住所
名称
本件に関する責任者名

4. 添付資料 資本提携等の存在を示す書類 1

4 1 . 1 0 3 . 0 1

外国の地名等に関する商標について

1. 国家名

国家名、国家名の略称、現存する国の旧国家名は、原則として商品の産地、販売地（取引地）又は役務の提供の場所（取引地）を表すものとして拒絶する。

本国での使用文字、日本語その他の外国語で表したのも原則として対象とする。

2. 地名

首都名、州名、県名、州都名、省名、省都名、郡名、県庁所在地（県都）、旧国名、旧地域名、地方名、市、特別区、繁華街、観光地については、直接商品の産地、販売地（取引地）又は役務の提供場所（取引地）であることが辞書その他の資料に記載されていなくても、産地、販売地（取引地）又は提供地（取引地）に結びつき得る要因があれば、原則として産地、販売地（取引地）又は提供地（取引地）を表すものとして拒絶する。

3. 普通名称

商品又は役務の普通名称を外国語（外国文字、日本文字を問わない。）で表したものは、原則として、日本語に翻訳し、その外国語が国内で使用されているかどうかを問わず、商第3条第1項第1号に該当するものとする。

4. 品質（質）表示

商品の品質又は役務の質を外国語（外国文字、日本文字を問わない。）で表したものは、原則として、日本語に翻訳し、その外国語が国内で使用されているかどうかを要件とすることなく、商第3条第1項第3号に該当するものか否かを検討する。

5. 人名等（商第4条第1項第8号関係）

外国の個人、法人等もすべて対象とすることはいうまでもないが、外国の場合は不明な場合が多いから、審査にあたってはできるだけ資料を整備すること及び業界とのコンタクト等により情報を収集するように努め、また、情報提供があれば、それも審査資料として判断する。

「一般財団法人」「株式会社」「CO.」「CO. , LTD」等を除いた部分が一見して特定人の名称として理解されるものは、商第4条第1項第8号に該当するものとして拒絶する。

（注） 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（平成18年法律

第48号)によれば、「一般社団法人又は一般財団法人は、その種類に従い、その名称中に一般社団法人又は一般財団法人という文字を用いなければならない。」となっているが、移行手続がなされていない場合、経過措置として、法律の施行(平成20年12月1日施行)から5年間の移行期間においては、通常の名前はこれまでどおり「社団法人〇〇」「財団法人〇〇」の名称でかまわないとされていた。

6. 周知商標(商第4条第1項第10号関係)

商標登録出願について、外国の商標を引用して商第4条第1項第10号を適用するときは、その外国の商標が前記の商標登録出願前に我が国内の需要者に知られていなければならない(商第4条第3項)。

したがって、その周知性を認定する場合には、当該商品について上記の事実を立証する資料を必要とするが、例えば外国で周知なこと、数か国に商品が輸出されていること又は数か国で役務の提供が行われていること等を証する資料の提出があったときは、その資料も周知性を認定する場合の心証を形成する資料として勘案し、必ずしも国内で多くの資料がなくても周知性を認める方向で処理する(最終消費者まで知られていなくてもよい)。

周知性の認定にあたっては、商品又は役務との関係、取引の実情等を十分考慮する。例えば、専門的分野に属する商品又は役務については、必ずしも多くの資料の提出がなくても周知性を認める方向で処理する。※(注)

7. 著名商標(商第4条第1項第15号関係)

著名商標を引用して、商標登録出願を商第4条第1項第15号に該当するものとして拒絶することができる商標には、外国において著名な商標であることが、前記の商標登録出願前(商第4条第3項)に、我が国内の需要者によって認識されており、出願人がその出願に係る商標を使用した場合、当該他人の業務に係る商品又は役務と混同を生ずるおそれがあるものを含むものとする。

他人の業務に係る商品又は役務と混同を生ずるおそれがあるかどうかの認定にあたっては、商標及び商品又は役務との関係、取引の実情等を十分考慮する。※(注)

(注) 周知商標又は著名商標に関連し、商第4条第1項第19号の適用については42.119.03を参照されたい。

8. 国家名、地名を含む商標

国家名、地名を含む商標の場合は、以下のように取り扱うものとする。

- (1) 商品の特産地はいうまでもなく、商品の産地、販売地(取引地)を表すものと認められる外国の国家名、地名を含む商標については、

その商標が当該国又は当該地以外の国又は地で生産された商品に使用されるときは、商品の品質について誤認を生じさせるおそれがあるものとして拒絶の理由（商第4条第1項第16号）を通知する。

(2) 国家名、地名等を含む商標であって、それが指定役務との関係上役務の内容の特質又は役務の提供場所（取引地）を表すものと認識されるものについては、その商標が当該国家名又は地名等によって表される特質を持った内容の役務及び当該国又は地で提供される役務以外の役務について使用されるときは、役務の質の誤認を生じさせるおそれのあるものとして拒絶の理由（商第4条第1項第16号）を通知する。

(3) 上記(1)(2)の場合において、商品又は役務を補正させる場合、例えば、「シャンゼリーゼ」又は「フランス」などの文字を含むときは、商品については「フランス産（製）の〇〇」のように、又、飲食物の提供に係る役務については「フランス料理の提供」のように補正させる。

なお、その場合に出願人が個人であるなど対応が困難と認められる場合には、該拒絶理由の通知書に、例えば『ただし、本願の指定商品を「〇〇産の××」に補正したときはこの限りでない。』旨を付言するものとする。

(4) また、国家名、地名が、単に付記的に用いられている場合（外観上明らかに独立して商品の産地、販売地（取引地）又は役務の提供の場所（取引地）と認められるものであって、これを削除しても後願に影響を与えない場合に限る。）には、補正により商標中からその文字部分を削除することも出来るものとし、該拒絶理由の通知書に『ただし、本願商標中より「〇〇」の文字を削除したときはこの限りでない。』旨を付言する。

9. 国旗、紋章等

国旗、紋章等の類否判断にあたっては、国際信義上の観点から、類似の範囲を広く判断する方向で処理する。

10. 王家の有名な紋章、各国のシンボルマーク等

王家の有名な紋章、各国のシンボルマークは、国際信義に反するものとして、商第4条第1項第7号により拒絶する。

(注) 以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

○ [「第3条第1項第1号（商品又は役務の普通名称）」の審査基準](#)

4 1 . 1 0 3 . 0 1

- 「第 3 条第 1 項第 3 号（商品の産地、販売地、品質等の表示又は役務の提供の場所、質等の表示）」の審査基準
- 「第 4 条第 1 項第 1 号（国旗、菊花紋章等）」の審査基準
- 「第 4 条第 1 項第 2 号、第 3 号及び第 5 号（国の紋章、記章等）」の審査基準
- 「第 4 条第 1 項第 7 号（公序良俗違反）」の審査基準
- 「第 4 条第 1 項第 8 号（他人の氏名又は名称等）」の審査基準
- 「第 4 条第 1 項第 1 0 号（他人の周知商標）」の審査基準
- 「第 4 条第 1 項第 1 5 号（商品又は役務の出所の混同）」の審査基準
- 「第 4 条第 1 項第 1 6 号（商品の品質又は役務の質の誤認）」の審査基準

41. 103. 02

建造物の名称等からなる商標登録出願の取扱い

《商第3条関係》

1. 既存の公共建造物（国又は地方公共団体・独立行政法人等の公法人が所有又は管理する橋梁・塔・立像・空港・野球場等の建造物）の名称又は図形（これらの結合を含む。）を表示する標章のみからなる商標は、これが観光地（その所在地又は周辺地域を含む。）として一般の需要者、取引者に認識されているものであって、指定商品が当該地で生産され、販売される又は、指定役務が提供されているであろうと認識される場合は、これを当該商品の産地若しくは販売地又は役務の提供の場所を表示するものとして商第3条第1項第3号に該当するものと判断する。

(説明)

本項は、従来、商品の産地・販売地又は役務の提供の場所を表示する標章として必ずしも一定の取扱いがなされていなかった公共建造物の名称又はその図形を表示する標章よりなる出願の取扱いについて規定する。

即ち、公共建造物が観光地を表すものとして一般の需要者、取引者に認識されるに至っている場合には、当該地で土産品を生産し、販売する又は役務の提供の場所とする業者及び店舗が多く存在しているのが実情である。

そして、これらの業者は、前記建造物の名称又はその図形を前記商品の生産地若しくは販売地又は役務の提供の場所を表示するものとして、実際に使用しているか、あるいは使用していなくてもこれを自由に使用する必要性がある。

したがって、標記のとおり取り扱うべきものとする。

(注) 本取扱いでいう「建造物」とは、人為的な労作を加えることによって、通常、土地に固定して設備された物（工作物）をいう。

したがって、建物、建築物等の概念よりは広く、屋根のない橋梁、立像等を含む。

2. 未完成の公共建造物（国又は地方公共団体・独立行政法人等の公法人が所有又は管理する建造物）の名称又は図形（これらの結合を含む。）を表示する標章のみからなる商標は、当該建造物の完成後には当該建造物の所在地又は周辺地域が観光地として一般の需要者、取引者に認識される可能性がある場合であって、指定商品が当該地で生産され、販売される又は指定役務が提供されるものでであろうと認識される場合は、これを当該商品の産地若しくは販売地又は役務の提供の場所を表示するものとして商第3条第1項第3号に該当するものと判断する。

(説明)

本項が未完成の公共建造物の名称又は図形を表示する標章もその対象としたのは、これらが出願時点においては観光地でなくとも、その後、これらが観光地を表示するものに至る場合があることによる。

したがって、前記建造物の名称又は図形よりなる出願についても、当該建造物の建造計画の一般公表後は、これが観光地として知られたものとして前掲1.と同様に扱うものとする。¹

3. 私人が所有する建造物の名称又は図形（これらの結合を含む。）を表示する標章のみからなる商標については、これが観光地（その所在地又は周辺地域を含む。）として一般の需要者、取引者に認識されているものであって、指定商品が当該地で生産され、販売される又は、指定役務が提供されているであろうと認識される場合は、これを当該商品の産地若しくは販売地又は役務の提供の場所を表示するものとして商第3条第1項第3号に該当するものと判断する。

(説明)

1. 及び2. において、対象とする建造物を「国又は地方公共団体・独立行政法人等の公法人が所有又は管理する建造物」とする理由は、当該建造物の名称又は図形よりなる表示は、商品流通過程に置く場合に必要な表示として何人もその使用を必要とする性格を有しているとの判断によるものである。

通常、私人が所有する建造物は、その表示の使用も私人の専権に属し、一般人の自由使用に開放されているものではないことから、その取扱いに差異を設けたものである。しかし、私人が所有する建造物であっても、多くの観光ガイドブックやツアーパンフレット等に、専ら観光地を表すものとして掲載されている等の事情により、需要者に商品の生産地若しくは販売地又は役務の提供の場所を表示するものとして認識されている場合は、公共建造物と同様の取扱いとすることに留意する。なお、この場合、所有者が出願人である場合にも、本号が適用されることは言うまでもない。

4. 既存の公共建造物、未完成の公共建造物、観光地として一般の需要者、取引者に認識されている私人が所有する建造物の名称又は図形（これらの結合を含む。）を表示する商標が、指定商品の仕向け地・一時保管地若しくは指定役務の提供に際する立ち寄り地（港・空港等）等を表す建造物として認識される場合は、商第3条第1項第6号に該当するものと判断する。

¹ なお、外国の事情調査として、ドイツ特許庁からの返書には、「未完成若しくは建造計画中の建造物の名称又は図絵について、当該建造物が確かな周知度（certain degree of publicity）に到達していることを条件としてドイツ商標法第4条第2項（自他商品を識別することができないもの）としての取扱いがなされる。」旨が述べられている。

(説明)

前掲1. から3. の項目は、商第3条第1項第3号に該当する事例の取扱いであるが、本項では、建造物（港・空港等）が指定商品の仕向け地・一時保管地又は指定役務の提供に際する立ち寄り地等を表す建造物として認識される場合の取扱いを、審査基準に即して明示したものである。

対象とする建造物については、「国又は地方公共団体・独立行政法人等の公法人が所有又は管理する建造物」とする。しかし、私人が所有する建造物であっても、多くの事業者が、その取り扱う商品の仕向け地・一時保管地又は指定役務の提供に際する立ち寄り地等として利用している等の事情により、需要者に指定商品の仕向け地・一時保管地又は指定役務の提供に際する立ち寄り地等を表したものと認識されている場合は、公共建造物と同様の取扱いとすることに留意する。

《商第4条関係》

5. 公共建造物と認められない著名な私有建造物の名称または図形を表示する標章、又はこれを含む標章が当該建造物の所有者以外の者によって出願され、これが、他人の業務に係る商品又は役務と混同を生ずるおそれがある場合には、商第4条第1項第15号に該当するものと判断する。

(説明)

著名な私有建造物（例えば、東京ドーム）の名称又は図形を表示する標章であり、前掲3. 及び4. の項目に該当しないものについては、当該建造物の所有者（上記例では、株式会社東京ドーム）本人の出願については、商品又は役務の出所の混同の問題は生じない。しかし、当該建造物の所有者でない出願人によりなされた場合に、他人の業務に係る商品又は役務と混同を生ずるおそれがある場合が想定されるので、その場合には商第4条第1項第15号の適用がある旨を付記したものである。²

6. 前掲1. から4. に該当する標章を含む商標については、これが当該地又は当該地域以外の地で生産、販売される商品又は役務の提供の場所に使用されることにより、品質又は質の誤認を生じさせるおそれのある場合には、商第4条第1項第16号に該当するものと判断する。

(説明)

² なお、英国における実務上の取扱いについての問い合わせに対し、その返書において「当該建造物の所有者（owner）以外の者による出願については、建造物の所有者の同意書が提出されないか、同意があっても商品の種類によって、商品の出所について混同する可能性がある」と判断される場合には、登録されない。」旨が述べられている。

4 1 . 1 0 3 . 0 2

本項は、出願商標が前掲 1 . から 4 . に該当する観光地として一般に認識されるに至っている標章を含むことによって、著しく商品の品質又は役務の質の誤認を生じさせるおそれのあることが明らかな場合には、商第 4 条第 1 項第 1 6 号を適用するものとする。

ただし、前掲 1 . 及び 2 . に該当する公共建造物の名称又は図形を含む標章は、当該表示が商品の産地、販売地又は役務の提供場所の表示としての認識を得られやすい国名、行政区画名、集落地名等と本来的に異なった性格を持つ表示であることから、これらの標章について本項を形式的に適用しないものとする。

【注】

個別具体的な出願について検討した場合、本処理方針に準ずることが必ずしも適当とは認められないときはこの限りでない。

公共建造物に関連する審判決例

1. 商標「瀬戸大橋」
(昭和62年(ヨ)第29号使用差止等仮処分申請事件)

<判決(要旨)>

瀬戸大橋が瀬戸内海の観光名所の一つとして広く世間に知られるようになった現在、瀬戸大橋を指し、あるいは想起させる商標を使用した場合、一般の需要者、取引者が、該商品が瀬戸大橋周辺地で生産又は販売されているものであろうと認識することは明らかであって、瀬戸大橋は産地、販売地に準ずるものというべきであるし、また、かかる公共建造物の名称を一個人に独占使用させることも適当でない。

2. 商標「成田空港・NARITA AIRPORT」/指定商品 第30類「菓子、パン」
(昭和46年審判第5242号)

<審決(要旨)>

成田空港の文字は、新東京国際空港の別称であり、同空港のターミナルビル等には菓子等の土産品を販売する店舗も多く存在することは明らかである。本願商標は商品の販売場所を表示し、自他商品の識別標識としては認識し得ない。また、このような場所は同空港に関係ある者が商品の販売場所を表示するため、自由に使用すべきものであるから、これを登録して一個人の独占に委ねるべきものではない。本願商標は商第3条第1項第3号の規定に該当し、登録することができない。

(注. 審決当時、成田空港は新東京国際空港公団が設置・管理していた。)

3. 商標「平和台饅頭」/指定商品 旧第43類「饅頭」
(昭和35年(行ナ)第146号)

<判決(要旨)>

平和台の文字は福岡市営の競技場の名称から採択したものであり、また、プロ野球の球場として国内にあまねく知られている。従って、同所ないしはこれが存在する福岡市で生産、販売される商品につき、その容器、包装等に「平和台」の名を冠することは産地、販売地を表示するものとして普通に行われるものと認められる。本願商標の指定商品である饅頭が福岡市内において、また前記競技場において、その都度開設される売店において販売される性質の商品であり、また本願商標の態様は普通に用いられる程度の方法で表示せられたものにすぎない。

4 1 . 1 0 3 . 0 2

従って、本願商標は特別顕著の要件を欠くものと認めざるを得ない。

(注) 以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

- [「第3条第1項第3号（商品の産地、販売地、品質等の表示又は役務の提供の場所、質等の表示）」の審査基準](#)
- [「第3条第1項第6号（前号までのほか、識別力のないもの）」の審査基準](#)
- [「第4条第1項第15号（商品又は役務の出所の混同）」の審査基準](#)
- [「第4条第1項第16号（商品の品質又は役務の質の誤認）」の審査基準](#)

41. 103. 03

→41. 106. 52

国内外の地理的名称からなる商標登録出願の取扱い

国内外の地理的名称からなる商標登録出願の取扱いについては、商第3条第1項第3号及び第6号の規定に係る商標審査基準を一部改訂し、平成24年1月1日、商標審査基準〔改訂第10版〕一部改訂として公表した。その後、商標審査基準の全面的な見直しが行われ、平成28年4月1日適用の商標審査基準〔改訂第12版〕から、以下の商標審査基準が適用されている。

1. 商第3条第1項第3号**関連条文 抜粋**

第三条 自己の業務に係る商品又は役務について使用をする商標については、次に掲げる商標を除き、商標登録を受けることができる。

三 その商品の産地、販売地、品質、原材料、効能、用途、形状（包装の形状を含む。第二六条第一項第二号及び第三号において同じ。）、生産若しくは使用の方法若しくは時期その他の特徴、数量若しくは価格又はその役務の提供の場所、質、提供の用に供する物、効能、用途、態様、提供の方法若しくは時期その他の特徴、数量若しくは価格を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標

商標審査基準 第1 五、2.

2. 商品の「産地」、「販売地」、役務の「提供の場所」について
- (1) 商標が、国内外の地理的名称（国家、旧国家、首都、地方、行政区画（都道府県、市町村、特別区等）、州、州都、郡、省、省都、旧国、旧地域、繁華街、観光地（その所在地又は周辺地域を含む。）、湖沼、山岳、河川公園等を表す名称又はそれらを表す地図）からなる場合、取引者又は需要者が、その地理的名称の表示する土地において、指定商品が生産され若しくは販売され又は指定役務が提供されているであろうと一般に認識するときは、商品の「産地」若しくは「販売地」又は役務の「提供の場所」に該当すると判断する。
- (2) 商標が、国家名（国家名の略称、現存する国の旧国家名を含む。）、その他著名な国内外の地理的名称からなる場合は、商品の「産地」若しくは「販売地」又は役務の「提供の場所」に該当すると判断する。

(説明)

本基準五 2. (1)は、国内外の地理的名称からなる商標が商第3条第1項第3号の規定にいう「商品の産地・販売地、役務の提供の場所」に該当するかど

うかの審査にあたって、その取扱いを明記したものである。

すなわち、当該基準では、商第3条第1項第3号にいう「商品の産地・販売地、役務の提供の場所」には、①地理的名称の表示する土地において現実に指定商品が生産若しくは販売又は指定役務が提供されている場合はもちろん、②需要者又は取引者によって、指定商品が生産若しくは販売又は指定役務が提供されているであろうと一般に認識されると判断される場合にも同号に該当することを明確にした。

上記①については自明である。②については、需要者又は取引者における一般認識をもって足りるとしている。本取扱いは、商品の産地・販売地、役務の提供の場所は、通常、商品又は役務を流通過程又は取引過程に置く場合に必要な表示であるから何人も使用をする必要があり、かつ、何人もその使用を欲するものだから一私人に独占を認めるのは妥当ではなく、また、多くの場合すでに一般的に使用がされあるいは将来必ず一般的に使用がされるものであるから、これらのものに自他商品又は自他役務の識別力を認めることはできない（工業所有権法（産業財産権法）逐条解説〔第20版〕1400頁）という趣旨を踏まえたものである。

また、当該基準は、ジョージア事件（昭和60年（行ツ）68号 昭和61年1月23日最高裁判決）において、商標登録出願に係る商標が商第3条第1項第3号にいう「商品の産地又は販売地を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標」に該当するというためには、「必ずしも当該指定商品が当該商標の表示する土地において現実に生産され又は販売されていることを要せず、需要者又は取引者によつて、当該指定商品が当該商標の表示する土地において生産され又は販売されているであろうと一般に認識されることをもつて足りる」とする判示内容をも踏まえたものでもある。

これまでも審査実務上は、上記の考え方を踏まえて、商第3条第1項第3号にいう「商品の産地・販売地、役務の提供の場所」についての判断を行ってきたところであるが、平成24年11月の商標審査基準一部改訂によって、これまでの実務を商標審査基準上明確にし、現行法制の枠内において国内外の地理的名称についての保護徹底を図った。

上記②における「一般に認識されると判断される場合」については、直接「商品の産地・販売地、役務の提供の場所」であることが辞書その他の資料に記載されていなくても、その地理的名称の表示する土地において、指定商品が生産され若しくは販売されるような要因又は指定役務が提供されるような要因が認められれば、ここでいう「一般に認識されると判断される場合」に該当するものとして取り扱う。

(例1) 商標「屋久島」 指定商品 第29類「食用魚介類」

「屋久島」を表示した商標が指定商品「食用魚介類」について出願された場合、当該商標は、観光地等（その所在地又は周辺地域を含む。）の地名を表すものとして一般に認識されており、商品との関係において、商品の産地・販売地を表したものと認識されるため、商第3条第1項第3号を適用する。

(例2) 商標「レマン湖」を表す図形及び文字 指定商品 第30類「チョコレート」

「レマン湖」を表示した図形及び文字からなる商標が指定商品「チョコレート」について出願された場合、当該商標は、観光地等（その所在地又は周辺地域を含む。）を表すものとして一般に認識されており、商品との関係において、商品の産地・販売地を表したものと認識されるため、商第3条第1項第3号を適用する。

(例3) 商標「アルベロベッコ」 指定役務 第43類「宿泊施設の提供」

「アルベロベッコ」を表示した商標が指定役務「宿泊施設の提供」について出願された場合、当該商標は、観光地等（その所在地又は周辺地域を含む。）の地名を表すものとして一般に認識されており、役務との関係において、役務の提供場所を表したものと認識されるため、商第3条第1項第3号を適用する。

2. 商第3条第1項第6号

関連条文 抜粋

第三条 自己の業務に係る商品又は役務について使用をする商標については、次に掲げる商標を除き、商標登録を受けることができる。

六 前各号に掲げるもののほか、需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができない商標

商標審査基準 第1 八、5.

5. 国内外の地理的名称を表示する商標について

商標が、事業者の設立地・事業所の所在地、指定商品の仕向け地・一時保管地若しくは指定役務の提供に際する立ち寄り地（港・空港等）等を表す国内外の地理的名称として認識される場合は、本号に該当すると判断する。

(説明)

本基準は、国内外の地理的名称を表示する商標が、事業者の設立地等若しくは指定役務の提供に際する立ち寄り地等を表す国内外の地理的名称として認識される場合は、商第3条第1項第6号に該当する旨を規定したものである。

同号の規定や同号に関する判決の趣旨（別紙参照）を踏まえると、商標の構成自体から自他商品又は自他役務の識別力を欠き、商標としての機能を果たし

得ないと推定されるもの等は、商第3条第1項第3号に該当しないとしても、同第6号に該当する。

以上を踏まえて検討すると、商標を構成する国内外の地理的名称が「商品の産地・販売地、役務の提供場所」（認識される場合も含む。）を表示するものである場合は、商第3条第1項第3号に該当するが、以下の例のような場合は、「商品の産地・販売地、役務の提供場所」（認識される場合も含む。）を表示するものと認められないことから、同号の規定を適用することは困難である。

(例4) 商標「スワンナプーム¹」 指定役務 第36類「演劇の上演」

「スワンナプーム」を表示した商標が指定役務「演劇の上演」について出願された場合、当該商標が、役務の提供の場所を表すものとして一般に認識されているとは言い難いため、商第3条第1項第3号を適用することは困難である。

しかしながら、「スワンナプーム」は、役務の提供に際する立ち寄り地（空港）を表す海外の地理的名称として認識され得ることからすると、当該「スワンナプーム」は、自他役務の識別標識としての機能を果たすものとはいえない。

(例5) 商標「ジュネーブ」 指定商品 第8類「日本刀」

「ジュネーブ」を表示した商標が指定商品「日本刀」について出願された場合、当該商標が、商品の生産地・販売地を表すものとして一般に認識されているとは言い難いため、商第3条第1項第3号を適用することは困難である。

しかしながら、「ジュネーブ」は、商品の仕向け地を表す海外の地理的名称として認識され得ることからすると、当該「ジュネーブ」は、自他商品の識別標識としての機能を果たすものとはいえない。

上記例4及び例5の立ち寄り地や仕向け地は、商第3条第1項第3号には該当しないものであるが、広告や取引書類等において、多くの場合すでに一般的に使用されあるいは将来必ず一般的に使用されるものである。

そこで、平成24年11月の商標審査基準一部改正によって、国内外の地理的名称からなる商標が、商第3条第1項第3号に該当しない場合であっても、当該商標が事業者の設立地・事業所の所在地や仕向け地等を表示するものである場合（認識される場合も含む。）は、自他商品又は自他役務の識別標識とし

¹ タイの国際空港。2006年9月に、手狭となったドン・ムアン国際空港にかわる新空港として開港。スワンナプームとは「黄金の土地」の意で、プミポン国王の命名による。（小学館日本大百科全書(ニッポニカ)）

ての機能を果たし得ないものとして、同第6号に該当することを明確化するために本基準を新設することとした。

審査実務においては、国内外の地理的名称からなる商標が出願された場合には、指定商品又は指定役務との関係から、まず商第3条第1項第3号の該当性を検討し、その後、同号に該当しない指定商品又は指定役務について、同第6号の該当性について検討することとなる。

したがって、2以上の指定商品又は指定役務が指定されている場合において、一の指定商品又は指定役務については商第3条第1項第3号を適用し、他の指定商品又は指定役務については同第6号を適用することがあることに留意する。

商標審査基準 第1 八、12.

12. 上記1. から11. に掲げる商標においても、使用をされた結果需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができるに至っているものについては、本号に該当しないと判断する。
--

(説明)

商第3条第1項第6号の商標審査基準1. から11. に該当する商標であっても、使用をされた結果需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができるに至っている商標については、同号に該当しないこととなる。商第3条第2項では「前項第三号から第五号までに該当する商標」のみが対象となっているが、本基準は、平成24年11月の商標審査基準一部改正によって、商第3条第1項第6号の適用についての考え方を確認的に規定したものである。

本基準において「上記1. から11. に掲げる商標においても」と記載しているが、これは、商第3条第1項第6号の審査にあたっては、同号の商標審査基準1. から11. に該当する商標はもとより、これら以外の理由で同号に該当する可能性が問われている商標であっても、使用により識別力を獲得していると判断されるものについては同号に該当しないものとするを明確にしたものである。

商第3条第1項第6号に関する判決

「UVmini」事件

(平成18年3月9日 知財高裁 平成17年(行ケ)第10651号)

<判決(要旨)>

同項6号にいう「需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができない商標」としては、構成自体が商標としての体をなしていないなど、そもそも自他商品識別力を持ち得ないもののほか、同項第1号から第5号までには該当しないが、一応、その構成自体から自他商品識別力を欠き、商標としての機能を果たし得ないと推定されるもの、及び、その構成自体から自他商品識別力を欠き、商標としての機能を果たし得ないものと推定はされないが、取引の実情を考慮すると、自他商品識別力を欠き、商標としての機能を果たし得ないものがあるといえることができる。

(注) 以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

- [「第3条第1項第3号\(商品の産地、販売地、品質等の表示又は役務の提供の場所、質等の表示\)」の審査基準](#)
- [「第3条第1項第6号\(前号までのほか、識別力のないもの\)」の審査基準](#)

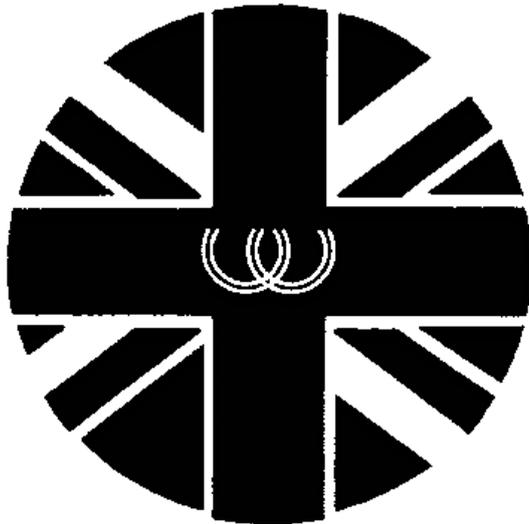
42. 101. 01

外国の国旗の取扱い

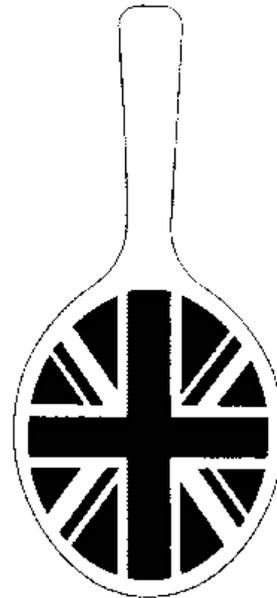
1. 商標構成中に外国の国旗を想起させる図形を顕著に有する場合は、商第4条第1項第1号の規定を適用する。

例えば、以下に掲げる構成の商標は、英国国旗を想起させる図形を顕著に有してなるから、外国(英国)の国旗に類似するものとして取り扱うものとする。

(例1)



(例2)



2. 色彩のみからなる商標のうち、色彩を組み合わせてなる商標で、外国の国旗を構成する色彩及びその比率等が外国の国旗と同一又は類似と認められ、全体として外国の国旗が想起される場合は、商第4条第1項第1号の規定を適用する。

例えば、二色の色彩を組み合わせてなる商標は、以下のような二色構成からなる外国の国旗との色彩及び比率等が類似するか否か、当該国旗を想起するか否かを総合的に判断する。

(例) 外国の国旗を想起させる例

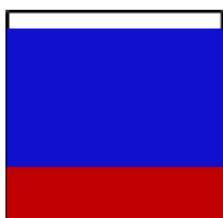


(色彩のみからなる商標)



(モナコ公国国旗)

(例) 外国の国旗を想起させない例



(色彩のみからなる商標)



(ロシア連邦国旗)

(注) 以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

- [「第4条第1項第1号（国旗、菊花紋章等）」の審査基準](#)

42. 103. 01

商標法第4条第1項第3号及び同第5号の解釈について

商標法第4条第1項第3号においては「国際連合その他の国際機関」、また同法第4条第1項第5号においては「日本国又はパリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国の政府等」自身が出願人である場合においても上記条項を適用する。

(説明)

1. パリ条約との関係

商標法第4条第1項第1号～第6号は、公益的不登録事由として列挙される規定であるが、商標法第4条第1項第3号及び同第5号はパリ条約第6条の3(1)(a)及び(b)の規定を受けて設けられたものであり、当該条約上の目的とするところは、「同盟国の国の紋章、旗章その他の記章……等及び同盟国が加盟している政府間国際機関の紋章、旗章その他の記章……等については、工業所有権の対象としての保護というよりは、特定の状況の下では、そのような対象となることから排除することにより、国家、機関等の主権の象徴の使用を管理する当該同盟国、国際機関等の権利と尊厳を保護することにある。」と考えられる。

2. 商標法第4条第1項第6号と同法第4条第2項との関係

現行の商標法の規定をみると、同法第4条第2項において、商標の公益的不登録事由(同法第4条第1項第1号～第6号)のうち、第6号のみに関し、本人が出願をするときは同号の規定を適用しないこととしているのは、公益団体等の権威を保護するとともに、これらの団体により行なわれる事業を含めた公益事業の著名標章を出所表示として保護するという、二重の目的を有しているからである。

即ち、当該団体等が自ら商品又は役務に商標を使用することも多分にあり得るし、また当該標章が他人によって商品又は役務に使用された場合に需要者、取引者が商品又は役務の出所について混同を生ずるおそれがあるため、一般の公衆を保護する必要上設けられたものと解される。

3. 商標法第24条の2(商標権の移転)、同法第30条(専用使用权)との関係

商標権の移転及び専用使用权の設定について規定した商標法第24条の2、同法第30条において、同法第4条第2項の規定に係る商標権に公益維持の見地から一定の制限を課し、譲渡及び専用使用权の設定は同規定の立法趣旨に反するものとして禁止している。

42. 103. 01

しかし、同法第4条第1項第1号～第5号に係る自己の記章、標章等について商標登録を認めた場合、当然同法第24条の2、同法第30条においては商標権の譲渡及び専用使用権の設定の制限は課されないため自由な権利の移転及び専用使用権の設定が認められることになり、商標法第4条第1項第1号～第5号及びパリ条約第6条の3の規定の立法趣旨に反するばかりでなく、当該商標の付された商品又は役務の出所について公衆を誤認させるおそれも生ずる。

以上の諸点を総合して考えると、国家、国際機関等が経済産業大臣の指定する自己の記号、標章等を出願してきたときは、当該記号、標章等は産業財産権の対象として保護すべきものとは認められないと解するのが相当である。

したがって、上述のとおり取り扱うこととする。

42. 104. 01

商標法第4条第1項第4号に規定する赤十字等の標章について

商第4条第1項第4号に規定する「赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律第1条の標章」は、「赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律施行上留意事項の件の一部改正について」（平成16年9月13日付け社援発第0913027号厚生労働省社会・援護局長通知）において明示されている（別紙参照）。

なお、同号の改正は、平成16年9月17日付けで施行され、経過措置は設けられていない。

（参考） 赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律

（注） 以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

○ [「第4条第1項第4号（赤十字等の標章又は名称）」の審査基準](#)

別紙



社援総発第0913001号
平成16年9月13日

特許庁審査業務部商標課長 殿

厚生労働省社会・援護局総務課長



赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する
法律施行上留意事項の件の一部改正について

赤十字の標章及び名称等の使用の制限については、「赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律施行上留意事項の件」（昭和23年2月27日付け社乙第10号厚生省社会局長通知）による取扱いとされているところですが、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が平成16年9月17日に施行されることに伴い、「赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律施行上留意事項の件」の一部を別添のとおり改正し、平成16年9月17日から適用することとしましたので、貴職におかれましては、商標法（昭和34年法律第127号）に基づく商標登録に当たり、本基準を参考とされるようよろしくお取り計らい願います。

社援発第0913027号
平成16年9月13日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長



赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する
法律施行上留意事項の件の一部改正について

赤十字の標章及び名称等の使用の制限については、「赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律施行上留意事項の件」（昭和23年2月27日付け社乙第10号厚生省社会局長通知）による取扱いとしているところですが、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が平成16年9月17日に施行されることに伴い、「赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律施行上留意事項の件」の一部を別添のとおり改正し、平成16年9月17日から適用することとしましたので、貴職におかれましては、貴管内の関係機関・関係団体に対する周知等よろしくお取り計らい願います。

別 添 新 旧 対 照 表

◎ 赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律施行上留意事項の件（昭和23年2月27日社乙第10号厚生省社会局長通知）
 （傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>一 類似する記章 同法第一条に <u>規定する</u> 類似する記章とは</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>赤色</u> 系統の+文字は正しい+たると傾いた+印又は図案化せられたるとを問わず一切類似とみなされる。 2 他の図案の一部に用いられる場合においても赤色系統の+文字は正しい+文字たるを問わず一切類似とみなされる。 3 <u>地となる色については、完全な白地でなくとも、白色系統であれば類似とみなされる。</u> 4 <u>赤色系統の新月又はライオン及び太陽の標章についても、上記1から3までと同様である。</u> <p><u>なお、同法第一条に規定する赤十字、赤新月及び赤のライオン及び太陽の標章は以下のとおりである。</u></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>赤十字</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>赤新月</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>赤のライオン及び太陽</p> </div> </div> <p>二 類似する名称 同法第一条に <u>規定する</u> 類似する名称とは 赤十字看護婦会、あか十字文株式会社、ジュネーブ十字商会、ジュネーバー十字出版会社等その名称等に赤十字、ジュネーブ十字なる文字又はこれと紛らわしい文字を <u>使った</u> 名称は <u>すべて</u> 類似とみなされる。</p>	<p>一 類似する記章 同法第一条に類似する記章とは</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>赤字</u> 系統の+文字は正しい+たると傾いた+印又は図案化せられたるとを問わず一切類似とみなされる。 2 他の図案の一部に用いられる場合においても赤色系統の+文字は正しい+文字たるを問わず一切類似とみなされる。 <p>二 類似する名称 同法第一条に類似する名称とは 赤十字看護婦会、あか十字文株式会社、ジュネーブ十字商会、ジュネーバー十字出版会社等その名称等に赤十字又はジュネーブ十字なる文字又はこれと紛らわしい文字を <u>使った</u> 名称は <u>総て</u> 類似とみなされる。</p>

また、その名称等に赤新月若しくは赤のライオン及び太陽なる文字又はこれと紛らわしい文字を使った名称についても類似とみなされる。

三 みだりに

同法第一条に 規定する みだりにとは法的な根拠なくほしいままという意味で左記以外の場合をいう。

- 1 日本赤十字社
- 2 赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律（昭和二十二年法律第百五十九号）第三条により日本赤十字社の許可を受けたる場合
- 3 外国赤十字（赤新月）社 及び赤十字国際機関の人員、資材等（国際的儀礼として）
- 4 武力攻撃事態における外国の医療関係者 及び救護機関、衛生材料等
- 5 赤十字標章及び衛生要員等の身分証明書に関する訓令（昭和三十九年防衛庁訓令第三十二号）に従い自衛隊等が使用する場合
- 6 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第58号）第157条の規定に基づき使用する場合

三 みだりに

同法第一条にみだりにとは法的な根拠なくほしいままという意味で左記以外の場合をいう。

イ 同法第一条第一項の場合

- 1 明治四十五年条約第十号「ジュネーブ」条約の原則を海戦に応用する条約第五条に依る病院船
- 2 昭和十年条約第一号戦地軍隊における傷者及び病者の状態改善に関する千九百二十九年七月二十七日のジュネーブ条約第二十四条第一項に規定され且つ同条約によつて保護を規定された衛生上の部隊、営造物、人員並びに資材
- 3 日本赤十字社
- 4 赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律第三条により日本赤十字社の許可を受けたる場合
- 5 外国赤十字社の人員、資材等（国際的儀礼として）
- 6 交戦中の外国の傷病兵 及び救護機関、衛生材料等

ロ 同法第一条第二項の場合

- 1 明治四十五年条約第十号ジュネーブ条約の原則を海戦に応用する条約第三条による病院船
- 2 外国の軍用又は私人の病院船

	<p><u>四 類似する標識</u> <u>同法第一条第二項に所謂定める標識とは船舶の外部を白色に塗り幅一メートル半の緑色（軍用病院船）又は赤色（私人の病院船）の横筋を施すことであるから同法第一条第二項に類似の標識とはこれに紛らわしい白又は黄等白つばい船体に赤又は緑系統の横系統の横筋を塗色することをいうのである。</u></p>
--	---

42. 107. 02

国家資格等を表す又は国家資格等と誤認を生ずるおそれのある商標（「××士」「××博士」等）の取扱い

「××士」「××博士」等からなる商標が、

- a. 国家、地方公共団体若しくはこれらの機関又は公益に関する団体が認定する資格（以下「国家資格等」という。）を表す場合、又は
- b. 一般世人において、国家資格等と一見紛らわしく誤認を生ずるおそれのある場合

には、原則として、商第4条第1項第7号に該当するものとして拒絶することとする。

ただし、一般世人において、国家資格等とは無関係のものであると理解される商標である場合、又は、当該出願が国家資格等の認定機関（関係法令等に規定されている機関、監督官庁が認める実質的な認定機関等をいう。）が出願人であった場合には、上記法条に該当しないものとする。

[説明]

「××士」「××博士」等からなる商標については、その構成文字によって、一般的に、国家資格等を表すもの又は国家資格等と一見紛らわしく誤認を生ずるおそれのあるものがあるが、そのような商標を登録し商品又は役務について使用することは、国家資格等の制度に対する社会的信頼を失わせ、ひいては公の秩序又は善良な風俗を害するおそれのある商標として商第4条第1項第7号に該当するものとして拒絶することとするものである。

上記趣旨からして、一般世人において、当該商標が現存する国家資格等と誤認を生ずるおそれのない場合、又は、現存する国家資格等を表す商標であっても当該国家資格等の認定機関等（関係法令等に規定されている機関その他監督官庁が認める実質的な機関等）の出願である場合には、商第4条第1項第7号に該当しないものである。

(注) 以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

○ [「第4条第1項第7号（公序良俗違反）」の審査基準](#)

<商第4条第1項第7号に該当するものと判断された例>

商 標	関係国家資格等	判 決 日	事 件 番 号
特許管理士	弁理士	平11.11.30判決	平10(行ケ)289
特許理工学博士	工学博士、 理工学博士等	昭56.8.25判決 (上告審) 棄却	昭55(行ケ)95
		昭57.4.13 判決	昭56(行ツ)192
特許工学博士		昭56.8.25 判決	昭55(行ケ)99
特許哲学博士		昭56.8.25 判決	昭55(行ケ)119
特許政経学博士		昭56.8.31判決	昭55(行ケ)180
特許建築学博士等		昭56.8.31判決 (上告審) 棄却	昭55(行ケ)96
		昭57.4.13 判決	昭56(行ツ)193
特許修士	修士	昭56.8.25 判決	昭55(行ケ)101
管理食養士	管理栄養士	平15.10.29 判決	平15(行ケ)248
食養士	栄養士	平15.10.29 判決	平15(行ケ)250

<該当しないものと認められた例>

お風呂の美容士、義士、梅博士、おむつ博士、手打うどん博士

42. 107. 03

暴力団に係る標章(代紋等)の取扱い

指定暴力団が自己を示すために用いている標章(代紋等)と同一又は類似の商標からなる商標登録出願については、以下のとおり取り扱うものとする。

指定暴力団が自己を示すために用いている標章(代紋等)と同一又は類似の商標に係る商標登録出願については、商第4条第1項第7号の規定を適用するものとする。

[説明]

1. 理由

平成4年3月1日から施行された「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)」(以下「暴対法」という。)の趣旨は、暴力団を反社会的集団として法的に位置付けたことにあり、その上で、特にある特定の暴力団について、暴力団員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれ大きいことを理由として指定することにより、暴力的不法行為等の禁止のための強力な法の網をかぶせることを目的としている。

そして、暴対法第3条に基づく指定を受けた暴力団(本取扱いにおいて「指定暴力団」という。)については、極めて悪質な反社会的集団であることが法律上認められたもので、そのため指定暴力団が自己を示すために用いる代紋等(本取扱いにおいて「標章(代紋等)」という。)の指定暴力団員による使用が制限されることとなる。これは、当該団体が自己を示すために用いる標章(代紋等)自体に反社会性、一般市民に与える威嚇効果等が付加されていることによるものと解される。

したがって、指定暴力団が自己を示すために用いている標章(代紋等)と同一又は類似の商標について商標登録出願があった場合には、当該商標に付加された反社会性、一般市民に与える威嚇効果等の性質をもって、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標(商第4条第1項第7号)に該当するものとし、すべて拒絶するものとする。

2. 拒絶要件の整理**(1) 標章(代紋等)の特定**

官報による「指定暴力団」の公示事項には、当該団体の名称は公示されるが、当該団体が自己を示すために用いる標章(代紋等)の公示がなされないことから、当該代紋の特定等に関し、必要に応じて警察庁からの正式な通知を求めることとし、当該通知に記載された標章(代紋等)をもって特定するものとする。

【注1】標章（代紋等）には、指定暴力団の名称もその対象として含まれる。

（2）商標登録出願人の相違

「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれ」は、出願人の属性とは切り離して判断されるため、全く無関係な第三者からの出願も同様に取り扱う必要がある。

したがって、商標登録出願人の相違（暴力団の関係者・関連企業等であるか、あるいは無関係の第三者であるか等）によって取扱いを異にする理由はない。

（3）指定商品（指定役務）の内容

本件の場合、商標に付加された反社会性、一般市民に与える威嚇効果等の性質をもって、当該商標が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標に該当すると解しているのであって、ある特定の指定商品（指定役務）について使用することが社会公共の利益等に反すると解しているわけではないから、指定商品（指定役務）の内容によって取扱いを異にする理由はない。

（4）標章（代紋等）の周知性の有無

商第4条第1項第7号の「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」に該当することを理由として拒絶する場合、指定暴力団が自己を示すために用いる標章（代紋等）であると所管当局が認定したものは、相当数の人に威嚇効果等を与えるものということができ、当該標章が周知であるか否かを審査する必要はない。

【注2】出願自体の防止を図るという観点から日本弁理士会あてにも同様の情報提供を行うこととする。

（注）以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

○ [「第4条第1項第7号（公序良俗違反）」の審査基準](#)

42. 107. 04

歴史上の人物名（周知・著名な故人の人物名）からなる商標登録出願の取扱いについて

1. 歴史上の人物名からなる商標登録出願の審査においては、商標の構成自体がそうでなくとも、商標の使用や登録が社会公共の利益に反し、又は社会の一般的道徳観念に反するような場合も商標法第4条第1項第7号に該当し得ることに特に留意するものとし、次に係る事情を総合的に勘案して同号に該当するか否かを判断することとする。
 - (1) 当該歴史上の人物の周知・著名性
 - (2) 当該歴史上の人物名に対する国民又は地域住民の認識
 - (3) 当該歴史上の人物名の利用状況
 - (4) 当該歴史上の人物名の利用状況と指定商品・役務との関係
 - (5) 出願の経緯・目的・理由
 - (6) 当該歴史上の人物と出願人との関係
2. 上記1. に係る審査において、特に「歴史上の人物の名称を使用した公益的な施策等便乗し、その遂行を阻害し、公共的利益を損なう結果に至ることを知りながら、利益の独占を図る意図をもってした商標登録出願」と認められるものについては、公正な競争秩序を害するものであって、社会公共の利益に反するものであるとして、商標法第4条第1項第7号に該当するものとする。

【説明】

A. 歴史上の人物名を巡る現状

(a) 歴史上の人物名を巡る諸事情

周知・著名な歴史上の人物名は、その人物の名声により強い顧客吸引力を有する。その人物の郷土やゆかりの地においては、住民に郷土の偉人として敬愛の情をもって親しまれ、例えば、地方公共団体や商工会議所等の公益的な機関が、その業績を称え記念館を運営していたり、地元のシンボルとして地域興しや観光振興のために人物名を商標として使用したりするような実情が多くみられるところであり、当該人物が商品又は役務と密接な関係にある場合はもちろん、商品又は役務との関係が希薄な場合であっても、当該地域においては強い顧客吸引力を発揮すると考えられる。このため、周知・著名な歴史上の人物名を商標として使用したいとする者も、少なくないものと考えられる。一方、敬愛の情をもって親しまれているからこそ、その商標登録に対しては、国民又は地域住民全体の反発も否定できない。

このような諸事情の下、周知・著名な歴史上の人物名についての商標登録に対しては、公正な取引秩序を乱し、公序良俗を害するおそれがあるとの懸念が指摘されている。

(b) 審査の状況

歴史上の人物名に係る商標であっても、具体的な事情に応じて拒絶理由を定める規定に該当する場合には拒絶される。

しかし、現行の商標法においては、現存する者以外の人物名の商標登録を排除するための明文の規定は存在しない。例えば、人名等を扱う登録要件として商標法第4条第1項第8号が存在するが、同号は人格権保護の規定であって、現存する者の保護を目的とするものに限られる^(註1)。また、他人の周知・著名な商標の保護の規定として商標法第4条第1項第10号及び同第19号が存在するが、これらは他人の商品又は役務の出所を表示する周知・著名な“商標”の保護の規定であり、“商標”として周知・著名なわけではない歴史上の人物名からなる商標についてこれらの規定を適用して拒絶することは困難といえる。同第15号も、歴史上の人物名と商品又は役務の関係等を考慮すると、商品又は役務の出所の混同を生ずる場合が多いとは考え難い。さらに、同種の商品又は役務について多くの事業者が慣用している事実があるならば商標法第3条第1項第2号も考え得るが、そのような事実が認められるのはむしろ稀なケースといえる。

B. 近時の判決等の動向

商標法第4条第1項第7号に関する審査基準においては、「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」には、商標の構成自体がそうでなくとも、商標の使用が社会公共の利益に反し、又は社会の一般的道徳観念に反するような場合も含まれるとされている。近時の判決においても、私的な利害の調整や私益に関する紛争は同号の適用に関する問題ではないとした上で、商標自体が公序良俗に反するものでなくとも、出願の経緯や目的に著しく社会的妥当性を欠くものがあり、その登録を認めることが商標法の予定する秩序に反するような場合には、商標法第4条第1項第7号に該当する旨判示するものがある。特に、このような動向に沿った判決として、公共的な観点を踏まえ、公益的な施策に便乗して、その遂行を阻害し、公共的利益を損なう結果に至ることを知りながら、利益の独占を図る意図をもってしたものとして、公正な競争秩序を害し公序良俗に反するとした事案がある（平成11年11月29日 東京高裁平成10年（行ケ）第18号 「母衣旗」事件）。

C. 具体的な運用方針

(a) 対象となる「歴史上の人物名」

本取扱いにおける「歴史上の人物」には、現存する者は含まれず、周知・著名な

^(註1) 商標法4条1項8号の審査基準においては同号でいう「他人」とは現存する者であるとしている。また、判決でも以下のとおりとしている。（平成17年6月30日 知財高平成17年（行ケ）第10336号の抜粋）

「商標法4条1項8号は、『他人の氏名・・・を含む商標』は商標登録を受けることができない旨規定する。同号は、『その他人の承諾を得ているものを除く。』と定めているから、同号にいう『他人』は、生存ないし現存するものに限られると解するのが相当である。～(略)～人格権は、一身専属的な権利であって、例えば著作権法60条のような個別の規定がある場合を除き、その者の死亡により消滅するというべきであるから、商標法4条1項8号の立法趣旨が人格権の保護であるからといって、そのことから、同号にいう『他人』に故人が含まれるということにはならない。」

実在した故人をいい、外国人も含まれる。また、「人物名」には、フルネーム（正式な氏名）も、また、略称・異名・芸名等も含まれ得るが、いずれも特定の人物を表すものとして広く認識されているものでなければならない。

(b) 審査の方法

本取扱いは、例えば、前記A. (b) に述べた他の拒絶理由が該当する案件をも対象にしようとするものではなく、当該他の規定に該当しない場合の取扱いである。

商標審査基準では、商標法第4条第1項第7号について「商標の構成自体がそうでなくとも、指定商品又は指定役務について使用することが社会公共の利益に反し、又は社会の一般的道徳観念に反するような場合も含まれるものとする」としている。取扱いの1. では、歴史上の人物名からなる商標登録出願の審査においては特にその趣旨に留意し、次の①ないし⑥の事情を総合的に勘案し、商標法第4条第1項第7号を適用すべきか否かを判断することとしている。

その上で、取扱いの2. においては、近時の判決等の動向を踏まえ、特に「歴史上の人物の名称を使用した公益的な施策等に便乗し、その遂行を阻害し、公共的利益を損なう結果に至ることを知りながら、利益の独占を図る意図をもってした出願」については、公正な競争秩序を害するものであって、社会公共の利益に反するものであるとして、商標法第4条第1項第7号に該当することとしている。

① 当該歴史上の人物名の周知・著名性

本取扱いは、周知・著名な歴史上の人物名を対象とするものであり、その歴史上の人物名の名声、評価、顧客吸引力の高さに関する貴重な情報であるのはもちろん、さらには、出願人の認識（歴史上の人物名の名声等を承知していたか否か、便乗を目的としていたかなど）を判断するための情報の一つにもなり得るものと考えられる。

② 当該歴史上の人物名に対する国民又は地域住民の認識

本事情は、特定の一私人の認識というよりも、広く国民や地域住民が全体的にいかに関歴史上の人物を捉えているかという観点での事情をいう。例えば、広く国民の敬愛を集めている、あるいは、当該歴史上の人物が当該人物の出身地、ゆかりの地等において親しまれている等の事情によって、国民や地域住民全体にあたかも「共有財産」の如く認識されているような場合には、商標登録に対し国民や地域住民全体の不快感や反発を招くことも考え得る。このため、国民又は地域住民が歴史上の人物名をいかに認識しているかは、社会公共の利益や社会の一般的道徳観念に反しないか否かの重要な情報となり得るものといえる。これらは、次に挙げる③の利用状況を通じて明らかになることも考えられる。

③ 当該歴史上の人物名の利用状況

歴史上の人物名について、例えば、当該人物の出身地、ゆかりの地等における利用状況は、商標法第4条第1項第7号を適用すべきか否かの判断において極めて重要と考えられる。特に、地方公共団体や商工会議所等の公益的な機関が当該人物に関連する祭り・イベントの開催、博物館・展示館の運営、当該人物をシンボルとした観光案内等を行っているなどの事情、さらには、それら機関の振興策

の下で当該人物名を使用する事業者が多数存在するなどの事情等は、本取扱いの2.における公益的施策や公益性に関する判断をするための貴重な情報の一つになり得ると考えられる。

④ 当該歴史上の人物名の利用状況と指定商品・役務との関係

当該歴史上の人物名の利用状況との関係において、その使用に関係する商品又は役務と指定商品又は指定役務との関係も重要な情報となり得る。例えば、それら商品又は役務が指定商品又は指定役務と同一又は類似の関係にある場合は、上記③に述べた使用に商標権の効力が及ぶ可能性があり、出身地、ゆかりの地における利用への影響が懸念される。また、土産物や当該地域の特産品など観光客を対象としたものといえる商品又は役務等との関係では、特に上記③の利用状況への便乗も懸念される場所である。さらに、指定商品又は指定役務の具体的内容によって、国民や地域住民の不快感や反発も異なってくるものと思われる。このため、これらの事情は、公共的利益を損なうか否か、利益の独占を図ろうとするものであるか否か、さらに、公正な競争秩序を害し、社会公共の利益に反するおそれがあるか否かを判断するための貴重な情報の一つになり得ると考えられる。

⑤ 出願の経緯・目的・理由

出願人が出願に係る商標を採択した理由、出願人による出願に係る商標の使用状況、その商標としての周知・著名性は、出願の経緯や目的、さらには、その出願又は登録が公正な競争秩序を害するものであるか否かを判断するための背景として貴重な情報の一つと考えられる。

⑥ 当該歴史上の人物と出願人との関係

当該歴史上の人物や上記③に挙げた使用に係る者と出願人との関係は、出願の目的、経緯のほか、社会公共の利益に反するか否か等を検討する上で、貴重な情報の一つと考えられる。

なお、その場合には、当該人物が亡くなってどの程度の期間を経過しているのかも総合的に勘案して検討することが必要と考えられる。

7号に関する判決例（要約）

(1) 「Juventus」(注)

(平成11年3月24日 東京高裁 平成10年(行ケ)第11号)

サッカーチームの名声を僭用し、不正な利益を得る等の不正の意図が認められる限り、他の不登録事由が適用できない場合でも、公序良俗違反として商標登録を受けられない旨を説示した判決

「我が国においてその名称又は略称をもって著名な外国の団体と無関係の者が、その承諾を得ずに当該団体の名称又は略称からなる商標又はこれらに類似した商標の設定登録を受けることは、それが商標法第4条第1項第8号、15号等によって商標登録を受けることができない場合に当たらないとしても、当該団体の名声を僭用して不正な利益を得るために使用する目的、その他不正な意図をもってなされたものと認められる限り、商取引の秩序を乱すものであり、ひいては国際信義に反するものとして、公序良俗を害する行為というべきであるから、同項7号によって該商標の登録を受けることができないものと解すべきである」

(注) イタリア国のプロサッカーチームの名称。

(2) 「カーネギー・スペシャル／CARNEGIE SPECIAL」

(平成14年8月29日 東京高裁 平成13年(行ケ)第545号)

著名な著述家のデール・カーネギー(1888-1955)(注)に関する評価を自らの事業に利用する不正の目的を有していたと認定し、本件商標の登録全体が公序良俗違反で無効となるとした判決

「著述家・講演者としてのデール・カーネギーの存在も、デール・カーネギーが提唱した内容、ノウハウに基づくものであり、その氏名が付されている能力養成・人材育成の講座も、本件商標の登録査定時において、既に日本を含めた世界の多くの国で周知となっていた、と認めることができる。(中略) 本件商標の登録査定時当時、原告は、被告の実施している講座が、長い歴史を有し著名で、一定の評価を受けていることを十分認識した上で、自己の主要な業務に、その評価を利用する意図で、本件商標の出願を行い、その登録を受けたものと優に認定でき、不正の目的を有していたと認められる。(中略) 前記のとおり、原告は、被告ないしそのライセンサーが、世界各国で行っている事業が高い評価を受け、著名であることを十分承知しながら、その著名性を、専らその主力事業のために利用する意図をもって、本件商標の登録をしたものである。そうである以上、本件商標の登録全体が、公序良俗に反するものとして無効となる、というべきである。」

(注) 著述家・講演者。著作「人を動かす」は世界的ベストセラー。

(3) 「Anne of Green Gables」

(平成18年9月20日 知財高裁 平成17年(行ケ)第10349号)

本件商標は公益的な観点から著作物、原作者又は主人公の価値、名声、評判を損なうおそれがあるとして「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」に該当するとされた判決

「商標法4条1項7号は、『公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標』は、商標登録を受けることができないと規定する。ここでいう『公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標』には、①その構成自体が非道徳的、卑わい、差別的、矯激若しくは他人に不快な印象を与えるような文字又は図形である場合、②当該商標の構成自体がそのようなものでなくとも、指定商品又は指定役務について使用することが社会公共の利益に反し、社会の一般的道徳観念に反する場合、③他の法律によって、当該商標の使用等が禁止されている場合、④特定の国若しくはその国民を侮辱し、又は一般に国際信義に反する場合、⑤当該商標の登録出願の経緯に社会的相当性を欠くものがあり、登録を認めることが商標法の予定する秩序に反するものとして到底容認し得ないような場合、などが含まれるというべきである。(中略) ①本件商標は、世界的に著名で高い文化的価値を有する作品の原題からなるものであり、我が国における商標出願の指定商品に照らすと、本件著作物、原作者又は主人公の価値、名声、評判を損なうおそれがないとはいえないこと、②本件著作物は、カナダ国の誇る重要な文化的な遺産であり、我が国においても世代を超えて広く親しまれ、我が国とカナダ国の友好関係に重要な役割を担ってきた作品であること、③したがって、我が国が本件著作物、原作者又は主人公の価値、名声、評判を損なうおそれがあるような商標の登録を認めることは、我が国とカナダ国の国際信義に反し、両国の公益を損なうおそれが高いこと、④本件著作物の原題である『ANNE OF GREEN GABLES』との文字からなる標章は、カナダ国において、公的標章として保護され、私的機関がこれを使用することが禁じられており、この点は十分に斟酌されるべきであること、⑤本件著作物は大きな顧客吸引力を持つものであり、本件著作物の題号からなる商標の登録を原告のように本件著作物と何ら関係のない民間企業に認め、その使用を独占させることは相当ではないこと、⑥原告ないしその関連会社と本件遺産相続人との間の書簡による合意内容などに照らすと、原告による本件商標の出願の経緯には社会的相当性を欠く面があったことは否定できないことなどを総合考慮すると、本件商標は、商標法4条1項7号の『公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標』に該当し、商標登録を受けることができないものであるというべきである。」

(4) 「ハイパーホテル」

(平成15年5月8日 東京高裁 平成14年(行ケ)第616号)

商標自体に公序良俗違反のない商標が商標法4条1項7号に該当するのは、その登録出願の経緯に著しく社会的妥当性を欠くものがあり、登録を認めることが商標法の予定する秩序に反するものとして到底認容し得ないような場合に限られるものであり、私的な利害の調整は、原則として、公的な秩序の維持に関わる商標法4条1項7号の問題ではないとした判決

「商標の登録出願が適正な商道德に反して社会的妥当性を欠き、その商標の登録を認めることが商標法の目的に反することとなる場合には、その商標は商標法4条1項7号にいう商標に該当することもあり得ると解される。しかし、同号が『公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標』として、商標自体の性質に着目した規定となっていること、商標法の目的に反すると考えられる商標の登録については、同法4条1項各号に個別に不登録事由が定められていること、及び、商標法においては、商標選択の自由を前提として最先の出願人に登録を認める先願主義の原則が採用されていることを考慮するならば、商標自体に公序良俗違反のない商標が商標法4条1項7号に該当するのは、その登録出願の経緯に著しく社会的妥当性を欠くものがあり、登録を認めることが商標法の予定する秩序に反するものとして到底認容し得ないような場合に限られるものというべきである。（中略）本件商標『ハイパーホテル』の使用関係を原告と申立人グループとの間でいかに律するかは、当事者間における利害の調整に関わる事柄である。そのような私的な利害の調整は、原則として、公的な秩序の維持に関わる商標法4条1項7号の問題ではないというべきである」

(5) 「コンマー／CONMER」

(平成20年6月26日 知財高裁 平成19年(行ケ)第10391号)

法4条1項7号の「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれ」を私的領域にまで拡大解釈することによって商標登録出願を排除することは、特段の事情のある例外的な場合を除くほか、許されないというべきであり、商標権の帰属等をめぐる問題は、あくまでも、当事者同士の私的な問題として解決すべきであるから、そのような場合にまで「公の秩序や善良な風俗を害する」特段の事情がある例外的な場合と解するのは妥当でないとした判決

「出願人が本来商標登録を受けるべき者であるか否かを判断するに際して、先願主義を採用している日本の商標法の制度趣旨や、国際調和や不正目的に基づく商標出願を排除する目的で設けられた法4条1項19号の趣旨に照らすならば、それらの趣旨から離れて、法4条1項7号の「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれ」を私的領域にまで拡大解釈することによって商標登録出願を排除することは、商標登録の適格性に関する予測可能性及び法的安定性を著しく損なうことになるので、特段の事情のある例外的な場合を除くほか、許されないというべきである。そして、特段の事情があるか否かの判断に当たっても、出願人と、本来商標登録を受けるべきと主張する者（例えば、出願された商標と同一の商標を既に外国で使用している外国法人など）との関係を検討して、例えば、本来商標登録を受けるべきであると主張する者が、自らすみやかに出願することが可能であったにもかかわらず、出願を怠っていたような場合や、契約等によって他者からの登録出願について適切な措置を採ることができたにもかかわらず、適切な措置を怠っていたような場合（中略）は、出願人と本来商標登録を受けるべきと主張する者との間の商標権の帰属等をめぐる問題は、あくまでも、当事者同士の私的な問題として解決すべきであるから、そのような場合にまで「公の秩序や善良な風俗を害する」特段の事情がある例外的な場合と解するのは妥当でない。」

(6) 「母衣旗」

(平成11年11月29日 東京高裁 平成10年(行ケ)第18号)

本件商標は、町の経済の振興を図るという公益的な施策に便乗して、公共的利益を損なう結果に至ることを知りながら、「母衣旗」名称による利益の独占を図る意図でしたものとされた判決

「原告による、町の経済の振興を図るという地方公共団体としての政策目的に基づく公益的な施策に便乗して、その遂行を阻害し、公共的利益を損なう結果に至ることを知りながら、指定商品が限定されるとはいえ、該施策の中心に位置付けられている「母衣旗」名称による利益の独占を図る意図でしたものといわざるを得ず、本件商標は、公正な競争秩序を害するものであって、公序良俗に反するものというべきである。」

42. 107. 05

歴史的・文化的・伝統的価値のある標章からなる商標登録出願 の取扱い

1. 歴史的・文化的・伝統的価値のある標章を巡る現状と基本的考え方

世界中には、先人から受け継がれている貴重な財産として、歴史的・文化的・伝統的価値を有し、豊かな文化の象徴となっている有形・無形の文化的所産、遺跡、自然等¹（これらを以下総称して「文化的所産等」という。）が多数存在する。これらの文化的所産等は、国家にとって重要な資産、資源であるばかりでなく、各地域にとっても、一つの地域資源、観光資源となり得るものであり、その名称や外観等を利用した地域興し等も盛んに行われているところである。

しかし、文化的所産等の名称や外観等を文字、図形若しくは立体的形状等（これらの結合を含む。）で表した標章、又は、文化的所産等のうち楽曲（音）（これらを以下総称して「文化的所産等を表す標章」という。）からなる商標に関する、包括的かつ網羅的な規定は、商標法上、また、審査基準等においても存していない²。そこで、文化的所産等を表す標章からなる商標について、商標として独占権を付与すべきか否かの公益的観点から、検討を行う必要がある。

また、文化的所産等を表す標章については、識別力の観点から、指定商品又は指定役務との関係において、その商品等の品質を表すと認識させる場合や、商品等の美感や魅力の向上のために用いられるデザインや装飾の一種として認識される場合には、需要者が商品等の出所を表したものとして認識しないことも考えられる。そこで、文化的所産等を表す標章について、自他商品役務の識別標識として機能するか否かの観点からも、検討を行う必要がある。

これらの観点から検討した結果、文化的所産等を表す標章からなる商標登録出願については、次のとおり取り扱うこととする。

2. 具体的な運用方針

（1）対象となる文化的所産等

対象となる文化的所産等の種類は、例えば下記（ア）～（エ）のようなものが考えられる。

¹ 世界遺産、世界の記憶及び文化財保護法については、【別紙3】参照。

² 文化的所産等を表す標章には含まれないが、地域における公益的な施策等の遂行を阻害しないようにとの観点から、「歴史上の人物名（周知・著名な故人の人物名）」からなる商標登録出願については、別途、商標審査便覧42. 107. 04における取扱いがあることに留意。

- (ア) 有形の文化的所産等
建造物、絵画、彫刻、工芸品、屏風、掛け軸、書跡、典籍、古文書、陶磁器、織物、筆跡、花押、落款、旗指物（はたさしもの）、経典 等
- (イ) 無形の文化的所産等
演劇、音楽、舞踊、工芸技術、行事 等
- (ウ) 名勝地等
古墳、城跡その他の遺跡、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地 等
- (エ) その他の文化的所産等
家紋、小説、俳句、短歌、川柳 等

(2) 文化的所産等を表す標章からなる商標の構成・態様について

(ア) 文化的所産等を表す標章からなる商標

文化的所産等を表す標章からなる商標の構成・態様については、文化的所産等の全体を表す場合のみならず、文化的所産等の主要な一部分を抽出した構成・態様からなると認識されるもの（例えば、彫刻の一部分、小説の一フレーズ）や、商標の構成の一部にこのような文化的所産等を表す標章を含み、当該文化的所産等を認識させる場合も、本取扱いの対象とする。

(イ) 文化的所産等を表す標章

文化的所産等の外観又は名称等を表した標章が、特定の文化的所産等を表したものと一般に認識されると判断される場合に、本取扱いの対象とする。

・ 文化的所産等の外観を図形、立体的形状、動き等で表した標章

(例) 舞踊家が踊る場面を表した動き商標

城を表した図形商標

祭りの山車を表した立体商標

※写真やCG等ではなく、イラスト風に描く等一定程度デフォルメして表したものであっても、当該図形等が特定の文化的所産等を表したものと一般に認識されると判断される場合は、本取り扱いの対象とする。

・ 文化的所産等の名称等を文字で表した標章

(例) 演劇の演目

俳句の十七文字

音楽の曲名

なお、上記に該当しないものであっても、本取扱いの対象となるか否かについては、本取扱いの趣旨にかんがみて個別に検討を行うこととする。

また、下記[参考]のように、別途、取扱いが規定されているものについては、本取扱いと併せて参照することとする。

[参考]

- ① 「建造物の名称等」を表す商標の取扱いについては、商標審査便覧41. 103. 02参照。
- ② 建造物、古墳、城跡等の遺跡、庭園等の名勝地からなる文化的所産等が観光地を表す「地理的名称」として認識される場合、また、事業者の設立地、指定商品の仕向地・一時保管地又は指定役務の提供に際する立ち寄り地等を表す「地理的名称」として認識される場合については、商標審査便覧41. 103. 03参照。
- ③ 「家紋」及び「著名な絵画等」からなる商標登録出願の取扱いについては、商標審査便覧42. 107. 06及び42. 107. 07参照。

(3) 適用条文

※商第3条及び第4条の各号に記載された例示は、当該各号における該当性の例にすぎない。

(ア) 商第3条第1項第3号

出願された文化的所産等を表す標章からなる商標が、商品の品質又は役務の質を表示するにすぎない場合、商第3条第1項第3号に該当すると判断する。

本号に該当するか否かは、例えば、次のような事実を総合勘案して判断する。

- ① 文化的所産等の知名度 (※)
- ② 文化的所産等と指定商品又は指定役務との関係
- ③ 指定商品又は指定役務に係る取引の実情

(※) 知名度について

文化的所産等が、広く一般に知られている(全国的に知られているもののみならず、ある一地方で広く知られているものをも含む)か否かを判断するにあたっては、例えば、次のような事実を総合勘案する。

- ・世界遺産登録、世界の記憶登録、国宝指定、文化財指定等、公の機関により登録又は指定等がなされているものは、原則として、広く一般に知られているものとする。

世界遺産登録等、公の機関により登録又は指定等がなされているものについては、当該国や地域において相当程度の維持・管理が行われており、また、当該文化的所産等に関わるイベントの開催や観光地として整備されること等により重要な観光資源となっている場合も多い。また、文化的所産等に係る商標について無関係の第三

者が商標登録を行った場合には国民や地域住民の感情を害する蓋然性も高く、ひいては国際信義に反するおそれもあることから、このように取り扱うこととする。

- ・書籍、教科書等に掲載されていること
- ・博物館、美術館等において展示がなされていること
- ・テレビ、インターネット等により紹介されていること
- ・作者、著者、作曲家等の知名度

(例) 本号に該当する場合

- ①「大般若長光（文字）」（商品「刀剣、おもちゃの刀剣」、役務「刀剣の展示」）
（解説）太刀「大般若長光」は国宝に指定されていることから、広く一般に知られていると判断される。また、商品等との関係においては、需要者に刀剣の名称を表したものと認識されることから、商品の品質又は役務の質を表すと判断。
- ②「鑑真和上像（文字）」（商品「木製彫刻」、役務「美術品の展示」）
（解説）「乾漆鑑真和上坐像」は国宝に指定されていることから広く一般に知られていると判断される。また、商品等との関係においては、需要者に肖像彫刻の名称を表したものと認識されることから、商品の品質又は役務の質を表すと判断。
- ③「白鳥の湖（文字）」（役務「バレエの上演」）
（解説）「白鳥の湖」は、役務との関係においては、バレエの演目として需要者に広く認識されていることは明らかであることから、役務の質を表すと判断。
- ④「クフ王のピラミッド（図形）」（役務「旅行の手配」）
（解説）「クフ王のピラミッド」は世界遺産として登録されている「メンフィスとその墓地遺跡 - ギザからダハシュールまでのピラミッド地帯」の一部であることから、広く一般に知られていると判断される。また、役務との関係においては、需要者に旅行の目的地を表したものと認識されることから、役務の質を表すと判断。

(例) 本号に該当しない場合

「アンコールワット（文字）」（商品「電動ドリル」）
（解説）「アンコールワット」は世界遺産登録されているアンコール遺跡の一部として広く一般に知られているが、商品との関係からは、需要者に商品の品質を表示するものとして認識されないことから、自他商品の識別標識として機能し得ると判断。

(イ) 商第3条第1項第6号

文化的所産等を表す標章の中には、様々な者によりデザインや装飾として商品や商品の包装に付される等により利用されるものもある。

例えば、清酒やワインのラベル、菓子の包装、マグカップ、Tシャツ、タオル等、土産物やデザインが重視される商品等について、文化的所産等を表す標章がデザインや装飾として用いられる場合があり、そのような商品等に接する需要者は商品等に付された文化的所産等を表す標章について、単に商品等の美感や魅力の向上のために用いられるデザインや装飾の一種として選択されたものと認識するにとどまり、自他商品役務の識別標識としては認識しないものと考えられる。

したがって、例えば、出願された商標が、文化的所産等を表す標章のみからなるものであり、指定商品又は指定役務との関係から、出所識別標識として認識されるというよりも、デザインや装飾の一種として認識されるにとどまる場合は、「需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができない商標」（商第3条第1項第6号）に該当すると判断する。

また、このような文化的所産等を表す標章と識別力のない文字等とを組み合わせた商標についても、全体として識別力がないと認められる場合には、本号に該当すると判断する。

本号に該当するか否かは、例えば、次のような事実を総合勘案して判断する。

- ① 文化的所産等の知名度（※ 知名度については上記（ア）参照）
- ② 文化的所産等と指定商品又は指定役務との関係
- ③ 指定商品又は指定役務に係る取引の実情

（例）本号に該当する場合

「紙本著色花下遊楽図（図形）」（商品「被服」「清酒」）

（解説）「紙本著色花下遊楽図」〈狩野長信筆／六曲屏風（右隻の二扇を欠く）〉は国宝に指定されていることから、広く一般に知られていると判断される。そして、商品「被服」の取引業界においては、商品のデザインとして絵画を用いることが一般に行われており、また、商品「清酒」の取引業界においては、商品のラベルや包装のデザインとして絵画を用いることが一般に行われていることから、当該屏風を表した商標は商品のデザインの一部として需要者に認識されると判断。

（例）本号に該当しない場合

「東大寺金堂（大仏殿）（立体的形状）」（役務「調剤」）

（解説）「東大寺金堂（大仏殿）」は世界遺産登録されており、広く一般に知られていることから、需要者においても、出願人が役務を取り扱う店舗又は事業所の形状とは到底認識されないと判断。

（ウ）商第4条第1項第6号

出願された文化的所産等を表す標章からなる商標が、公益に関する団体であ

って営利を目的としないもの、例えば、宗教法人である神社仏閣、学校法人である教育機関等を表す標章であって著名なものと同一又は類似である場合、商第4条第1項第6号に該当すると判断する。

(例) 本号に該当する場合

「ウエストミンスター大寺院（文字）」、「東大寺（立体的形状）」、「賀茂神社の神紋（二葉葵の図形）」

(解説) これらは、世界遺産登録等、公の機関により登録、指定等がなされている文化的所産等を表す標章であり、特定の宗教法人を表す標章として著名なものであると判断。

(例) 本号に該当しない場合

「二宮尊徳像（立体的形状）」

(解説) 多くの教育機関の校庭等に建てられている事実があることから、特定の学校法人等を表すものとはいえないと判断。

(エ) 商第4条第1項第7号

文化的所産等には、その価値が認められ、国民や地域住民に親しまれており、その周知・著名性ゆえに強い顧客吸引力を有するものも多く存在する。

そうした場合、当該文化的所産等と関係の無い第三者が、文化的所産等を表す標章について剽窃的に出願し、登録を受けることは、社会公共の利益、社会の一般的道徳観念又は国際信義に反するおそれがある。特に、文化的所産等を利用した国又は地方公共団体等の公的機関による施策の遂行を阻害するおそれがある場合、国際信義に反する場合、出願の経緯や商標採択の意図に社会的妥当性を欠くなどの場合には、公正な競争秩序を害するものであって、社会公共の利益に反するものとして、商第4条第1項第7号に該当するものと判断する（本号に該当するとされた審決例については、【別紙2】参照）。

本号に該当するか否かは、例えば、次の①から⑦の事情を総合的に考慮して判断する。特に、文化的所産等を管理、所有している者が出願人であった場合については、⑥の事情を考慮して検討する必要がある。（考慮事由の詳細については、【別紙1】参照）。

- ① 文化的所産等の知名度（※ 知名度については上記（ア）参照）
- ② 文化的所産等に対する国民又は地域住民の認識
- ③ 文化的所産等の利用状況
- ④ 文化的所産等の利用状況と指定商品又は指定役務との関係
- ⑤ 出願の経緯・目的・理由
- ⑥ 文化的所産等と出願人との関係
- ⑦ 文化的所産等を管理・所有している者の性質

【注】出願人の周知・著名商標（例：ハウスマーク）に係る商標登録出願が、文化的所産等を表し、又は、想起させる場合について

出願人の周知・著名商標（例：ハウスマーク）に係る商標登録出願が、文化的所産等を表し、又は、想起させる場合、当該商標登録出願が一律に本号に該当すると取扱うことによって、当該出願人の正当な事業活動を阻害するおそれがある。

したがって、当該商標が文化的所産等をどの程度、想起させるのかといった類似性の程度、当該商標の周知度、指定商品又は指定役務が、出願人により実際に使用されている商品・役務と同一又は類似であるか、また、同一又は類似でなくとも関連性を有するか否か等を考慮し、本号に該当するか否かを判断するものとする。

この場合における考慮事由は、商標審査基準第三十三、第4条第1項第15号1. (2)を準用する。

(例1) 商品「バッグ」について著名な商標「Sakurada Familiya」を使用している者から、商標「Sakurada Familiya」が出願された場合、以下のとおり判断する。

①指定商品が「航空機」であるとき

⇒著名商標「Sakurada Familiya」と世界遺産「Sagrada Família」*の名称は類似性が高いこと、また、指定商品と使用している商品とは関連性がないことを考慮し、本号に該当すると判断。

②指定商品が「被服」であるとき

⇒著名商標「Sakurada Familiya」と世界遺産「Sagrada Família」の名称は類似性が高いが、指定商品と使用している商品とは同じファッション関係に係る商品であり関連性があることからすれば、「Sakurada Familiya」からは、世界遺産ではなく著名商標が認識されることを考慮し、本号に該当しないと判断。

(例2) 商品「バッグ」について著名な商標「Sagrada Família」を使用している者から、商標「Sagrada Família」が出願された場合、以下のとおり判断する。

①指定商品が「バッグ」であるとき

⇒著名商標「Sagrada Família」は、世界遺産「Sagrada Família」の名称と同一であるが、指定商品と使用している商品とは同一であることを考慮

し、本号に該当しないと判断。

②指定商品が「被服」であるとき

⇒指定商品と使用している商品とは同じファッション関係に係る商品を含み関連性がある商品であるが、著名商標「Sagrada Família」が、世界遺産「Sagrada Família」の名称と同一であることを考慮し、本号に該当すると判断。

※「Sagrada Família (サグラダファミリア)」: スペインのバルセロナにある教会。ガウディの代表作の一つ。前任者により 1882 年に着工、翌年からガウディが設計を引き受けた。現在も建設中。バルセロナとその近郊にある他のガウディの作品とともに、2005 年、「アントニ＝ガウディの作品群」として世界遺産(文化遺産)に登録された。(「デジタル大辞林」株式会社小学館)

(オ) 商第 4 条第 1 項第 10 号、第 15 号、第 19 号

文化的所産等を表す標章が、当該文化的所産等を管理、所有している者の商品又は役務の出所を表示する商標として使用され、需要者の間に広く認識されている場合がある。そのような場合、当該商標は、十分に顧客吸引力を具備し、それ自体が経済的価値を有するものといえる。

したがって、当該商標について第三者が出願し、登録を受けることにより、需要者に出所の混同を生じさせるおそれが生じ、また、当該商標の名声を毀損させる目的がある等の場合については、以下のとおり取り扱うこととする。

- ① 出願された商標が、他人の業務に係る商品又は役務を表示する商標として使用され、需要者の間に広く認識されている文化的所産等を表す標章からなる商標と同一又は類似の商標であって、その商品若しくは役務と同一又は類似の商品若しくは役務について使用するものである場合には、商第 4 条第 1 項第 10 号に該当すると判断する。
- ② 文化的所産等を表す標章又は文化的所産等を表す標章を構成中に有する商標について、当該文化的所産等を管理、所有している者以外の者が出願し、これが、当該管理者、所有者の業務に係る商品又は役務と混同を生ずるおそれがある場合には、商第 4 条第 1 項第 15 号に該当すると判断する。
- ③ 文化的所産等を表す標章で、他人の業務に係る商品又は役務の出所を表示する商標として使用され、国内又は外国における需要者の間に広く認識されているものと同一又は類似の商標であって、これを不正な目的をもって使用する場合、商第 4 条第 1 項第 19 号に該当すると判断する。

このような場合、当該商標を第三者が使用しても出所の混同のおそれま

ではなくとも、出所表示機能を稀釈化させたり、その商標のもつ名声を毀損させたりすることとなる。

したがって、このような不正な目的をもった使用から文化的所産等を表示する商標を十分保護する必要があることから、上記のとおり取り扱うこととする。

商第4条第1項第7号該当性判断における考慮事由

本号に該当するか否かは、例えば、次のような事由を総合勘案して判断する。

なお、文化的所産等そのものについての知名度、利用状況等は不明であっても、当該文化的所産等に係る人物（作者、著者、作曲家等）の知名度、利用状況等についても、当該文化的所産等の利用を推察するものとして勘案することとする。

① 文化的所産等の知名度（※ 知名度については2.（3）適用条文（ア）参照）

文化的所産等の中には、国宝、世界遺産、世界の記憶等として登録又は指定されているものもあり、また、メディアで頻繁に取り上げられている等の事情により、広く一般に知られているものも多い。そのような事情は、文化的所産等の名声、評価、顧客吸引力の高さ、また、出願人の認識（文化的所産等の名声等を承知していたか否か、便乗を目的としていたかなど）を推定するための重要な要素となる。

② 文化的所産等に対する国民又は地域住民の認識

ここで考慮すべき事由は、文化的所産等が存する場所、又はゆかりの地における国民や地域住民がいかにか当該文化的所産等を捉えているかという観点からの国民等の認識をいう。例えば、広く国民又は地域住民から親しまれている、国を挙げて文化的所産等を保護している等の事情によって、国民や地域住民全体の「共有財産」の如く認識されているような場合については、一私人に独占権を与えることは穏当ではないこととなる。

なお、文化的所産等が存する場所、又はゆかりの地における政府、自治体、商工会議所等とは無関係の第三者による商標登録の有無、登録件数等も、国民や地域住民の感情を判断するための情報の一つになり得るものと考えられる。

例えば、ある文化的所産等の存する外国において、当該文化的所産等を表す標章について多数の者により商標登録がなされている場合には、当該文化的所産等を表す標章を我が国において登録することが、直ちに国際信義に反するとは言い難いと考えられる。また、文化的所産等を表す標章が我が国において商標として使用されており、広く一般に商標として認識され、又は商標登録されている場合に、これを新たに拒絶又は無効とすることで、かえって市場を混乱させ、円滑な商取引の遂行を阻害するおそれがあることも考えられる。

③ 文化的所産等の利用状況

例えば、国や地方公共団体、また商工会議所等の公益的な機関が文化的所産等に関連する祭り・イベントの開催、博物館・展示館の運営、当該文化的所産等を対象とする観光案内を行っているなどの事情、さらには、それら機関の振興策の

下で当該文化的所産等を使用する事業者が多数存在するなどの事情を考慮する。

④ 文化的所産等の利用状況と指定商品又は指定役務との関係

文化的所産等の利用に係る商品又は役務が指定商品又は指定役務と同一又は類似の関係にあるか、また、類似の関係にはなくとも、関連性が高い場合は、利用に当たり重大な影響が及ぶ可能性がある。

例えば、文化的所産等を表す標章が伝統舞踊の演目であり、その利用に係る役務が「舞踊の上演」あった場合に、出願に係る指定商品又は指定役務が「ダンス用靴」「舞踊の教授」であるとすれば、これらは関連性が高い商品又は役務であると考えられる。

⑤ 出願の経緯・目的・理由

出願人がその商標を出願するに至った経緯等が、社会的相当性を欠くものであるか否かを考慮する。

例えば、歴史ドラマの舞台になることを事前に察知し、先取りして商標権を取得する目的、世界遺産に推薦される前に先取りして商標権を取得する目的等がある場合には、社会的相当性を欠くものと考えられる。

⑥ 文化的所産等と出願人との関係

例えば、出願人が文化的所産等を管理、所有しているか否かというような文化的所産等と出願人との関係、また、上記③に挙げた文化的所産等の利用に係る者と出願人との関係は、出願の目的、経緯のほか、社会公共の利益に反するか否か等を検討するための要素となる。

しかし、たとえ文化的所産等を管理、所有している者が出願人であったとしても、当該文化的所産等の存する地域においてこれにちなんだ地域興しや観光振興が行われているなどの事情があるときは、そのような事情を考慮して社会公共の利益を優先させる必要がある場合もあることに留意する。

⑦ 文化的所産等を管理、所有している者の性質

文化的所産等の管理者、所有者が国や地方公共団体等の公的な機関であるか、私立の美術館や個人等の私人であるかについては、社会公共の利益に反するか否か等を検討するための要素となる。管理者、所有者が公的な機関の場合、当該文化的所産等を地域興し等の公共的な施策に活用しているか、又は将来的に活用する蓋然性は高くなると考える。

一方、私人間の利害に係る剽窃的出願等についても、出願の経緯に社会的相当性を欠くような、適切な商道德に反すると認められる場合や商取引の秩序を乱すと認められる場合には、本号に該当すると判断する。³

³ 裁判例において、本号を私的領域（私的な利害の調整。不正な意図が認められる剽窃的出願

商第4条第1項第7号に該当するとされた審決例

1. 商標 「吉田の火祭り」／指定商品 第30類「菓子及びパン」等
(事件番号 不服2010-3810)

<審決(要旨)>

本願商標は、「吉田の火祭り」の文字を書してなるところ、「吉田の火祭り」は、山梨県の無形民族文化財に指定されているものである。

当該「吉田の火祭り」においても、祭りが開催される時期や年間を通して、その地域周辺の業者においては、誰もが自己の商品に「吉田の火祭り」の標章の使用を欲するものと思われるところ、このような有名な祭りであり、地域の重要な観光資源である、その名称を一個人に独占的に使用権限を取得させることは、その地域周辺の競合業者による「吉田の火祭り」の標章の使用を不可能又は困難とするだけでなく、商標権を巡る争いなど無用の混乱をも招くおそれがあり適当でないというべきである。

してみれば、本願商標について一個人が独占使用することは、公正な競合秩序を害するおそれがあり、社会公共の利益に反するものというべきであるから、本願商標は、商標法第4条第1項第7号に該当する。

2. 商標 「よっちゃばれ踊り」(標準文字)／指定商品 第29類「食用魚介類(生きているものを除く。)」等
(事件番号 不服2014-4360)

<審決(要旨)>

本願商標は、「よっちゃばれ踊り」の文字からなるところ、これを一私人たる出願人が自己の商標として独占排他的に採択し使用することは、その地域周辺の競合業者による使用を不可能又は困難とするばかりでなく、「よっちゃばれ踊り」の名称を用いて地域の活性化や観光振興を図る公益的な施策の遂行を阻害するおそれがあり適当でない。

してみれば、本願商標について一個人が独占排他的に使用することは、公正な取引秩序を害するおそれがあり、また、社会公共の利益に反するおそれがあるも

等)まで拡大して適用することの可否については、統一的な判示がなされているとはいえない。しかしながら、近年の裁判例においては、不正な目的をもって先回りの出願した場合(「Asrock事件」平成22年8月19日 知財高裁 平成21年(行ケ)第10297号)や、商標権の存続期間満了を奇貨として、不当な利益を得るために出願した場合(「のらや事件」平成27年8月3日 知財高裁 平成27年(行ケ)第10023号)において本号を適用し、審決を取り消している裁判例もあることから、このような取扱いとする。

のといわざるを得ない。

したがって、本願商標は、商標法第4条第1項第7号にいう「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」に該当する。

(補足) 世界遺産、世界の記憶及び文化財保護法について

国際的に、遺跡、景観、自然等、人類が共有すべき「顕著な普遍的価値」を持つ物件が、ユネスコの世界遺産条約（「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」1972年採択，1975年発効）に基づく世界遺産として保護されている。

また、世界的に重要な記録物への認識を高め、保存やアクセスを促進することを目的とし、ユネスコの事業として1992年に開始された「世界の記憶」では、手書き原稿、書籍、新聞、ポスター、図画、地図、音楽、フィルム、写真等を対象として、国際登録や地域登録がなされている。

さらに、我が国においては、建造物、絵画、彫刻、工芸品など、人類の文化的活動によって作られた文化的所産について、歴史上、芸術上の価値が高いもの等を文化財と位置付け、法令により保護している。例えば、文化財保護法（昭和二十五年五月三十日法律第二百十四号）は、その目的を「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献すること」と規定し（同法第1条）、客体となる文化財それ自体を保存、保護するものとして位置付けている。

なお、文化財保護法において、国が保護の対象とする「文化財」の定義は以下のとおり。

- ①有形文化財：建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料
- ②無形文化財：演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの
- ③民俗文化財：衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの
- ④記念物：貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物、植物及び地質鉱物で我が国にとって学術上価値の高いもの
- ⑤文化的景観：地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの
- ⑥伝統的建造物群：周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの

(注) 以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

- [「第3条第1項第3号\(商品の産地、販売地、品質その他の特徴等の表示又は役務の提供の場所、質その他の特徴等の表示\)の審査基準](#)
- [「第3条第1項第6号\(前号までのほか、識別力のないもの\)」の審査基準](#)
- [「第4条第1項第6号\(国、地方公共団体等の著名な標章\)」の審査基準](#)
- [「第4条第1項第7号\(公序良俗違反\)」の審査基準](#)
- [「第4条第1項第10号\(他人の周知商標\)」の審査基準](#)
- [「第4条第1項第15号\(商品又は役務の出所の混同\)」の審査基準](#)
- [「第4条第1項第19号\(他人の周知商標と同一又は類似で不正の目的をもって使用する商標\)」の審査基準](#)

42. 107. 06

家紋からなる商標登録出願の取扱い

1. 家紋を巡る現状と取扱いについての考え方

家紋は、我が国において家を識別するための紋章であり、紋所、紋とも呼ばれ、古くから血筋、また家系等を表す印として用いられてきた。¹

一般的に、家紋は公的機関等の特定の者により登録・管理等されているものではないことから、その利用に法的な制限はなく、誰しものが自由に利用できるものである。商取引においても、家紋を付した商品を製造・販売することが一般に行われており、商品又は役務との関係においては、自他商品役務の識別標識として機能しない場合もある。

一方で、我が国において伝統的に利用されてきた家紋の中には、時代劇や歴史ドラマに登場する歴史上の人物の使用家紋として取り上げられたり、また、地域の祭りやイベントにおいて利用されたりする等により周知・著名となり、一定の経済的価値を有するようになるものも多く存在している現状がある。

以上を踏まえた具体的な取扱いについての考え方は以下のとおりである。

現代において、家紋は、本来的な家紋（家を表す印。以下同じ。）として、冠婚葬祭において着用される紋付袴などの和服、仏壇、五月人形、置物の兜、こいのぼり、店舗の暖簾・看板等において、また、装飾や模様として、シール、マグカップ、Tシャツ等に一般に用いられている実情から、指定商品又は指定役務との関係においては、自他商品役務の識別標識として機能しないと考えられる場合もある。

また、家紋は国の機関や地方公共団体、宗教法人等を表す標章として用いられ著名となっている場合も多く存在し、このような場合、公益に関する団体の権威、信用の尊重や公益に関する団体との出所の混同を防いで需要者を保護するという公益保護の観点から、第三者が登録を受けることは適当ではない。

さらに、昨今、歴史上の人物が、テレビや映画の時代劇や歴史ドラマ等に取り上げられ人気を博すことも多く、その人物の顧客吸引力を利用し、ゆかりの地における地方公共団体による地域興しや祭り等の様々なイベントが開催されることもしばしば見受けられる。そうしたイベント等においては、その人物が使用していた家紋が利用されることにより、その家紋自体が周知・著名となり一定の経済的価値を有するようになる場合もある。このような場合には、当該家紋と関係のない第三者が商標登録を受け、独占的に使用することは社会公共の利益に反し、又は社会の一般

¹ 「日本では、平安時代中ごろ、貴族が車や輿（こし）につけた車紋が初めて、そこから家紋の風が生まれ、やがて武家も紋をもち、旗、武具、幕などにも付するようになり、図様も多くなった。武家には、名門の末流と称してその紋章を自家の紋とする風も多く、また一家で、表紋、裏紋、本紋、替紋など10余個の紋を用いたりした。」（「百科事典 マイペディア 電子辞書版 2013」日立ソリューションズ・ビジネス）

道徳観念に反するため適当ではない。

2. 具体的な運用方針

上記をふまえ、家紋からなる商標については、次のとおり審査を行うこととする。

(1) 対象となる家紋

現存する家紋の数は、一万紋以上とも二万紋以上とも言われているが、既存の家紋の改変や新たな家紋の創作について法的な制約等がないことから、新たな家紋が次々に作り出されているのが現状である。そのため、すべての家紋について本取扱いの対象とすることは現実的ではなく、また、いわゆる現代家紋のように、現代になって新たに創作された家紋には生来的な識別力が備わっているものもあると考えられる。

したがって、本取扱いでは、伝統的な家紋（戦国時代の武家の家紋、神紋、社紋、寺紋、宗紋等²）を対象とする。

(2) 適用条文

①商第4条第1項第6号

出願された家紋からなる商標が、例えば、神社仏閣等の宗教法人を表す神紋、社紋、寺紋、宗紋、又は、学校法人を表す校章のように、公益に関する団体であって営利を目的としないものを表示する標章又は文化財の保護等の公益事業を表すものとして使用している家紋であって著名なものと同一又は類似する場合、商第4条第1項第6号に該当するものと判断する。

②商第4条第1項第7号

周知・著名な家紋は、その家やその家に関する人物の郷土やゆかりの地において、例えば、地方公共団体等の公的な機関が、地域のシンボルとして地域興しや観光振興のために使用するような実情があることから、当該地域においては強い顧客吸引力を発揮する場合があると考えられる。このような場合には、当該家紋と無関係な第三者が登録を受けることによって、その地域住民全体の不快感や反発を招き、地域興し等の施策の遂行を阻害することとなる。

また、家紋の中には、従前から他家での使用を厳しく禁じ、それが現代においても特定の家やゆかりの神社等を表す紋として使用されているものがあり、そのことが広く一般に認識されているような場合がある。このような場合に当該家紋と無関係な第三者が登録を受けることは、家紋が表す特定の家等の著名性や顧客吸引力に便乗することとなる。

そして、特に、周知・著名な家紋を使用した公益的な施策等に便乗し、その遂行を阻害し、公共的利益を損なう結果に至ることを知りながら、利益の独占を図る意図をもって出願をした場合や特定の家を表す紋として著名な家紋を第三者が出願す

² 神紋、社紋、寺紋及び宗紋は、通常は家紋とは異なるものとして定義されているが、本取扱いでは便宜上家紋の一種として取り扱う。

るなど、登録出願の経緯や商標を採択した理由に、著しく社会的妥当性を欠く場合においては、公正な取引秩序を乱し社会公共の利益に反することとなる。

したがって、上記のような場合には商第4条第1項第7号に該当するものと判断する。

なお、上記判断においては、当該家紋又は当該家紋に係る人物名の周知・著名性及び利用状況、当該家紋又は当該家紋に係る人物名に対する国民又は地域住民の認識、出願の経緯・目的・理由、当該家紋又は当該家紋に係る人物と出願人との関係等の事実を総合勘案する。この場合、例えば、当該家紋についての利用状況等は不明であっても、当該家紋に係る人物名の利用状況等を当該家紋の利用状況として勘案することとする。

③商第4条第1項第10号

出願された家紋からなる商標が、他人の業務にかかる商品等を表示するものとして需要者の間に広く認識されている家紋と同一又は類似であって、かつ、その商品等と同一又は類似の商品等を指定している場合については、商第4条第1項第10号に該当するものと判断する。

④商第4条第1項第15号

出願された家紋からなる商標が、他人の業務にかかる商品等を表示するものとして需要者の間に広く認識されていること等から、出願人がその商標を使用したときに、その商品等の出所について混同を生ずるおそれがあると認められる場合については、商第4条第1項第15号に該当するものと判断する。

⑤商第4条第1項第19号

出願された家紋からなる商標が、他人の業務にかかる商品等を表示するものとして需要者の間に広く認識されている家紋と同一又は類似であって、かつ、不正の目的をもって使用するものと認められる場合については、商第4条第1項第19号に該当するものと判断する。

⑥商第3条第1項第5号

出願された家紋からなる商標が、例えば、以下のように、「○」や「×」の単純な図形を表した極めて簡単、かつ、ありふれた標章と認識される場合については、商第3条第1項第5号に該当するものと判断する。

本号に該当する例



加藤清正 蛇の目紋



丹羽長秀 直違（すじかい）紋

⑦商第3条第1項第6号

家紋は、例えば、「和服」、「五月人形」、「武者人形」、「置物の兜」、「こいのぼり」、「仏壇」といった商品等について、出所識別標識としてではなく、本来的な家紋として付され、あるいは、「シール」、「マグカップ」、「ティーシャツ」といった商品等について、装飾や模様として利用されている実体がある。そうすると、家紋を付したこれら商品等に接する需要者は、単に家を表す印としての家紋又は家紋を表した装飾や模様が付されたものであると認識することとなり、自他商品役務の識別標識としては認識しない場合も多いと考える。

したがって、出願された家紋からなる商標が、指定商品又は指定役務との関係から、本来的な家紋として、また、装飾や模様としての家紋を認識することとまる場合は、商第3条第1項第6号に該当するものと判断する。

なお、上記判断においては、当該家紋の知名度、指定商品等の取引の実情等の事実を総合勘案することとする。

(注) 以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

- [「第3条第1項第5号\(極めて簡単で、かつ、ありふれた標章\)」の審査基準](#)
- [「第3条第1項第6号\(前号までのほか、識別力のないもの\)」の審査基準](#)
- [「第4条第1項第6号\(国、地方公共団体等の著名な標章\)」の審査基準](#)
- [「第4条第1項第7号\(公序良俗違反\)」の審査基準](#)
- [「第4条第1項第10号\(他人の周知商標\)」の審査基準](#)
- [「第4条第1項第15号\(商品又は役務の出所の混同\)」の審査基準](#)
- [「第4条第1項第19号\(他人の周知商標と同一又は類似で不正の目的をもって使用する商標\)」の審査基準](#)

42. 107. 07

著名な絵画等からなる商標登録出願の取扱い

1. 著名な絵画等を巡る現状と基本的な考え方

著名な絵画等は、高い文化的価値を有し、その作者の知名度や絵画等の芸術的価値の高さから、強い顧客吸引力を発揮するものである。そのような著名な絵画等からなる商標について、何ら関係のない者が登録を受けることは、当該著名な絵画等の名声や、顧客吸引力を無償で利用する結果を招来し、客観的に、公正な商品又はサービスに関する取引秩序を維持するという法目的に合致せず、不適切であるとの指摘がユーザーからされている。

また、多くの著名な絵画等は、様々な者により商品（例えば「マグカップ」、「被服」、「スマートフォンケース」等）、商品の包装又は役務の提供の用に供する物（例えば「包装紙」、「紙袋」等）に係るデザインや装飾として利用されている場合がある。

そうすると、著名な絵画等をこれらの商品等に使用しても、単に商品等のデザインや装飾の一種であると認識するにとどまり、それが商品等の出所を表したものと直ちに認識しない場合も多いと考えられることから、そのような場合、著名な絵画等からなる商標は自他商品役務の識別標識として機能しないものといえる。

2. 具体的な運用方針

上記をふまえ、著名な絵画等からなる商標については、次のとおり審査を行うこととする。

(1) 対象となる「著名な絵画等」

(ア) 絵画等について

本取扱いにおける「絵画等」とは、絵画及びイラストレーションを指すものとする。¹

「絵画」とは、「物体の形象を平面に描きだしたもの。特に、芸術作品としての絵、画。」（広辞苑第六版）とされているところ、本取扱いで対象とする「絵画」は、例えば²、フレスコ、油彩、モザイク、ステンドグラス、水彩、素描、版画、水墨画、コラージュ等の技法により描かれた絵画であると、需要者が認識し得る

¹ 本取扱いで対象とする「絵画等」には、アニメーション・漫画・ゲーム等に登場する人物及びマスコットキャラクター等そのものではなく、これらのキャラクター等を客体として描いた絵画又はイラストレーションも含むものとする。

² 絵画[カガ] (painting) 「…略… 表現材料と技法に応じては、フレスコ、セッコ、テンペラ、油彩、モザイク、ステンドグラス、水彩、素描、版画、コラージュ、樹皮画などに分類される。」（ブリタニカ国際百科事典）

ものとする。

また、「イラストレーション」とは、「さし絵。図解。特に見て楽しく誇張・変形した絵についていう。」（広辞苑第六版）とされているところ、例えば、絵本や児童書の挿絵の一場面等がこれに該当する。

そして、商標の構成については、絵画等そのものでなくても、絵画等の主題部分の一部を抽出した構成からなると認識し得るものも含むものとする。

（イ）著名性について

著名性については、その作品や作者の名声、評価などを十分に考慮し、需要者に著名な絵画等として広く認識されているか否かにより判断する。なお、その著名な絵画等の作者が現存するか否かは問わないものとする。

絵画等の著名性³は、例えば、次のような事実を総合勘案して判断する。

- ①絵画等を紹介する書籍等に掲載されていること
- ②美術館等において展覧会が開催されていること
- ③当該絵画等が掲載された画集等が出版されていること
- ④当該絵画等がテレビやインターネット等により広く紹介されていること
- ⑤当該絵画等の作者の周知・著名性

（2）適用条文

①商第4条第1項第7号

出願された商標の構成内容からみて、著名な絵画等そのものを直ちに認識させる場合には、その著名な絵画等と偶然に一致する標章を採択したものとみることとはできず、著名な絵画等に依拠し、これを模倣又は剽窃して、その登録出願をしたものであると推認し得る。このような著名な絵画等からなる商標について、何ら関係のない者に登録を認めることは、著名な絵画等の名声、顧客吸引力を無償で利用する結果を招来し、客観的に、公正な商品又はサービスに関する取引秩序の維持に反するものである。

また、著名な絵画等としての評価や名声等を保護、維持することが国際信義上特に要請される場合や、商標登録に対し国民や地域住民の心情を害し、社会公共の利益や社会の一般的道徳観念に反する場合、当該絵画等と何ら関係のない者が行った商標登録出願は、公の秩序または善良の風俗を害するおそれがあるものと認められるため、商第4条第1項第7号に該当すると判断する。

なお、上記判断に当たっては、既に著作権が消滅しているか否かは問わない。

②商第4条第1項第10号、同第15号及び同第19号

商品又は役務について使用されているものであって、標章として既に周知・著名となっているものについては、商第4条第1項第10号、同第15号あるいは同第

³ アニメーション・漫画・ゲーム等に登場する人物及びマスコットキャラクター等を客体として描いた絵画等については、キャラクター等の著名性ではなく、キャラクター等を描いた絵画等としての著名性を判断することに留意する。

19号についても検討する必要がある。

これら条文の適用にあたっては、例えば、著名な絵画等が実際の商取引に使用されているものであるか、著名な絵画等の著作権者・複製許諾者や著名な絵画等を保護するための管理団体等が存在し、その者の業務に係る商品又は役務と混同するおそれがあるか、出願された商標が不正の目的をもって使用するものであるか、等を考慮して検討する必要がある。

③商第3条第1項第3号

出願された商標が、商品等の内容を表示するにすぎない場合、商第3条第1項第3号に該当すると判断する。

例えば、出願された著名な絵画からなる商標が、指定商品又は指定役務（例えば、第16類「絵画」、第41類「絵画の展示」）との関係において、その商品等の内容を認識させるものと認められる場合には、商品の「品質」又は役務の「質」を表示するものと判断する。

④商第3条第1項第6号

著名な絵画等は、様々な者によりデザインや装飾として商品等（例えば、「マグカップ」、「被服」「スマートフォンケース」等）に利用されることがある実情から、需要者が商品等に付された著名な絵画等に接した場合、単に商品等の美感や魅力の向上のために用いられるデザインや装飾の一種として選択されたものと認識することとなり、自他商品役務の識別標識としては認識しない場合がある。

したがって、出願された商標が、著名な絵画等のみを表してなり、指定商品又は指定役務との関係から、出所識別標識として認識されるというよりも、デザインや装飾の一種として認識されるにとどまる場合は、「需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができない商標」（商第3条第1項第6号）に該当すると判断する。

ただし、③及び④に該当する商標であっても、絵画等と識別力のある文字や図形とを組み合わせた結合商標であり、全体としても識別力があると認められる場合についてはこの限りではない。また、使用された結果需要者が何人かの業務に係る商品等であることを認識するに至っているものと認められる場合についてもこの限りではない。

(注) 以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

- [「第3条第1項第3号\(商品の産地、販売地、品質その他の特徴等の表示又は役務の提供の場所、質その他の特徴等の表示\)の審査基準](#)
- [「第3条第1項第6号\(前号までのほか、識別力のないもの\)の審査基準](#)
- [「第4条第1項第7号\(公序良俗違反\)」の審査基準](#)
- [「第4条第1項第10号\(他人の周知商標\)」の審査基準](#)
- [「第4条第1項第15号\(商品又は役務の出所の混同\)」の審査基準](#)

42. 107. 07

- 「第4条第1項第19号（他人の周知商標と同一又は類似で不正の目的をもって使用する商標）」の審査基準

42. 107. 35

国又は地方公共団体と関連する組織又は団体であると誤認を生ずるおそれがある商標（「〇〇審議会」「〇〇公団」「〇〇協会」等）の取扱い

国又は地方公共団体と関連する組織又は団体であると誤認を生ずるおそれがある商標については、原則として次のとおり取り扱うこととする。

1. 「〇〇審議会」「〇〇公団」「〇〇公社」からなる商標

「〇〇審議会」「〇〇公団」「〇〇公社」からなる商標（法人格を表す文字を有する場合を含む。）については、商第4条第1項第7号に該当するものとして拒絶することとする。

ただし、出願人が国又は地方公共団体と関連する組織又は団体である場合はこの限りでない。

＜該当するとされた事例＞

- ・商標「〇〇権登録審議会」
- ・商標「〇〇物産公社」
- ・商標「〇〇調査庁」

2. 「〇〇協議会」「〇〇調査会」「〇〇協会」等からなる商標

(1) 法人格を表す文字を有しないもの

「〇〇協議会」「〇〇調査会」「〇〇協会」等からなる商標であって、次のいずれかに該当するものについては、商第4条第1項第7号に該当するものとして拒絶することとする。

ただし、出願人が国又は地方公共団体と関連する組織又は団体である場合はこの限りでない。

- ①特別の法律により設立等された法人の名称と誤認を生ずるおそれがあるもの
- ②国又は地方公共団体と関連する組織又は団体であると誤認を生ずるおそれがあるもの
- ③国又は地方公共団体が定めた許認可等の業務を行っている団体であると誤認を生ずるおそれがあるもの

＜該当すると考えられる例＞

商標「労災防止協会」

（労働災害防止団体法第8条に定める「労働災害防止協会」と誤認を生ずるおそれがあるもの）

- 商標「〇〇県物産振興協会」 (地方公共団体と関連する団体であると誤認を生ずるおそれがあるもの)
- 商標「全国商標法検定協議会」 (国が定めた許認可等の業務を行っている団体であると誤認を生ずるおそれがあるもの)

(2) 法人格を表す文字「一般社団法人〇〇協会」、「公益社団法人〇〇協会」等を有するもの

(ア) 出願人が自然人であるとき

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第6条(又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第9条第4項)の規定に反することから、商第4条第1項第7号に該当する。

(イ) 出願人が当該商標が表す法人以外の法人であるとき

自己の法人名と異なる法人名を自己の商標として採択・使用することは、商取引の秩序を混乱させるおそれがあることから、商第4条第1項第7号に該当する。

3. 他の拒絶理由の適用

商標が商第4条第1項第7号に該当するものであって、かつ、他の拒絶理由(例えば商第4条第1項第6号、同第8号、同第15号等)に該当する場合は、全ての拒絶理由を通知する。

【参考1】

●一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年六月二日法律第四十八号)第六条 一般社団法人又は一般財団法人でない者は、その名称又は商号中に、一般社団法人又は一般財団法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

●公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年六月二日法律第四十九号)

第九条 公益認定を受けた一般社団法人又は一般財団法人は、その名称中の一般社団法人又は一般財団法人の文字をそれぞれ公益社団法人又は公益財団法人と変更する定款の変更をしたものとみなす。

(略)

4 公益社団法人又は公益財団法人でない者は、その名称又は商号中に、公益社団法人又は公益財団法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

5 何人も、不正の目的をもって、他の公益社団法人又は公益財団法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならない。

【参考2：団体名称に使用される文字の語義】

(出典：①広辞苑第五版(1998.11.11発行)：岩波書店

②法令用語辞典第六次改訂第5刷(2000.3.10発行)：学陽書房)

文 字	語 義
審議会	<p>①行政機関が政策立案などにつき、学識経験者や利害関係者の意見を反映させるために設置する合議制の諮問機関。</p> <p>②国の行政機関に附属し、その長の諮問に応じて、特別の事項を調査、審議する合議制の機関に付される名称である。この種のいわゆる諮問機関は、各省各庁に多数設置されており、固有名詞としては、何々審議会というのが多いが、その所掌事項の内容に応じ、何々協議会、何々調査会、何々審査会というような名称が付されているものも少なくない。(略)</p> <p>この種の審議会は、地方公共団体その他の団体に附置される場合もある。</p>
公 団	<p>①公共的事業経営のための特殊法人の一。第二次大戦後の経済再建や統制経済のために政府の全額出資で設けられた産業復興公団・食糧配給公団の類は、現在はほとんど解散廃止。私企業に期待できない事業の遂行のために昭和30年代から設けられた住宅都市整備公団・日本道路公団など。</p> <p>②法律によって設立される特別の公法人のうち、法律に定められた一定の公益的事業を営むことを目的とする公法人であって、「…公団」という名称が付されているものをいう。(略)</p>
公 社	<p>①公共企業体の別称。特に、日本国有鉄道・日本電信電話公社・日本専売公社を三公社といったが、現在はすべて民営化。(略)</p> <p>②「公社」は、米国のパブリック・コーポレーション (p u b l i c c o r p o r a t i o n) 又はガバナーメント・コーポレーション (g o v e r n m e n t c o r p o r a t i o n) を範とし、公共の目的を担保するために、必要な公的管理支配の下に独立の経営体として高度の自主性を有する新しい型の公企業の経営体として、国の全額出資によって設立された特別の法人で、政府関係法人の1種である。(略)</p>
協議会	<p>①掲載なし</p> <p>②通常、行政機関に附属し、その長の諮問を受け、特定事項を協議する(調査審議する)合議制の機関をいう。審議会、調査会等と同様、諮問的・調査的の性質を有し、官庁たる委員会とは異なる。(略)</p>

	<p>国、地方公共団体以外の団体等にも法令上協議会という名称を付した諮問的機関が置かれることがある。(略)</p> <p>地方自治法に定める地方公共団体の協議会は多少特殊のものであって・・・(略)</p> <p>特定の団体の名称として用いられることがある。</p>
調査会	<p>①掲載なし</p> <p>②国、地方公共団体等の機関に附置される合議制の諮問機関の1種。通常、その所掌事務の内容が特に調査的のものである場合に、この名称が付されている(地方制度調査会、税制調査会等)。</p>
協会	<p>①ある目的のため会員が協力して設立・維持する会。</p> <p>②人又は財産の集合体であって、団体としての組織を有し、社会的には1個の単一体としての存在と機能を有するものをいう。団体というのと大体同意義であるが、団体の名称として用いられることが普通なので、昭和50年法律64号による改正前の政治資金規制法3条2項では、団体の例示として用いられた。</p> <p>法令上、他の語と複合して特定の法人の名称に用いられることもある。例えば、日本放送協会、信用保証協会…のごとくである。</p>

(注) 以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

- [「第4条第1項第7号\(公序良俗違反\)」の審査基準](#)
- [「第4条第1項第6号\(国、地方公共団体等の著名な標章\)」の審査基準](#)
- [「第4条第1項第8号\(他人の氏名又は名称等\)」の審査基準](#)
- [「第4条第1項第15号\(商品又は役務の出所の混同\)」の審査基準](#)

42. 107. 36

「会社」等の文字を有する商標の取扱い

出願商標に含まれる文字について、他の法律によって当該名称の使用等が禁止されている場合は、商第4条第1項第7号に該当するものとされているところ、「会社」等の文字を有する商標は、会社法によって使用の制限があることから、以下のとおり取り扱うこととする。

1. 「会社」等の文字を有し、商号を認識させる場合

(1) 出願人が自然人であるとき

会社法第7条は、「会社でない者はその名称又は商号中に、会社であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない」としている。

また、会社法第6条によれば、会社はその名称を商号とし、商号中に、株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社という文字を用いなければならないと規定されていることから、株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社及び株式会社を認識させる表記として一般的に用いられている「(株)」の文字を含む場合に、商号を認識させることとする。

よって、自然人が、「株式会社」、「合名会社」、「合資会社」、「合同会社」、「(株)」の文字を含む商標を出願した場合には、商第4条第1項第7号に該当するものと判断する。

(2) 出願人が当該商標が表す法人以外の法人であるとき

会社法第6条第1項は、会社はその名称を商号としなければならないと規定する。

よって、自己の商号と異なる商号を自己の商標として採択・使用することは、商取引の秩序を混乱させるおそれがあることから、商第4条第1項第7号に該当するものと判断する。

2. 他の拒絶理由の適用

商標が商第4条第1項第7号に該当するものであって、かつ、他の拒絶理由（例えば商第4条第1項第8号、同第15号等）に該当する場合は、全ての拒絶理由を通知する。

※会社法（平成十七年七月二十六日法律第八十六号）

（会社と誤認させる名称等の使用の禁止）

第六条 会社はその名称を商号とする。

2 会社は、株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社の種類に従い、それぞれの商号中に、株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社という文字を用いなければならない。

3 会社は、その商号中に、他の種類の会社であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

第七条 会社でない者は、その名称又は商号中に、会社であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

(注) 以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

- [「第4条第1項第7号（公序良俗違反）」の審査基準](#)
- [「第4条第1項第8号（他人の氏名又は名称等）」の審査基準](#)
- [「第4条第1項第15号（商品又は役務の出所の混同）」の審査基準](#)

42. 108. 01

第4条第1項第8号に関する承諾書の取扱い

第4条第1項第8号に関して提出される他人の承諾書には、1. 当該者であることを特定する記載、及び、2. 出願人が当該商標登録出願について商標登録を受けることを承諾する旨の記載、を行うものとする。

1. 当該者であることを特定する記載について

(1) 原則、当該者であることを特定するため、承諾書には、その者の氏名又は名称及び住所又は居所の記載を必要とする。

なお、住所又は居所の記載に関しては、当該者であることの特정이容易な記載（個人であれば住所、法人であれば本店所在地）であることが望ましい。居所等の記載がされている場合で、意見書等の記載を含めても当該者であることが特定できない場合には、出願人に対して通知書を送付する等により確認をする。

(2) 著名と認められる者であり、当該者の氏名・芸名・筆名等のみで個人が特定可能と判断される場合には、当該者の氏名・芸名・筆名等が明記されていれば十分とし、住所又は居所の記載がなくても認める。

2. 出願人が当該商標登録出願について商標登録を受けることを承諾する旨の記載について

商標登録出願の番号、指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分を記載した上で、当該出願について、出願人が商標登録を受けることを承諾する旨を記載する。

3. 承諾書のひな形

(別紙) 参照

(注) 以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

○ [「第4条第1項第8号（他人の氏名又は名称等）」の審査基準](#)

(別紙)

承諾書

令和 年 月 日

住所又は居所
氏名又は名称等

私、「〇〇」は、「△△（出願人の氏名又は名称）」が、下記の商標登録出願について、商標登録を受けることを承諾いたします。

記

1. 商標登録出願の番号

2. 指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分
第●類
第▲類

以上

42. 108. 02

商標法第4条第1項第8号における「商標の使用をする商品又は役務の分野において需要者の間に広く認識されている氏名」の審査に関する具体的な取扱い

第4条第1項第8号のうち、「商標の使用をする商品又は役務の分野において需要者の間に広く認識されている氏名」の判断における具体的な取扱いについては、以下のとおりとする。

1. 「商標の使用をする商品又は役務の分野」について

出願人の商標登録を受ける利益と他人の氏名に係る人格的利益との調整のため、同号における「他人の氏名」に一定の知名度の要件を設けるにあたっては、その判断基準となる需要者の範囲を指定商品又は指定役務の需要者に厳密に限定せず、指定商品又は指定役務を中心として、ある程度幅をもった需要者を対象とすべきと考えられる。そして、当該需要者において他人が想起・連想される場合、人格権保護の見地から、当該他人の承諾なしに商標登録することができない対象とすべきである。

したがって、「商標の使用をする商品又は役務の分野」の判断にあたっては、人格権保護の見地から、当該商標の指定商品又は指定役務のみならず、当該他人と関連性を有する商品又は役務のほか、他人が製造・販売する商品や提供する役務等に限られない、当該他人の活動をも勘案する。

なお、その際には、当該商標の指定商品又は指定役務と当該他人と関連性を有する商品又は役務等の業種、性質、需要者の範囲等、両者の関係性を合わせて考慮することとする。

2. 「需要者の間に広く認識されている氏名」について

「需要者の間に広く認識されている氏名」とは、1. の「分野」において「需要者の間に広く認識されている氏名」であり、その判断にあたっては、人格権保護の見地から、その他人の氏名が認識されている地理的・事業的範囲を十分に考慮した上で、その商品又は役務に氏名が使用された場合に、当該他人を想起・連想し得るかどうかに留意する。

ここで、同号における周知性の判断に際しては、その他人の氏名が認識されている範囲を十分に考慮した上で、その商品又は役務に氏名が使用された場合に、相当程度の需要者が当該他人を想起・連想し得るかどうかに留意するものとし、全国的に知られている者や分野におけるすべての需要者層に知られている者でなくとも、同号が適用され得るものとする。

3. 「商標の使用をする商品又は役務の分野において需要者の間に広く認識されている氏名」に該当すると考えられる例

(例1)

ファッションデザイナー商標太郎氏について、同氏がデザイナーを務めるアパレルブランド「商標太郎」は全国の主要都市に路面店を有し、複数の百貨店においてもテナント出店して「被服」を販売していることが認められるほか、同氏の新作は、海外でのファッションブランドの新作発表会でも発表されたことがある。ここで、同氏とは全く関係がなく、同氏の承諾を得ていない者が、以下の商標を出願した。

商標「商標太郎」 指定商品「履物、かばん類」

この場合、商標太郎氏は、「被服」の商品との関係において相当程度需要者に知られていると認められる。また、当該商品が、上記指定商品と密接な関係を有する場合、同氏が商品「履物、かばん類」の製造・販売等を行っていないとしても、その商品に氏名が使用された場合に、指定商品の分野における相当程度の需要者が同氏を想起・連想し得るため、上記出願商標は、同号に該当する。

(例2)

中華料理人商標次郎氏について、同氏が経営する中華レストラン「商標次郎」が一地方において複数店舗存在しており、「中華料理の提供」の役務を提供していることが認められ、全国紙で複数回取り上げられたりローカルテレビで特集が組まれたりしている。ここで、同氏とは全く関係がなく、同氏の承諾を得ていない者が、以下の商標を出願した。

商標「商標次郎」 指定商品「チャーハンのもと」

この場合、一地方において、商標次郎氏は、「中華料理の提供」の役務との関係において相当程度需要者に知られていると認められる。また、当該役務が上記指定商品と密接な関係を有する場合、同氏が商品「チャーハンのもと」の製造・販売等を行っていないとしても、その商品に氏名が使用された場合に、指定商品の分野における相当程度の需要者が同氏を想起・連想し得るため、上記出願商標は、同号に該当する。

(注) 以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

○ [「第4条第1項第8号\(他人の氏名又は名称等\)」の審査基準](#)

42. 108. 03

商標法第4条第1項第8号における「政令で定める要件」の審査に関する具体的な取扱い

第4条第1項第8号のうち、「政令で定める要件」（以下「政令要件」という。）は商標法施行令において「商標に含まれる他人の氏名と商標登録出願人との間に相当の関連性があること」及び「商標登録出願人が不正の目的で商標登録を受けようとするものでないこと」のいずれにも該当することとされたところ、この判断における具体的な取扱いについては、以下のとおりとする。

なお、政令要件が具備されているかの審査にあたっては、職権による調査に加えて、出願人が願書中に「【その他】」欄を設けて政令要件を具備する旨を記載し、あるいは上申書によってその旨述べることを妨げない。

1. 「相当の関連性」について

「相当の関連性」の判断においては、登録後は氏名が商標として使用されることに鑑み、出願商標に含まれる氏名と出願人自身又は出願人の業務との結びつきの程度を考慮する。「相当の関連性」があるものと判断する場合とは、商標審査基準第3七、第4条第1項第8号の8.（1）に掲げる場合のほか、例えば、以下の場合が考えられる。出願時において当該氏名を含む商標を使用していない場合であっても、使用の準備を相当程度進めている等、使用していることと同視できるような事情が確認できる場合はこれを考慮することができる。

「相当の関連性」は、商標構成中の文字としての「他人の氏名」との関連性を求めるものであり、実在する他人として、拒絶理由通知等において「引用された氏名」の者との関連性を求めるものではない。そのため、当該他人の承諾を得ていることをもって「相当の関連性」が直ちに認められるものではないが、すべての当該他人から承諾を得ている事実があれば、当該他人の人格的利益を害するおそれは低いと考えられるため、これを「相当の関連性」があると判断する要素として考慮する。

なお、その使用及び使用の意思が明確でない場合やこの点に疑義がある場合には、必要に応じて追加資料の提出等を求めることがある。

(1) 「相当の関連性」があると考えられる例

- ① 商標に含まれる他人の氏名が、出願人の雅号、芸名又は筆名である場合
- ② 商標に含まれる他人の氏名について、芸能事務所たる出願人が考案した芸名であって、出願人と業務上の関係がある者が使用している場合

- ③ 商標に含まれる他人の氏名について、出願人がその氏名を使用した商品を製造・販売することを内容とするライセンス契約を当該他人と結んでいる場合
- ④ 商標に含まれる他人の氏名について、出願人が自己の業務に係る商品又は役務の出所を表示するキャラクター名として使用している事実がある場合

(2) 「相当の関連性」がないと考えられる例

- ① 商標に含まれる他人の氏名が、出願人の単なる思いつきにすぎないことが明らかな場合
- ② 商標に含まれる他人の氏名が、出願人の知人の氏名等であり、単なる私的関係にすぎないことが明らかな場合

2. 「不正の目的」について

「不正の目的」があるものと判断する場合とは、職権による調査の結果、例えば、他人への嫌がらせの目的や先取りして商標を買い取らせる目的が、公開されている情報や情報提供等により得られた資料から認められる場合である。

なお、当該他人の承諾を得ている場合、「不正の目的」がないものと推認する。

【参考】

○商標法施行令（昭和35年3月8日政令第19号）

（政令で定める要件）

第一条 商標法第四条第一項第八号の政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 商標に含まれる他人の氏名と商標登録出願人との間に相当の関連性があること。
- 二 商標登録出願人が不正の目的で商標登録を受けようとするものでないこと。

（注）以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

○ [「第4条第1項第8号（他人の氏名又は名称等）」の審査基準](#)

42. 110. 01

地域団体商標を包含する通常商標の出願に関する**商標法第4条第1項第10号等の適用について****[取扱い]**

地域団体商標は「地域の名称＋商品の普通名称等」の文字によって構成されるところ、構成中に当該文字（以下「地域団体商標に相当する文字」という。）を有する通常商標の出願については、地域団体商標に相当する文字が他人の業務に係る商品又は役務を表示するものとして、少なくとも一地方で需要者の間に広く認識されているときは、当該文字に係る商標を引用して、商標法第4条第1項第10号を適用することとする。

なお、同号の適用は、通常商標の指定商品又は指定役務と引用する商標に係る商品又は役務が類似する場合には限られるが、商品又は役務が非類似の関係にある場合には、第4条第1項第15号の適用を考慮するものとする。

(説明)**1. 検討の必要性**

別紙の（例1）のA及びBのような商標が出願された場合、仮に、Bの地域団体商標に係る文字部分が商標法第3条第2項に相当する周知性がなく、識別力がないものとして、Aの商標を登録するならば、地域団体商標の出願人の構成員でない者や、構成員であっても団体の定めに従っていない者にも、Aに係る商標権者としてBの地域団体商標に係る文字を有するAの商標の使用権が認められることとなり、地域団体商標制度の趣旨が没却するとの懸念がある。

2. 商標法第4条第1項第10号の適用について

地域団体商標制度は、「地域の名称及び商品の普通名称等」からなる商標について、商標法第3条第2項の要件を満たしていなくとも、「使用をされた結果、自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されている」（商標法第7条の2第1項）ときは、商標登録を認める制度である。商標法第7条の2第1項の商標審査基準によれば、その周知性は「全国的な需要者の間に認識されるに至っていなくとも、一定範囲の需要者、例えば、隣接都道府県に及ぶ程度の需要者に認識されていることを必要とする」としている。

一方、別紙の（例1）のような場合において、未登録のB商標を引用してAを拒絶する理由としては、「他人の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されている商標」を引用商標とする商標法第

4条第1項第10号が考えられる。同号の審査基準では、その周知性の要件を『需要者の間に広く認識されている商標』には、最終消費者まで広く認識されている商標のみならず、取引者の間に広く認識されている商標を含み、全国的に認識されている商標のみならず、ある一地方で広く認識されている商標をも含む」とし、商標法第7条の2第1項の周知性の要件とほぼ同様の周知性をもって同号の適用を認めている。

商標法第7条の2第1項、同法第4条第1項第10号を適用できる周知性を有していても、商標法第3条第2項の周知性は同項の審査基準では「その商品又は役務の需要者の間で全国的に認識されているものをいう」と解されているから、必ずしも、その周知性をもって商標法第3条第2項の要件を満たしているとはいえず、商標登録を受けることはできない。しかしながら、少なくとも地域団体商標が周知性を獲得した一地方においては、当該商標は識別機能を発揮するから、他人が当該商標を含む商標を使用するならば商品・役務の出所の混同を生ずるおそれがある。

したがって、このような場合には未登録の周知商標と出所の混同を生ずるおそれのある商標の登録を防止することを目的とする商標法第4条第1項第10号を適用すべきである。

また、商標法第7条の2第1項と同法第4条第1項第10号の周知性の要件がほぼ同一と考えられることを踏まえると、この取扱いによって、地域団体商標制度の趣旨が没却するとの懸念も解消されることが期待できる。

なお、本取扱いは、上記のとおりであるから、従来からの商標法第4条第1項第10号の解釈を変更するものでもない。

3. その他の具体的な適用範囲

(1) 非類似の商品又は役務を指定する出願への商標法第4条第1項第15号の適用について

別紙の(例1)のように、AとBの商標には、共通の商品の普通名称等が含まれており、商標法第4条第1項第16号の適用等によって、その指定商品又は指定役務が商品又は役務の普通名称等に相当するものに限定されることが考えられることを踏まえると、多くの場合、指定商品又は指定役務は、同一又は類似の関係にある商品又は役務になるものと思われる。

しかし、別紙の(例2)のとおり、非類似の商品又は役務の関係の場合もあり得るところ、その場合は、商品又は役務の関係を踏まえ、商標法第4条第1項第15号の適用も考慮するものとする。

(2) 出願前の地域団体商標について

上記1. においては、出願中の地域団体商標を事例としていたが、商標法第4条第1項第10号の趣旨が未登録周知商標の保護であることからすれば、出願されているか否かを問わず商標法第4条第1項第10号の適用をするものとする。

また、出願されていない場合に、この取扱いによって、周知商標に係る事業者が商標法第7条の2第1項に規定する組合等であるか否かなどについてまで調査を要するものではない。商標法第4条第1項第10号は、周知商標の所有者が、商標法第7条の2第1項の地域団体商標の主体要件を満たすことまで適用の要件とはされていないからである。

なお、上記の点については、商標法第4条第1項第15号の適用においても、同様と考えられる。

(例1)

A: 通常の商標登録出願

指定商品: ししゃも



B: 地域団体商標

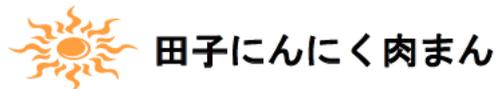
指定商品: 北海道産のししゃも

「 鶴川ししゃも 」 (標準文字)

(例2)

C: 通常の商標登録出願

指定商品: 青森県田子町産のにんにくを用いた肉まんじゅう



D: 通常の商標登録出願

指定役務: 青森県田子町産のにんにくを用いた料理の提供



E: 地域団体商標

指定商品: 青森県田子町産のにんにく

「 たっこのんにく 」 (標準文字)

42. 111. 01

出願人の同一認定に関する取扱い

商標登録出願等の審査においては、出願人と登録されている権利（商標権又は防護標章登録に基づく権利）を有する者等を、それぞれ照合し、両者が同一人であるか否かを認定することを要する場合があるが、その認定に当たっては、住所、氏名等の表示が全く同一であることを必要とすることなく、以下のとおり取り扱うものとする。

1. 一致するものとみる場合

(1) 明らかな音訳上の相違による場合

- 例1 (.....レファリング、カンパニー
リファリング、カンパニー
- 例2 (.....カリフォニア州サンタマリア 501
カリフォルニア州サンタマリア501
- 例3 (オーストリア国.....
 オーストリヤ国.....
- 例4 (.....コーポレーション
コーポレイション
- 例5 (.....カンパニー
コンパニー
クムパニー

(2) 住所及び組織の表示に用いられる語とその略語を音訳したものと認められる場合¹

【住所】

- 例1 (.....アベニュー
エーブイ
- 例2 (.....ディストリクト
ディスト
- 例3 (.....ノース
エヌ

【組織】

- 例1 (.....カンパニーリミテッド
シーオーエルティエーディー

¹ 代表的な例を掲載したものであり、この例示以外にも、住所や組織の表示として用いられる語とその略語が使用されている実情等を考慮して、一致するとみる場合がある。また音訳の表記は、例示以外に慣用されている使用の実情（「ブ」を「ヴ」と表示するなど）があるときは、当該表記を同一と認定することを妨げるものでもない。

例 2 (……………ソシエテ アノニム
……………エスアー

例 3 (……………アクチェンゲゼルシャフト
……………アーゲー

(3) 行政区画又は土地の名称の変更による相違の場合

(なお、商標登録令第10条で準用する特許登録令第39条において原簿に記録された名称は変更されたものとみなされる。)

例 (川崎市川崎区……………
川崎市高津区……………

(4) 国名、領地の変更による相違の場合

例 (ドイツ民主共和国ベルリン……………
ドイツ連邦共和国ベルリン……………

(5) 旧氏併記による相違の場合²

例 1 (商標 花子
商標 (特許) 花子

例 2 (特許 花子
商標 (特許) 花子³

(6) 区切り記号 (コンマ、ピリオド、中点、句点、読点) 及び連字符 (ハイフオン) の有無又は相違による場合

例 1 (アール、シー、エー、コーポレーション
アール シー エー コーポレーション

例 2 (エヌ、テー、エヌ東洋ベアリング
エヌ・テー・エヌ東洋ベアリング

例 3 (リチャードソンニメレル・インコーポレーテッド
リチャードソン メレル インコーポレーテッド

(7) その他

例 1 (……………番地なし
……………

例 2 (東京都世田谷区世田谷2-13番
東京都世田谷区世田谷2-13

例 3 (……………10036ニューヨーク州ニューヨーク……………
……………ニューヨーク州ニューヨーク……………

² 自然人の氏名については、法令に別段の定めがある場合を除き、氏に続けて旧氏を括弧書で併せて記載することができる (商施規第22条第1項において準用する特施規第1条第4項、商登施第17条第3項において準用する特登施第10条第9項)。なお、旧氏とは、住民基本台帳法施行令第30条の13に規定する旧氏をいい、外国人にあっては、当該国においてこれに相当するものをいう。ここでは、「商標」は戸籍上の氏、「特許」は旧氏を表す。

³ 旧氏使用者の負担軽減及び案件処理の迅速化に資すると考えられることに鑑み、住所が同一である場合に限り、氏名が一致するものとみる。

2. 一致するものとみない場合

- 例1 (昭和アルミニウム株式会社
昭和アルミニウム株式会社
- 例2 (.....郡.....町.....
.....郡.....
- 例3 (東京都台東区浅草聖天町2-36
東京都台東区聖天町2-36
- 例4 (東京都中央区銀座西7丁目3番地1
東京都中央区銀座西7丁目3番地
- 例5 (呉市高木町一丁138番地
呉市高木町138番地
- 例6 (.....字.....
.....

42. 111. 03

出願人と引用商標権者に支配関係がある場合の取扱い

商標審査基準 第3十、第4条第1項第11号

13. 出願人と引用商標権者に支配関係がある場合の取扱い

出願人から、出願人と引用商標権者が(1)又は(2)の関係にあることの主張に加え、(3)の証拠の提出があったときは、本号に該当しないものとして取り扱う。

- (1) 引用商標権者が出願人の支配下にあること
- (2) 出願人が引用商標権者の支配下にあること
- (3) 出願に係る商標が登録を受けることについて引用商標権者が了承している旨の証拠

((1)又は(2)に該当する例)

- (ア) 出願人が引用商標権者の議決権の過半数を有する場合
- (イ) (ア)の要件を満たさないが資本提携の関係があり、かつ、引用商標権者の会社の事業活動が事実上出願人の支配下にある場合

(考え方)

本基準は、商第4条第1項第11号の例外的な取扱いを定めたものであり、従来の商標及び商品又は役務の類否判断には一切影響を及ぼすものではなく、いわゆるコンセント制度の導入を認めたものでもない（「産業構造審議会知的財産分科会商標制度小委員会」第2回資料3参照）。また、本基準の対象となる出願人と引用商標権者の関係は、以下のとおり親子会社の関係にある場合に限るものであり、その他出願人と引用商標権者が一定の関係（例えば、兄弟会社、孫会社、グループ会社、フランチャイザー・フランチャイジー）にある場合であっても、本基準の対象となるものではない。

1. 支配関係について

出願人と引用商標権者に支配関係がある場合及びその判断方法は、次のとおりとする。

- (1) 引用商標権者が出願人の支配下にある場合
 - (ア) 出願人が、引用商標権者の総株主の議決権の過半数を有する場合
 - (イ) (ア)に該当しないが、①出願人と引用商標権者の間に資本提携の関係があり、かつ、②引用商標権者の事業活動が事実上出願人の支配下にあると認められる場合

- (2) 出願人が引用商標権者の支配下にある場合
- (ア) 引用商標権者が、出願人の総株主の議決権の過半数を有する場合
- (イ) (ア) に該当しないが、①出願人と引用商標権者の間に資本提携の関係があり、かつ、②出願人の事業活動が事実上引用商標権者の支配下にあると認められる場合
- (3) 立証資料について
- (1) (ア) 及び (2) (ア) については、すでに公になっている株主構成がわかるもの（例えば、会社四季報の写し）等を提出する。
- (1) (イ) 及び (2) (イ) について、①については、出願人又は引用商標権者が他方の会社の発行済株式の10%以上50%以下を保有していることを、②については、例えば、出願人がその会社に役員を派遣し又はその会社の経営を恒常的に指導していること等を証明する書類（会社案内、カタログ、定款、パンフレット等）を提出する。
- なお、出願人と引用商標権者に支配関係があるか否かは変動しうるため、支配関係があることを立証する資料については、他の出願の審査において提出した資料を援用して利用することはできないものとする。

2. 引用商標権者が出願に係る商標が登録されることを了承していること

引用商標権者が、出願商標が登録されることを了承していることを証明するには、例えば、以下のような書面を提出する必要がある。

(例)

<p>陳述書</p> <p>当社は、出願人★★★による商標登録出願、商願○○－△△△△に係る商標法第4条第1項第11号に該当するとして拒絶理由通知における引用商標（登録第□□□□号）の商標権者です。</p> <p>当社は、上記出願に係る商標が、登録を受けることについて了承いたします。</p> <p>以上のおおりに相違ありません。</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>(引用商標権者) 住所 名称 代表取締役 ×××</p>
--

3. 既登録又は先願商標と同一の出願について

出願人と引用商標権者の間に支配関係が認められ、かつ、引用商標権者が出願商標が登録を受けることについて了承している場合であっても、引用商標と出願に係る商標が同一であり、かつ、指定商品又は指定役務も同一であるときは、本号に該当するものとして登録を認めない。なお、指定商品又は指定役務

が同一であるか否かは、商標審査便覧41. 01の1. 及び2. に従い判断する。

4. 商標及び指定商品又は指定役務の類否判断について

本取扱いは、商標を使用する利便性及び需要者が商品又は役務の出所の誤認混同をすることにより不利益を被らないようにする必要性の双方を考慮して、出願人と引用商標権者が一定の関係にあり、かつ、引用商標権者が当該商標登録出願が登録されることを了承している場合に特別に登録を認める取扱いである。

したがって、本取扱いは、商標の類否判断及び指定商品又は指定役務の類否判断に影響を及ぼすものではなく、従来解釈の変更をするものでもない。

(注) 以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

- [「第4条第1項第11号（先願に係る他人の登録商標）」の審査基準](#)

42. 114. 01

種苗の登録品種の名称に関する取扱い

種苗の登録品種の名称に関しては、指定商品又は指定役務に応じて、以下のとおり取り扱う。

1. 指定商品が「対象類似群」(33C01 又は 33D01)が付与される商品である場合又は指定役務が「対象類似群」に関する商品を取扱商品とする小売等役務の場合

【対象類似群】

①33C01「種子類」

②33D01「木 草 芝 ドライフラワー 苗 苗木 花 牧草 盆栽」

- (1) 出願商標が、種苗法¹により品種登録を受けた品種（以下「登録品種」という。）の名称と同一又は類似していて、品種登録の存続期間内である場合は、商第4条第1項第14号に該当する。
- (2) 出願商標が、種苗法により品種登録を受けた品種の名称と認識されるが、品種登録の存続期間が満了した等により育成者権が消滅した場合（以下「抹消済登録品種名」という。【注意】①も参照すること。）については、商第3条第1項第1号、同項第3号又は同項第6号の規定に該当するものとする。
- (3) 出願商標が、登録品種の名称と認識される文字（抹消済登録品種名についても同様）と識別力のある図形等からなる結合商標であり、商品の品質又は役務の質について誤認を生ずるおそれがあると認められるときは、商第4条第1項第16号に該当する。

【注意】

- ①品種登録が何らかの理由で満了前に取り消されて消滅した場合も、種苗法第22条を考慮し、その存続期間に拘わらず、登録期間が経過（満了）した場合と同様の取扱いとする。
- ②品種登録については、農林水産省品種登録ホームページ

¹ 種苗法第18条第1項に規定

(<http://www.hinshu2.maff.go.jp/>) の「品種登録データ検索」にて、満了若しくは取消の有無に関する最新の情報を確認して、適用条文を確定する。

【参考審決】

種苗法と商標法は目的が違い、それぞれの法目的に相応した、商品の類似範囲が存在（種苗法においては種苗法施行規則第17条）するものであるから、種苗法における商品の類否をもって、商標法における商品の類否の判断とすることはできない。（不服 2002-004926）

2. 指定商品が果実や野菜等の「収穫物」（上述の「対象類似群」に該当するものを除く。）である場合

(1) 出願商標が登録品種の名称と認識される場合であって、「当該登録品種に関する収穫物」又は「収穫物全般（果実、野菜等）」を指定商品とする場合は、商第3条第1項第3号に該当する。また、商品の品質について誤認を生ずるおそれがあると認められるときは、商第4条第1項第16号に該当する。（例1参照）

(2) 抹消済登録品種名についても、(1)と同様に取り扱う。

(3) 出願商標が、登録品種の名称と認識される文字（抹消済登録品種名についても同様）と識別力のある図形等からなる結合商標であり、「当該登録品種に関する収穫物」を指定商品とする場合であって、商品の品質について誤認を生ずるおそれがあると認められるときは、商第4条第1項第16号に該当する。（例2参照）

(例1) 登録品種に「とちひめ」（「作物区分 野菜 農林水産植物の種類：Fragaria L. 和名：いちご属）があり、「とちひめ」の商標が「果実」を指定商品として商標登録出願された場合

商品「いちご」との関係において、商品「いちご」の品種名を表示するものとして、商第3条第1項第3号に該当する。また、「とちひめ種のいちご」以外の商品「いちご」に使用するときは、商品の品質について誤認を生ずるおそれがあるとして、商第4条1項第16号に該当する。

(例2) 登録品種に「とちひめ」があり、「♪♪とちひめの恵み」の商標が「いちご」を指定商品として商標登録出願された場合。

「とちひめ種のいちご」以外の商品「いちご」に使用するときは、商品の品質について誤認を生ずるおそれがあるとして、商第4条1項第16号を適用する。

3. 指定商品が果実や野菜等の収穫物を原材料とする「加工品」である場合

- (1) 出願商標が登録品種の名称と認識される場合であって、「当該登録品種に関する収穫物を原材料として使用する加工品」を指定商品とする場合は、商第3条第1項第3号に該当するか否かを判断するとともに、商品の品質について誤認を生ずるおそれがあると認められるときは、商第4条第1項第16号に該当する。
- (2) 抹消済登録品種名についても、(1)と同様に取り扱う。
- (3) 出願商標が、登録品種の名称と認識される文字（抹消済登録品種名についても同様）と識別力のある図形等からなる結合商標である場合であって、「当該登録品種に関する収穫物を原材料として使用する加工品」を指定商品とする場合は、商品の品質について誤認を生ずるおそれがあると認められるときは、商第4条第1項第16号に該当する。（例2参照）

(例1) 登録品種に「とちひめ」があり、「とちひめ」の商標が「パン」を指定商品として商標登録出願された場合。

指定商品中「いちごを使用したパン」との関係においては、商品の原材料（「とちひめ種のいちご」）を表示するものとして、商第3条第1項第3号に該当する。また、「とちひめ種のいちご」以外の「いちご」を原材料に使用するとき、商品の品質について誤認を生ずるおそれがあるとして、商第4条第1項第16号に該当する。

(例2) 登録品種に「とちひめ」があり、「♪♪とちひめの恵み」の商標が「アイスクリーム」を指定商品として商標登録出願された場合。

指定商品中「いちごを使用したアイスクリーム」との関係においては、「とちひめ種のいちご」以外の「いちご」を原材料に使用するとき、商品の品質について誤認を生ずるおそれがあるとして、商第4条第1項第16号を適用する。

4. 指定役務が果実や野菜等の「収穫物」（上述の「対象類似群」に該当するものを除く。）を取扱商品とする小売等役務の場合

- (1) 出願商標が登録品種の名称と認識される場合であって、「当該登録品種に関する収穫物」又は「収穫物全般（果実、野菜等）」を取扱商品とする小売等役務の場合は、商第3条第1項第6号に該当する。また、役務の質について誤認を生ずるおそれがあると認められるときは、商第4条第1項第16号に該当する。
- (2) 抹消済登録品種名についても、(1)と同様に取り扱う。

(3) 出願商標が、登録品種の名称と認識される文字（抹消済登録品種名についても同様）と識別力のある図形等からなる結合商標であり、「当該登録品種に関する収穫物」を取扱商品とする小売等役務の場合であって、役務の質について誤認を生ずるおそれがあると認められるときは、商第4条第1項第16号に該当する。

5. 指定役務が果実や野菜等の収穫物を原材料とする「加工品」を取扱商品とする小売等役務の場合

(1) 出願商標が登録品種の名称と認識される場合であって、「当該登録品種に関する収穫物を原材料として使用する加工品」を取扱商品とする小売等役務の場合は、商第3条第1項第6号に該当するか否かを判断するとともに、役務の質について誤認を生ずるおそれがあると認められるときは、商第4条第1項第16号に該当する。

(2) 抹消済登録品種名についても、(1)と同様に取り扱う。

(3) 出願商標が、登録品種の名称と認識される文字（抹消済登録品種名についても同様）と識別力のある図形等からなる結合商標であり、「当該登録品種に関する収穫物を原材料として使用する加工品」を取扱商品とする小売等役務の場合であって、役務の質について誤認を生ずるおそれがあると認められるときは、商第4条第1項第16号に該当する。

6. 留意事項

商第4条第1項第16号を適用する範囲については、上記に定める範囲に必ずしもとどまるものではなく、登録品種の名称の周知性を充分考慮して判断するものとする。

【参考】

○種苗法

第十八条 農林水産大臣は、品種登録出願につき前条第一項の規定により拒絶する場合を除き、品種登録をしなければならない。

2 品種登録は、品種登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

- 一 品種登録の番号及び年月日
- 二 品種の属する農林水産植物の種類
- 三 品種の名称
- 四 品種の特性
- 五 育成者権の存続期間
- 六 品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
- 七 前各号に掲げるもののほか、農林水産省令で定める事項

3 農林水産大臣は、第一項の規定による品種登録をしたときは、当該品種登録を受けた者に対しその旨を通知するとともに、農林水産省令で定める事項を公示しなければならない。

第二十二條 登録品種(登録品種であった品種を含む。以下この条において同じ。)の種苗を業として譲渡の申出をし、又は譲渡する場合には、当該登録品種の名称(第四十八條第二項の規定により名称が変更された場合にあつては、その変更後の名称)を使用しなければならない。

2 登録品種が属する農林水産植物の種類又はこれと類似の農林水産植物の種類として農林水産省令で定めるものに属する当該登録品種以外の品種の種苗を業として譲渡の申出をし、又は譲渡する場合には、当該登録品種の名称を使用してはならない。

○平成18年(行ケ)第10229号審決取消請求事件〔平成18年9月27日判決言渡〕「紅隼人」事件

商標法3条1項3号に掲げる商標が商標登録の要件を欠くとされているのは、このような商標は、取引に際し必要適切な表示として何人もその使用を欲するものであるから、特定人によるその独占使用を認めるのは公益上適当でないとともに、一般的に使用される標章であつて、多くの場合自他商品識別力を欠くものであることによるものと解される(最高裁昭和54年4月10日第三小法廷判決・裁判集民事126号507頁、判例時報927号233頁参照。)。この趣旨に照らせば、本件審決時において、当該商標が指定商品の原材料又は品質を表すものと取引者、需要者に広く認識されている場合はもとより、将来を含め、取引者、需要者にその商品の原材料又は品質を表すものと認識される可能性があり、これを特定人に独占使用させることが公益上適当でない判断されるときには、その商標は、同号に該当するものと解するのが相当である。

・・・・・・・・(中略)・・・・・・・・

「紅隼人」を和菓子類やアイスクリームの原材料として利用することができ、あるいは実際に利用されていることが取引者、需要者に広く知られていたと認められる以上、本件商標を、「ベニハヤト」を使用したアイスクリームに使用した場合、取引者、需要者は、商品の原材料、品質を表示したものと理解して、自他商品を識別する標識とは認識しないというべきである。

(注) 以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

- [「第4条第1項第14号\(種苗法で登録された品種の名称\)」の審査基準](#)
- [「第3条第1項第3号\(商品の産地、販売地、品質等の表示又は役務の提供の場所、品質等の表示\)」の審査基準](#)
- [「第3条第1項第6号\(前号までのほか、識別力のないもの\)」の審査基準](#)
- [「第4条第1項第16号\(商品の品質又は役務の質の誤認\)」の審査基準](#)

42. 117. 01

**TRIPS協定を踏まえた
商標法第4条第1項第17号の解釈について**

1. 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（以下「TRIPS協定」という。）第23条2においては、「地理的表示を含む商標」を拒絶すべき旨規定されており、この規定の解釈として、ある商標がこの「地理的表示を含む商標」に該当するか否かについての判断基準が問題になるが、以下の理由により、その基準は当該商標に含まれる表示が製品の地理的原産地を特定する表示と一致するか否かという形式的判断によるものでなければならず、その表示の使用形態（「山梨産ボルドー風ワイン」等）やその地理的表示の日本における著名性の如何を問わないという趣旨であると解される。

（理 由）

- ① TRIPS協定第23条1において『「種類」、「型」、「様式」、「模造品」等の表現を伴う場合においても』として、需要者の誤認の有無とは無関係に使用を防止する義務が課されていることから、同条においては当該表示を含む商標がどのように認識されるかを要件とすることは認められていないと解される。
- ② TRIPS協定第24条6で一般名称化した場合の例外を定めていることを反対解釈すれば、一般名称化して地理的表示としてではなく用いられている場合であっても、形式的に地理的表示を含むと認められる商標は同第23条の適用を受けるというのが原則であると考えられる。
2. TRIPS協定第23条を上記のように解するので、これを担保する商第4条第1項第17号についても、「日本国のぶどう酒若しくは蒸留酒の産地（中略）を表示する標章又は世界貿易機関の加盟国のぶどう酒若しくは蒸留酒の産地を表示する標章（中略）を有する商標」と規定することとし、需要者がその標章を地理的表示と認識するか否かを問わない規定振りとした。
- したがって、当該商標が原産国で保護されている地理的表示を含む場合には、それが国内で地理的表示として認識されているか否かを問わず拒絶すべきこととなり、逆に、需要者に地理的表示と混同されうる表示であったとしても、その表示が原産国で保護されている地理的表示ではない場合には商第4条第1項第16号には該当しても、同第17号には該当しないこととなる。
3. ただし、「地理的表示を含む」か否かを審査するにおいては、現行の「類似」の判断基準である外観、称呼、観念を取引の事情を踏まえて総合的に観察するという基準でなく、当該標章がまさに原産地の表示と一致するか否か

という基準とするべきである。

したがって、「地理的表示を含む」といえるのは、原産国語での原産地の表示がある場合かその翻訳といえる表示がある場合に限られる。

例えば、フランスの「MOULIS」という地理的表示についていえば、漢字で「森」と表示された場合、通常その表示はフランスの地名の翻訳とはいえず、原産地の表示とは一致しているとはいえない。また、カタカナで「モリ」と表示されていても、他の言葉と併せて別の意味を持っている場合(「元気モリモリ」)はフランスの地名の翻訳とはいえず、原産地の表示と一致しているとはいえない。

(注) 以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

○ [「第4条第1項第17号\(ぶどう酒又は蒸留酒の産地の表示\)」の審査基準](#)

42. 117. 02

**商標法第4条第1項第17号の規定による
産地の指定について**

商第4条第1項第17号の規定による産地の指定については、別紙のとおりである。

【令和3(2021). 8. 25発行の特許庁公報(公示号)】

商標法第4条第1項第17号に規定する
ぶどう酒又は蒸留酒の産地の指定について

上記の件について、次に掲げる産地を商標法第4条第1項第17号の規定に基づく産地として指定する。

令和3年7月20日
特許庁長官 森 清

産地	酒類	※産地を表示する標章
山形県	ぶどう酒	山形
長野県	ぶどう酒	長野
大阪府	ぶどう酒	大阪

※産地を表示する標章の欄に掲げた「山形」「長野」「大阪」は当該標章の例示にすぎない。

【平成30(2018). 11. 22発行の特許庁公報（公示号）】商標法第4条第1項第17号に規定する
ぶどう酒又は蒸留酒の産地の指定について

上記の件について、次に掲げる産地を商標法第4条第1項第17号の規定に基づく産地として指定する。

平成30年10月31日
特許庁長官 宗像 直子

産 地	酒 類	※産地を表示する標章
北海道	ぶどう酒	北海道

※産地を表示する標章の欄に掲げた「北海道」は当該標章の例示にすぎない。

別紙

【平成25(2013). 7. 26発行の特許庁公報（公示号）】

商標法第4条第1項第17号に規定する
ぶどう酒又は蒸留酒の産地の指定について

上記の件について、次に掲げる産地を商標法第4条第1項第17号の規定に基づく産地として指定する。

平成25年7月26日
特許庁長官 羽藤 秀雄

産地	酒類	※産地を表示する標章
山梨県	ぶどう酒	山梨

※産地を表示する標章の欄に掲げた「山梨」は当該標章の例示にすぎない。

別 紙

【平成18(2006). 4. 25発行の特許庁公報（公示号）】

商標法第4条第1項第17号に規定する
ぶどう酒又は蒸留酒の産地の指定について

上記の件について、次に掲げる産地を商標法第4条第1項第17号の規定に基づく商標法（昭和34年法律第127号）第4条第1項第17号の規定に基づき、平成17年12月28日に指定された、ぶどう酒又は蒸留酒の産地の指定について、産地欄の「鹿児島県（名瀬市及び大島郡を除く）」を「鹿児島県（奄美市及び大島郡を除く）」に改め、下記の表のように改正し、平成17年8月16日の総務省告示第921号の「市町村の廃置分合」により平成18年3月20日から適用する。

平成18年 3月20日
特許庁長官 中嶋 誠

産 地	酒 類	※産地を表示する標章
鹿児島県 (奄美市及び 大島郡を除く)	しょうちゅう	薩 摩

※産地を表示する標章の欄に掲げた「薩摩」は当該標章の例示にすぎない。

【平成18(2006). 1. 25発行の特許庁公報(公示号)】

商標法第4条第1項第17号に規定する
ぶどう酒又は蒸留酒の産地の指定について

上記の件について、次に掲げる産地を商標法第4条第1項第17号の規定に基づく
産地として指定する。

平成17年12月28日
特許庁長官 中嶋 誠

産 地	酒 類	※産地を表示する標章
鹿児島県 (名瀬市及び 大島郡を除く)	しょうちゅう	薩 摩

※産地を表示する標章の欄に掲げた「薩摩」は当該標章の例示にすぎない。

別 紙

【平成16(2004). 4. 23発行の特許庁公報(公示号)】

商標法第4条第1項第17号に規定する
ぶどう酒又は蒸留酒の産地の指定について

商標法(昭和34年法律第127号)第4条第1項第17号の規定に基づき、平成7年10月3日に指定された、ぶどう酒又は蒸留酒の産地の指定について、産地欄の「長崎県壱岐郡」を「長崎県壱岐市」に改め、下記の表のように改正し、平成15年8月1日の総務省告示第488号の「市町の廃置分合」により平成16年3月1日から適用する。

平成16年3月18日
特許庁長官 今井 康夫

産 地	酒 類	※産地を表示する標章
長崎県壱岐市	しょうちゅう	壱 岐
熊本県球磨郡 人吉市	しょうちゅう	球 磨
沖 縄 県	しょうちゅう	琉 球

※産地を表示する標章の欄に掲げた「壱岐」「球磨」「琉球」は当該標章の例示にすぎない。

(別紙 参考)

【平成7(1995). 11. 24発行の特許庁公報(公示号)】

商標法第4条第1項第17号の規定に基づく産地の指定について

上記の件について、次に掲げる産地を商標法第4条第1項第17号の規定に基づく産地として指定する。

平成 7年10月 3日指定

産 地	酒 類	※産地を表示する標章
長崎県壱岐郡	しょうちゅう	壱 岐
熊本県球磨郡 人吉市	しょうちゅう	球 磨
沖 縄 県	しょうちゅう	琉 球

※産地を表示する標章の欄に掲げた「壱岐」「球磨」「琉球」は当該標章の例示にすぎない。

特許庁長官 清川 佑二

4 2 . 1 1 7 . 0 3

**世界貿易機関（W T O）の加盟国の
ぶどう酒又は蒸留酒の産地を表示する標章について**

商標法第4条第1項第17号に規定する世界貿易機関（W T O）の加盟国のぶどう酒又は蒸留酒の産地を表示する標章の例として、「原産地名称の保護及びその国際登録に関するリスボン協定」により国際登録されているぶどう酒又は蒸留酒の原産地名称は、巻末資料2のとおりである。（平成7年6月23日発行 特許庁公報（公示号）参照 巻末資料2-1，2-2）

42. 118. 01

商品又は商品の包装の機能を確保するために不可欠な立体的形状（商標法第4条第1項第18号）に関する取扱い

商標法第4条第1項第18号は、商品又は商品の包装の機能を確保するために必ず採らざるを得ない不可欠な立体的形状のみからなる商標について商標登録を認めることとすると、商標権者にその商品又は商品の包装についての生産・販売の独占を事実上半永久的に許すこととなり、市場における適切な競争を阻害するおそれがあることから、これを排除する必要があることに基づき設けられた規定である。

本号でいう「商品又は商品の包装の機能を確保するために不可欠な立体的形状」であっても、「商品の形状」や「商品の包装の形状」であることに変わりはなく、そのような立体的形状からなる商標は、通常は第3条第1項第3号に該当し拒絶されるものである。

したがって、實際上、本号の適用が問題となるのは、その立体的形状が既に使用されており、使用された結果識別力を獲得するに至った商標、すなわち第3条第2項の適用が認められる商標がほとんどであろうと考えられる。

実際の第4条第1項第18号の審査においては、第3条第2項の適用のために提出された広告書類や取引書類等を参考に、主にその商品又は商品の包装の実用的な利点と謳われている商品又は商品の包装の形状から発揮される機能に着目して、本号適用の是非の認定を行うこととし、その場合の商品又は商品の包装の形状がその機能を確保するために不可欠であるか否かの判断においては、本号を設けた趣旨を踏まえ、特に次の点を考慮する。

1. その機能を確保できる代替的な形状がほかに存在するか否か。

すなわち代替的な形状がほかに存在するときは、その形状が不可欠なものとはいえないことから、本号に該当するものとはいえないが、代替的な形状が存在しないときは、その立体的形状は不可欠な形状であるとの有力な判断材料となることから、本号が適用され得ることとなる。

2. 商品又は商品の包装の形状を当該代替的な立体的形状とした場合でも、同程度（若しくはそれ以下）の費用で生産できるものであるか否か。

すなわち代替的な形状を採用した場合には、著しく高い費用が必要となるならば、同業他者が商取引上の競争において極めて不利な状況におかれ、結果的に商品等の市場における独占を許すおそれがあることから、本号が適用され得ることとなる。

42. 119. 01

「需要者の間に広く認識されている商標」 に関連する資料の取扱い

商標法第4条第1項第10号、第11号、第15号又は第19号の審査において、「需要者の間に広く認識されている商標」に関する審査を円滑かつ統一行的に行うため以下の資料を利用するものとする。

資料の種類	資料の取扱い
<p>外国周知商標 ドイツ編【「ドイツ産業連盟」BDI (Bundesverband der Deutschen Industrie e.V.) 作成】 フランス編【「フランス工業所有権庁」作成】 イタリア編【「イタリア商標模倣品対策協会」INDICAM (Istituto di Centromarca per la lotta alla contraffazione)作成】 中国編【「中国国家工商行政管理局商標局」作成】 韓国編【「AIPPI・KOREA」作成】 この資料は、当該国で周知な商標として、その国（外国政府又は外国政府に準ずる公益法人）から情報提供されたものである。 今後、情報提供があった場合は逐次追加する。</p>	<p>掲載されている商標については、原則として当該国における需要者の間に広く認識されている商標と推認して取り扱うものとする。</p> <p>（関係条文） 第4条第1項第19号</p>
<p>FAMOUS TRADEMARKS IN JAPAN 日本有名商標集</p> <p>この資料は、わが国の有名商標として社団法人国際工業所有権保護協会日本部会(AIPPI・JAPAN)によって作成され情報提供されたものである。</p>	<p>掲載されている商標については、わが国における周知度、指定商品及び指定役務との関係等を考慮して取り扱うものとする。</p> <p>（関係条文） 第4条第1項第10号、第11号、第15号、第19号</p>

42. 119. 02

外国標章等の保護に関する取扱い

1. 著名な死者の肖像若しくは氏名若しくは著名な死者の著名な雅号、芸名若しくは筆名若しくはこれらの著名な略称（以下「死者の氏名等」という。）死者の氏名等は、死亡時の配偶者が生存中であって、その配偶者の承認を得ていない場合等は、商第4条第1項第7号に該当するものとして拒絶する。

（参考 商標「MARC CHAGALL」：昭和62年審判第15651号）

2. 周知・著名なキャラクター

商品又は役務について使用されているものであって、標章として既に周知・著名となっているものについては商第4条第1項第10号あるいは同第15号に該当するものとして拒絶する。

＜参考＞キャラクター

原著作物中の人物などの名称、姿態、役割を総合した人格というべきものであって、原著作物を通じ又は原著作物から流出して形成され、原著作物そのものからは独立して歩き出した抽象概念であって、それ自体は思想、感情を創作的に表現したものとして著作物性を持ち得ない。

（-ポパイ事件- 昭和58年(ワ)第27号 大阪地方裁判所判決 昭和59年2月28日）

3. 外国においてのみ周知、著名な商標

次の要件を満たすような商標登録出願に係る商標については、他人の商標と偶然に一致したものは認め難いことから、これをいわゆる他人の周知、著名な商標を盗用し、不正の目的をもって使用するものと推認し、商第4条第1項第19号に該当するものとする（「[商標審査便覧42. 119. 03](#)：商標法第4条第1項第19号に関する審査について」参照）。

① 一以上の外国において周知、著名な商標と同一又は極めて類似するものであること。

② その周知、著名商標が造語よりなるものであるか、又は、構成上顕著な特徴を有するものであること。

また、その周知、著名商標が使用されている国の政府等から、その商標登録出願について国際信義に反するものである旨等、何らかの関心が表明されている場合には、その内容等について十分勘案すべきものとする。

なお、本処理方針の趣旨は、これまで商第4条第1項第7号に該当するとされてきたものであるが、商標法等の一部を改正する法律（平成8年法律第68号）により、同第19号が新設されたことに伴い改めたものである。

(参 考)

- ・商標「LILLYWHITES」：昭和58年審判第3232号（商第4条第1項第7号適用）
- ・商標「DROTHEE-BIS」：昭和53年(ワ)第1264号 神戸地方裁判所判決 昭和57年2月21日
- ・「外国周知・著名商標等のわが国での未登録商標および外国人の名称等の保護について」（通知）……別紙1参照
- ・「外国商標等の保護について」（通知）……別紙2参照

4. 周知・著名な商標の所有者本人からの出願（商第4条第1項第11号の適用関係）

商第4条第1項第11号の適用に関する標記出願に係る商標と引用商標の類否の判断においては、両商標より生ずる外観、称呼、観念のいずれかひとつの判断要素によるべきでないことにとりわけ留意し、指定商品・役務に関する取引の実情のうち特に当該商標の周知・著名性を十分に踏まえた外観、称呼、観念の総合的考察によって判断することとし、ひとつの判断要素において近似性を認められる場合であっても当該総合的考察によって両商標を識別し得ると認められるときは、標記出願については商第4条第1項第11号を適用しないものとする。

(参 考)

- ・本願商標「ランバン」VS 引用商標「ラーバン」：平成3年(行ケ)第77号 東京高等裁判所判決 平成3年10月15日
- ・本願商標「D o d g e r s」VS 引用商標「ロジャース」：平成3年(行ケ)第198号 東京高等裁判所判決 平成4年3月10日
- ・本願商標「L A N C E L」VS 引用商標「ラッセル」：平成4年(行ケ)第147号 東京高等裁判所判決 平成5年6月29日

(注) 以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

- [「第4条第1項第7号（公序良俗違反）」の審査基準](#)
- [「第4条第1項第10号（他人の周知商標）」の審査基準](#)
- [「第4条第1項第11号（先願に係る他人の登録商標）」の審査基準](#)
- [「第4条第1項第15号（商品又は役務の出所の混同）」の審査基準](#)
- [「第4条第1項第19号（他人の周知商標と同一又は類似で不正の目的をもって使用する商標）」の審査基準](#)

外国周知・著名商標等のわが国での
未登録商標および外国人の名称等の
保護について

特許庁審査第一部長 八木規夫

1. 近時、諸外国との貿易摩擦が激しさを増すなかで、「政府・与党」対外経済対策推進本部は、昨年7月30日に、今後3年間に亘って実地する「市場アクセス改善のためのアクション・プログラムの骨格」を正式に決定しその発表を行った。

これは、自由貿易体制を維持・強化し貿易の拡大均衡を通じて、調和ある対外経済関係の維持と世界経済の安定的発展を図るために、関税・輸入制限、基準認証・輸入手続き、政府調達、金融・資本市場・サービス・輸入促進等の六分野について幅広い改善措置を盛り込み「原則自由、例外制限」の基本視点に立ち、政府介入をできるだけ少なくして、消費者の選択と責任に委ねることを内容とするものである。

サービス・輸入促進等の分野における貿易摩擦の一環として、工業所有権制度に関しても、改善措置の検討が要請され、商標関連では、不正商品の取り締まりの強化とともに、いわゆる非関税障壁の一つとなりつつあるものとしての外国周知商標のわが国における冒認出願登録の未然防止等が検討課題に上げられ、当庁としても、これを重視し、審査レベルでこれに積極的に対処することとしたところである。

2. わが国は、「工業所有権の保護に関するパリ条約」に加盟し、同条約の趣旨に則った商標法の運用を行うことにより、外国の周知・著名商標、外国人の名称等の保護に努めている。

しかしながら、最近わが国企業等が欧米諸国の外国企業等の商標、名称、略称等を無断で出願しているという事例が相当数みられ、欧米諸国よりわが国出願人、特に一流企業の企業姿勢・モラルを問うクレームが続出し、このままではわが国商標制度の根幹にかかわるクレームにまでエスカレートしかねない状況にある。

これは、わが国の商標が東南アジアの一部の国において模倣・盗用をされ、わが国企業がその対応に苦慮されている状況と同質のものである。

弁理士会においては、早くより「海外有名ブランドの保護のあり方」として、その研究に取り組み、「昭和59年度商標委員会調査研究報告」（パテント1985.7月号掲載）がなされているが、その結論（1）に明確に示されている如く、外国商標を客体とする商標登録出願の受任に際しては、出願の妥当性を判断し、指導されるようお願いしたい。

他方、わが国の商標制度について必ずしも適切な理解が得られていないことが原因と思われるクレームもあり、これについては、外国出願人に対して、わが国商標制度についての普及・啓発を強化してまいりたい。

これらの措置により、いわゆる商標摩擦を解消し、わが国商標制度の円滑な運用と発展を図り国際的な信用をたかめるべく努力してまいりたい。

については、弁理士会々員の方々の一層の御協力を重ねてお願いするものである。

（昭和61年1月）

平成3年特審一第43号

平成 3年10月25日

殿

外国商標等の保護について(通知)

特許庁審査第一部長 工藤 尚武

1. 我が国は、「工業所有権の保護に関するパリ条約」に加盟し、同条約の趣旨に則った商標法の運用を行うことにより、従来より外国商標等の保護に努めてきており、特に昭和60年7月「市場アクセス改善のためのアクション・プログラムの骨格」の決定に際しては、特許庁としては、関係団体への説明会の実施、審査基準等の改正、外国の周知・著名商標集の出版等の措置を講じ、外国の周知・著名商標、外国人の名称等の保護強化を図ったところである。
2. このような措置と出願人サイドの努力とが相まって、外国商標等の我が国における冒認出願の状況等については、その後相当の改善が見られるものの、依然として、我が国の一部企業が外国商標等について当該商標等を使用している外国企業に無断で冒認出願する事例が見られ、最近も、このような事例により我が国と当該国との経済摩擦に発展しかねない事態が生じている。このような事態は、我が国企業が外国の商標を冒認出願するような場合には、我が国経済の世界における現在の地位からして、それが直ちに対外的な経済摩擦に発展し、我が国全体のイメージを損なう可能性があることを示している。
3. このような状況に加えて、特にサービスマーク登録制度の導入を来年4月に控えていることにかんがみ、我が国としては、現時点において、外国の商標等に関する冒認出願を防止するための努力を従来にも増して強化することが必要であると考えられる。
4. ついては、貴会（貴センター）におかれては、会員（会員企業）に対し、外国商標等の保護の重要性に関する上記趣旨につき周知・徹底を図られるとともに、外国企業の商標等の出願を行うに当たっては、当該外国企業の明確な同意なしにこれを行うことのないよう十分な指導をお願いしたい。なお、特許庁としても、法の運用に当たり、外国商標等の冒認出願については、現行法の許す範囲で厳しい対応を行う方針である。

別 記

弁理士会会長

社団法人日本食品特許センター会長

日本特許協会会長

瀧 野 秀 雄

桑 原 潤

金 尾 實

42. 119. 03

商標法第4条第1項第19号に関する審査について

1. 商第4条第1項第19号の趣旨

多年に亘って企業が努力を積み重ね、多大な宣伝広告費を掛けることにより、需要者間において広く知られ、高い名声、信用、評判を獲得するに至った周知、著名商標は、十分に顧客吸引力を具備し、それ自体が貴重な財産的価値を有するものといえる。

これらの周知、著名商標については、第三者の使用により出所の混同のおそれだけではなくとも、出所表示機能を稀釈化させたり、その周知、著名商標のもつ名声を毀損させることが可能であり、このような目的を持った不正な使用から十分保護する必要がある。

また、我が国で他人が外国の周知、著名商標を権利者の了承を得ることなく無断で出願・登録したことを巡り、外国との間で国際摩擦に発展した事例も少なくなく、商品又は役務の国際取引の活性化に伴い、外国で周知、著名な商標の保護の重要性もますます高まっている。

かかる観点から、これまでは周知、著名な商標の保護については商第4条第1項第15号（出所の混同）や商第4条第1項第7号（公序良俗違反）の規定を弾力的に適用し、それ等の商標を保護する運用を行ってきたが、周知、著名商標の保護の明確化の要請が高まってきたことに伴い、国内又は外国において広く認識されている商標を不正な目的で使用されることを防ぐことを目的として、商標法等の一部を改正する法律（平成8年法律第68号）により、商第4条第1項第19号の規定を新たな不登録事由として明記した。

具体的には、本号は、例えば、以下のような商標登録出願の排除を目的とするものである。

- (1) 外国で広く認識されている他人の商標と同一又は類似の商標を、我が国で登録されていないことを奇貨として、高額で買い取らせるために先取的に出願したもの。
- (2) 外国の権利者の国内参入を阻止したり、国内代理店契約締結を強制する目的で出願したもの。
- (3) 日本国内で全国的に著名な商標と同一又は類似の商標について、出所の混同のおそれだけではなくとも、出所表示機能を稀釈化させたり、その名声を毀損させる目的をもって出願したもの。
- (4) その他、日本国内又は外国で広く知られている商標と同一又は類似の商標を信義則に反する不正の目的で出願したもの。

2. 本号に関する具体的運用

(1) 「不正の目的」の認定

「不正の目的」の認定にあたっては、商標審査基準第3十七、[第4条第1項第19号](#)の3.(1)参照。

- (2) ただし、「不正の目的」の有無の認定は内心の事項であり、審査官が直接窺い知ることは困難であることから、外部に現れた客観的事項から判断する必要があるが、その場合には、上記(1)の資料がなくても、次の各要件を満たす場合には、そのような商標登録出願に係る商標は、偶然に周知、著名な商標と一致したものは認め難いことから、「不正の目的」をもって使用をするものと推認し、本号を適用することとする。

[日本国内において周知、著名な商標の場合]

- ① その商標が、商品又は役務の分野に拘わらず、その商標登録出願以前より、全国的に著名若しくは特定の地域において極めて周知な商標であることが認められること。
- ② その周知、著名商標が造語よりなるものであるか又は構成上顕著な特徴を有するものである場合であって、その商標と同一又は極めて類似するものであること。

[外国においてのみ周知な商標の場合]

- ① 一以上の外国において周知な商標と同一又は極めて類似するものであること。
- ② その周知商標が造語よりなるものであるか、又は、構成上顕著な特徴を有するものであること。

なお、その周知商標が使用されている国の政府等から、その商標登録出願について国際信義に反するものである旨等、何らかの関心が表明されている場合には、その内容等について十分勘案すべきものとする。

(注) 以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

- [「第4条第1項第19号\(他人の周知商標と同一又は類似で不正の目的をもって使用する商標\)」の審査基準](#)

42. 400. 01

先願に係る他人の登録商標の例外に関する審査の具体的な取扱い

第4条第4項（以下「本項」という。）は、第4条第1項第11号の例外規定であって、本項が適用された場合、近似した商標が併存登録されることになる。ところで、商標権は、更新によって半永久的に権利を継続させることが可能である点に鑑みると、「混同を生ずるおそれがない」に該当するためには、査定時を基準として、査定時現在のみならず、将来にわたっても混同を生ずるおそれがないと判断できることを要する。そこで、「混同を生ずるおそれがない」の判断における具体的運用については以下のとおりとする。

1. 査定時現在における混同を生ずるおそれについて

(1) 商標の使用態様その他取引の実情について

商標審査基準第3十九、第4条第4項（以下「本基準」という。）の4.(3)の考慮事由中「⑧ 商標の使用態様その他取引の実情」については、出願人が明らかにした引用商標及び出願商標（以下「両商標」という。）の現在における使用態様その他取引の実情を考慮する。査定時現在において使用態様等について当事者の合意がある場合は、当該合意内容を考慮する。

なお、現在における具体的な使用態様等は審査官による職権調査によっても把握できるものがあるため、職権調査で得た事情も合わせて判断する。

(2) 引用商標又は出願商標が不使用・未使用の場合

本項では、両商標の実際の使用における具体的な事情を考慮して混同のおそれの有無を審査するところ、査定時において両商標が使用されていない場合又は両商標のうち一方が使用されていない場合であっても、本項の適用を妨げるものではない。職権調査によって、現在使用されていない事実が判明した場合も同様とする。その場合においては、当該使用されていない事実に基づき判断するものとし、少なくとも一方の商標が現実に使用されていないのであれば、査定時現在における混同を生ずるおそれを否定する要素として考慮する。

2. 将来の混同を生ずるおそれについて

(1) 将来にわたって変動しないと認められる事情

将来の混同のおそれを否定する方向に考慮することができる事情は、両商標に関する具体的な事情のうち、将来にわたって変動しないと認められる事情であるため、本基準4.(3)の考慮事由の判断においては、出願人が明らかにした

事項及び審査官による職権調査によって得ることができた事情が将来にわたって変動しないと認められる事情であるか否かを判断する。

(2) 当事者間における合意の期間

基本的に両商標の登録が存続している間は、混同を生ずるおそれがないことが維持される必要があるため、1年や2年といった短期間の合意である場合は、原則として将来にわたって混同を生ずるおそれがないとはいえないものとする。また、そのような短期間の合意である場合、上記の合意内容を更新することが可能であるとしても、その保証がないため同様とする。もっとも、引用商標の存続期間が更新されず、その商標権が消滅することが明らかである場合は、その消滅の時点までの合意が存在していれば、混同を生ずるおそれを否定する方向に考慮することができる。

なお、期間の定めがない合意については、任意の解約権が留保されている等、将来にわたって変動しないと認められる事情であることに疑義がある場合でない限り、両商標の登録が存続している間は、当該合意が存続していくものと推認する。

(3) 将来にわたって変動しないことが証拠から認められる場合

本基準4.(4)②「両商標に関する具体的な事情が、提出された証拠等により、将来にわたって変動しないと認められる合理的な理由がある場合」とは、例えば、両商標とも長年にわたって特定の商品のみで使用されてきた事実がある、当事者の業務の性質からして領域の異なる事業に進出する可能性がない等の事情が存在することによって、現在において混同が生じておらず、かつ、当該具体的な事情が変動する可能性が低いため、混同が生じていない状態が将来にわたっても継続するであろうことが客観的な事実から確認できる場合をいう。

(4) 現在の使用態様と将来における使用態様が異なる場合

混同を生ずるおそれがないと判断できる現在の両商標の使用態様と、合意された将来における使用態様が一致している必要はなく、これらが異なる場合であっても、将来における使用態様の内容から将来にわたって混同を生ずるおそれがないと判断できる場合には本項を適用することができる。

なお、査定時現在において両商標又は一方の商標が現実に使用されていない場合は、予定されている使用態様等に基づいて将来の混同を生ずるおそれを判断するものとする。また、査定時現在において両商標とも使用されている場合であっても、少なくとも一方の商標について、指定商品等に属する商品等のうち、将来にわたって使用する商品を限定する合意をしている等の事情がある場合には、使用しないこととされている商品等については将来の混同を生ずるおそれを否定する要素として考慮する。

(5) 主張方法について

両商標に関する具体的な事情を将来にわたって変更しない合意及び両商標に関する具体的な事情が、提出された証拠等により、将来にわたって変動しないと認められる合理的な理由を組み合わせることで主張することも可能である。また、出願人は本基準4.(3)の考慮事由のすべてを主張立証することを要せず、混同のおそれを否定するために必要な範囲で主張立証することで足りる。

3. 「混同を生ずるおそれがない」の判断における具体的運用

(1) 「商標の使用態様その他取引の実情」の考慮事項について

本基準の4.(3)の「⑧ 商標の使用態様その他取引の実情」において考慮する事項のうち、一般的に、需要者が直接目にする商標や商標が使用される商品等に関する事項(a.～c.)の方が、商標・商品等と直接関わらない事項(d.～g.)よりも「混同を生ずるおそれ」の有無に関する判断において与える影響が大きいと考えられる。

なお、考慮事項に関する合意が存在する場合であっても、合意事項の多寡ではなく、当該商標や使用する商品等の特性を踏まえて、各事項の混同を防止する程度を考慮した上で判断する。

(例)

- ・ 自他商品役務の識別力が比較的弱い商標（例：普通名称を当該名称が指し示す商品以外の商品に使用する場合）については、ハウスマーク等の付記をすることの合意により、混同を生ずるおそれが低下しやすい
- ・ 広範な商品に使用されている商標（例：ハウスマーク）については、使用する商品を限定しても混同を生ずるおそれが低下する程度は小さい
- ・ 需要者が一般消費者であるような商品（例：文房具）については、その需要者が通常有する注意力が高いとは言い難いことから、商標の構成上の類似性が高いと混同を生ずるおそれが高い
- ・ 小規模事業主が販売する商品（例：手作り菓子）については、販売地域を限定することにより販売地域のすみ分けがなされることで混同を生ずるおそれが低下しやすい

(2) 同一商標・同一指定商品役務の処理

本基準4.(3)なお書き「同一の指定商品又は指定役務」は、出願商標の指定商品又は指定役務のうち、引用商標の指定商品又は指定役務と同一の表示のものを指す（概念的に含まれているものを除く。）。

(3) 引用商標に専用使用権又は通常使用権が設定されている場合

本項が適用されるためには、引用商標権者だけでなく、専用使用権者又は通常使用権者（以下「専用使用権者等」という。）との間においても混同を生ずるおそれがないことを要する。そのため、専用使用権又は通常使用権が設定されているにもかかわらず、引用商標権者に関する引用商標の使用態様や合意等

に関する資料のみが提出された場合、専用使用権者等との関係においても混同を生ずるおそれがないことの追加資料等の提出を求めることとする。

なお、査定時現在において、専用使用権又は通常使用権が設定されていることによって、引用商標権者が使用していない場合であっても、当該専用使用権又は通常使用権設定契約がいつ終了するかわからないことから、引用商標権者との間において将来の混同を生ずるおそれがないことを要する。

(4) 出願人と引用商標権者が一定の関係（例えば、親子会社、兄弟会社等、いわゆるグループ会社関係）にある場合

引用商標権者と出願人が例えば、親子会社、兄弟会社等、いわゆるグループ会社関係に客観的にある場合、本項の適用に限って、第4条第1項第11号における他人の登録商標に係る商標権者又は専用使用権者等と経済的又は組織的に何等かの関係がある者の業務に係る商品等であると誤認し、その商品等の需要者が商品等の出所について混同するおそれは原則として生じないと判断する。他方で、その他人の登録商標に係る商標権者又は専用使用権者等の業務に係る商品等であると誤認し、その商品等の需要者が商品等の出所について混同するおそれについては、いわゆるグループ会社関係であることをもって解消するとはいえない。もっとも、いわゆるグループ会社であるという一定の関係にあることで、商標の使用態様その他取引の実情として考慮できる事情が存在する場合（例えば、グループ会社であることを商標に付記して使用することを合意している等の事情）があるため、そのような事情を踏まえて、混同を生ずるおそれがないかを判断する。

なお、第4条第1項第11号に該当しない旨の主張と、本項に該当する旨の主張をあわせてすることも可能であることから、出願人と引用商標権者に支配関係が認められ、商標審査基準第3十、第4条第1項第11号の13. 出願人と引用商標権者に支配関係がある場合の取扱いに該当する場合は、当該取扱いによって第4条第1項第11号に該当しない判断をすることができるものとする。

4. 使用しないことが明らかな指定商品等の補正

出願人が提出した資料によって、出願人が指定商品等のうちの一部の商品等にしか使用の意思を有していないことが明らかとなった場合は、指定商品等をその使用商品等に限定する補正を促すこととする。

(注) 以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

○ [「第4条第4項（先願に係る他人の登録商標の例外）」の審査基準](#)

42. 400. 02

商標法第4条第4項の主張に関する資料の取扱い

1. 他人の承諾を得ていることが確認できる資料（承諾書）

第4条第4項の主張に関して提出される承諾書には、（1）引用商標権者であることを特定する記載、及び、（2）出願人が当該商標登録出願について商標登録を受けることを承諾する旨の記載、を行うものとする。

なお、必ずしも承諾書という名称の書類である必要はないが、上記（1）及び（2）が確認できることを要する。

（1）引用商標権者であることを特定する記載について

引用商標権者であることを特定するため、承諾書には、引用商標権者の氏名又は名称、住所又は居所及び引用商標の登録番号の記載を必要とする。

引用商標権者であることの確認は、承諾書に記載された氏名又は名称及び住所又は居所を引用商標の登録原簿と照合することにより行う。意見書等の記載によっても引用商標権者であることが特定できない場合には、出願人に対して通知書を送付する等により確認をする。

（2）出願人が当該商標登録出願について商標登録を受けることを承諾する旨の記載について

商標登録出願の番号、指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分を記載した上で、当該商標登録出願について、出願人が商標登録を受けることを承諾する旨を記載する。

なお、商標登録出願の指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分は、少なくとも第4条第1項第11号の判断において引用商標の指定商品又は指定役務と同一又は類似の関係とされた、指定商品又は指定役務の全てについて記載されなければならない。

2. 「混同を生ずるおそれがない」ことを明らかにする資料

出願人は、「混同を生ずるおそれがない」ことを明らかにするため、例えば、以下の資料を提出することができる。

なお、引用商標に専用使用権又は通常使用権が設定されている場合に本項が適用されるためには、引用商標権者だけでなく、専用使用権者又は通常使用権者との間においても混同を生ずるおそれがないことを要するため、「引用商標権者」及び「専用使用権者又は通常使用権者」を合わせて、以下「引用商標権者等」という。

(1) 査定時現在における「混同を生ずるおそれがない」ことに関する資料

商標審査基準第39、第4条第4項（以下「本基準」という。）の4.(3)の「⑧ 商標の使用態様その他取引の実情」において考慮する事項について、出願人は、引用商標及び出願商標（以下「両商標」という。）の現在における使用態様その他取引の実情を明らかにすることが必要である。また、査定時現在において使用態様等の合意がある場合は、当該合意内容を証拠として提出することができる。合意に関する書類は、以下の(2)(ア)と同様とする。

(2) 将来における「混同を生ずるおそれがない」ことに関する資料

(ア) 当事者間における合意に関する書類

①記載内容

当事者によって取り交わされた両商標に関する具体的な事情に関する記載がされていることが必要であり、出願人及び引用商標権者等の合意が存在することが確認できることを要する。具体的な合意内容をすべて記載せずに要約して提出することも可能であるが、当該要約された記載によって「混同を生ずるおそれがない」と判断できない場合があることに留意する必要がある。

②書類形式

出願人及び引用商標権者等によって合意された内容が記載された合意書又は契約書（その要約書類を含む）といった形式が想定されるが、必ずしも両者の署名・押印がされた形式である必要はなく、有効且つ適切な合意が存在することが確認できる資料（例えば、合意内容を確認する引用商標権者からのレター形式の書面及びその内容に相違がないことを記載した出願人からの意見書や、当事者間で合意をしたこと及びその概要を明らかにしているプレスリリースのリンクを記載した出願人からの意見書）を求めることとする。

(イ) 将来にわたって変動しないことを証明する資料

現在において混同が生じておらず、かつ、当該具体的事情が変動する可能性が低いことが客観的事実により認められる場合、混同が生じていない状態が将来にわたっても継続するであろうことが推認できる。具体的事情が変動する可能性が低いことは、出願人、引用商標権者等の業務内容に関する資料（公表されている企業パンフレット等）、商標の使用期間、使用地域等に係る両商標の使用態様に関する資料（宣伝広告、新聞記事・雑誌等）、今後の事業計画に関する資料（公表されている企業のプレスリリース等）、現に混同が生じていないことに関する資料（取引者・需要者を対象としたアンケート調査等）等によって証明されることが考えられる。

(3) 意見書

意見書の提出は必須ではないが、意見書において、両商標に関する具体的な

事情（両商標の類似性の程度、商標の使用態様その他取引の実情等）に関する記載があること、また、提出された証拠資料に関する説明の記載があること等によって、混同を生ずるおそれがないことの具体的な説明がなされている場合（例えば、両商標や商品又は役務の市場の特徴等を踏まえ、両商標の使用態様等を変更しないことの重要性と、それを勘案した合意がされていることに関する説明がなされているもの）は考慮する。

（４）提出された資料では「混同を生ずるおそれがない」とは判断できない場合
上記資料の提出があったものの、合意内容に不明確な点がある等によって「混同を生ずるおそれがない」とは判断できない場合には、出願人に対して明確にすべき内容や追加すべき事項等を通知し、追加資料の提出を求めることとする。合意の要約書類では具体的な記載がないことから判断できない場合には、要約されていない合意書又は契約書等の提出を求める場合がある。

3. 提出様式

上記1. 及び2.（1）、（2）に係る資料を1通の書類に統合した形式によって提出することができる。もっとも、これらの資料を別々に提出することを妨げるものではない。

なお、提出する書類は、合意書等の原本である必要はなく、写しの提出でも問題ないが、原本の存在やその真正性に疑義が生じた場合は、原本の提出を求めることがある。

4. 他人の承諾を得ていることが確認できる資料及び合意に関する書類のひな形

以下参照

他人の承諾を得ていることが確認できる資料
(承諾書の例)

<p>承諾書</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>住所又は居所 氏名又は名称等 (法人にあつては代表者等の役職・氏名)</p> <p>私、登録第×××号の権利者である「〇〇」は、「△△(出願人の氏名又は名称)」が、下記の商標登録出願について、商標登録を受けることを承諾いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 商標登録出願の番号</p> <p>2. 指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分</p> <p>第●類</p> <p>第▲類</p>

合意に関する書類の例（合意内容を要約しない場合）

（記載例）

甲（引用商標権者）及び乙（出願人）は、甲の承諾を得て、乙が別紙1記載の商標（以下「出願商標」という。）を登録出願するに際し、出願商標を使用する商品又は役務と、商標登録番号第〇〇〇号の商標（以下「引用商標」という。）に係る甲（専用使用権者又は通常使用権者を含む。以下同じ。）の業務に係る商品又は役務との間で、商標法第4条第4項における「混同を生ずるおそれ」が生じないように、以下のとおり合意する。

- (1) 甲は、乙が出願商標について、商標登録を受けることを承諾する。
- (2) 甲は、別紙2記載の社名を付さずに引用商標を使用せず、乙は、別紙3記載のハウスマークを付さずに出願商標を使用しないものとする。
- (3) 甲は、引用商標を指定商品第9類「コンピュータソフトウェア」のうち医療用コンピュータソフトウェアにのみ使用し、乙は、出願商標を指定商品のみを使用するものとする。
- (4)…

令和 年 月 日

甲（引用商標権者）
〇〇株式会社
代表取締役*〇〇

乙（出願人）
株式会社××
代表取締役〇〇

※上記は記載例であり、代表取締役に限られない。

別紙1

1. 出願商標
 2. 指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分
- 第●類
第▲類

合意に関する書類の例（合意内容を要約した場合）

（記載例）

甲（引用商標権者）及び乙（出願人）は、甲の承諾を得て、乙が別紙1記載の商標（以下「出願商標」という。）を登録出願するに際し、出願商標を使用する商品又は役務と、商標登録番号第〇〇〇号の商標（以下「引用商標」という。）に係る甲（専用使用権者又は通常使用権者を含む。以下同じ。）の業務に係る商品又は役務との間で、商標法第4条第4項における「混同を生ずるおそれ」が生じないように、以下のとおり合意する。

- (1) 甲は、乙が出願商標について、商標登録を受けることを承諾する。
- (2) 甲は、甲の社名を付さずに引用商標を使用せず、乙は、特定のハウスマークを付さずに出願商標を使用しないものとする。
- (3) 甲は、引用商標を指定商品のうち特定の商品にのみ使用し、乙は、出願商標を指定商品にのみ使用することで、甲及び乙は、出願商標と引用商標を同一商品に使用することはないものとする。
- (4)…

令和 年 月 日

甲（引用商標権者）
 〇〇株式会社
 代表取締役〇〇

乙（出願人）
 株式会社××
 代表取締役〇〇

別紙1

1. 出願商標

2. 指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分

第●類

第▲類

※「混同を生ずるおそれがない」と判断するにあたり必要な合意の内容は、両商標の類似性の程度等、具体的事情によって異なるため、当事者間の合意内容を要約した書類を提出する場合、必ずしも例に示す内容を記載すれば足りるというものではなく、より具体的な合意内容を記載した書類の提出を求める場合がある。

(注) 以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

- [「第4条第4項（先願に係る他人の登録商標の例外）」の審査基準](#)

44. 01

商標法第8条第5項に規定するくじの取扱い

商第8条第5項に規定するくじについては、以下の要領によって事務を処理する。

1. (1) くじを行う日時及び場所を決め、くじを行う日から2週間以前にくじ実施に関する通知書を同日出願に係る商標登録出願人に送付する。
(2) 前項に掲げるくじの実施に関する事項及びくじが公開して実施されることについては、くじを行う日から2週間以前に庁内に掲示する。
2. (1) くじは、商標課長が実施する。ただし、事情により商標課長が実施できない場合には、上席審査長が代わって実施することができる。
(2) くじを実施する際には、立会人2人以上の出席を要する。
(3) くじの実施に係る商標登録出願人は立会人となることができる。ただし、くじの実施に係る商標登録出願人の全部又は一部が出席しないときであっても、くじの実施者は他の者を立会人に指名してくじを実施することを妨げない。
(4) くじは公開して実施しなければならない。
3. くじは、くじ引き器によって行う。
4. くじが終了し、一の商標登録出願人を決定できたときは、その結果を記載した調書1通を作成し、決定に係る商標登録出願人の出願書類に添付する。この場合において他の出願については調書の謄本を作成し、これをその出願書類に添付する。
5. この規程に掲げるもののほか、くじに関する事務は、審査業務部商標課において処理する。

[参考] 商第8条第2項及び第5項に該当する旨の拒絶理由通知と商第8条第4項に基づく協議命令を同時に行うこととした経緯

- (1) これまでの手続では、同日に互いに同一又は類似関係にある他人の商標出願が競合したときは、まず、競合する出願の出願人による協議を行うため特許庁長官名によって協議をすべき旨を命じ、協議の結果、定めたいの出願人に係る出願については登録査定をし、他の出願人に係る出願に対しては、商第8条第2項の拒絶理由を通知していた。

しかし、協議が成立しなかったとき又は協議命令で指定した期間内に協議結果の届出がなかったときは、特許庁長官が行うくじを開催するための通知を行い、くじを実施し、そのくじによって定めたいの出願人に係る出願については登録査定をし、他の出願人に係る出願については商

第8条第5項の拒絶理由を通知していた。

平成11年改正商標法施行令第2条では、拒絶理由の通知ができる期間を原則として出願から1年6月としていることから、これまでの手続によっては、その期間内に商第8条第2項又は第5項の拒絶理由の通知を行うことは困難である。

そこで、これまでの手続を改め、同日出願において、他人の出願と競合したときは、

- ① まず、競合した出願に係る出願人による協議によって定めた一の出願人になっていないことを理由とする商第8条第2項の拒絶理由（同時に商第8条第4項に基づく協議命令を通知）

及び

- ② 協議によって定めた一の出願人になっていない場合又は協議命令で指定した期間内に協議の結果を届け出なかった場合に、特許庁長官が行うくじが実施され、それによって定めた一の出願人となっていないときには、商第8条第5項に該当し登録を受けることができない旨の拒絶理由

を同時に通知することとする。

なお、拒絶理由通知には、拒絶理由の内容及び拒絶するときの条件を明確に記載し、誤解を生じない文章にする必要がある。

この場合において、商第8条第5項の拒絶理由通知については条件付きのものとなるが、この拒絶理由通知には拒絶する場合の条件が明確に記載されていること、またこの様な拒絶理由を通知するとしても出願人に不利益になるものとも考えられない。

- (2) 商第8条第4項の規定に基づく協議命令に対し、その協議が成立した旨の文書が提出されたときは、その協議によって定められた一の出願人に係る出願について登録査定をし、その出願が登録された後、競合する他の出願人に係る出願は先に通知した商第8条第2項の拒絶理由をもって拒絶査定を行うこととする。

また、協議不成立である旨の書面が提出された場合又は指定期間内に協議が成立した旨の書面の提出がされない場合は、従来と同様、特許庁長官が行うくじを実施するための手続きを行うこととする（協議が成立又は不成立である旨の書面は様式を参照）。

- (3) 国際商標登録出願についても、国内の商標登録出願と適用条文、拒絶理由を通知することができる期間が同じであることから、国内の商標登録出願と同様に、商第8条第2項及び第5項に該当する旨の拒絶理由通知と商第8条第4項に基づく協議命令を同時に行うこととする（拒絶理由と協議命令を内容とする暫定的拒絶の通報を行う。）。

*協議の対象者に在外者を含む場合には、協議指示書及び拒絶理由通知書の指定期間を「3ヶ月以内」と変更する。

(注) 以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

○ [「第8条（先願）」の審査基準](#)

様式（平成12年1月1日以後の出願）

<p>【書類名】 協議の結果届 (【整理番号】) (【提出日】 令和 年 月 日) 【あて先】 特許庁長官 殿 【事件の表示】 ※【出願番号】 商願 ー (国際登録第 号) 【商標登録出願人】 (【識別番号】) 【住所又は居所】 【氏名又は名称】 (【代表者】) 【代理人】 (【識別番号】) 【住所又は居所】 【氏名又は名称】 【協議命令の日付】 【協議の相手】 (【識別番号】) 【住所又は居所】 【氏名又は名称】 【出願番号】 商願 ー (国際登録第 号) 【協議の結果】 【提出物件の目録】 【物件名】 協議が成立したことを証する書面 1</p>
--

※「【出願番号】」には、「商願〇〇〇〇ー〇〇〇〇〇〇〇」、「国際登録第〇〇〇〇〇〇〇号」又は「〇〇〇〇年〇〇月〇〇日に事後指定が記録された国際登録第〇〇〇〇〇〇〇号」のように出願の番号を記載する。

協議が成立したことを証する書面の文例

協 議 証 書	
令和 年 月 日	
協議に係る商標登録出願の番号及び商標登録出願人	
(1) 商標登録出願の番号※	
商願 ー	
(国際登録第	号)
商標登録出願人	
住所 (居所)	
氏名 (名称)	
(代表者)	
(2) 商標登録出願の番号	
商願 ー	
(国際登録第	号)
商標登録出願人	
住所 (居所)	
氏名 (名称)	
(代表者)	
上記出願人の中で商標法第8条第2項に基づく協議を行ったところ、下記の出願人がその商標について商標登録を受けることができる者と決定した。	
記	
協議により定めた一の商標登録出願の番号及び商標登録出願人	
商願 ー	
(国際登録第	号)
商標登録出願人	
住所 (居所)	
氏名 (名称)	

※「【出願番号】」には、「商願〇〇〇〇ー〇〇〇〇〇〇〇」、「国際登録第〇〇〇〇〇〇〇号」又は「〇〇〇〇年〇〇月〇〇日に事後指定が記録された国際登録第〇〇〇〇〇〇〇号」のように出願の番号を記載する。

44. 02

複雑な競合関係にある商標法第8条第5項に係る「くじ」の実施方法について（審査事例）

【審査事例1】下表の5出願についてそれぞれ協議命令を通知したところ、競合関係を解消できず、いずれの出願人からも協議結果の届出が提出されなかったため、次のような方法で第8条第5項に係る「くじ」を実施した。

出願番号	A X-100158	B X-101238	C X-183699	D X-194659	E X-207135
商標	㊄とつきよ	●JPO●	JPO/☆	㊄jpo	あ JPO
指定役務	42P01 42P02 42Q01～03 42V02 42V03	42P01 42Q01, 42V02 42V03 42X11	42P02	42Q01 42V02 42V03	42P01 42P02 42X11
協議命令の相手	D	D E	E	A B	B C

※AとBは同一出願人。商標は、AとDは図形部分で類似、B、C、D、Eが文字部分で類似と判断されたもの

〔くじの実施方法〕

5件まとめて1回のくじにより相対的な順位を決定した上で、競合する出願間における一の商標登録出願人を順次決定する。

【理由】

(1) それぞれの協議命令の相手とのくじ（つぎの①～⑤）を実施しても、いわゆる「すくみあい」が生じる場合があり、5件全体として相対的順位を決定する必要がある。

①AD

②BDE

例：③のくじの結果Cが1位、⑤のくじの結果Eが1位

③CE

となった場合、CとEは「すくみあい」状態

④DAB

⑤EBC

(2) 1回のくじにより整理する利点

- ・「すくみあい」が生じない
- ・処理の迅速性
- ・事務処理、出願人の出頭等に係る負担軽減

(3) 公平性

「競合相手のみとのくじ」と競合相手外の者が参加する「1回のくじ」を比較した場合、競合相手の出願との関係で第一順位になる確率は同じであることから、「1回のくじ」による場合でも特定の者の出願が有利若しくは不利となることはない。

モデルケース

A B Cの3件について、A B間、B C間に競合関係がある場合において、Aが競合する相手(=B)との関係で第一順位になる確率を比較してみる。

- ・ A Bの2者でくじをした場合
くじの結果は ① A B
② B A 順の2とおりにあるから、Aが第一順位になるのは①の場合であって、その確率は1/2。
- ・ A B Cの3者でくじをした場合
くじの結果は ① A B C
② A C B
③ B A C
④ B C A
⑤ C A B
⑥ C B A 順の6とおりにあるから、AがBに対して第一順位になるのは①②⑤の場合であって、その確率は3/6すなわち1/2となる。

【審査事例2】下表の4出願についてそれぞれ協議命令を通知したところ、一部協議が成立したが、競合関係を解消できず、次のような方法で第8条第5項に係る「くじ」を実施した。

出願番号	A O-194836	B O-202127	C O-215122	D O-216730
商標	JPO	●JPO●	JPO/☆	ジェーピー オー
指定役務	36A01 36B01 36C01 36D01 36F01 36H01	36C01	36A01 36B01 36C01	36A01 36B01 36C01 36D01

※A B間で協議成立 (Aは36C01を削除)

〔くじの実施方法〕

A B C Dをまとめて1回のくじを実施し、相対的に第一順位から第四順位を決定。くじの結果、Dが第一順位となり登録されその他のものは拒絶された。

「すくみあいの生じるケースにおけるくじの実施通知書に添付される書面のひな形」

くじの実施にあたって

平成 年 月 日

特許庁審査業務部商標課

平成 年 月 日に実施予定のくじにつきましては、商標法第8条第4項の規定により出願人に協議を命じ、いずれの出願人からも協議の結果の届出がなかった下記の商標登録出願について実施します。これらの出願は、競合関係が錯綜していることから、それぞれの協議の相手間で「くじ」を実施した場合、一の商標登録出願人を決定できなくなる可能性があります。そこで、競合関係にある全ての出願について1回の「くじ」により、全体の順位を決定し、その上で競合する出願間における一の商標登録出願人の順番を決定することとします。

なお、この方法でも、競合する相手との関係で第一順位になる確率は同じです。（別紙「モデルケース」参照）

記

【例】

- | | | |
|---------|---|------------|
| ①：商願200 | — | 競合する出願→②、③ |
| ②：商願200 | — | 競合する出願→ |
| ③：商願200 | — | 競合する出願→ |
| ④：商願200 | — | 競合する出願→ |

(別紙)

モデルケース

【3件の出願について、AB間、BC間に競合関係がある場合（ACは競合しない）】

- A：通知した競合する出願→B
 B：通知した競合する出願→A、C
 C：通知した競合する出願→B

出願人がくじの結果競合間において第一順位になる確率

(1) ABの2者でくじをした場合、くじの結果は

- ① 第1位—A、第2位—B
 ② 第1位—B、第2位—A

の2とおりですから、Aが第一順位になるのは①の場合であって、その確率は1/2となります。

(2) ABCの3者でくじをした場合、くじの結果は

- ① 第1位—A、第2位—B、第3位—C
 ② " —A、 " —C、 " —B
 ③ " —B、 " —A、 " —C
 ④ " —B、 " —C、 " —A
 ⑤ " —C、 " —A、 " —B
 ⑥ " —C、 " —B、 " —A

の6とおりですから、Aが競合相手であるBに対して第一順位になるのは①②⑤の場合であって、その確率は3/6すなわち1/2となります。

よって、くじの結果、競合する相手との関係において第一順位になる確率は、競合しない者が何人くじに加わっても同じとなります。

(注) 以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

- [「第8条（先願）」の審査基準](#)

45. 71

商標法第68条の10で規定する国際商標登録出願の出願時の特例についての取扱い

1. 第68条の10に規定する出願時の特例については、同条に“国際商標登録出願に係る国際登録に基づく登録商標がその商標登録前の国内登録に基づく登録商標と同一であり、・・・”としていることから、当該国際商標登録出願については、その査定時において有効に存続している国内登録出願に基づいて登録（国内登録）されたものであって、以下の要件を全て満たす場合にその指定商品又は指定役務が重複している範囲について国内登録における出願の日（遡及日）にされたものとみなされる。

- ① 国際商標登録出願と国内登録に係る指定商品又は指定役務が重複していること
- ② 国際商標登録出願と国内登録に係る商標が同一であること
- ③ 国際商標登録出願の出願人と国内登録の商標権者が同一人であること

2. 国際商標登録出願における出願人の名称及び住所はラテン文字によって表示されているのに対し、国内登録における商標権者は、外国人の場合、商標登録原簿にその名称及び住所が音訳され片仮名文字によって登録されていることから、名称及び住所が同一であるか否かの認定に当たっては、商標審査便覧42. 111. 01「出願人（申請人）の同一認定に関する取扱い」等を参考にすることとする。

例 区切り記号の有無等による相違があっても同一住所と認められる場合

例1 「R、C、A Corporation」
「アール シー エー コーポレーション」

例2 「…10036the State of New York New York…」
「…ニューヨーク州ニューヨーク…」

3. 国際商標登録出願の出願時の特例は、国内登録の指定商品又は指定役務が重複している範囲について適用されることから、その適用があるか否かは国際商標登録出願に係る指定商品又は指定役務ごとに判断されることとなる。

すなわち、例えば、下記のような場合は、指定商品又は指定役務ごとに遡及する日が異なることとなる。

例 国際商標登録出願の指定商品が「a, b, c」の場合に、国内登録が以下のとおり査定時において有効に存続していたときは、その国際商標登録出願

45. 71

の出願の日は以下のとおり遡及することとなる。

国際商標登録出願の指定商品	国内登録				国際商標登録出願遡及日
	国内登録	商標	指定商品	出願日	
a	I	同一	a	H 3.1.1	国内登録 I の出願日
b	II	同一	b	H 5.1.1	国内登録 II の出願日
c	無し				遡及しない

4. 第68条の10で規定する特例が適用される国際商標登録出願については、第三者にも利害関係が生じることから、その商標登録原簿に、

① 本条の特例が適用される旨

及び

② 該当する国内登録の登録番号

を登録する必要がある、本条の特例が適用される国際商標登録出願を登録査定するときは、その査定書に、上記①及び②を記載することとする。

46. 01

指定商品又は指定役務の審査に関する運用について

願書に記載された指定商品又は指定役務は、具体的に以下の方針に基づいて審査を行うものとする。

- | |
|--|
| <p>1. 願書に記載された指定商品又は指定役務が不明確で、かつ願書に記載された商品及び役務の区分が政令で定める区分に従ったものと判断できないときは、その商標登録出願は、第6条第1項及び第2項の要件を具備しないものとして拒絶理由の通知をするものとする。</p> |
|--|

[説明]

商第6条第1項及び第2項の要件を具備しないものとする理由

商第6条第1項は、「…使用をする…商品又は役務を指定して…」と規定しており、商標登録出願に際しては商標の使用をする商品又は役務を指定することを要件としている。

そして、この場合の「指定」は、願書に記載する商品又は役務が商標とともに商標登録出願及び商標権の範囲を定めるものであることから、その内容及び範囲は明確であることを要するものである。

したがって、指定商品又は指定役務がその内容及び範囲において不明確である場合は、商品又は役務の「指定」に不備があることとなり、その商標登録出願は本項の要件を具備しないこととなる。

さらに、願書に記載された指定商品又は指定役務が不明確である結果、当該指定商品又は指定役務が願書記載の商品及び役務の区分に属するか否かが判断できないような場合もあるが、このような場合も商品又は役務の指定が政令で定める区分に従ったものと認定することができないものであるから、結局、その商標登録出願は、商第6条第2項の要件をも具備しないこととなる（注）。

なお、同一の指定商品・指定役務が重複して複数指定されている場合であっても、実質的に一つの商品・役務が指定されたものと判断できることから、そのような場合には、商第6条の要件を具備するものとして扱う。

（注）運用上の要請

指定商品又は指定役務が不明確で、かつ、商品及び役務の区分が政令で定める区分に従ったものと判断できない場合において、商第6条第1項のみの要件を具備しないものとして拒絶理由を通知すると、後に区分相違が判明した場合には、さらに商第6条第2項の要件を具備しないものとして拒絶理由を通知する必要が生ずることになる。

しかしながら、このような場合において、当初から商第6条第1項及び第2項の両要件を具備しないものとして拒絶理由を通知することとすれば、出願人は指定商品又は指定役務と商品及び役務の区分の両方の補正を同時に行うであろうことが期待できるから、このような運用を行うことは、迅速な審査処理を図る観点からも望ましいものである。

2. 願書に記載された指定商品又は指定役務は不明確であるが、願書に記載された商品及び役務の区分が政令で定める区分に従ったものと判断できるときは、その商標登録出願は、第6条第1項の要件を具備しないものとして拒絶理由の通知をするものとする。

[説明]

例えば、指定商品を「第12類 自動車その他本類に属する商品」と記載した場合、指定商品の表示としてはその内容及び範囲が不明確なため認められないが、この場合、指定商品の範囲は、第12類に属する範囲内の商品が指定されているものとして取り扱っており、商品の「指定」は政令で定める区分に従ったものとして運用がなされている。

したがって、このような場合は、商第6条第1項の要件のみを具備しないものとして拒絶理由の通知をするものとする。

3. 前記1. 又は2. の拒絶理由の通知に対し、出願人が実質的に商品等の説明のみを内容とする意見書又は物件提出書を提出した場合、審査官は当該意見書又は物件提出書を斟酌し、補正案を示すなど適切な指定商品又は指定役務に補正すべきことを指示する（審査官名による手続補正指示）。
出願人が当該手続補正指示に対して何らの対応もしない場合又は的確な補正等を行わない場合は、その商標登録出願は、先の拒絶理由に基づき拒絶するものとする。

[説明]

例えば、願書に記載された指定商品が、これまで市場において流通していな

い新商品等である場合、どのように商品表示を行うか困難な場合が多々あり得る。

このような場合、出願人はその商品の用途、機能、材料等について説明を行うことは可能であろうが、拒絶理由に対応して直ちに的確な商品に補正することは實際上困難な場合が多いと考えられ、補正がなされていないことをもって直ちに出願人の責に帰して拒絶にすることは酷にすぎるとも考えられる。

そこで、出願人が実質的に商品の説明のみを内容とする意見書又は物件提出書を提出し、それによって拒絶の理由が解消するものでないとしても、直ちに当該出願を拒絶することはしないものとする。

このような場合、審査官は当該意見書又は物件提出書に記載された商品に関する説明等を十分に斟酌して、審査官名により補正案を示すなど適切な指定商品に補正すべきことを指示するものとする。

これに対し、出願人が何らの対応をしない場合又は的確な指定商品に補正しない場合には、先の拒絶理由に基づき拒絶するものとする。

なお、審査官は、必要に応じて出願人又は代理人と面接又は電話等により拒絶理由若しくは補正指示等に係る事項の説明若しくはそれらに対する応答について指導・助言を行うとともに、適切な補正書等の提出を促すものとする。

4. 願書に記載された指定商品又は指定役務は明確であるが、願書に記載された商品及び役務の区分が政令で定める区分に従っていないときは、その商標登録出願は、第6条第2項の要件を具備しないものとして拒絶理由の通知をするものとする。

[説明]

願書に記載された指定商品又は指定役務は明確であるが、願書に記載された商品及び役務の区分に誤りがある場合、例えば「第9類 携帯電話機」と指定すべきところを「第20類 携帯電話機」と指定したごとく、商品及び役務の区分が政令（商施令（政令）第2条）で定める区分に従っていないときは、その商標登録出願は、商第6条第2項の要件を具備しないものとして拒絶理由の通知をするものとする。

5.

①願書に記載された指定商品又は指定役務について材質や用途等の記載がない場合に、区分を考慮すれば材質や用途等が特定できるときは、その商標登録出願は、第6条第1項及び第2項の要件を具備すると判断する。

②上記①により、第6条第1項及び第2項の要件を具備する場合に、当該指定

商品又は指定役務を他の区分の指定商品又は指定役務に補正又は分割することは、要旨変更又は原出願には含まれていない商品を分割したケースに当たることから、認められないものとする。

[説明]

- (1) 出願において指定された商品・役務の意義は、国際分類に即して定められた商標法施行令別表の区分に付された名称や当該区分に属するものとされた商品・役務の内容や性質、国際分類を構成する類別表注釈において示された商品・役務についての説明等を参酌して解釈できる。したがって、材質や用途等の記載がない指定商品又は指定役務であっても、区分を考慮すれば材質や用途等が特定できる商品又は役務の表示については、明確な商品又は役務の表示と捉えることは合理的であり、そのような解釈をすることに問題はなないと考えられる¹。

例えば、第6類において「郵便受け」の指定商品が出願された場合に、「金属製郵便受け」は第6類に、「石製郵便受け」は第19類に、「郵便受け（金属製又は石製のものを除く。）」は第20類に属するように、その材質によって区分が異なるが、このような例は、区分を考慮すれば、上記指定商品は「金属製郵便受け」であると特定できる明確な商品の表示であることから、商第6条の要件を具備するものと判断する。

- (2) 区分を考慮すればその範囲が特定できる指定商品及び指定役務の表示については、その特定される範囲を変更若しくは拡大する補正又は分割は、競願者等の第三者に不測の不利益（事前調査をしてもその出願の権利範囲を予測することが困難等）を及ぼすおそれがあること等に照らせば、補正又は分割を認めないことが適当である。

例えば、「第6類 郵便受け」を「第19類 郵便受け」又は「第19類 石製郵便受け」に補正又は分割する等の手続については、要旨変更又は原出願には含まれていない商品を分割したケースに当たることから、認められないものとする。

¹ ニース協定に基づく「商品・サービス国際分類表アルファベット順一覧表」が毎年改訂されることに伴い、各区分に属する商品・役務の内容及び範囲が度々変更されることがある点については留意が必要である。

6. 国際商標登録出願における不明確な指定商品若しくは指定役務又は商品及び役務の区分に関する取扱いについては、以下のとおりとする。

①指定商品又は指定役務の表示が不明確なものと認められるときは、第6条第1項の要件を満たしていないものとして拒絶理由を通知し、当該指定商品又は指定役務を明確な表示に補正させることとする。

ただし、各指定商品又は指定役務の表示によってその商品又は役務の内容及び範囲が明確であれば、指定されている商品又は役務が重複するものであっても、当該出願の指定商品又は指定役務の表示として認めることとする。

②商品及び役務の区分については、指定通報された区分に従うものとし、明確な誤りであると判断されるものは、国際事務局に確認するものとする。

③前記3. の取扱いは、国際商標登録出願の場合についても準用する。

[説明]

(1) 指定商品又は指定役務の表示について、国際分類の類別表、アルファベット順一覧表に掲載されている商品又は役務の名称を含め国際商標登録出願に係る指定商品又は指定役務の表示によってはその内容及び範囲が明確でないものと認められるときは、商第6条第1項の要件を満たしていないものとして拒絶理由を通知することとし、その内容及び範囲が明確となるようその指定商品又は指定役務を補正させることとする（この場合、国際分類のアルファベット順一覧表に掲載されている商品又は役務の表示であっても明確でないものと認められるものとは、当面ニース協定に基づく「商品・サービス国際分類表アルファベット順一覧表 日本語訳（類似群コード付）」の「*」欄において「*」が付されている商品・サービスが該当するものとして運用する。）。

ただし、国際登録において指定されている商品又は役務については、既に国際事務局において分類審査がされていることから、その国際登録で我が国へ通報され国際商標登録出願とみなされたものについては、基本的には、その分類審査を尊重して取り扱うこととし、各指定商品又は指定役務の表示によってその商品又は役務の内容及び範囲が明確であれば指定されている商品又は役務が重複するものであっても、当該出願の指定商品又は指定役務の表示として認めることとする。

(2) 指定商品又は指定役務が商品及び役務の区分に従って記載されているか否かの審査は、既に国際事務局によってなされているので、指定国において再度審査する必要はないものである。たとえ、担当審査官において指定されて

きた区分に対し疑義があっても国際事務局によって特定された区分に従うものとし、明確な誤りであると判断されるもののみ国際事務局に確認するものとする。

(注) 本取扱いのうち、5. については、公表の日以降に、一次審査に着手する出願から適用する。

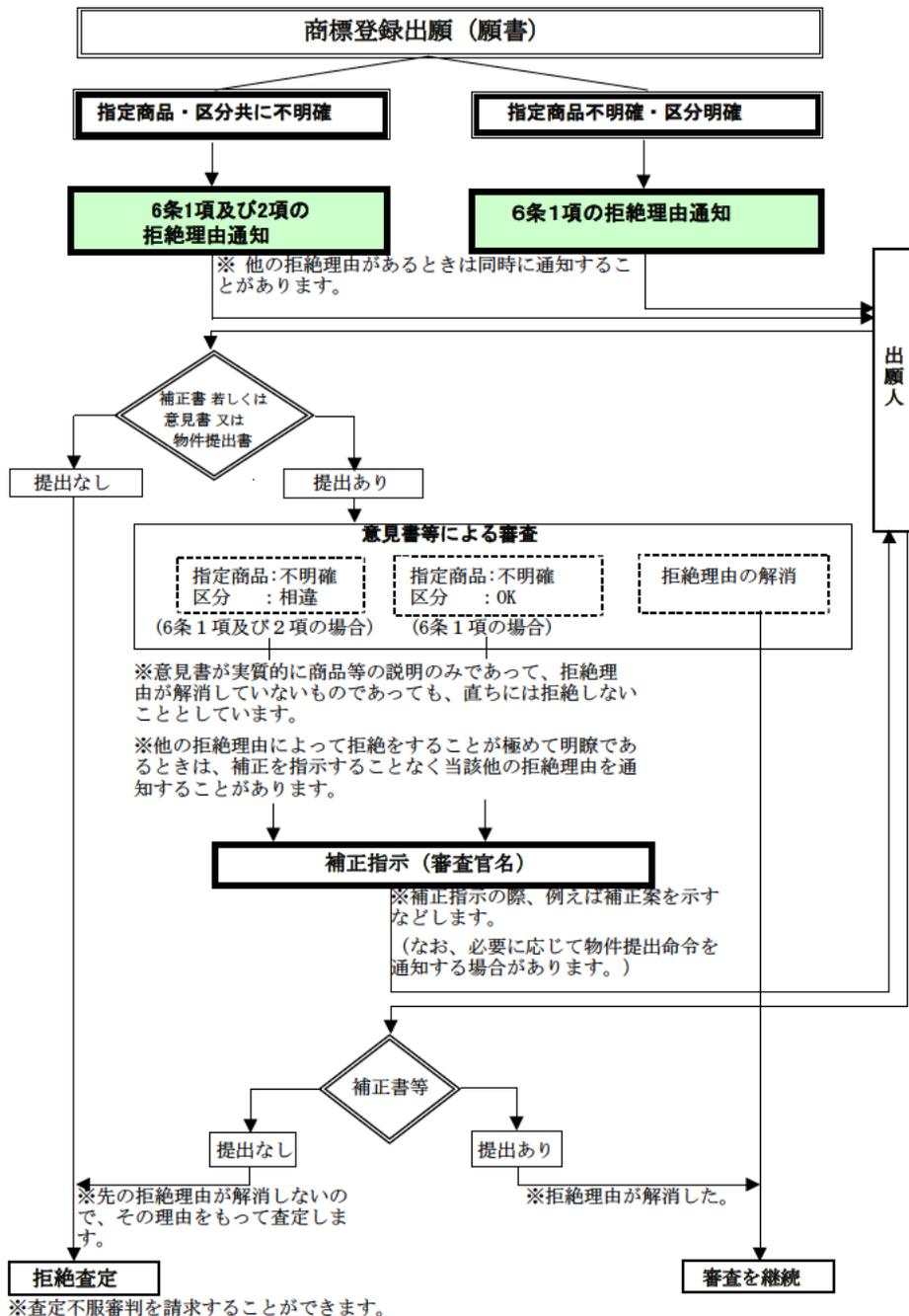
(注) 以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

○ [「第6条（一商標一出願）」の審査基準](#)

(参考)

不明確な指定商品又は指定役務の審査に関する処理フローの概略

(注) 指定商品又は指定役務が「商品及び役務の区分」に従っていない場合(6条2項)は従来通り運用され変更はありません。



46. 02

仮想空間及び非代替性トークン（NFT）に関する 指定商品・指定役務について

仮想空間及び非代替性トークン（NFT）に関する指定商品・指定役務についての取扱いは、以下のとおりとする。

1. 仮想商品及びそれを取り扱う役務について

（1）指定商品又は指定役務として採用可能な表示

ア 商標法上の商品¹を表示する仮想商品

本取扱いにおいて、「仮想商品」とは、「仮想空間²上で商品等の形状を表示するためのデジタルデータ」をいう。「仮想商品」の一例として、「仮想被服」が挙げられるが、これは、「仮想空間上で被服の形状を表示するためのデジタルデータ」をいう。

しかしながら、指定商品の記載としては、「仮想商品」の文字のみでは、どのような商品等の形状を表すのかが不明確であり、かつ広範である。また「仮想被服」が、「被服」を模したものと考えられるとしても、世間一般に既成語として知られた語ではなく、指定商品の記載としては、やはり不明確である。

そこで、我が国において、上述の「仮想商品」を指定商品として記載する場合には、デジタルデータであることを認識できるように、語頭に「ダウンロード可能な」（downloadable）の文字を付し、第9類「ダウンロード可能な仮想〇〇」（downloadable virtual 〇〇）（注）と記載する。

（注）「〇〇」は、原則として、「類似商品・役務審査基準」に掲載されている商品等、単独で指定商品として採用可能な表示とする。ただし例外として、例えば「コンピュータプログラム」のような無体物は、指定商品の表示としては採用可能であるが、視認不可能なものであって、「商品等の形状を表示する」という仮想商品の定義には馴染まないため、「〇〇」部分に記載することはできない。

以下に、「仮想商品」に関する指定商品、又は、「仮想商品」を取り扱う指定役務として採用可能な表示及び類似群コード³の例を示す。

¹ 「工業所有権法（産業財産権法）逐条解説〔第22版〕商標法 第二条の「字句の解釈」において、「商品」とは「商取引の目的たり得べき物、特に動産をいう。」とされている。

² 仮想空間とは「多数人が参加可能で、参加者がその中で自由に行動できるインターネット上に構築される仮想の三次元空間」をいう。出典：令和2年度コンテンツ海外展開促進事業（仮想空間の今後の可能性と諸課題に関する調査分析事業）4頁

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/contents/downloadfiles/report/kasou-houkoku.pdf

³ 区分・表示・類似群コードは、今後、国際分類表の変更等に伴い変更される可能性がある（以降同じ）。

- ・ 第9類「ダウンロード可能な仮想被服」(downloadable virtual clothing) (ニース表示⁴) 11C01 24E02 26D01
- ・ 第35類「オンラインによるダウンロード可能な仮想被服の小売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」(online retail services for downloadable virtual clothing) (ニース表示) 11C01 24E02 26D01 35K08 35K15 35K99
- ・ 第41類「仮想空間で被服を表示するためのオンラインによる画像の提供」(providing online images for displaying clothing in virtual environments) 41E02
- ・ 第42類「仮想空間で被服を表示するためのコンピュータプログラムの提供」(providing computer programs on data networks for displaying clothing in virtual environments) 42X11

イ その他

仮想空間上で使用される「アバター」(インターネット上の仮想空間で、チャットや散歩を楽しむなど、ユーザーの分身として動きさまざまな経験をするオリジナルのキャラクター⁵)は、第9類「ダウンロード可能なアバター」(downloadable avatars)と記載する。なお、「ダウンロード可能な仮想アバター」(downloadable virtual avatars)の記載も採用可能である。

(2) 指定商品又は指定役務として不明確な表示

ア 「○○」部分が不明確な場合

「仮想商品」を指定商品として記載する場合、上記(1)のとおり、第9類「ダウンロード可能な仮想○○」(downloadable virtual ○○)と記載するが、当該記載中、「○○」が単独で指定商品として採用できないものの場合、指定商品として不明確な表示と取り扱う。

以下に、「○○」が単独で指定商品、又は、「仮想商品」を取り扱う指定役務として不明確である表示の例を示す。

- ・ 第9類「ダウンロード可能な仮想商品」(downloadable virtual goods) (補足) 上記(1)アに記載のとおり、「仮想商品」の文字のみでは、どのような商品等の形状を表すのかが不明確である。
- ・ 第35類「ダウンロード可能な仮想商品の小売の業務において行われる顧

⁴ 「ニース表示」とは「商品・サービス国際分類表 アルファベット順一覧表」に掲載されている表示をいう。

⁵ 「コンサイスカタカナ語辞典 第4版」(株式会社三省堂)

客に対する便益の提供」(retail services for downloadable virtual goods)

- ・ 第 35 類「ダウンロード可能な仮想飲食料品の小売の業務において行われる顧客に対する便益の提供 (retail services for downloadable virtual foods and beverages)

(補足)「飲食料品」の文字は、いわゆる小売等役務(衣料品・飲食料品及び生活用品に係る各種商品を一括して取り扱う小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、飲食料品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供)において用いられているが、小売等役務においては、生活用品や飲食料品等をまとめて取り扱う小売業が一般的に存在し、販売体系が確立されている実情が存在するため、指定役務の表示として採用が認められている。

一方、仮想商品に関しては、販売体系等は小売業とは実情を異にすることから、小売等役務を指定する際に用いることができる表示であっても、仮想商品を取り扱う指定役務の表示として採用することは認めず、不明確な表示と取り扱う。

- ・ 第 41 類「仮想空間で商品を表示するためのオンラインによる画像の提供」(providing online images for displaying goods in virtual environments)

(補足)「商品」の文字のみでは、どのような商品等の形状を表すのかが不明確である。以下の例も同様である。

- ・ 第 42 類「仮想空間で商品を表示するためのコンピュータプログラムの提供」(providing computer programs on data networks for displaying goods in virtual environments)

イ 「ダウンロード可能な仮想〇〇」(downloadable virtual 〇〇)と異なる表示の場合

上記(1)のとおり、「仮想商品」を指定商品として表示する場合には、第9類「ダウンロード可能な仮想〇〇」(downloadable virtual 〇〇)と記載するため、例えば、以下のように当該表示と異なるものは、原則、指定商品として不明確な表示と取り扱う。「仮想商品」を小売等役務において記載する場合も同様である。

- ・ 第9類「仮想〇〇」、「ダウンロード可能な仮想の〇〇」、「ダウンロード可能な仮想空間用〇〇」、「ダウンロード可能な仮想空間で再現された〇〇」、「ダウンロード可能な仮想空間における〇〇」等

(「virtual ○○」、「downloadable virtualized ○○」、「downloadable virtual equivalent of ○○」等)

- ・ 第 35 類「仮想○○の小売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」、「ダウンロード可能な仮想○○の小売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」、「ダウンロード可能な仮想空間用○○の小売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」、「ダウンロード可能な仮想空間で再現された○○の小売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」、「ダウンロード可能な仮想空間における○○の小売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」等

(「retail services for virtual ○○」、「retail services for downloadable virtualized ○○」、「retail services for downloadable virtual equivalent of ○○」等)

ウ 第 9 類以外の商品区分で、仮想商品と解釈しうる表示が出願された場合「ダウンロード可能な仮想○○」は、第 9 類の商品であるため、例えば、以下のように、第 9 類以外の商品区分において「ダウンロード可能な仮想○○」の表示、又は、仮想商品と解釈しうる「仮想○○」の表示が記載されている場合は、指定商品として不明確な表示と取り扱う。

- ・ 第 25 類「ダウンロード可能な仮想被服」(downloadable virtual clothing)
- ・ 第 25 類「仮想被服」(virtual clothing)

2. 仮想空間において提供される役務について

(1) 指定役務として採用可能な表示

仮想空間において提供される役務の目的や結果と、現実において提供される役務の目的や結果が同じ場合、原則として、仮想空間において提供される役務は、現実において提供される役務と同じ区分に属し、同じ類似群コードが付与される。

以下に、役務の目的や結果が仮想空間と現実とで変わらず、仮想空間において提供される役務として採用可能な表示及び類似群コードの例を示す。

- ・ 第 35 類「仮想空間における他人のためのプロダクトプレイスメントによるマーケティング」(marketing through product placement for others in virtual environments) (ニース表示) 35A01 35A02 35B01
- ・ 第 35 類「仮想空間における広告業」(advertising for others in virtual environments) 35A01
- ・ 第 36 類「仮想空間で提供されるオンラインによる銀行業務」(online

- banking services rendered in virtual environments) (ニース表示) 36A01
- ・ 第 38 類「仮想空間におけるチャットルーム形式による通信」(providing chatrooms in virtual environments) (ニース表示) 38A01
 - ・ 第 38 類「共同作業のための仮想空間におけるオンラインフォーラム形式による通信」(providing online virtual environment-based forums for work collaboration) 38A01
 - ・ 第 41 類「仮想空間における音楽コンサートの上演」(presentation of music concerts in virtual environments) 41E03
 - ・ 第 41 類「仮想空間における娯楽の提供」(entertainment services provided in virtual environments) (ニース表示) 41E01 41E02 41E03 41E04 41E05 41F01 41F06 41G01 41G02 41G03 41G04 41K01
 - ・ 第 41 類「娯楽のための仮想空間において提供される模擬旅行の実施」(simulated travel services provided in virtual environments for entertainment purposes) (ニース表示) 41F06
 - ・ 第 41 類「娯楽のための仮想空間における模擬レストランの提供」(simulated restaurant services provided in virtual environments for entertainment purposes) (ニース表示) 41K01
 - ・ 第 41 類「仮想空間を通じたオンラインゲームの提供」(online game services provided via virtual environments) 41K01 41Z99
 - ・ 第 41 類「仮想空間を通じたオンラインゲームで利用されるゲーム内専用アイテムの提供」(providing in-game items especially for use in online games provided via virtual environments) 41K01 41Z99
 - ・ 第 42 類「仮想空間のホスティング」(hosting virtual environments) (ニース表示) 42X11
 - ・ 第 42 類「仮想空間における共同作業のためのソフトウェアプラットフォームのホスティング」(hosting software platforms for virtual environment-based work collaboration) (ニース表示) 42X11

(2) 指定役務として不明確な表示

仮想空間において提供される役務の目的や結果と、現実において提供される役務の目的や結果が異なる場合、仮想空間において提供される役務自体を把握することが困難であるため、指定役務として不明確な表示と取り扱う。

以下に、仮想空間と現実とで役務の目的や結果が異なるため、仮想空間において提供される役務に係る指定役務として不明確である表示の例を示す。

- ・ 「仮想空間における企画旅行の実施」

(補足) 第39類「企画旅行の実施」(42A02)は現実異なる場所に移動するが、「仮想空間における企画旅行の実施」は現実の移動を伴わず、役務の目的や結果が異なるといえるため、指定役務として不明確である。

なお、代案として、第41類「娯楽のための仮想空間において提供される模擬旅行の実施」(simulated travel services provided in virtual environments for entertainment purposes) (ニース表示) (41F06)の表示が考えられる。

- ・ 「仮想空間における飲食物の提供」

(補足) 第43類「飲食物の提供」(42B01)は現実の飲食を伴うが、「仮想空間における飲食物の提供」は現実の飲食を伴わず、役務の目的や結果が異なるといえるため、指定役務として不明確である。

なお、代案として、第41類「娯楽のための仮想空間における模擬レストランの提供」(simulated restaurant services provided in virtual environments for entertainment purposes) (ニース表示) (41K01)の表示が考えられる。

(注) 上記代案及び類似群コードは、上記例についてのものであり、仮想空間と現実とで目的や結果が異なる役務が、全てこのような区分・表示・類似群コードで採用可能とは限らないため、留意が必要である。

3. 非代替性トークン (NFT) に関する指定商品・指定役務について

(1) 指定商品又は指定役務として採用可能な表示

「非代替性トークン (NFT)」とは、「偽造・改ざん不能のデジタルデータ」であり、ブロックチェーン上で、デジタルデータに唯一性を付与して真贋性を担保する機能や、取引履歴を追跡できる機能を有する⁶。

また、当該語は、「アート作品など、複製でないことに価値があるものに、それが唯一のデータであることを証明する情報を埋め込んだもの」⁷等の意味合いでも用いられている。

したがって、「非代替性トークン (NFT)」、「非代替性トークン」及び「NFT」は、単独ではその意味合いが特定できず不明確であるが、例えば、以下のような指定商品又は指定役務の表示であれば採用可能である。

なお、「非代替性トークン (NFT)」、「非代替性トークン」及び「NFT」の語は相互に置き換え可能である。

⁶ 経済産業省「デジタル時代の規制・制度のあり方について」第4回 産業構造審議会 経済産業政策新機軸部会 事務局説明資料 (2022年2月)

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/shin_kijiku/pdf/004_05_00.pdf

⁷ デジタル大辞泉「NFT」(小学館 2024年3月19日最終閲覧)

<https://kotobank.jp/word/NFT-2783796>

- 第9類「非代替性トークン（NFT）により認証されたダウンロード可能なデジタル画像ファイル」（downloadable digital image files authenticated by non-fungible tokens [NFTs]）（ニース表示）24E02 26D01
- 第9類「非代替性トークン（NFT）生成用のダウンロード可能なコンピュータソフトウェア用アプリケーション」（downloadable computer software applications for minting non-fungible tokens [NFTs]）（ニース表示）11C01
- 第25類「非代替性トークン（NFT）により認証された現実の被服」（clothing authenticated by non-fungible tokens [NFTs]）（ニース表示）17A01 17A02 17A03 17A04 17A07
- 第35類「非代替性トークン（NFT）により認証されたダウンロード可能なデジタル画像ファイルの小売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」（retail services relating to downloadable digital image files authenticated by non-fungible tokens [NFTs]）（ニース表示）24E02 26D01 35K15 35K99
- 第35類「非代替性トークン（NFT）により認証されたダウンロード可能なデジタル画像ファイルの買い手及び売り手のためのオンライン市場の提供」（provision of an online marketplace for buyers and sellers of downloadable digital image files authenticated by non-fungible tokens [NFTs]）（ニース表示）35B01
- 第35類「非代替性トークン（NFT）により認証されたダウンロード可能なデジタル画像ファイルのオンライン市場への出品事務手続の代行」（listing of downloadable digital image files authenticated by non-fungible tokens [NFTs] in online marketplaces on behalf of others [office functions]）35G03
- 第35類「デジタル画像ファイルの非代替性トークン（NFT）による認証取得のための事務手続の代行」（obtaining authentication by non-fungible tokens [NFTs] for digital image files on behalf of others [office functions]）35G03
- 第35類「非代替性トークン（NFT）により認証されたデジタル画像ファイルの購入の代行」（purchasing of digital image files authenticated by non-fungible tokens [NFTs] on behalf of others）35B01
- 第36類「非代替性トークン（NFT）により認証された暗号資産の管理」（management of cryptocurrency authenticated by non-fungible tokens [NFTs]）36A01
- 第42類「オンラインによるダウンロードが不可能な非代替性トークン（NFT）生成用のコンピュータソフトウェアの提供」（providing online non-

downloadable computer software for minting non-fungible tokens [NFTs]) (ニース表示) 42X11

(2) 指定商品又は指定役務として不明確な表示

「非代替性トークン」や「NFT」は、単独ではその意味合いが特定できないため、指定商品又は指定役務として不明確な表示と取り扱う。

- ・ 「非代替性トークン (NFT)」 (non-fungible tokens [NFTs])
- ・ 「非代替性トークン」 (non-fungible tokens)
- ・ 「NFT」 (NFTs)
- ・ 「非代替性トークン (NFT) の小売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」 (online retail services for non-fungible tokens [NFTs])
- ・ 「非代替性トークン (NFT) の買い手及び売り手のためのオンライン市場の提供」 (provision of an online marketplace for buyers and sellers of non-fungible tokens [NFTs])
- ・ 「オンラインによる非代替性トークン (NFT) の提供」 (providing online non-fungible tokens [NFTs])

4. 適用日

本取扱いは、その公表日（令和6年3月29日）において特許庁に係属している商標登録出願、又は、公表日以降にされた出願であって、指定商品・指定役務中に、仮想空間及び非代替性トークン（NFT）に関する指定商品・指定役務を含む出願に適用する。

47. 101. 01

地域団体商標登録出願に係る主体要件について

1. 共同出願に係る商第7条の2第1項柱書における主体要件について
複数の者が共同して地域団体商標登録出願をする場合、出願人全員が、主体要件を満たしていることが必要である。

2. 地域団体商標の主体要件を満たさない者について
商第7条の2第1項柱書の主体要件を満たさない者は、例えば、次のとおりである。
 - (1) 個人
 - (2) 法人格を有しない組合
民法上の任意組合、商法上の匿名組合、有限責任事業組合（LLP）等
 - (3) 設立根拠法において、加入自由の定め¹のない組合
農事組合法人、鉱工業技術研究組合等
 - (4) その他、主体要件を満たさない法人
一般社団法人、一般財団法人、地方公共団体、株式会社等

¹ 商第7条の2第1項柱書「事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合（法人格を有しないものを除き、当該特別の法律において、正当な理由がないのに、構成員たる資格を有する者の加入を拒み、又はその加入につき現在の構成員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない旨の定めのあるものに限る。）（以下略）」における下線部に該当するもの。

＜参考：地域団体商標の主体要件を満たす組合の例＞

種類	設立根拠法	
	法律名	加入自由の定め
事業協同組合	中小企業等協同組合法	第14条
協同組合連合会		
企業組合		
農業協同組合	農業協同組合法	第19条
農業協同組合連合会		
漁業協同組合	水産業協同組合法	第24条
漁業協同組合連合会		
漁業生産組合		
水産加工業協同組合		
水産加工業協同組合連合会		
森林組合	森林組合法	第35条
生産森林組合		
森林組合連合会		
酒造組合	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律	第10条
酒販組合		
酒造組合連合会		
酒販組合連合会		
酒造組合中央会		
酒販組合中央会		

※作成日以降の法改正等で、加入自由の定めめの条文が変更される場合等がありますので、最新の情報を御確認ください。

3. 「これらに相当する外国の法人」²が提出すべき書類の例（ひな形）
 <出願人が法人格を有することの証明書類>

「出願人が法人であることを公的機関が証明した書面（法人証明書）の例」

Letters Patent

WHEREAS an application has been filed to incorporate a corporation under the name

***** (出願人名)

THEREFORE the minister of *** by virtue of the powers vested in him by the *** Act, constitute the applicants and such persons as may hereafter become members in the corporation hereby created, a body corporate and politic in accordance with the provisions of the said Act. A copy of the said application is attached hereto and forms part hereof.

Date of Letters Patent April 15, 2014

Given under the seal of office of the Minister of *****

Signature***** (証明官)

(注) 以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

○ [「第7条の2（地域団体商標）」の審査基準](#)

² 商第7条の2第1項柱書「事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合（法人格を有しないものを除き、当該特別の法律において、正当な理由がないのに、構成員たる資格を有する者の加入を拒み、又はその加入につき現在の構成員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない旨の定めのあるものに限る。）、商工会、商工会議所若しくは特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人又はこれらに相当する外国の法人（以下略）」における下線部に該当するもの。

47. 101. 03

外国の地名に係る地域団体商標の周知性について

1. 「需要者の間に広く認識されている」について

(1) 外国の地名に係る地域団体商標についても、日本国内での周知性を必要とするが、当該商標を使用した商品は、日本国内における収穫地、生産地という基準での考慮にはなじまず、通常、日本に輸入されて販売されていることから、主たる需要者は大消費地等の大都市に限定されることが多いと考えられる。そこで、周知性を獲得しているかの判断においては、原則として、当該販売地が属する一都道府県における多数の需要者の間に広く認識されていることをもって足りるものとする。

なお、商品の特性から販売地域が大消費地等の大都市以外の特定の地域に限定されるものであれば、その地域が属する一都道府県における多数の需要者の間に広く認識されていることをもって足りるものとする。

(2) 外国の地名に係る地域団体商標が、テレビ放送、新聞、インターネット等のメディアを通じて、大規模に宣伝広告及び販売等が行われている場合は、(1)に加えて、[商標審査基準第7 第7条の2](#) 7. に従って判断するものとする。

(注) 以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

- [「第3条第2項 \(使用による識別性\)」の審査基準](#)
- [「第7条の2 \(地域団体商標\)」の審査基準](#)

47. 101. 04

**商標が地域の名称及び商品（役務）の名称等
の文字のみからなること**

1. 地域の名称

(1) 地域の名称は、地理的名称を広く含むものである。さらに、地域名の愛称や雅称は地域を特定できるものとして一般的に用いられているものであれば、原則として、地域の名称として認めることとする。

(2) 複数の地域の名称を含むもの

例えば、以下の場合、複数の地名をその構成中に含むものであるが、このような場合も「地域の名称」として認める。

① 「武蔵岩槻どじょう」（地域：埼玉県さいたま市岩槻区）

旧国名である「武蔵」の地域内にさいたま市岩槻区は、包含されることから、地域を特定できる。

② 「市川浦安海苔」（地域：千葉県市川市、同浦安市）

隣接する市であり、地域を特定できる。

③ 「川越竹間沢紬」（地域：埼玉県入間郡三芳町竹間沢）

「川越」の文字部分は、江戸時代の川越藩に由来するものであり、「竹間沢」地区は旧藩領にあることから、地域を特定できる。

2. 普通名称

指定商品（役務）との関係で、普通名称であるか否かを判断するものとする。

指定商品（役務）の名称と同一又は、その略称又はその俗称の場合に普通名称と判断するものとする。

例えば、指定商品「さつまいも」について商標「さつまいも」、指定商品「伊予柑」について商標「いよかん」などは、全体として商品の普通名称であり、地域団体商標の登録を受けることはできない（商標法第3条第1項第1号）。

全国各地において同一名称で栽培、生産されているような商品及び全国各地で同一名称で提供されるような役務は、全体で商品（役務）の普通名称と考えられる。

3. 種苗法に基づく品種登録中の品種の名称

種苗法に基づく登録品種の名称は、商標法第4条第1項第14号の規定により登録されない。この場合、種苗法上の育成者権を持つ者と地域団体商標登録出願の出願人が同一であっても登録を受けることはできない。

4. 色彩を付した文字のみで表した商標について

色彩も標章の構成要素（商標法第2条第1項柱書）であるから、文字と色彩の組み合わせからなるものは、地域団体商標として登録されない。

47. 101. 05

**商標中の地域の名称が商品（役務）と密接な
関連性を有することについて**

1. 地域団体商標を構成する地域の名称は、出願人である団体又はその構成員が商標登録出願前から出願に係る商標を使用していた商品（役務）と密接な関連性を有するものでなければならない。

実際に団体や構成員が、出願に係る商標をどのような商品（役務）に使用し、その商品（役務）が商標中の地域の名称とどのような関連性を有しているかについては、出願人からの書類の提出がない限り判断できないことから、書類の提出を求めることにした（商第7条の2第4項）。

なお、共同出願の場合は出願人全員について書類の提出が必要となる。

2. 上記1. の書類の有無についての確認は、方式審査事項である。

3. 上記1. の書類の提出はあるが、その書類によっては、商標中の地域の名称が、商品の産地又は役務の提供地等、商標の使用をしている商品（役務）と密接な関連性が認められないため、商第7条の2第2項にいう「地域の名称」に該当せず、結果として、商標が地域の名称及び商品（役務）の名称等の文字のみからなるものと認められない場合は、商第7条の2第1項の要件を具備しないものとして、拒絶の理由を通知する。

(注) 以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

○ [「第7条の2（地域団体商標）」の審査基準](#)

47. 101. 06

他人の商標との類否判断について

1. 類否判断における地域団体商標の取扱い

登録された地域団体商標は、使用により商標全体が不可分かつ一体なものとして需要者の間に広く認識された結果、商標登録されたという事情を考慮して商標全体を不可分一体であるとして商第4条第1項第11号の判断を行うものとする。

なお、登録された地域団体商標の類否の判断についても、[商標審査基準第3十、第4条第1項第11号](#)1. の考え方を変更するものではなく、最終的には外観、称呼、観念のそれぞれの判断要素を総合的に考察し、他人の後願の商標との類否を決定するものとする。

2. 地域団体商標と同一又は類似の文字部分を含む他人の先後願商標との関係

(1) 他人の先願の商標との関係

地域団体商標の商標登録出願より先に出願された商標で、その地域団体商標と同一又は類似の文字と識別力のある図形又は文字との組み合わせにより登録された商標が存在する場合、原則として、先願の登録商標はその図形等の部分が商標の要部であり、地域団体商標とは類似しないと判断されることから、後願の地域団体商標の商標登録出願には、商第4条第1項第11号を適用しない。

例外として、先願の登録商標中の地域団体商標と同一又は類似の文字部分が周知となっており、権利者の出所を表示するものと認められる場合には、その登録商標と類似するとして、後願の地域団体商標の商標登録出願に商第4条第1項第11号を適用する。

(2) 他人の後願の商標との関係

登録された地域団体商標より後に出願された商標で、その地域団体商標と同一又は類似の文字を含む商標については、地域団体商標が需要者の間で周知となっているとして登録された商標であることから、需要者は、後願の商標の文字部分に着目して記憶し取引に当たることが少なくないものと考えられるため、原則として、後願の商標は地域団体商標と同一又は類似の商標として取り扱うものとする。

具体例

①商第4条第1項第11号を適用する例

(指定商品「東京都産のりんご」) (指定商品「りんご」)

- 地域団体商標「東京りんご」に対し、後願商標「東京リンゴ」
- 地域団体商標「東京りんご」に対し、後願商標「とうきょうりんご」
- 地域団体商標「東京りんご」に対し、後願商標「本場東京りんご」
- 地域団体商標「東京りんご」に対し、後願商標「東京のりんご」
- 地域団体商標「東京りんご」に対し、後願商標「東京産りんご」

地域団体商標「東京りんご」に対し、後願商標「京  」

(指定商品「東京都産のりんご」) (指定商品「東京都産りんご」)
 地域団体商標「東京産りんご」に対し、後願商標「東京リンゴ」

(指定商品「東京都産のビール」) (指定商品「ビール」)

- 地域団体商標「東京ビール」に対し、後願商標「TOKYO BEER」
- 地域団体商標「東京ビール」に対し、後願商標「東京麦酒」
- 地域団体商標「東京ビール」に対し、後願商標「トウキョウビール」
- 地域団体商標「東京ビール」に対し、後願商標「東京
ビール」

地域団体商標「東京ビール」に対し、後願商標「**東京**ビール」

地域団体商標「東京ビール」に対し、後願商標「東京ビール倶楽部」

②商第4条第1項第11号を適用しない例

(指定商品「東京都産のりんご」) (指定商品「みかん」)

地域団体商標「東京りんご」に対し、後願商標「東京みかん」

(指定商品「東京都産のりんご」) (指定商品「りんご」)

地域団体商標「東京りんご」に対し、後願商標「江戸りんご」

(指定商品「東京都産のビール」) (指定商品「ビール」)

地域団体商標「東京ビール」に対し、後願商標「ビール東京」

地域団体商標「東京ビール」に対し、後願商標「東京限定ビール」

(注) 以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

- [「第4条第1項第11号（先願に係る他人の登録商標）」の審査基準](#)
- [「第7条の2（地域団体商標）」の審査基準](#)

47. 101. 07

**「地域の名称」との関係における
指定商品（指定役務）の記載について**

地域団体商標は、その構成上、需要者をして、「その地において生産される商品」であるとか「その場所において提供される役務」等の認識を生じさせやすいことから、その指定商品（指定役務）は地域的な限定が必要と考えられる（商標法第4条第1項第16号）。この地域団体商標の指定商品（指定役務）の地域的な限定は、地域団体商標登録出願に係る商標を使用していた商品（役務）と密接な関連性を有する地域の名称により判断される。

原則的には、商標中の地域の名称との関係で、地域的な限定を付すことになるが、必ずしも地域団体商標中の地域の名称と同一の文字からなる限定を付す必要はない（例えば、旧国名の場合等）。また、商標の構成によっては、適切な地域的な限定が一つとは限らない。

地域的な限定については、審査対象となる地域団体商標の商標法第7条の2第1項の要件を満たしている地域の名称との関係で適切と考えられる範囲内で、商品の品質（役務の質）の誤認を生じさせない程度に限定するものとする（商標法第4条第1項第16号を適用）。

47. 101. 08

他人の周知商標と同一又は類似の商標について

複数の団体が同一又は類似の商標を使用しており、その複数の団体の商標がいずれも周知となっている場合には、需要者に混同を生じさせるおそれがあるため、通常の商標について同様の状態にある場合と同じく、商標法第4条第1項第10号の規定により、地域団体商標の登録を受けることはできない。

ただし、共同出願（名義変更をした場合を含む）したときは、本号の適用はないものとする。

1. 文字の種類が同一であるが、書体が相違している場合

複数の団体が使用をする商標が相違する場合であっても、その相違が外観上同視し得る程度であり、出願商標との同一性があるような場合であれば、類似の商標を使用している複数団体がまとまって共同出願をし（又は、出願の後には共同出願に名義変更をし）、全体として地域団体商標の登録要件を具備したものと判断される場合、これら複数の団体又はその構成員の業務に係る商品（役務）を表示するものとして周知となっているとして、登録が認められる場合もあるものとする。

具体例

商標「東京小豆」を商品「小豆」に甲農業協同組合が使用し、商標「東京小豆」を商品「小豆」に乙農業協同組合が使用して各々が商標法第7条の2第1項の要件を具備する場合には、商標法第4条第1項第10号の適用がされる場所であるが、地域団体商標「東京小豆」で指定商品「小豆」について甲及び乙農業協同組合の共同出願とすることによって、登録が認められる。

2. 文字の種類が相違している場合

複数の団体が使用している商標が、それぞれ漢字とひらがなの場合のように文字の種類が相違する場合は、これらの商標は各々異なることから一地域団体商標登録出願とすることはできず、地域団体商標の登録を受けることはできない。

具体例

商標「東京小豆」を指定商品「小豆」に甲農業協同組合が使用しており、商標「とうきょうあずき」を指定商品「小豆」に乙農業協同組合が使用している場合、各々の地域団体商標が商標法第7条の2第1項の要件を

47. 101. 08

具備していても、需要者に混同を生じさせるおそれがあるため、商標法第4条第1項第10号が双方の地域団体商標登録出願に適用されて登録を受けることができない。

47. 101. 09

他人の業務と出所の混同を生ずるおそれがあるか**どうかの判断について**

登録された地域団体商標は、需要者間に広く知られたものであることにより商標登録されたものであるところ、その周知性により商標又は商品（役務）の同一又は類似の範囲を超えて出所の混同を生ずる場合がある。

特に、地域団体商標制度導入の趣旨は、全国的な周知性を獲得していく段階にある商標を第三者が便乗使用する行為を排除することにあることから、地域団体商標についても、商標法第4条第1項第11号の適用が困難であっても、出所の混同が生ずるおそれがある商標については、商標法第4条第1項第15号の適用を考慮するものとする。

例えば、以下の場合には商標法第4条第1項第15号を適用するものとする。

商品（役務）が非類似で、登録された地域団体商標と同一の文字部分を含む後願商標であって、その指定商品が登録された地域団体商標の指定商品との関係で、原材料とその加工品のような関係にある場合

具体例

- 1) 指定商品「東京都産のみかん」について登録された地域団体商標「東京みかん」、指定商品「みかんジュース」について後願商標が「東京みかん入り」（「東京みかん」の文字部分を含む）の場合
- 2) 指定商品「東京都産のビール」について登録された地域団体商標「東京ビール」、指定役務「飲食物の提供」について後願商標が「東京ビール」の文字部分を含む場合

47. 101. 10

地域団体商標に係る団体の構成員について

地域団体商標に関しては、自己又はその構成員による商標の使用を登録の要件としており（商標法第7条の2）、また、登録後においては、商標権者である組合等の定めるところにより、その構成員が登録商標の使用をする権利を有し（商標法第31条の2第1項）、不使用取消審判等においては通常使用権者とみなされる（商標法第31条の2第3項）。ところで、地域団体商標の出願の中には「全国農業協同組合連合会」（以下「全農」という。）が出願人となっているものもあるところ、全農の構成員は個別の地方自治体にある単位農協であって、単位農協の組合員である農業従事者（農家）は構成員になり得ないのではないか、という指摘がある。

しかし、全農の構成員については、以下の基本的考え方により、地域団体商標の審査においては農業従事者（農家）も構成員として取り扱うこととする。

なお、全農と同様の事情にある団体についても、以下に準じて取り扱うものとする。

（基本的考え方）

1. 地域団体商標は、団体又はその構成員の業務に係る商品又は役務として共通の性質を表示するために団体が構成員に使用をさせる商標である。
2. 全農については、その事業を行うに当たって、直接構成員である単位農協等のみならず、間接構成員である単位農協の組合員も構成員である組合員として扱われる（農業協同組合法第10条）ところ、その間接構成員に関しては「連合会については、その直接の構成員である会員のほか、間接の構成員である会員の組合員である農業者が、事業利用において会員と同じ扱いとなる」とされている（「農林法規解説全集」農林水産省農林法規研究委員会編）。
3. しかも、農業者が構成員として扱われるのは、農業の経営及び技術の向上に関する指導、組合員の事業に必要な物資の供給、農作業の共同化、組合員の生産する物資の運搬・加工・貯蔵又は販売等の事業であるが、これらは、団体の管理の下で団体としての共通の品質を確保して構成員に商標の使用をさせるという地域団体商標の趣旨に密接な関係を有するといえるものであり、これら事業においては、農業者も全農の構成員として扱われているといえる。
4. このため、仮に、全農については、直接構成員である単位農協のみならず、間接構成員である単位農協の組合員である農業者も、全農の構成員として扱うこととする。

(参考1) 農業協同組合法 (抜粋)

第十条 組合は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

- 一 組合員(農業協同組合連合会にあつては、その農業協同組合連合会を直接又は間接に構成する者。次項及び第四項並びに第十一条の三十一第三項及び第五項を除き、以下の節において同じ。)のためにする農業の経営及び技術の向上に関する指導
- 二 組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付け
- 三 組合員の貯金又は定期積金の受入れ
- 四 組合員の事業又は生活に必要な物資の供給
- 五 組合員の事業又は生活に必要な共同利用施設(医療又は老人の福祉に関するものを除く。)の設置
- 六 農作業の共同化その他農業労働の効率の増進に関する施設
- 七 農業の目的に供される土地の造成、改良若しくは管理、農業の目的に供するための土地の売渡し、貸付け若しくは交換又は農業水利施設の設置若しくは管理
- 八 組合員の生産する物資の運搬、加工、貯蔵又は販売
- 九 農村工業に関する施設
- 十 共済に関する施設
- 十一 医療に関する施設
- 十二 老人の福祉に関する施設
- 十三 農村の生活及び文化の改善に関する施設
- 十四 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
- 十五 前各号の事業に附帯する事業

(参考2) 農林法規解説全集 (抜粋)

[農林水産省農林法規研究委員会編：株式会社大成出版]

「従前から、連合会がその会員である農協の組合員に対して行うサービスの提供については、会員農協が行う事業を補完するという位置付けで実施してきたところであり、平成一三年の改正では、経済事業改革の一環として、連合会が生産資材を一括発注し組合員に直接供給するシステムが確立されること等が考えられたことから、連合会については、その直接の構成員である会員のほか、間接の構成員である会員の組合員である農業者が、事業利用において会員と同じ扱いとなることが明確にされたところである。」

47. 101. 11

地域未来投資促進法の適用による

地域団体商標の商標登録出願に係る主体要件について

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律

(地域経済牽引事業計画の承認)

第十三条 促進区域において地域経済牽引事業を行おうとする者は、単独で又は共同して、主務省令で定めるところにより、地域経済牽引事業に関する計画（以下「地域経済牽引事業計画」という。）を作成し、当該促進区域を管轄する都道府県知事（地域経済牽引事業を行おうとする者に地方公共団体を含むときは、主務大臣。以下この項、次条第一項及び第二項、第二十三条第三項から第六項まで並びに第四十一条第一項において同じ。）の承認を申請することができる。この場合において、地域経済牽引事業を行おうとする者が共同して地域経済牽引事業計画を作成したときは、主務省令で定めるところにより、代表者を定め、これをその承認を受けようとする都道府県知事に提出しなければならない。

2 地域経済牽引事業計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 地域経済牽引事業の内容及び実施期間
- 二 地域経済牽引事業に必要な資金の額及びその調達方法
- 三 地域経済牽引事業の実施による経済的効果

3 地域経済牽引事業計画においては、次に掲げる事項を記載することができる。

一～三 (略)

四 地域経済牽引事業の実施に当たって、一般社団法人が第二十三条第一項又は第二項の規定の適用を受ける場合の次に掲げる事項

- イ 当該一般社団法人の名称及び所在地
- ロ 当該一般社団法人の構成員たる資格に関する定款の定め（正当な理由がないのに、構成員たる資格を有する者の加入を拒み、又はその加入につき現在の構成員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならないとするものに限る。）
- ハ 第二十三条第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする商標に係る商品又は役務

五 (略)

4 都道府県知事は、第一項の規定による申請を受けた場合において、その地域経済牽引事業計画が同意基本計画に適合すると認めるときは、その承認をするものとする。

5 (略)

6 都道府県知事は、第四項の規定による承認をしたときは、関係市町村長に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

7 主務大臣は、第一項の規定による申請を受けた場合において、その地域経済牽引事業計画が基本方針に適合するものであって、同意基本計画の達成に資すると認めるときは、その承認をするものとする。

8～9 (略)

10 主務大臣は、第七項の規定による承認をしたときは、関係市町村長及び都道府県知事に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

(商標法の特例)

第二十三条 承認地域経済牽引事業者に一般社団法人(その定款において、正当な理由がないのに、構成員たる資格を有する者の加入を拒み、又はその加入につき現在の構成員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない旨の定めのあるものに限る。)が含まれる場合であって、当該一般社団法人が第十三条第三項第四号ハに掲げる商品又は役務(以下この条において「承認地域経済牽引商品等」という。)に係る地域団体商標の商標登録(商標法(昭和三十四年法律第二百二十七号)第七条の二第一項に規定する地域団体商標の商標登録をいう。以下この条及び次条において同じ。)を受けようとするときは、当該地域団体商標の商標登録について、当該承認地域経済牽引商品等に係る承認地域経済牽引事業計画の実施期間内に限り、当該一般社団法人を同法第七条の二第一項に規定する組合等とみなして、同法の規定を適用する。

2 前項の規定により組合等とみなされた一般社団法人が承認地域経済牽引商品等に係る地域団体商標の商標登録を受けた場合であって、当該承認地域経済牽引商品等に係る承認地域経済牽引事業計画(以下この項において「現行計画」という。)の実施期間内に、当該承認地域経済牽引商品等に係る他の地域経済牽引事業計画(実施期間の開始日が現行計画の実施期間の終了日の翌日以前のものに限る。)について、第十三条第四項又は第七項の規定による承認を受けたときは、当該地域団体商標の商標登録について、現行計画の実施期間の終了日の翌日から当該他の地域経済牽引事業計画の実施期間の終了日までの間に限り、当該一般社団法人を商標法第七条の二第一項に規定する組合等とみなして、同法の規定を適用する。

3～6 (略)

1. 主体要件の判断について

一般社団法人は、商第7条の2第1項に規定する組合等に含まれないが、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(通称:地域未来投資促進法)の特例措置(同法第23条第1項又は第2項)が適用される場

合に限り、前記組合等とみなされて、地域団体商標の登録主体となり得る。

一般社団法人による地域団体商標の商標登録出願があったときは、出願の際に提出された①地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく地域経済牽引事業計画の承認申請書（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十七条に規定する承認地域経済牽引事業に関する省令 様式第1）の写し、及び②地域経済牽引事業計画の承認に係る通知書（当該事業計画が都道府県知事等に承認された旨を証する書面）の写しにおいて、次の(1)から(5)までの事項を確認する。

これらの事項のうち、一つでも確認できない場合は、上記特例措置の適用がないため、商第7条の2の登録要件（主体要件）を満たさないと判断する。

なお、上記①及び②の提出の有無についての確認は、方式審査事項である。

- (1) 都道府県知事等¹に承認された事業計画であること。
- (2) 査定時において、事業計画の実施期間（地域未来投資促進法第23条第1項又は第2項の適用を受け得る実施期間に限る。）内であること。
- (3) 出願人と事業計画に記載された一般社団法人とが同一であること（地域未来投資促進法第13条第3項第4号イ）。
- (4) 事業計画に記載された当該一般社団法人の構成員たる資格に関する定款の定めに加え加入自由の原則（正当な理由がないのに、構成員たる資格を有する者の加入を拒み、又はその加入につき現在の構成員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない旨の定め）が規定されていること（地域未来投資促進法第13条第3項第4号ロ）。
ただし、事業計画に定款の定めが記載されていない場合は、事業計画に添付された定款により上記加入の原則が規定されていること。
- (5) 願書に記載された指定商品又は指定役務と事業計画に記載された商品又は役務とが一致すること（地域未来投資促進法第13条第3項第4号ハ）。
一致するか否かは、願書に記載された指定商品又は指定役務が事業計画に記載された商品又は役務の範囲に実質的に含まれているか否かで判断する。

¹ 地域経済牽引事業を行おうとする者に地方公共団体を含むときは、主務大臣の承認を申請することとなる。（地域未来投資促進法第13条第1項）

(ア) 一致するものとみる場合

- ① 願書に記載された指定商品又は指定役務と事業計画に記載された商品又は役務の内容が一致すると認められる場合

(願書記載の指定商品・役務 — 事業計画記載の商品・役務)

(例) 青森県産リンゴ = 青森県産リンゴ

(例) 弘前市産リンゴ = 青森県弘前市産リンゴ

(例) 青森県の地域で生産されるリンゴ = 青森県産リンゴ

(例) 青森県産の小麦を原材料とするうどん麺, 青森県産の小麦を原材料とするうどんの提供 = 青森県で生産された小麦を使用したうどん麺, 青森県で生産された小麦を使用したうどんの提供

- ② 願書に記載された指定商品又は指定役務が事業計画に記載された商品又は役務に包含されていると認められる場合

(願書記載の指定商品・役務 — 事業計画記載の商品・役務)

(例) 青森県弘前市産リンゴ < 青森県産リンゴ

(例) 青森県青森市及びその周辺地域で生産されるリンゴ < 青森県産リンゴ

(例) 青森県弘前市産リンゴ < 青森県青森市及びその周辺地域で生産されるリンゴ

(例) 青森県青森市及びその近郊で生産されるリンゴ < 青森県産リンゴ

- ③ 願書に記載された指定商品又は指定役務と事業計画に記載された商品又は役務の内容が一致するとは認められなかったが、補正により、上記①又は②に該当するものとなった場合

(願書記載の指定商品・役務 — 事業計画記載の商品・役務)

(例) 青森県産リンゴ > 青森県青森市産リンゴ

⇒ 指定商品を「青森県青森市産リンゴ」に補正(上記①に該当)

⇒ 指定商品を「青森県青森市〇〇産リンゴ」に補正(上記②に該当)

(イ) 一致しないものとみる場合

- ① 願書に記載された指定商品又は指定役務と事業計画に記載された商品又は役務の内容とが一致しないが、要旨の変更となるため補正することができないとき。

(願書記載の指定商品・役務 — 事業計画記載の商品・役務)

(例) 山形県産リンゴ ≠ 青森県産リンゴ

- ⇒ 指定商品を「青森県産リンゴ」に補正不可
- (例) 青森県弘前市産リンゴ ≠ 青森県青森市産リンゴ
- ⇒ 指定商品を「青森県青森市産リンゴ」に補正不可
- (例) 青森県産さくらんぼ ≠ 青森県産リンゴ
- ⇒ 指定商品を「青森県産リンゴ」に補正不可
- (例) 青森県で生産された小麦を使用したうどんの提供(役務) ≠ 青森県で生産された小麦を使用したうどん麺(商品)
- ⇒ 指定役務を「青森県で生産された小麦を使用したうどん麺」(商品)に補正不可

2. 上記以外の要件について

上記以外の要件については、地域団体商標に係る審査基準等の取扱いに従う。

(注) 以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

- [「第7条の2（地域団体商標）」の審査基準](#)

49.01

立体商標の願書への記載について

立体商標について、願書中の商標登録を受けようとする商標を記載する欄（以下「商標記載欄」という。）へ記載した商標（以下「願書に記載した商標」という。）及び商標の詳細な説明についての取扱いは、以下のとおりとする。

1. 商標記載欄に不適当な記載を含む場合について

（1）願書に記載した商標が、需要者において視認できない構造や形状を有する図（断面図等）を用いて記載されている場合は、立体商標が、視覚に訴えるものでなければならないことを踏まえ、そのような記載は立体商標を表示するものとして適当でなく、商第3条第1項柱書の要件を満たさないものと判断する。

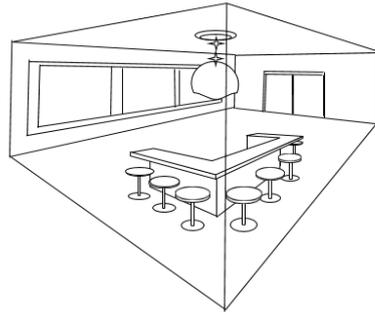
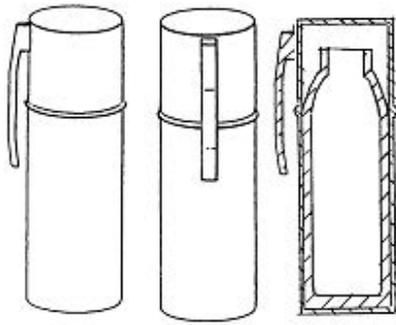
このような場合において、願書に記載した商標中の付記的部分でない立体商標の変更や削除等は、原則として要旨の変更であることから認められない。

立体商標が二以上の図又は写真で表示されており、その中に需要者において視認できない構造や形状を有する図（断面図等）を含む場合についても、上記と同様とする。もっとも、この場合に断面図等を削除する補正については、出願時における立体商標の構成と同一性が保たれる限り、その立体商標の形状を変更することにはならないことから、認められる（国際商標登録出願については、商標の補正をすることができない。）。ただし、この場合は、補正（削除）後の商標の全体（異なる二以上の図又は写真によって商標を記載する場合は、補正後の全ての図又は写真）¹を記載することが必要である。

なお、その断面図等を外観を表示する図に補正することは、出願時において記載されていない形状を追加することとなり、要旨の変更となることから、認められない。

[具体例] 商第3条第1項柱書の要件を満たさないと判断される例

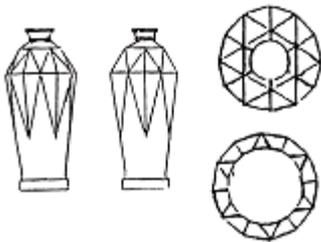
¹ 「商標法施行規則様式第15の2備考10」参照



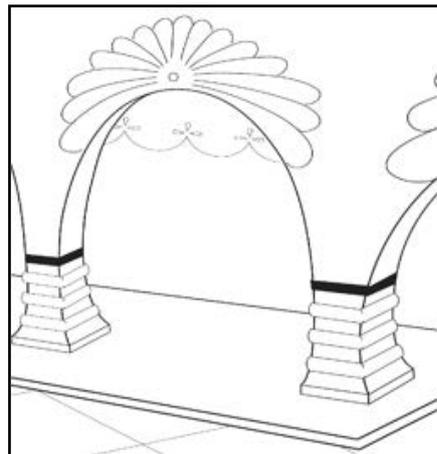
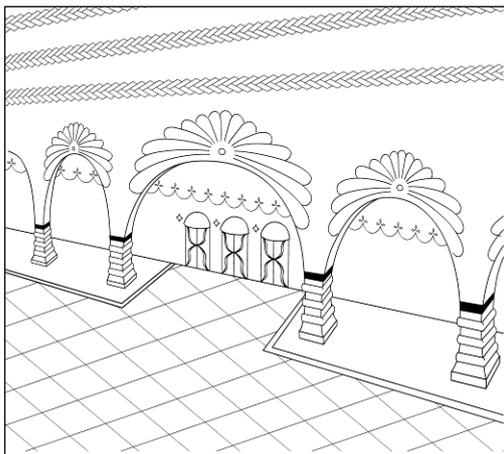
※需要者において視認できない構造や形状を有する図の例

(2) 立体商標の構成を表す複数の図又は写真の縮尺が相違する場合、一つの立体商標を表示するものとして適当ではなく、商第3条第1項柱書の要件を満たさないものとする。

[具体例] 商第3条第1項柱書の要件を満たさないと判断される例



※縮尺が相違する例



※縮尺が相違する例（施設の内装を一部拡大した図を含む例）

上記のように各図の縮尺が相違する場合において、願書に記載した商標中の付記的部分でない立体商標の変更や削除等は、原則として要旨の変更であるこ

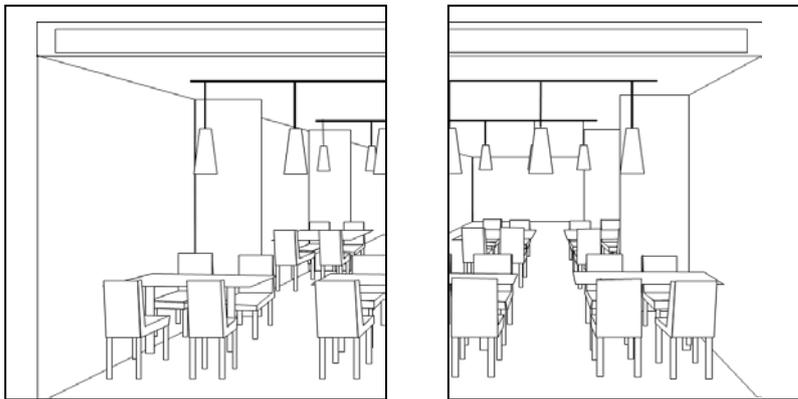
とから認められない。

もっとも、出願時における立体商標の形状と相似形を保つ範囲において、同一縮尺の写真又は図に訂正された場合には、その立体商標の形状を変更することにはならないことから、そのような補正は認められる（国際商標登録出願については、商標の補正をすることができない。）。

ただし、縮尺を拡大することにより、例えば、出願時において認識することのできなかつた立体的形状に付された文字、図形、記号又は装飾等が認められることとなるような補正は、新たな構成部分の追加となり、要旨変更に該当することから認められない。

(3) 一つの立体商標を構成する立体的形状を分割し、二以上の図又は写真で記載している場合は、各図の表す立体的形状が合致しないことから、商第3条第1項柱書の要件を満たさないものとする。

[具体例] 商第3条第1項柱書の要件を満たさないと判断される例



※店舗の内装の立体的形状を二図に分割して表示した例

(4) 立体商標が立体的形状のみからなり、図又は写真が不鮮明であるため、形状の全体が明確に特定し得ない場合については、商第3条第1項柱書の要件を満たさないものとする。

ただし、立体商標が立体的形状のみからなり、写真が不鮮明であるが、概ねその全体の形状については特定し得るものである場合には、商第3条第1項柱書の要件を満たすものとする。この場合、立体的形状の全体を明確に特定し得るような鮮明な写真に補正することは、出願時における立体商標の構成と同一性が保たれる限りにおいて認められる（国際商標登録出願については、商標の補正をすることができない。）。なお、この場合には、補正後の商標の全体（異なる二以上の図又は写真によって商標を記載する場合は、補正後の全ての図又は写真）を記載することが必要である。

立体商標が、立体的形状に文字、図形、記号、又は装飾等(以下「文字等」

という。)が付されている場合に、立体的形状は鮮明に記載されているものの、文字等の構成、態様が明確に把握し得ない程小さく表示されていたり、容易には判読し得ない程に不鮮明な表示からなるときは、その写真を鮮明なものに補正することにより、文字等の構成、態様を明らかにすることは、新たな構成部分を追加することとなり、要旨変更該当するため、認められない。

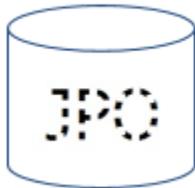
なお、立体的形状に付された文字等の部分が不鮮明な場合には、文字等は判読不可能なものとして、識別力の有無、及び類否判断の際の審査対象とはしない。

2. 立体商標が複数の線の種類等で記載されている場合について

商標記載欄の記載が、商標に係る標章を実線で描き、その他の部分を破線で描くこと等（以下「実線・破線等の描き分け」という。）で構成されており、当該破線等が商標を構成しない部分を表しているのか、模様等商標を構成する部分を表しているのか明らかでない場合の取扱いについて。

商標記載欄の記載が実線・破線等で構成されているが、その破線部分が商標を構成しない部分として描かれたのか、模様のように商標を構成する一部分として描かれたのか、願書に記載した商標及び商標の詳細な説明の記載（商標の詳細な説明がある場合）から判断できない場合には、商第3条第1項柱書の要件を満たさないものとする。

[具体例] 商第3条第1項柱書の要件を満たさないと判断される例



※上記の図について、破線が商標を構成する一部分である場合には、商第3条第1項柱書の要件を満たすため、商標の詳細な説明において、例えば、次のような記載をすることが考えられる。

（上記の図：商標の詳細な説明の記載例）

商標登録を受けようとする商標は、立体商標であり、円柱形に破線で示した「JPO」の文字を付した立体的形状からなる。

3. 立体商標の端が切れている場合等について

願書に記載した商標（実線・破線等の描き分けがある場合には商標を構成する実線等の部分）の端が、商標記載欄の枠により切れている場合の取扱いについて。

（１）願書に記載した商標の端が商標記載欄の枠により切れている場合、その立体的形状の全体の輪郭が明確に示されないことから、立体商標としての構成及び態様を具体的に特定し得ない。そのため、商品の形状や、店舗、事務所、事業所、施設（以下「店舗等」という。）の外観の形状のように、立体商標を構成する立体的形状の全体の輪郭を商標記載欄に表示することが可能であるにもかかわらず、その全体を表示していない場合には、商第3条第1項柱書の要件を満たさないものとする。

〔具体例〕 商第3条第1項柱書の要件を満たさないと判断される例



※商品の形状からなる立体商標について、立体的形状を表す記載の一端が商標記載欄の枠により切れており、立体商標としての構成及び態様が特定できない例

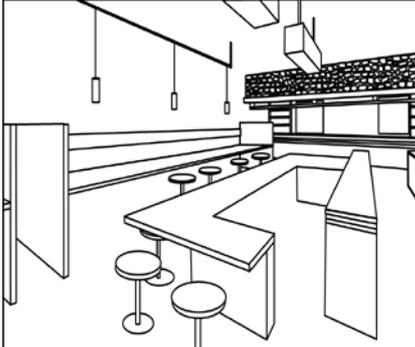
もっとも、内装のように立体的形状の内部の構成を表示した立体商標については、その商標を表示しようとする時、天井、壁、床等の立体的形状の端が切れることがやむを得ない場合があり、このような構成及び態様の範囲で出所識別標識として機能することも否定できない。

そこで、内装のように立体的形状の内部の構成を表示した立体商標であって、商標記載欄の枠により立体商標の端が切れることがやむを得ない場合は、商標記載欄に記載された範囲で立体商標としての構成及び態様が特定されていると判断する。この場合には、商標の詳細な説明において、立体的形状の内部の構成を表示した立体商標である旨を明らかにするものとし、①商標の詳細な説明の記載がない場合、又は②商標の詳細な説明の記載から、立体的形状の内部の構成を表示した立体商標であることが明らかでない場合には、商第3条第1項

柱書の要件を満たさないものとする。②の場合には、商第5条第5項の要件も満たさないものとする。

〔具体例〕 商第3条第1項柱書及び商第5条第5項の要件を満たさないと判断される例

【商標登録を受けようとする商標】



【立体商標】

【商標の詳細な説明】

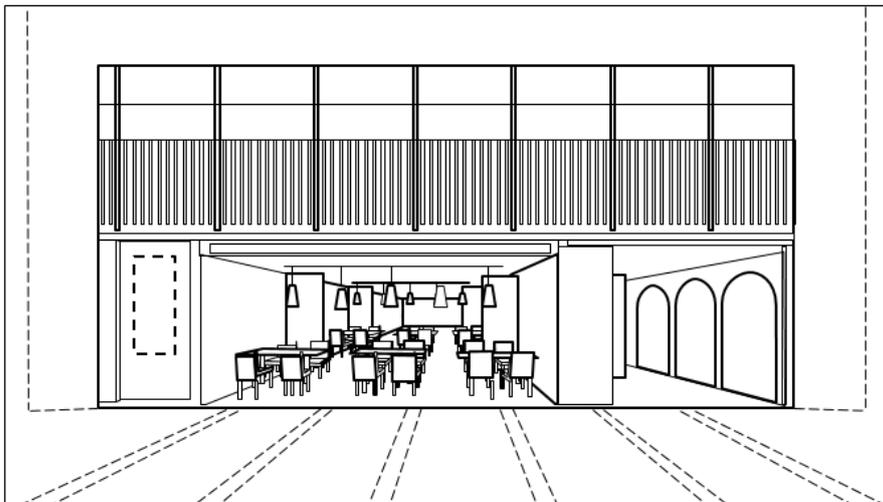
商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、立体商標であり、コの字型のカウンター及び椅子を含む立体的形状からなる。

(略)

※立体商標の端が商標記載欄の枠により切れているが、商標の詳細な説明の記載から、立体的形状の内部の構成を表示した立体商標であることが明らかと認められない例(上記②の例)

(2) 商標を構成しない部分(破線等)の端が商標記載欄の枠で切れているが、商標を構成する部分(実線等)の端が商標記載欄の枠で切れていない場合は、商第3条第1項柱書の要件を満たすものとする。

〔具体例〕 商第3条第1項柱書の要件を満たすと判断される例



※商標を構成する部分(実線等)の端が切れていない例

4. 立体商標における「商標の詳細な説明」の記載について

立体商標において、商標の詳細な説明の記載が必要となる場合（商第5条第4項、商施規（省令）第4条の8第2項第3号「商標を特定するために必要がある場合」）とその取扱いについて。

（1）例えば、以下のような場合には、商標登録を受けようとする商標を特定するために商標の詳細な説明の記載が必要となる。

- ・商標記載欄において、実線・破線等の描き分けがある場合。
- ・店舗等の内装の形状からなる立体商標について、その立体商標の端が、商標記載欄の枠により切れている場合。

（2）商標記載欄に実線・破線等の描き分けがある場合、願書に記載した商標のみでは、描き分けられた線等の意味が明らかでなく、商標の構成及び態様を明確に特定することができない。そこで、実線・破線等の描き分けがある場合には、描き分けた線等につき、その内容を商標の詳細な説明に記載することとし、①商標の詳細な説明の記載がない場合、又は②商標記載欄に記載した商標の記載及び商標の詳細な説明の記載から立体商標の構成及び態様を特定できない場合は、商第3条第1項柱書の要件を満たさないものとする。②の場合には、商第5条第5項の要件も満たさないものとする。

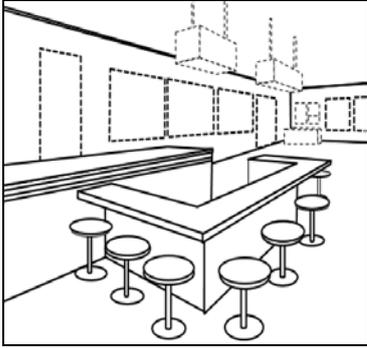
（3）内装のように立体的形状の内部の構成を表示した立体商標に係る商標の詳細な説明の記載については、3.（1）参照。

立体商標を構成する標章と、商標の詳細な説明に記載された標章の説明が一致しない場合の取扱いについて。

（4）願書に記載した商標と商標の詳細な説明に記載されている標章が一致しない場合（願書に記載した商標に記載されていない標章が、商標の詳細な説明に記載されている場合を含む。）は、商第5条第5項の要件を満たさないものとする。

〔具体例〕 商第5条第5項の要件を満たさないと判断される例

【商標登録を受けようとする商標】



【立体商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、店舗の内部の構成を表示した立体商標であり、内部が食器棚からなるコの字型のカウンター、椅子、カウンターに接して設置された酒や料理等の提供台及び2つのランプシェードを含む店舗の内装の立体的形状からなる。

なお、破線は、店舗の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。
(略)

※商標記載欄に記載されていない「内部が食器棚からなる」コの字型のカウンターと破線で記載された「2つのランプシェード」は、いずれも商標を構成する要素ではなく、願書に記載した商標と商標の詳細な説明が一致しない例

(5) 立体商標が立体的形状のみからなり、図又は写真が不鮮明であるため、形状の全体が明確に特定し得ない場合には、商標の詳細な説明において、当該標章についての具体的な記載がなされても、その説明が願書に記載した商標と一致しているとは認められないため、商第3条第1項柱書の要件に加えて、商第5条第5項の要件も満たさないものとする。

5. 複数の立体的形状からなる立体商標と一商標一出願の審査について (商第6条第1項)

立体的形状に「複数の立体的形状からなるものを含む」ことが商標審査基準において明確化されたところ(商標審査基準第1 二、第3条第1項柱書6.(1))、複数の立体的形状からなる立体商標について、どのような場合に、商第6条第1項に反するかが問題となる。

文字商標や平面商標については、それが複数の離れた文字や図形から構成されていたとしても、それが一つの図又は写真で記載されている場合には、商第6条第1項違反とはしていない。

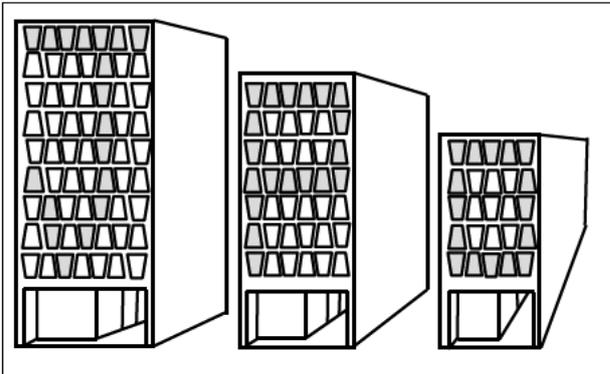
立体商標が一つの図又は写真で記載されている場合についても、一商標一出願

について、文字商標や平面商標と異なる考え方を採用すべき理由は見いだせないことから、同様に判断することとする。すなわち、複数の立体的形状が一つの図又は写真で記載されている以上、原則として、これを一つの立体商標として判断し、商第6条第1項違反とはしない。

また、複数の立体的形状から構成される立体商標が、一つの図又は写真で記載されている場合であっても、それらが指定商品等の形状として想定し得ず、かつ、商品等の広告としての使用も当然に想定し得ない場合には、商第3条第1項柱書の要件を満たさないと判断する旨の拒絶理由を通知する（詳細は、商標審査基準第1二、第3条第1項柱書6.(7)を参照）。

〔具体例〕 商第6条第1項に反しないものと判断される例

以下は、商第6条第1項に反しないものの例であり、商第3条第1項柱書に該当するかどうかを判断したものではない。

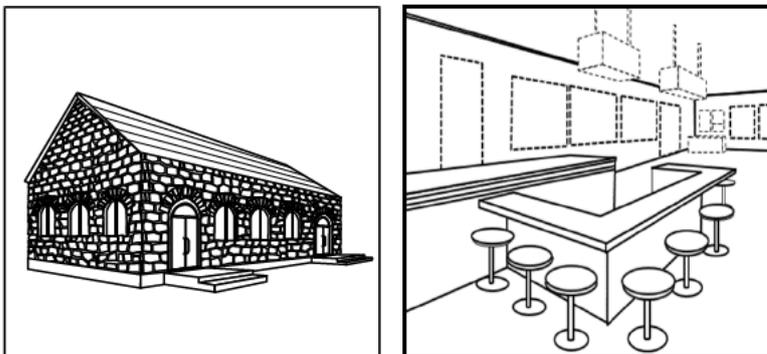


※三つの立体的形状からなる立体商標を一図で記載した例

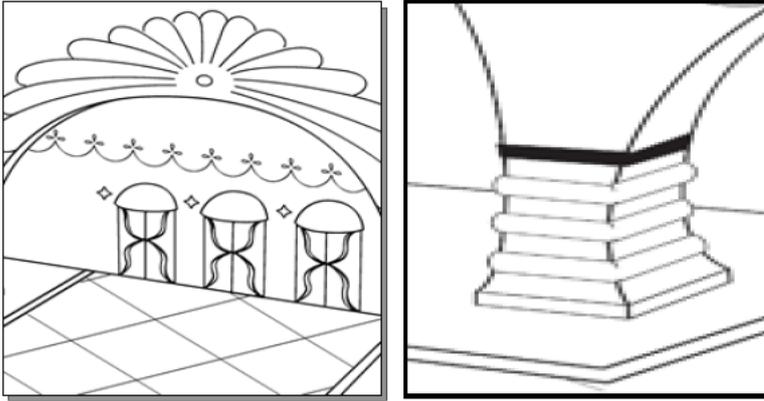
立体商標が二以上の図又は写真で記載されている場合であって、それらが二以上の異なる立体商標を表したものであることが明らかな場合には、複数の商標を出願したと認められることから、商第6条第1項に反するものと判断する。

〔具体例〕 商第6条第1項に反するものと判断される例

以下は、商第6条第1項に反するものの例であり、商第3条第1項柱書に該当するかどうかを判断したものではない。

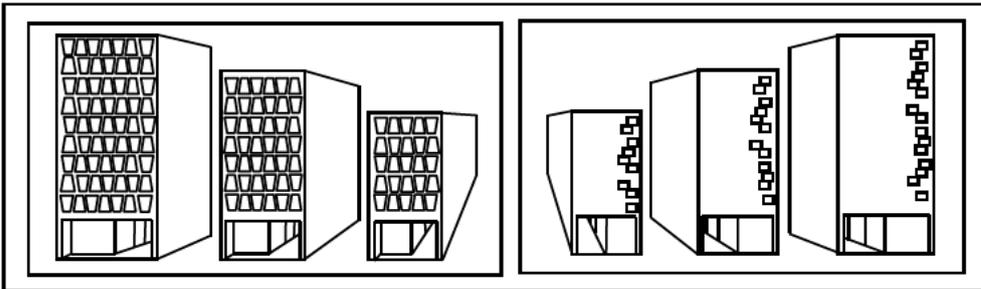


※店舗の外観と内装を別図として出願した例



※関連性のない内装を別図として出願した例

複数の立体的形状からなる立体商標を、二以上の方向から表示することは、許容される（ただし、各図が表す立体的形状が合致することが必要となる。）。



※同じ外観の立体的形状を異なる角度から表したものと認識される例

(注) 以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

- [「第3条第1項柱書」の審査基準](#)
- [「第5条」の審査基準](#)
- [「第6条（一商標一出願）」の審査基準](#)
- [「第16条の2及び第17条の2（補正の却下）」の審査基準](#)

49.02

立体商標の識別力に関する審査の具体的な取扱いについて

立体商標の識別力に関する審査の具体的な取扱いについては以下のとおりとする。

1. 商品（商品の包装を含む。）、役務の提供の用に供する物等の形状からなる立体商標について（商第3条第1項第3号及び同第6号）

商標が、指定商品又は指定役務の提供の用に供する物（以下「商品等」という。）の形状そのものの範囲を出ないと認識されるにすぎない形状のみからなる立体商標である場合には、識別力を有しないものとする（商第3条第1項第3号）。「商品等の形状そのものの範囲を出ないと認識されるにすぎない」か否かに関する審査は、以下の基本的な考え方に基づき実施する。

店舗、事務所、事業所及び施設（以下「店舗等」という。）の形状（内装の形状を含む。以下同じ。）からなる立体商標についても、当該商標を構成する立体的形状が商第3条第1項第3号の要件に該当し得る場合¹には、上記同様に判断する。

店舗等の形状からなる立体商標が、商第3条第1項第3号に該当しない場合についても、当該商標が店舗等の形状にすぎないと認識される場合には、商第3条第1項第6号に基づき当該商標は識別力を有しないものとする。この場合、「店舗等の形状にすぎないと認識される」か否かを判断するに当たっては、以下の基本的な考え方（1）及び（2）を準用する。

なお、店舗等の形状からなる立体商標に識別力を有する文字や図形等の標章が付されている場合については、商第3条第1項第3号及び同第6号の場合のいずれについても、基本的な考え方（3）を準用する。

〔基本的な考え方〕

（1）立体的形状が、商品等の機能又は美感に資する目的のために採用されたものと認められる場合は、特段の事情のない限り、商品等の形状そのものの範囲を出ないものと判断する。

（2）立体的形状が、通常の形状より変更され又は装飾が施される等により

¹ 該当する例として、指定役務「建築物の建設」について取引の対象となるビルの外観の立体的形状、指定役務「輸送」について鉄道車両の内装の立体的形状、指定役務「飲食物の提供」についてキッチンカーの立体的形状等が挙げられる。

特徴を有していたとしても、需要者において、機能又は美感上の理由による形状の変更又は装飾等と予測し得る範囲のものであれば、その立体的形状は、商品等の機能又は美感に資する目的のために採用されたものと認められ、特段の事情のない限り、商品等の形状そのものの範囲を出ないものと判断する。

(3) 商品等の形状そのものの範囲を出ない立体的形状に、識別力を有する文字や図形等の標章が付されている場合(浮彫又は透彫により文字や図形等が付されている場合を含む。)は、商標全体としても識別力があるものと判断する。ただし、文字や図形等の標章が商品又は役務の出所を表示する識別標識としての使用態様で用いられているものと認識することができない場合には、商第3条第1項第3号又は同第6号に該当するものと判断する。

〔基本的な考え方の解説〕

(1) 立体的形状が、商品等の機能又は美感に資する目的のために採用されたものと認められる場合は、特段の事情のない限り、商品等の形状そのものの範囲を出ないものと判断する。

〔解説〕

商品等の形状は、多くの場合、機能をより効果的に発揮させたり、美感をより優れたものとしたりするなどの目的で採用されるものであり、自他商品・役務を識別することを目的とするものは少ない（ミニ・マグライト事件（知財高判平成19年6月27日（平18年（行ケ）10555号））参照）。

そこで、商標の立体的形状が、商品等の機能又は美感に資する目的のために採用されたものと認められる場合は、原則として、商品等の形状そのものの範囲を出ないものとして商第3条第1項第3号に該当するものとする。

店舗等の形状についても、多くの場合、店舗等の機能や美観に資することを目的に採用されるものである。

そこで、店舗等の形状からなる立体商標についても、当該形状が商第3条第1項第3号の要件に該当し得る場合には（例えば、指定役務との関係で店舗等の形状が「指定役務の提供の用に供する物」に該当し得る場合）、上記同様に同号の該当性を判断する。

店舗等の形状が商第3条第1項第3号に該当しない場合についても、一般に店舗等の形状は、需要者において何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識させるものではないことから、上記の考え方を準用し、原則として、立体商標が店舗等の形状にすぎないと認識される場合には、商第3条第1項第6号に該当するものとする。

〔具体例〕 識別力を有するものとは認められない例



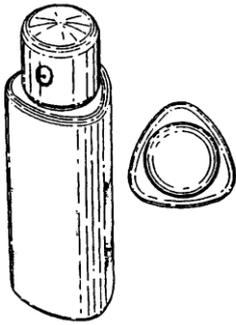
第9類
カメラ



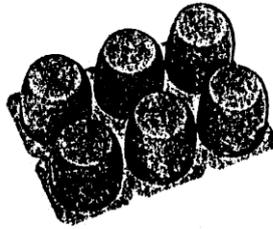
第14類
腕時計



第21類
香炉



第5類
スプレー式薬剤



第30類
チョコレート



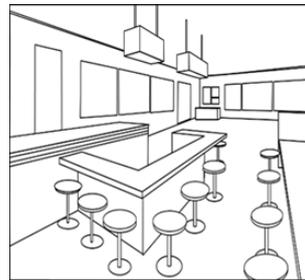
第30類
チョコレート



第33類
ブランデー



第37類
住宅の建築工事



第43類
飲食物の提供

(2) 立体的形状が、通常形状より変更され又は装飾を施される等により特徴を有していたとしても、需要者において、機能又は美感上の理由による形状の変更又は装飾等と予測し得る範囲のものであれば、その立体的形状は、商品等の機能又は美感に資する目的のために採用されたものと認められ、特段の事情のない限り、商品等の形状そのものの範囲を出ないものと判断する。

[解説]

(ア) 立体商標の形状が、特徴的な変更又は装飾等が施されたものであっても、需要者が、その商品又は役務の取引業界において採用し得る範囲での変更又は装飾等と認識するにとどまる場合においては、その立体商標の全体を観察しても、指定商品又は指定役務に係る商品等の形状の範囲を出ないものとして、商第3条第1項第3号に該当するものとする。

店舗等の形状からなる立体商標についても、当該形状が第3条第1項第3号の要件に該当し得る場合には、上記同様に同号の該当性を判断する。

店舗等の形状が、商第3条第1項第3号に該当しない場合についても、上記の考え方を準用し、原則として、立体商標が店舗等の形状にすぎないと認識される場合には、商第3条第1項第6号に該当するものとする。

以下、本解説（イ）及び（ウ）についても、店舗等の形状からなる立体商標の審査につき準用する。

（例）商標登録出願に係る指定商品が「自動車」である場合において、出願に係る立体的形状には同種の商品とは相違する特徴的な変更又は装飾等が施されていたとしても、例えば、需要者がそのような変更又は装飾等は単に美感を向上させるために施されたものと認識するにとどまるものである場合には、そのような立体商標は、結局、指定商品である「自動車」の形状の範囲を出ないものと認識されるので、識別力を有しないものとする。

（イ）「需要者において、機能又は美感上の理由による形状の変更又は装飾等と予測し得る範囲のもの」とは、同種の商品等について同一の変更又は装飾等が施された商品等が市場において実際に存在しておらず、外観上はそれぞれ特徴的な形状等からなるものと認められるとしても、その商品又は役務の取引業界において、その種の変更又は装飾等が採用され得るものと認められれば足りるものとする。

したがって、需要者において予測しうる範囲か否かは、その商品等の取引の実情、需要者層等を総合的に勘案し判断されるものであり、指定商品又は指定役務ごとに判断される。

例えば、商品等の形状をその商品等の機能、効果等から特定の形状にしななければならない必要性が薄い分野であって、商品等の外観上の特徴が需要者の購買心理、選択意欲、消費行動等に重要な影響を与える商品等については、その商品又は役務の市場における流行や需要者の用途、嗜好等に合わせた各種の特徴的な変更又は装飾等が施される実情が認められる。

その場合、立体的形状に施されたその種の変更又は装飾等は、外観上同種の商品等の形状と比較し特徴的なものと認められるとしても、それらは専ら需要者が商品又は役務を選択するに際して、外観上の美感若しくは魅力的な形状という嗜好上の意味合いを与えているにすぎず、それはいまだその商品等の形状であると認識するにとどまるものである。

したがって、そのような変更又は装飾等は自他商品又は役務の出所を表示する識別標識として機能しているものとは認められないものであるから、その立体商標の形状の全体を観察しても識別力を有するものとは認められない。

（例）菓子や洋酒についてみれば、一般的に市場における流行や需要者の嗜好に合わせ、同種の商品等が採用し得る立体的形状に各種の図柄を装飾的に施すことにとどまらず、その立体的形状自体を各種の動物や植物、器物等を模した形状への変更又は装飾化が行われる実情が認められることから、その範囲は広範に及ぶものと考えられる。

（ウ）以上の考え方は、商品の包装の形状からなる立体商標についても適用さ

れるものであり、特に、指定商品が、例えば「香水」や「洋酒」のように、商品そのものが液体、気体又は粉体等であり、容器に入れて取引されることが一般的である場合には、その立体商標の構成が全体としてその商品を入れる容器の形状を表してなるものと認識するにとどまるものである限り、同様に取り扱う。

〔具体例〕 識別力を有するものとは認められない例



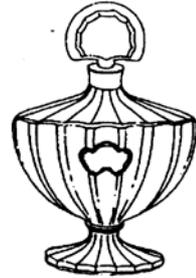
第33類
ウイスキー



第33類
ウイスキー



第14類
腕時計



第3類
香水類



第3類
芳香剤



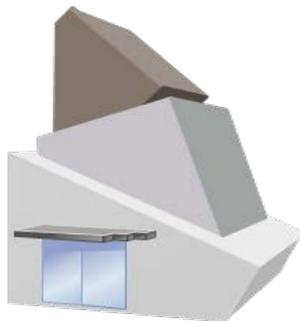
第30類
ビスケット



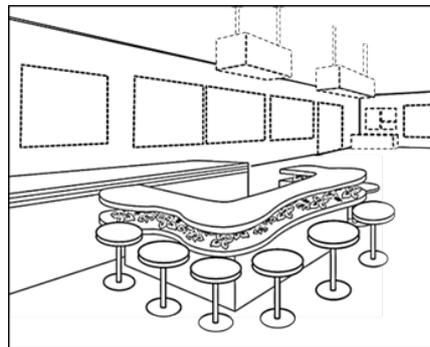
第30類
キャンディー



第30類
チョコレート



第43類
宿泊施設の提供



第43類
飲食物の提供

(3) 商品等の形状そのものの範囲を出ない立体的形状に、識別力を有する文字や図形等の標章が付されている場合（浮彫又は透彫により文字や図形等が付されている場合を含む。）は、商標全体としても識別力があるものと判断する。ただし、文字や図形等の標章が商品又は役務の出所を表示する識別標識としての使用態様で用いられているものと認識することのできない場合は、商第3条第1項第3号又は同第6号に該当するものと判断する。

〔解説〕

(ア) 商品等の形状、特に容器（瓶）等に文字や図形等を付す場合（例えば、瓶や缶などの包装容器に、企業名や商品名が記載されている場合）には、商品又は役務の出所を識別させるために、需要者の目にとどまりやすいように付されるのが常であって、その標章中に表示された文字や図形等は、その商品又は役務の出所を表示するものとみるのが取引における経験則である。そのため、そのような文字や図形等が付されている立体商標の全体の識別力に関する審査においては、原則として、立体的形状に付された標章中に表示された文字や図形等について、それらが、平面商標として出願された場合の審査方法に従い、判断することとなる。

よって、上記（1）又は（2）で述べた立体商標に、識別力を有する文字や図形等が付されているときは、原則として、立体商標全体としても識別力を有するものと認める。

店舗等の形状についても、上記の考え方を準用し、識別力を有する文字や図形等が付されているときは、原則として、立体商標全体としても識別力を有するものと認める。

以下、本解説（イ）及び（ウ）についても、店舗等の形状からなる立体商標の審査につき準用する。

〔具体例〕 識別力を有するものと認める例



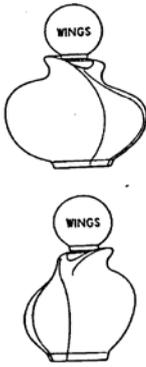
第32類
ビール



第21類
ヘアブラシ



第3類
せっけん類



第3類
化粧品



第29類
乳製品



第33類
ウイスキー

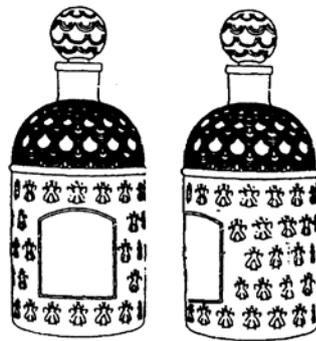
(イ) ただし、立体商標に付された文字や図形等が、その指定商品又は指定役務の商標として機能するのは、あくまでもその指定商品又は指定役務の実際の取引における使用の実態を考慮し、その使用が明らかに自他商品又は役務の出所を表示する識別標識としての使用態様で用いられている場合に限られる。

(ウ) そこで、その文字や図形等の大きさ及び付し方、付している位置等の事情を考慮した場合に、明らかにその商品又は役務の出所を表示する識別標識としての使用態様で用いられているものと認識することができないときには、立体商標全体としても識別力を有するものとは認めることができない。

すなわち、願書に記載された立体商標中の文字や図形等が、例えば、その商品等の美感や機能等を向上させるための装飾又は単なる地模様の装飾として認識されるにとどまる場合は、立体商標全体としても識別力を有するものとは認められない。

なお、この場合において、商第3条第1項第3号を適用する場合と、需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができないものとして、商第3条第1項第6号を適用することが適当と考えられる場合とがあろうが、いずれが適当かは、商標審査基準及びこれまでの図形商標に関する審査の運用を踏まえ、個々具体的に判断する。

〔具体例〕 識別力を有するものとは認められない例



第3類
香水類

(注) 模様として認識される

2. 極めて簡単で、かつ、ありふれた立体的形状の範囲を超えないと認識される形状のみからなる立体商標について（商第3条第1項第5号）

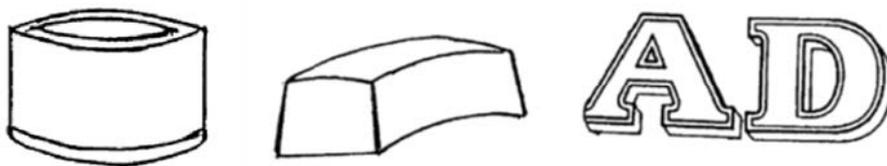
商標が、「極めて簡単で、かつ、ありふれた立体的形状の範囲を超えないと認識される」形状のみからなる立体商標は、識別力を有しないものとする。

〔解説〕

極めて簡単で、かつ、ありふれた形状とは、例えば、単純な球形、立方体、直方体、円柱等をいい、また、ローマ字1字若しくは2字、又は数字に単に厚みをもたせたにすぎない立体的形状もこれに含まれる。

なお、商標登録出願に係る立体的形状が、極めて簡単で、かつ、ありふれた形状のみからなるものであるか否かの判断は、その商品又は役務の需要者の認識を標準として判断されるべきである。

〔具体例〕 識別力を有するものとは認められない例



3. 立体的形状に文字や図形等が付されているが、その本来表示すべきと思われる構成、態様の全体が描かれていない場合、そのような文字や図形等の表示の取扱いについて

立体的形状に文字や図形等が付されているものの、その文字や図形等の一部が表示されていないことから、その構成、態様の全体が把握し得ない場合において、文字や図形等の全体が表示された場合の構成、態様を出願人の名称等から推認し、識別力の有無又は商標の類否に関する判断の対象とすることは、原則的には適当とは認められない。

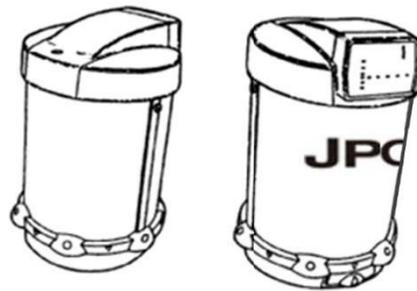
ただし、例えば、表示されている文字や図形等の立体的形状への付され方から見て、その全体の構成、態様を把握することはできなくても、表示されている部分の外観上の特徴から、容易に周知若しくは著名な商標の一部と認められる場合、又は特定の称呼、観念が明らかに生ずるものと認められる場合は上記の限りではない。

〔具体例〕 特定の称呼、観念は生じない
ものとする例



(注1) 上記の例は、正面に付されている左端の文字が「J」又は「U」のいずれかであるか特定できず、また、表示されている文字から、周知又は著名な商標の一部とも認められない。

特定の称呼が生ずるものとする例
※「JPO」は、周知又は著名な商標と想定



(注2) 上記の例は、表示されている文字から、周知又は著名な商標「JPO」の一部と認められ、「ジェイピーオオ」の称呼が明らかに生ずるものと認められる。

4. 使用による識別性の審査について（商第3条第2項関係）

立体商標が使用により識別力を有するに至っているか否かの判断において、商標登録出願に係る商標は立体的形状のみからなるものであるのに対し、使用している商品等においては、立体的形状に文字や図形等の標章（例えば、ラベル）が付されている場合の取扱いについて。

- (1) 商第3条第2項を主張する際、使用により識別力を有するに至った商標として認められるのは、その商標と同一の商標及びその商標を使用していた商品又は役務と同一の商品又は役務に限られるとするのが原則である。
- (2) もっとも、商標登録出願に係る商標（以下「出願商標」という。）は立体的

形状のみからなるものであるのに対し、提出された証拠中の使用に係る商標（以下「使用商標」という。）において、立体的形状に文字や図形等の平面標章が付されている場合については、「商品に、常に1つの標章のみを付すのではなく、むしろ、複数の標章を付して、商品の出所を識別したり、自他商品の区別をしようとする例も散見されるし、また、取引者、需要者も、商品の提供者が付した標章とは全く別の商品形状の特徴（平面的な標章及び立体的形状等を含む。）によって、当該商品の出所を識別し、自他商品の区別することもあり得る」（コカ・コーラボトル事件（知財高判平成20年5月29日（平成19年（行ケ）10215号）））ことから、出願商標と使用商標が同一ではないとして直ちに商第3条第2項の適用を否定するのではなく、

(a) 使用している商品等の立体的形状部分と出願商標に係る立体的形状が同一であるか、

(b) 使用している商品等の立体的形状部分が独立して、自他商品又は役務を識別するための出所表示としての機能を有するに至っていると認められるか、

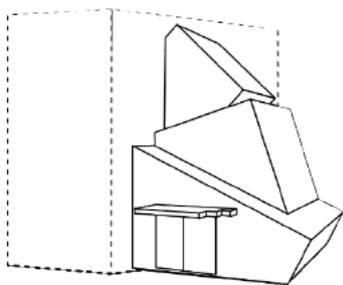
について判断する。

出願商標と使用商標との同一性の判断において、出願商標が商標を構成しない部分としての破線等を有する場合の取扱いについて。

商標審査基準に記載のとおり、商標に係る標章を実線で描き、その他の部分を破線で描く等の記載方法（以下「実線・破線等の描き分け」という。）を用いた出願商標と使用商標との同一性の判断においては、出願商標に係るその他の部分は考慮しない（商標審査基準第2 第3条第2項3. (2)（注））。

したがって、出願商標が実線・破線等の描き分けを用いたものである場合には、商標を構成しない部分（破線等）は考慮せず、出願商標の標章部分（実線部分等）と使用商標とを比較する。

〔具体例〕 出願商標と使用商標との同一性が認められる例



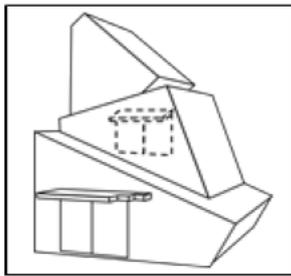
出願商標



使用商標

なお、使用商標において、出願商標を構成しない要素が付加されている等、使用商標と出願商標の立体的形状の一部が相違する場合であっても、出願商標と使用商標の立体的形状の特徴的部分が同一であり、特徴的部分以外の部分にわずかな違いが見られるにすぎない場合には、両商標を同一と判断する。

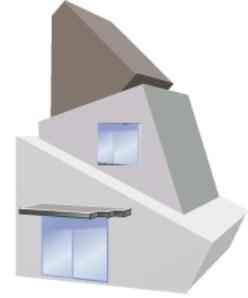
〔具体例〕 出願商標と使用商標との同一性が認められる例



出願商標

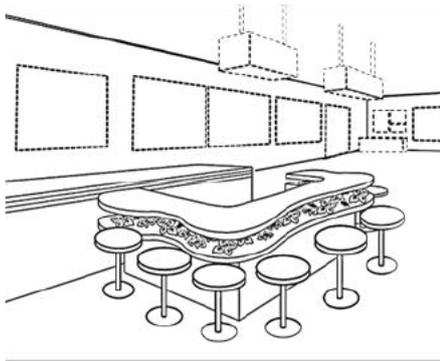


使用商標 1

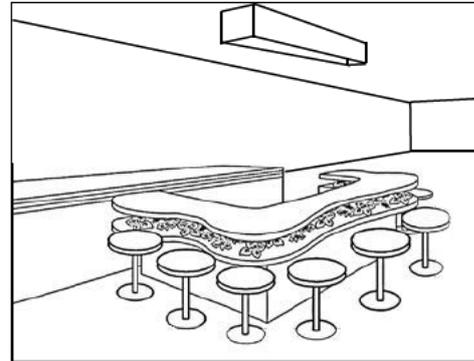


使用商標 2

(注) 使用商標 2 には、出願商標において商標を構成しない要素として描かれている「窓」があるが、出願商標及び使用商標における特徴的部分は、いずれも複数の多面体からなる立体的形状と考えられ、窓の有無はわずかな違いにすぎない。



出願商標



使用商標

(注) 使用商標には、出願商標において商標を構成しない要素(破線)として描かれている「照明器具」があるが、出願商標及び使用商標における特徴的部分は、中央部分の装飾を施した「コの字型カウンター」と考えられ、照明器具の有無はわずかな違いにすぎない。

店舗等の外観又は内装の立体的形状に係る出願商標と使用商標との同一性の判断における取引の実情の考慮について。

店舗等の外観又は内装の立体的形状に係る出願商標と使用商標との同一性の判断については、使用商標における取引の実情を十分に考慮して判断を行うこととする。

ただし、出願商標と使用商標との差異の程度から、商標としての同一性が損なわれていると認められるときは、両商標は同一ではないと判断する。

〔解説〕

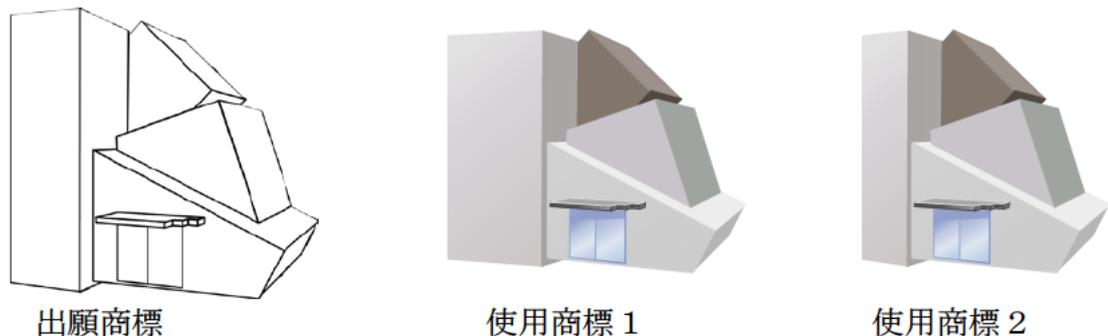
店舗等の外観又は内装の立体的形状に係る出願商標と使用商標との同一性の判断については、商品（商品の包装を含む。）の形状の立体商標に係る出願商標と使用商標との同一性の判断と、原則としては異なるものではない。

しかしながら、店舗等の外観又は内装の形状については、商品の形状と比較して、各使用商標を完全に同じ形状にすることが困難であるという実情があり、出願商標と使用商標とが外観上厳密には一致しない場合が多いことが想定される。

商標審査基準において、出願商標と使用商標が外観上厳密には一致しない場合であっても、外観上の差異の程度や指定商品又は指定役務における取引の実情を考慮して、商標としての同一性を損なわないと認められるときは出願商標を使用しているものと認める旨記載があるところ（商標審査基準第2第3条第2項1.(1)、店舗等の外観又は内装の立体的形状に係る出願商標と使用商標との同一性の審査においては、上記のような取引の実情を十分に考慮する。

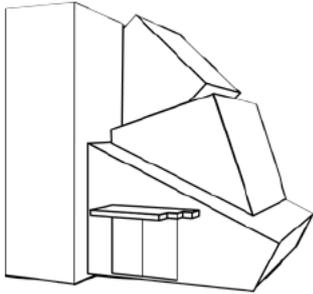
ただし、出願商標と使用商標との差異の程度が大きい場合等、両商標の同一性が損なわれていると認められるときは、両商標は同一ではないと判断する。

〔具体例〕 出願商標と使用商標との同一性が認められる例

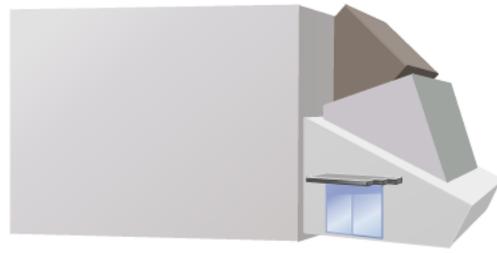


（注）使用商標1及び2に係る建物左側部分の直方体の幅が、出願商標のそれと異なっているが、差異の程度は大きくなく、かつ、右側部分の複数の多面体からなる特徴的部分が同一であることから、商標としての同一性は損なわれていない。

〔具体例〕 出願商標と使用商標との同一性が認められない例

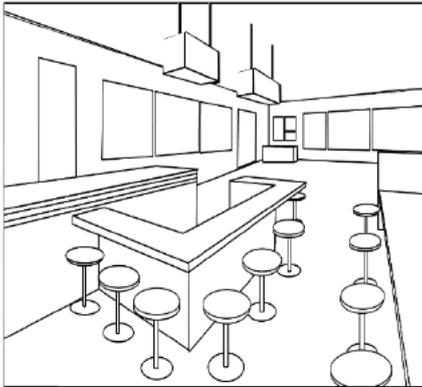


出願商標



使用商標

(注) 建物左側部分の直方体の幅が大きく異なっており、出願商標と使用商標との差異の程度が大きく、商標としての同一性が損なわれている。



出願商標



使用商標

(注) 中央部分のテーブルの形状が大きく異なり、商標としての同一性が損なわれている。

(注) 以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

- [「第3条第1項全体」の審査基準](#)
- [「第3条第1項第3号（商品の産地、販売地、品質等の表示又は役務の提供の場所、質等の表示）」の審査基準](#)
- [「第3条第1項第5号（極めて簡単で、かつ、ありふれた標章）」の審査基準](#)
- [「第3条第1項第6号（前号までのほか、識別力のないもの）」の審査基準](#)
- [「第3条第2項（使用による識別性）」の審査基準](#)

49.03

店舗等の外観又は内装の立体的形状に係る立体商標の類否判断 について

店舗、事務所、事業所、施設（以下「店舗等」という。）の外観又は内装の立体的形状に係る立体商標の類否の審査は以下のとおりとする。

立体商標にかかわる類否判断の手法については、商標審査基準に記載があるところ（商標審査基準第3十、第4条第1項第11号1.、同3.(1)、同5.等）、とりわけ、立体商標の類否は、観る方向によって視覚に映る姿が異なるという立体商標の特殊性が考慮される。そのため、立体商標は、特定の方向から観た場合に視覚に映る姿を表示する平面商標及び特定の方向から観た場合に視覚に映る姿を共通にする立体商標（いずれも近似する場合を含む。）と、原則、外観において類似すると判断される（ただし、特定の方向から観た場合に視覚に映る姿が立体商標の特徴を表しているとは認められない場合は、この限りでない。）。

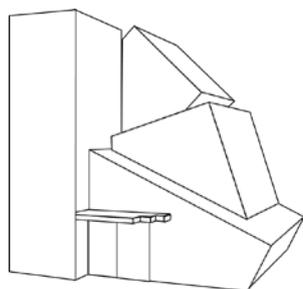
店舗等の外観又は内装の立体的形状に係る商標についても、商品（商品の包装を含む。）の形状に係る立体商標と判断を異にする理由はないことから、同じ判断基準を用いることとする。

なお、例えば、内装のように、複数の立体的形状から構成される立体商標については、その構成中の一部が単独で識別力を有する場合も想定されること、そのような場合、使用態様によっては当該部分が出所表示として機能することが考えられる。

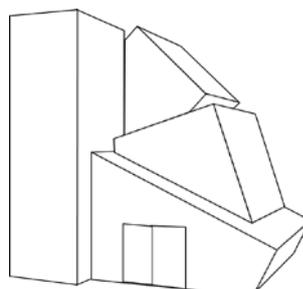
したがって、複数の立体的形状からなる立体商標については、全体観察のみならず、商標の構成中の一部に独立して識別力を発揮する立体的形状がある場合には、当該部分を他人の商標と比較して類否を判断する場合がある。

〔具体例〕 出願商標と登録商標とが類似と判断される例

（注）以下の登録商標のうち文字が付されているもの以外は、商第3条第2項により登録が認められたケースを想定。



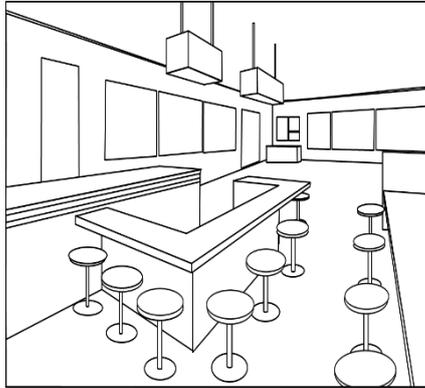
出願商標



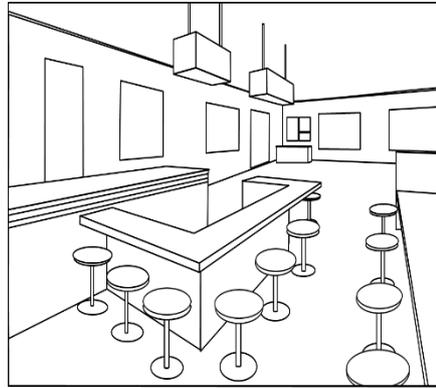
登録商標

49.03

(注) ドアの位置やひさしの有無に差異があるが、外観上受ける印象を異にするとは認められず、類似と判断する。



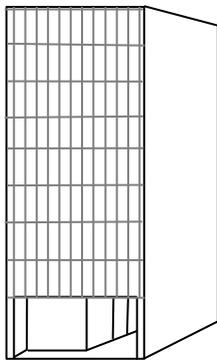
出願商標



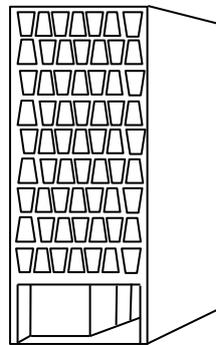
登録商標

(注) 窓の数や形状に差異があるが、外観上受ける印象を異にするとは認められず、類似と判断する。

〔具体例〕 出願商標と登録商標とが非類似と判断される例



出願商標

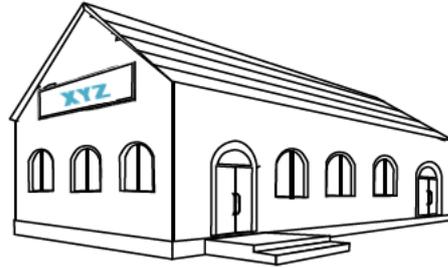


登録商標

(注) 窓の形状の違いにより、外観上受ける印象が異なることから、非類似と判断する。

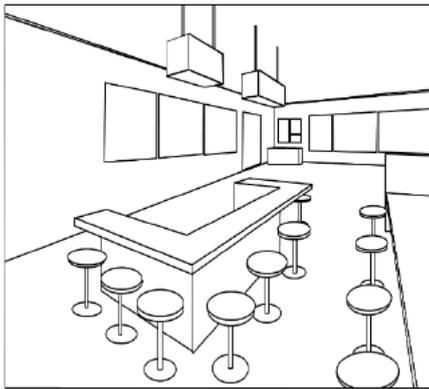


出願商標
指定役務 第43類 飲食物の提供

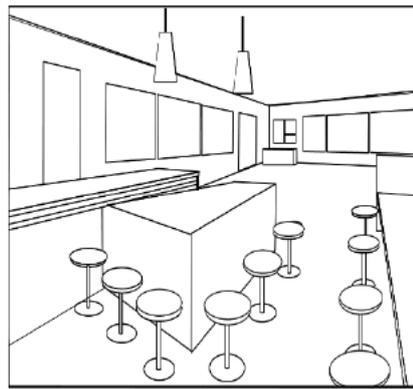


登録商標
指定役務 第43類 飲食物の提供

(注) 両商標の形状は同一であるが、指定役務との関係で形状自体に識別力がなく、他方で両商標に識別力のある文字等が付されており、それらの文字等が非類似の場合には、両者は非類似と判断する。



出願商標



登録商標

(注) 中央部分のテーブルの形状、照明器具の形状、料理等の提供台及び扉の有無の点で大きく相違しており、外観上受ける印象が異なることから、非類似と判断する。

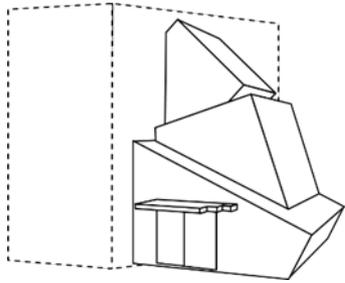
出願（登録）商標が、商標を構成しない部分としての破線等を有するものである場合の商標の類否判断について。

商標審査基準に記載のとおり、商標に係る標章を実線で描き、その他の部分を破線で描く等の記載方法（以下「実線・破線等の描き分け」という。）を用いた立体商標の類否の判断は、当該その他の部分を除いて、商標全体として考察する（商標審査基準第3十、第4条第1項第11号5. (2)）。

49. 03

したがって、出願商標（登録商標）が、実線・破線等の描き分けを用いたものである場合には、破線等を用いて表された商標を構成しない部分は考慮せず、出願商標と登録商標における商標を構成する部分を比較する。

〔具体例〕 出願商標と登録商標とが類似と判断される例



出願商標



登録商標

（注）以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。
○ [「第4条第1項第11号（先願に係る他人の登録商標）」の審査基準](#)

52. 01

動き商標の願書への記載について

動き商標の願書への記載については、以下のとおりとする。

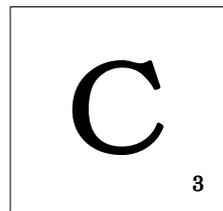
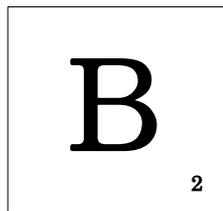
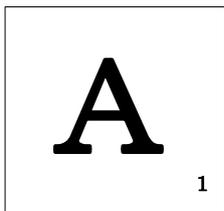
1. 願書に記載した商標について

動き商標における願書に記載した商標は、時間の経過に伴う標章の変化の状態が特定されるように表示された一又は二以上の図又は写真であり、動き商標を構成するすべての標章及びすべての変化の態様を記載する必要がある。

ただし、変化の過程におけるすべての瞬間をとらえて記載をする必要はなく、変化の態様の種類（色彩の変化、大きさの変化、見える角度の変化、位置の変化等）及び変化の過程における標章が確認できる記載をすれば足りるものとする。

（例1） 標章が別の標章に瞬間的に変化する場合

【商標登録を受けようとする商標】



【動き商標】

【商標の詳細な説明】

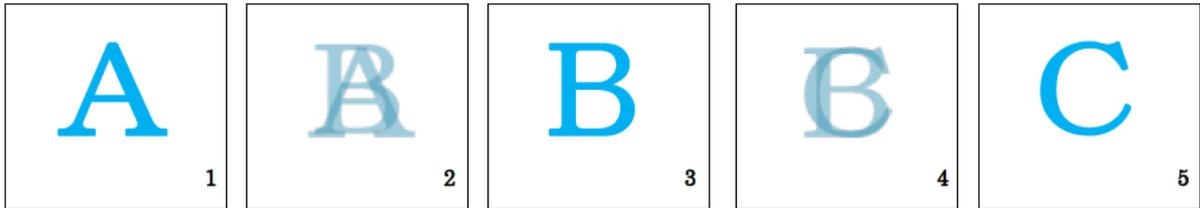
商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、動き商標である。商標は、1 から 3 の順に変化していき、最初に「A」の文字が現れ、約 5 秒後にそれが「B」の文字に変化し、さらに約 5 秒後に「C」の文字に変化する。

商標は、全体として約 15 秒間である。

なお、各図の右下隅に表示されている番号は、図の順番を表したものであり、商標を構成する要素ではない。

(例2) 標章が別の標章に連続的に変化する場合

【商標登録を受けようとする商標】



【動き商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、動き商標である。

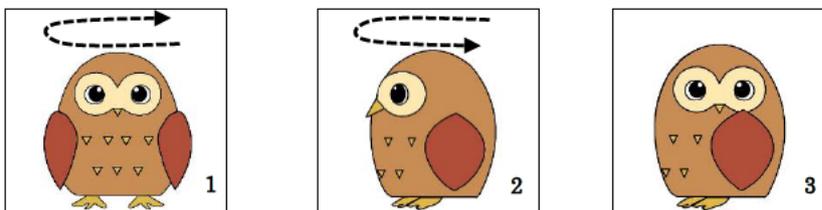
商標は、1 から 5 の順に変化していき、最初に「A」の文字が現れ、約 5 秒間かけて徐々に「A」の文字が消えていくと共に「B」の文字が現れ、さらに約 5 秒間かけて徐々に「B」の文字が消え「C」の文字が現れる。

商標は、全体として約 15 秒間である。

なお、各図の右下隅に表示されている番号は、図の順番を表したものであり、商標を構成する要素ではない。

(例3) 標章が連続的に変化する場合

【商標登録を受けようとする商標】



【動き商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、動き商標である。

商標は、1 から 3 の順に変化していき、最初に正面を向いたふくろうが現れ、時計回りに約 2 秒間かけて横向きになり、その後、顔のみが反時計回りに約 2 秒間かけて正面を向く。

商標は、全体として約 10 秒間である。

なお、各図の右下隅に表示されている番号は、図の順番を表したものであり、また、図中の破線矢印は、ふくろうの時間の経過に伴う変化の状態を特定するためのものであり、いずれも商標を構成する要素ではない。

(例4) 標章が移動しながら瞬間的に色彩が変化する場合

【商標登録を受けようとする商標】



【動き商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、動き商標である。

商標は、1から3の順に変化していき、最初に赤色の「A」の文字が現れ、右方向へ移動していくと共に、5秒おきに当該文字の色が青色、緑色へと変化する。

商標は、全体として15秒間である。

なお、各図の右下隅に表示されている番号は、図の順番を表したものであり、商標を構成する要素ではない。

(例5) 標章が移動しながら連続的に色彩が変化する場合

【商標登録を受けようとする商標】



【動き商標】

商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、動き商標である。

商標は、1から5の順に変化していき、最初に赤色の「A」の文字が現れ、右方向へ移動していくと共に、当該文字の下部から上部に向かって徐々に色が変化していき、約5秒間かけて最初は青色、さらに約5秒間かけて緑色に変化する。

商標は、全体として約15秒間である。

なお、各図の右下隅に表示されている番号は、図の順番を表したものであり、商標を構成する要素ではない。

2. 商標の詳細な説明の記載について

(1) 商標の詳細な説明における所要時間の記載について

動き商標は標章が時間の経過に伴って変化する商標であるため、変化に要する時間（所要時間）についての記載が必須となる。しかしながら、願書に記載した商標には所要時間について記載することができないため、商標の詳細な説明に記載する必要がある。

この商標の詳細な説明における所要時間の記載については、例えば、以下のとおりとする。

(イ) 動き商標を特定するものと認められる所要時間の記載の例

- ①全体として10秒間である。
- ②全体として約10秒間である。

(ロ) 動き商標を特定するものと認められない所要時間の記載の例

- ①全体として10秒間から15秒間である。
- ②全体として10秒間又は15秒間である。

[解説]

動き商標は、標章が変化する時間（所要時間）によって、需要者の受ける印象が変わり得るが、例えば、コンマ何秒の違いによって印象が変わることは少ないと考えられる。したがって、「約10秒間」のような記載は、動き商標を特定するための具体的かつ明確な記載であると認めることとする。

しかしながら、例えば、「10秒間から15秒間」のような幅をもたせた記載は、需要者の印象も変わることが考えられるため、動き商標を特定するための具体的かつ明確な記載であると認めないこととする。

(2) 色彩のみが変化する動き商標における商標の詳細な説明の記載について

動き商標は標章が時間の経過に伴って変化する商標であり、標章が色彩のみからなる場合も含まれる。こうした色彩のみから構成される動き商標における商標の詳細な説明は、その色彩について、色彩のみからなる商標において求められるのと同程度（色彩名、三原色（RGB）の配合率、色見本帳の番号、色彩の組合せ方（色彩を組み合わせた場合の各色の配置や割合等）等の具体的かつ明確な記載が必要であるものとする。

3. 国際商標登録出願における動き商標の取扱い

(1) 国際商標登録出願における動き商標は、指定通報に以下のように表される。

- ① 動き商標を表す図又は写真が複数あるときは、その全ての図又は写真を時間の経過に伴う標章の変化の状態が特定されるように表示した一の図又は写真
- ② 動画ファイル（例：MP4形式）

(2) 国際商標登録出願に係る商標が動画ファイルで表されているときは、

動画ファイルが我が国における動き商標を構成するものとは認められないため、商第3条第1項柱書の要件を満たさない（商標審査基準第1 二. 第3条第1項柱書 7. (1)）。

ただし、国際商標登録出願に係る商標が音と映像の組合せからなるもの（いわゆる「マルチメディア商標」）は、商標の定義上、「音」と「文字、図形」等が結合するものはないことから、商第2条第1項に規定する商標ではないため、我が国で登録を受けることができる商標に該当しない旨を加えて通知する（商標審査基準第1 二. 第3条第1項柱書 4. (1)、商施規第4条）。

(注) 以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

- [「第3条第1項柱書」の審査基準](#)
- [「第5条（商標登録出願）」の審査基準](#)

54. 01

**色彩のみからなる商標の
願書への記載（商標の記載）について**

色彩のみからなる商標について、願書の商標記載欄に記載する商標（以下「商標見本」という。）は、商標登録を受けようとする色彩を表示した図又は写真、あるいは、商標登録を受けようとする色彩を当該色彩のみで描き、その他の部分を破線で描く等により当該色彩及びそれを付する位置が特定されるように表示した一又は異なる二以上の図又は写真でなければならない¹。

単一の色彩からなる色彩のみからなる商標（以下「単色の商標」という。）、複数の色彩の組合せからなる色彩のみからなる商標（以下「色彩を組み合わせる商標」という。）及び商品等における色彩を付する位置を特定した色彩のみからなる商標（以下「位置を特定した色彩のみからなる商標」という。）の各々の種類に応じた願書への記載については以下のとおり取り扱う。

1. 単色の商標

(1) 商標見本の形状

商標記載欄への記載については、「なるべく商標登録を受けようとする色彩が全体にわたり表示された図又は写真によって記載する」²こととなっていることから、商標記載欄全体に色彩を表示したものが望ましいが、商標記載欄の一部に色彩を表示したのもも許容される。ただし、特定の文字や図形を認識させる表示は、色彩のみを表示したのものとは認められず、色彩のみからなる商標の商標見本としては不適切である。そのため、特定の図形的要素を認識させない、必要最小限の方法での表示のみ認めることとする。

そこで、商標記載欄の一部に色彩を表示したものである場合、商標記載欄に表わされた色彩の全体の形状が正方形及び長方形（それらに準じるものも含む）であれば、特定の文字や図形を認識させない表示として認めることとする。正方形及び長方形（それらに準じるものも含む）以外の形状で記載されている場合は、図形と色彩との結合商標にあたり、色彩のみからなる商標を表したのものとは認められないことから、商第3条第1項柱書により登録を受けることができる商標に該当しないものとする。

(2) 商標見本における色彩の表し方

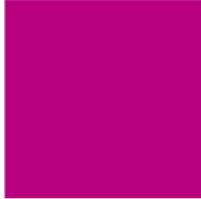
(1)の商標見本の形状として認められる範囲全体に1色を表示したものであれば、商標見本として認められる。

¹ 「商標法施行規則第4条の4」参照

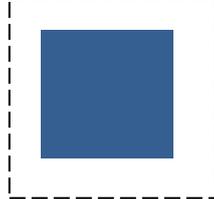
² 「商標法施行規則様式2備考7タ」参照

(例1) 単色の商標の商標見本として認められるもの

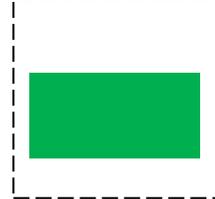
(例1-1)



(例1-2)



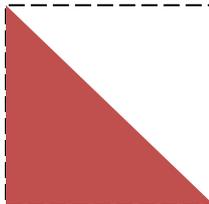
(例1-3)



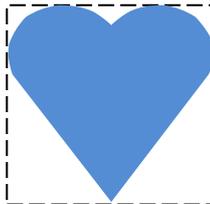
※例1-2 及び 例1-3における破線は、商標記載欄の枠線を便宜上表したものである。

(例2) 単色の商標の商標見本として認められないもの

(例2-1)



(例2-2)



(例2-3)



※例2-1、例2-2及び例2-3における破線は、商標記載欄の枠線を便宜上表したものである。

2. 色彩を組み合わせてなる商標

(1) 商標見本の形状

1. (1)と同様とする。

(2) 商標見本における色彩の表し方

色彩を組み合わせてなる商標の場合には、商標見本の形状として認められる範囲全体に複数の色彩を表示するにあたり、必然的に当該範囲を異なる色彩により分割することとなる。1.(1)同様、特定の文字や図形を認識させる表示は、色彩のみを表示したものとは認められず、色彩のみからなる商標の商標見本としては不適切であることから、分割方法は、図形的要素を認識させない、必要最小限の方法によるべきである。

そこで、2以上の色彩を表すのに最も端的な方法と認められる、複数の色彩を直線的かつ平行に組合せた方法（それに準じるものも含む）で表示されている場合には、特定の文字や図形を認識させない表示として認めることと

する。直線的かつ平行に組合せた方法（それに準じるものも含む）以外の方法で記載されている場合は、図形と色彩との結合商標にあたり、色彩のみからなる商標を表したものと認められないことから商第3条第1項柱書により登録を受けることができる商標に該当しないものとする。

なお、複数の色彩が直線的かつ平行に組み合わせられていれば、色彩間の位置関係は、縦方向・横方向・斜め方向、いずれであっても認められる。また、色彩をグラデーションで表示することも可能とする。

(例3) 色彩を組み合わせる商標の商標見本として認められるもの

(例3-1)



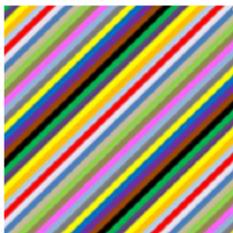
(例3-2)



(例3-3)



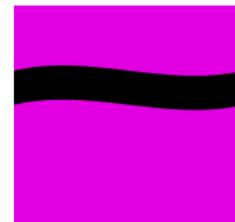
(例3-4)



(例3-5)



(例3-6)



(例3-7)



※例3-6は、直線的かつ平行に組合せた方法に準じる方法で記載されたものとして考えられる例

※例3-7は、白色を含む商標の記載例

(例4) 色彩を組み合わせる商標の商標見本として認められないもの

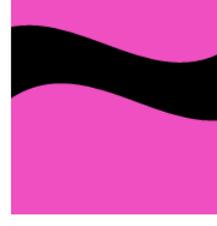
(例4-1)



(例4-2)



(例4-3)



3. 位置を特定した色彩のみからなる商標

位置を特定した色彩のみからなる商標については、「商標登録を受けようとする色彩及びそれを付する位置を特定するための線、点その他のものを記載することができる。この場合は、当該記載によりどのように当該色彩及びそれを付する位置が特定されるのかを「【商標の詳細な説明】」の欄に記載する。」こととなっている³。

(1) 商標見本の形状（商品等の全体形状の表し方）

「商標登録を受けようとする色彩を当該色彩のみで描き、その他の部分を破線で描く等により当該色彩及びそれを付する位置が特定されるように表示した一又は異なる二以上の図または写真」⁴により、色彩のみからなる商標を願書に記載する場合、商標見本は、色彩を付する商品等の全体形状を明確にしたうえで、色彩が付される位置が特定されるように表示されていなければならない。

なお、「その他の部分」の描き方は、破線に限らず、実線で描かれていても他の色彩で着色してあってもよく、【商標の詳細な説明】を考慮して、商標登録を受けようとする色彩が付される位置が明確に特定されるように表示されていれば認められる。

全体形状が不明確であること等により、色彩が付される位置が特定されるように表示されているとは認められない場合は、商第3条第1項柱書により登録を受けることができる商標に該当しないものとする。また、色彩を付する商品等以外の要素が商標見本に表されている場合、それらの要素は色彩を付する位置を特定するのに必要な構成要素とは認められないことから、それらを含むものは商第3条第1項柱書により登録を受けることができる商標に該当しないものとする。

(2) 商標見本における色彩の表し方（商品等における特定された位置の表し

³ 「商標法施行規則様式2備考7レ」参照

⁴ 「商標法施行規則4条の4第2号」参照

方を含む)

位置を特定した色彩のみからなる商標についても、1. (1) 同様、特定の文字や図形を認識させると認められる表示は、色彩のみを表示したものとは認められず、色彩のみからなる商標の商標見本としては不適切である。

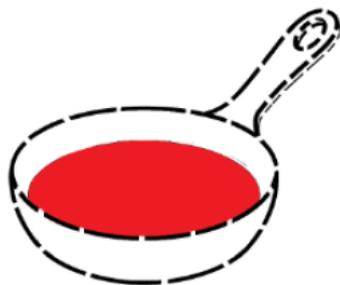
色彩を付する位置が商品等の部位・部品等の全体である場合、3. (1) の方法により表された商品等の全体形状のうち、色彩を付する部位・部品等の全体に色彩を表示することとなる。この場合、色彩を付する位置として特定された商品等の部位・部品等の形状以外に特定の文字や図形を認識させる要素はないから、色彩のみからなる商標の商標見本として認められる。

色彩を付する位置が部位・部品等の全体ではなく、それらの一部分である場合には、色彩を付する位置が商品等の形状（部位・部品等の形状を含む）に沿った形で表されており、【商標の詳細な説明】において当該位置が明確かつ特定の図形を認識させない方法で特定されていれば、特定の文字や図形を認識させないものとして、色彩のみからなる商標の商標見本として認められる。一方、色彩を付する位置が商品等の形状（部位・部品等の形状を含む）に沿っていない場合には、色彩を付する位置を特定するのに必要最小限の表現と認められる場合であって、【商標の詳細な説明】において当該位置が明確かつ特定の図形を認識させない方法で特定されている場合に限り、商標見本として認めることとする。すなわち、色彩を付する位置が、正方形、長方形及び丸（これらに準ずるものを含む）により特定されている場合に限り、色彩を付する位置を特定するのに必要最小限の方法と認めることとする。上述の形状以外である場合には、色彩以外に特徴的な図形を認識させるものとなることから、色彩のみからなる商標を表したものとは認められず、商第3条第1項柱書により登録を受けることができる商標に該当しないものとする。

(例5) 位置を特定した色彩のみからなる商標の商標見本として認められるもの

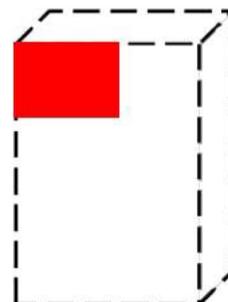
(例5-1)

商品等の位置を特定した色彩のみからなる（フライパンの内側底面を赤色とする）商標の商標見本として認められるもの



(例5-2)

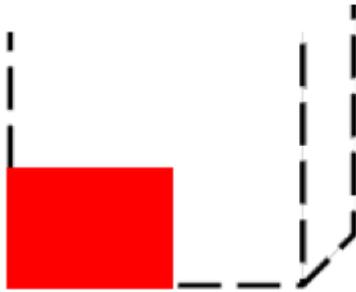
商品等の位置を特定した色彩のみからなる（商品の包装容器の正面左上部を赤色とする）商標の商標見本として認められるもの



(例6) 位置を特定した色彩のみからなる商標の商標見本として認められないもの

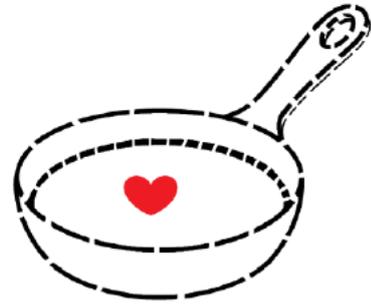
(例6-1)

商品等の位置を特定した色彩のみからなる(商品の包装容器の正面左下部を赤色とする)商標の商標見本として認められないもの(全体形状が不明確であることから、位置が不明確)



(例6-2)

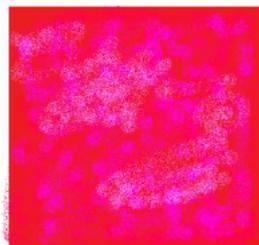
商品等の位置を特定した色彩のみからなる(フライパンの内側底面中央部を赤色とする)商標の商標見本として認められないもの(特定の図形を認識させる)



4. その他(色彩が特定できない場合)

色彩を表した部分に付された色彩が一定ではない(グラデーションの場合を除く)こと等により、商標見本から特定される色彩が明確に判別できない場合には、商第3条第1項柱書により登録を受けることができる商標に該当しないものとする。

(例7) 色彩が明確に特定されているとは言えないことから、色彩のみからなる商標の商標見本として認められないもの



(注) 以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

○ [「第3条第1項柱書」の審査基準](#)

54. 02

**色彩のみからなる商標の
願書への記載（商標の詳細な説明）について**

色彩のみからなる商標を構成する色彩は、商標の詳細な説明の記載により特定されなければならない。色彩名、三原色（RGB）の配合率、色見本帳の番号、色彩の組合せ方（色彩を組み合わせた場合の各色の配置や割合等）等についての具体的かつ明確な説明を記載する必要がある¹が、具体的には、以下のとおり取り扱う。

1. 色彩の特定方法

(1) 色彩名

色彩名の記載方法については、JIS規格で定める基本色名、系統色名、慣用色名のほか、一般的に一定の色彩を想起させる記載であれば認められる。一方、一般的に一定の色彩を想起させるとは認められない記載（出願人が独自に使用している色彩名等）は認められず、そのような記載がある場合には、商第5条第5項の要件を満たさない。

記載された色彩名と商標記載欄に表された色彩との同一性の判断にあたっては、明らかに同一性を欠く場合（例えば、商標記載欄に表されている色彩が明らかに「青色」であるのに、商標の詳細な説明に「赤色」と記載されている場合）には、商第5条第5項の要件を満たさない。

(2) 三原色（RGB）の配合率や色見本帳の番号等

(ア) 基本的な考え方

権利範囲である色彩を特定するために、表色系²の値又は色見本帳の番号による色彩の指定を必須とし、記載がない場合は商第5条第5項の要件を満たさない。記載された表色系の値（例えば、三原色（RGB）の配合率）や色見本帳の番号等が表す色彩と商標記載欄に表された色彩との同一性の判断にあたっては、明らかに同一性を欠く場合には、商第5条第5項の要件を満たさない。

なお、改版が行われている色見本帳の番号を記載する場合において、「第○版」といった版の記載をしないときは、出願時における最新版の色見本帳の番号で指定されたものと推定して色彩の同一性を判断する³。

¹ 商標審査基準第4（第5条）の4.（4）(7)参照

² 一定の規則や定義に基づき、色彩を定量的に表すための体系。例えば、RGB、CMYK、HSB等。

³ 色見本帳の版の記載が無いことのみを理由として商第5条第5項の要件不備とはしない。

54. 02

(イ) 1つの色彩を特定するために複数の記載がある場合の取扱い

1つの色彩を特定するために複数の記載がある場合には、色彩を特定するための各々の記載が同一の色彩を表すことが明確な場合を除き、権利となる色彩が特定されていないことから、商第5条第5項の要件を満たさない。なお、「近似値」や「参考値」の記載は権利を特定する記載として不適切であるため、そのような記載は認められない。

(例1) 色彩を特定するための記載が不適切な例

※色彩を特定するための複数の記載がある場合

【商標登録を受けようとする商標】



【色彩のみからなる商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標は、色彩のみからなる商標であり、色彩は青緑色（RGBの組合せ：R0, G184, B210、近似値としてCMYKの組合せ：C100%, M20%, Y10%, K10%）からなる。

(ウ) グラデーションの場合の取扱い

色彩がグラデーションの場合は、商標の詳細な説明において、開始色、途中色（特に、開始色・終了色と異なる色相の色彩が途中に入る場合）及び終了色を特定するための各色彩の色彩名、三原色（RGB）の配合率等を記載することとする。

(例2) グラデーションの場合の適切な記載例

【商標登録を受けようとする商標】



【色彩のみからなる商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、色彩のみからなる商標であり、色彩は、左上の赤色（RGBの組合せ：R255, G0, B0）から右下の青紫色（RGBの組合せ：R208, G203, B0236）に向かってグラデーションで表される色彩からなる。

2. 色彩の組合せ方の特定方法

色彩を組み合わせる商標の場合、構成する色彩の割合により需要者に与える印象が大きく異なると考えられるため、色彩の組み合わせ方を具体的かつ明確に表現するためには、各色彩の割合の記載は必須とする。

一方、各色彩の配置（順番、方向）については、実際の使用態様との関係で固定しきれない場合があるため（例えば、球状の商品に色彩を付する場合）、順番及び方向が記載されていないことをもって色彩の組み合わせ方が具体的かつ明確に表現されていないとは扱わない。ただし、3色以上の組合せの場合にはその順番によって印象が異なる可能性が高いことから、各色彩の順番は必須（方向の記載は任意）とする。

各色彩の割合は、商標全体に対する各色彩の面積の割合を百分率等で表すこととする。

商標の詳細な説明に記載された各色彩の割合や配置（順番、方向）と商標記載欄に表された色彩の組み合わせ方との同一性の判断にあたっては、明らかに同一性を欠く場合には、商第5条第5項の要件を満たさないものとする。なお、商標見本上に斜め方向に色彩を組み合わせている場合は、商標見本における各色彩の幅の割合が各色彩の面積割合を表しているものとして取り扱う。

（例3）適切な記載例

【商標登録を受けようとする商標】



【色彩のみからなる商標】

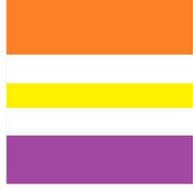
【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標は、色彩の組合せからなる色彩のみからなる商標である。色彩は、青緑色（RGBの組合せ：R0, G150, B150）、紫色（RGBの組合せ：R100, G123, B240）を組み合わせるものであり、配色の割合は、上から順に、青緑色が25パーセント、紫色が75パーセントである。

54. 02

(例4) 白色を含む場合の適切な記載例

【商標登録を受けようとする商標】



【色彩のみからなる商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標は、色彩のみからなる商標であり、色彩は、オレンジ色（RGBの組合せ：R255, G120, B44）、白色（RGBの組合せ：R255, G255, B255）、黄色（RGBの組合せ：R255, G239, B40）、紫色（RGBの組合せ：R146, G68, B150）を組み合わせるものであり、配色の割合は、上から順に、オレンジ色が29.5パーセント、白色が14.5パーセント、黄色が12パーセント、白色が14.5パーセント、紫色が29.5パーセントである。

(例5) 斜め方向に色彩を組み合わせている場合の適切な記載例

【商標登録を受けようとする商標】



【色彩のみからなる商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標は、色彩の組合せからなる色彩のみからなる商標である。色彩は、斜め方向に配置され、左上から順に、紫色（RGBの組合せ：R167, G87, B168）、茶色（RGBの組合せ：R255, G255, B0）・・・であり、配色の割合は各色12.5パーセントである。

3. 色彩を付する位置の特定方法

(1) 基本的な考え方

商品等の位置を特定した色彩のみからなる商標については、商標の詳細な説明において、色彩を付する位置を特定する必要がある。商標の詳細な説明の記載が以下の①～③の全てを満たす場合には、色彩のみからなる商標の詳細な説明として適切であり、色彩を付する位置が特定されているものとする。

- ①色彩を付する位置を特定する記載があること
- ②図形的要素を認識させる記載がないこと
- ③色彩を付する部分以外を表した破線等は商標を構成する要素ではない旨の説明があること

①に挙げる「色彩を付する位置を特定する記載」については、当該商品等の名称や部位・部品等の名称を用いて、色彩を付する位置が明確に特定できるように具体的に記載する必要がある。商標記載欄に表された商標と商標の詳細な説明を総合勘案した結果、色彩を付する具体的な範囲が十分に記載されていないと判断される場合には、色彩を付する位置を特定したものとは認められず、商第5条第5項の要件を満たさない。

なお、部位・部品等の一部にのみ色彩を付する場合については、可能な限り具体的な部位・部品及びその部位・部品のうちのどの辺りなのかについて記載され、商標見本の記載とあわせて位置が特定できると考えられる場合には、具体的な範囲が記載されているものと判断し、色彩を付する位置を特定する記載がされているものとする。

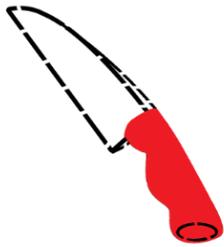
②に挙げる「図形的要素を認識させる記載」については、特定の文字や図形を認識させる記載がある場合には、色彩のみからなる商標を詳細に説明したものと認められないため、商第5条第5項の要件を満たさない。また、同時に、当該記載があることにより、商標記載欄に表された商標が色彩のみを表したとは認められない(色彩と図形が結合したものと判断される)ため、商第3条第1項柱書により登録を受けることができる商標に該当しないものとなる。

(2) 具体例

- (ア) 色彩を付する位置の特定方法 (商品等又はその部位・部品等全体に色彩を付する場合)

以下の商品等の位置を特定した色彩のみからなる商標に関する商標の詳細な説明の記載について、具体例を挙げる。

【商標登録を受けようとする商標】



【色彩のみからなる商標】
 【商標の詳細な説明】

(例6) 位置を特定する具体的な範囲の記載がなされていないと判断される場合 (①を満たさない場合)

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標 (以下「商標」という。) は、色彩のみからなる商標であり、包丁の一部を赤色 (RGBの組合せ: R255, G0, B0) とする構成からなる。なお、破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

(例7) 図形的要素を認識させる記載がされていると判断される場合 (②を満たさない場合)

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標 (以下「商標」という。) は、色彩のみからなる商標であり、波形の包丁の柄の部分を赤色 (RGBの組合せ: R255, G0, B0) とする構成からなる。なお、破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

(例8) 色彩が付されている部分以外を表した破線等は商標を構成する要素ではない旨の説明がない場合 (③を満たさない場合)

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標 (以下「商標」という。) は、色彩のみからなる商標であり、包丁の柄の部分を赤色 (RGBの組合せ: R255, G0, B0) とする構成からなる。

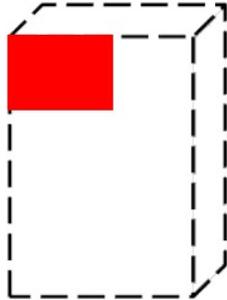
(例9) 適切な記載例 (①～③を満たす場合)

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標 (以下「商標」という。) は、色彩のみからなる商標であり、包丁の柄の部分^①を赤色 (RGBの組合せ: R255, G0, B0) とする構成からなる。なお、破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

(イ) 色彩を付する位置の適切な特定方法（部位・部品等の一部にのみ色彩を付する場合）

【商標登録を受けようとする商標】



【色彩のみからなる商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、色彩のみからなる商標であり、商品の包装容器の正面左上部を赤色（RGBの組合せ：R255, G0, B0）とする構成からなる。

なお、色彩のみの記載は、当該色彩を明示したものである。また、破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

(注) 以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

○ [「第5条（商標登録出願）」の審査基準](#)

54. 03

色彩のみからなる商標の出願における 「金色」等の色彩に関する取扱い

色彩のみからなる商標の出願において、金色、銀色等のメタリックカラー及びパールカラー並びにこれらに準ずる色彩（以下「金色等」という。）については、商標見本で当該色彩を表現することやRGB等の表色系で特定することはほぼ不可能であることから、商標見本欄にその色彩に近い色彩が表され、かつ、商標の詳細な説明に一般的に使用される色見本帳の番号等を記載することによりその色彩が特定されている場合に限り、当該色彩を内容とする出願であると認める。

（例1）金色の単色の商標の商標見本と認められる例

（例1-1）

グラデーションにより金色に近い色彩
を表した商標見本の記載例



（例1-2）

近似色により金色に近い色彩を表した
商標見本の記載例



[解説]

金色等は、単なる色彩だけではなく、光沢や質感を含んだ概念であり、金属等の光沢は、金属等の内部の自由電子と外部から入射した光子とが相互作用して発生するものであることから、グラデーションを用いて輝き具合等を表現することにより金色等の色彩に見えるように商標見本を作成する程度であれば可能となるが、商標見本で正確に表すことは不可能である場合が多い。よって、商標見本については、金色に近い色彩が表されていれば足りるものとする。

一方、商標の詳細な説明の記載方法については、RGB等の表色系で正確に表現することができない反面、一般的に使用される色見本帳のコードや番号等により当該色彩を特定することは可能であることから、金色等の色彩については、色見本帳のコード等により指定する場合に限り、当該色彩を内容とする色彩のみからなる商標として認める。

(注) 以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

○ [「第5条（商標登録出願）」の審査基準](#)

54. 04

色彩のみからなる商標の出願において願書に記載した商標が複数の図又は写真により記載されている場合の取扱い

色彩のみからなる商標の出願において、願書に記載した商標が複数の図又は写真により記載されている場合の取扱いは、以下のとおりとする。

1. 商品等における位置を特定する記載が複数ある場合

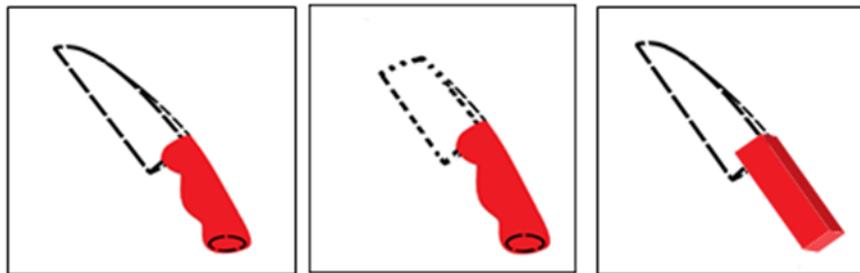
商品等における位置を特定する色彩のみからなる商標においては、願書に記載した商標中、位置を特定するために記載された商品等は、指定商品又は指定役務（以下「指定商品等」という。）のうちの一部の商品又は役務である場合が多いと考えられる。

しかしながら、登録商標の専用権の範囲は、あくまでも指定商品等の範囲である（第25条）ことから、願書に記載した商標中、位置を特定するために記載された商品等の形状は、その指定商品等における使用態様のうちの一例として取り扱うこととする。

したがって、商品等における位置を特定する色彩のみからなる商標の出願において、願書に記載した商標が複数枚提出された場合には、それぞれの記載において下記（1）ないし（3）を全て満たす場合には、第3条第1項柱書及び第6条第1項（一商標一出願）の要件を満たすものとして取り扱う。

- （1）商品等が指定商品等に含まれていること
- （2）色彩又は色彩の組合せが同一であること
- （3）商品等における位置が同一であること

（例）



2. 商品等における位置を特定する記載及び色彩のみの記載の両方がなされている場合

商品等における位置を特定する色彩のみからなる商標に係る専用権は、願書に記載した商標及び商標の詳細な説明により特定された商品等における位置の範囲に限られると考えられる。一方、商品等における位置を特定しない色彩の

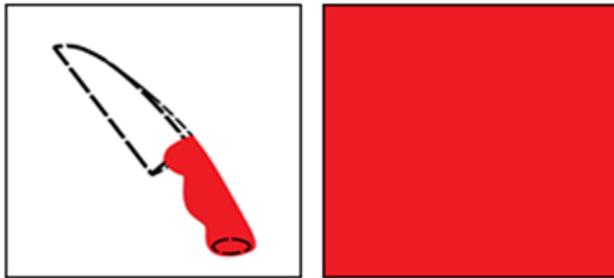
みからなる商標の専用権は、商品等における位置に関わらないものである。

このように、願書への記載の仕方により、専用権の範囲は異なり得ると考えられるため、願書に商品等における位置を特定する色彩のみからなる商標の記載及び色彩のみの記載の両方がなされており、かつ、商標の詳細な説明において、当該色彩のみの記載についての説明がなされていない場合には、二件の色彩のみからなる商標が記載されているものと考えられ、また、色彩のみからなる商標の構成及び態様も特定されていないため、第3条第1項柱書、第5条第5項及び第6条第1項（一商標一出願）の要件を満たさないものとして取り扱う。

ただし、商標の詳細な説明において、「色彩のみの記載は当該色彩を明示したものである」旨の記載がされている場合には、位置を特定した色彩のみからなる商標であることが明らかたため、この限りでない。

（商標の詳細な説明の記載例）

【商標登録を受けようとする商標】



【色彩のみからなる商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、色彩のみからなる商標であり、包丁の柄の部分に赤色（RGBの組合せ：R255，G0，B0）とする構成からなる。

なお、色彩のみの記載は、当該色彩を明示したものである。また、破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

（注）以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

- [「第3条第1項柱書」の審査基準](#)
- [「第5条（商標登録出願）」の審査基準](#)

54. 05

色彩のみからなる商標の出願における 色見本帳についての取扱い

1. 商標の詳細な説明に記載できる色見本帳

色彩のみからなる商標の出願において、商標の詳細な説明に色見本帳の番号を記載する場合には、指定商品又は指定役務の属する取引業界において一般的に使用される色見本帳のみ認めることとする。

[解説] 色彩のみからなる商標の出願における色彩の特定にあたっては、商標の詳細な説明に表色系*による記載をするほか、色見本帳のコードや番号等による記載をすることも可能である。

しかしながら、商標の詳細な説明の記載は、商標登録を受けようとする商標を特定するものでなければならず、第三者が見た場合にいかなる色彩であるかが明らかになっている必要があるため、特定の者が独自に作成し、専ら自己の商品又は役務に使用するような色見本帳は適当ではなく、広く流通している色見本帳、あるいは、指定商品又は指定役務の属する取引業界において一般的に使用される色見本帳である必要がある。

※表色系：一定の規則や定義に基づき、色彩を定量的に表すための体系。例えば、RGB、CMYK、HSB等。

2. 色見本帳の版の指定

色彩のみからなる商標の出願において、商標の詳細な説明に、改版が行われている色見本帳の番号を記載する場合、「第○版」といった版の記載をしないときは、出願時における最新版の色見本帳の番号で指定されたものと推定する。

(注) 以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

○ [「第5条（商標登録出願）」の審査基準](#)

54. 06

**色彩のみからなる商標における
使用による識別力の獲得の証明に関する取扱い**

1. 基本的な考え方

色彩のみからなる商標は、商標審査基準に従い、原則として、商第3条第1項第2号、同項第3号又は同項第6号に該当する。よって、色彩のみからなる商標が登録されるためには、色彩が使用された結果、当該色彩が独立して（図形や文字等と分離して）その商品又は役務の需要者の間で特定の者の出所表示として認識されていることが必要となる。

この使用により識別力を有するに至ったか否かについての判断は、商第3条第2項に関する商標審査基準に従って行うこととなるが、色彩のみからなる商標の性質上、以下の点に留意する。

なお、出願された商標（以下「出願商標」という。）が商品等における色彩を付する位置を特定した色彩のみからなる商標である場合には、使用により識別力を有するに至ったか否かの判断においてその位置も考慮して判断する。

2. 出願商標と使用商標の同一性の判断

使用により識別力を有するに至った商標として認められるのは、出願商標及び指定商品又は指定役務と、使用されている商標（以下「使用商標」という。）及び商品又は役務とが同一の場合に限られるとするのが原則である。ただし、色彩のみからなる商標の使用の証拠は、他の文字や図形等とともに色彩が使用されているものが多いと考えられるところ、出願商標と使用商標との同一性については以下のとおり取り扱う。

- ①提出された証拠が他の文字や図形等とともに色彩が使用されているものである場合、原則的にはそのような証拠のみに基づき、当該色彩が使用により識別力を有するに至った商標であると認めることはできない。
- ②ただし、使用されている色彩と出願商標とが同一の色彩であって、例えば以下の証拠が提出された場合には、直ちに商標の全体的な構成が同一ではないことを理由として、使用による識別力の獲得の主張を退けるのではなく、提出された証拠から、使用に係る色彩部分のみが独立して、自他商品又は役務を識別するための出所表示としての機能を有するに至っていると認められるか否かについて判断することとする。
 - i) 包装紙又は看板等の大部分を当該色彩のみが占めている場合や無彩色を地色として当該色彩のみを使用して地模様を構成している場合等、明らかに当該色彩が需要者に強い印象を与えるような態様で使用されていると認められる証拠

- ii) 多様な態様（文字・図形や他の色彩等の組合せ）をとりつつも当該色彩を常にアクセントカラー等として使用している証拠
- iii) 需要者が当該色彩をもって何人かの業務に係る商品等であることを認識することができるに至っていることの客観的な証拠（例えば、需要者に対するアンケート調査結果※）

※需要者に対するアンケートに関する取扱い

需要者に対するアンケートは、実際に使用されている態様が出願商標（色彩）のみではない場合に、出願商標の識別力の獲得を立証する際に有効な方法である。アンケートの結果、（特定の文字や図形等と結合しない）色彩のみから、特定の者の業務に係る商品又は役務であることを認識するという結論が得られている場合には、色彩が独立して自他商品・役務の識別標識として認識されるか否かの判断において、当該アンケート結果を特に考慮する。なお、アンケートの実施方法が適切か否かについては、主に以下の点について確認する。

- （ア）対象者及び対象者数は適切か
- （イ）質問が恣意的・誘導的ではないか
- （ウ）アンケート結果について人為的操作が行われていないか

3. 商標の構成態様や商取引の実情の考慮

使用により識別力を有するに至ったか否かについて判断する際は、以下の点についても考慮する。

（1）商標の構成態様

色彩のみからなる商標の構成（単一の色彩からなるものか複数の色彩の組合せからなるものか、また、複数の色彩の組合せである場合に色彩の組合せの方向指定がされているか否か、等）について考慮する。

（2）商取引の実情

指定商品又は指定役務を取り扱う業界の市場特性について出願人から主張があった場合には考慮する。例えば、参入企業数（寡占業界か否か）や当該業界における色彩の使用状況（多種多様な色彩が一般的に使用される商品・役務であるか否か、等）等の事実を考慮する。

（注）以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

○ [「第3条第2項（使用による識別性）」の審査基準](#)

54. 07

**色彩のみからなる商標の出願における
使用による識別力の立証方法（色彩の同一性の判断）について**

色彩のみからなる商標が使用により識別力を有するに至っているか否かを判断する上で、願書に記載した商標の色彩（以下「出願商標の色彩」という。）と、使用による識別力を立証するために提出された証拠における商標の色彩（以下「使用商標の色彩」という。）との同一性の判断については、以下のとおりとする。

指定商品又は指定役務の取引業界における取引者、需要者が、出願商標の色彩及び使用商標の色彩に接した際に、同一の色彩と認識し得ると判断できる場合に、同一性を認定するものとする。

ただし、証拠における写真の撮影環境や、証拠の経年劣化等により、そのみでは使用商標の色彩を正確に特定することが困難であって、一見すると出願商標の色彩との同一性が認められない程度に色彩が異なる証拠を提出する場合には、色彩の同一性を主張するために、それらの証拠に加えて、正確な使用商標の色彩（色相、明度、彩度等）を表色系*や色見本帳により表した証拠を提出することができる。例えば、商品カタログの場合、当該カタログを印刷発注した際の色彩の指定情報（例えば、RGB等の表色系の数値、色見本帳の番号）が記載された発注仕様書等が考えられる。

こうした発注仕様書等の証拠を提出する場合において、特に出願商標に係る商標の詳細な説明がRGB等の表色系により記載されているときは、出願商標における表色系の数値と、証明された表色系の数値は、原則として同一である必要がある。その数値が異なる場合には、その数値によって表される色彩の相違の程度を踏まえ、指定商品又は指定役務の取引業界における取引者、需要者が同一と認識し得ると判断できる場合にのみ、同一性を認定するものとする。

※表色系：一定の規則や定義に基づき、色彩を定量的に表すための体系。例えば、RGB、CMYK、HSB等。

（注）以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

- [「第3条第2項（使用による識別性）」の審査基準](#)
- [「第5条（商標登録出願）」の審査基準](#)

54. 08

**色彩のみからなる商標に関する
第4条第1項第11号の審査における
取引の実情の考慮について**

色彩のみからなる商標は、商標審査基準に従い、原則として、第3条第1項第2号、同項第3号又は同項第6号に該当し、使用により識別力を有するに至ったもののみが登録される（[商標審査便覧54.06](#)参照）。そうした事情及び色彩の自由使用を不当に制約すべきでないという公益的な見地からすると、色彩のみからなる商標が先願として存在する場合の第4条第1項第11号の審査において、商品又は役務の類否判断を、類似商品・役務審査基準に従い画一的に行うことは、当該色彩のみからなる商標に過大な保護を与えることにつながるおそれがある。

つまり、色彩のみからなる商標は、使用により識別力を有するに至ったと認められる商品又は役務のみに権利が与えられるが、類似商品・役務審査基準に従えば、同一の類似群コードが付される商品又は役務は、互いに類似するものであると推定される。このため、同一の類似群コードが付されるが、使用により識別力を有するに至ったとは認められない商品又は役務、つまり、当該色彩が使用された結果特定の者の出所表示として認識されていない商品又は役務についても、当該色彩のみからなる商標の指定商品又は指定役務と類似する商品又は役務として扱うこととなる。これは、同一又は類似の色彩を使用しても出所混同のおそれが認められない商品又は役務についても、類似する商品又は役務として扱うこととなるため、当該色彩のみからなる商標に過大な保護を与えているとも考えられる。

そこで、審査実務においては、先願の色彩のみからなる登録商標との商品又は役務の類否判断において、出願人から取引実情について主張があった場合には、十分に当該事情を考慮して総合的に判断するものとする。

また、商標の類否判断についても、同様に、出願人から取引実情について主張があった場合には、十分に当該事情を考慮して総合的に判断するものとする。

(注) 以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

○ [「第3条第2項（使用による識別性）」の審査基準](#)

55. 01

音商標の願書への記載及び物件について

1. 音商標として認められるか否かについて

音商標について商標登録を受けようとする場合、願書の商標登録を受けようとする商標を記載する欄（以下「商標記載欄」という。）には、文字若しくは五線譜又はこれらの組み合わせを用いて、音符、休符、音部記号、テンポ、拍子記号、歌詞その他の音商標を構成するために必要な事項を記載しなければならない（商施規第4条の5、商施規様式2備考7ソ）。商標記載欄に①「音」を構成するための十分な記載がなされていない場合又は②「音」を構成するための要素以外の記載がある場合は、音商標として認められないため、商第3条第1項柱書の要件を満たさない（商標審査便覧55.02の1.及び55.03の1.参照）。

2. 音商標の特定について

音商標は、聴覚で認識される商標であるため、文字若しくは五線譜又はこれらの組み合わせによる記載のみでは、厳密に表すことができない音色や音の抑揚などの要素もある。そこで、音商標を出願するにあたっては、商標記載欄に「音」を構成するために必要な事項を記載するとともに、音商標を特定するために、経済産業省令で定める物件（以下「音声ファイル」という。）を願書に添付しなければならない。また、音商標を特定するために必要がある場合に限り商標の詳細な説明（以下「詳細な説明」という。）を願書に記載することができる（商第5条第5項）。

そして、音声ファイル及び詳細な説明が、音商標を特定するものでない場合、その商標登録出願は、商第5条第5項の要件を満たさない。音声ファイル及び詳細な説明が、音商標を特定するものであるか否かについては、商標記載欄へ記載した音商標の構成及び態様と、音声ファイル及び詳細な説明の構成及び態様が一致するか否かを判断するものとし、両者の構成及び態様が一致している場合に、音商標が特定されたものとしている¹。

また、商標審査基準第4 第5条 4. では、願書に記載された商標と音声ファイル又は詳細な説明が一致しない場合においても、音商標の構成及び態様の範囲に、音声ファイル又は詳細な説明が含まれているときには、音商標が特定されたものとする、と規定しているが、これは例えば、願書に記載された商標に演奏楽器に関する記載がなく、音声ファイルには特定の音色が収録されている場合が該当する。この場合、商標記載欄には演奏楽器に関する記載がないため、あ

¹ 「商標審査基準第4 第5条 4.」参照

あらゆる演奏楽器の音色があり得ることとなるが、音声ファイルには特定の演奏楽器の音色が収録されているため、願書に記載された商標の音色と音声ファイルの音色とは一致しない。しかしながら、願書に記載された商標の音色（あらゆる演奏楽器の音色）の範囲には、音声ファイルの音色（特定の演奏楽器の音色）が含まれているため、当該音声ファイルにより、商標登録を受けようとする商標が特定されたものと判断することとなる（商標審査基準第4 第5条 4. (4)）。一方、音声ファイルには、音商標を特定するためには、商標記載欄に記載された「音」が全て含まれている必要があるため、例えば、願書に記載された商標には五線譜で複数の音符が記載されている場合に、音声ファイルにはそのうちの一部の音符の音のみが収録されているときや、願書に記載された商標には総譜で複数の演奏パートの音が記載されている場合に、音声ファイルにはそのうちの一部の演奏パートの音のみが収録されているときは、そのような音声ファイルにより、商標登録を受けようとする商標が特定されたものという事はできない。

音声ファイル及び詳細な説明は、商標記載欄への記載では厳密に表すことができない要素や、商標記載欄への記載が任意となっている事項を特定するために、その記載及び提出を求めているものであって、上記のように、商標記載欄に記載された「音」の一部を特定すれば商第5条第5項の要件を満たすものではない。

(例1) 音声ファイルが音商標を特定するものと認められる場合



音声ファイル：上記五線譜の記載どおりに演奏したピアノの音が収録されている場合。

なお、例えば、願書に記載された商標に、演奏楽器としてピアノ及びギターが記載されており、音声ファイルには、ピアノの音色のみが収録されている場合は、願書に記載された商標における演奏楽器と、音声ファイルにおける演奏楽器が一致しないため、当該音声ファイルによっては、商標登録を受けようとする商標が特定されていないものとする。

(例2) 音声ファイルが音商標を特定するものと認められない場合



音声ファイル：上記五線譜中、1音目の「レ」の音を演奏したピアノの音のみが収録されている場合。

3. 音声ファイルの補正について

音声ファイルが音商標を特定するものと認められない場合であっても、音声ファイルを補正することにより、商標記載欄へ記載した音商標の構成及び態様と音声ファイルの構成及び態様を一致させたときは、当該補正後の音声ファイルにより音商標が特定されるため、その商標登録出願は、商第5条第5項の要件を満たすこととなる。

4. 国際商標登録出願における音商標の取扱い

(1) 国際商標登録出願における音商標は、指定通報に以下のように表される。

- ① 音商標を特定するために必要な事項を文字若しくは五線譜又はこれらの組み合わせを用いて記載したもの（必要がある場合に、五線譜に加えて一線譜を記載したもの）
- ② 音声ファイル（例：MP3形式）

(2) 国際商標登録出願に係る商標が音声ファイルで表されているときは、音声ファイルが我が国における音商標を構成するものとは認められないため、商第3条第1項柱書の要件を満たさない（商標審査基準第1 二. 第3条第1項柱書 10. (1)、商施規第4条の5）。

(注) 以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

- [「第3条第1項柱書」の審査基準](#)
- [「第5条（商標登録出願）」の審査基準](#)

55. 02

音商標の願書への記載（五線譜にて商標を表す場合）について

1. 商第3条第1項柱書

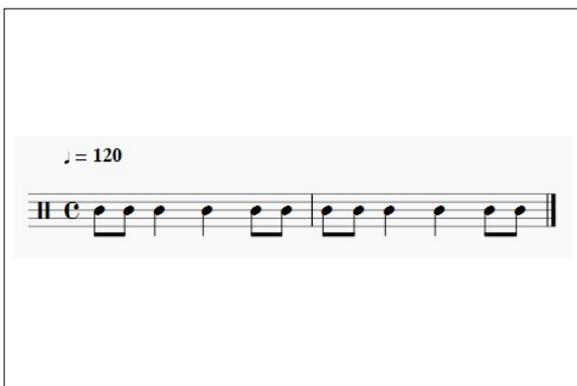
五線譜にて商標を表す場合は、音符、音部記号、拍子記号及びテンポを、また、必要に応じて言語的要素（歌詞等が含まれるとき）及び休符を、願書の商標登録を受けようとする商標を記載する欄（以下「商標記載欄」という。）に記載しなければならない。商標記載欄にこれらの事項が記載されていない場合は、音商標として認められないため、商第3条第1項柱書の要件を満たさない。

(1) 打楽器のみを用いる場合の記載

音商標の演奏楽器として単一の打楽器を用いる場合には、五線譜中の一つの線又は間を用いて記載することができる。また、複数の打楽器を組み合わせる演奏（例：ドラムセットによる演奏）する場合には、五線譜中の線又は間を各々の打楽器に割り当てて記載することができる。

上記の場合、商標の詳細な説明（以下「詳細な説明」という。）に、どの線又は間に打楽器を割り当てたかを記載する必要がある。

(例1) 打楽器で演奏された音商標

【商標登録を受けようとする商標】**【音商標】****【商標の詳細な説明】**

商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は音商標であり、タンバリンを使用して演奏したものである。

商標は、五線譜中の第三線を使用して記載しているものである。

(2) テンポの取扱い

五線譜にて商標を表す場合は、音符、音部記号、拍子記号及びテンポを、また、必要に応じて言語的要素（歌詞等が含まれるとき）及び休符を商標記載欄に記載しなければならないが、例外として、テンポについては、商標記載欄に記載されていなくても、詳細な説明に記載されていれば、商第3条第1項柱書の要件を満たすものとする。また、詳細な説明にテンポを追記する補正についても、要旨の変更ではないものとして認める。

(3) 五線譜として成立していない記載の取扱い

音符、音部記号、拍子記号及びテンポを、商標記載欄に記載している場合であっても、その記載が五線譜として成立していないときは、音商標として認められないため、商第3条第1項柱書の要件を満たさないものとする。

五線譜として成立していない記載としては、例えば、必要な休符の記載がない下記のような不完全小節1小節からなる記載が該当する。

(例2) 不完全小節1小節からなる記載



(4) コードネームの取扱い

五線譜にて商標を表す場合であって、主旋律以外の音（以下「伴奏の音」という。）を表すときは、音符に代えて、コードネーム（和音の構成を表示する記号）を商標記載欄に記載することを容認する。ただし、コードネームの影響が及ぶ範囲（あるコードネームが記載されている拍から次のコードネームが記載されている拍の手前の拍までの範囲）において、コードネームが表示する和音の構成音が演奏されることを前提とした容認であるため、商標記載欄において、伴奏の音が、コードネームのみならず音符でも記載されている場合は、その音符も、コードネームが表示する和音の構成音でなければならない。したがって、下記のような主旋律の音が音符、伴奏の音が音符及びコードネームで記載されている場合であって、コードネームが表示する和音の構成音以外の音が、そのコードネームの影響が及ぶ範囲において、五線譜に音符（主旋律の音を表す音符を除く。）で記載されているときは、商第3条

第1項柱書の要件を満たさないものとする。

(例3) 2小節目の1～2拍目において、コードネーム(「F」:「ファ」「ラ」「ド」の構成を表示する記号)と音符(「ソシレファ」の和音)に矛盾が生じている

【商標登録を受けようとする商標】

2. 商第5条第5項

経済産業省令で定める物件(以下「音声ファイル」という。)及び詳細な説明が、音商標を特定するものでない場合、その商標登録出願は、商第5条第5項の要件を満たさない。音声ファイル及び詳細な説明が、音商標を特定するものであるか否かについては、願書に記載された商標の構成及び態様と、音声ファイル及び詳細な説明の構成及び態様が一致するか否かを判断する。

(1) 五線譜に記載されていない音が音声ファイルに収録されている場合

例えば、五線譜には主旋律の音を表す音符のみが記載され、音声ファイルには主旋律の音及び伴奏の音が収録されている場合や、五線譜には打楽器のパートの譜が記載されていないにもかかわらず、音声ファイルには打楽器の音が収録されている場合、五線譜には言語的要素が記載されていないにもかかわらず、音声ファイルには言語的要素を発した人の声の音が収録されている場合は、願書に記載された商標の構成及び態様と音声ファイルの構成及び態様が一致しないため、その商標登録出願は、商第5条第5項の要件を満たさない。

(2) 五線譜に記載されている音が音声ファイルに収録されていない場合

例えば、五線譜には複数の音符が記載され、音声ファイルにはそのうちの一部の音符の音のみが収録されている場合や、五線譜(総譜で記載されている場合を含む。)には複数の演奏パートの音が記載され、音声ファイルにはそのうちの一部の演奏パートの音のみが収録されている場合、五線譜には言語的要素が記載されているにもかかわらず、音声ファイルには言語的要素を発した人の

声の音が収録されていない場合は、願書に記載された商標の構成及び態様と音声ファイルの構成及び態様が一致しないため、その商標登録出願は、商第5条第5項の要件を満たさない。

なお、音声ファイル及び詳細な説明は、商標記載欄への記載では厳密に表すことができない要素や、商標記載欄への記載が任意となっている事項を特定するために、その記載及び提出を求めているものであって、商標記載欄に記載された「音」の一部を特定すれば商第5条第5項の要件を満たすものではない(商標審査便覧55. 01の2. 参照)。

(3) 五線譜に記載されている音が、音声ファイルに収録されている音と一致しない場合

五線譜に記載されている音楽的要素(音の高さ、リズム、テンポ、音色等)と、音声ファイルに収録されている音楽的要素が一致しない場合は、願書に記載された商標の構成及び態様と音声ファイルの構成及び態様が一致しないため、その商標登録出願は、商第5条第5項の要件を満たさない。五線譜に記載されている言語的要素と、音声ファイルに収録されている言語的要素が一致しない場合も同様である。

また、五線譜には音符が記載され、音声ファイルには、楽器や人の歌声の音ではなく、特定の音の高さを定められない音(例:自然音、人の話し声や動物の鳴き声の音、電子音)が収録されている場合も、願書に記載された商標の構成及び態様と音声ファイルの構成及び態様が一致しないため、その商標登録出願は、商第5条第5項の要件を満たさない。

(例4) 音声ファイルに特定の音の高さを定められない音が収録されている場合

【商標登録を受けようとする商標】

♪ = 200



とつ きよ ちょう

[解説]

音商標を特定する音声ファイルと認められるためには、上記五線譜の記載に従い、「とつ、きよ、ちょう」の言語的要素をそれぞれ「ド、ソ、

ミ」の高さで歌った声の音が音声ファイルに収録されている必要があるが、音声ファイルには、「とつきょちょう」の言語的要素を単に読み上げたような声の音が収録されている。

(参考) なお、商標記載欄が、五線譜ではなく文字で記載され、音楽的要素を認識させる記載がないにもかかわらず、音声ファイルに収録されている音については音の高さが把握され、音楽的要素を認識させる場合も、願書に記載された商標の構成及び態様と音声ファイルの構成及び態様が一致しないため、その商標登録出願は、商第5条第5項の要件を満たさない。

(例5) 音声ファイルに音の高さが把握され、音楽的要素を認識させる音が収録されている場合

【商標登録を受けようとする商標】

本商標は、「とつきょちょう」という人の声が聞こえる構成となっており、全体で約2秒間の長さである。

[解説]

音商標を特定する音声ファイルと認められるためには、上記商標記載欄の記載に従い、「とつきょちょう」の言語的要素を単に読み上げたような声の音が音声ファイルに収録されている必要があるが、音声ファイルには、音の高さが把握され、音楽的要素を認識させる音が収録されている。

(注) 以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

- [「第3条第1項柱書」の審査基準](#)
- [「第5条（商標登録出願）」の審査基準](#)

55. 03

音商標の願書への記載（文字にて商標を表す場合）について

1. 商第3条第1項柱書

自然音、動物の鳴き声、電子音等のような、五線譜では表現不可能又は困難な音からなる音商標を文字にて表す場合は、音の種類及び音の長さ（時間）を、願書の商標登録を受けようとする商標を記載する欄（以下「商標記載欄」という。）に記載しなければならない。商標記載欄にこれらの事項が記載されていない場合は、音商標として認められないため、商第3条第1項柱書の要件を満たさない。

(1) 音の種類が記載されていない場合

音の種類については、擬音語又は擬態語と組み合わせる等の方法により特定して記載しなければならない（商標審査基準第1 第3条第1項 二、第3条第1項柱書 10.(2)(イ)①）、商標記載欄に擬音語又は擬態語のみが記載され、音の種類が記載されていない場合は、音商標として認められないため、商第3条第1項柱書の要件を満たさない。

例えば、願書に記載された商標が「本商標は、キーンという音が聞こえる構成となっており、全体として約2秒間の長さである。」という場合は、「キーンという音」について、音の種類が記載されておらず、当該音が具体的にどのような音（例：機械が動く音、人の声の音、電子音）であるのかを把握することができないため、商第3条第1項柱書の要件を満たさない。

(2) 商標記載欄に音楽的要素が文字で記載されている場合

商標記載欄に、明らかに音楽的要素を認識させるものが文字で記載されているにもかかわらず、その音を構成するための要素（音の高さ、リズム、テンポ等）が明記されていない場合は、音を構成するための十分な記載がなされていないため、このような記載を含む音商標は、商第3条第1項柱書の要件を満たさない。

例えば、願書に記載された商標が「男性が●●と読み上げた後に、ピアノの音が2秒間流れ」という場合は、「ピアノの音」は明らかに音楽的要素を認識させるにもかかわらず、音を構成するための十分な記載がなされていないため、商第3条第1項柱書の要件を満たさない。なお、このときに、「ピアノの音」の具体的な音を収録した経済産業省令で定める物件（以下「音声ファイル」という。）を提出し、商標の詳細な説明（以下「詳細な説明」という。）に「ピア

「ピアノの音」の具体的内容を記載したとしても、商第3条第1項柱書の要件を満たさない。音声ファイル及び詳細な説明は、商標登録を受けようとする音を構成するために必要な事項が商標記載欄に記載されていると認められる場合、すなわち、商標登録を受けようとする商標足り得た場合に、文字では厳密に表すことができない要素や、商標記載欄への記載が任意となっている事項を特定するととどまるものであって、商標登録を受けようとする音（「ピアノの音」の具体的内容）を特定できるものではない。

一方、商標記載欄に音楽的要素の具体的内容が文字で記載されている場合は、それが商標登録を受けようとする音を特定できるもの（例：テンポ○×、○分の×拍子で、○×調により、1小節目の1拍目には○の音があり…）であれば、商第3条第1項柱書の要件を満たすものとする。

(3) 願書に記載した商標に音商標の構成要素ではないものが記載されている場合

商標審査基準¹では、楽曲のタイトルや作曲者名等の音商標の構成要素ではないものを商標記載欄に記載した場合には、音商標とは認められず、商第3条第1項柱書の要件を満たさないものとしている。

音商標の構成要素ではないものとしては、楽曲のタイトルや作曲者名以外にも、例えば、願書に記載された商標が「本商標は、全国的にも有名な猫である●●（猫の名前）の『ニャーニャー』という鳴き声が聞こえる構成となっており、全体で3秒間の長さである。」という場合における「全国的にも有名な」という記載や「●●（猫の名前）」という記載がある。これらは、音商標を構成する音そのものを説明したものではなく、音商標の構成要素とは認められないため、このような音商標は商第3条第1項柱書の要件を満たさない。

ただし、これらの文字を削除することは、要旨の変更ではないものとする。

2. 商第5条第5項

(1) 音声ファイルに収録されている音が、商標記載欄に記載されている音と一致しない場合

商標記載欄に記載されている音の要素（音の種類、音の長さ（時間）等）と、音声ファイルに収録されている音の要素が一致しない場合は、願書に記載された商標の構成及び態様と音声ファイルの構成及び態様が一致しないため、その商標登録出願は、商第5条第5項の要件を満たさない。商標記載欄に記載されている言語的要素と、音声ファイルに収録されている言語的要素が一致しない場合も同様である。

¹ 「商標審査基準第1 二、第3条第1項柱書 10. (1)(7)」参照

また、商標記載欄には、音楽的要素を認識させる記載がないにもかかわらず、音声ファイルに収録されている音については音の高さが把握され、音楽的要素を認識させる場合も、願書に記載された商標の構成及び態様と音声ファイルの構成及び態様が一致しないため、その商標登録出願は、商第5条第5項の要件を満たさない（商標審査便覧55. 02の2.（参考）参照）。

- (2) 音商標の構成要素でない文字が商標の詳細な説明に記載されている場合
音商標の構成要素でないものを詳細な説明に記載した場合は、詳細な説明が音商標を特定するものと認められないため、その商標登録出願は、商第5条第5項の要件を満たさない。

(注) 以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

- [「第3条第1項柱書」の審査基準](#)
- [「第5条（商標登録出願）」の審査基準](#)

55. 04

音商標の願書への記載 (五線譜及び文字の組合せにて商標を表す場合) について

1. 商第3条第1項柱書

五線譜により記載可能な音楽的要素と、五線譜により記載が困難な音（例えば、自然音、動物の鳴き声、電子音等）の組合せからなる音商標は、以下のように記載することができる。

(例) 五線譜及び文字の組合せの音商標

【商標登録を受けようとする商標】



本商標は、五線譜に示す音に続いて、『ニャー』という、猫の鳴き声を模した電子音が入る構成になっており、全体で約▲秒の長さである。

【音商標】

(注) 以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

- [「第3条第1項柱書」の審査基準](#)
- [「第5条（商標登録出願）」の審査基準](#)

56. 01

位置商標の願書への記載について

位置商標は、商標に係る標章（文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合に限る。）を付する位置が特定される商標であり、位置商標について、願書の商標記載欄に記載した商標（以下「願書に記載した商標」という。）の記載は、商標に係る標章を実線で描き、その他の部分を破線で描く等により、標章及びそれを付する位置が特定されるように表示した一又は異なる二以上の図又は写真によりしなければならない¹。

また、位置商標については、商標に係る標章及びそれを付する位置を特定するための線、点その他のものを記載することができ、この場合は、当該記載によりどのように当該標章及びそれを付する位置が特定されるのかを商標の詳細な説明として記載することとなっている²。

したがって、位置商標についての願書への記載については、以下のとおり取り扱う。

1. 商標の記載について

位置商標については、実線、破線のほか、着色等により、標章及びそれを付す位置が記載されている場合があるが、いずれの記載方法においても、願書に記載した商標及び商標の詳細な説明から、願書に記載した商標が位置商標を構成するものと認められない場合には、商第3条第1項柱書の要件を満たさない。

- (1) 願書に記載した商標について、どの部分が商標を構成する標章であるかを特定することができず、そのために標章を付する位置を特定することができない場合（例えば図又は写真が不鮮明な場合）は商第3条第1項柱書の要件を満たさない。ただし、商標を構成する標章が不鮮明な場合であっても、その標章が何らかの形状等であると認識することができれば、標章を付する位置を特定することができるため、商第3条第1項柱書の要件を満たすものとする。

また、位置商標は、商標に係る標章が「文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合」に限られていることから、その標章が位置商標を構成するものと認められない場合

¹「商標法施行規則第4条の6」参照

²「商標法施行規則様式2備考7ツ」参照

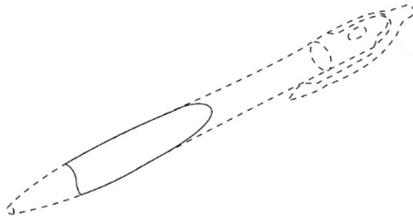
も商第3条第1項柱書の要件を満たさない。

具体的には、願書に記載した商標から、商標を構成する標章そのものが特定できない場合（例2-1、例2-2）や標章を付する位置を特定できない場合（例2-1ないし例2-5）、願書に記載した商標及び商標の詳細な説明の内容から、色彩のみからなる商標と認識し得る場合（例2-6）等が該当する。

(2) 位置商標に係る標章を付する位置を特定するために記載された商品（商品の包装を含む。）又は役務の提供の用に供する物（以下、「商品等」という。）の形状が、その出願に係る指定商品等の形状として想定し得ない場合（例2-7）についても、商第3条第1項柱書の要件を満たさない。

(例1) 位置商標として認められる例

(例1-1) 実線と破線による記載例

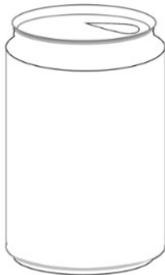


(例1-2) 着色による記載例



(例2) 位置商標として認められない例

(例2-1) 願書に記載した商標全てが実線又は破線で描かれている例



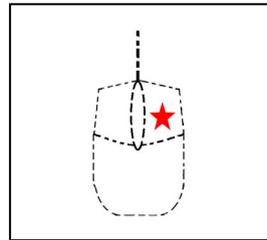
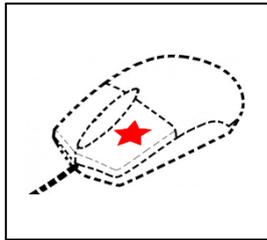
※願書に記載した商標の変更や削除等は、要旨の変更であることから認められない。

(例2-2) 図又は写真が極めて不鮮明な例



※位置商標の全体を明確に特定し得るような鮮明な図又は写真に補正することは、要旨の変更であることから認められない。

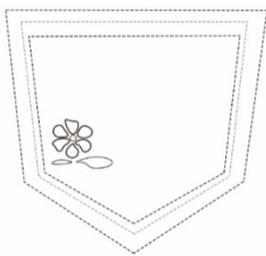
(例2-3) 複数の図又は写真において、標章を付する位置が異なり、標章を付する位置を特定することができない場合 (商標審査基準 第1 二、11. (1) (ア))



※願書に記載した商標の変更や削除等は、要旨の変更であることから認められない。

(例2-4) 商品等の全体が表されておらず、商品等の拡大図のみが表されているため、商品等全体における標章を付する位置が不明であり、標章を付する位置を特定することができない記載例

【商標登録を受けようとする商標】



【位置商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標 (以下「商標」という。) は、商標を付する位置が特定された位置商標である。なお、破線で描かれたポケットの部分は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

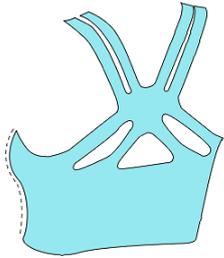
【指定商品】

被服

※願書に記載した商標の変更や削除等は、要旨の変更であることから認められない。

(例2-5) 商品等の形状の一部しか表されていないため、商品等全体における標章を付する位置を特定することができない記載例

【商標登録を受けようとする商標】



【位置商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、標章を付する位置が特定された位置商標であり、ノンワイヤー型ブラジャーを背面から見た際のタスキ状のストラップおよび背中上部を覆う部分の図形からなる。なお、破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

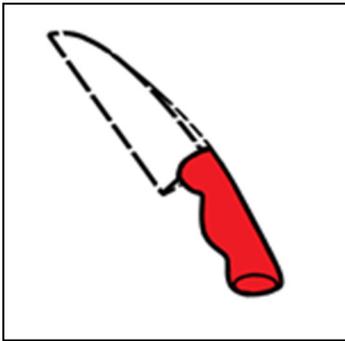
【指定商品】

ブラジャー，下着，キャミソール，被服

※願書に記載した商標の変更や削除等は、要旨の変更であることから認められない。

(例2-6) 願書に記載した商標及び商標の詳細な説明に、標章が色彩のみからなると認識し得る記載がなされている場合（商標審査基準 第1 二、11. (1) (イ)）

【商標登録を受けようとする商標】



【位置商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、包丁の柄の部分を赤色とする構成からなる。

なお、破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

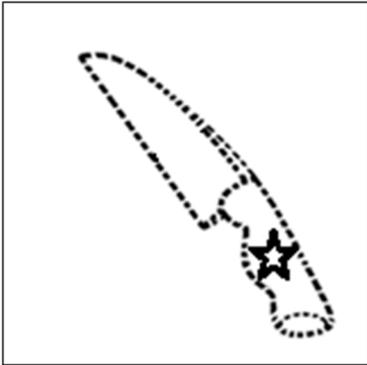
【第8類】

【指定商品(指定役務)】 包丁

※商標の詳細な説明において、標章が立体的形状と色彩の組み合わせからなるものであることが明確になるように、例えば、「包丁の柄の部分を赤色とした立体的形状からなる」等に補正をすることが可能である。

(例2-7)位置を特定するために記載された商品等の形状が、指定商品等の形状として想定し得ない場合（商標審査基準 第1 二、 11. (1) (ウ))

【商標登録を受けようとする商標】



【位置商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、標章を付する位置が特定された位置商標であり、包丁の柄の側面中央部分に付された星形の図形からなる。

なお、破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第8類】

【指定商品(指定役務)】 はさみ類、包丁類、すみつぼ類

※指定商品を「包丁類」のみに補正することが可能である。

2. 商標の詳細な説明の記載について³

(1) 標章の記載について

商標の詳細な説明の記載は、願書に記載した商標を特定するものでなくてはならないため、位置商標を構成する標章と商標の詳細な説明に記載された標章の種類（文字、図形、立体的形状等）が一致しない場合には、商第5条第5項の要件を満たさないものとする。

両者が一致しているかの判断にあたっては、位置商標に係る標章が、「文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合」に限られることから、商標の詳細な説明に記載されている標章の説明

³ 商標審査基準第4（第5条）参照

において、標章がこれらのいずれかであるかが記載されている場合や、標章がこれらのいずれかであると解釈し得る場合には、標章は特定されたものとする。

なお、実線・破線や着色等によって、位置商標を願書に記載する際には、必ず、商標の詳細な説明において、標章は何（実線等）によって表し、標章以外の部分（商品等全体等）は何（破線等）によって表したのかを明記する必要があるところ、破線等権利に含まれない事項に関する記載が適切になされていない場合は、商標の詳細な説明の記載が、願書に記載した商標を特定するものとはいえないため、商第5条第5項の要件を満たさない。

（2）位置の記載について

商標の詳細な説明の記載は、願書に記載した商標を特定するものでなければならぬため、商品等における標章を付する位置について具体的かつ明確な記載がされていない場合には、商第5条第5項の要件を満たさない。

願書に記載した商標はあくまで位置商標の使用態様の一例にすぎず、商品の形状等に応じて標章を付する位置が若干変わることも想定し得るものである。

そのため、商品等における標章を付する位置についてなされた記載が、標章の大きさ、標章を付する商品等、取引の実情を総合的に考慮した上で、願書に記載した商標から合理的に解釈し得る位置の範囲に含まれていれば、標章を付する位置は特定されたものとする。

なお、標章を付する商品等とは、当該商品の種類、大きさ及び形状等、当該商品等の部位の大きさ及び形状等のことをいい、取引の実情とは、当該商品等の取引業界における需要者の認識（例えば、シャツにおける標章を付する位置についての需要者の注意力）等のことをいう。

（3）願書に記載した商標が商第3条第1項柱書の要件を満たさない場合の留意点

願書に記載した商標が、位置商標に係る標章を特定できず（例えば図又は写真が不鮮明な場合）、商第3条第1項柱書の要件を満たさない場合には、商標の詳細な説明において、当該標章についての明確な記載（例えば「○○の図形からなる」という記載）がされていても、その説明が願書に記載した商標と一致しているとは認められないため、商第5条第5項の要件をも満たさないこととなる。

(4) 標章が明らかに立体的形状としてのみ認識される場合の留意点

位置商標を構成する標章が明らかに立体的形状としてのみ認識される場合に、商標の詳細な説明に当該標章が平面図形であるかのような記載（例えば「〇〇状の図形からなる」という記載）がされている等のときは、商第5条第5項の要件を満たさないものとする。

(例3) 第5条第5項の要件を満たす例

(例3-1) 標章及び位置を特定していると認められる商標の詳細な説明の記載例

【商標登録を受けようとする商標】



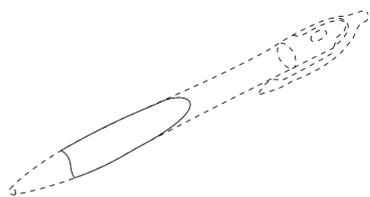
【位置商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、標章を付する位置が特定された位置商標であり、長袖シャツの左袖の袖口部分の周縁に付された2本の黒色の図形からなるものである。なお、破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

(例3-2) 願書に記載した商標が実線及び破線で描かれている場合で、権利等に含まれない事項に関する詳細な説明の記載が適切になされている記載例

【商標登録を受けようとする商標】



【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、標章を付する位置が特定された位置商標であり、ボールペンの軸の下部に付された図形からなる。なお、破線は商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

(例3-3) 願書に記載した商標が着色で表されている場合で、権利等に含まれない事項に関する詳細な説明の記載が適切になされている記載例

【商標登録を受けようとする商標】



【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、標章を付する位置が特定された位置商標であり、靴の本底（地面に接する側の靴底）の足の指と土踏まずの間の部分及びかかるとに付された図形からなるものである。なお、靴の本底における薄紫色の部分は商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

(例4) 第5条第5項の要件を満たさない例

(例4-1) 標章を特定していると認められない商標の詳細な説明の記載例

【商標登録を受けようとする商標】



【位置商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、標章を付する位置が特定された位置商標であり、長袖シャツの左袖の袖口部分に上記図示する標章を配置する構成からなるものである。

なお、破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

(例4-2) 位置を特定していると認められない商標の詳細な説明の記載例

【商標登録を受けようとする商標】



【位置商標】

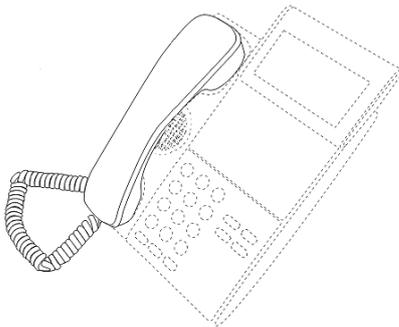
【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、標章を付する位置が特定された位置商標であり、長袖シャツの左袖周縁に付された2本の黒色の図形からなるものである。

なお、破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

(例4-3) 標章が明らかに立体的形状としてのみ認識される場合に、商標の詳細な説明には図形と記載されている例

【商標登録を受けようとする商標】



【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、標章を付する位置が特定された位置商標であり、電話機の左側部分に位置した受話器及び電話機本体とをつなぐコードから構成された図形からなる。なお、破線部分は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

(注) 以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

- [「第3条第1項柱書」の審査基準](#)
- [「第5条（商標登録出願）」の審査基準](#)

56. 02

位置商標の出願において願書に記載した商標が 複数の図又は写真により記載されている場合の取扱い

位置商標の出願において、願書に記載した商標が複数の図又は写真により記載されている場合の取扱いは、以下のとおりとする。

1. 商品等における位置を特定する記載が複数ある場合

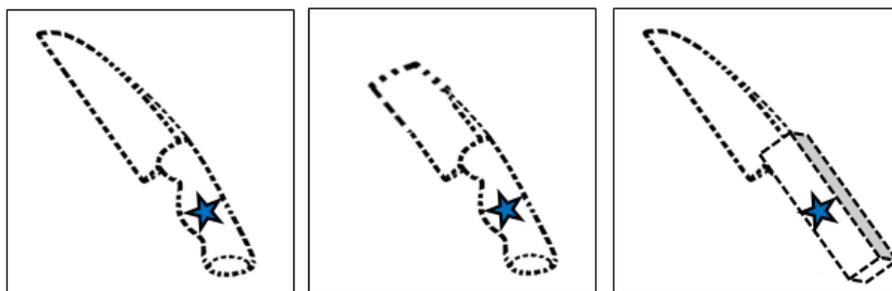
位置商標においては、願書に記載した商標中、位置を特定するために記載された商品等は、指定商品又は指定役務（以下「指定商品等」という。）のうちの一部の商品又は役務である場合が多いと考えられる。

しかしながら、登録商標の専用権の範囲は、あくまでも指定商品等の範囲である（商第25条）ことから、願書に記載した商標中、位置を特定するための商品等の記載は、その指定商品等における使用態様のうちの一例として取り扱うこととする。

したがって、位置商標の出願において、願書に記載した商標として商品等における位置を特定する記載が複数枚提出された場合には、それぞれの記載において下記（1）ないし（3）を全て満たす場合には、商第3条第1項柱書及び第6条第1項の要件（一商標一出願）を満たすものとして取り扱う。

- （1）商品等が指定商品等に含まれていること
- （2）標章が同一であること
- （3）商品等における位置が同一であること

（例）



2. 商品等における位置を特定する記載及び位置に付される標章のみの記載の両方の記載がされている場合

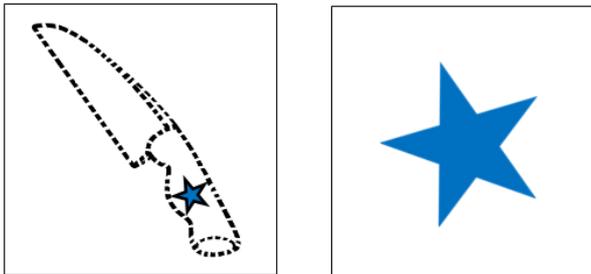
位置商標に係る専用権は、願書に記載した商標及び商標の詳細な説明により特定された商品等における位置の範囲に限られると考えられる。一方、位置を構成する標章である文字や図形等を、文字商標や図形商標等として出願をした場合の専用権は、商品等における位置に関わらないものである。

このように、願書への記載の仕方により、専用権の範囲は異なり得ると考えられるため、願書に商品等における位置を特定する位置商標の記載及びその位置に付される標章のみの記載の両方がなされており、かつ、商標の詳細な説明において、当該位置に付される標章のみの記載についての説明がなされていない場合には、位置商標と図形商標の二件の商標が記載されているものと考えられることから、位置商標であるとも認められず、その構成及び態様も特定されていないため、商第3条第1項柱書、商第5条第5項及び第6条第1項の要件（一商標一出願）を満たさないものとして取り扱う。

ただし、商標の詳細な説明において、「標章のみの記載は当該位置に付される標章を明示したものである」旨の記載がされている場合には、位置商標であることが明らかのため、この限りでない。

（商標の詳細な説明の記載例）

【商標登録を受けようとする商標】



【位置商標】

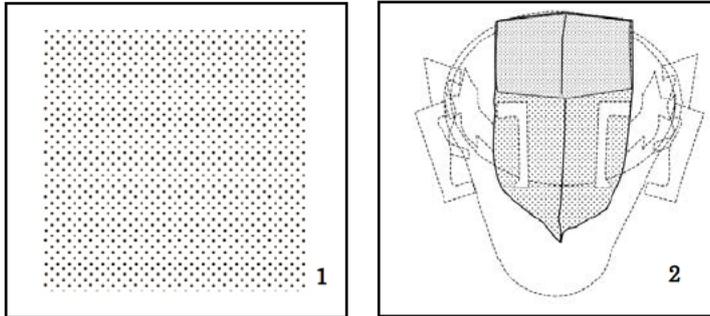
【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、標章を付する位置が特定された位置商標であり、包丁の柄の中央部分の左側面に付された星形の図形からなる。なお、星形の図形のみの記載は、当該位置に付される標章を明示したものである。また、破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

他方で、標章そのものを明示した拡大図が、標章全体を表していない場合は、【商標登録を受けようとする商標】記載のものから標章が特定できないため、商第3条第1項柱書の要件を満たさない。

(商第3条第1項柱書の要件を満たさない事例)

【商標登録を受けようとする商標】



【位置商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、標章を付する位置が特定された位置商標であり、コーヒーフィルターの中央に位置するシート部分の立体的形状からなる。図1はシートの図柄を明示した標章の拡大図である。なお、各図の右下隅に表示されている番号は、図の順番を表したものであり、また、図2の破線は、商品の形状の一例を示したものであり、いずれも商標を構成する要素ではない。

このような場合において、位置に付される標章のみの記載の一部を表した拡大図を削除しても、出願時における商標の構成と同一性が保たれると認められるときは、商標の要旨を変更することにはならないことから、当該拡大図を削除する補正は認めるものとする。

(参考) 一枚の図により商品等における複数の位置が記載されている場合

一の商品等における複数の位置にそれぞれ異なる標章を付す場合、全体として一件の商標としてみられることから、商標法第6条第1項の要件（一商標一出願）を満たすものとして取り扱う。

(例)



(注) 以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

- [「第3条第1項柱書」の審査基準](#)
- [「第5条（商標登録出願）」の審査基準](#)

56. 03

位置商標における識別力の考え方について

1. 基本的な考え方

位置商標を構成する標章は、文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合からなることから、位置商標に関する商第3条第1項各号の判断においては、位置商標を構成する文字や図形等の標章とその標章が付される位置とを総合して、商標全体として考察する。（基準第1一、7.（1）参照）

2. 商第3条第1項各号に該当するもの

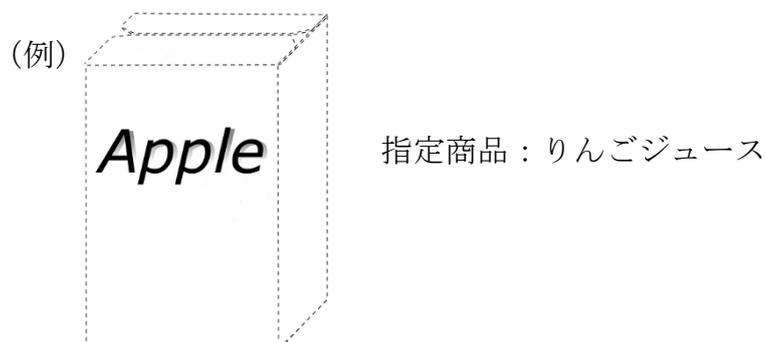
位置商標を構成する文字や図形等の標章が、商第3条第1項各号に該当するもののみからなる場合には、原則として、商標全体としても商第3条第1項各号に該当する。（基準第1一、7.（3）参照）

さらに、商第3条第1項各号の判断においては、1.の基本的な考え方も踏まえると、標章のみならずその標章が付される位置をも総合的に考慮し、商標全体として考察する必要がある。

以上を総合すると、商第3条第1項各号に該当するものとは、例えば、次のようなものをいう。

(1) 商第3条第1項第3号

(ア) 位置商標を構成する文字が、当該文字が付されている指定商品等の位置との関係を考慮しても、商品の産地、販売地、品質等を普通に用いられる方法で表示したものと認識されるにすぎないもの



(イ) 位置商標を構成する図形又は立体的形状が、その図形又は立体的形状が付されている位置との関係において、商品等の形状の一部と認識されるにすぎないもの

(例)



指定商品：自転車

※位置商標を構成する図形は赤色部分

〔解説〕

商標全体が商品等の形状を表すものであることは、多くの場合、「商標の詳細な説明」の記載内容から明らかである。その上で、その商品等が一般的に有する外観上の特徴や、「商標の詳細な説明」の記載内容を考慮すると、位置商標を構成する図形又は立体的形状が、自他商品・役務の識別標識というよりは、商品等の形状を形成するものの一部として認識されるにすぎない場合がある。

したがって、位置商標を構成する図形又は立体的形状が、位置商標ではなく通常の商標として出願すれば識別力が認められる可能性のあるものであっても、商標全体の構成から、その標章が商品等の形状の一部と認識されるにすぎないと認められる場合には、商第3条第1項第3号に該当するものと判断する¹。

なお、「商品等の形状の一部と認識されるにすぎない」か否かに関する審査は、「商品等そのものの形状の範囲を出ないと認識されるにすぎない」か否かを判断する、立体商標の識別力に関する審査の運用（商標審査便覧49.02「立体商標の識別力に関する審査の具体的な取り扱いについて」参照）の方針に準じて実施する。

(2) 商第3条第1項第5号

位置商標を構成する標章が、極めて簡単で、かつ、ありふれた標章のみからなるものや、これらに厚みを持たせたにすぎないもの

(3) 商第3条第1項第6号

位置商標を構成する図形が、その図形が付されている商品等の位置との関係において、例えば、連続反復する地模様を認識させるもの、指定商品と同種の商品のパッケージデザイン（包装の一面に施される装飾）や被服のデザインの一類型として採用し得るものであり、需要者が単に装飾や模様として認識する

¹ 商品等の形状の一部が商第3条第1項第3号に該当するものであることは、商標審査基準 第一 五、4.(1)を参照。

にとどまるもの

[解説]

位置商標を構成する図形が、位置商標ではなく通常の商標として出願すれば識別力が認められる可能性のあるものであっても、その図形が商品等のどの位置に付されているかという商標の使用態様を考慮した結果、単に商品等の美感等を発揮するために施された装飾や模様等であると需要者が予測し得る範囲のものであれば、その図形は、商品等の機能又は美感に資する目的のために採用されたものと認められ、特段の事情のない限り、需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができないものと判断する。

3. 商第3条第1項各号に該当しないもの

位置商標を構成する文字又は図形又は立体的形状等の標章が、商第3条第1項各号に該当しない場合には、標章を付する位置にかかわらず、原則として、商標全体としても商第3条第1項各号に該当しないと判断する。(基準第1一、7.(2)参照)

商第3条第1項各号に該当しないものとは、例えば、次のようなものをいう。

- (ア) 位置商標を構成する標章が、識別力を有する文字又は図形であり、かつ、当該文字又は図形が商品又は役務の出所を表示する識別標識としての使用態様で用いられていると認識できるもの
- (イ) 位置商標を構成する標章が、識別力を有しない図形又は立体的形状と識別力を有する文字を結合したものであり、かつ、当該文字が商品又は役務の出所を表示する識別標識としての使用態様で用いられていると認識できるもの
- (ウ) 位置商標を構成する図形又は立体的形状が、単に商品等の機能又は美感に資することを目的とした形状等であると予測し得る範囲を超えていると認められるもの

4. 商第3条2項

位置商標が使用により識別力を有するに至っているか否かの判断においては、使用商標中に、出願商標以外の標章が含まれているが、出願商標部分のみが独立して自他商品・役務の識別標識として認識されると認められる場合は、使用により識別力を獲得しているものと判断する。(基準第2 7.参照)

(注) 以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

- [「第3条第1項第3号\(商品の産地、販売地、品質その他の特徴等の表示又は役務の提供の場所、質その他の特徴等の表示\)の審査基準](#)
- [「第3条第1項第5号\(極めて簡単で、かつ、ありふれた標章\)」の審査基準](#)
- [「第3条第1項第6号\(前号までのほか、識別力のないもの\)」の審査基準](#)
- [「第3条第2項\(使用による識別性\)」の審査基準](#)

85. 01

出願公開に伴う、「公序良俗を害するおそれのある商標」及び「公序良俗を害するおそれのある指定商品又は指定役務」について

商第12条の2第2項ただし書で規定する、商標公報に掲載することが公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがある「願書に記載した商標」及び「指定商品又は指定役務」と認められるものとは、以下の要件に該当するものをいう。

1. 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれのある商標

出願商標が一般世人を基準として下記に示す構成よりなるか又はその一部に含む商標と認められるときは、公の秩序又は善良な風俗を害するおそれのある商標として取り扱うこととする。

- ① 猥褻、きょう激又は卑わいなもの
- ② 特定の者の名誉を毀損するもの
- ③ 特定の国又は国民を侮辱する等国際信義に反するもの
- ④ その他社会一般の道德観念に照らし反社会的と認められるもの

2. 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれのある指定商品又は指定役務

指定商品又は指定役務が下記に示すものであるときは、公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるものとして取り扱うこととする。

- ① 指定されている商品が明らかに罪を犯すことを目的としたものであるもの、又は指定している役務を提供することにより明らかに罪を犯すこととなるもの
- ② 指定されている商品又は役務の表示が公の秩序又は善良な風俗を害するおそれのある語からなるもの、又はその様な語を含むもの
公の秩序又は善良な風俗を害するおそれのある語とは、上記1. ①から④に該当する表示及び登録商標（指定商品又は指定役務の表示全体からみて登録商標を表示していることが明らかな場合に限る。）を表示しているものをいう。

〔説明〕

出願公開制度は、実際に商標登録出願されている内容を出願後速やかに特許庁の公的な刊行物である商標公報に掲載して、商標登録出願情報の公示を図ろうとするものであることから、出願された内容は、原則として公開公報に掲載しなければならないが、公の秩序又は善良な風俗を害するおそれのある商標及び指定商品又は指定役務については公開しないこととしている（商第12条の2第2項ただし書）。

すなわち、出願されたものであるにもかかわらず、出願公開しないこととする商標及び指定商品又は指定役務については、出願公開制度の趣旨を考慮すると、それを商標公報に掲載し公表すること自体が公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがある場合に限るものと解される（なお、この公報の発行によって何の法的効果も発生するものではない。）。

上記趣旨を考慮して、公の秩序又は善良な風俗を害するおそれのある商標及び指定商品又は指定役務に関する取扱いを定めることとする。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれのある商標について

公の秩序又は善良な風俗を害するおそれのある商標であるか否かは、上記趣旨を考慮して、基本的にその商標の構成態様自体によって判断することとし、ここで、公開することが「公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがある」とは、具体的には、刑法第175条に規定する「わいせつな文書、図画」に該当するような、きょう激な文字、卑わいな図形又は国家の基本秩序を破壊するような反社会的な文字等一般世人を基準として社会一般の道德観念に照らし反社会的と認められるものが該当するものとして取り扱うのが適切である。

したがって、その商標の使用によって公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがある商標、又は商第4条第1項第7号に該当する商標であっても、構成態様自体が公の秩序又は善良な風俗を害するおそれのない商標であれば、商第12条の2第2項ただし書で規定する“公の秩序又は善良な風俗を害するおそれ”のあるものには該当しないものとなる。

(2) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれのある指定商品又は指定役務について

公の秩序又は善良な風俗を害するおそれのある指定商品又は指定役務については、その商品が反社会的に使用することを目的とするものであることが明らかな場合又はその役務の提供が反社会的なものであることが明らかな場合、すなわち、犯罪の手段となる物又は犯罪を構成するような行為となるようなものについては、公の秩序又は善良な風俗を害するおそれのあるものとして取り扱うものである。

更に、指定されている商品又は役務が上記の様な商品又は役務に該当しないものであっても、その表示において公の秩序又は善良な風俗を害するおそれのあるような用語が使用（一部に含まれている場合も含む。）されているときは、その指定商品又は指定役務は公の秩序又は善良な風俗を害するおそれのあるものとして取り扱うこととする。

また、公の秩序又は善良な風俗を害するおそれのあるものとして登録商標（多くは周知・著名となっている登録商標）が記載されている場合も含めているが、この取扱いは、一般的には登録商標を記載したからといって、直ちに公の秩序又は善良な風俗を害するものとはいえないとしても、商品

又は役務を表す普通名称と同様に登録商標が使用されていることから、周知・著名商標の希釈化等の弊害を生じ、また特許明細書等に断り無く登録商標を使用している場合も公の秩序又は善良な風俗を害するおそれのあるものとして取り扱われていることを考慮したものである。ただし、登録商標であることを明記している場合には公の秩序又は善良な風俗を害するものとして取り扱う必要はないものである。

なお、上記に該当するような指定商品又は指定役務は、実体審査の過程において削除補正又は適切な他の表示に補正されることにより登録可能なものとなる。

(注) 以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

○[第4条第1項第7号（公序良俗違反）の審査基準](#)

85. 71

**国際商標登録出願に係る指定商品又は指定役務の
翻訳の作成と公報等への掲載に関する取扱い**

英語で記載されている国際商標登録出願に係る指定商品又は指定役務は、そのすべての指定商品又は指定役務について日本語の翻訳（参考訳とする。）を作成し、商標公報（公開国際商標公報、出願公開後における補正を掲載する公報及び国際商標公報）に掲載することとする。

ただし、公開国際商標公報又は出願公開後における補正を掲載する公報に翻訳を掲載する際、翻訳の作成ができない商品又は役務があるときは、当該公報には、当該指定商品又は指定役務を原文（英語）のまま掲載することとする。

〔説明〕

- (1) 我が国を領域指定する国際登録は、国際事務局から当該国際登録について英語で通報されてくることとなっている。我が国では、その通報された国際登録を国際商標登録出願として公開国際商標公報に掲載する。登録後は、国際商標公報に掲載することとなるが、それらの指定商品又は指定役務については、日本語による翻訳を作成し、その翻訳も参考訳として英語表示とともに掲載することとする。
- (2) 翻訳は、「類似商品・役務審査基準」等を参考に作成することとする。
なお、「類似商品・役務審査基準」に掲載されている名称と同一の商品又は役務である場合には、原則としてそれに従って翻訳することとする。
上記に該当しないものは、「マドリッド協定議定書に基づく標章の国際登録に関する商品・役務名ガイド〔国際分類第10-2016版対応〕」の「本書の利用に当たって」中「2. 英語訳の作成作業の基準」の記載事項等を参考に作成することとする。
- (3) ただし、公開国際商標公報又は出願公開後における補正を掲載する公報に掲載する際、新商品に係る用語又は誤字等により、文献では調査できない単語があり翻訳できない指定商品又は指定役務があった場合、当該公報には、翻訳ができなかった指定商品又は指定役務を明確に判別できるようにするため、その指定商品又は指定役務を原文のまま掲載するのが適当である。

【参考】

<翻訳できない場合の「公開公報」への掲載イメージ>

[指定商品又は指定役務の表示（原文）]

1 Industrial chemicals

9 Computers, Storage electric apparatus, …

[翻訳]

1 工業用化学品

9 コンピューター, Storage electric apparatus, …

※ 「electric」の綴りを「electric」と誤っている等により翻訳できない。

- (4) 出願公開後における指定商品又は指定役務の補正があったときは、公開国際商標公報に準じて、その翻訳を出願公開後における補正を掲載する公報に掲載することとする。

【備考】

- (1) 実体審査においては、指定商品又は指定役務の内容及びその範囲を確認し、不明確なものとは判断されるときは、商第6条第1項の拒絶理由を通知し、その内容及び範囲が明確になるようにその指定商品又は指定役務を補正させるとともに、翻訳の見直しを行い適切なものに修正することとする（詳細は、[審査便覧46.01](#)を参照）。

- (2) 指定商品又は指定役務の翻訳は、特許庁における審査において国際登録に係る出願により生じた権利又は国際登録に係る商標権の権利範囲を容易に把握できる等の便宜を図る観点から、参考情報として作成されるものである。

なお、それらの権利の範囲を定めるものは、国際登録簿に記載されている商品又は役務である。

88. 01

外国政府等との取決めについて

1. 近年、我が国が外国政府等と締結する経済連携協定（EPA）等において、TRIPS協定に規定するぶどう酒及び蒸留酒の地理的表示の保護が規定されるとともに、その保護の対象となる地理的表示が合意されている。
2. 本資料は、EPAによって提供された地理的表示の情報を掲載したものであり、商第3条第1項第3号、同第4条第1項第16号及び第17号の審査において、参考資料として活用されるものである。

	国名等	取決め	関係条文
1	メキシコ合衆国	経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定 (2005年4月発効)	3条1項3号 4条1項16号 4条1項17号
2	チリ共和国	戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定 (2007年9月発効)	
3	スイス連邦	日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定 (2009年9月発効)	
4	ペルー共和国	経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定 (2012年3月発効)	
5	欧州連合 (EU)	経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定 (2019年2月発効)	
6	英国	包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定 (2021年1月発効)	

各経済連携協定の詳細は以下を参照。

外務省HP「我が国の経済連携協定（EPA/FTA）等の取組」
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/index.html>)

(注) 以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

- [「第3条第1項第3号（商品の産地、販売地、品質等の表示又は役務の提供の場所、質等の表示）」の審査基準](#)
- [「第4条第1項第16号（商品の品質又は役務の質の誤認）」の審査基準](#)
- [「第4条第1項第17号（ぶどう酒又は蒸留酒の産地の表示）」の審査基準](#)

89. 01

商標登録出願に関する情報提供について

1. 情報提供制度の意義

平成8年の商標法改正により、商標権付与前の登録異議申立制度が廃止され付与後登録異議申立制度に移行することとなり、これまで付与前登録異議申立制度が果たしてきた、公衆に審査官の判断に対する意見を開陳する機会としての役割は、付与後の商標登録異議申立制度に引き継がれることとなった。

したがって、このような機会が公衆に与えられることなく商標権という強力な権利が発生することを踏まえると、審査主義を堅持する商標審査にあっては、より一層的確な審査の遂行が要求される場所である。

そこで、これまで運用によりなされてきた情報提供に関する手続を、新たに商標法施行規則中に規定することにより制度化し、その利用を拡大することによって、審査の的確性及び迅速性の向上を図り、瑕疵ある商標権の発生を未然に防止することとした。

なお、情報提供制度は、審査の的確性及び迅速性の一層の向上を図るために有用な情報を円滑に入手するための手続として位置づけられるべきものである。

(商施規第19条(情報の提供)参照)

2. 具体的な運用

① 情報提供者

「何人」も情報の提供をすることができる。

なお、「提出者」の欄における氏名等の記入は省略することができる。

ただし、その場合「住所(居所)」及び「氏名(名称)」の欄には「省略」と記載する。

② 情報提供の対象となる商標登録出願

情報提供は、特許庁に係属している商標登録出願についてのみ対象とすることができる。

したがって、特許庁に係属しなくなった商標登録出願(例えば、拒絶査定が確定した出願、設定登録された商標権に係る出願、取り下げられた出願)については、情報提供をすることはできない。

提供に係る事件が特定できない場合には、却下処分の対象とする。

③ 提供することができる情報

その商標登録出願に係る商標が、次のいずれかに該当する旨の情報を提供することができる。

商第3条、商第4条第1項第1号、第6号から第11号まで、第15号から第19号まで、商第7条の2第1項、商第8条第2項若しくは第5項の規定により登録することができないものであること。

上記に該当しない情報が提供された場合、審査官はこれを考慮しない。

また、商第68条の32（国際登録の取消し後の商標登録出願の特例）又は商第68条の33（議定書の廃棄後の商標登録出願の特例）の規定が適用される国内出願についても、商第68条の34第2項の規定により、商第15条第1号及び第2号の規定が適用されないこととなるため、審査官はこれを考慮しない。

④ 提出可能な資料

情報提供者は、提供しようとする情報を「書類」で提出することができる。

提出できる「書類」には、刊行物若しくはその写し又は商標登録出願等の願書の写しのほか、商標の使用に係るカタログ、パンフレット、取引書類の写し等の証明書類が含まれる。

ただし、「書類」に該当しないもの、例えば、商標の使用状況を撮影したビデオテープ等については提出することはできない。

⑤ 刊行物等提出された書類の取扱い

i) 審査官は、職権による調査では知り得ることのできなかつた情報であり、客観的にその提出書類により証明しようとしている事実の存在について確信を得ることができる場合に限り、提出書類を拒絶の理由の有無の審査をする際の参考資料として採用する。

i i) 審査官は、提出書類を検討した結果、その商標登録出願について拒絶の理由がある旨の心証形成を得ることができた場合は拒絶の理由を通知する。

⑥ 情報提供者の提供に係る情報に関する釈明・面接等の機会

情報提供者は、商標登録出願の審査に係る当事者ではないので、提供された情報に関する釈明や、当該商標登録出願の登録の可否に関する説明、面接等を目的として審査官と連絡を取ることは認めない。

また、審査官は情報提供者を、商第77条で準用する特第194条第1項（書類の提出等）でいうところの必要な書類、その他の物件の提出を求める当事者とするとはできない。

- ⑦ 情報提供者へのフィードバック
提供者の希望により情報の利用状況についてフィードバックを行う。
その内容は、
- a. 提供された情報が情報提供前の拒絶理由通知に既に利用されていたか、
 - b. 情報提供後の拒絶理由通知に利用されていたかどうか、
- である。(最終的審査結果については、フィードバックする必要はない。)
なお、フィードバックを希望する旨は「刊行物等提出書」の「提出の理由」の欄に記載されている。
- ⑧ 出願人への通知
情報提供があった事実は出願人に通知される。
- ⑨ 提供された情報の閲覧
提供された情報は閲覧に供する。
- ⑩ 施 行 日
商標登録出願についての情報提供制度は、平成9年4月1日から施行。なお、商第7条の2第1項(追加)についての情報提供制度は平成18年4月1日から施行。
- ⑪ 情報提供(「刊行物等提出書」)の様式
参考「様式第20(商施規第19条関係)」参照

参考 商施規様式第20（商施規第19条関係 抜粋）

<p>【書類名】 刊行物等提出書</p> <p>（【提出日】 令和 年 月 日）</p> <p>【あて先】 特許庁長官 殿</p> <p>【事件の表示】 【出願番号】</p> <p>【提出者】 （【識別番号】） 【住所又は居所】 【氏名又は名称】</p> <p>【代理人】 （【識別番号】） 【住所又は居所】 【氏名又は名称】</p> <p>【提出する刊行物等】</p> <p>【提出の理由】</p>
--

〔備考〕

- 1 「【事件の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「商願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇」、「国際登録第〇〇〇〇〇〇〇号」又は「〇〇〇〇年〇〇月〇〇日に事後指定が記録された国際登録第〇〇〇〇〇〇〇号」のように出願の番号を記載する。審判に係属中のものについては、「【事件の表示】」の欄に「【審判番号】」の欄を設け「不服〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇」のように審判の番号を記載し、かつ、「【出願番号】」の欄に出願の番号を記載する。
- 2 第19条第3項において準用する特許法施行規則第13条の2第3項の規定により提出者の住所若しくは居所又は氏名若しくは名称を省略するときは「【住所又は居所】」又は「【氏名又は名称】」の欄に「省略」と記載する。
- 3 「【提出者】」の欄に記載すべき者が2人以上ある時は、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【提出者】
（【識別番号】）

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【提出者】

(【識別番号】)

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

- 4 「【提出の理由】」の欄には、当該刊行物等によりその商標登録出願に係る商標が登録要件を欠くものであるとする理由を記載する。
- 5 その他は、様式第2の備考1から4まで、20から22まで、26、29及び40から43まで並びに様式第10の備考2及び5と同様とする。

(注) 以下をクリックすると、関連情報をご覧になれます。

- [商標登録出願に関する情報提供について](#)

89. 02

**国若しくは地方公共団体等又は公益的事業等を
表示する標章に関する情報提供について**

商標法第4条第1項第6号に関する審査を迅速かつ的確に行うため下記の要領で関係する情報の提供を受け付けることとする。

第4条第1項 次に掲げる商標については、前条の規定にかかわらず、商標登録を受けることができない。

第6号 国若しくは地方公共団体若しくはこれらの機関、公益に関する団体であつて営利を目的としないもの又は公益に関する事業であつて営利を目的としないものを表示する標章であつて著名なものと同様又は類似の商標

1. 情報提供の方法

国若しくは地方公共団体若しくはこれらの機関、営利を目的としない公益に関する団体であつて、商標法第4条第1項第6号に掲げる商標である旨の情報を提供する者は、次の事項が明確となる資料等を電子メール又は書面で提出する。（別紙文例参照）

- ① 商標法第4条第1項第6号に該当する標章
- ② 情報提供に係る標章が商標法第4条第1項第6号に該当するものであることの説明
- ③ 情報提供に係る標章が著名なものとなっている事実
- ④ 公益団体を表す標章の場合には、その団体の設立目的及び組織、人員等
- ⑤ 公益に関する事業を表す標章の場合には、その事業の目的、内容並びに事業主体となっている団体の設立目的及び組織、人員等

2. 提出された情報の取扱い

- (1) 本件情報提供は、商標審査基準室が受け付けることとする。
- (2) 商標審査基準室は、標章の使用状況等提供された情報に疑義がある場合には、情報提供した者に対して、説明を求め又は新たな資料の提供を求めることができるものとする。
- (3) 商標審査基準室は、情報提供に係る標章を審査・審判に係属している出願の審査・審理に反映させるために審査・審判官に周知を図ると共に、関係資料を管理することとする。

情報提供する場合の文例

令和 年 月 日
特許庁審査業務部商標課長 宛
(提出者の名称) (※1) 責任者 氏名 (担当者) 部署 担当者氏名 電話番号
(件名) (※2)
(提出の理由等を記載する。) (※3)
[添付資料] (※4) (1) 商標法第4条第1項第6号に該当する標章の見本 (2) 使用に係る標章が著名なものとなっている事実を証する資料

〔備考〕

- ※1 「提出者の名称」の欄には、情報を提出する団体等の名称及び当該標章に関する事務取扱責任者の役職及び氏名を記載する。
その下段に、本件に関する事務担当の部署、担当者、電話番号を記載する。
記載例 ××県〇〇大会実行委員会
委員長 商標 一郎
- ※2 「件名」には、どのような標章を情報提供するのかを簡潔に記載する。
記載例 〇〇大会のシンボルマーク（名称・愛称・ロゴマーク・マスコットキャラクター等）の情報提供について
- ※3 「提出の理由等」としては、標章を使用する団体・事業の概要、標章の使用方法・期間等、当該標章が商標法第4条第1項第6号に規定する標章に該当するものであることについて説明する。
- ※4 [添付資料]には、「商標法第4条第1項第6号に該当する標章の見本」の他、例えば以下の資料を電子化して添付ファイルとするか、又は書面により添付する。
① 当該標章が著名であることを証する新聞記事・広報誌・パンフレット等の資料
② 公益団体を表す標章の場合には、団体の設立目的及び組織、人員等を説明したパンフレット
③ 公益に関する事業を表す標章の場合には、その事業の目的、内容並びに事業主体となっている団体の設立目的及び組織、人員等を説明したパンフレット
④ その他関連する資料（必要な場合に添付する。）

89. 03

博覧会の賞に関する情報提供について

1. 商標法第4条第1項第9号に関する審査を迅速かつ的確に行うため下記の要領で関係する情報の提供を受け付けることとする。

第4条第1項 次に掲げる商標については、前条の規定にかかわらず、商標登録を受けることができない。

第9号 政府若しくは地方公共団体（以下「政府等」という。）が開設する博覧会若しくは政府等以外の者が開設する博覧会であつて特許庁長官の定める基準に適合するもの又は外国でその政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会の賞と同一又は類似の標章を有する商標（その賞を受けた者が商標の一部としてその標章の使用をするものを除く。）

2. 情報提供の方法

商標法第4条第1項第9号の規定に基づく博覧会の賞についての情報を提供する者は、次の事項が明確となる資料等を電子メール又は書面で提出する。

（別紙文例参照）

- （1）博覧会の名称
- （2）開設者
- （3）後援者
- （4）開設の目的
- （5）開設地
- （6）開設の期間
- （7）出品者の資格
- （8）出品者数、出品物の種類、数量等
- （9）入場者の資格
- （10）博覧会の賞

3. 提出された情報の取扱い

- （1）本件情報提供は、商標審査基準室が受け付けることとする。
- （2）商標審査基準室は、提供された情報に疑義がある場合には、情報提供をした者に対して、説明を求め又は新たな資料の提供を求めることができるものとする。
- （3）商標審査基準室は、提供された情報を審査・審判に係属している出願の審査・審理に反映させるために審査官・審判官に周知を図ると共に、関係資料を管理することとする。

【別紙】

情報提供をする場合の文例

	令和 年 月 日
特許庁審査業務部商標課長 宛	
	(提出者の名称) (※1) 責任者 氏名 (担当者) 部署 担当者氏名 電話番号
	(件名) (※2)
1. 博覧会の名称	
2. 開設者	
3. 後援者	
4. 開設の目的	
5. 開設地	
6. 開設の期間	
7. 出品者の資格	
8. 出品者数、出品物の種類、数量等	
9. 入場者の資格	
10. 博覧会の賞	
添付資料 (※3)	
(1) 上記1. ないし9. の事実を証する資料	
(2) 上記10. にいう商標法第4条第1項第9号に該当する 博覧会の賞の見本	

〔備考〕

- ※1 「提出者の名称」の欄には、博覧会を開設する者の名称及び博覧会開設に関する事務取扱責任者の役職及び氏名を記載する。
その下段に、本件情報提供に関する事務担当の部署、担当者、電話番号を記載する。
記載例 ○○博覧会事務局
事務局長 商標 一郎
- ※2 「件名」には、どのような賞（標章）を情報提供するのかを簡潔に記載する。
記載例 「○○博覧会の賞の情報提供について」
- ※3 〔添付資料〕商標法第4条第1項第9号に該当する博覧会の賞の見本の他、例えば、以下の資料を電子化して添付ファイルとするか、又は書面により添付する。
①博覧会の開設計画書、出品案内パンフレット等
②開設者が特殊法人、公益社団法人若しくは公益財団法人である場合には、設立の目的、組織及び人員等を示す定款及び役員名簿又はパンフレット等
③その他関連する資料（必要な場合に添付する。）

A 1 . 0 1

2 以上の基礎となる商標登録又は 商標登録出願に関する取扱い

- 1 . 国際登録出願は、1 の商標登録又は商標登録出願を基礎とする場合に限らず、2 以上の商標登録又は商標登録出願を基礎とすることができる。
- 2 . 2 以上の商標登録又は商標登録出願を基礎として国際登録出願を行う場合には、その基礎となる商標登録又は商標登録出願（以下「基礎登録又は基礎出願」という。）に係る全ての商標が国際登録出願に係る商標と同一であり、国際登録出願に係る各商品又は役務は、いずれかの基礎登録又は基礎出願の指定商品又は指定役務に包含されていなければならない。

[説明]

国際登録は、本国官庁に商標登録又は商標登録出願された商標を前提に行うことが基本原則となっており、2 以上の商標登録又は商標登録出願に係る商標が同一である場合は、それらの指定商品又は指定役務を組み合わせる1 の国際登録とすることが可能となっている。

国際登録出願が、2 以上の基礎登録又は基礎出願に基づく場合には、以下の条件をすべて満足するものでなければならない。

複数の基礎登録又は基礎出願に係る商標がすべて同一であり、かつ、その商標と国際登録出願に係る商標とが同一であること

国際登録出願に係る各商品又は役務については、いずれかの基礎登録又は基礎出願の指定商品又は指定役務に包含されていること

A 2. 0 1

**国際登録出願に係る商標と基礎登録又は基礎出願
に係る商標との同一に関する取扱い**

1. 国際登録出願に係る商標と基礎登録又は基礎出願に係る商標とが同一であるか否かの判断基準については、次のとおりとする。

① 商標が同一であるか否かの判断については、厳格に解し、両商標の構成・態様が同一（縮尺のみ異なるものを含む。）でなければならないものとする。

② 類似の範囲と認められる相違や不使用取消審判において使用と認められるような社会通念上の同一の範囲における相違はもとより、要旨を変更しないものとして補正が認められる範囲における相違があるときも、同一の商標とは認めないものとする。

2. 商標が同一であるか否かの判断は、本国官庁が国際登録出願に関する証明をする時における基礎登録又は基礎出願に係る商標と対比して行うこととする。

3. 国際登録出願に係る商標が基礎登録又は基礎出願のものと同じとは認定できないときは、本国官庁は当該願書を差し替えるよう促すこととする。

※ 国際商標登録出願審査室は、本取扱いについて、国際意匠・商標出願室から要請を受けた場合、協議に応じ、その結果に基づき、国際意匠・商標出願室が処理することとする。

[説明]

(1) 国際登録出願に係る商標と基礎登録又は基礎出願に係る商標との同一であるか否かの判断は、以下の理由により、厳格に解し、その構成・態様が同一（縮尺のみ異なるものを含む。）でなければならないものとする。

① マドリッド協定議定書は、マドリッド協定と共に、締約国（本国）における商標の保護を他の締約国（指定国）にもそのまま拡張するという仕組みからなる条約である。

② 議定書上設けられているセントラルアタック制度（国際登録の日から5年以内に基礎登録又は基礎出願が消滅した場合、国際登録も消滅とする制度）も、基礎登録又は基礎出願に係る商標と国際登録に係る商

A 2. 0 1

標が同一のものであることが前提となる制度である。

- ③ 国際登録出願に係る商標は、タイプライター、印刷による記載又は貼り付け等のいかなる手段による複製でもよいとされており、願書や公報に表示された商標をそのままコピーしたものを貼り付ける方法も可能とされているので、基礎登録又は基礎出願に係る商標と厳格に同一のものを求めることとしても、国際登録出願に係る商標として表示することが困難という事例は想定し得ず、出願人に酷となる事態は生じ得ない。
- ④ 各指定国で登録された商標を使用する際には、その商標の識別性に影響を与えない範囲における軽微な変更使用が許されるのであるから（パリ条約第5条C(2)）、国際登録出願に係る商標を基礎登録又は基礎出願に係る商標と厳格に同一のものしか認めないこととしても、出願人には酷なものとはならない。
- ⑤ なお、国際登録出願に係る商標として提出された音声ファイル（例：MP3形式）又は動画ファイル（例：MP4形式）は、基礎登録又は基礎出願に係る商標と同一と解釈することはできない。

(2) 商標が同一か否かの判断は、国際登録出願に関する証明をする時における基礎登録又は基礎出願に係る商標と対比し、その時に商標の同一が認定されればよく（議定書第3条(1)）、その後、基礎出願に係る商標について補正があり、その補正後の商標をもって登録された場合でも、国際登録出願に係る商標を当該補正に係る商標に補正することは認められないものとする。

(3) 国際登録出願に係る商標が基礎登録又は基礎出願のものと同じとは認められない場合は、商標が同一であると認定できるものに差し替えるよう促すこととする。

この取扱いは、商標審査便覧A 2. 0 2からA 2. 0 4についても同様に適用するものとする。

A 2. 0 2

**基礎登録又は基礎出願が立体商標である場合の
商標の同一に関する取扱い**

1. 立体商標に係る国際登録出願において、その基礎登録又は基礎出願に係る立体商標を表す図又は写真が複数ある場合には、その全ての図又は写真について同一（全体が同一の縮尺度で表され相似形となっているものを含む。その図又は写真の配列については異なってもよい。）でなければならず、最大20cm平方の枠内に記載しなければならない。
2. 国際登録出願における図又は写真が基礎登録又は基礎出願におけるものと、例えば、以下のとおり相違するときは、原則として、その立体商標は同一のものとは取り扱わないものとする。
 - ①図又は写真の枚数が同じでない。
 - ②図又は写真で表示されている構成・態様の一部が一致しない。
 - ③図又は写真についての一部の縮尺度が相違している。
 - ④図で表されていたものが写真となっている、又はその逆となっている。
3. 基礎となるものが出願である場合における商標の同一の判断に当たっては、その立体商標の構成・態様が特定されているか否かは問わないものとする。

[説明]

(1) 国際登録出願に係る商標の同一については、商標審査便覧A 2. 0 1のとおり、本国官庁が国際登録出願について証明する時における基礎登録又は基礎出願に係る商標とその構成・態様が同一でなければならないことを原則とすることから、立体商標についても同様に取り扱うこととする。

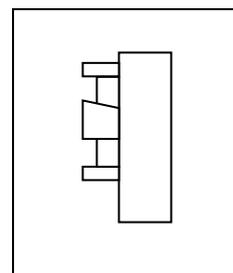
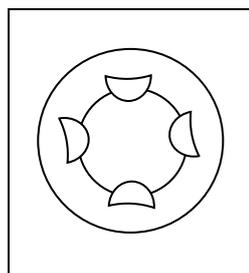
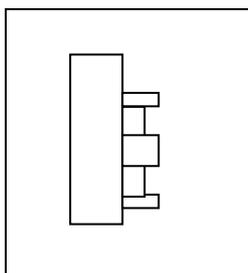
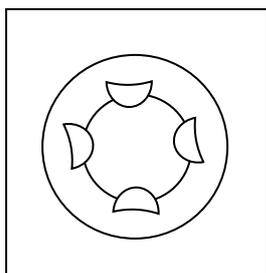
すなわち、立体商標においては、複数の図又は写真により表されていることがあることから、その場合には、それらの図又は写真に表されている構成・態様が同一であること、又は全体が同一の縮尺度で表され全体として相似形となっていることが必要である。

なお、図又は写真の配列が異なっても、それによって表されている立体商標の全体の構成・態様が変更されるものとはいえない場合には、同一のものとして取り扱うものとする。

(2) 立体商標が同一でないとして取り扱う場合とは、例えば、次の様な場合が該当する。

- ①図又は写真の枚数が同じでない。

②図又は写真で表示されている構成・態様の一部が一致しない。

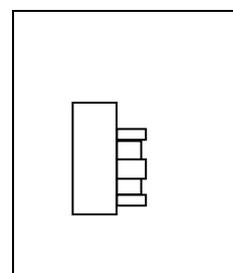
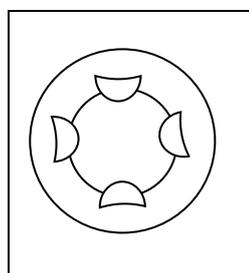
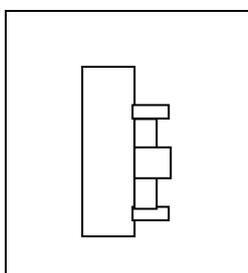
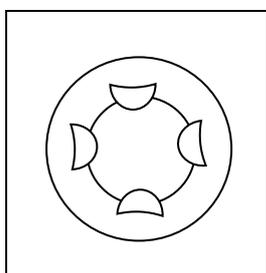


<基礎登録又は基礎出願の立体商標>

<国際登録出願の立体商標>

※国際登録出願の右側の図の構成・態様が基礎登録又は基礎出願の図と相違する。

③図又は写真についての一部の縮尺度が相違している。



<基礎登録又は基礎出願の立体商標>

<国際登録出願の立体商標>

※国際登録出願の右側の図のみが基礎登録又は基礎出願の図と縮尺度が相違する。

④図で表されていたものが写真となっている、又はその逆となっている。

(3) なお、基礎となるものが出願中の商標における同一については、本国官庁が国際登録出願について証明する時における基礎出願の願書に記載されている立体商標である旨の記載及び登録を受けようとする商標（図又は写真）によって判断することとし、その願書における図又は写真によって立体商標としての構成・態様が特定されているか否かは問わないこととする。

したがって、例えば、基礎となる出願において、立体商標を表す図として断面図があった場合は、その図を含めて、同一であるかを判断することとなる。

A 2. 0 3

**基礎登録又は基礎出願に係る商標が標準文字による場合
の国際登録出願における標準文字の宣言と商標の同一に
関する取扱い**

1. 国際登録出願における願書第7欄(c)「The applicant declares that the mark is to be considered as a mark in standard characters.」(以下「標準文字の宣言」という。)については、基礎登録又は基礎出願に係る商標が標準文字であるか否かに拘わらず出願人の任意記載事項とし、本国官庁は確認しないこととする。
2. 基礎登録又は基礎出願に係る商標が、標準文字による場合、国際登録出願の願書に記載されている商標が、商標法第5条第3項に規定する特許庁長官の指定する文字又はそれと同等のものと認められる構成・態様の文字で記載されているときは、その商標は同一のものとして取り扱うこととする。

[説明]

- (1) 国際登録出願において標準文字の宣言を行った場合の法的効果は、指定された国の法制によるものと解され、我が国の商標法に規定するように特許庁長官が指定する文字と同じ構成・態様(書体)の商標を出願したものとして取り扱われるとは限らないことから、国際登録出願の願書第7欄(c)においてされる標準文字の宣言は、商標の構成・態様の同一の判断等に影響しないものと考えられる。また、国際事務局では標準文字の宣言の記載についての確認はしていないことから、この宣言は出願人の意向による任意記載事項とし、本国官庁としても確認しないこととする。
- (2) 基礎登録又は基礎出願が標準文字による商標である場合の商標が同一であるか否かの判断については、基礎登録又は基礎出願の願書に記載された文字又は記号から構成される商標は、特許庁長官の指定する文字により表わされたものとして取り扱われることから、原則として、その標準文字による構成・態様で表された商標と比較するのが妥当と考えられるところ、以下の場合には商標が同一であるものとして取り扱うこととする。

- ① 登録時の商標公報(平成11年12月以前に発行されたもの)に掲載されている商標を貼り付けた場合

これは、商標法に従って標準文字の構成・態様で商標公報に掲載されたものを複写して願書に貼り付けた場合には、その商標は同一のものとして取り扱うこととするものである。

A 2. 0 3

② 商標法第5条第3項に規定する特許庁長官の指定する文字又はそれと同等のものと認められる構成・態様の文字で記載されている場合（ただし、出願中の商標である場合は、当該商標が標準文字による商標として認められる場合に限ることとする。）

これは、願書に当該商標が標準文字の構成・態様で記載されている場合、又は、当該商標が例えば各種明朝体など標準文字の構成・態様と同等のものと認められる構成・態様で記載されている場合には、その商標は同一のものとして取り扱うこととするものである。

なお、基礎となるものが出願中の場合、願書に標準文字による商標である旨の記載はされているが、当該商標が標準文字として認められる構成・態様でないことも想定されるところ、そのような場合にはその出願は標準文字によるものとして取り扱うことができないものである。

したがって、そのような商標を国際登録出願の願書に記載するときは、基礎出願の願書に記載されている構成・態様と同じ構成・態様（相似形を含む。）で記載されていなければならないこととなる。（→商標審査便覧 A 2. 0 1）

A 2. 0 4

色彩を構成要素としている商標の同一に関する取扱い

1. 基礎登録又は基礎出願に係る商標が色彩を構成要素としているときは、国際登録出願に係る商標も同一の構成・態様であって、色彩も同一に組み合わせられていなければならない。
2. 基礎登録又は基礎出願において商標の特徴として色彩について主張されているときは、国際登録出願にも同一の主張がされていなければならない。
また、基礎登録又は基礎出願において同主張がされていないが、国際登録出願において主張されているときは、基礎登録又は基礎出願における商標が、主張どおりの色彩であるか、又は色彩の組み合わせでなければならない。

〔説明〕

国際登録出願に係る商標と基礎登録又は基礎出願に係る商標との同一については、厳格に解し、構成・態様が同一でなければならないものとする考え方（商標審査便覧A 2. 0 1 参照）は、色彩についても同様である。

したがって、基礎登録又は基礎出願に係る商標が色彩を組み合わせられているときは、国際登録出願に係る商標も同一の構成・態様であって、色彩も同一に組み合わせられていなければならない。

同様の考え方により、前記基礎登録又は基礎出願において、併せて商標の特徴として色彩についての主張がされているときは、国際登録出願にも同一の主張がされていなければならない。

また、基礎登録又は基礎出願において色彩についての主張がされていないが、国際登録出願においてその主張がされているときは、当該基礎登録又は基礎出願における商標が、主張どおりの色彩であるか、又は色彩の組み合わせでなければならない。

（注）商標の同一性と色彩の関係については、商第70条が、所定の場合において、各法文上の「登録商標」には、その登録商標に類似する商標であって、色彩を登録商標と同一にするものとするれば登録商標と同一の商標であると認められるものを含むことを定めているが、基礎登録又は基礎出願の商標と国際登録出願に係る商標の色彩のみが相違する場合は同条所定の場合にはあらず、同条の適用はない。

【備考】

<明治42年又は大正10年商標法に基づく「着色限定」されている登録商標を基礎とする場合>

例えば、大正10年商第1条第3項において「商標ハ之ニ施スヘキ色ヲ限定

シテ登録ヲ受クルコトヲ得ル」(以下「着色限定」という。)と規定されており、その規定は、現在においても商標法第3条第3項の規定により有効である。

そこで、上記商標法に基づき願書に「着色限定」を主張して登録されている商標を国際登録出願する場合は、以下のとおりとする。

- ① 国際登録出願の願書第7欄「THE MARK」(商標)の(a)の欄に基礎登録に係る願書に記載されている商標を記載する。
- ② 願書第8欄「COLOR(S)CLAIMED」(色彩に係る主張)のボックスにチェックを記入する。
- ③ 「Color or combination of colors claimed」(主張に係る色彩又は組み合わせ)の欄に願書に記載されている色彩の名称のみを記載する。

記載例1【基礎登録の「着色限定」の記載】

「金箔色、金牌ト楓ノ輪郭、緑色、地面、・・・」

【願書への記載例】

「金箔色、緑色、・・・」

記載例2【基礎登録の「着色限定」の記載】

「商標見本ニ示ス通り」

【願書への記載例】

記載方法は、例1と同様に商標に施されている色彩を列挙する。

なお、黒一色に表されている商標であって、「着色限定」の主張をしているときも同様に記載する。

- ④ 「Indication, for each color, of the principal parts of the mark that are in th at color (as may be required by certain designated Contracting Parties)」(色彩の標章の主要部分のそれぞれの色彩の表示(特定の指定締約国が求める場合))の欄には記載しなくてよい。

A 2. 0 5

国際登録出願に係る商標（ラテン文字、アラビア数字、ローマ数字以外の表記）の音訳についての取扱い

1. 国際登録出願に係る商標がラテン文字以外の文字からなる又は当該文字を含むときはラテン文字へ音訳をし、またアラビア数字又はローマ数字以外の数字で表記された数字からなるとき又は当該数字を含むときは、アラビア数字へ置き換えを行い、それぞれ国際登録出願の願書第9欄(a)「Transliteration of the mark」(以下「標章音訳」という。)の欄に記載されていなければならない。
2. 本国官庁は、「標章音訳」の欄についての確認を行い、その記載がないときは出願人に対し記載を促すこととする。また、ラテン文字又はアラビア数字若しくはローマ数字以外の文字又は数字を使用している等記載に明確な誤りがあるときは、その記載について訂正を促すこととする。
 ただし、「標章音訳」欄の記載不備の訂正は、国際登録出願の日（国際登録の日）に影響を及ぼさないことを考慮して行うこととし、その不備が訂正されない場合であっても、他の要件を満たしている限り、本国官庁は国際登録出願に関する証明をし、国際事務局へ送付することとする。

[説明]

- (1) 国際登録出願に係る商標は、例えば日本語における文字（漢字、平仮名文字、片仮名文字）等ラテン文字以外の文字からなる場合又はその文字を含む場合には、その国際登録出願の言語（我が国の場合は「英語」となる。）の発音に従って音訳したものをラテン文字で記載しなければならないこととなっている。すなわち、我が国の場合には、音訳は、英語の発音に従いローマ字によって綴ることとなる。

< 標章音訳例 >

- ① 商標「アップル」の音訳「APPURU」
- ② 商標「硝子」の音訳「GARASU」

< 標章音訳として認められない例 >

- 商標「特許庁」の音訳「TOKKYOCHÔ」
 ※ 「CHO」の文字に発音記号「^」を記載している

また、数字を表すものとしての漢数字を含む場合には、それらをアラビア数字へ置き換えたもので記載する。

A 2. 05

(2) 「標章音訳」は、国際登録出願に係る願書の記載事項ではあるものの本国官庁の証明事項ではないことから、欠落又は不備があるとしても国際登録の日を確保するために本国官庁の証明を行い国際事務局へ送付することとする。

しかし、「標章音訳」の記載について欠陥があるときは、国際事務局から出願人及び本国官庁宛にその欠陥が通報され、出願人は、欠陥の通報を受けてから3月以内にその欠陥を是正しなければ、その国際登録出願は放棄されたものとして取り扱われる（共通規則11(2)）。（本国官庁は「標章音訳」についての欠陥による通報に対しては、特段の措置は行わない。）

そこで、本国官庁は、「標章音訳」の記載について国際事務局による審査が行われることを考慮し、出願人に対し便宜を図る観点から、欠落している場合又は明確な誤りがある場合、国際出願の日の確保に影響しない限度において、その是正を促すこととしたものである。

また、「明確な誤り」には、「ラテン文字（ローマ字）以外の文字」を音訳の欄に記載されている場合等が当たる。

A 2 . 0 6

国際登録出願に係る商標の翻訳についての取扱い

1. 国際登録出願人は、国際登録しようとする商標についての翻訳を国際登録出願に係る願書第9欄(b)「Translation of the mark」(以下「標章の翻訳」という。)の欄に英語、フランス語若しくはスペイン語又はこれらのうち2以上の言語で記載することができる。
2. 「標章の翻訳」の欄の記載は任意であることから、本国官庁は、記載の有無及びその記載内容の正確性についての確認は行わないものとする。

[説明]

- (1) 議定書において、「標章の翻訳」の記載は義務となっていないので、任意記載事項である。記載する場合は、願書様式に従い英語、フランス語若しくはスペイン語又はこれらのうち2以上の言語で記載することができる。
- (2) 本国官庁は、当該記載の有無又は記載内容に不備があるとしても、当該願書に本国官庁としての証明を行い国際事務局へ送付することとする。
「標章の翻訳」について確認しないこととするのは、以下の理由による。
 - ① 国際事務局は、「標章の翻訳」についての記載の欠落又はその内容の正確性について確認することはしないこと
 - ② 「標章の翻訳」は本国官庁の証明事項ではないこと

A 2. 0 7

**国際登録出願に係る商標の記述についての取扱い
(商標法第5条第4項で規定する商標の詳細な説明を除く)**

1. 基礎登録又は基礎出願に係る願書に商標についての記述がある場合であつて、国際登録出願にもその記述を含めるときは、それと同一の内容が国際登録出願の願書（MM2）第9欄(e)(i)「Description of the mark contained in the basic application or basic registration, where applicable」(基礎出願又は基礎登録の標章の記述)（以下「標章の記述欄」という。）に記載されていなければならない。

例えば、基礎登録又は基礎出願に係る願書に、商標について商第5条第6項(※)ただし書きの適用を受けようとする旨を記載した説明書の提出がされている場合には、その内容が標章の記述欄に文章をもって記載されていなければならない。

【記載例】 商標記載欄が白色の場合

「商標中××××の部分は、白色である。」と記載する。

(※) 平成8年改正前の商標法に基づく出願に係る登録又は出願は商第5条第3項となり、平成26年改正前の商標法に基づく出願に係る登録又は出願は商第5条第4項となる。以下同じ。

2. 基礎登録又は基礎出願における次のような事項は、標章の記述欄に記載することはできない。
- ・商第3条第2項の規定が適用されていること
 - ・商標採択の趣旨についての説明
 - ・分割又は変更出願に係る商標であること
 - ・早期審査案件とされた出願又はその申請のある出願に係る商標であること
- なお、基礎登録又は基礎出願において商標の構成態様についての説明がされている場合は、原則として、標章の記述欄に記載する必要はないが、記載がされているときは、その記載の内容が同一であることの確認を行うこととする。
3. 標章の記述欄の記載は、本国官庁が基礎登録又は基礎出願における記載と同一の内容となっていることについての証明をしなければならないため、本国官庁はその同一性を確認し、同一とは認められないときは、出願人に対し訂正した願書に差し替えることを促すこととする。

〔説明〕

(1) 標章の記述欄に記載がある場合には、基礎登録又は基礎出願に記載されている商標についての記載と同一の内容が国際登録出願の願書にも記載されていなければならない。

例えば、基礎登録又は基礎出願において商第5条第6項ただし書の規定の適用を受けようとするときは、願書に添付した説明書に「商標法第5条第6項ただし書の適用」と記載し、その次に商標登録を受けようとする商標を記載し、引出線、文字その他のものにより、色彩を付すべき範囲を明らかにして商標記載欄の色彩と同一の色彩を付すべき旨を記載することとなっている。

しかし、標章の記述欄は“国際登録出願の言語”で記載することとなっていることから、基礎登録又は基礎出願に係る願書に「商標法第5条第6項ただし書の適用」についての説明があったときは、商標記載欄と同一の色彩を付してある範囲及びその色彩（商標記載欄と同一の色彩）を文章によって簡潔明瞭に記載する必要がある。

記載例としては、商標記載欄が「白色」の場合には、「商標中××××の部分、白色である。」旨を英語で記載するのが適当である。

なお、商第5条第6項ただし書きの規定に基づく説明は、商標の構成要素に関わる記述であることから、願書第8欄「COLOR(S)CLAIMED」（色彩に係る主張）に記載するよりも、標章の記述欄に記載するのが適切である。

(2) 標章の記述欄には、

- i) 願書の様式に提示されている種類やカテゴリー（立体商標、団体・証明・保証商標、標準文字）は含まない
- ii) 商標の使用又は著名性に関する陳述のような記述は含まない

となっているので、例えば、基礎登録又は基礎出願における上記i)及びii)のような事項並びに下記①から④のような事項については、標章の記述欄に記載できないものとする。

- ① 商第3条第2項の規定が適用され使用による識別性が認められた登録商標、又は商第3条第2項の規定が適用されるべきである旨を主張している出願における商標であること
- ② 商標採択の趣旨についての説明
- ③ 分割又は変更出願に係る商標であること
- ④ 早期審査案件とされた出願又はその申請のある出願に係る商標であること

なお、標章の記述欄には、基礎登録又は基礎出願において記載されている事項であって、商標の構成態様に関する事項又は商標の権利に直接関わる事項（願書の他の欄に記載することとなっている事項を除く。）について

記載するものと解されることから、商標の構成態様についての説明がされている場合は、原則として、標章の記述欄に記載する必要はないが、記載されていたとしても欠陥あるものとはせず、その記載の同一についての確認を行い、同一と認められるときは、当該記載を認めることとする。

【備考】

＜明治４２年又は大正１０年商標法に基づく着色限定されている登録商標を基礎とする場合の標章の記述欄の記載について＞

着色限定についての記載がある登録について、その色彩についての記載が願書第８欄に加え、標章の記述欄にも記載されていた場合は、前記（２）のなお書きと同様に取り扱うこととする。

＜防護標章について＞

商標法上、防護標章登録又は防護標章登録出願を基礎として国際登録出願ができることとなっているが、その旨の記載がなくても標章の記述欄についての同一は認めることとする。

これは、次の理由による。つまり、防護標章制度は、その保護を求める商品又は役務についてその標章を使用することとなっていないことから、基礎登録又は基礎出願が防護標章であった場合、指定国によっては防護標章であることをもって、使用する商標についての国際登録とは認められず、その保護が認められない場合もあり得ることから、上記のとおり取り扱うこととする。

- (3) 本国官庁は、確認の結果、記載すべき事項が欠落しているとき又は同一の記載とは認められないときは、出願人に対し同一の記載となるように願書を差し替えるよう促すこととする。

A 2 . 0 8

国際登録出願に係る商標の記述及び色彩に係る主張についての取扱い（商標法第5条第4項で規定する商標の詳細な説明について）

1. 動き商標、ホログラム商標、立体商標、色彩のみからなる商標、音商標又は位置商標を基礎登録又は基礎出願として国際登録出願を行う場合は、原則として、商標の詳細な説明（立体商標及び音商標については記載がある場合のみ）と同一の内容が国際登録出願の願書（MM2）第9欄(e)(i)「Description of the mark contained in the basic application or basic registration, where applicable」(基礎出願又は基礎登録の標章の記述)（以下「標章の記述欄」という。）に記載されていなければならない。

ただし、色彩のみからなる商標について、商標登録の査定がなされた商標を基礎とする国際登録出願については、その基礎出願又は基礎登録は、標章の国際登録に関するマドリッド協定及び同協定の議定書に基づく共通規則第9規則(5)(d)(V)に言及された「標章の識別性ある特徴として色彩が主張されているとき」に該当することから、原則として、国際登録出願の願書（MM2）第8欄の「COLOR(S)CLAIMED（色彩に係る主張）」（以下「色彩に係る主張欄」という。）に記載されていなければならない。なお、出願人が望む場合には、色彩に係る主張欄に記載した上で、標章の記述欄に記載することはできる。

2. 基礎登録又は基礎出願における次のような事項は、標章の記述欄に記載することはできない。

- ・商第3条第2項の規定が適用されていること
- ・商標採択の趣旨についての説明
- ・分割又は変更出願に係る商標であること
- ・早期審査案件とされた出願又はその申請のある出願に係る商標であること

3. 標章の記述欄及び色彩に係る主張欄の記載は、本国官庁が基礎登録又は基礎出願における記載との同一の内容となっていることについての証明をしなければならないため、本国官庁はその同一性を確認し、同一とは認められないときは、出願人に対し訂正した願書に差し替えることを促すこととする。

A 3. 0 1

国際登録出願に係る商品又は役務の同一に関する取扱い

1. 国際登録出願の願書第10欄「GOODS AND SERVICES」（以下「商品及び役務」という。）に記載できる商品又は役務は、基礎登録の商標原簿（現に有効に存続しているものに限る。）に、又は基礎出願の願書（補正されている場合は補正後のものとする。）に記載されている指定商品又は指定役務と同一若しくはその範囲に含まれているものに限られることから、本国官庁は、当該国際登録出願に係る商品又は役務についてその確認を行う。
 2. 国際登録出願に係る商品又は役務については、基礎登録又は基礎出願における指定商品又は指定役務と実質的に同一又はその指定商品若しくは指定役務に含まれるものと認められるときは、その商品又は役務は同一のものと認定することとする。
また、その国際登録出願に係る商品又は役務の表示上、商品又は役務が重複している場合であっても同様に認定することとする。
 3. 国際登録出願に係る商品又は役務の同一に関する認定において当該基礎登録又は基礎出願の指定商品又は指定役務が包括表示であるような場合の認定は、その基礎登録又は基礎出願の出願時に効力を有する「商品（及び役務）の区分」に従って行うものとする。
 4. 国際登録出願に係る商品又は役務の記載について、例えば以下の不備があり商品又は役務について同一と認定できないときは、本国官庁は当該願書を差し替えるよう促すこととする。
 - ・基礎登録又は基礎出願の指定商品又は指定役務と比べその内容を変更又は拡大している場合
 - ・商品又は役務の記載が不明確な表示である場合なお、出願を基礎とする場合、「商品及び役務」の記載内容が、基礎出願の指定商品又は指定役務の表示と同一と認定される翻訳で記載されているときは、原則として、同一と認定することとする。
- ※ 国際商標登録出願審査室は、本取扱いについて、国際意匠・商標出願室から要請を受けた場合、協議に応じ、その結果に基づき、国際意匠・商標出願室が処理することとする。

[説明]

(1) 「商品及び役務」に記載できる商品又は役務は、基礎登録又は基礎出願における商標原簿若しくは願書に記載されているものと同一である場合又はその指定商品若しくは指定役務に含まれている場合に限られることから、本国官庁は、国際登録出願における願書の記載が基礎登録又は基礎出願に係る指定商品又は指定役務の記載と同一又はその指定商品若しくは指定役務に含まれるものであるかを確認することとする。

(2 a) 国際登録出願として願書に記載できる商品又は役務は、国際登録出願の証明をする時における以下の指定商品又は指定役務と実質的に同一又はその範囲に実質的に含まれている商品若しくは役務に限られる。

① 基礎となるものが登録である場合には、当該登録に係る商標原簿に登録され、現に商標権として有効に存続している指定商品又は指定役務

② 基礎となるものが出願である場合には、当該出願における願書に記載されている指定商品又は指定役務（補正されている場合は補正後の指定商品又は指定役務）

※ 基礎出願の担当審査室は、当該指定商品又は指定役務の補正をしている手続補正書が有効なものとして取り扱われるかについて、国際意匠・商標出願室から要請を受けた場合、協議に応じ、その結果に基づき、国際意匠・商標出願室が処理することとする。

(2 b) 「商品及び役務」と基礎登録又は基礎出願の指定商品又は指定役務との同一についての確認をする場合、以下のとおり取り扱うこととする。

① 国際登録出願に係る願書に記載されている商品又は役務（英語）と基礎登録又は基礎出願の指定商品又は指定役務（日本語）との対応が「類似商品・役務審査基準」又は「商品・サービス国際分類表アルファベット順一覧表」に掲載されているものであるときは、同一であるものとして取り扱う。

② 上記の①に該当しないものは、以下の事項を満たす英語訳であるときには、同一であるものとして認定することができる。

a. 区分及び商品・役務の類似群が考慮された英語訳であること

b. 「類似商品・役務審査基準」に掲載の商品・役務の表示中には、包括表示に含まれる単品表示であって、その概念を表示していないものも存在するため、必要に応じて、商品の場合は材料、用途、機能、形状等を、役務の場合は用途、効能、提供場所、提供内容等の要素をもって、その内容・範囲が把握できる英語訳であること

c. 日本や東洋に特有の商品であって、該当する英語が存在しないものについては、「商品・サービス国際分類表アルファベット順一

覧表」に掲載されている日本や東洋に特有の商品の英語表記に倣った英語訳であること

なお、必ずしも原語表記に拘泥せず、商品・役務の実態が分かりやすいことを優先させてもよいこととする。

- (2 c) 国際登録出願に係る願書に記載されている各商品又は役務が、基礎登録又は基礎出願の指定商品又は指定役務と同一又はその範囲に含まれるときは、その国際登録出願における商品又は役務の表示上、商品又は役務が重複して記載されている場合であっても、その出願の商品又は役務の記載に不備があるものとはしないこととする。

この取扱いは、国際事務局が、指定されている商品又は役務の表示が重複して記載されている場合であっても、当該記載を欠陥があるものとは取り扱わないことを考慮したものである。

<商品又は役務の表示が重複している例>

cl. 9 Television receivers; telecommunication machines and apparatus.
(第9類 テレビジョン受信機, 電気通信機械器具)

cl.20 Furniture; dining tables.
(第20類 家具, 食卓)

- (3) 基礎登録又は基礎出願に係る指定商品又は指定役務が包括表示であるような場合における標記の認定は、その基礎登録又は基礎出願の出願時に効力を有する「商品及び役務の区分」に従いその内容を判断することを確認的に述べたものである。

- (4) 「商品及び役務」の記載が基礎登録又は基礎出願の指定商品又は指定役務と比べその内容を変更又は拡大している場合や商品又は役務の記載が不明確な表示であることから同一と認められない場合等、その記載に不備があるときは、当該願書の差し替えを認め、出願人に対し、是正することを促すこととする。

なお、出願を基礎とする場合、「商品及び役務」の記載が、基礎出願の指定商品又は指定役務の表示と実質的に同一と認定される翻訳により記載されているときは、その内容及び範囲が不明確であるか否かにかかわらず、その記載に不備があるものとはしないこととする。

また、基礎の出願について不明確な指定商品又は指定役務を明確にする補正が、本国官庁による国際登録出願の記載事項と基礎登録又は基礎出願の記載事項とが一致していることを証明する時までになされたときは、その補正後の指定商品又は指定役務と対比し同一の判断をすることとする。

A 3 . 0 2

国際登録出願に係る類の記載に関する取扱い

1. 国際登録出願に係る願書第10欄「GOODS AND SERVICES」（商品及び役務）の「Class」（以下「類」という。）は、当該国際登録出願の出願時に有効な国際分類に従って記載する。
2. 本国官庁は、以下の場合に該当するときは、国際登録出願の日（国際登録の日）に影響を及ぼさないことを考慮して、出願人に訂正した願書に差し替えを促すことができることとする。
 - ① 類の番号が記載されていない場合
 - ② 出願時に有効な国際分類による区分に従っていない場合
 - ③ 国際分類の区分の類順に記載されていない場合ただし、③の不備のみの場合には、訂正を促すことはしないこととする。

〔説明〕

- (1) 国際登録出願に係る商品又は役務は、国際分類（ニース協定）による区分に従っていないければ、国際事務局はその国際登録出願について欠陥の通報をすることとしているので、通常、願書には、出願時に有効な国際分類に従って商品又は役務を記載することとなる。

基礎登録又は基礎出願が平成4年3月31日以前の出願に係る指定商品の表示は、日本独自の分類に従った区分に基づいていることから、国際登録出願の願書には、その指定商品を国際分類に従って記載されていなければならない（参考資料としては、「商標権の指定商品の書換のための書換ガイドライン」がある。）。

【備考】

当該国際登録出願に適用される国際分類は、本国官庁が当該国際登録出願を受領した時に有効な国際分類の版によることとなっているので、国際分類の改正が施行されることが明らかな場合は、その時期を考慮して記載する必要がある。

A 3. 0 2

(2) 「類」の記載については、本国官庁の証明事項ではないが、出願人の手続上の便宜を図る観点から、出願人に対しその不備を訂正した願書に差し替えを促すことができることとする。

- ① 類の番号が付されていない場合
- ② 国際分類の類に従い区分されていない場合
- ③ 国際分類の区分の類順に記載されていない場合

ただし、③の不備のみの場合には、訂正を促すことはしないこととする。

この取扱いは、国際分類の区分が類順に記載されていないときは、国際事務局が職権で是正することとしているので、その不備のみの場合は、出願人に対し訂正を促す必要はないためである。

また、本国官庁は、上記に掲げる不備の訂正を出願人に対し促す場合、国際登録出願の日（国際登録の日）に影響を及ぼさないことを前提として行うこととし、最終的にその不備が是正されなくても願書を国際事務局に送付することとする。

※ 国際商標登録出願審査室は、本取扱いについて、国際意匠・商標出願室から要請を受けた場合、協議に応じ、その結果に基づき、国際意匠・商標出願室が処理することとする。

A 3. 0 3

**国際登録出願に係る商品及び役務の記載に関して
国際事務局から欠陥の通報があった場合の取扱い**

国際事務局は、国際登録出願に係る商品及び役務の分類又は表示に関し、不備があると判断した場合は、商品及び役務の分類欠陥通報又は表示欠陥通報（以下「分類・表示欠陥」という。）を本国官庁及び出願人に対し送付する（共通規則 1 2 及び 1 3）。

出願人が「分類・表示欠陥」に対して意見を述べることを希望する場合は、「分類・表示欠陥」の通報日から 3 月以内に本国官庁経由で国際事務局に意見書又は是正提案書を提出することができる。

その場合の手続は、原則として、以下のとおりとする。

1. 本国官庁は、出願人が「分類・表示欠陥」に対して意見を述べることを希望する場合は、通報日から 3 0 日以内に本国官庁に意見書又は是正提案書を提出するよう求めることとする。

2. 意見書又は是正提案書に係る分類、商品又は役務の記載について、基礎登録又は基礎出願における指定商品又は指定役務と同一若しくはその範囲に含まれているものと認定できないときは、本国官庁は、当該意見書又は是正提案書を差し替えるよう出願人に促すこととする。

3. 意見書又は是正提案書に係る分類、商品又は役務の記載について、基礎登録又は基礎出願における指定商品又は指定役務と同一若しくはその範囲に含まれているものと認定できるときは、本国官庁は、当該意見書又は是正提案書を国際事務局に送付することとする。

※ 国際商標登録出願審査室は、上記 2. 及び 3. の認定に係る判断について国際意匠・商標出願室から要請を受けた場合、協議により処理することとする。

〔説明〕

・国際事務局から料金不足について指摘があった場合の支払いは、出願人が、直接国際事務局に対して不足金額を納付することとする。

A 8. 0 1

**基礎登録又は基礎出願に係る
指定商品又は指定役務の全部若しくは一部が
消滅した場合における国際事務局への通報について**

本国官庁は、基礎登録又は基礎出願について議定書第6条(3)の規定に関連する事実及び決定があったときは、その旨を国際事務局に通報する（議定書6条(4)）。（いわゆる「セントラルアタック」としての効果を生じることとなる。）

セントラルアタックの対象となる基礎登録又は基礎出願における事実と国際事務局への通報時期は、別紙のとおりとなる。

[説明]

- (1) 議定書では、第6条(3)の実施のため同条(4)で、本国官庁は、(3)の規定に基づく事実及び決定があったときは、国際事務局に通報することを規定している。

その通報は、当該「国際登録の番号」、「名義人の氏名又は名称」、「基礎登録又は基礎出願に影響を与える事実及びその決定、更にその事実及び決定が有効となった日付」等を共通規則22(1)(a)に従って行うこととなる。

- (2) 本国において保護を受けなくなった場合には、本国官庁は、共通規則22(1)(a)に基づいて、以下のとおり、国際事務局に対し通報する。

i) 国際登録の日から5年の期間が満了する前に、基礎登録又は基礎出願に係る指定商品又は指定役務の全部若しくは一部が削除され、それが確定したときは通報する。

ii) 国際登録の日から5年の期間の満了前に議定書第6条(3)(i)ないし(iii)の手続が開始された場合であって、5年の期間の満了前に最終決定に至らなかった場合は、その事実を5年の期間経過するときに通報する。

iii) 上記ii)に該当する場合、5年の期間満了後、最終決定に至ったときは、その旨を通報する。

iv) 出願人又は商標権者等によって上記iii)に該当する手続の対象となっている基礎登録又は基礎出願について取り下げられ又は放棄された場合には、iii)の場合と同様に通報する。

- (3) セントラルアタックの対象となる基礎登録又は基礎出願の事実と国際事務局への通報時期は、別紙のとおりとなる。

※ 国際商標登録出願審査室は、上記（２）について、国際意匠・商標出願室から要請を受けた場合、協議に応じ、その結果に基づき、国際意匠・商標出願室が処理することとする。

<参考>

「基礎登録又は基礎出願の消滅について」

議定書第6条(3)では、国際登録の日から5年の期間の満了前に、基礎出願が拒絶、取り下げ放棄等によって消滅したことが確定したとき、又は基礎登録（基礎出願となっているものが登録されたものを含む。）が取消、無効の決定、放棄、権利期間の満了等によって当該商標権が消滅したことが確定したときは、当該消滅した指定商品又は指定役務の範囲について国際登録を主張することができないと規定している。

この規定は、基礎登録又は基礎出願に対する国際登録の従属性、すなわち、本国において保護を受けなくなった場合には国際登録による保護を主張することができないこととなる、いわゆる「セントラルアタック」による効果を規定しているものである。

また、同規定によると、国際登録の日から5年の期間の満了前に、基礎登録又は基礎出願において、国際登録の日から5年の期間の前に基礎出願、基礎登録の効果を争う等の手続である、

(i) 基礎出願の効果を否認する決定に対する不服の申立て

(ii) 基礎出願の取り下げを求める申立て又は基礎出願による登録若しくは基礎登録の抹消、取消若しくは無効を求める申立て

(iii) 基礎出願に対する異議の申立て

が開始され、5年の期間の満了後に保護の効果を失わせる確定的な決定が行われた場合であっても国際登録の効果は失われることとなっている。

さらに、上記(i)ないし(iii)の手続中に基礎出願、基礎登録が出願人により自発的に取り下げられ又は放棄された場合も同様国際登録の効果は失われることとなっている。

ただし、国際登録の名義人の変更は、従属の効果には影響しない。

※ 上記(i)ないし(iii)に掲げる手続を5年の期間の満了後に最終決定される場合も含めたのは、その手続が長期化し5年以内に保護の効果が失われることとならなかったことにより、国際登録の効果が従属して失われることを免れることを認めないものであり、また、権利者自身はその基礎登録又は基礎出願を取り下げ又は放棄した場合もセントラルアタックの対象にしているのも同趣旨によるものである。

【別 紙】

**基礎登録又は基礎出願における対象となる事実と
国際事務局への通報時期について**

対象となる事実	国際事務局への通報時期	
	5年以内の通報	5年経過後の通報
出願に係る指定商品又は指定役務の範囲を減縮する補正 ※分割出願に伴う減縮補正又は誤記の訂正若しくは記載を明確にするための補正は含まない。	○減縮する補正に係る出願の登録査定（登録審決）の確定が5年以内にあったときは通報する。	
登録料納付と同時に提出される区分単位の減縮補正	○提出された補正書に基づき設定登録が5年以内にあったときは通報する。	
拒絶する旨の査定	○拒絶査定の確定が5年以内にあったときは通報する。	
拒絶査定に対する不服審判の請求(44条)	○審判請求又は登録異議の申立てが5年以内になされた場合であって、 ①指定商品又は指定役務が減縮補正された出願の登録審決、出願を拒絶する審決又は登録を無効にする(取消す)旨の審決(決定)の確定が5年以内にあったときは通報する。 又は、 ②出願を拒絶する又は登録を無効にする(取消す)旨の審決(決定)の確定が5年以内にされないときは、5年の期間経過後、すみやかに審判請求(登録異議の申立て)があった旨を通報する。	○左記②の場合において、当該審判の請求(登録異議の申立て)に対する審決(決定)が確定したときは、通報する。 なお、係争中に当該審判請求の取り下げ、当該出願の取り下げもしくは指定商品又は指定役務を減縮する補正又は当該登録の放棄があったときには、その内容が通報に含まれる。
無効審判の請求(46条,68条4項,8年附則8条,同9条)		
取消審判の請求(50条,51条,52条の2,53条,53条の2)		
登録異議の申立て(43条の2,68条4項)		
存続期間満了による商標権の消滅(更新がされなかった登録)	○存続期間の満了により当該商標権の消滅(更新がされなかった)が5年以内にあったときは通報する。 なお、更新されないことの確定は、存続期間満了後1年(倍額納付の期間+故意によらない場合における更新登録の申請期間)となるが、存続期間の満了の日が5年以内であったときは、確定後、通報する。	
登録料の分割納付によって前半の期間経過後権利が消滅	○後期分の登録料の納付がないことによる商標権の消滅が5年以内にあったときは通報する。	
出願手続の却下	○出願手続の却下の確定が5年以内にされたときは通報する。	
出願の取下げ、放棄 ※みなし取り下げを除く。	○出願の取下げ又は放棄が5年以内にされたときは通報する。	

A 8. 0 1

補正却下後の新出願により取り下げられたものとみなされた出願	○補正却下後の新出願として認められたときは、その原出願（基礎出願となっている）が取り下げられたものとみなされる日が5年以内のときは通報する。	
商標権の放棄（一部放棄を含む。）	○商標権について放棄がされたことの商標原簿への登録が5年以内にされたときは通報する。	
防護標章登録の消滅（66条）	○防護標章登録に基づく権利の消滅が5年以内にあったときは通報する。	
相続人の不存在等による商標権の消滅	○商標権において商標権者の相続人がないこと等により商標権の消滅が5年以内にあったときは通報する。	

基礎登録又は基礎出願の分割があった場合の 国際事務局への通報について

- 1 . 基礎出願について分割があった場合、分割出願について商標法第 5 条の 2 で規定する出願の出願日の認定がされ、同第 1 0 条に規定する出願の分割の要件を満たしていることが確認されたとき、本国官庁は国際事務局へ通報することとする。
- 2 . 基礎登録について分割（移転を伴うものも含む。）があった場合、商標原簿において登録の分割が登録されたとき、本国官庁は国際事務局へ通報することとする。

[説明]

国際登録は、基礎登録又は基礎出願に基づき認められたもので、国際登録の日から 5 年の期間内に、その基礎登録又は基礎出願が二以上の登録又は出願に分割された場合は、その旨を国際事務局に通報すれば、その国際登録は維持できることとなっている(共通規則 2 3)。

基礎登録又は基礎出願が分割されたときは、基礎登録又は基礎出願は原登録と分割登録又は原出願と分割出願となり、その事実を国際事務局に通報することにより、その分割された複数の基礎登録又は基礎出願の事実が国際登録簿に記録され、その国際登録は維持されることとなる。

したがって、基礎登録又は基礎出願が分割されたときは、すみやかに以下の事項について国際事務局に通報することとする。

< 通報内容 >

- (i) 国際登録の番号(国際登録が効力を生じていないときは基礎登録又は基礎出願の番号)
- (ii) 名義人又は出願人の氏名又は名称
- (iii) 各出願の番号

これらの通報事項は、商標法第 5 条の 2 で規定する出願の日の認定する要件に含まれるものである。

平成 28 年 9 月 23 日に指定された標準文字一覧

(SP)	、	。	，	．	・	！	ゝ	ゞ	々	ー	—	～	‘	’	()	[]	[]	「 」				
+	—	%	&	@																		
あ	あ	い	い	う	う	え	え	お	お	か	が	き	ぎ	く	ぐ	け	げ	こ	ご	さ	ざ	し
じ	ず	ず	せ	ぜ	そ	ぞ	た	だ	ち	ぢ	っ	つ	づ	て	で	と	ど	な	に	ぬ	ね	の
は	ば	ぱ	ひ	び	ぴ	ふ	ぶ	ぷ	へ	べ	ぺ	ほ	ぼ	ぽ	ま	み	む	め	も	や	や	ゆ
ゆ	よ	よ	ら	り	る	れ	ろ	わ	わ	ゐ	ゑ	を	ん	0	1	2	3	4	5	6	7	8
9	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	U	V
W	X	Y	Z	a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	n	o	p	q	r	s
t	u	v	w	x	y	z	ア	ア	イ	イ	ウ	ウ	エ	エ	オ	オ	カ	ガ	キ	ギ	ク	グ
ケ	ゲ	コ	ゴ	サ	ザ	シ	ジ	ス	ズ	セ	ゼ	ソ	ゾ	タ	ダ	チ	ヂ	ツ	ツ	ツ	テ	デ
ト	ド	ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ	ハ	バ	パ	ヒ	ビ	ピ	フ	ブ	プ	ヘ	ベ	ペ	ホ	ボ	ポ	マ
ミ	ム	メ	モ	ヤ	ヤ	ユ	ユ	ヨ	ヨ	ラ	リ	ル	レ	ロ	ワ	ワ	ヰ	ヱ	ヲ	ン	ヴ	カ
ケ																						

亜	唾	娃	阿	哀	愛	挨	始	逢	葵	茜	穉	悪	握	渥	旭	葦	芦	鯨	梓	压	幹	扱
宛	姐	虻	飴	絢	綾	鮎	或	粟	稔	安	庵	按	暗	案	闇	鞞	杏	以	伊	位	依	偉
圀	夷	委	威	尉	惟	意	慰	易	椅	為	畏	異	移	維	緯	胃	萎	衣	謂	違	遺	医
井	亥	域	育	郁	磯	一	壺	溢	逸	稻	茨	芋	鰯	允	印	咽	員	因	姻	引	飲	淫
胤	蔭	院	陰	隱	韻	吋	右	宇	烏	羽	迂	雨	卯	鵜	窺	丑	碓	臼	渦	嘘	唄	鬱
蔚	鰻	姥	厩	浦	瓜	閏	噂	云	運	雲	荏	餌	叡	營	嬰	影	映	曳	榮	永	泳	洩
瑛	盈	穎	穎	英	衛	詠	銳	液	疫	益	馱	悦	謁	越	閱	榎	厭	円	園	堰	奄	宴
延	怨	掩	援	沿	演	炎	焰	煙	燕	猿	縁	艶	苑	菌	遠	鉛	鴛	塩	於	汚	甥	凹
央	奥	往	応	押	旺	横	欧	殴	王	翁	襖	鶯	鷗	黄	岡	冲	荻	億	屋	憶	臆	桶
牡	乙	俺	卸	恩	温	穩	音	下	化	仮	何	伽	価	佳	加	可	嘉	夏	嫁	家	寡	科
暇	果	架	歌	河	火	珂	禍	禾	稼	箇	花	苛	茄	荷	華	菓	蝦	課	嘩	貨	迦	過
霞	蚊	俄	峨	我	牙	画	臥	芽	蛾	賀	雅	餓	駕	介	会	解	回	塊	壞	廻	快	怪
悔	恢	懷	戒	拐	改	魁	晦	械	海	灰	界	皆	絵	芥	蟹	開	階	貝	凱	効	外	咳
害	崖	慨	概	涯	碍	蓋	街	該	鎧	骸	涇	馨	蛙	垣	柿	蛎	鈎	劃	嚇	各	廓	扞
攪	格	核	殼	獲	確	穫	覚	角	赫	較	郭	閣	隔	革	学	岳	樂	額	顎	掛	笠	檉

樞	梶	鯁	漚	割	喝	恰	括	活	渴	滑	葛	褐	轄	且	鯁	叶	椹	樺	鞞	株	兜	竈
蒲	釜	鎌	嚼	鴨	栢	茅	萱	粥	刈	苴	瓦	乾	侃	冠	寒	刊	勘	勸	卷	喚	堪	姦
完	官	寬	干	幹	患	感	慣	憾	換	敢	柑	桓	棺	款	歡	汗	漢	澗	灌	環	甘	監
看	竿	管	簡	緩	缶	翰	肝	艦	莞	觀	諫	貫	還	鑑	間	閑	閔	陷	韓	館	館	丸
含	岸	巖	玩	癌	眼	岩	翫	匱	雁	頑	顏	願	企	伎	危	喜	器	基	奇	嬉	寄	岐
希	幾	忌	揮	机	旗	既	期	棋	棄	機	歸	毅	氣	汽	畿	祈	季	稀	紀	徽	規	記
貴	起	軌	輝	飢	騎	鬼	龜	偽	儀	妓	宜	戲	技	擬	欺	犧	疑	祇	義	蟻	誼	議
掬	菊	鞠	吉	吃	喫	桔	橘	詰	砧	杵	黍	却	客	脚	虐	逆	丘	久	仇	休	及	吸
宮	弓	急	救	朽	求	汲	泣	灸	球	究	窮	笈	級	糾	給	旧	牛	去	居	巨	拒	拋
拳	渠	虛	許	距	鋸	漁	禦	魚	亨	享	京	供	俠	僑	兇	競	共	凶	協	匡	卿	叫
喬	境	峽	強	彊	怯	恐	恭	挾	教	橋	況	狂	狹	矯	胸	脅	興	蕎	鄉	鏡	響	饗
驚	仰	凝	堯	曉	業	局	曲	極	玉	桐	籽	僅	勤	均	巾	錦	斤	欣	欽	琴	禁	禽
筋	緊	芹	菌	衿	襟	謹	近	金	吟	銀	九	俱	句	区	狗	玖	矩	苦	驅	駟	駟	駒
具	愚	虞	喰	空	偶	寓	遇	隅	串	櫛	釧	屑	屈	掘	窟	沓	靴	轡	窪	熊	隈	叅
栗	縲	桑	鍬	勳	君	薰	訓	群	軍	郡	卦	袞	祁	係	傾	刑	兄	啓	圭	珪	型	契
形	徑	惠	慶	慧	憩	揭	携	敬	景	桂	溪	畦	稽	系	經	繼	繫	罍	荃	荊	蚩	計
詣	警	輕	頸	鷄	芸	迎	鯨	劇	戟	擊	激	隙	桁	傑	欠	決	潔	穴	結	血	訣	月
件	儉	倦	健	兼	券	劍	喧	圈	堅	嫌	建	憲	懸	拳	捲	檢	樞	牽	犬	猷	研	硯
絹	梟	肩	見	謙	賢	軒	遣	鍵	險	顛	驗	鹵	元	原	嚴	幻	弦	減	源	玄	現	絃
舷	言	諺	限	乎	個	古	呼	固	姑	孤	己	庫	弧	戶	故	枯	湖	狐	糊	袴	股	胡
菰	虎	誇	跨	鈞	雇	顧	鼓	五	互	伍	午	吳	吾	娛	後	御	悟	梧	檣	瑚	碁	語
誤	護	酬	乞	鯉	交	佼	侯	候	倖	光	公	功	効	勾	厚	口	向	后	喉	坑	垢	好
孔	孝	宏	工	巧	巷	幸	庠	庚	康	弘	恒	慌	抗	拘	控	攻	昂	晃	更	杭	校	梗
構	江	洪	浩	港	溝	甲	皇	硬	稿	糠	紅	紘	絞	綱	耕	考	肯	肱	腔	膏	航	荒
行	衡	講	貢	購	郊	醇	鈇	砣	鋼	閤	降	項	香	高	鴻	剛	劫	号	合	壕	拷	濠
豪	轟	翹	克	刻	告	国	穀	酷	鵠	黑	獄	漉	腰	甌	忽	惚	骨	狍	込	此	頃	今
困	坤	墾	婚	恨	懇	昏	昆	根	梱	混	痕	紺	良	魂	些	佐	又	唆	嗟	左	差	查
沙	嗟	砂	詐	鎖	袞	坐	座	挫	債	催	再	最	哉	塞	妻	宰	彩	才	採	栽	歲	濟
災	采	犀	碎	砦	祭	齋	細	菜	裁	載	際	劑	在	材	罪	財	冚	坂	阪	堺	榭	肴
咲	崎	埼	碕	鷺	作	削	咋	搾	昨	朔	柵	窄	策	索	錯	桜	鮭	笹	匙	冊	刷	察
撈	撮	擦	札	殺	薩	雜	臯	鯖	捌	鏞	鮫	皿	晒	三	傘	參	山	慘	撒	散	棧	燦

珊	產	算	纂	蚕	讚	贊	酸	餐	斬	暫	殘	仕	仔	伺	使	刺	司	史	嗣	四	士	始
姊	姿	子	屍	市	師	志	思	指	支	孜	斯	施	旨	枝	止	死	氏	獅	祉	私	糸	紙
紫	肢	脂	至	視	詞	詩	試	誌	諮	資	賜	雌	飼	齒	事	似	侍	兒	字	寺	慈	持
時	次	滋	治	爾	璽	痔	磁	示	而	耳	自	蒔	辭	汐	鹿	式	識	鳴	竺	軸	穴	雫
七	叱	執	失	嫉	室	悉	濕	漆	疾	質	実	蔀	篠	偲	柴	芝	屢	蕊	縞	舍	写	射
捨	赦	斜	煮	社	紗	者	謝	車	遮	蛇	邪	借	勺	尺	杓	灼	爵	酌	穡	錫	若	寂
弱	惹	主	取	守	手	朱	殊	狩	珠	種	腫	趣	酒	首	儒	受	呪	寿	授	樹	綬	需
囚	収	周	宗	就	州	修	愁	拾	洲	秀	秋	終	繡	習	臭	舟	蒐	衆	襲	讐	蹴	輯
週	曾	酬	集	醜	什	住	充	十	從	戎	柔	汁	洩	獸	縱	重	銃	叔	夙	宿	淑	祝
縮	肅	塾	熟	出	術	述	俊	峻	春	瞬	竣	舜	駿	准	循	旬	楯	殉	淳	準	潤	盾
純	巡	遵	醇	順	処	初	所	暑	曙	渚	庶	緒	署	書	薯	諸	助	叙	女	序	徐	
恕	鋤	除	傷	償	勝	匠	升	召	哨	商	唱	嘗	獎	妾	娼	宵	將	小	尚	庄	床	
廠	彰	承	抄	招	掌	捷	昇	昌	昭	晶	松	梢	樟	樵	沼	消	涉	湘	燒	焦	照	症
省	硝	礁	祥	称	章	笑	粧	紹	肖	菖	蔣	蕉	衝	裳	訟	証	詔	詳	象	賞	醬	鉦
鍾	鐘	障	鞞	上	丈	丞	乘	冗	剩	城	場	壤	孃	常	情	擾	条	杖	淨	狀	晷	穰
蒸	讓	釀	錠	嘱	埴	飾	拭	植	殖	燭	織	職	色	觸	食	蝕	辱	尻	伸	信	侵	唇
娠	寢	審	心	慎	振	新	晋	森	榛	浸	深	申	疹	真	神	秦	紳	臣	芯	薪	親	診
身	辛	進	針	震	人	仁	刃	塵	壬	尋	甚	尽	腎	訊	迅	陣	鞞	笥	誨	須	酢	囟
厨	逗	吹	垂	帥	推	水	炊	睡	粹	翠	衰	遂	醉	錐	錘	隨	瑞	髓	崇	嵩	數	柩
趨	雛	据	杉	椳	菅	頗	雀	裾	澄	摺	寸	世	瀨	畝	是	淒	制	勢	姓	征	性	成
政	整	星	晴	棲	栖	正	清	牲	生	盛	精	聖	声	製	西	誠	誓	請	逝	醒	青	靜
齊	稅	脆	隻	席	惜	戚	斥	昔	析	石	積	籍	績	脊	責	赤	跡	蹟	碩	切	拙	接
撰	折	設	窈	節	說	雪	絕	舌	蟬	仙	先	千	占	宣	專	尖	川	戰	扇	撰	栓	梅
泉	淺	洗	染	潛	煎	煽	旋	穿	箭	線	織	羨	腺	舛	船	薦	詮	賤	踐	選	遷	錢
銑	閃	鮮	前	善	漸	然	全	禪	繕	膳	糲	增	噌	塑	咀	措	曾	楚	狙	疏	疎	礎
祖	租	粗	素	組	蘇	訴	阻	遡	鼠	僧	創	双	叢	倉	喪	壯	奏	爽	宋	層	匝	惣
想	搜	掃	挿	搔	操	早	曹	巢	槍	槽	漕	燥	争	瘦	相	窓	糟	綵	綜	聰	草	莊
葬	蒼	藻	裝	走	送	遭	鎗	霜	騷	像	增	憎	臟	藏	贈	造	促	側	則	即	息	捉
束	測	足	速	俗	属	賊	族	統	卒	袖	其	掬	存	孫	尊	損	村	遜	他	多	太	汰
訛	唾	墮	妥	惰	打	柁	舵	梲	陀	馱	駢	堆	对	耐	岱	帶	待	怠	態	戴	替	
泰	滯	胎	腿	苔	袋	貸	退	逮	隊	黛	鯛	代	台	大	第	醜	題	鷹	滝	瀧	卓	啄

宅	托	挾	拓	沢	濯	琢	託	鐸	濁	諾	茸	夙	蛸	只	叩	但	達	辰	奪	脫	巽	豎
迪	棚	谷	狸	鱒	樽	誰	丹	单	嘆	坦	担	探	旦	歎	淡	湛	炭	短	端	筭	綻	耽
胆	蛋	誕	鍛	团	壇	彈	断	暖	檀	段	男	談	值	知	地	弛	恥	智	池	痴	稚	置
致	蜘	遲	馳	築	畜	竹	筑	蓄	逐	秩	窒	茶	嫡	着	中	仲	宙	忠	抽	昼	柱	注
虫	衷	註	耐	鑄	駐	樗	瀦	猪	苧	著	貯	丁	兆	凋	喋	寵	帖	帳	庁	弔	張	彫
徵	懲	挑	暢	朝	潮	牒	町	眺	聽	脹	腸	蝶	調	諜	超	跳	鈔	長	頂	烏	勅	抄
直	朕	沈	珍	賃	鎮	陳	津	墜	椎	槌	追	鎚	痛	通	塚	姆	搥	槻	佃	漬	柘	辻
蔦	綴	鏢	椿	潰	坪	壺	孀	紬	爪	吊	釣	鶴	亭	低	停	偵	剃	貞	呈	堤	定	帝
底	庭	廷	弟	悌	抵	挺	提	梯	汀	碇	禎	程	締	艇	訂	諦	蹄	遞	邸	鄭	釘	鼎
泥	摘	擢	敵	滴	的	笛	適	鎬	溺	哲	徹	撤	轍	迭	鉄	典	填	天	展	店	添	纏
甜	貼	轉	顛	点	佻	殿	澱	田	電	兔	吐	堵	塗	妬	屠	徒	斗	杜	渡	登	菟	賭
途	都	鍍	砥	砺	努	度	土	奴	怒	倒	党	冬	凍	刀	唐	塔	塘	套	宕	島	鳴	悼
投	搭	東	桃	梲	棟	盜	淘	湯	涛	灯	燈	当	痘	禱	等	答	筒	糖	統	到	董	蕩
藤	討	騰	豆	踏	逃	透	鐙	陶	頭	騰	鬪	勳	動	同	堂	導	懂	撞	洞	瞳	童	胴
萄	道	銅	岬	鵠	匿	得	德	澆	特	督	秃	篤	毒	独	誦	析	橡	凸	突	椽	届	鳶
苦	寅	酉	瀨	噸	屯	惇	敦	沌	豚	遁	頓	吞	曇	鈍	奈	那	内	乍	凧	薙	謎	灘
捺	鍋	櫓	馴	繩	睨	南	楠	軟	難	汝	二	尼	弑	迹	勾	賑	肉	虹	廿	日	乳	入
如	尿	菲	任	妊	忍	認	濡	禰	祢	寧	葱	猫	熱	年	念	捻	撚	燃	粘	乃	迺	之
埜	囊	惱	濃	納	能	腦	膿	農	覩	蚤	巴	把	播	霸	杷	波	派	琶	破	婆	罵	芭
馬	俳	廢	拌	排	敗	杯	盃	牌	背	肺	輩	配	倍	培	媒	梅	煤	煤	猥	買	壳	賠
陪	這	蠅	秤	矧	菽	伯	剥	博	拍	柏	泊	白	箔	粕	舶	薄	迫	曝	漠	爆	縛	莫
駁	麦	函	箱	矸	箸	肇	筓	櫨	幡	肌	炆	皐	八	鉢	澆	癸	醜	髮	伐	罰	拔	筏
閥	鳩	嘶	塙	蛤	隼	伴	判	半	反	叛	帆	搬	斑	板	汜	汎	版	犯	班	畔	繁	般
藩	販	範	采	煩	頒	飯	挽	晚	番	盤	磬	蕃	蚩	匪	卑	否	妃	庇	彼	悲	扉	批
披	斐	比	泌	疲	皮	碑	秘	緋	罷	肥	被	誹	費	避	非	飛	樋	簸	備	尾	微	枇
毘	琵琶	眉	美	鼻	柎	稗	匹	疋	髭	彥	膝	菱	肘	弼	必	畢	筆	逼	桧	姬	媛	紐
百	謬	佻	彪	標	水	漂	瓢	票	表	評	豹	廟	描	病	秒	苗	錨	鉸	蒜	蛭	鱗	品
彬	斌	浜	瀕	貧	賓	頻	敏	瓶	不	付	埠	夫	婦	富	富	布	府	怖	扶	敷	斧	普
浮	父	符	腐	膚	芙	譜	負	賦	赴	阜	附	侮	撫	武	舞	葡	蕪	部	封	楓	風	葺
蔭	伏	副	復	幅	服	福	腹	複	覆	淵	弗	扌	沸	仏	物	鮒	分	吻	噴	墳	憤	扮
焚	奮	粉	糞	紛	雰	文	聞	丙	併	兵	塤	幣	平	弊	柄	並	蔽	閉	陞	米	頁	僻

壁	癖	碧	別	瞥	蔑	篋	偏	變	片	篇	編	辺	返	遍	便	勉	娩	弁	鞭	保	舖	鋪
圃	捕	步	甫	補	輔	穗	募	墓	慕	戊	暮	母	簿	菩	倣	俸	包	呆	報	奉	宝	峰
峯	崩	庖	抱	捧	放	方	朋	法	泡	烹	砲	縫	胞	芳	萌	蓬	蜂	褒	訪	豐	邦	鋒
飽	鳳	鵬	乏	亡	傍	剖	坊	妨	帽	忘	忙	房	暴	望	某	棒	冒	紡	肪	膨	謀	貌
貿	鉉	防	吠	頰	北	僕	卜	墨	撲	朴	牧	睦	穆	釦	勃	沒	殆	堀	幌	奔	本	翻
凡	盆	摩	磨	魔	麻	埋	妹	昧	枚	每	哩	楨	幕	膜	枕	鮪	枉	鱒	榭	亦	俣	又
抹	末	沫	迄	伺	繭	磨	万	慢	滿	漫	蔓	味	未	魅	巳	箕	岬	密	蜜	湊	蓑	稔
脈	妙	耗	民	眠	務	夢	無	牟	矛	霧	鷓	棕	媚	娘	冥	名	命	明	盟	迷	銘	鳴
姪	牝	滅	免	棉	綿	緬	面	麵	摸	模	茂	妄	孟	毛	猛	盲	網	耗	蒙	儲	木	默
目	杳	勿	餅	尤	戾	粩	貫	問	悶	紋	門	匆	也	冶	夜	爺	耶	野	弥	矢	厄	役
約	葉	訖	躍	靖	柳	藪	鏹	愉	愈	油	癒	諭	輸	唯	佑	優	勇	友	宥	幽	悠	憂
揖	有	柚	湧	涌	猶	猷	由	祐	裕	誘	遊	邑	郵	雄	融	夕	予	余	与	誉	輿	預
傭	幼	妖	容	庸	揚	搖	擁	曜	楊	樣	洋	溶	熔	用	窯	羊	耀	葉	蓉	要	謠	踊
遙	陽	養	慾	抑	欲	沃	浴	翌	翼	淀	羅	螺	裸	來	萊	賴	雷	洛	絡	落	酪	乱
卵	嵐	欄	濫	藍	蘭	覽	利	吏	履	李	梨	理	璃	痢	裏	裡	里	離	陸	律	率	立
葎	掠	略	劉	流	溜	琉	留	硫	粒	隆	竜	龍	侶	慮	旅	虜	了	亮	僚	兩	凌	寮
料	梁	涼	獠	療	瞭	稜	糧	良	諒	遼	量	陵	領	力	綠	倫	厘	林	淋	憐	琳	臨
輪	隣	鱗	麟	瑠	墨	淚	累	類	令	伶	例	冷	勵	嶺	怜	玲	礼	苓	鈴	隸	零	靈
麗	齡	曆	歷	列	劣	烈	裂	廉	恋	憐	漣	煉	簾	練	聯	蓮	連	鍊	呂	魯	櫓	炉
賂	路	露	勞	婁	廊	弄	朗	樓	榔	浪	漏	牢	狼	籠	老	聾	蠟	郎	六	麓	祿	肋
録	論	倭	和	話	歪	賄	脇	惑	梓	鷲	互	亘	鰐	訛	藁	蕨	椀	灣	碗	腕		

弋	丐	丕	个	卯	丷	井	丿	乂	乖	乘	亂	丿	豫	事	舒	弋	于	亞	亟	一	亢	京
亳	亶	从	仍	仄	仆	仂	仗	仞	仞	仞	价	伉	佚	估	佛	佝	佗	佇	佶	侈	侏	侘
桃	佩	佰	侑	佯	來	侖	儘	佻	俟	俎	俘	俛	俑	俚	俐	佻	佻	倚	倨	倨	倪	侗
倅	倅	倅	倡	倩	倅	倅	俯	們	倆	偃	假	會	偕	修	偈	做	偕	偕	偕	倓	倓	傅
偃	傲	僉	僊	傳	僂	僖	僞	僥	僭	僭	僮	價	僵	儉	僑	儂	儼	儕	儔	儕	儕	儕
儼	儼	儼	儿	兀	兒	兌	兔	兢	競	兩	兪	兮	冀	冂	回	冊	冉	冏	冏	冏	冏	冏
冤	冠	冢	冢	冢	冢	冢	冢	冢	冢	冢	冢	冢	冢	冢	冢	冢	冢	冢	冢	冢	冢	冢
刊	刂	刂	刂	刂	刂	刂	刂	刂	刂	刂	刂	刂	刂	刂	刂	刂	刂	刂	刂	刂	刂	刂
劔	劈	劑	辨	辨	劬	劬	劬	劬	劬	劬	劬	劬	劬	劬	劬	劬	劬	劬	劬	劬	劬	劬

甸	匍	匐	匏	匕	匚	匣	匯	匱	匳	匚	區	夊	卅	卅	弁	卂	準	卞	口	卮	夊	卻
卷	厂	彪	厠	厦	厥	廝	厥	厶	參	篡	雙	叟	曼	燮	叮	叨	叭	叭	吁	吽	呀	听
吭	吼	吮	呐	吩	吝	呖	咏	呵	咎	咭	呱	呷	咭	咒	呻	咀	呶	咄	咐	咆	哇	罌
咸	啞	咬	哄	哈	咨	咫	晒	咤	咭	咭	呖	哥	哦	唏	唔	哽	哮	哭	哺	哢	啞	啞
啣	啞	售	啜	啜	啖	啗	啖	啖	啖	啖	啖	啖	啖	啖	啖	啖	啖	啖	啖	啖	啖	啖
喇	唳	嗚	嗅	嗟	嗟	嗜	嗤	嗔	嘔	嗽	嘖	嗽	嗽	嗽	嗽	嗽	嗽	嗽	嗽	嗽	嗽	嗽
噫	噤	嘯	噬	噪	嚙	嚙	嚙	嚙	嚙	嚙	嚙	嚙	嚙	嚙	嚙	嚙	嚙	嚙	嚙	嚙	嚙	嚙
囁	口	囁	囁	囁	囁	囁	囁	囁	囁	囁	囁	囁	囁	囁	囁	囁	囁	囁	囁	囁	囁	囁
坩	垂	垩	坡	坩	坩	坩	坩	坩	坩	坩	坩	坩	坩	坩	坩	坩	坩	坩	坩	坩	坩	坩
塲	堡	塢	塢	塢	塢	塢	塢	塢	塢	塢	塢	塢	塢	塢	塢	塢	塢	塢	塢	塢	塢	塢
壘	壘	壘	壘	壘	壘	壘	壘	壘	壘	壘	壘	壘	壘	壘	壘	壘	壘	壘	壘	壘	壘	壘
奕	奕	奕	奕	奕	奕	奕	奕	奕	奕	奕	奕	奕	奕	奕	奕	奕	奕	奕	奕	奕	奕	奕
娥	娟	娑	娜	娉	娉	娉	娉	娉	娉	娉	娉	娉	娉	娉	娉	娉	娉	娉	娉	娉	娉	娉
嫖	嫖	嫖	嫖	嫖	嫖	嫖	嫖	嫖	嫖	嫖	嫖	嫖	嫖	嫖	嫖	嫖	嫖	嫖	嫖	嫖	嫖	嫖
學	孛	孛	孛	孛	孛	孛	孛	孛	孛	孛	孛	孛	孛	孛	孛	孛	孛	孛	孛	孛	孛	孛
專	對	尔	尠	尠	尠	尠	尠	尠	尠	尠	尠	尠	尠	尠	尠	尠	尠	尠	尠	尠	尠	尠
岌	岌	岌	岌	岌	岌	岌	岌	岌	岌	岌	岌	岌	岌	岌	岌	岌	岌	岌	岌	岌	岌	岌
崔	崢	崢	崢	崢	崢	崢	崢	崢	崢	崢	崢	崢	崢	崢	崢	崢	崢	崢	崢	崢	崢	崢
嶸	嶸	嶸	嶸	嶸	嶸	嶸	嶸	嶸	嶸	嶸	嶸	嶸	嶸	嶸	嶸	嶸	嶸	嶸	嶸	嶸	嶸	嶸
幢	幣	幫	幵	幵	幵	幵	幵	幵	幵	幵	幵	幵	幵	幵	幵	幵	幵	幵	幵	幵	幵	幵
廬	廬	廳	廳	廸	廸	廸	廸	廸	廸	廸	廸	廸	廸	廸	廸	廸	廸	廸	廸	廸	廸	廸
彖	彖	彖	彖	彖	彖	彖	彖	彖	彖	彖	彖	彖	彖	彖	彖	彖	彖	彖	彖	彖	彖	彖
忤	忤	忤	忤	忤	忤	忤	忤	忤	忤	忤	忤	忤	忤	忤	忤	忤	忤	忤	忤	忤	忤	忤
恂	恂	恂	恂	恂	恂	恂	恂	恂	恂	恂	恂	恂	恂	恂	恂	恂	恂	恂	恂	恂	恂	恂
惡	悸	惠	倦	悴	悴	悽	惆	悵	悵	悵	悵	悵	悵	悵	悵	悵	悵	悵	悵	悵	悵	悵
復	愨	愨	愨	愨	愨	愨	愨	愨	愨	愨	愨	愨	愨	愨	愨	愨	愨	愨	愨	愨	愨	愨
慟	慟	慟	慟	慟	慟	慟	慟	慟	慟	慟	慟	慟	慟	慟	慟	慟	慟	慟	慟	慟	慟	慟
罹	懍	懍	懍	懍	懍	懍	懍	懍	懍	懍	懍	懍	懍	懍	懍	懍	懍	懍	懍	懍	懍	懍
戲	戳	扁	扎	扞	扞	扞	扞	扞	扞	扞	扞	扞	扞	扞	扞	扞	扞	扞	扞	扞	扞	扞
拿	拆	擔	拈	拜	拌	拊	拂	拇	拋	拉	拈	拈	拈	拈	拈	拈	拈	拈	拈	拈	拈	拈
捏	掖	掖	掖	掖	掖	掖	掖	掖	掖	掖	掖	掖	掖	掖	掖	掖	掖	掖	掖	掖	掖	掖

平成 9 年 2 月 2 4 日に指定（平成 1 5 年及び平成 1 6 年に文字追加）された標準文字一覧

(SP)	、	。	，	．	・	！	ゝ	ゞ	々	ー	—	～	‘	’	（	）	〔	〕	[]	「	」	
+	-	%	&	@																			
あ	あ	い	い	う	う	え	え	お	お	か	が	き	ぎ	く	ぐ	け	げ	こ	ご	さ	ざ	し	
じ	す	ず	せ	ぜ	そ	ぞ	た	だ	ち	ぢ	っ	つ	づ	て	で	と	ど	な	に	ぬ	ね	の	
は	ば	ぱ	ひ	び	ぴ	ふ	ぶ	ぷ	へ	べ	ぺ	ほ	ぼ	ぽ	ま	み	む	め	も	ゃ	や	ゅ	
ゆ	よ	よ	ら	り	る	れ	ろ	わ	わ	ゐ	ゑ	を	ん	0	1	2	3	4	5	6	7	8	
9	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	U	V	
W	X	Y	Z	a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	n	o	p	q	r	s	
t	u	v	w	x	y	z	ア	ア	イ	イ	ウ	ウ	エ	エ	オ	オ	カ	ガ	キ	ギ	ク	グ	
ケ	ゲ	コ	ゴ	サ	ザ	シ	ジ	ス	ズ	セ	ゼ	ソ	ゾ	タ	ダ	チ	ヂ	ツ	ヅ	テ	デ		
ト	ド	ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ	ハ	バ	パ	ヒ	ビ	ピ	フ	ブ	プ	ヘ	ベ	ペ	ホ	ボ	ポ	マ	
ミ	ム	メ	モ	ヤ	ヤ	ユ	ユ	ヨ	ヨ	ラ	リ	ル	レ	ロ	ワ	ワ	ヰ	ヱ	ヲ	ン	ヴ	カ	
ケ																							

亜	啞	娃	阿	哀	愛	挨	始	逢	葵	茜	穉	惡	握	渥	旭	葦	芦	鯨	梓	压	幹	扱
宛	姐	虻	飴	絢	綾	鮎	或	粟	裕	安	庵	按	暗	案	闇	鞍	杏	以	伊	位	依	偉
圀	夷	委	威	尉	惟	意	慰	易	椅	為	畏	異	移	維	緯	胃	萎	衣	謂	違	遺	医
井	亥	域	育	郁	磯	一	壺	溢	逸	稻	茨	芋	鰯	允	印	咽	員	因	姻	引	飲	淫
胤	蔭	院	陰	隱	韻	吋	右	宇	烏	羽	迂	雨	卯	鵜	窺	丑	確	臼	渦	噓	唄	鬱
蔚	鰻	姥	厩	浦	瓜	閏	噂	云	運	雲	荏	餌	叡	宮	嬰	影	映	曳	采	永	泳	洩
瑛	盈	穎	穎	英	衛	詠	銳	液	疫	益	馱	悅	謁	越	閱	榎	厭	円	園	堰	奄	宴
延	怨	掩	援	沿	演	炎	焰	煙	燕	猿	縁	艶	苑	菌	遠	鉛	鴛	塩	於	汚	甥	凹
央	奧	往	応	押	旺	横	欧	殴	王	翁	襖	鶯	鷗	黄	岡	沖	荻	億	屋	憶	臆	桶
牡	乙	俺	卸	恩	温	穩	音	下	化	仮	何	伽	価	佳	加	可	嘉	夏	嫁	家	寡	科
暇	果	架	歌	河	火	珂	禍	禾	稼	箇	花	苛	茄	荷	華	菓	蝦	課	擘	貨	迦	過
霞	蚊	俄	峨	我	牙	画	臥	芽	蛾	賀	雅	餓	駕	介	会	解	回	塊	壞	廻	快	怪
悔	恢	懷	戒	拐	改	魁	晦	械	海	灰	界	皆	絵	芥	蟹	開	階	貝	凱	効	外	咳
害	崖	慨	概	涯	碍	蓋	街	該	鎧	骸	湮	馨	蛙	垣	柿	蛎	鈎	劃	嚇	各	廓	扞
攪	格	核	殼	獲	確	穫	覺	角	赫	較	郭	閣	隔	革	学	岳	樂	額	顎	掛	笠	檉

樞	梶	鯁	渴	割	喝	恰	括	活	渴	滑	葛	褐	轄	且	鯁	叶	枕	樺	鞞	株	兜	竈
蒲	釜	鯁	嚙	鴨	栢	茅	萱	粥	刈	苴	瓦	乾	侃	冠	寒	刊	勘	勸	卷	喚	堪	姦
完	官	寬	干	幹	患	感	慣	憾	換	敢	柑	桓	棺	款	歡	汗	漢	澗	灌	環	甘	監
看	竿	管	簡	緩	缶	翰	肝	艦	莞	觀	諫	貫	還	鑑	間	閑	閑	陷	韓	館	館	丸
含	岸	巖	玩	癌	眼	岩	翫	贗	雁	頑	顏	願	企	伎	危	喜	器	基	奇	嬉	寄	岐
希	幾	忌	揮	机	旗	既	期	棋	棄	機	埽	毅	氣	汽	畿	祈	季	稀	紀	徽	規	記
貴	起	軌	輝	飢	騎	鬼	龜	偽	儀	妓	宜	戲	技	擬	欺	犧	疑	祇	義	蟻	誼	議
掬	菊	鞠	吉	吃	喫	桔	橘	詰	砧	杵	黍	却	客	脚	虐	逆	丘	久	仇	休	及	吸
宮	弓	急	救	朽	求	汲	泣	灸	球	究	窮	笈	級	糾	給	旧	牛	去	居	巨	拒	拋
拳	渠	虛	許	距	鋸	漁	禦	魚	亨	享	京	供	俠	僑	兇	競	共	凶	協	匡	卿	叫
喬	境	峽	強	彊	怯	恐	恭	挾	教	橋	況	狂	狹	矯	胸	脅	興	蕎	鄉	鏡	響	饗
驚	仰	凝	堯	曉	業	局	曲	極	玉	桐	籽	僅	勤	均	巾	錦	斤	欣	欽	琴	禁	禽
筋	緊	芹	菌	衿	襟	謹	近	金	吟	銀	九	俱	句	区	狗	玖	矩	苦	軀	馭	駟	駒
具	愚	虞	喰	空	偶	寓	遇	隅	串	櫛	釧	屑	屈	掘	窟	沓	靴	轡	窪	熊	隈	粿
栗	燥	桑	鋏	勳	君	薰	訓	群	軍	郡	卦	袞	祁	係	傾	刑	兄	啓	圭	珪	型	契
形	徑	惠	慶	慧	憩	揭	携	敬	景	桂	溪	畦	稽	系	經	繼	繫	罍	荃	荊	蚩	計
詣	警	輕	頸	鷄	芸	迎	鯨	劇	戟	擊	激	隙	桁	傑	欠	決	潔	穴	結	血	訣	月
件	儉	倦	健	兼	券	劍	喧	圈	堅	嫌	建	憲	懸	拳	捲	檢	樞	牽	犬	猷	研	硯
絹	梘	肩	見	謙	賢	軒	遣	鍵	險	顛	驗	鹵	元	原	嚴	幻	弦	減	源	玄	現	絃
舷	言	諺	限	乎	個	古	呼	固	姑	孤	己	庫	弧	戶	故	枯	湖	狐	糊	袴	股	胡
菰	虎	誇	跨	鈞	雇	顧	鼓	互	伍	午	吳	吾	娛	後	御	悟	梧	檣	瑚	碁	語	
誤	護	酬	乞	鯉	交	佼	侯	候	倖	光	公	功	効	勾	厚	口	向	后	喉	坑	垢	好
孔	孝	宏	工	巧	巷	幸	庠	庚	康	弘	恒	慌	抗	拘	控	攻	昂	晃	更	杭	校	梗
構	江	洪	浩	港	溝	甲	皇	硬	稿	糠	紅	紘	絞	綱	耕	考	肯	肱	腔	膏	航	荒
行	衡	講	貢	購	郊	醇	鉞	砢	鋼	閤	降	項	香	高	鴻	剛	劫	号	合	壕	拷	濠
豪	轟	翹	克	刻	告	国	穀	酷	鵠	黑	獄	漉	腰	甌	忽	惚	骨	狍	込	此	頃	今
困	坤	壘	婚	恨	懇	昏	昆	根	梱	混	痕	紺	艮	魂	些	佐	叉	唆	嗟	左	差	查
沙	瑳	砂	詐	鎖	娑	坐	座	挫	債	催	再	最	哉	塞	妻	宰	彩	才	採	栽	歲	濟
災	采	犀	碎	砦	祭	斎	細	菜	裁	載	際	劑	在	材	罪	財	牙	坂	阪	堺	榭	肴
咲	崎	埼	碕	鷺	作	削	咋	搾	昨	朔	柵	窄	策	索	錯	桜	鮭	笹	匙	冊	刷	察
拶	撮	擦	札	殺	薩	雜	臯	鯖	捌	鏞	鮫	皿	晒	三	傘	參	山	慘	撒	散	棧	燦

珊	產	算	纂	蚕	讚	贊	酸	餐	斬	暫	殘	仕	仔	伺	使	刺	司	史	嗣	四	士	始
姊	姿	子	屍	市	師	志	思	指	支	孜	斯	施	旨	枝	止	死	氏	獅	祉	私	糸	紙
紫	肢	脂	至	視	詞	詩	試	誌	諮	資	賜	雌	飼	齒	事	似	侍	兕	字	寺	慈	持
時	次	滋	治	爾	璽	痔	磁	示	而	耳	自	蒔	辭	汐	鹿	式	識	鳴	竺	軸	穴	雫
七	叱	執	失	嫉	室	悉	濕	漆	疾	質	寔	蔀	篠	偲	柴	芝	屢	蕊	縞	舍	写	射
捨	赦	斜	煮	社	紗	者	謝	車	遮	蛇	邪	借	勺	尺	杓	灼	爵	酌	積	錫	若	寂
弱	惹	主	取	守	手	朱	殊	狩	珠	種	腫	趣	酒	首	儒	受	呪	壽	授	樹	綬	需
囚	収	周	宗	就	州	修	愁	拾	洲	秀	秋	終	繡	習	臭	舟	蒐	衆	襲	讐	蹴	輯
週	酋	酬	集	醜	什	住	充	十	從	戎	柔	汁	洩	獸	縱	重	銃	叔	夙	宿	淑	祝
縮	肅	塾	熟	出	術	述	俊	峻	春	瞬	竣	舜	駿	准	循	旬	楯	殉	淳	準	潤	盾
純	巡	遵	醇	順	処	初	所	暑	曙	渚	庶	緒	署	書	薯	諸	諸	助	叙	女	序	徐
恕	鋤	除	傷	償	勝	匠	升	召	哨	商	唱	嘗	獎	妾	娼	宵	將	小	尚	庄	床	症
廠	彰	承	抄	招	掌	捷	昇	昌	昭	晶	松	梢	樟	樵	沼	消	涉	湘	燒	焦	照	症
省	硝	礁	祥	称	章	笑	粧	紹	肖	菖	蔣	蕉	衝	裳	訟	証	詔	詳	象	賞	醬	鉦
鍾	鐘	障	鞘	上	丈	丞	乘	冗	剩	城	場	壤	孃	常	情	擾	条	杖	淨	狀	曷	穰
蒸	讓	釀	錠	嘱	埴	飾	拭	植	殖	燭	織	職	色	觸	食	蝕	辱	尻	伸	信	侵	唇
娠	寢	審	心	慎	振	新	晋	森	榛	浸	深	申	疹	真	神	秦	紳	臣	芯	薪	親	診
身	辛	進	針	震	人	仁	刃	塵	壬	尋	甚	尽	腎	訊	迅	陣	鞞	筍	諏	須	酢	囟
厨	逗	吹	垂	帥	推	水	炊	睡	粹	翠	衰	遂	醉	錐	錘	隨	瑞	髓	崇	嵩	數	枢
趨	雛	据	杉	相	菅	頗	雀	裾	澄	摺	寸	世	瀨	畝	是	淒	制	勢	姓	征	性	成
政	整	星	晴	棲	栖	正	清	牲	生	盛	精	聖	声	製	西	誠	誓	請	逝	醒	青	靜
齊	稅	脆	隻	席	惜	戚	斥	昔	析	石	積	籍	績	脊	責	赤	跡	蹟	碩	切	拙	接
撰	折	設	窃	節	說	雪	絕	舌	蟬	仙	先	千	占	宣	專	尖	川	戰	扇	撰	桤	梅
泉	淺	洗	染	潛	煎	煽	旋	穿	箭	線	緘	羨	腺	舛	船	薦	詮	賤	踐	選	遷	錢
銑	閃	鮮	前	善	漸	然	全	禪	繕	膳	糗	噌	塑	咀	措	曾	楚	狙	疏	疎	礎	物
祖	租	粗	素	組	蘇	訴	阻	遡	鼠	僧	創	雙	叢	倉	喪	壯	奏	爽	宋	層	叵	怱
想	搜	掃	挿	搔	操	早	曹	巢	槍	槽	漕	燥	争	瘦	相	窓	糟	綵	綜	聰	草	莊
葬	蒼	藻	裝	走	送	遭	鎗	霜	騷	像	增	憎	臟	藏	贈	造	促	側	則	即	息	捉
束	測	足	速	俗	属	賊	族	統	卒	袖	其	揃	存	孫	尊	損	村	遜	他	多	太	汰
訛	唾	墮	妥	惰	打	柁	舵	橈	陀	馱	駢	體	堆	耐	岱	帶	待	怠	態	戴	替	啄
泰	滯	胎	腿	苔	袋	貸	退	逮	隊	黛	鯛	代	台	大	第	醜	題	鷹	淹	瀧	卓	啄

宅	托	扞	拓	沢	濯	琢	託	鐸	濁	諾	茸	胤	蛸	只	叩	但	達	辰	奪	脫	巽	豎
迪	棚	谷	狸	鱒	樽	誰	丹	单	嘆	坦	担	探	旦	歎	淡	湛	炭	短	端	筭	綻	耽
胆	蛋	誕	鍛	团	壇	彈	断	暖	檀	段	男	談	值	知	地	弛	恥	智	池	痴	稚	置
致	蜘	遲	馳	築	畜	竹	筑	蓄	逐	秩	室	茶	嫡	着	中	仲	宙	忠	抽	昼	柱	注
虫	衷	註	耐	鑄	駐	樗	瀦	猪	苧	著	貯	丁	兆	凋	喋	寵	帖	帳	庁	弔	張	彫
徵	懲	挑	暢	朝	牒	町	眺	聽	脹	腸	蝶	調	課	超	跳	鈔	長	頂	鳥	勅	涉	
直	朕	沈	珍	賃	鎮	陳	津	墜	椎	槌	追	鎚	痛	通	塚	拇	搥	楓	佃	漬	柘	辻
薦	綴	鏢	椿	潰	坪	壺	孀	紬	爪	吊	釣	鶴	亭	低	停	偵	剃	貞	呈	堤	定	帝
底	庭	廷	弟	悌	抵	挺	提	梯	汀	碇	禎	程	締	艇	訂	諦	蹄	通	邸	鄭	釘	鼎
泥	摘	擢	敵	滴	的	笛	適	鎬	溺	哲	徹	撤	轍	迭	鉄	典	填	天	展	店	添	纏
甜	貼	轉	顛	点	佻	殿	澗	田	電	兎	吐	堵	塗	妬	屠	徒	斗	杜	渡	登	菟	賭
途	都	鍍	砥	砺	努	度	土	奴	怒	倒	党	冬	凍	刀	唐	塔	塘	套	宕	島	嶋	悼
投	搭	東	桃	梲	棟	盜	淘	湯	涛	灯	燈	当	痘	禱	等	答	筒	糖	統	到	董	蕩
藤	討	騰	豆	踏	逃	透	鐙	陶	頭	騰	鬪	勸	動	同	堂	導	懂	撞	洞	瞳	童	胴
萄	道	銅	岬	鴉	匿	得	德	洸	特	督	秃	篤	毒	独	誦	析	橡	凸	突	椽	届	鳶
苦	寅	酉	瀨	噸	屯	惇	敦	沌	豚	遁	頓	吞	曇	鈍	奈	那	内	乍	風	薙	謎	灘
捺	鍋	櫛	馴	繩	睽	南	楠	軟	難	汝	二	尼	弑	迹	勾	賑	肉	虹	廿	日	乳	入
如	尿	菲	任	妊	忍	認	濡	襦	祢	寧	葱	猫	熱	年	念	捻	撚	燃	粘	乃	迺	之
埜	囊	惱	濃	納	能	腦	膿	農	覩	蚤	巴	把	播	霸	杷	波	派	琶	破	婆	罵	芭
馬	俳	廢	拌	排	敗	杯	盃	牌	背	肺	輩	配	倍	培	媒	梅	煤	煤	猥	買	壳	賠
陪	這	蠅	秤	矧	菽	伯	剥	博	拍	柏	泊	白	箔	粕	舶	薄	迫	曝	漠	爆	縛	莫
駁	麦	函	箱	裕	箸	肇	筓	櫨	幡	肌	炆	皁	八	鉢	澆	癸	醜	髮	伐	罰	拔	筏
閥	鳩	嘶	塙	蛤	隼	伴	判	半	反	叛	帆	搬	斑	板	汜	汎	版	犯	班	畔	繁	般
藩	販	範	采	煩	頒	飯	挽	晚	番	盤	磐	蕃	蛮	匪	卑	否	妃	庇	彼	悲	扉	批
披	斐	比	泌	疲	皮	碑	秘	緋	罷	肥	被	誹	費	避	非	飛	樋	簸	備	尾	微	枇
毘	琵琶	眉	美	鼻	柎	稗	匹	疋	髭	彥	膝	菱	肘	弼	必	畢	筆	逼	桧	姬	媛	紐
百	謬	佞	彪	標	氷	漂	瓢	票	表	評	豹	廟	描	病	秒	苗	錨	鋌	蒜	蛭	鱗	品
彬	斌	浜	瀕	貧	賓	頻	敏	瓶	不	付	埠	夫	婦	富	富	布	府	怖	扶	敷	斧	普
浮	父	符	腐	膚	芙	譜	負	賦	赴	阜	附	侮	撫	武	舞	葡	蕪	部	封	楓	風	葺
蔀	伏	副	復	幅	服	福	腹	複	覆	淵	弗	扌	沸	仏	物	鮒	分	吻	噴	墳	憤	扮
焚	奮	粉	糞	紛	雰	文	聞	丙	併	兵	墀	幣	平	弊	柄	並	蔽	閉	陞	米	頁	僻

壁	癖	碧	別	瞥	蔑	篋	偏	奕	片	篇	編	辺	返	遍	便	勉	娩	弁	鞭	保	舖	鋪
圃	捕	步	甫	補	輔	穗	募	墓	慕	戊	暮	母	簿	菩	倣	俸	包	呆	報	奉	寶	峰
峯	崩	庖	抱	捧	放	方	朋	法	泡	烹	砲	縫	胞	芳	萌	蓬	蜂	褒	訪	豐	邦	鋒
飽	鳳	鵬	乏	亡	傍	剖	坊	妨	帽	忘	忙	房	暴	望	某	棒	冒	紡	肪	膨	謀	貌
貿	鉉	防	吠	頰	北	僕	卜	墨	撲	朴	牧	睦	穆	釦	勃	沒	殆	堀	幌	奔	本	翻
凡	盆	摩	磨	魔	麻	埋	妹	昧	枚	每	哩	楨	幕	膜	枕	鮪	枉	鱒	梲	亦	俟	又
抹	末	沫	迄	仄	繭	磨	万	慢	滿	漫	蔓	味	未	魅	巳	箕	岬	密	蜜	湊	蓑	稔
脈	妙	耗	民	眠	務	夢	無	牟	矛	霧	鷓	棕	婿	娘	冥	名	命	明	盟	迷	銘	鳴
姪	牝	滅	免	棉	綿	緬	面	麵	摸	模	茂	妄	孟	毛	猛	盲	網	耗	蒙	儲	木	默
目	空	勿	餅	尤	戾	勑	貫	問	悶	紋	門	匆	也	冶	夜	爺	耶	野	弥	矢	厄	役
約	藥	訊	躍	靖	柳	蕪	鏹	愉	愈	油	癒	諭	輸	唯	佑	優	勇	友	宥	幽	悠	憂
揖	有	柚	湧	涌	猶	猷	由	祐	裕	誘	遊	邑	郵	雄	融	夕	予	余	与	譽	輿	預
傭	幼	妖	容	庸	揚	搖	擁	曜	楊	樣	洋	溶	熔	用	窯	羊	耀	葉	蓉	要	謠	踊
遙	陽	養	慾	抑	欲	沃	浴	翌	翼	淀	羅	螺	裸	來	萊	賴	雷	洛	絡	落	酪	亂
卵	嵐	欄	濫	藍	蘭	覽	利	吏	履	李	梨	理	璃	痢	裏	裡	里	離	陸	律	率	立
葎	掠	略	劉	流	溜	琉	留	硫	粒	隆	竜	龍	侶	慮	旅	虜	了	亮	僚	兩	凌	寮
料	梁	涼	獵	療	瞭	稜	糧	良	諒	遼	量	陵	領	力	綠	倫	厘	林	淋	憐	琳	臨
輪	隣	鱗	麟	瑠	墨	淚	累	類	令	伶	例	冷	勵	嶺	伶	玲	礼	苓	鈴	隸	零	靈
麗	齡	曆	歷	列	劣	烈	裂	廉	恋	憐	漣	煉	簾	練	聯	蓮	連	鍊	呂	魯	櫓	炉
賂	路	露	勞	婁	廊	弄	朗	樓	榔	浪	漏	牢	狼	籠	老	聾	蠟	郎	六	麓	祿	肋
錄	論	倭	和	話	歪	賄	脇	惑	榨	鷲	互	亘	鰐	訛	藁	蕨	椀	灣	碗	腕		

弋	丐	丕	个	卯	、	井	丿	乂	乖	乘	亂	丿	豫	事	舒	弋	于	亞	亟	一	亢	京
毫	亶	从	仍	仄	仆	仞	仗	仞	仞	仞	价	伉	佚	估	佛	佝	佗	佇	佶	侈	侏	侘
佻	佩	佰	侑	佯	來	侖	儘	佯	俟	俎	俘	俛	俑	俚	俐	佻	倅	倚	倨	倨	倪	佻
倅	倅	倅	倡	倩	倅	倅	俯	們	倆	偃	假	會	偕	倅	偈	倅	倅	倅	倅	倅	倅	倅
偃	傲	僉	僂	傳	僂	僂	僂	僂	僂	僂	僂	僂	僂	僂	僂	僂	僂	僂	僂	僂	僂	僂
儼	儼	儼	儿	兀	兒	兌	兔	兢	競	兩	兪	兮	冀	冂	回	冊	冉	冏	冏	冏	冏	冏
兔	冠	冢	冢	冢	冢	冢	冢	冢	冢	冢	冢	冢	冢	冢	冢	冢	冢	冢	冢	冢	冢	冢
刊	刂	刂	刂	刪	刮	刂	刂	刂	刂	刂	刂	刂	刂	刂	剪	剗	剩	剗	剗	剗	剗	剗
劔	劈	劑	辨	辨	劬	劬	劬	劬	劬	劬	劬	劬	劬	劬	劬	劬	劬	劬	劬	劬	劬	劬

拳	搆	搓	搦	搶	攝	搗	搨	搏	摧	摯	搏	摶	攪	撕	撓	撥	撩	撈	撼	據	擒	擅	
擇	撻	擘	搯	攔	舉	舉	擠	擡	抬	擣	擯	攬	搯	擴	擲	擺	攀	攪	攘	攜	攢	攤	
攣	攬	支	攵	攷	收	攸	攷	效	敖	敕	敍	敍	敝	敝	敲	數	斂	斂	變	斛	斟	斫	
斷	旃	旃	旁	旄	旌	旒	旖	旖	旖	旖	旖	旖	旖	旖	旖	旖	旖	旖	旖	旖	旖	旖	
晉	晁	晁	晝	晤	皓	晨	晟	哲	晰	晁	暈	暎	暎	暎	暎	暎	暎	暎	暎	暎	暎	暎	
瞭	曖	曖	曠	眈	曦	曩	曩	曩	曩	曩	曩	曩	曩	曩	曩	曩	曩	曩	曩	曩	曩	曩	
杞	杠	杙	杙	朽	枉	杰	杰	杼	杪	杪	杪	杪	杪	杪	杪	杪	杪	杪	杪	杪	杪	杪	
柞	柞	柞	柞	柞	柞	柞	柞	柞	柞	柞	柞	柞	柞	柞	柞	柞	柞	柞	柞	柞	柞	柞	
桔	梭	柅	條	柅	柅	柅	柅	柅	柅	柅	柅	柅	柅	柅	柅	柅	柅	柅	柅	柅	柅	柅	
棍	棍	棍	棍	棍	棍	棍	棍	棍	棍	棍	棍	棍	棍	棍	棍	棍	棍	棍	棍	棍	棍	棍	
楫	楔	椋	楮	楮	楮	楮	楮	楮	楮	楮	楮	楮	楮	楮	楮	楮	楮	楮	楮	楮	楮	楮	
槊	槊	槊	槊	槊	槊	槊	槊	槊	槊	槊	槊	槊	槊	槊	槊	槊	槊	槊	槊	槊	槊	槊	
械	櫟	樽	樊	櫛	櫛	樣	樓	橄	檣	檣	檣	檣	檣	檣	檣	檣	檣	檣	檣	檣	檣	檣	
檄	檢	檣	檣	檣	檣	檣	檣	檣	檣	檣	檣	檣	檣	檣	檣	檣	檣	檣	檣	檣	檣	檣	
鬱	欖	欵	欵	盜	欵	飲	歇	歇	歉	歐	歛	歛	歛	歛	歛	歛	歛	歛	歛	歛	歛	歛	
殘	碯	殞	殞	殞	殞	殞	殞	殞	殞	殞	殞	殞	殞	殞	殞	殞	殞	殞	殞	殞	殞	殞	
气	氛	氤	氣	汞	汕	汙	汙	汙	汙	汙	汙	汙	汙	汙	汙	汙	汙	汙	汙	汙	汙	汙	
泗	沂	沮	沱	沾	汨	泛	泯	汙	汙	汙	汙	汙	汙	汙	汙	汙	汙	汙	汙	汙	汙	汙	
法	浚	浹	浙	涎	涕	濤	涅	淹	洩	淵	涵	淇	淦	淦	淦	淦	淦	淦	淦	淦	淦	淦	
淙	淤	涇	淪	淮	渭	湮	滄	渙	浚	滄	渾	渣	湫	渫	淙	湫	湫	湫	湫	湫	湫	湫	
淪	游	淪	溪	溘	滉	溘	溘	溘	溘	溘	溘	溘	溘	溘	溘	溘	溘	溘	溘	溘	溘	溘	
滾	漿	滲	漱	滯	漲	滌	漾	漓	滄	澆	潺	潛	澁	澀	潯	潛	潛	潭	激	潼	潘	澎	
漚	濂	潦	澳	澣	澡	澤	澹	澆	澆	濟	濕	漚	灣	炙	炒	炯	炯	炬	炸	炳	炮	烟	休
烝	烙	焉	烽	焜	焙	煥	熙	熙	煦	煖	煖	煖	煖	煖	煖	煖	煖	煖	煖	煖	煖	煖	煖
燒	燉	燉	燎	燠	燠	燠	燠	燠	燠	燠	燠	燠	燠	燠	燠	燠	燠	燠	燠	燠	燠	燠	燠
牆	牋	牋	牋	牋	牋	牋	牋	牋	牋	牋	牋	牋	牋	牋	牋	牋	牋	牋	牋	牋	牋	牋	牋
狷	倏	猗	猗	猜	猜	猜	猜	猜	猜	猜	猜	猜	猜	猜	猜	猜	猜	猜	猜	猜	猜	猜	猜
珈	玳	玳	玳	玳	玳	玳	玳	玳	玳	玳	玳	玳	玳	玳	玳	玳	玳	玳	玳	玳	玳	玳	玳
瑣	瑪	瑤	瑾	璋	璞	璧	瓊	瓏	瓏	瓏	瓏	瓏	瓏	瓏	瓏	瓏	瓏	瓏	瓏	瓏	瓏	瓏	瓏
醴	甌	甌	甌	甌	甌	甌	甌	甌	甌	甌	甌	甌	甌	甌	甌	甌	甌	甌	甌	甌	甌	甌	甌

【平成 7(1995).6.23 発行の特許庁公報(公示号)】

商標法第 4 条第 1 項第 17 号に規定する世界貿易機関の加盟国のぶどう酒又は蒸留酒の産地を表示する標章について

上記の件について、次に掲げる「原産地名称の保護及びその国際登録に関するリスボン協定」(1958 年)第 5 条(1)の規定により国際登録されているぶどう酒又は蒸留酒の原産地名称については、国際登録が取り消された場合その他特段の理由がある場合を除き、平成 7 年 7 月 1 日から施行する商標法第 4 条第 1 項第 17 号に規定する世界貿易機関の加盟国のぶどう酒又は蒸留酒の産地を表示する標章であって当該産地以外の地域を産地とするぶどう酒若しくは蒸留酒について使用することが禁止されているものに該当するものとして取り扱うので、公表する。

(公示号におけるリストは省略)

(説明) 卷末資料2-2について

1. 作成趣旨について

特許法等の一部を改正する法律(平成6年法律第116号)による商標法の改正では、「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定(WTO)」の付属書IC「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS協定)」においてぶどう酒及び蒸留酒の地理的表示の追加的保護が規定されたことに対応して、第4条第1項第17号が新設された。

本資料は、この第4条第1項第17号に関する審査資料として、「原産地名称の保護及び国際登録に関するリスボン協定」に基づき国際登録された原産地名称のうち、WTOの加盟国にもなっているリスボン協定の同盟国のぶどう酒又は蒸留酒に係る原産地名称を抽出しリストにしたものである。

リスボン協定は、わが国が加盟している条約ではないが、同協定の下では、同盟国の原産地名称が当事国の管轄官庁の要求に基づきWIPOによって国際登録されることとなっており、国際登録された原産地名称は各同盟国によって保護されることとなる。このリスボン協定では、原産地名称が「国、地方又は土地の地理上の名称であつて、生産物の品質及び特徴が自然的要因及び人的要因を含む地理上の環境に専ら又は本質的に由来する生産物についてその国、地方、又は土地から生ずる生産物を表示するために用いるもの(第2条(1)の仮訳)」と定義され、原産国での保護を各同盟国による保護の条件としている。

このため、リスボン協定の原産地名称は、「ある商品に関し、その確立した品質、社会的評価その他の特性が当該商品の地理的原産地に主として帰せられる場合において、当該商品が加盟国の領域又はその領域内の地域若しくは地方を原産地とするものであることを特定する表示(TRIPS協定第22条1)」と定義される地理的表示に含まれ得るものと考えることができるとともに、原産国での保護が条件とされている点においても、加盟国は原産国において保護されていない地理的表示を保護する義務をこの協定に基づいて負わない旨のTRIPS協定の規定に合致するものと思われる。

そこで、リスボン協定に基づき国際登録された原産地名称のうち、WTOの加盟国にもなっているリスボン協定の同盟国のぶどう酒又は蒸留酒に係る原産地名称をリストアップし、これを商標法第4条第1項第17号の審査資料にすることとしたものである。

ただし、本資料は、商標法第4条第1項第17号の適用の対象となり得ると考えられる外国のぶどう酒又は蒸留酒の産地表示の一例を示すにとどまるものであつて、第4条第1項第17号の適用がここに掲げた産地表示の範囲に限定されるわけではない。

したがって、異議申立て又は他の資料により、「世界貿易機関の加盟国のぶどう酒若しくは蒸留酒の産地を表示する標章のうち当該加盟国において当該産地以外の地域を産地とするぶどう酒若しくは蒸留酒について使用をすることが禁止されているもの」であると認めることができるものならば、たとえ本資料に掲載されていなくとも、それに基づき第4条第1項第17号を適用することができる。

2. 各掲載事項について

本資料に掲載した国際登録された原産地名称に関する情報は、リスボン協定の公報である「LES APPELLATIONS D'ORIGINE」に掲載された「No d'enregistrement(登録番号)」、及び「Appellation d'origine(原産地名称)」、並びに「Produit(製品)」、「Aire de production(産地)」を訳したものを、登録番号順に、登録番号、原産地名称、製品、産地として掲載している。

しかし、リスボン協定に基づく原産地名称の国際登録については、登録後に、原産地名称を含めた各事項が修正されたり、国際登録自体が抹消される場合もあるので、本資料を利用するに当たっては、この点を十分に留意されたい。

また、原産地名称については、原産地名称の翻訳と認められる場合には、第 4 条第 1 項第 17 号を適用すべきこととなるので、この点についても十分に留意されたい。

なお、上記各事項の訳は、本資料作成者による仮訳であるから、実際に商標法第 4 条第 1 項第 17 号を適用する場合には、原文も参照されたい。

3. 参考

国際登録された原産地名称に関する情報は、世界知的所有権機関(WIPO)のホームページにおいて、検索が可能となっているほか、リスボン協定の公報である「LES APPELLATIONS D'ORIGINE」(PDF)も閲覧が可能となっている。

Search Appellations of origin (Lisbon Express) (検索用)

<http://www.wipo.int/ipdl/en/search/lisbon/search-struct.jsp>

Bulletin Appellations of Origin (公報)

<http://www.wipo.int/lisbon/en/bulletin/>

WTO加盟国によって保護されているぶどう酒又は蒸留酒の産地の表示リスト

登録番号	原産地名	製品	原産国	産地
45	TOKAJSKÉ VÍNO zo slovenskej oblasti	ぶどう酒	スロバキア	スロバキア東部のトカイ地区
46	TRENČIANSKÁ BOROVIČKA "JUNIPERIERS" - TREŇČ INDISTILLERY	蒸留酒	スロバキア	西スロバキア、トレンチーン地方
76	ALSACE	ぶどう酒	フランス	オー・ラン県内およびバー・ラン県内の限定地域
77	BARSAC	ぶどう酒	フランス	ジロンド県内の限定地域
78	BLAYE	ぶどう酒	フランス	ジロンド県内の限定地域
80	BORDEAUX	ぶどう酒	フランス	ジロンド県内の限定地域
86	BORDEAUX SUPÉRIEUR	ぶどう酒	フランス	ジロンド県内の限定地域
88	BOURG	ぶどう酒	フランス	ジロンド県内の限定地域
89	BOURGEAIS	ぶどう酒	フランス	ジロンド県内の限定地域
90	CÔTES DE BOURG	ぶどう酒	フランス	ジロンド県内の限定地域
91	CÉRON	ぶどう酒	フランス	ジロンド県内の限定地域
93	Côtes de Bordeaux-Saint-Macaire	ぶどう酒	フランス	ジロンド県内の限定地域
95	CANON FRONSAC	ぶどう酒	フランス	ジロンド県内の限定地域
97	ENTRE-DEUX-MERS	ぶどう酒	フランス	ジロンド県内の限定地域
99	GRAVES	ぶどう酒	フランス	ジロンド県内の限定地域
100	GRAVES SUPÉRIEURES	ぶどう酒	フランス	ジロンド県内の限定地域
101	GRAVES DE VAYRES	ぶどう酒	フランス	ジロンド県内の限定地域
102	HAUT-MÉDOC	ぶどう酒	フランス	ジロンド県内の限定地域
103	Lalande-de-Pomerol	ぶどう酒	フランス	ジロンド県内の限定地域
105	LOUPIAC	ぶどう酒	フランス	ジロンド県内の限定地域
106	Lussac Saint-Emilion	ぶどう酒	フランス	ジロンド県内の限定地域
107	MARGAUX	ぶどう酒	フランス	ジロンド県内の限定地域
108	MÉDOC	ぶどう酒	フランス	ジロンド県内の限定地域
109	Montagne-Saint-Emilion	ぶどう酒	フランス	ジロンド県内の限定地域
110	MOULIS	ぶどう酒	フランス	ジロンド県内の限定地域
111	Moulis-en-Médoc	ぶどう酒	フランス	ジロンド県内の限定地域
114	PAUILLAC	ぶどう酒	フランス	ジロンド県内の限定地域
115	POMEROL	ぶどう酒	フランス	ジロンド県内の限定地域
117	PREMIÈRES CÔTES DE BORDEAUX	ぶどう酒	フランス	ジロンド県内の限定地域
120	Puisseguin Saint-Emilion	ぶどう酒	フランス	ジロンド県内の限定地域
122	Sainte-Croix-du-Mont	ぶどう酒	フランス	ジロンド県内の限定地域
123	Saint-Emilion	ぶどう酒	フランス	ジロンド県内の限定地域
124	SAINT-ESTÈPHE	ぶどう酒	フランス	ジロンド県内の限定地域
126	Saint-Georges-Saint-Emilion	ぶどう酒	フランス	ジロンド県内の限定地域
127	SAINT-JULIEN	ぶどう酒	フランス	ジロンド県内の限定地域
128	SAUTERNES	ぶどう酒	フランス	ジロンド県内の限定地域
129	ALOXE-CORTON	ぶどう酒	フランス	コート・ドール県内の限定地域
130	AUXEY-DURESSES	ぶどう酒	フランス	コート・ドール県内の限定地域

登録番号	原産地名	製品	原産国	産地
131	Bâtard-Montrachet	ぶどう酒	フランス	コート・ドール県内の限定地域
132	BEAUJOLAIS	ぶどう酒	フランス	ソヌ・エ・ロワール県内およびロヌ県内の限定地域
135	BEAUNE	ぶどう酒	フランス	コート・ドール県内の限定地域
136	Biennes-Bâtard-Montrachet	ぶどう酒	フランス	コート・ドール県内の限定地域
137	BLAGNY	ぶどう酒	フランス	コート・ドール県内の限定地域
138	Bonnes-Mares	ぶどう酒	フランス	コート・ドール県内の限定地域
139	BOURGOGNE	ぶどう酒	フランス	コート・ドール県内、ヨヌ県内、ソヌ・エ・ロワール県内の限定地域、ロヌ県のウ・イルフランシュ・ジュール・ソヌ郡
140	BOURGOGNE ALIGOTÉ	ぶどう酒	フランス	コート・ドール県内、ヨヌ県内、ソヌ・エ・ロワール県内の限定地域、ロヌ県のウ・イルフランシュ・ジュール・ソヌ郡
143	BOURGOGNE PASSE-TOUT-GRAINS	ぶどう酒	フランス	コート・ドール県内、ヨヌ県内、ソヌ・エ・ロワール県内の限定地域、ロヌ県のウ・イルフランシュ・ジュール・ソヌ郡
153	BOURGOGNE MOUSSEUX	ぶどう酒	フランス	コート・ドール県内の限定地域、ヨヌ県内、ソヌ・エ・ロワール県内の限定地域、ロヌ県のウ・イルフランシュ・ジュール・ソヌ郡
154	BROUILLY	ぶどう酒	フランス	ロヌ県内の限定地域
155	CHABLIS	ぶどう酒	フランス	ヨヌ県内の限定地域
156	CHABLIS GRAND CRU	ぶどう酒	フランス	ヨヌ県内の限定地域
157	CHAMBERTIN	ぶどう酒	フランス	コート・ドール県内の限定地域
158	Chambertin-Clos de Bèze	ぶどう酒	フランス	コート・ドール県内の限定地域
159	Chambolle-Musigny	ぶどう酒	フランス	コート・ドール県内の限定地域
160	CHAPELLE-CHAMBERTIN	ぶどう酒	フランス	コート・ドール県内の限定地域
161	CHARLEMAGNE	ぶどう酒	フランス	コート・ドール県内の限定地域
162	CHARMES-CHAMBERTIN	ぶどう酒	フランス	コート・ドール県内の限定地域
163	CHASSAGNE-MONTRACHET	ぶどう酒	フランス	コート・ドール県、ソヌ・エ・ロワール県
165	Chénas	ぶどう酒	フランス	ロヌ県およびソヌ・エ・ロワール県
166	CHEVALIER-MONTRACHET	ぶどう酒	フランス	コート・ドール県内の限定地域
167	CHIROUBLES	ぶどう酒	フランス	ロヌ県内の限定地域
168	Chorey-lès-Beaune	ぶどう酒	フランス	コート・ドール県内の限定地域
169	CLOS DE LA ROCHE	ぶどう酒	フランス	コート・ドール県内の限定地域
170	CLOS DE TART	ぶどう酒	フランス	コート・ドール県内の限定地域
171	CLOS DE VOUGEOT	ぶどう酒	フランス	コート・ドール県内の限定地域
172	CLOS SAINT-DENIS	ぶどう酒	フランス	コート・ドール県内の限定地域
173	CORTON	ぶどう酒	フランス	コート・ドール県内の限定地域
174	CORTON CHARLEMAGNE	ぶどう酒	フランス	コート・ドール県内の限定地域
175	Côte de Beaune	ぶどう酒	フランス	コート・ドール県内の限定地域
176	Côte de Beaune-Villages	ぶどう酒	フランス	コート・ドール県内の限定地域
177	Côte de Brouilly	ぶどう酒	フランス	ロヌ県内の限定地域
178	Côte de Nuits-Villages	ぶどう酒	フランス	コート・ドール県内の限定地域
180	Criots-Bâtard-Montrachet	ぶどう酒	フランス	コート・ドール県内の限定地域
182	Echezeaux	ぶどう酒	フランス	コート・ドール県内の限定地域
183	FIXIN	ぶどう酒	フランス	コート・ドール県内の限定地域
184	FLEURIE	ぶどう酒	フランス	ロヌ県内の限定地域
185	GEVREY-CHAMBERTIN	ぶどう酒	フランス	コート・ドール県内の限定地域
186	GIVRY	ぶどう酒	フランス	ソヌ・エ・ロワール県内の限定地域

登録番号	原産地名	製品	原産国	産地
187	Grands-Echezeaux	ぶどう酒	フランス	コート・ドール県内の限定地域
188	Griotte-Chambertin	ぶどう酒	フランス	コート・ドール県内の限定地域
189	JULIÉNAS	ぶどう酒	フランス	ソーヌ・エ・ロワール県内の限定地域
191	LA TÂCHE	ぶどう酒	フランス	コート・ドール県内の限定地域
192	LATRICIÈRES-CHAMBERTIN	ぶどう酒	フランス	コート・ドール県内の限定地域
193	MÂCON	ぶどう酒	フランス	ソーヌ・エ・ロワール県内の限定地域
196	MAZIS-CHAMBERTIN	ぶどう酒	フランス	コート・ドール県内の限定地域
197	MAZOYÈRES-CHAMBERTIN	ぶどう酒	フランス	コート・ドール県内の限定地域
198	MERCUREY	ぶどう酒	フランス	ソーヌ・エ・ロワール県内の限定地域
199	MEURSAULT	ぶどう酒	フランス	ソーヌ・エ・ロワール県内の限定地域
200	MONTAGNY	ぶどう酒	フランス	ソーヌ・エ・ロワール県内の限定地域
201	MONTHÉLIE	ぶどう酒	フランス	コート・ドール県内の限定地域
202	MONTRACHET	ぶどう酒	フランス	コート・ドール県内の限定地域
203	MOREY-SAINT-DENIS	ぶどう酒	フランス	コート・ドール県内の限定地域
204	MORGON	ぶどう酒	フランス	ローヌ県内の限定地域
205	Moulin-à-Vent	ぶどう酒	フランス	ローヌ県およびソーヌ・エ・ロワール県内の限定地域
206	MUSIGNY	ぶどう酒	フランス	コート・ドール県内の限定地域
208	NUITS-SAINT-GEORGES	ぶどう酒	フランス	コート・ドール県内の限定地域
209	PERNAND-VERGELESSES	ぶどう酒	フランス	コート・ドール県内の限定地域
210	PETIT CHABLIS	ぶどう酒	フランス	ヨンヌ県内の限定地域
211	POMMARD	ぶどう酒	フランス	コート・ドール県内の限定地域
212	POUILLY-FUISSÉ	ぶどう酒	フランス	ソーヌ・エ・ロワール県内の限定地域
213	POUILLY-LOCHÉ	ぶどう酒	フランス	ソーヌ・エ・ロワール県内の限定地域
214	POUILLY-VINZELLES	ぶどう酒	フランス	ソーヌ・エ・ロワール県内の限定地域
215	PULIGNY-MONTRACHET	ぶどう酒	フランス	コート・ドール県内の限定地域
216	RICHEBOURG	ぶどう酒	フランス	コート・ドール県内の限定地域
217	LA ROMANÉE	ぶどう酒	フランス	コート・ドール県内の限定地域
218	Romanée-Conti	ぶどう酒	フランス	コート・ドール県内の限定地域
219	ROMANÉE-SAINT-VIVANT	ぶどう酒	フランス	コート・ドール県内の限定地域
220	RUCHOTTES-CHAMBERTIN	ぶどう酒	フランス	コート・ドール県内の限定地域
221	RULLY	ぶどう酒	フランス	ソーヌ・エ・ロワール県内の限定地域
222	SAINT-AMOUR	ぶどう酒	フランス	ソーヌ・エ・ロワール県内の限定地域
223	SAINT-AUBIN	ぶどう酒	フランス	コート・ドール県内の限定地域
224	SAINT-ROMAIN	ぶどう酒	フランス	コート・ドール県内の限定地域
226	SANTENAY	ぶどう酒	フランス	コート・ドール県およびソーヌ・エ・ロワール県
227	Savigny-lès-Beaune	ぶどう酒	フランス	コート・ドール県内の限定地域
228	VOLNAY	ぶどう酒	フランス	コート・ドール県内の限定地域
229	VOSNE-ROMANÉE	ぶどう酒	フランス	コート・ドール県内の限定地域
230	VOUGEOT	ぶどう酒	フランス	コート・ドール県内の限定地域
231	CHAMPAGNE	ぶどう酒	フランス	エーヌ県、オート・マルヌ県、マルヌ県、オーブ県、セーヌ・エ・マルヌ県

登録番号	原産地名	製品	原産国	産地
232	ROSÉ DES RICEYS	ぶどう酒	フランス	オーブ県内の限定地域
233	ARBOIS	ぶどう酒	フランス	ジュラ県内の限定地域
234	BANDOL	ぶどう酒	フランス	ヴァール県内の限定地域
235	BELLET	ぶどう酒	フランス	アルプ・マリタイム県の限定地域
236	CASSIS	ぶどう酒	フランス	ブーシュ・デュ・ローヌ県の限定地域
237	Château-Chalon	ぶどう酒	フランス	ジュラ県内の限定地域
238	CHÂTEAU-GRILLET	ぶどう酒	フランス	ロワール県内の限定地域
239	CHÂTEAUNEUF-DU-PAPE	ぶどう酒	フランス	ヴォークリューズ県の限定地域
240	CLAIRETTE DE BELLEGARDE	ぶどう酒	フランス	ガール県内の限定地域
241	CLAIRETTE DE DIE	ぶどう酒及び発泡性ぶどう酒	フランス	ドローーム県内の限定地域
242	CLAIRETTE DU LANGUEDOC	ぶどう酒	フランス	エロー県内の限定地域
243	CONDRIEU	ぶどう酒	フランス	ロワール県、ローヌ県、アルデッシュ県
244	CORNAS	ぶどう酒	フランス	アルデッシュ県内の限定地域
245	CÔTES DU JURA	白、赤、ロゼ、グリの各ぶどう酒、黄ぶどう酒、わらぶどう酒(ストローワイン)、発泡性ぶどう酒	フランス	ジュラ県内の限定地域
246	CÔTES DU RHÔNE	ぶどう酒	フランス	アルデッシュ県、ドローーム県、ガール県、ロワール県、ローヌ県、ヴォークリューズ県
247	CÔTE RÔTIE	ぶどう酒	フランス	ローヌ県内の限定地域
249	CROZES-HERMITAGE	ぶどう酒	フランス	ドローーム県内の限定地域
250	HERMITAGE	ぶどう酒	フランス	ドローーム県内の限定地域
251	L'Etoile	ぶどう酒	フランス	ジュラ県内の限定地域
252	LIRAC	ぶどう酒	フランス	ガール県内の限定地域
253	PALETTE	ぶどう酒	フランス	ブーシュ・デュ・ローヌ県内の限定地域
254	SAINT-JOSEPH	ぶどう酒	フランス	アルデッシュ県およびロワール県
255	SAINT-PÉRAY	ぶどう酒	フランス	アルデッシュ県内の限定地域
257	SEYSSSEL	ぶどう酒	フランス	オート・サヴォワ県およびアン県内の限定地域
259	TAVEL	ぶどう酒	フランス	ガール県内の限定地域
260	ANJOU	ぶどう酒	フランス	メヌ・エ・ロワール県、ドゥー・セーヴル県、ヴィエンヌ県内の限定地域
261	ROSÉ D'ANJOU	ぶどう酒	フランス	メヌ・エ・ロワール県、ドゥー・セーヴル県、ヴィエンヌ県内の限定地域
265	CABERNET D'ANJOU	ぶどう酒	フランス	メヌ・エ・ロワール県、ドゥー・セーヴル県、ヴィエンヌ県内の限定地域
266	Anjou-Coteaux de la Loire	ぶどう酒	フランス	メヌ・エ・ロワール県内の限定地域
267	BONNEZEAX	ぶどう酒	フランス	メヌ・エ・ロワール県内の限定地域
268	BOURGUEIL	ぶどう酒	フランス	アンドル・エ・ロワール県内の限定地域
269	CHINON	ぶどう酒	フランス	アンドル・エ・ロワール県内の限定地域
270	COTEAUX DE L'AUBANCE	ぶどう酒	フランス	メヌ・エ・ロワール県内の限定地域
271	COTEAUX DU LAYON	ぶどう酒	フランス	メヌ・エ・ロワール県内の限定地域
272	COTEAUX DU LOIR	ぶどう酒	フランス	アンドル・エ・ロワール県およびサルト県内の限定地域
273	COTEAUX DE SAUMUR	ぶどう酒	フランス	メヌ・エ・ロワール県、ドゥー・セーヴル県、ヴィエンヌ県
274	JASNIÈRES	ぶどう酒	フランス	サルト県内の限定地域
275	MENETOU-SALON	ぶどう酒	フランス	シェール県内の限定地域

登録番号	原産地名	製品	原産国	産地
279	MUSCADET	ぶどう酒	フランス	ロワール・アトランティック県、メヌ・エ・ロワール県、ウァンデ県内の限定地域
280	MUSCADET DES COTEAUX DE LA LOIRE	ぶどう酒	フランス	ロワール・アトランティック県、メヌ・エ・ロワール県内の限定地域
281	MUSCADET DE SÈVRE ET MAINE	ぶどう酒	フランス	ロワール・アトランティック県、メヌ・エ・ロワール県
282	Pouilly-sur-Loire	ぶどう酒	フランス	ニエール県内の限定地域
283	Pouilly-Fumé	ぶどう酒	フランス	ニエール県内の限定地域
284	BLANC FUMÉ DE POUILLY	ぶどう酒	フランス	ニエール県内の限定地域
285	QUARTS DE CHAUME	ぶどう酒	フランス	メヌ・エ・ロワール県内の限定地域
286	QUINCY	ぶどう酒	フランス	シェール県内の限定地域
287	REUILLY	ぶどう酒	フランス	シェール県、アンドル県
288	SANCERRE	ぶどう酒	フランス	シェール県内の限定地域
289	Saint-Nicolas-de-Bourgueil	ぶどう酒	フランス	アンドル・エ・ロワール県内の限定地域
290	SAVENNIÈRES	ぶどう酒	フランス	メヌ・エ・ロワール県内の限定地域
291	SAUMUR	ぶどう酒	フランス	メヌ・エ・ロワール県、ドゥー・セーウル県、ウァイエヌ県内の限定地域
295	TOURAINÉ	ぶどう酒	フランス	アンドル・エ・ロワール県およびロワール・エ・シェール県内の限定地域
298	VOUVRAY	ぶどう酒	フランス	アンドル・エ・ロワール県内の限定地域
301	BERGERAC	ぶどう酒	フランス	ドルドーニュ県内の限定地域
306	CÔTES DE DURAS	ぶどう酒	フランス	ロ・エ・ガロンヌ県内の限定地域
307	CÔTES DE MONTRAVEL	ぶどう酒	フランス	ドルドーニュ県内の限定地域
308	FITOU	ぶどう酒	フランス	オード県内の限定地域
309	GAILLAC	ぶどう酒	フランス	タルン県内の限定地域
310	GAILLAC PREMIÈRES CÔTES	ぶどう酒	フランス	タルン県内の限定地域
312	HAUT-MONTRAVEL	ぶどう酒	フランス	ドルドーニュ県内の限定地域
313	JURANÇON	ぶどう酒	フランス	ピレネー・アトランティック県
315	MADIRAN	ぶどう酒	フランス	ジェル県、オート・ピレネー県、ピレネー・アトランティック県
316	MONBAZILLAC	ぶどう酒	フランス	ドルドーニュ県内の限定地域
317	MONTRAVEL	ぶどう酒	フランス	ドルドーニュ県内の限定地域
318	Pacherenc du Vic-Bilh	ぶどう酒	フランス	ジェル県、オート・ピレネー県、ピレネー・アトランティック県
319	PÉCHARMANT	ぶどう酒	フランス	ドルドーニュ県内の限定地域
320	ROSETTE	ぶどう酒	フランス	ドルドーニュ県内の限定地域
322	BANYULS	自然甘口ぶどう酒およびアルコール強化ぶどう酒	フランス	ピレネー・オリエンタル県内の限定地域
323	BANYULS GRAND CRU	自然甘口ぶどう酒およびアルコール強化ぶどう酒	フランス	ピレネー・オリエンタル県内の限定地域
326	FRONTIGNAN	自然甘口ぶどう酒およびアルコール強化ぶどう酒	フランス	エロー県内の限定地域
327	MUSCAT DE FRONTIGNAN	自然甘口ぶどう酒およびアルコール強化ぶどう酒	フランス	エロー県内の限定地域
328	GRAND ROUSSILLON	自然甘口ぶどう酒およびアルコール強化ぶどう酒	フランス	ピレネー・オリエンタル県、オード県
329	MAURY	自然甘口ぶどう酒およびアルコール強化ぶどう酒	フランス	ピレネー・オリエンタル県内の限定地域

登録番号	原産地名	製品	原産国	産地
330	Muscato de Beaumes-de-Venise	自然甘口ぶどう酒およびアルコール強化ぶどう酒	フランス	ウオークリューズ県内の限定地域
331	MUSCAT DE LUNEL	自然甘口ぶどう酒およびアルコール強化ぶどう酒	フランス	エロー県内の限定地域
332	MUSCAT DE MIREVAL	自然甘口ぶどう酒およびアルコール強化ぶどう酒	フランス	エロー県内の限定地域
333	MUSCAT DE RIVESALTES	自然甘口ぶどう酒およびアルコール強化ぶどう酒	フランス	オード県、ビレネー・オリエンタル県
334	Muscato de Saint-Jean-de-Minervois	自然甘口ぶどう酒およびアルコール強化ぶどう酒	フランス	エロー県内の限定地域
335	PINEAU DES CHARENTES	アルコール強化ぶどう酒	フランス	シャラント県、シャラント・マリタイム県、ドルドーニュ県、ドゥー・セーウル県内の限定地域
337	RASTEAU	自然甘口ぶどう酒およびアルコール強化ぶどう酒	フランス	ウオークリューズ県内の限定地域
338	RIVESALTES	自然甘口ぶどう酒およびアルコール強化ぶどう酒	フランス	ビレネー・オリエンタル県内の限定地域
339	ARMAGNAC	グレープ・ブランデー	フランス	ジェル県、ランド県、ロ・エ・ガロンヌ県内の限定地域
340	BAS ARMAGNAC	グレープ・ブランデー	フランス	ジェル県、ランド県、ロ・エ・ガロンヌ県内の限定地域
341	HAUT ARMAGNAC	グレープ・ブランデー	フランス	ジェル県、ランド県、ロ・エ・ガロンヌ県内の限定地域
342	TÉNARÈZE	グレープ・ブランデー	フランス	ジェル県、ランド県、ロ・エ・ガロンヌ県内の限定地域
343	COGNAC	グレープ・ブランデー	フランス	シャラント県、シャラント・マリタイム県、ドルドーニュ県、ドゥー・セーウル県内の限定地域
344	EAU-DE-VIE DES CHARENTES	グレープ・ブランデー	フランス	シャラント県、シャラント・マリタイム県、ドルドーニュ県、ドゥー・セーウル県内の限定地域
345	GRANDE FINE CHAMPAGNE	グレープ・ブランデー	フランス	シャラント県内の限定地域
346	GRANDE CHAMPAGNE	グレープ・ブランデー	フランス	シャラント県内の限定地域
347	FINE CHAMPAGNE	グレープ・ブランデー	フランス	シャラント県およびシャラント・マリタイム県内の限定地域
348	CALVADOS DU PAYS D'AUGE	アップル・ブランデーもしくは洋なしブランデー、シードル・ブランデーもしくはベリー・ブランデー	フランス	カルウ・アズ県、オルヌ県、ウール県内の限定地域
349	CHATEAUMEILLANT	ぶどう酒	フランス	シェール県およびアンドル県内の限定地域
350	COTEAUX D'ANCENIS	ぶどう酒	フランス	メヌ・エ・ロワール県、ロワール・アトランティック県
351	COTEAUX DU GIENNOIS	ぶどう酒	フランス	ロワレ県、ニエーヴル県
353	GROS PLANT DU PAYS NANTAIS	ぶどう酒	フランス	ロワール・アトランティック県、メヌ・エ・ロワール県、ウァンデ県内の限定地域
357	VIN D'ENTRAYGUES ET DU FEL	ぶどう酒	フランス	アウヴェロン県およびカンタル県内の限定地域
358	VIN D'ESTAING	ぶどう酒	フランス	アウヴェロン県内の限定地域
362	CÔTES DE TOUL	ぶどう酒	フランス	ムルト・エ・モゼル県内の限定地域
363	VIN DE MOSELLE	ぶどう酒	フランス	モゼル県内の限定地域
364	CÔTES DU FOREZ	ぶどう酒	フランス	ロワール県内の限定地域
372	CÔTES DU VIVARAIS	ぶどう酒	フランス	アルデッシュ県およびガール県内の限定地域
374	CORBIÈRES	ぶどう酒	フランス	オード県内の限定地域
379	FAUGÈRES	ぶどう酒	フランス	エロー県内の限定地域
380	MINERVOIS	ぶどう酒	フランス	オード県、エロー県
386	SAINT-CHINIAN	ぶどう酒	フランス	エロー県内の限定地域
390	VIN DU BUGEY	ぶどう酒	フランス	アン県内の限定地域

登録番号	原産地名	製品	原産国	産地
391	ROUSSETTE DU BUGEY	ぶどう酒	フランス	アン県内の限定地域
392	VIN DE SAVOIE	ぶどう酒・発泡性ぶどう酒・微発泡性ぶどう酒	フランス	エーヌ県、サヴォワ県、オート・サヴォワ県、イゼール県
393	ROUSSETTE DE SAVOIE	ぶどう酒・発泡性ぶどう酒・微発泡性ぶどう酒	フランス	サウヴォワ県、オート・サウヴォワ県、イゼール県内の限定地域
395	CÔTES DE PROVENCE	ぶどう酒	フランス	ヴァール県、プーシュ・デュ・ローヌ県、アルプ・マリタイム県内の限定地域
396	CAHORS	ぶどう酒	フランス	ロ県内の限定地域
398	CÔTES DU MARMANDAIS	ぶどう酒	フランス	ロ・エ・ガロンヌ県内の限定地域
401	TURSAN	ぶどう酒	フランス	ランド県およびジェル県内の限定地域
407	VIN DE LAVILLEDIEU	ぶどう酒	フランス	タルン・エ・ガロンヌ県内の限定地域
408	COTEAUX D'AIX-EN-PROVENCE	ぶどう酒	フランス	プーシュ・デュ・ローヌ県、ヴァール県
413	CHÂTILLON-EN-DIOIS	ぶどう酒	フランス	ドローム県内の限定地域
415	CALVADOS	シードル・ブランデー	フランス	カルヴァドス県、マンシュ県、オルヌ県、マイエンヌ県、セーヌ・マリタイム県、オワーズ県、ウール県、サルト県
426	EAU-DE-VIE DE CIDRE DE BRETAGNE	シードル・ブランデー	フランス	モルビアン県、イル・エ・ヴィレーヌ県、フィニステール県、コート・ダルモール県、ロワール・アトランティック県
428	EAU-DE-VIE DE CIDRE DU MAINE	シードル・ブランデー	フランス	マイエンヌ県、サルト県、メーヌ・エ・ロワール県、アンドル・エ・ロワール県、ロワール・エ・シェール県内の限定地域
430	EAU-DE-VIE DE CIDRE DE NORMANDIE	シードル・ブランデー	フランス	カルヴァドス県、ウール県、マンシュ県、オルヌ県、セーヌ・マリタイム県、ウール・エ・ロワール県、マイエンヌ県、オワーズ県、セーヌ・エ・オワーズ県、サルト県、ソム県内の限定地域
431	EAU-DE-VIE DE POIRÉ DE NORMANDIE	ベリー・ブランデー	フランス	カルヴァドス県、ウール県、マンシュ県、オルヌ県、セーヌ・マリタイム県、ウール・エ・ロワール県、マイエンヌ県、オワーズ県、セーヌ・エ・オワーズ県、サルト県、ソム県内の限定地域
432	Marc d'Alsace Gewurztraminer	マール・ブランデー	フランス	オー・ラン県およびバー・ラン県内の限定地域
434	MARC D'AUVERGNE	マール・ブランデー	フランス	ピュイ・ドゥ・ドーム県およびオート・ロワール県内の限定地域
435	EAU-DE-VIE DE MARC DE BOURGOGNE	マール・ブランデー	フランス	コート・ドール県、ヨニス県、ソーヌ・エ・ロワール県、ローヌ県内の限定地域
439	EAU-DE-VIE DE MARC DE CHAMPAGNE	マール・ブランデー	フランス	マルヌ県、エーヌ県、オーブ県、セーヌ・エ・マルヌ県内の限定地域
442	EAU-DE-VIE DE FAUGÈRES	グレープ・ブランデー	フランス	エロー県内の限定地域
445	EAU-DE-VIE DE VIN DE LA MARNE	グレープ・ブランデー	フランス	エーヌ県、オーブ県、マルヌ県、オート・マルヌ県、セーヌ・エ・マルヌ県
448	MIRABELLE DE LORRAINE	フルーツ・ブランデー	フランス	ムールト・エ・モゼル県、モゼル県、ムーズ県、ウオージュ県内の限定地域
496	PATRIMONIO	ぶどう酒	フランス	オート・コルス県
499	COTEAUX DU VENDÔMOIS	ぶどう酒	フランス	ロアール・エ・シェール県内の限定地域
507	FRASCATI	ぶどう酒	イタリア	ローマ地方の限定地域
508	ROSSO PICENO	ぶどう酒	イタリア	アスコリ・ピチェノ地方北東部の限定地域
509	Verdicchio dei Castelli di Jesi	ぶどう酒	イタリア	アンコーナ地方の限定地域
510	COLLIO	ぶどう酒	イタリア	ゴリジア地方の限定地域
511	ROSSO CONERO	ぶどう酒	イタリア	アンコーナ地方の限定地域
517	TORGIANO	ぶどう酒	イタリア	ペルージア地方の限定地域
518	BARDOLINO	ぶどう酒	イタリア	ウヴェローナ地方の限定地域
519	VALPOLICELLA	ぶどう酒	イタリア	ウヴェローナ地方の限定地域
520	REGIOTO DI SOAVE	ぶどう酒	イタリア	ウヴェローナ地方の限定地域
521	REGIOTO DELLA VALPOLICELLA	ぶどう酒	イタリア	ウヴェローナ地方の限定地域
522	SOAVE	ぶどう酒	イタリア	ウヴェローナ地方の限定地域
523	GUTTURNIO DEI COLLI PIACENTINI	ぶどう酒	イタリア	ピアチェンティ地方の限定地域
524	SANGIOVESE DI ROMAGNA	ぶどう酒	イタリア	フォルリ、ラウエンナおよびボローニア地方の限定地域
525	ALBANA DI ROMAGNA	ぶどう酒	イタリア	フォルリ、ラウエンナおよびボローニア地方の限定地域

登録番号	原産地名	製品	原産国	産地
527	TOKAJ	ぶどう酒	ハンガリー	トカイヘジャリヤのぶどう酒醸造地方、すなわちボルシドーアバウイゼンブレン県アバウイサーントー、ベケチ、ポドログケレスツル、ポドロゴラン、ポドログセギ、エルデーペーニエ、エルデーホルヴァチ、ゴロフ、ヘルツェグクト、カーロリファルヴァ、レジェシュペーニエ、マード、メゼーゾンボル、モノク、オラスリスカ、オンド、ラートカ、シャーラジャダーニ、シャーロシュバタク、セギロン、セレンチ、タルカル、ターリヤ、トカイ、トルチヴァ、ヴァーモシュイファル、ヴェーガルドー各市町村、およびシャートラリヒャウイヘリ市の限定ぶどう酒醸造地域
	TOKAY	ぶどう酒	ハンガリー	トカイヘジャリヤのぶどう酒醸造地方、すなわちボルシドーアバウイゼンブレン県アバウイサーントー、ベケチ、ポドログケレスツル、ポドロゴラン、ポドログセギ、エルデーペーニエ、エルデーホルヴァチ、ゴロフ、ヘルツェグクト、カーロリファルヴァ、レジェシュペーニエ、マード、メゼーゾンボル、モノク、オラスリスカ、オンド、ラートカ、シャーラジャダーニ、シャーロシュバタク、セギロン、セレンチ、タルカル、ターリヤ、トカイ、トルチヴァ、ヴァーモシュイファル、ヴェーガルドー各市町村、およびシャートラリヒャウイヘリ市の限定ぶどう酒醸造地域
	TOKAYER	ぶどう酒	ハンガリー	トカイヘジャリヤのぶどう酒醸造地方、すなわちボルシドーアバウイゼンブレン県アバウイサーントー、ベケチ、ポドログケレスツル、ポドロゴラン、ポドログセギ、エルデーペーニエ、エルデーホルヴァチ、ゴロフ、ヘルツェグクト、カーロリファルヴァ、レジェシュペーニエ、マード、メゼーゾンボル、モノク、オラスリスカ、オンド、ラートカ、シャーラジャダーニ、シャーロシュバタク、セギロン、セレンチ、タルカル、ターリヤ、トカイ、トルチヴァ、ヴァーモシュイファル、ヴェーガルドー各市町村、およびシャートラリヒャウイヘリ市の限定ぶどう酒醸造地域
528	MÓR	ぶどう酒	ハンガリー	モールのぶどう酒醸造地方、すなわちフェイエル県チャークベレーニ、チョーカケー、モール、ブスタウアーム、およびシエレド各市町村の限定地域
529	BALATONMELLÉK	ぶどう酒	ハンガリー	バラトンのぶどう酒醸造地方、すなわちバラトネデリチ、バラトンジェレク、バラトンヘニエ、バラトンセーレーシュ、チエルセグトマイ、ディセル、ジェネシュディアーシュ、ケヴェシュカール、レシエンツェファル、レシエンツェイシュトヴァーンド、レシエンツェトマイ、メシュチヘリ、ミンドセントカーラ、モノシュトラパンチ、ネメシュヴィタ、オーブダヴァール、レジ、シャルフェルト、セントペーカール、センチャカプファ、ティハニ、ヴァールヴェルジ、ヴォニヤルツヴァシュヘジ、ヴェレシュペレーニ、ザラハラブ各市町村。また、バダチオニおよびバラトンフィレドローチヨバクぶどう酒醸造地方に含まれる地域を除くヴェスプレーム県バラトナルマーチ、バラトンチチオー、デルギチエ、カーブタラントーチ、ケヴァーゴーエルシュ、モノスロ、ペーチェリ、タボルカ、ヴァーソリおよびザンカ各市町村
	BALATONMELLÉKI	ぶどう酒	ハンガリー	バラトンのぶどう酒醸造地方、すなわちバラトネデリチ、バラトンジェレク、バラトンヘニエ、バラトンセーレーシュ、チエルセグトマイ、ディセル、ジェネシュディアーシュ、ケヴェシュカール、レシエンツェファル、レシエンツェイシュトヴァーンド、レシエンツェトマイ、メシュチヘリ、ミンドセントカーラ、モノシュトラパンチ、ネメシュヴィタ、オーブダヴァール、レジ、シャルフェルト、セントペーカール、センチャカプファ、ティハニ、ヴァールヴェルジ、ヴォニヤルツヴァシュヘジ、ヴェレシュペレーニ、ザラハラブ各市町村。また、バダチオニおよびバラトンフィレドローチヨバクぶどう酒醸造地方に含まれる地域を除くヴェスプレーム県バラトナルマーチ、バラトンチチオー、デルギチエ、カーブタラントーチ、ケヴァーゴーエルシュ、モノスロ、ペーチェリ、タボルカ、ヴァーソリおよびザンカ各市町村
	CÔTES DU BALATON	ぶどう酒	ハンガリー	バラトンのぶどう酒醸造地方、すなわちバラトネデリチ、バラトンジェレク、バラトンヘニエ、バラトンセーレーシュ、チエルセグトマイ、ディセル、ジェネシュディアーシュ、ケヴェシュカール、レシエンツェファル、レシエンツェイシュトヴァーンド、レシエンツェトマイ、メシュチヘリ、ミンドセントカーラ、モノシュトラパンチ、ネメシュヴィタ、オーブダヴァール、レジ、シャルフェルト、セントペーカール、センチャカプファ、ティハニ、ヴァールヴェルジ、ヴォニヤルツヴァシュヘジ、ヴェレシュペレーニ、ザラハラブ各市町村。また、バダチオニおよびバラトンフィレドローチヨバクぶどう酒醸造地方に含まれる地域を除くヴェスプレーム県バラトナルマーチ、バラトンチチオー、デルギチエ、カーブタラントーチ、ケヴァーゴーエルシュ、モノスロ、ペーチェリ、タボルカ、ヴァーソリおよびザンカ各市町村
530	SOMLÓ	ぶどう酒	ハンガリー	ウエブレーム県ドバ、シヨムローイエネ、シヤムローセツレシュ、シヤムローウアーシャールヘリ各市町村の限定ぶどう酒醸造地方
	SOMLÓI	ぶどう酒	ハンガリー	ウエブレーム県ドバ、シヨムローイエネ、シヤムローセツレシュ、シヤムローウアーシャールヘリ各市町村の限定ぶどう酒醸造地方
	SOMLÓER	ぶどう酒	ハンガリー	ウエブレーム県ドバ、シヨムローイエネ、シヤムローセツレシュ、シヤムローウアーシャールヘリ各市町村の限定ぶどう酒醸造地方
531	BALATONFÜRED-C SOPAK	ぶどう酒	ハンガリー	アルショーエルシュ、アウゾーフエ、バラトナカリ、バラトンフィレド、バラトスドヴァリ、チヨバク、フェルシェエルシュ、ロヴァシュ、エルヴェニエシュ、パロズナク、セントタルファ、およびタジーン各市町村の限定ぶどう酒醸造地域。バラトナルマーチ村のエレグヘジ葡萄園。バラトンチチオー村のバラジュ葡萄園。デルギチエ村のアジャグリク、ベツェおよびキシュレシュヘジ葡萄園。モノスロー村のヘジェシュティ葡萄園。ペーチェリ村のキシュペーチェリ葡萄園、およびヴァーソリ村のエレグヘジ葡萄園(すべてヴェスプレーム県)

登録番号	原産地名	製品	原産国	産地
532	EGER	ぶどう酒	ハンガリー	ヘウ`エシュ県エゲル市およびアンドルナクターリヤ、デミエーン、エゲルバクタ、エゲルサローク、フェルネーメト、フェルシェータールカニ、ケレチエンド、マクラールターリヤ、ノスウ`アイ、ノウ`アイ、オシュトロシュ各市町村の限定地域を含むエゲルぶどう酒醸造地方。また、ボルシヨド`アバウイ`ゼンブレーン県ソモリヤ村の限定地域。
	ERLAU	ぶどう酒	ハンガリー	ヘウ`エシュ県エゲル市およびアンドルナクターリヤ、デミエーン、エゲルバクタ、エゲルサローク、フェルネーメト、フェルシェータールカニ、ケレチエンド、マクラールターリヤ、ノスウ`アイ、ノウ`アイ、オシュトロシュ各市町村の限定地域を含むエゲルぶどう酒醸造地方。また、ボルシヨド`アバウイ`ゼンブレーン県ソモリヤ村の限定地域。
	EGRI	ぶどう酒	ハンガリー	ヘウ`エシュ県エゲル市およびアンドルナクターリヤ、デミエーン、エゲルバクタ、エゲルサローク、フェルネーメト、フェルシェータールカニ、ケレチエンド、マクラールターリヤ、ノスウ`アイ、ノウ`アイ、オシュトロシュ各市町村の限定地域を含むエゲルぶどう酒醸造地方。また、ボルシヨド`アバウイ`ゼンブレーン県ソモリヤ村の限定地域。
	ERLAUER	ぶどう酒	ハンガリー	ヘウ`エシュ県エゲル市およびアンドルナクターリヤ、デミエーン、エゲルバクタ、エゲルサローク、フェルネーメト、フェルシェータールカニ、ケレチエンド、マクラールターリヤ、ノスウ`アイ、ノウ`アイ、オシュトロシュ各市町村の限定地域を含むエゲルぶどう酒醸造地方。また、ボルシヨド`アバウイ`ゼンブレーン県ソモリヤ村の限定地域。
533	DEBRÓ	ぶどう酒	ハンガリー	ヘウ`エシュ県アルデブレー村およびフェルデブレー村
	DEBRÓI	ぶどう酒	ハンガリー	ヘウ`エシュ県アルデブレー村およびフェルデブレー村
	DEBRÓER	ぶどう酒	ハンガリー	ヘウ`エシュ県アルデブレー村およびフェルデブレー村
534	BADACSONY	ぶどう酒	ハンガリー	バダチヨニのぶどう酒醸造地方、すなわちバダチヨニトマイ、バダチヨニテルデミツ、バラト`ンレンデシュ、バラト`ンセプレズド、ジュラケン、ヘジマカシュ、キシャバーチ、ネメシュグラーチ、ラ`ボシュカ、レーヴフィレブ、シグリゲトの各市町村、カープターラントーチ村のヘジメグおよびト`ディエルデ(リザブスタ)葡萄園、ケーヴァーゴールシュ村のエチエル葡萄園、タボルツァ村のサン`ヨルジュ(セント`ジェルジヘジ)葡萄園、およびヴェスブレーム県ザ`ンカ村エレグヘジのぶどう酒醸造地域
	BADACSONYI	ぶどう酒	ハンガリー	バダチヨニのぶどう酒醸造地方、すなわちバダチヨニトマイ、バダチヨニテルデミツ、バラト`ンレンデシュ、バラト`ンセプレズド、ジュラケン、ヘジマカシュ、キシャバーチ、ネメシュグラーチ、ラ`ボシュカ、レーヴフィレブ、シグリゲトの各市町村、カープターラントーチ村のヘジメグおよびト`ディエルデ(リザブスタ)葡萄園、ケーヴァーゴールシュ村のエチエル葡萄園、タボルツァ村のサン`ヨルジュ(セント`ジェルジヘジ)葡萄園、およびヴェスブレーム県ザ`ンカ村エレグヘジのぶどう酒醸造地域
	BADACSONYER	ぶどう酒	ハンガリー	バダチヨニのぶどう酒醸造地方、すなわちバダチヨニトマイ、バダチヨニテルデミツ、バラト`ンレンデシュ、バラト`ンセプレズド、ジュラケン、ヘジマカシュ、キシャバーチ、ネメシュグラーチ、ラ`ボシュカ、レーヴフィレブ、シグリゲトの各市町村、カープターラントーチ村のヘジメグおよびト`ディエルデ(リザブスタ)葡萄園、ケーヴァーゴールシュ村のエチエル葡萄園、タボルツァ村のサン`ヨルジュ(セント`ジェルジヘジ)葡萄園、およびヴェスブレーム県ザ`ンカ村エレグヘジのぶどう酒醸造地域
538	SOPRON	ぶどう酒	ハンガリー	ジェール`ショブロン県ショブロン市のぶどう酒醸造地域およびバルフ、フォルテ`ポズ、フェル`テラー`コシュ、コプ`ハーザ、マジアルファルウ`ア各市町村の限定地域。
	SOPRONI	ぶどう酒	ハンガリー	ジェール`ショブロン県ショブロン市のぶどう酒醸造地域およびバルフ、フォルテ`ポズ、フェル`テラー`コシュ、コプ`ハーザ、マジアルファルウ`ア各市町村の限定地域。
	SOPRONER	ぶどう酒	ハンガリー	ジェール`ショブロン県ショブロン市のぶどう酒醸造地域およびバルフ、フォルテ`ポズ、フェル`テラー`コシュ、コプ`ハーザ、マジアルファルウ`ア各市町村の限定地域。
539	SZEKSZÁRD	ぶどう酒	ハンガリー	トルナ県セクスアルド市およびデチ村のぶどう酒醸造地域。
540	KECSKEMÉT	アプリコット`ブランデー	ハンガリー	ケチケメート市とその周辺地方(シクラ、ラキテレク、ヘルウ`エ`ツィア、キシフアーイ、アーガ`シュジハ`ラ、アル`パール)、およびバーチ`キシュン県ティサトウグ、ケレケジハ`ザ、ナジケ`レシュ、ティサケ`チケ各市町村の果樹園
	KECSKEMÉTI	アプリコット`ブランデー	ハンガリー	ケチケメート市とその周辺地方(シクラ、ラキテレク、ヘルウ`エ`ツィア、キシフアーイ、アーガ`シュジハ`ラ、アル`パール)、およびバーチ`キシュン県ティサトウグ、ケレケジハ`ザ、ナジケ`レシュ、ティサケ`チケ各市町村の果樹園
	KECSKEMÉTER	アプリコット`ブランデー	ハンガリー	ケチケメート市とその周辺地方(シクラ、ラキテレク、ヘルウ`エ`ツィア、キシフアーイ、アーガ`シュジハ`ラ、アル`パール)、およびバーチ`キシュン県ティサトウグ、ケレケジハ`ザ、ナジケ`レシュ、ティサケ`チケ各市町村の果樹園
542	SZATMÁR	ブラム`ブランデー	ハンガリー	ウ`アーサー`ロシュナメ`ニ市とその周辺地方。キシヤル、パニョラ、トウニョグマトルチ各市町村。チェンゲル、フェヘール`ジャルマトおよびマー`テ`サルカ地方(旧サト`マール県)
	SZATMÁRI	ブラム`ブランデー	ハンガリー	ウ`アーサー`ロシュナメ`ニ市とその周辺地方。キシヤル、パニョラ、トウニョグマトルチ各市町村。チェンゲル、フェヘール`ジャルマトおよびマー`テ`サルカ地方(旧サト`マール県)
	SZATMÁRER	ブラム`ブランデー	ハンガリー	ウ`アーサー`ロシュナメ`ニ市とその周辺地方。キシヤル、パニョラ、トウニョグマトルチ各市町村。チェンゲル、フェヘール`ジャルマトおよびマー`テ`サルカ地方(旧サト`マール県)
544	Colli Euganei	ぶどう酒	イタリア	パド`ウ`ア地方の限定地域
554	SAINT-VÉLAN	ぶどう酒	フランス	ゾヌ`エ`ロワール県の次の自治体に限定される地域: シア`ヌ、シャスラ、ダウ`エイエ、レイネ`ス、プリセ、サン`タムール、サン`ウ`エラン
556	COLLIOURE	ぶどう酒	フランス	ビレネー`オリエンタル県の次の自治体に限定される地域: パニユルス、セルベール、コリュ`ール、ボン`ウ`アンドル
564	VINHO VERDE	未熟ぶどう酒	ポルトガル	ピアナド`カシュテル地区、ブラガ地区、リベラ`デ`ベナ「コンセリヨ」(区)およびモンジン`デ`バ`スト「コンセリヨ」(区)(ヴイラ`レアル地区)、サント`チスソ「コンセリヨ」(区)、ヴイラド`コンド「コンセリヨ」(区)、ボヴァド`ヴァルジン「コンセリヨ」(区)、マイア「コンセリヨ」(区)マシホス「コンセリヨ」(区)、ゴンドマール「コンセリヨ」(区)、ヴァロンゴ「コンセリヨ」(区)、パレデス「コンセリヨ」(区)、パソス`デ`フェレイラ「コンセリヨ」(区)、ロウザ`ダ「コンセリヨ」(区)、フェルゲイラス「コンセリヨ」(区)、バサフィエラ「コンセリヨ」(区)、アマランテ「コンセリヨ」(区)、マルコ`デ`カチウヴェ`ス「コンセリヨ」(区)およびマイアン「コンセリヨ」(区)(ポルト地区)、カステロ`デ`バ`イヴァ「コンセリヨ」(区)、ヴァレ`デ`カンブラ「コンセリヨ」(区)およびアロウカ「コンセリヨ」(区)(アウエイロ地区)、シンフィンス「コンセリヨ」(区)およびレゼンデ「コンセリヨ」(区)(ヴィセウ地区)
588	DÃO	ぶどう酒製品	ポルトガル	アギアール`ダ`ベイラ、アルガニル、カレガル`ド`サル、フォルノス`デ`アルゴドレス、ゴウエイ`ア、マンガルデ、モルタ`グア、ネラス、オリウエイラ`ド`ホスピタル、ベナルヴァド`カステロ、サン`タ`コンバ`ダ、サタオン、セア、タブア、トンテラ、ヴィゼウの自治体(コンセルホス)

登録番号	原産地名	製品	原産国	産地
589	KELIBIA "A.O.C."	マスカットぶどう酒、マスカットのミステル	チュニジア	ナブール統治区域ケリビア地区およびタゼルカ地区の限定地域
590	MUSCAT DE KELIBIA "A.O.C."	マスカットぶどう酒、マスカットのミステル	チュニジア	ナブール統治区域ケリビア地区およびタゼルカ地区の限定地域
591	VIN MUSCAT DE KELIBIA "A.O.C."	マスカットぶどう酒、マスカットのミステル	チュニジア	ナブール統治区域ケリビア地区およびタゼルカ地区の限定地域
592	MUSCAT DE THIBAR "A.O.C."	マスカットぶどう酒、マスカットのミステル	チュニジア	ベジャ統治区域のティバルのサン・ジョセフと呼ばれる土地の限定地域
593	COTEAUX DE TEBOURBA "A.O.C."	赤ぶどう酒及びロゼぶどう酒	チュニジア	南チュニス統治区域のテブルバ・シュイッキおよびランサリネ、ビゼルト統治区域のアイーン・タルグラッシュと呼ばれる土地の限定地域
594	SIDI SALEM "A.O.C."	赤ぶどう酒及びロゼぶどう酒	チュニジア	ナブール統地区域グロンバリア区のハンゲおよびベニ・アヤッシュと呼ばれる地区の限定地域
595	MORNAG V.D.Q.S	赤ぶどう酒、ロゼぶどう酒、白ぶどう酒	チュニジア	チュニス統治区域および南チュニス統治区域のモルナグ、ハマニ・リフ、カプティ地区の限定地域
669	TEQUILA	蒸留酒	メキシコ	ハリスコ州、グアナフアト州の自治体アバソロ、シウダド・マニエル・ドブラド、クエラマロ、ワニマロ、ベンハモ、プリシマ・デル・リンコン、ロミータ、ミチオアカン州の自治体プリセニヤス、マタモロス、シャビノス、ドゥルチエタ、チュリルツィオ、コティハ、エクアンドゥレオ、ハコナ、ヒキルパン、マラバティオ、ヌエボ・バランガリクティロ、ヌマラン、パハクアラン、ベリバン、ラ・ビエタド、レグレス、ロス・レイエス、サワジョ、タンシタロ、タンガマンダビオ、タンガンシクアロ、タンフト、テングインディン、トゥンボ、ベヌステリアノ・カランサ、ピリヤマル、ヴィスタヘルモーサ、ジュレクアロ、サモラ、シナパロ、ナジャリト州の自治体アワカトラン、アマトラン・デ・カニヤス、イクストラノ、ハラ、ハリスコ、サン・ペドロ・デ・ラグニヤス、サンタ・マリア・デル・オロ、テビク、タマウリバス州の自治体アルダマ、アルタミラ、アンティゴ・モレロス、ゴメズ・ファリアス、ゴンザレス、リエラ、マンテ、ヌエボ・モレロス、オカンボ、トゥラ、キコテンカトル、マルコス・カスティリヤノ自治体
682	PORTO	芳醇なぶどう酒(アルコール強化ぶどう酒)	ポルトガル	ドウロ地方
683	MADEIRA	ぶどう酒製品	ポルトガル	ファンシャル地区、マデイラ島
690	Crémant d'Alsace	ぶどう酒	フランス	オー・ラン県およびバー・ラン県の限定地域
692	Vin de Corse	ぶどう酒	フランス	コルス・デュ・シュド県およびオート・コルス県の限定地域
697	Coteaux Champenois	ぶどう酒	フランス	エーヌ県、オーブ県、マルヌ県、オート・マルヌ県、セーヌ・エ・マルヌ県
700	Côtes du Roussillon	ぶどう酒	フランス	ピレネー・オリエンタル県の限定地域
701	Côtes du Roussillon Villages	ぶどう酒	フランス	ピレネー・オリエンタル県の限定地域
703	Crémant de Loire	ぶどう酒	フランス	アンドル・エ・ロワール県、ロワール・エ・シェール県、メーヌ・エ・ロワール県、ドゥ・セーヴル県、ヴィエンヌ県
704	Rosé de Loire	ぶどう酒	フランス	アンドル・エ・ロワール県、ロワール・エ・シェール県、メーヌ・エ・ロワール県、ドゥ・セーヴル県、ヴィエンヌ県
705	Saussignac	ぶどう酒	フランス	ドルドーニュ県の限定地域
709	Cabardès	ぶどう酒	フランス	オード県の限定地域
710	Cheverny	ぶどう酒	フランス	ロワール・エ・シェール県の限定地域
715	Fiefs Vendéens	ぶどう酒	フランス	ウ・アンデ県の限定地域
719	Fine de Bordeaux	ぶどう酒	フランス	ジロンド県の限定地域
720	Cadillac	ぶどう酒	フランス	ジロンド県の限定地域
721	Clos des Lambrays	ぶどう酒	フランス	コート・ドール県の限定地域
722	Crémant de Bourgogne	ぶどう酒	フランス	コート・ドール県、ヨヌヌ県、ソーヌ・エ・ロワール県およびローヌ県の限定地域
731	Mezcal	蒸留酒	メキシコ	オアハカ、ゲレーロ、ドラゴン、サンルイスポトシ、及びサカタカス各州の地域
735	BAGACEIRA DA REGIÃO DOS VINHOS VERDES	未熟ぶどうマル・ブランデー	ポルトガル	メルガッソ、モンサン、カミーニャ、パレーデス・デ・コーラ、バレンサ、ビーラ・ノーバ・デ・セルセイラ、アルコス・デ・バルデベス、ボンテ・ダ・バルカ、ボンテ・デ・リマ、ビアナド・カステロ、アマレス、バルセロス、プラガ、エスポゼンデ、ファフェ、ギマランエス、ポーボア・デ・ラニョーゾ、サント・チルソ、ビエイラ・ド・ミーニョ、ビーラ・ノーバ・デ・ファマリサン、ビーラ・ベルデの各市町村、ポーロ、カベセイラス・デ・バスト、セロリッコ・デ・バスト、モンテム・デ・バスト、リベイラ・デ・ベーナ、ゴンドマル、マイア、マトシーニョス、ポーボア・デ・バルジム、パロンゴ、ビーラ・ド・コンデ、フェルゲイラス、ロザード、バソス・デ・フェレイラ、パレーデス、ペナフィエル、アマランテ、マルコ・デ・カナベゼス、バイアン及びシンファンエスの各市町村、レゼンデ“市”のアンレアーデ、カルケレ、フェイラン、フェルゲイラス、フレイギル、ミオマンエス、オバーダス、パンチョーラ、パウス、レゼンデ、サン・シプリアーノ、サン・ジョアン・デ・フォントーラ、サン・マルチニョ・デ・モローロス及びサン・ロマン・デ・アレゴスの各“小教区”。アロッサ、カステーロ・デ・バイバの各“市町村”及びカンブラ溪谷とオリベイラ・デ・アゼメイス“市”のオセラ“小教区”

登録番号	原産地名	製 品	原産国	産 地
736	AGUARDENTE VINICA DA REGIÃO DOS VINHOS VERDES	未熟ぶどうブランデー	ポルトガル	メルガツ、モンサン、カミーニャ、バレーデス・デ・コーラ、バレンサ、ビエラ・ノーバ・デ・セルセイラ、アルコス・デ・バルデベス、ボンテ・ダ・バルカ、ボンテ・デ・リマ、ピアナド・カステロ、アマーレス、バルセロス、ブラガ、エスボゼンデ、ファフェ、ギマランセス、ボーボア・デ・ラニョーゾ、サント・チルソ、ビエイラ・ド・ミーニョ、ビエラ・ノーバ・デ・ファマリサン、ビエラ・ベルデの各市町村、ポロ、カベセイラス・デ・バスト、セロリッコ・デ・バスト、モンチム・デ・バスト、リベラ・デ・ペーナ、ゴンドマル、マイア、マトシーニョス、ボーボア・デ・バルジム、パロンゴ、ビエラ・ド・コンデ、フェルゲイラス、ロサーダ、バソス・デ・フェレイラ、バレーデス、ペナフィエル、アマランテ、マルコ・デ・カナベゼス、バイアン及びシンファンエスの各市町村、レゼンデ“市”のアンレアーデ、カルケレ、フェイラン、フェルゲイラス、フレイギル、ミオマンエス、オバーダス、パンチョーラ、パウス、レゼンデ、サン・シプリアーノ、サン・ジョアン・デ・フォントーラ、サン・マルチーニョ・デ・モーロス及びサン・ロマン・デ・アレゴスの各“小教区”。アロッサ、カステーロ・デ・ハイバの各“市町村”及びカンプラ溪谷とオリベイラ・デ・アゼメイス“市”のオセラ“小教区”
741	MARSANNAY	ぶどう酒	フランス	コート・ドール県の限定区域
742	Anjou Villages	ぶどう酒	フランス	メヌ・エ・ロワール及びドゥー・セーブル両県の限定区域
745	ANJOU VILLAGES BRISSAC	ぶどう酒	フランス	メヌ・エ・ロワール県の限定区域
746	BÉARN	ぶどう酒	フランス	ピレネー・アトランティック、オート・ピレネー、ジェル各県の限定区域
747	BONS BOIS	ブランデー	フランス	シャラント及びシャラント・マリチーム両県の限定区域
748	BORDERIES	ブランデー	フランス	シャラント・マリチーム及びシャラント両県の限定区域
749	BOUZERON	ぶどう酒	フランス	ソヌ・エ・ロワール県の限定区域
752	Calvados Domfrontais	ブランデー	フランス	オルヌ、マイエヌ及びマンシュ各県の限定区域
754	COTEAUX DE VIE	ぶどう酒	フランス	ドローム県の限定区域
756	CÔTES DE MILLAU	ぶどう酒	フランス	アペロン県の限定区域
757	Côtes du Rhône Villages	ぶどう酒	フランス	ヴォクリューズ県、ガール県、ドローム県、アルデッシュ県
760	CÔTES DU ROUSSILLON-VILLAGES TAUTAVEL	ぶどう酒	フランス	ピレネー・オリアンタル県の限定区域
761	CRÉMANT DE BORDEAUX	ぶどう酒	フランス	ジロンド県の限定区域
762	CRÉMANT DE DIE	ぶどう酒	フランス	ドローム県の限定区域
763	CRÉMANT DE LIMOUX	ぶどう酒	フランス	オード県の限定区域
764	CRÉMANT DU JURA	ぶどう酒	フランス	ジュラ県の限定区域
765	EAU-DE-VIE DE COGNAC	ブランデー	フランス	シャラント県、シャラント・マリチーム県、ドゥー・セーブル県、ドルドーニュ県
767	FINS BOIS	ブランデー	フランス	シャラント及びシャラント・マリチーム両県の限定区域
768	FLOC DE GASCOGNE	ぶどう酒	フランス	ジェール、ランド、ロッチ・ガロンヌ各県限定区域
769	FRONSAC	ぶどう酒	フランス	ジロンド県の限定区域
770	GIGONDAS	ぶどう酒	フランス	ボークリューズ県の限定区域
771	HAUT-POITOU	ぶどう酒	フランス	ビエヌ、ドゥー・セーブル両県の限定区域
772	LA GRANDE RUE	ぶどう酒	フランス	コート・ドール県限定区域
773	MACVIN DU JURA	ぶどう酒	フランス	ジュラ県の限定区域
774	MARANGES	ぶどう酒	フランス	ソヌ・エ・ロワール県の限定区域
775	MARTINIQUE	ブランデー	フランス	マルチニック県の限定区域
777	MUSCADET CÔTES DE GRANDLIEU	ぶどう酒	フランス	ロワール・アトランティックとパンデ両県の限定区域
778	MUSCAT DU CAP CORSE	ぶどう酒	フランス	オート・コルス県の限定区域
780	Pessac-Léognan	ぶどう酒	フランス	ジロンド県の限定区域
782	PETITE CHAMPAGNE	ブランデー	フランス	シャラント及びシャラント・マリチーム両県の限定区域
783	PETITE FINE CHAMPAGNE	ブランデー	フランス	シャラント及びシャラント・マリチーム両県の限定区域
786	RÉGNIE	ぶどう酒	フランス	ローヌ県の限定区域
787	Saumur-Champigny	ぶどう酒	フランス	メヌ・エ・ロワール県の限定区域
788	Savennières Coulée de Serrant	ぶどう酒	フランス	メヌ・エ・ロワール県の限定区域
789	Savennières Roche aux Moines	ぶどう酒	フランス	メヌ・エ・ロワール県の限定区域

登録番号	原産地名	製品	原産国	産地
790	TOURAIN AMBOISE	ぶどう酒	フランス	アンドル・エ・ロワール県の限定区域
793	MARCILLAC	ぶどう酒	フランス	アペイロン県の限定区域
794	CÔTE ROANNAISE	ぶどう酒	フランス	ロワール県の限定区域
795	COTE AUX DU LYONNAIS	ぶどう酒	フランス	ローヌ県の限定区域
796	COSTIÈRES DE NÎMES	ぶどう酒	フランス	ガール県の限定区域
797	BUZET	ぶどう酒	フランス	ロッセ・ガロンヌ県の限定区域
798	IROULÉGUY	ぶどう酒	フランス	ビレネー・アトランティックの限定区域
799	LES BAUX DE PROVENCE	ぶどう酒	フランス	ブッシュ・デュ・ローヌ県の限定区域
802	AJACCIO	ぶどう酒	フランス	コルス・デュ・シュド島の限定区域
809	CÔTES D'AUVERGNE	ぶどう酒	フランス	ピュイ・ドゥ・ドーム県の限定区域
810	SAINT-POURÇAIN	ぶどう酒	フランス	アリエ県の限定区域
811	COUR-CHEVERNY	ぶどう酒	フランス	ロワール・エ・シェール県の限定区域
813	LIMOUX	ぶどう酒	フランス	オード県の限定区域
814	CÔTES DE BERGERAC	ぶどう酒	フランス	ドルドーニュ県の限定区域
815	LADOIX	ぶどう酒	フランス	コート・ドール県の限定区域
816	LISTRAC-MÉDOC	ぶどう酒	フランス	ジロンド県の限定区域
822	VACQUEYRAS	ぶどう酒	フランス	ボクリューズ県の限定区域
823	VALENÇAY	ぶどう酒	フランス	アンドル及びロワール・エ・シェール両県の限定区域
834	KARPATSKÁ PERLA	ぶどう酒、生ぶどう酒、白及び赤の発泡性ぶどう酒	スロバキア	スロバキア・マレー・カルパティのブドウ栽培地域
841	Bacanora	蒸留酒	メキシコ	シエーラ中部、ソノーラ川およびサン・ミゲル中部、つまりシエーラ高地及びシエーラ南部地方の市町村。これらの市町村は次の通り。バカノーラ、サウアリバ、アリベッキ、ソヨバ、サン・ハビエル、クンバス、モクテスマ、サン・ペドロ・デ・ラ・クエバ、デバチエ、ディビサデロス、グラナドス及びウアサバス、ピラ・イダルゴ、バカデウアッチ、ナッコリ・チコ、ウアチネーラ、ピラ・ベスケイラ、アコンチ、サン・フェリペ・デ・イエズス、ウエバック及びバナミチ、ラヨン、パビアコーラ、オボデベ、アリスベ、ロザリオ、キリエゴ、スアキ・グランデ、オナバス、イエコーラ、アラモス、サン・ミゲル・デ・オルカシタス、ウレス、マザタン及びラコロラダなど、ソノーラ州のすべての市町村を含む。
846	Црногорски крстач (Crnogorski krstach)	ぶどう酒	モンテネグロ	モンテネグロのブドウ栽培地域、ポドゴリツァのブドウ畑(ゼタ・ビェロバヴリッチ平原)
	Krstač de Montenegro			
	Montenegro Krstač			
847	Црногорски вранац (Crnogorski vranatz)	ぶどう酒	モンテネグロ	モンテネグロのブドウ栽培地域、ポドゴリツァのブドウ畑(ゼタ・ビェロバヴリッチ平原)
	Vranac de Montenegro			

登録番号	原産地名	製品	原産国	産地
	Montenegro Vranac			
849	Sotol	一般的にソトルまたはセシケと呼ばれる、植物から得られるアルコール飲料	メキシコ	チワワ州、コアウイラ州、ドゥランゴ州を構成するすべての自治体
851	Charanda	サトウキビジュースの発酵と蒸留から得られるアルコール飲料	メキシコ	ミチョアカン州の以下の市町村: アリオ、コティハ、ガブリエル・サモラ、N. パランガリクティロ、ヌエボ・ウレチヨ、ベリバン、ロス・レイエス、S. エスカランテ、タカンパロ、タンシタロ、タンガンシクアロ、タレタン、トクンボ、トゥリカト、ウルアバン、ジラクアレティロ
855	TSINANDALI	ぶどう酒	ジョージア	ツィナンドリ村、キシスケウ ¹ 村、コンドリ村、クウ ² エモ村、コホダシェニ ³ 村、アクラ村の行政区画
856	TELIANI	ぶどう酒	ジョージア	北東側-アラザニ川、南西側-ツィナンドリ村、南東側-コホダシェニ ³ ・ラウ ⁴ イン、北西側-ナーサムクラー ⁵ ・ラウ ⁶ イン
857	NAPAREULI	ぶどう酒	ジョージア	テラウ ⁷ 地区ナハレウリ村及びサニオレ村の行政区画
858	MUKUZANI	ぶどう酒	ジョージア	グルジャーニ地区のムクザニ村及びウ ⁸ ェリスツィケ ⁹ 村の行政区画
859	AKHASHENI	ぶどう酒	ジョージア	グルジャーニ地区のアハシェニ村の行政区画
860	GURJAANI	ぶどう酒	ジョージア	グルジャーニ市及びグルジャーニ地区のグルジャーニ村、チュムラキ村、チャンダーリ村、ウ ¹⁰ エジニ村の行政区画
861	KINDZMARALI	ぶどう酒	ジョージア	クウ ¹¹ アレリ市の行政区画
862	KHVANCHKARA	ぶどう酒	ジョージア	アンプロラウリ地区のフウ ¹² アンチカラ村、チュレバロ村、チュクウ ¹³ ィシ村、ガディシ村、ブゴイリ村、ザードメリ村、ヒディカリ村、ツゼージ村の行政区画
865	PISCO	ペルーの技術基準211-011:2002に含まれる規範的な規則でそのように分類され、事前に認可された生産地で確立された伝統的な方法に従って、最近発酵したブドウの新鮮な果汁を蒸留して得られるブドウの酒	ペルー	ペルーのリマ県、イカ県、アレキパ県、モケグア県の沿岸部と、タクナ県のロクンバ渓谷、サマ渓谷、カプリーナ渓谷
870	DOURO	ぶどう酒	ポルトガル	ドゥーロ管轄区域
871	VAZISUBANI	ぶどう酒	ジョージア	グルジャーニ地方のウ ¹⁴ アズイスパニ ¹⁵ 村、シャシアニ ¹⁶ 村、カラウリ ¹⁷ 村及びウ ¹⁸ アチナジ ¹⁹ ニ ²⁰ 村の行政区画
872	KARDENAKHI	ぶどう酒	ジョージア	カルデナヒ村行政区画
873	TIBAANI	ぶどう酒	ジョージア	ティバーニ村行政区画
874	MANAVI	ぶどう酒	ジョージア	サガレジョ地方のマナウ ²¹ ィ村、トヒリアウリ ²² 村、ハイルリ ²³ 村、カカベティ ²⁴ 村の行政区画
875	TVISHI	ぶどう酒	ジョージア	ツァゲリ地方トウ ²⁵ ィン ²⁶ 村行政区画
876	QVARELI	ぶどう酒	ジョージア	クウ ²⁷ アレリ地方行政区画
877	ATENURI	ぶどう酒	ジョージア	アテニ村行政区画
878	SVIRI	ぶどう酒	ジョージア	スウ ²⁸ ィリ I 村、スウ ²⁹ ィリ II 村及びロドノウリ ³⁰ 村の行政区画
879	KOTEKHI	ぶどう酒	ジョージア	グルジャーニ ³¹ 村行政区画
880	KAKHETI(KAKHURI)	ぶどう酒	ジョージア	内カヘティ ³² アラザニ川流域、外カヘティ ³³ サガレジョ地方、ガルダ ³⁴ ニ ³⁵ 地方の一部
882	ROMANESHTI	赤ぶどう酒	モルドヴァ	ストラシェニ地方ロマネシュティ、レザニ、ザムチゾジの各村管轄区域
888	BARBARESCO	ぶどう酒	イタリア	クーネオ地方の限定地域
889	BAROLO	ぶどう酒	イタリア	クーネオ地方の限定地域
891	BRUNELLO DI MONTALCINO	ぶどう酒	イタリア	シエーナ地方の限定地域
896	DISAN	ぶどう酒	北マケドニア	ディサン地方

登録番号	原産地名	製品	原産国	産地
906	PROSECCO	ぶどう酒	イタリア	トレヴィーゾ県、ヴィチエンツァ県、パドヴァ県、ベッルーノ県、ヴェネツィア県、トリエステ県、ゴリツィア県、ボルデノーネ県及びウーディネ県
964	GRAPPA	蒸留酒	イタリア	イタリア領土の全域
1003	EMILIA	地理的表示で保護されたぶどう酒(PGI)	イタリア	フェラーラ県、モデナ県、パルマ県、ピアチェンツァ県、レッジョ・エミリア県及びボローニャ県の限定地域
	DELL' EMILIA	地理的表示で保護されたぶどう酒(PGI)	イタリア	フェラーラ県、モデナ県、パルマ県、ピアチェンツァ県、レッジョ・エミリア県及びボローニャ県の限定地域
1004	LAMBRUSCO SALAMINO DI SANTA CROCE	原産地名で保護されたぶどう酒(PDO)	イタリア	モデナ県の限定地域
1005	REGGIANO	原産地名で保護されたぶどう酒(PDO)	イタリア	レッジョ・エミリア県の限定地域
1006	LAMBRUSCO DI SORBARA	原産地名で保護されたぶどう酒(PDO)	イタリア	モデナ県の限定地域
1007	COLLI DI SCANDIANO E DI CANOSSA	原産地名で保護されたぶどう酒(PDO)	イタリア	レッジョ・エミリア県の限定地域
1008	LAMBRUSCO GRASPAROSSA DI CASTELVETRO	原産地名で保護されたぶどう酒(PDO)	イタリア	モデナ県の限定地域
1009	MODENA	原産地名で保護されたぶどう酒(PDO)	イタリア	モデナ県の限定地域
	DI MODENA	原産地名で保護されたぶどう酒(PDO)	イタリア	モデナ県の限定地域
1010	CUBA	ラム酒	キューバ	キューバ領域、フロリダ南部にある大アンティル諸島の最大の島、ジャマイカ北部、ユカタン半島東部及びバハマ諸島の西部及びヒスパニオラ諸島を含む産地
1013	CHIANTI	ぶどう酒	イタリア	アレッツォ県、フィレンツェ県、プラート県、ピストイア県、ピサ県及びシエーナ県の限定地域
1014	SICILIA	ぶどう酒	イタリア	シチリア地方のすべての行政区
1016	BONARDA DELL' OLTREPÒ PAVESE	ぶどう酒	イタリア	パヴィア県の限定地域
1017	ASTI	ぶどう酒	イタリア	アレクサンドリア県、アスティ県、クーネオ県の限定された地域
1037	PANTELLERIA	ぶどう酒	イタリア	トラパニ県のパンテレルリア島
1038	TREBBIANO D' ABRUZZO	ぶどう酒	イタリア	キエーティ県、ラクイラ県、ペスカーラ県及びテーラモ県の限定地域
1041	MONTEPULCIANO D' ABRUZZO	ぶどう酒	イタリア	ラクイラ県、キエーティ県、ペスカーラ県、テーラモ県の限定地域
1044	SALICE SALENTINO	ぶどう酒	イタリア	レッツェ県、プリンディシ県の限定地域
1045	BARBERA D' ASTI	ぶどう酒	イタリア	アスティ県、アレクサンドリア県の限定地域
1046	SANNIO	ぶどう酒	イタリア	ベネヴェント県の限定地域

登録番号	原産地名	製品	原産国	産地
1047	CONEGLIANO VALDOBBIADENE - PROSECCO	ぶどう酒	イタリア	トレヴィーゾ県及びベッルーノ県の限定地域
	CONEGLIANO - PROSECCO	ぶどう酒	イタリア	トレヴィーゾ県及びベッルーノ県の限定地域
	VALDOBBIADENE - PROSECCO	ぶどう酒	イタリア	トレヴィーゾ県及びベッルーノ県の限定地域
1048	CANNONAU DI SARDEGNA	ぶどう酒	イタリア	サルディーニャ自治州の限定地域
1050	COLLI ORIENTALI DEL FRIULI PICCOLIT	ぶどう酒	イタリア	ウーディネ県の限定地域
1051	ORVIETO	ぶどう酒	イタリア	テルニ県及びヴィテルボ県の限定地域
1059	CHIANTI CLASSICO	ぶどう酒	イタリア	シエナ県、アレッツォ県及びフィレンツェ県の限定地域
1060	ALTO ADIGE	ぶどう酒	イタリア	ボルツァーノ県の限定地域
	DELL'ALTO ADIGE (SÜDTIROL SÜDTIROLER)	ぶどう酒	イタリア	ボルツァーノ県の限定地域
1063	LANGHE	ぶどう酒	イタリア	クーネオ県の限定地域
1074	FREISA D'ASTI	ぶどう酒	イタリア	アスティ県、アレクサンドリア県、クーネオ県及びトリノ県の限定地域
1075	LACRIMA DI MORRO	ぶどう酒	イタリア	アンコーナ県の限定地域
	LACRIMA DI MORRO D'ALBA	ぶどう酒	イタリア	アンコーナ県の限定地域
1076	MALVASIA DI CASTELNUOVO DON BOSCO	ぶどう酒	イタリア	アスティ県の限定地域
1077	NEBBIOLO D'ALBA	ぶどう酒	イタリア	クーネオ県、アスティ県及びトリノ県の限定地域
1078	TEROLDEGO ROTALIANO	ぶどう酒	イタリア	トレント県の限定地域
1079	FREISA DI CHIERI	ぶどう酒	イタリア	トリノ県、アスティ県、クーネオ県の限定地域
1080	GRECO DI TUFO	ぶどう酒	イタリア	アヴェッリーノ県の限定地域
1081	GRIGNOLINO D'ASTI	ぶどう酒	イタリア	アスティ県の限定地域
1082	GRIGNOLINO DEL MONFERRATO CASALESE	ぶどう酒	イタリア	アレクサンドリア県の限定地域
1083	CORTESE DELL'ALTO MONFERRATO	ぶどう酒	イタリア	アレクサンドリア県、アスティ県、クーネオ県、トリノ県の限定地域
1084	PRIMITIVO DI MANDURIA	ぶどう酒	イタリア	ターラント県及びプリンディジ県の限定地域
1085	BRACHETTO D'ACQUI	ぶどう酒	イタリア	アスティ県及びアレクサンドリア県の限定地域
	ACQUI	ぶどう酒	イタリア	アスティ県及びアレクサンドリア県の限定地域
1086	VINO NOBILE DI MONTEPULCIANO	ぶどう酒	イタリア	シエーナ県の限定地域
1087	VERNACCIA DI SAN GIMIGNANO	ぶどう酒	イタリア	シエーナ県の限定地域
1088	GAVI	ぶどう酒	イタリア	アレクサンドリア県の限定地域
	CORTESE DI GAVI	ぶどう酒	イタリア	アレクサンドリア県の限定地域

登録番号	原産地名	製品	原産国	産地
1089	CESANESE DEL PIGLIO	ぶどう酒	イタリア	フロジノーネ県の限定地域
	PIGLIO	ぶどう酒	イタリア	フロジノーネ県の限定地域
1090	AGLIANICO DEL TABURNO	ぶどう酒	イタリア	ベネヴェント県の限定地域
1091	AGLIANICO DEL VULTURE SUPERIORE	ぶどう酒	イタリア	ポテンツァ県の限定地域
1092	FIANO DI AVELLINO	ぶどう酒	イタリア	アヴェッリーノ県の限定地域
1093	COLLI BOLOGNESI CLASSICO PIGNOLETTO	ぶどう酒	イタリア	ボローニャ県及びモデナ県の限定地域
1094	ROSSESE DI DOLCEACQUA	ぶどう酒	イタリア	インペリア県の限定地域
	DOLCEACQUA	ぶどう酒	イタリア	インペリア県の限定地域
1095	VERMENTINO DI GALLURA	ぶどう酒	イタリア	オルビア＝テンピオ県及びサッサリ県の限定地域
1096	VERMENTINO DI SARDEGNA	ぶどう酒	イタリア	サルディーニャ自治州の限定地域
1097	VERNACCIA DI SERRAPETRONA	ぶどう酒	イタリア	マチェラータ県の限定地域
1098	MONTEFALCO SAGRANTINO	ぶどう酒	イタリア	ペルージャ県の限定地域
1099	DELLE VENEZIE	ぶどう酒	イタリア	トレント自治州、フリウリ＝ヴェネツィア＝ジュリア自治州及びヴェネト州
1107	AMARONE DELLA VALPOLICELLA	ぶどう酒	イタリア	ヴェローナ県の限定地域
1108	VALPOLICELLA RIPASSO	ぶどう酒	イタリア	ヴェローナ県の限定地域
1128	FIOR D'ARANCIO COLLI EUGANEI	ぶどう酒	イタリア	バドヴァ県の限定地域
1129	LUGANA	ぶどう酒	イタリア	ヴェローナ県及びブレシア県の限定地域
1132	RAICILLA	リュウゼツランアルコール飲料	メキシコ	メキシコ合衆国のA)ハリスコ州の地域、ライシラの生産者:アテンゴ、チキリストラン、フチトラン、テコロラン、テナマストラン、フェルト・バヤルタ、カボ・コリエンテス、トマラン、アテンギロ、アユトラ、クアウトラ、グアチナンゴ、マスコタ、ミクストラン、サン・サバステヤン・デル・オエステ、タルパ・デ・アジェンテの自治体 B)ナジャリト州の地域、ライシラの生産者:バイーア・デ・バンデラスの自治体
1164	Montilla-Moriles	ぶどう酒	スペイン	アンダルシア自治州の以下の市町村の全体、モンティージャ、モリレス、ドニャ・メンシア、モンタルバン、モントウレケ、プエンテ・ジェニル、ヌエバ・カルテヤ、及び、以下の市町村の一部:アギラール・デ・ラ・フロンテラ、バエナ、カブラ、カストロ・デル・リオ、エスベホ、フェルナン・ヌニェス、ラ・ランブラ、ルセナ、モンテマヨール、サンタエラ 生産地域内には、アルバリサ土壤を含む「スーパーリアサブゾーン」と呼ばれる区分がある。
1165	Yecla	ぶどう酒	スペイン	ムルシア州イェクラ市にあるブドウ園登録簿に登録された土地
1166	Vinos de Madrid	ぶどう酒	スペイン	マドリッド共同体の4つのサブゾーン: アルガンダ、ナバルカルネロ、サン・マルティン、エル・モラール
1167	Valencia	ぶどう酒	スペイン	バレンシア州のアルバセテ県、アリカンテ県、バレンシア県の一部地域 バレンシアには、以下の市町村によって形成された4つの小さな地理的単位、いわゆるサブゾーンがある: a) アルト・トゥリア・サブゾーン b) バレンティーノ・サブゾーン c) モスカテル・デ・バレンシア・サブゾーン d) クラリアーノ・サブゾーン
1168	Toro	ぶどう酒	スペイン	カステリーヤ・イ・レオン州の最西部、サモラ県の南東部に位置し、ティエラ・デル・ピノ、バジェ・デル・グアレニャ、ティエラ・デ・トロの自然地域の一部を含む。 以下の市町村からなる: ザモラ県: アルグビヨ、ラ・ボベダ・デ・トロ、モラレス・デ・トロ、エル・ペゴ、ベレゴンサロ、エル・ビニエロ、サン・ミゲル・デ・ラ・リベラ、サンソレス、トロ、バルデフィンハス、ベニアルボ、ビジャブエナ・デル・プエンテ バリアドリッド県: サン・ロマン・デ・オルニーハ、ビジャフランカ・デル・ドウエロ、ペドロサ・デル・レイの市町村区にあるビジャエステル・デ・アリバおよびビジャエステル・デ・アバホの地域
1169	Utiel-Requena	ぶどう酒	スペイン	バレンシア州のカンポブレレス、カウデテ・デ・ラス・フエンテス、フエンテロブレレス、レケナ、シエテ・アグアス、シナルカス、ウティエル、ヴェンタ・デル・モロ、ビジャルゴルド・デル・カプリエル
1170	Valdeorras	ぶどう酒	スペイン	ガリシア自治州オウレンセ県のオ・バルコ・デ・バルデオラス地区、ア・ルア地区、ヴィラマルティン・デ・バルデオラス地区、オ・ポロ地区、カルバダ・デ・バルデオラス地区、ラルーコ地区、プティン地区、ルビア地区に位置する、原産地名で保護されているワインの特徴を備えたワインを得るために必要な品質のブドウ生産に適した土地
1171	Valdepeñas	ぶどう酒	スペイン	バルデベニャス、サンタ・クルス・デ・ムデラ、モラル・デ・カラトラバ、アルクビーリャス、サン・カルロス・デル・バジェ、トレヌエバ、および以下の市町村の一部: アルハンブラ: ラ・ソラーナからビジャヌエバ・デ・ロス・インファンテスへの道路の南西に位置する土地: 宅地: 50区画(32～51番)、52区画(8、9、10番)、53～90番、159区画(1番)、162区画、163区画、164区画(11～20番)。 グラナトゥーラ: デ・カラトラバ・ラス・フエンテス小道の東側に位置する土地: 宅地: 8～31、51～60、69、70。 モンティエル: トレヌエバからビジャヌエバ・デ・ロス・インファンテスへの道の北側に位置する飛び地: 宅地: 62から76まで。 トゥレ・デ・ファン・アバド: トレヌエバからビジャヌエバ・デ・ロス・インファンテスへの道路の北に位置する土地: 宅地: 1～9、61～63。

登録番号	原産地名	製品	原産国	産地
1172	Somontano	ぶどう酒	スペイン	ソモンターノ - ウエスカ地区 含まれる市町村: アビエゴ、アダウエスカ、アルカラ・デル・オビスポ、アンゲス、アンティリオン、アルケサル、アルガビエノ、アサラ、アスロー、バルバストロ、バルブニャレス、ベルベガル、フレクア・トーレス、ビエルゲ、カベリーヤ、カスバス・デ・ウエスカ、カステイジャスエロ、コロンゴ、エスタダ、エスタディリヤ、フォンツ、グラド(エル)、グラウス、オス・イ・コステア、イビエカ、イルチェ、ラルエンガ、ラベルディガ、ラスセラス・ボンサーノ、ナバル、オルベナ、ペラルタ・デ・アルコフエア、ペラルティージャ、ペラルルア、ペルトウサ、ボザン・デ・ペロ、フエブラ・デ・カストロ(ラ)、サラス・アルタス、サラス・バハス、サンタ・マリア・デ・ウルセス、セカステイージャ、シエタモ、トーレス・デ・アルカナドレ
1173	Terra Alta	ぶどう酒	スペイン	カタルーニャ州南部に位置し、エプロ川とアラゴンの土地との国境の間にある地域。 この地域には、テラ・アルタ地区の12の市町村が含まれています:アルネス、バテア、ポット、カセレス、コルベラ・デ・エブレ、ラ・ファタレツラ、ガンデサ、オルタ・デ・サン・フアン、エル・ビネル・デ・ブライ、ラ・ボブラ・デ・マサルカ、プラット・デ・コンテ、ビラルバ・デルス・アークス
1174	Ribera del Júcar	ぶどう酒	スペイン	カステリーヤ・ラ・マンチャ州のクエンカ県南部 地域: カサス・デ・ベニテス、カサス・デ・フェルナンド・アロンソ、カサス・デ・ギハット、カサス・デ・アロ、エル・ピカソ、ボソアマルゴ、シサンテ
1175	Rioja	ぶどう酒	スペイン	リオハ
1176	Ribeira Sacra	ぶどう酒	スペイン	リベira・サクラ=ガリシア
1177	Ribeiro	ぶどう酒	スペイン	以下の地域に位置する土地 リバダビア、アルノイア、カストレロ・デ・ミーニョ、カルバレダ・デ・アビア、レイロ、センリエ、ピエード、フンクシ、コルテガダ地区;オ・カルバリーニョ地区のバンガ、カバネラス、オ・パロンの教区;ポボラス地区のバソス・デ・アレンテイロ、アルバレリョス、ラハサス、カメイサ、モルデスの教区;ウレンセ地区のサンタ・クルス・デ・アラバルドおよびウンテスの地域、トエン地区のフガ、エイレクサ・デ・フガ、オリバール、フェア村、セレイロン、アロンゴスの教区;およびサン・アマロ地区のア・トゥーザ村 これらの地域は、スペインのガリシア州ウレンセ県にある。
1178	Rueda	ぶどう酒	スペイン	産地は、バリアドリッド県の南部に位置し、セゴビア県の西側やアビラ県の北側にあたる。 74の地域が含まれている: バリアドリッド県に53、セゴビア県に17、アビラ県に14の地域。
1179	Ribera del Duero	ぶどう酒	スペイン	カステリーヤ・イ・レオン自治州のブルゴス、セゴビア、ソリア、バリアドリッドの各県にある市町村の人口単位に位置する土地で構成されている。この地域は、2020年3月6日付のEU公式公報2020/C73/08に掲載されたリベラ・デル・ドゥエロの仕様書の第4項に定められている。
1180	Ribera del Guadiana	ぶどう酒	スペイン	以下に示すサブゾーンおよび地域に位置する土地で構成されている: ティエラ・デ・パロス: アセウチャル、アビリョネス、アランヘ、アルメンドラレホ、アロヨ・デ・サン・セルバン、アサガ、ペラルンガ、カラムンテ、コルテ・デ・ベレアス、エントリン・バホ、フェリア、フエンテ・デル・マエストレ、グラン・ハ・トリレルモサ、イグエラ・デ・ジェレナ、イニホサ・デル・バジェ、オルナチョス、ラ・モレラ、ラ・パバ、リジェラ、ジェレナ、マギーージャ、メリダ(グアディアナ川の左岸)、ノガレス、パロマス、フエブラ・デル・プリオール、フエブラ・デ・ラ・レイナ、リベラ・デル・フレスノ、サルバティエラ・デ・ロス・パロス、サンタ・マルタ・デ・ロス・パロス、ソラナ・デ・ロス・パロス、トレ・デ・ミゲル・セメロ、トレメヒア、バレンシア・デ・ラス・トーレス、バルベルデ・デ・ジェレナ、ビジャフランカ・デ・ロス・パロス、ビジャルバ・デ・ロス・パロス。 マタネグラ: ビエンベニダ、カルサディージャ、フエンテ・デ・カントス、メディナ・デ・ラス・トーレス、フエブラ・デ・サンチョ・ベレス、ロス・サントス・デ・マイモナ、ウサグレ、バレンシア・デル・ベントソ、サフラ。 リベラ・アルタ: アルフヒュセン、ベンケレンシア、カンパナリオ、カラスカレホ、カステュエラ、ラ・コロナダ、クリスティーナ、ドン・アルバロ、ドン・ベニート、エスバラガレホ、エスバラゴサ・デ・ラ・セレナ、イグエラ・デ・ラ・セレナ、ラ・ガロビーージャ、グアレニャ、ラ・アバ、マガセラ、マルバルティダ・デ・ラ・セレナ、マンチータ、メデジン、メンガプリル、メリダ(グアディアナ川の右岸)、ミランディージャ、モンテルピオ・デ・ラ・セレナ、ラ・ナバ・デ・サンティアゴ、ナバルビジャル・デ・ペラ、オリバ・デ・メリダ、キンタナ・デ・ラ・セレナ、レナ、サン・ペドロ・デ・メリダ、サンタ・アマリア、トルヒャーノス、バルデ・トーレス、バルベルデ・デ・メリダ、バジェ・デ・ラ・セレナ、ビジャゴンザロ、ビジャヌエバ・デ・ラ・セレナ、ビジャール・デ・レナ、サラマ・デ・ラ・セレナ、ザルサ・デ・アランヘ。 リベラ・バハ: ラ・アルブエラ、アルメンドラル、バダホス、ロボン、モンティホ、オリベンザ、ラ・ロカ・デ・ラ・シエラ、タラベラ・デ・ラ・レアル、トレマヨール、バルベルデ・デ・レガネス、ビジャル・デル・レイ。 モンタンセス: アルバラ、アルクエスカル、アルデア・デル・トルヒョ、アルデアセテンエラ、アルモハリン、アロヨ・モリノス・デ・モンタンセス、カサス・デ・ドン・アントニオ、エスクリアル、ガルシアス、エゲイフェラ、イババルナンド、ラ・クンブレ、マドロニエラ、ミアハダス、モンタンセス、フエルト・デ・サンタ・クルス、ロブレディージョ・デ・トルヒョ、サルバティエラ・デ・サンティアゴ、サンタ・クルス・デ・ラ・シエラ、サンタ・マルタ・デ・マガスカ、トーレ・デ・サンタ・マリア、トレンシーヤ・デ・ラ・ティエサ、トルヒョ、バルデフエンテス、バルデモラレス、ビジャメシアス、ザルサ・デ・モンタンセス。 カニャメロ: アリア、ベルソカナ、カニャメロ、グアダルベ、バルデカバジェロス。 このワインの醸造および生産地域は、スペインのエストレマドゥーラ自治州にある。
	Getariako Txakolina			

登録番号	原産地名	製品	原産国	産地
1181	Chacolí de Getaria	ぶどう酒	スペイン	ギブスコア、バスク州
	Txakoli de Getaria			
1182	Rias Baixas	ぶどう酒	スペイン	<p>スペインの北西部、ガリシア地方に位置するポンテベドラ県とア・コルーニャ県南部の以下の市町村:カンバドス、メアーニョ、サンセンショ、リバドゥミア、メイス、ピラノバ・デ・アウローサ、ポルタス、カルダス・デ・レイス、ピラガリシア・デ・アウローサ、パッロ、オ・グラーヴ、ア・イリヤ・デ・アウローサ、サルバテラ・デ・ミーニョ、アス・ネベス、アルボ、クレセンテ、サルセダ・デ・カセラス、ポンテアレアス、トワイ、ロザル、トミーニョ、ア・グアルダ、ソウトマイオール、ペドラ。また、以下の市町村の教区も含まれる:</p> <p>カニサ市:バレイセ教区 モス市:ロウレド教区 ゴンドマル市:マニフェ教区とピラサ教区 バドロン市:ルミジェ、カルカシア、イリア・フラビア、エルボン教区 テオ市:オサ、テオ、ランバイ、バモンデ、ラリス、ピラリーニョ、レイス教区 ボケイソン市:コデソ、ボウサダ、ウラル、レデスマ、ドナス、スシラ教区 トゥーロ市:ベンダーニャ教区</p>
1183	Penedès	ぶどう酒	スペイン	<p>以下に示す(1)バルセロナ県または(2)タラゴナ県の地域で構成されている:</p> <p>アブレラ (1)、アイグアムルシア (2)、アルピニャナ (2)、ラルボス (2)、アビニョネット・デル・ベネデス (1)、パニエレス・デル・ベネデス (2)、ペグエス (1)、ベルヴェイ (2)、ラ・ビスバル・デル・ベネデス (2)、ポナストレ (2)、レス・カバニェス (1)、カラフェル (2)、カニエリス (1)、カブレラ・ディ・イグアアダ (1)、カステレット・イ・ラ・ゴルナル (1)、カステルヴィ・デ・ラ・マルカ (1)、カステルヴィ・デ・ロザネス (1)、セルベリョ (1)、コルベラ・デ・リョブレガット (1)、クブレリス (1)、クニット (2)、フオン・ルビ (1)、ヘリダ (1)、ラ・グラナダ (1)、エルス・オスタレツ・デ・ビエロラ (1)、ラ・リヤクナ (1)、リョレンス・デル・ベネデス (2)、マルトレル (1)、マスケファ (1)、メディオナ (1)、モンメル (2)、オレドドラ (1)、オレサ・デ・ボネスバルス (1)、オリベリヤ (1)、バックス・デル・ベネデス (1)、ビエラ (1)、エル・ブラ・デル・ベネデス (1)、ポントンス (1)、フイグダルベール (1)、サン・クガット・セサガリゲス (1)、サン・エステベ・セソロビレス (1)、サン・ハウメ・デルス・ドメニス (2)、サン・リョレンス・デ・オルトンズ (1)、サン・マルティ・サロカ (1)、サン・ベレ・デ・リベス (1)、サン・ベレ・デ・リウデビトリエス (1)、サン・キンティ・デ・メディオナ (1)、サン・サドウルニ・ダノイア (1)、サンタ・フェ・デル・ベネデス (1)、サンタ・マルガリダ・イ・エルス・モンホス (1)、サンタ・マリア・デ・ミラジェス (1)、サンタ・オリバ (2)、シツェス (1)、スピラツ (1)、トレレビット (1)、トレレツ・デ・フォイ (1)、バリアーナ (1)、エル・ヴェンドレル (2)、ピラフランカ・デル・ベネデス (1)、ピラノバ・イ・ラ・ゲルトル (1)、ピロビ・デル・ベネデス (1)</p>
1184	Empordà	ぶどう酒	スペイン	<p>以下の地域の地区で構成されている:</p> <p>アグリヤナ、アビニョネット・デル・フイグベントス、ビウレ、ボアデリヤ・イ・レス・エスカウレス、カバナス、カダケス、カンタリョップス、カプマニ、システラ、コレラ、ダルニウス、エスボリヤ、フィゲラス、ガリグエラ、ラ・シヨクエラ、リヤンサ、リエルス、マサラク、モレット・デ・ベララーダ、バラウ＝サベレデラ、バウ、ベドレト・イ・マルザ、ベララーダ、ポント・デ・モリンス、ポルトブー、ポルト・デ・ラ・セルバ、ラボス、ロセス、サン・クリメント・セセベス、セルバ・デ・マール、テラデス、ピラフアント、ピラジュイガ、ピラマニスクリ、ピラナント、ベグール、ベルクレイ・デ・エンボルダ、カロンジェ、カステル・プラト・ハ・ダロ、コルサ、クルイリス、モネリス・イ・サン・サドウルニ・デ・レウラ、フオラジャック、ラ・ビスバル・デ・エンボルダ、モントラス、バラフルゲル、バラモス、バラウ＝サトール、バルス、レベニコス、サン・フェリウ・デ・ギクスル、サンタ・クリステイナ・ダロ、トレント、トロレリヤ・デ・モントグリ、ウジャ、バリア＝ジョブレガ。</p>
1185	Navarra	ぶどう酒	スペイン	ナバラ州
1186	Cigales	ぶどう酒	スペイン	<p>スペインのドゥエロ盆地の北部セクターに広がり、ビスエルガ川の両岸に位置し、面積は574 km²。この地域には以下の地域が含まれる:</p> <p>バリアドリッド県: カベゾン・デ・ビスエルガ、シガレス、コルコス・デル・バジェ、クビリヤス・デ・サンタ・マルタ、フエンサルダーニャ、ムシエンテス、キンタニージャ・デ・トリゲロス、サン・マルティン・デ・バルベニ、サントベニア・デ・ビスエルガ、トリゲロス・デル・バジェ、パロリア・ラ・フエナ; 「エル・ペロカル」と呼ばれる地区は、バリアドリッド県の境界、バリアドリッド・フエンサルダーニャ・ムシエンテス道路、ビスエルガ川に囲まれており、この地域はバリアドリッド市に属する</p> <p>バレンシア県: ドウエニヤス</p>
1187	Manchuela	ぶどう酒	スペイン	<p>以下の地域に位置するアルバセテ県およびクエンカ県のブドウ畑が含まれる。これらはスペインのカステイリヤ・ラ・マンチャ自治州にある:</p> <p>アルバセテ県: アベンピブレ、アラトス、アルボレア、アルカラ・デ・フーカル、バルサ・デ・ベス、カルセレン、カサ・イ・バニェス、カサ・デ・ファン・ヌニェス、カサ・デ・ベス、セニサチ、フエンテアルビージャ、ゴロサルボ、ラ・ヒネタ、ホルケラ、マドリゲラス、マホラ、モティジェハ、ナバス・デ・ホルケラ、ボソ・ロレンテ、ラ・レクエハ、バルデガンガ、ビジャ・デ・ベス、ビジャマレア、ビジャトーヤ、ビジャバリエンテ</p> <p>クエンカ県: アラルコン、アリアギージャ、アルモドバル・デル・ピナール、バルテン・デル・ホーヨ、フエナ・チェ・デ・アラルコン、カンビエジョ・デ・アルトフエイ、カルデネテ、カサシマロ、カステイジェホ・デ・イニエスタ、チュミリヤス、エンギダノス、ガバルドン、ガラバージャ、グラハ・デ・カンバルボ、グラハ・デ・イニエスタ、エル・エリエンブール、オンテシーヤス、イニエスタ、ランデテ、レダーニャ、ミングラニージャ、ミラ、モティージャ・デル・バランカール、ナルボネタ、オルメディージャ・デ・アラルコン、バラクエリョス・デ・ラ・ベガ、エル・ベラル、ラ・ベスケラ、エル・ピカソ、ビケラス・デル・カステイジョ、ポソルビエロス、フエブラ・デル・サルバドール、キンタナール・デル・レイ、ソレラ・デ・ガバルドン、タラユエラス、テバル、バルエルモソ・デ・ラ・フエンテ、バルベルデホ、ビジャガリシア・デル・ジャーノ、ビジャバルド、ビジャヌエバ・デ・ラ・ハラ、ビジャルタ、ピヨラ、イエマダ</p>

登録番号	原産地名	製品	原産国	産地
1188	Málaga	ぶどう酒	スペイン	<p>アンダルシア自治州の、以下の地域に位置する土地で構成されている:</p> <p>マラガ県に属するマラガ、アラメダ、アルカウシン、アルファルナテ、アルファルナテホ、アルガロポ、アルハウリン・デ・ラ・トーレ、アルマチャール、アルマルケン、アルモヒーア、アルオラ、アンテケラ、アルチエス、アルキドナ、アレナス、アリアデ、アタハテ、ベナダリッド、ベナマルゴサ、ベナモカラ、ベナラバ、エル・ボルヘ、カンビージョス、カニジャス・デ・アセイチュエノ、カニジャス・デ・アルバイダ、カルトマ、カサベルメハ、カサレス、コルメナール、コマレス、コンベタ、コルテス・デ・ラ・フロンテラ、クエバス・バハス、クエバス・デル・ベセロ、クエバス・デ・サン・マルコス、クタール、エステボナ、フリヒリアナ、フエンテビエドラ、ガウシン、ウミジャレド、イスナテ、マチャラビ、マニルバ、モクラインホ、モリーナ、ネルハ、ベリアナ、ピサラ、リンコン・デ・ラ・ビクトリア、リオゴルド、ロンダ、サラレス、サヤロンガ、セデリヤ、シエラ・デ・イェグアス、トレモリノス、トロックス、トタラン、ベレス・マラガ、ビジャヌエバ・デ・アルガイダス、ビジャヌエバ・デル・ロザリオ、ビジャヌエバ・デ・タバ、ビジャヌエバ・デル・トラブコ、ラ・ビニエラ、ルドバ県に属するベナマセおよびバレンシアナの地域</p>
1189	Cava	ぶどう酒	スペイン	カヴァ地方
1190	Cataluña Catalunya	ぶどう酒	スペイン	カタルーニャ自治州にあるバルセロナ県、ジローナ県、リエイダ県、タラゴナ県の一部の地域
1191	Jumilla	ぶどう酒	スペイン	フムリリヤ(ムルシア県)およびオンツール、アルバタナ、ヘリン、トバラ、フエンテアラモ、モンテアレグレ・デル・カステイージョ(アルバセテ県)の一部の地域
1192	La Mancha	ぶどう酒	スペイン	ラ・マンチャ(カステイリヤ・ラ・マンチャ自治州。)
1193	Jerez-Xérès-Sherry Jerez Xérès Sherry	ぶどう酒	スペイン	<p>アンダルシア自治州の以下の地域:</p> <p>ヘレス・デ・ラ・フロンテラ、サンルーカル・デ・バラメダ、エル・プエルト・デ・サンタ・マリア、チビオナ、チクラン、ロタ、トレプエナ、プエルト・レアル、レプハ</p>
1194	Cariñena	ぶどう酒	スペイン	アラゴン自治州、サラゴサ県に位置する以下の地域の土地で構成されている:アグアロン、アドレン、アルファメン、アルモナシッド・デ・ラ・シエラ、アルバルティル、カリニエナ、コスエンダ、エンシナコルバ、ロンガレス、メサロチャ、ムエル、パニサ、トソス、ビジャヌエバ・デ・ウエルバ
1195	Calatayud	ぶどう酒	スペイン	<p>アラゴン自治州にある以下の地域</p> <p>アバント、アセド、アラバ、アルハマ・デ・アラゴン、アニニオン、アリサ、アテア、アテカ、ベルモン・デ・グラシアン、フビエルカ、カラタユド、カレナス、カステホン・デ・ラス・アルマス、カステホン・デ・アラバ、セルベラ・デ・ラ・カニヤダ、セティオ、クラレス・デ・リボタ、コドス、エル・フラスノ、フエンテス・デ・ヒロカ、ゴドホス、イブデス、ハラバ、マルエンダ、マラ、ミエデス、モンテルデ、モンテン、モラタ・デ・ヒロカ、モロス、ムネブレガ、ヌエバロス、オルベス、オレラ、ハラケリヨス・デ・ヒロカ、ルエスカ、セディルス、テレル、トラルバ・デ・リボタ、トリホ・デ・ラ・カニヤダ、バルトレス、ペリージャ・デ・ヒロカ、ビジャルバ・デル・ベレヒル、ビジャンエンガ、ビジャローヤ・デ・ラ・シエラ、ラ・ビルエニャ</p>
1205	Bullas	ぶどう酒	スペイン	<p>ムルシア州の以下の地域に位置する土地で構成されています:ブルラス、セヘギン、ムーラ、プリエゴ、リコテ、カラスバラ市町村では、セグラ川とセヘギンおよびムーラの行政境界の間に含まれる地域、カラバカ市町村では、アラバル・デ・ラ・エンカルナシオン、カンボ・コイ、カニヤダ・デ・ラ・シマ、カニヤダ・レングアの地域、モラタ市町村では、ベニサル、オトス、マズーサ、イナサレス、ラ・ロガティバの集落、ラス・カニヤダス地域、ウレラのランプラとセヘギンおよびカラスバラの市町村の行政境界の間に含まれる地域、ロルカ市町村では、アビレス、コイ、ドニヤ・イネス、ラ・バカ、ザルサディージャ・デ・トタナの集落、シエサおよびトタナの地区では、これらの地区とリコテおよびムーラ地区、ロルカおよびムーラとの間に含まれるブドウ畑</p>
1206	Bizkaiko Txakolina Chacolí de Bizkaia Txakoli de Bizkaia	ぶどう酒	スペイン	<p>海抜400メートル以下の高度に位置する土地で構成されており、バスク州ビスカヤ県の市町村のいずれかに所在し、認められた品種のブドウの生産に適していることが求められる。また、原産地名によって保護される特定の特性を持つワインを生産するために必要な品質を備えており、そのように登録されている必要がある。</p>
1213	Bierzo	ぶどう酒	スペイン	レオン
1215	Alicante	ぶどう酒	スペイン	<p>アリカンテ県に位置する土地で構成されており、保護の対象となる地域の小さな地理的単位であるサブゾーンに分類され、以下の市町村が含まれている:</p> <p>サブゾーン L'Alacantí: アリカンテ</p> <p>サブゾーン L'Alcoià: バニエレス・デ・マリオリ、カスターヤ、イビ、オニル、ティビ、アルコイ、ベニファリム、ベナギラ</p> <p>サブゾーン アルト・ピナロポおよびメディオ・ピナロポ: アルゲーニャ、ベネイシャマ、ビアル、カンボ・デ・ミラ、カニヤダ、エルダ、ホンドン・デ・ラス・ニエベス、ホンドン・デ・ロス・フライレス、ラ・ロマナ、モノバル、バルティダ・エル・マニヤン、ベトル、ピノ、サリナス、サックス、ビレナ、ノベリダ市町村の地域。</p> <p>また、アリカンテ県のオリウエラ市町村にあるバルバロハ地域、アバニージャ市町村のカントン、カニヤダ・デ・ラ・レーニャ、マンスカダの地域、フミリヤ市町村のアルベルキージャ、カニヤダ・デ・トリゴ、ラハ、カサ・ロス・フライレス、トレ・テル・リコ、ザルサの地域、イェクラ市町村のホヤスおよびラス・バイの地域も含まれる。これらは、1957年2月21日の命令によって承認されたアリカンテ原産地名の規則に基づき、原産地名に登録されており、登録されたワイナリーでのブドウ、モスト、ワインの生産が専らアリカンテ原産地名によって保護された製品の取得に向けられている限り、登録が中断されていないことが条件である</p> <p>サブゾーン パホ・ピナロポ: エルチエ、クレビジェンテ、サンタ・ポーラ</p> <p>サブゾーン ラ・マリーナ・アルタ: アルカラリー、ベニアルベイグ、ベニチェンブラ、ベニドレイグ、ベニメリ、ベニツサ、ベニタチエル、カルベ、カステル・デ・カステリヤ、デニア、エルス・ボブレッツ、ガタ・デ・ゴルドス、リリベル、ムルラ、オンダラ、オルバ、バルセント、ベドレゲル、サグラ、サネト・イ・ネグラル、セニハ、テウラダ、ラフォーール・デ・アルムニア、トルモス、バル・デ・ラ・グアルト、エル・ベルヘル、ハベア、ハロ、シャロ</p> <p>サブゾーン ラ・マリーナ・バハ: ベニドルム、アルファス・デル・ビ、アルテア、フィネストラ、ラ・ヌシア、ボロップ・デ・ラ・マリーナ、グアダレスト、ベニマンテル、ベニファト、コンフリデス、セリヤ、ベニアルダ、ボル・リヤ、レレウ、ビジャホイーサ、オルケタ</p> <p>サブゾーン エル・コムタ: アルファファラ、アルコレチャ、アルコセール・デ・ブラナス、アグレス、ムーロ・デ・アルコイ、ガヤネス、ベニアレス、ベニマソト、ロルチャ、ブラネス、トリヨス、ファマルカ、クアトレトンドタ、ベナサウ、ゴルガ、ミレナ、パロネス、ベニヨバ、ベニリョバ、アルケリア・デ・アスナール、アルムダイナ、ベニマルフ、コセンティエナ</p> <p>また、「ラ・マター・イ・トレヴィエハ自然公園」の境界内に位置するブドウ畑も含まれる</p>

登録番号	原産地名	製品	原産国	産地
1216	Almansa	ぶどう酒	スペイン	カスティーリャ・ラ・マンチャの南東部、アルバセテ県に位置する。 以下の市町村にある区画および小区画が含まれる: アルマンサ、アルベラ、ボネテ、コラル・ルビオ、イゲルエラ、ホヤ・ゴンザロ、ペトローラ、チンチリャ: AB-402 サービス道路(ホルナからベント・デ・アルハマへ向かう道路)によって区切られた地域で、片側はペトローラおよびコラル・ルビオの市町村と接し、もう片側はボネテ、イゲルエラ、ホヤ・ゴンザロの市町村と接している
1230	Vinohradnícka oblast Tokaj	ぶどう酒	ハンガリー	トカイワイン生産地域は、チェルホフ、ヴェルカトルニャ、マラトルニャ、スロバキア・ヴエ・メスト、バラ、チェルノホフ、ヴィニチキのトカイ市町村の地籍区域の境界によって囲まれたワイン生産地域。
1240	Κοινοβανδαρία (KOYMANDARIA)	ぶどう酒	キプロス	コマンダリアの区画された地理的領域は、キプロスの14のワインコミュニティで構成されている。具体的には以下のとおり: Αγιοσ Γεωργιος Σιλικου (Ayios Georgios Siliou), Αγιοσ Κωνσταντinos (Ayios Konstantinos), Αγιοσ Μάμας (Ayios Mamas), Αγιοσ Παύλοσ (Ayios Pavlos), Αψιού (Apsiou), Γερασ (Yerasa), Δωρόσ (Doros), Ζωοπιη (Zoopii), Καλο Χωριό (Kalo Chorio), Καπιλιο (Kapilio), Λάνια (Lania), Λουβάρωσ (Louvaras), Μοναγρι (Monagri), Σιλικου (Siliou)
1241	Gioia del Colle	ぶどう酒	イタリア	以下の地区を含む: アクアヴィーヴァ・デル・フォンティ、アデルフィア、カザマツシマ、カッサーノ・ムルガ、カステッラーナ、グロッテ、コンヴェルサーノ、ジョイア・デル・コッレ、グルーモ・アプーラ、ノーテ、プティニャーノ、ルティリアーノ、サンミケレ・ディ・バリ、サンニカンドロ・ディ・バリ、サンテラモ・イン・コッレ、トウーリ、そしてバリ県のその他の地域。これらは、原産地名「ジョイア・デル・コッレ」の仕様書に記載されている通り(登録ファイル番号 PDO-IT-A0549)
1245	Franciacorta	ぶどう酒	イタリア	以下の地区を含む: バラティコ、カプリオロ、アドロ、エルフスコ、コルテフランカ、イゼオ、オメ、モンティチェッリ・ブルサーティ、ロデngo・サイアーノ、バデルノ・フランチャコルタ、バッシラーノ、プロヴァリオ・ディ・イゼオ、チェラティカ、グッザゴ、そしてフレシア県のその他の地域。これは、原産地名「フランチャコルタ」の仕様書に記載されている通り(登録ファイル番号 PDO-IT-A1034)。
1246	Dons	ぶどう酒	デンマーク	コルディング近くのドンス町; より具体的には、アルミンドのドンス・ビー地籍区域内にある氷河後の砂利と砂の堆積物によるトンネルバレー。ドンス・ビー地籍区域は、853ヘクタールの面積を持ち、1821年から区画図で明確に区分されている。 ブドウ畑は標高25~60メートルの位置にあり、海からの距離は約7キロメートルで、コルディングフィヨルドに近い場所にある。
1249	Aylés	ぶどう酒	スペイン	アラゴン自治州に位置している、Vino de Pagoワインを生産するブドウ畑を含む可能性のある「アイレス」農場のエリアには、メサロチャ市(サラゴサ)の以下の区画が含まれる: Polygon 16: Plot 2, enclosures 1,3,5,7,8,9,10,12,21,36,37 Plot 3, enclosure 1 Plot 4, enclosure 1 Plot 12, enclosures 4,16,17,18,19,20,33,39,40,45,47,48,50,51,53,55,56,57 Plot 13, enclosure 23 Polygon 19: Plot 212, enclosure 1 Plot 213, encloses 1 and 3 Plot 214, enclosures 1 and 4 enclosureは「Sistema de Información Geográfica de Parcelas (SIGPAC)」(農業区画の地理情報システム)の参照に対応している。
1250	Condado de Huelva	ぶどう酒	スペイン	生産地域は、ウエルバ県の以下の市町村を含む: アルモンテ、ベアス、ボリヨス・バル・デル・コンデ、ボナレス、チュセナ、ヒブラレオン、イノホス、ラ・バルマ・デル・コンデ、ルセナ・デル・プエルト、マンサニージャ、モゲル、ニエブラ、パロス・デ・ラ・フロンテラ、ロシアナ・デル・コンデ、サンファン・デル・プエルト、トリゲロス、ビジャルバ・デル・アルコール、ビジャラサ。 熟成地域は、アルモンテ、ボリヨス・バル・デル・コンデ、チュセナ、ヒブラレオン、ラ・バルマ・デル・コンデ、マンサニージャ、モゲル、ロシアナ・デル・コンデ、サンファン・デル・プエルト、ビジャルバ・デル・アルコールの市町村で構成されている。 生産、熟成 地域は、アンダルシア自治州に位置している。
1251	Dehesa del Carrizal	ぶどう酒	スペイン	カスティーリャ・ラ・マンチャ州レトウエルタ・デル・ブラーケ(シウダ・レアル)市区町村の以下の区画、ポリゴン9の区画449a、449ec、449ea、449eb、449ada、449adb、449adc、449eca、およびポリゴン23の区画860a、860b、860cが含まれる。
1252	Islas Canarias	ぶどう酒	スペイン	カナリア諸島全域
1253	Lanzarote	ぶどう酒	スペイン	これらのワインの生産、貯蔵、熟成、瓶詰めエリアには、ランサローテ島(カナリア諸島、スペイン)全体が含まれる。
1254	La Palma	ぶどう酒	スペイン	生産地域は、カナリア諸島自治州のラ・バルマ島の以下のサブゾーンに位置する土地で構成されている。 ラ・バルマ北部サブゾーン: ティハラフェ、プンタゴルダ、ガラフィア、バルロベント、サン・アンドレス、ソーセス、プンタジャナの各自治体 ホ・デ・マソサブゾーン: サンタ・クルス・デ・ラ・バルマ、プレーニャ・アルタ、プレーニャ・バハ、ビジャ・デ・マソの各自治体 フエンカリエンテサブゾーン: フエンカリエンテ、ロス・ジャノス、エル・バソ、タサコルテの各自治体
1257	Ycoden-Deute-Isora	ぶどう酒	スペイン	生産地域は、スペインのテネリフェ島にある以下の自治体で構成されている: サン・ファン・デ・ラ・ランブラ、ラン・グアンチャ、イコド・デ・ロス・ビノス、ガラチコ、ロス・シロス、フエナビスタ・デル・ノルテ、エル・タンケ、サンティアゴ・デル・テイデ、グイア・デ・イソラ。

登録番号	原産地名	製品	原産国	産地
1258	Sierras de Málaga	ぶどう酒	スペイン	「シエラス・デ・マラガ」の区画された地域は、スペインのマラガ州にある自治体および隣接する自治体に対応しており、これらはその仕様書に記載されている。保護の内部ゾーニングには、「セラニア・デ・ロンダ」サブゾーンや、保護地域よりも小さい他の異なる地理的単位が含まれており、これらもその仕様書で定義されている。
1266	Manzanilla-Sanlúcar de Barrameda	ぶどう酒	スペイン	生産地域は、アンダルシア自治州のヘレス・デ・ラ・フロンテーラ、エル・プエルト・デ・サンタ・マリア、サンルúcar・デ・バラメダ、トレブフヘナ、チビオナ、ロタ、プエルト・レアル、チクラナ・デ・フロンテーラ、レブリハの自治体に位置する土地で構成されている。この地域は、東側がグリニッジ子午線5°49'西、北側が緯度36°58'北で区切られている。
	Manzanilla			
1267	Monterrei	ぶどう酒	スペイン	モンテレイ渓谷:カストレロ・ド・バル、モンテレイ、オインブラ、ペリンの一部の自治体を含む モンテレイ丘陵:ピラルデボスの自治体と、カストレロ・ド・バル、オインブラ、モンテレイ、ペリン、リオスの一部の自治体で構成される この地域全体は、ガリシア自治州にあるオウレンセ地域に位置している。
1278	Bolgheri	ぶどう酒	イタリア	原産地呼称「ボルゲリ」の仕様書に明記されている通り、イタリアのリヴォルノ県カスターグネト・カルドゥッチ郡の行政管轄区域を含む。
1295	Σ α ν τ ο ρ ι ν η (Santorini)	ぶどう酒	ギリシャ	ギリシャ南部エーゲ海地方のティラ島(サントリーニ島)とティラシア島を含む
1302	Alsace grand cru Altenberg de Bergbieten	ぶどう酒	フランス	オー・ラン県、バ・ラン県
1303	Alsace grand cru Altenberg de Bergheim	ぶどう酒	フランス	オー・ラン県、バ・ラン県
1304	Alsace grand cru Altenberg de Wolxheim	ぶどう酒	フランス	オー・ラン県、バ・ラン県
1305	Alsace grand cru Brand	ぶどう酒	フランス	オー・ラン県、バ・ラン県
1306	Alsace grand cru Bruderthal	ぶどう酒	フランス	オー・ラン県、バ・ラン県
1307	Alsace grand cru Mandelberg	ぶどう酒	フランス	オー・ラン県、バ・ラン県
1308	Alsace grand cru Eichberg	ぶどう酒	フランス	オー・ラン県、バ・ラン県
1309	Alsace grand cru Engelberg	ぶどう酒	フランス	オー・ラン県、バ・ラン県
1310	Alsace grand cru Florimont	ぶどう酒	フランス	オー・ラン県、バ・ラン県
1311	Alsace grand cru Frankstein	ぶどう酒	フランス	オー・ラン県、バ・ラン県
1312	Alsace grand cru Froehn	ぶどう酒	フランス	オー・ラン県、バ・ラン県
1313	Alsace grand cru Furstentum	ぶどう酒	フランス	オー・ラン県、バ・ラン県
1314	Alsace grand cru Geisberg	ぶどう酒	フランス	オー・ラン県、バ・ラン県
1315	Alsace grand cru Gloeckelberg	ぶどう酒	フランス	オー・ラン県、バ・ラン県
1316	Alsace grand cru Goldert	ぶどう酒	フランス	オー・ラン県、バ・ラン県
1317	Alsace grand cru Hatschbourg	ぶどう酒	フランス	オー・ラン県、バ・ラン県
1318	Alsace grand cru Hengst	ぶどう酒	フランス	オー・ラン県、バ・ラン県
1319	Alsace grand cru Kaefferkopf	ぶどう酒	フランス	オー・ラン県、バ・ラン県
1320	Alsace grand cru Kanzlerberg	ぶどう酒	フランス	オー・ラン県、バ・ラン県
1321	Alsace grand cru Kastelberg	ぶどう酒	フランス	オー・ラン県、バ・ラン県
1322	Alsace grand cru Kessler	ぶどう酒	フランス	オー・ラン県、バ・ラン県
1323	Alsace grand cru Kirchberg de Barr	ぶどう酒	フランス	オー・ラン県、バ・ラン県
1324	Alsace grand cru Kirchberg de Ribeauvillé	ぶどう酒	フランス	オー・ラン県、バ・ラン県
1325	Alsace grand cru Kitterlé	ぶどう酒	フランス	オー・ラン県、バ・ラン県
1326	Alsace grand cru Mambourg	ぶどう酒	フランス	オー・ラン県、バ・ラン県
1329	Valais	ぶどう酒	スイス	ヴァレー州
	Wallis			
1332	Alsace grand cru Marckrain	ぶどう酒	フランス	オー・ラン県、バ・ラン県
1333	Alsace grand cru Moenchberg	ぶどう酒	フランス	オー・ラン県、バ・ラン県
1334	Alsace grand cru Muenchberg	ぶどう酒	フランス	オー・ラン県、バ・ラン県
1335	Alsace grand cru Ollwiller	ぶどう酒	フランス	オー・ラン県、バ・ラン県

登録番号	原産地名	製品	原産国	産地
1336	Alsace grand cru Osterberg	ぶどう酒	フランス	オー・ラン県、バ・ラン県
1337	Alsace grand cru Pfersigberg	ぶどう酒	フランス	オー・ラン県、バ・ラン県
1338	Alsace grand cru Pflingstberg	ぶどう酒	フランス	オー・ラン県、バ・ラン県
1339	Alsace grand cru Praelatenberg	ぶどう酒	フランス	オー・ラン県、バ・ラン県
1340	Alsace grand cru Rangen	ぶどう酒	フランス	オー・ラン県、バ・ラン県
1341	Alsace grand cru Rosacker	ぶどう酒	フランス	オー・ラン県、バ・ラン県
1342	Alsace grand cru Schlossberg	ぶどう酒	フランス	オー・ラン県、バ・ラン県
1343	Alsace grand cru Saering	ぶどう酒	フランス	オー・ラン県、バ・ラン県
1344	Alsace grand cru Schoenenbourg	ぶどう酒	フランス	オー・ラン県、バ・ラン県
1345	Alsace grand cru Sommerberg	ぶどう酒	フランス	オー・ラン県、バ・ラン県
1346	Alsace grand cru Sonnenglanz	ぶどう酒	フランス	オー・ラン県、バ・ラン県
1347	Alsace grand cru Spiegel	ぶどう酒	フランス	オー・ラン県、バ・ラン県
1348	Alsace grand cru Sporen	ぶどう酒	フランス	オー・ラン県、バ・ラン県
1349	Alsace grand cru Steinert	ぶどう酒	フランス	オー・ラン県、バ・ラン県
1350	Alsace grand cru Steingrubler	ぶどう酒	フランス	オー・ラン県、バ・ラン県
1351	Alsace grand cru Steinklotz	ぶどう酒	フランス	オー・ラン県、バ・ラン県
1352	Alsace grand cru Vorbourg	ぶどう酒	フランス	オー・ラン県、バ・ラン県
1353	Alsace grand cru Winzenberg	ぶどう酒	フランス	オー・ラン県、バ・ラン県
1354	Alsace grand cru Wineck-Schlossberg	ぶどう酒	フランス	オー・ラン県、バ・ラン県
1355	Alsace grand cru Zinckoeplé	ぶどう酒	フランス	オー・ラン県、バ・ラン県
1356	Alsace grand cru Zotzenberg	ぶどう酒	フランス	オー・ラン県、バ・ラン県
1357	Alsace grand cru Wiebelsberg	ぶどう酒	フランス	オー・ラン県、バ・ラン県
1361	Abadía Retuerta	ぶどう酒	スペイン	スペインの中央北部にあるカスティーリャ・イ・レオン自治州のバリャドリッド州、サルドン・デ・ドウエロ自治体に属している。これはポリゴン2内に位置し、以下の区画を含んでいる：区画1、区画4、区画5、区画6、区画8、区画9、区画10、区画13、区画14、および区画9000。これらはスペインの農業区画地理情報システム(SIGPAC)に基づいており、権限のある機関の好意的決定の日に公開されたもので、560.49ヘクタールの連続した土地面積からなる。
1362	Abona	ぶどう酒	スペイン	スペインのカナリア諸島自治州にあるテネリフェ島の以下の自治体で構成されている：アデヘ、アリコ、アロナ、ファスニア、グラナディージャ・デアボナ、サン・ミゲル・デアボナ、ピラフォル
1363	Dehesa Peñalba	ぶどう酒	スペイン	スペインの中央北部にあるカスティーリャ・イ・レオン自治州のバリャドリッド州、ビジャバーニェス自治体に位置しており、総面積は91.4287ヘクタールである。この地域は、以下のSIGPAC(スペインの農業区画地理情報システム)区画によって定義された連続した土地で構成されている。 - ポリゴン6: 区画5 121、5 122、5 123、5 124、5 125および区画9 003の囲い3(灌漑用水路)。 DOP「デヘサ・ペニャルバ」によって保護されたワインの生産および熟成は、前述の区画で区切られた地域で行われる。 (* SIGPACは更新されるため、上記の参照は2020年に公開されたSIGPACに対応していることに注意が必要である。
1364	El Hierro	ぶどう酒	スペイン	スペインのカナリア諸島自治州にあるエル・ヒエロ島の全ての栽培面積
1365	La Gomera	ぶどう酒	スペイン	スペインのラ・ゴメラ島全体を含んでおり、以下の6つの自治体で構成されている：アグーロ、アラヘロ、エルミギア、サン・セバスティアン、バジャエルモソ、バジェ・グラン・レイ
1368	Tacoronte-Acentejo	ぶどう酒	スペイン	スペインのカナリア諸島自治州にあるテネリフェ島の以下の自治体に位置する土地で構成されている：アラフォ、カンデラリア、ギマール
1369	Uruña	ぶどう酒	スペイン	スペインのカナリア諸島自治州にあるテネリフェ島の以下の自治体に位置する土地で構成されている：アラフォ、カンデラリア、ギマール
1370	Valle de Güímar	ぶどう酒	スペイン	スペインのカナリア諸島自治州にあるテネリフェ島の以下の自治体に位置する土地で構成されている：アラフォ、カンデラリア、ギマール
1371	Valle de la Orotava	ぶどう酒	スペイン	スペインのカナリア諸島自治州にあるテネリフェ島の以下の自治体で構成されている：ラ・オロタバ、ロス・レアルホス、フエルト・デ・ラ・クルス
1374	Coteaux Bourguignons	ぶどう酒	フランス	ロヌス県、ヨヌス県、ソーヌ・エ・ロワール県、コート・ドール県
1375	Coteaux Varois en Provence	ぶどう酒	フランス	バール県
1378	Fronton	ぶどう酒	フランス	オート・ガロンヌ県、タルヌ・エ・ガロンヌ県
1379	Irancy	ぶどう酒	フランス	ヨヌス県
1380	Languedoc	ぶどう酒	フランス	オード県、ガル県、エロー県、ピレネー・オリアantal県

登録番号	原産地名	製品	原産国	産地
1381	Luberon	ぶどう酒	フランス	ヴォクリューズ県
1382	Malepère	ぶどう酒	フランス	オード県
1387	Montlouis-sur-Loire	ぶどう酒	フランス	アンドル・エ・ロワール
1389	Orléans	ぶどう酒	フランス	ロワレ県
1392	Saint-Bris	ぶどう酒	フランス	ヨヌヌ県
1393	Saint-Mont	ぶどう酒	フランス	ジェール県
1395	Ventoux	ぶどう酒	フランス	ヴォクリューズ県
1401	Bolgheri Sassicaia	ぶどう酒	イタリア	リヴォルノ州にあるカステニエート・カルドゥッチの自治体の行政管轄内に位置する小さな区画された地域
1419	Trento	ぶどう酒	イタリア	トレント州内の区画された地域

【備考】

- (1)「登録番号」は、リスボン協定により国際登録されている原産地名の国際登録番号である。
- (2)「製品」はリスボン協定により国際登録されている原産地名の使用に係る製品である。
- (3)「原産国」は、リスボン協定により国際登録されている原産国名である。
- (4)「産地」を含め、本リストは仮訳を含んでおり、詳細は、リスボン協定データベースを確認すること。
<https://www.wipo.int/ipdl/en/search/lisbon/>
- (5)本リストは令和7年3月現在のものである。